の母后、嶮峨天皇の母后の寺陵を近陵と爲し、其餘は皆遠と爲す、貞觀十四年大枝陵を除きて、後山階陵を置く、光孝天皇即位後、田原陵を除き中尾陵を置く、醍醐天皇延喜の制、後山階、楊梅の二陵を除き、後田邑、小野の二陵を加ふ、朱雀天皇の世、田邑陵を除き、後山階陵を置き、村上天皇の世、中尾、長岡、楊梅の三陵を除き、宇治の三陵を置く、後に宇治は歴世母后の陵なるを以て、その規疎に因て廢罷す、その後加除一ならずと雖も、山階、後田原、柏原、八島、深草、後田邑、後山階陵は歴世除かれず（禮樂志）

キムレジヤウ　木年禮城　所在薩摩國出水郡下出水村大字江内（地名辭書）文治二年、島津忠久薩隅日三國の地頭に補せられ、家臣本田貞親を下す、貞親城を築き還て忠久に告ぐ、建久七年忠久下りて當城に入る、其後五代まで此に居りしが、六代氏久に至り東福寺城に移り、一族忠氏當城に入る、文和四年守久の時、宮方の軍之を攻め、却て敗れ退く、應永中守久宗家に叛き、二十九年島津久豐之を伐ち走らせ、當城を收む、其後の事詳かならず（地理纂考）

キンレンジ　金蓮寺　所在山城國京都下京區中の町○山號錦綾山（地名辭書）時宗、四條派の本山、本尊阿彌陀佛（地名辭書）延慶元年、後伏見天皇勅して寺を四條京極に建てしむ、僧浄阿を開基とす、花園天皇宸筆の額を賜り、錦綾山太平興國金蓮寺と號し、四條道場と稱す、延文中、佐々木道譽邸地を寺に附す、其後屢々災に罹り隆替一ならず、天文中後奈良天皇四脚門を建つるの勅許あり、もと子院十八坊ありしが、天明の大火に寺院殿堂悉く燒失す、文政八年再建す、子院僅に二寺を存す（山城名勝志、平安通志）

キンワウ　勤王　王室の事に勤むるをいふ、左傳の僖二十五年に、秦伯師于河上、將納王、孫僖書に於晉侯曰、求諸侯莫如勤王、とありて、註に王を納るゝを勤むるなりと見えたり、

キンジ　箕面寺　瀧安寺（ロリアンジ）を見よ、

キモイリ　肝煎　すべて事を斡旋するをいふ、江戸時代高家寄合等にもその職立を肝煎といひ、又名主庄屋の職にて村長をもいふ、肝を煎るとは犠意を刻すといふ類にて、何角苦心するをいふなるべし、岩城志曰、天正年間の古文書に、走り廻り肝を可煎旨入と云へるあり、是に據れば、肝髓を碎き、念を入れ、身に引受世話することゝ思はれたり、何時頃より始まりしか詳かならず、天正の頃よりありたるが如し、慶長元和の古文書に、肝煎百姓とあるもの多く見えたり、其後も他にて、名主の事を奥州には肝煎と云ひ來りしが、近世多く名主と稱するに至れり（農政彙右）

キモツキノコホリ　肝衝郡　肝衝、肝坏に作り、文武天皇四年（地名辭書）續紀に、肝衝、肝坏に作り、文武天皇四年六月及び和銅六年四月に見えたり、中世肝付に作る、和名抄に、染原（クハラ）雲屋（ムカヤ）川上（カハカミ）雁廣（カリマ）の郷あり、元祿圖、給雜郡を合して肝屬に作る、以後皆之に仍る、地誌提要肝付に作り、郡區編制また肝屬に作る、明治二十九年南大隅郡を合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

キモミヂ　黄紅葉　黄の色目の名、數説あり、胡曹抄及び物具抄には、表は黄色にて裏蘇芳といひ、庭衣抄には、濃き黄色なりとし、薄強草は、裏青なりとし、雜事抄には、濃き黄色なりといふ、按するに、表黄裏蘇芳とふもの義に近し、なほ狩衣、牛轅、衣等に

も用ひ、秋季皆用す（裝束色葉）

キモン　鬼門　陰家陰陽家等にて、東北の隅を云ふ、萬事に忌み嫌ふ方角なり、本朝俚言に、鬼門はもと漢書神異經に、東北有鬼鬼石室三百里、共一門、題曰鬼門、云々、又事文類聚云、交趾有鬼門、其南多瘴癘、去者罕得生還、云々、觀音云、若度鬼門、千去九不還云々とあるを、我國にて聞き誤りて東北を鬼門と云ひしならん、と云へり、名稱の史に見えたるは、吾妻鏡嘉祿元年正月二十一日五大堂建立の條に、相當事府鬼門方、有此地云々、とあるを始めとす、室町時代を經て江戸時代には、盛に此事行はれ、今日と雖も民間にては大に忌避せり（玉勝間、安政雜錄、本朝俚言、燕石雜志）

ギモンジヤウセイ　擬文章生　察試に及第せしものを云ふ、二十人を定めとす、「レウセ」を見よ、

キヤウ　卿　八省の長官を云ふ、中務省は四品以上の親王を以て補し、其外は正四位下の官、增注職原抄に、卿嚮也、言爲人所嚮也、又卿章也、章明也、白虎通曰、以其章明臣道、故曰之卿、也、と云へり、

キヤウエフ　杏葉　轡の飾に用ふる物、其形杏の葉に似たるより名づくと云ふ、或は銀杏の葉に似たるなりと、後世鎧甲幕紋等にあるは是より轉ぜしなり、和名抄に、辨色立成云、杏葉和名伊良、俗云行衣布、と見え、飾抄に、天養元九八四河御

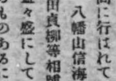

（付三杏葉）（裝束抄右近陣中將經定和鞍、唐鞍、鞦（付三杏葉）云々、と見えたり、今飾抄所載の圖を附に示す、

ギヤウエフノモン　杏葉紋（堯葉）　紋所の名、杏葉二つを左右より抱き合せたる形にあがきたるもの、鍋島氏は「杏葉」（第一圖）及び「花杏葉」○石野、六角、持明院、中園、藪の諸氏は、丸の内花杏葉」を家紋とし、尚ほ諸家紋に據れば、大友、田村氏は「杏葉」、堺和氏は、「丸内花杏葉」、目賀田氏は、「三ツ重花杏葉」、藤島、大野、溝科の諸氏は、「九曜花杏葉」を用ひたるなり○秋響間語に、藪、中園、高丘の三家に付給ふは、俗間に用ふる「メウガ」に似て、葉中に花葉數點あり、武門にて鍋島藪の紋とする是なり、園家に付給ふは、飾抄のていに似たるが、元來此紋、杏の葉にてはなし、古來通文といふ物あり、花にては唐花、葉にては此紋なり、たれが書しても苦しからぬ由にて、むだ紋、たゞ紋など云是なり、云々」といへり、

キヤウエン　饗宴　裝束古へ禁中にて博士等日本紀物語類等を進講の終り、又勅撰和歌集の功終りし時に行ふ祝宴を云ふ（地名辭書）三代實錄貞觀二年十二月の條に、二十日乙丑、先是從五位上行大學博士大春日朝臣雄繼、以御注孝經、奉授皇帝、今日有事、竟宴、云々、とあるを初見とす、十八年七月顔氏家訓を近侍に教授し竟宴を賜ひ、元慶六年日本紀進講の竟宴ありし事共に同書に見え、醍醐天皇寛平元年十月九日周易を御講し、三年六月十三日講學竟宴を賜はりしこと、田氏家集に見えたり、勅撰和歌集の竟宴を行ひしは、明月記に、土御門天皇元久二年三月二十日別當（源通具）消息云、新古今竟宴、凝風情、可、豫參、由、案、此邪如何、竟宴事先例不審、然、竟宴事不、存知、延喜古今、天曆後撰、皆見之所、及、不、見、竟宴事、只所、見日本紀竟宴計也、云々、と、其後勅撰和歌集には屢々竟宴を行ひしこと見えたれども、進講竟宴につきては見ゆるところなし、

キヤウエン　鏡園　名所圖會通称と號す、一名は浄光、後醍醐天皇特に普照大光國師の號を賜ふ（地名辭書）幼より出家し、初め講肆に遊ぶ、後禪に歸し下野の雲巖寺に至りて高峯和尚に依る、又筑前の崇福寺に往きて南浦紹師に參し、晨夕參究し、遂に印記を受く、後ち享菴を洛西に建て居る、花園天皇勅して禍壽寺に出世せしむ、後醍醐天皇勅して南禪寺に住せしめ、時々召して法要を詢ふ、元亨四年正月二十一日、延暦僧都城東寺南都の諸講師を清涼殿に召して、圓と宗要を對辨せしむ、圓會々風疾に罹る、病を强めて宗峰と共に昇殿す、諸講師其語を聞きて稽首服膺す、同年正月二十七日遷化す、壽六十八（本朝高僧傳）

キヤウオウ　饗應　饗讌（キヤウレイ）を見よ、

キヤウカ　狂歌　裝束短歌の一種にして、滑稽諧謔を主とせる歌、古代之を俳諧歌、戲笑歌と稱す、又夷曲（ヒナブリ）、夷歌（ヒナウタ）、狂歌（夷曲集）、俗謡歌、戲歌（四行聞書）夷歌（古今集）狂言歌（同上）狂歌（夷曲集）後撰夷曲集に、狂歌に神代より傳りたりといひ、和歌考に、萬葉集の戲咲歌、古今集の俳諧歌なこれが父母なりとも、其名目の起原は不明なりとせり、後鳥羽天皇の建久二年十二月四日有、當座狂歌等」と明月記に見えたるは、書に見えし始なり、是によれば、歌人が時に臨み戲に詠じて興を遣るに過ぎざりしが、永正の頃には狂歌合あるに至り、後世正親町天皇の天正頃より、狂歌も狂句川柳の影響を受け、市井間に行はれて目に一丁字なき輩、なほ之を能くせり、八幡山信海、生白庵行風、石田未得、中井卜養、永田貞柳等相繼で出で、專ら之を鼓吹せしが、此道益々盛にして、遂には狂歌師と稱して之を職業とするものあるに至る、享和文和頃に、大屋素住、酒上然樵、大根太木、狂歌堂木阿彌、濱邊黑人、朱樂管江、小島橋洲等の有名なる狂歌師出で、殊に文化文政の頃太田覃、石川雅望等の如き名家出づるに及びて其盛を極め、門人數百人の多きに至れり、眞都部眞顔は狂歌堂と號す、今日世にもてはやさる、梅の春の俗曲は、この人の作なりと傳ふ、この他蜀庵田鶴丸、加茂季鷹の徒編多しと雖も、多くは見るに足らず○狂歌の集には堀川百首、狂歌集三卷、八百集、古今夷曲集三卷、行風撰、後撰夷曲集七卷、吾妻我集二卷等あり（開窓瑣談、諸遊笑覽、興歌考、燕石雜志、狂歌百人一首）

ギヤウカウ　行幸　天皇の皇居を出でゝ、他所に臨御せらるゝこと、「イデマシ」、又は「ミユキ」とも訓み、單に幸、御幸、（後には上皇に際る）臨幸とも稱す、樂色葷語に、天子東駕所至、恩民被澤、以爲優俳、故曰行幸也、と見えたり、行幸の次第を遊樂といひ、一所に止まらざる行幸なれば、巡幸と稱す、「メグリイデマシ」と訓めり○行幸には、古來より種々の名目あり、京中行幸、京外行幸、神泉苑行幸、遊覽行

上より八人僧衆に香をくばり給ふ、去ながら武官の輩、これなのぞかる、たゞし凡僧は受香せず、云々」と見えたり、

ギヤウキ　行基　姓は高志氏、百濟國王の胤裔、和泉大鳥郡の人、天智天皇七年に生る、十五歳出家し、藥師寺に居る、瑜伽唯識等の論を新羅の智鸞に學び、又義淵に從つて學ぶ、二十四歳具足戒を德光法師に受く、基行化を事とし、過ぐる所隙羅に遇へば、橋を架し路を修む、某地の群盜すべきを拘し、某水の稽留すべきを點し、堪池を穿ち、堤塘を築く、計論功績日ならずして成る、人民後世に至るまで之に賴る、王臣の內精舍を建つること四十九、其他諸州にも往々建立す、私に沙彌を度する罪を以て獄に入らる、後ち敕に遂ふ、聖武天皇之を敬重す、天平十七年、大僧正と爲る、大僧正任官の始めなり、二十一年正月、皇帝菩薩戒を受く、依て大菩薩の號を賜ふ、二月二日、菅原寺東南院に寂す、年八十二（元亨釋書）

ギヤウギヤキ　行基燒　素燒の陶器、隅田次筆に、世に行基燒とて尻のすはらぬ壺あり、席に居る用にあたらぬは、茶毘の骨を納る物なれば也とて、釘にかけて花を挿料などに用ゐるを誹る人あり、しかるに此比ある人話す、陸奥鹽釜明神の神寶に如形の壺あり、古へ神酒を奉る器なりといへり、是に酒をいれて奉る時、新に清き砂子をおまへに敷きそこなはして此壺を居るなり、尻の居らぬゆゑにこしらへたるは外の用に充たる證なりといへり、予按するに忌筆の殘れる歟、萬葉集の長歌に壺戸をいはひほりすゑといへるも砂を敷て、それをほりてすゑるにてよくかなへり、しからば行基燒も此從然、若骨も又壺へ入て土中に埋むなればすはらぬ器を用る理は

ひとしきにや、されど大かた其形も酒器にちかしといへり、按するにこれ所謂祕部なり、「イハヒベ」參看、

キヤウク　狂句　滑稽諧謔を主とせる俳句の一體、連歌が江戸時代に至りて俳諧となり、また一轉して狂句川柳となれり、共に單に俳句の變體ともいふべく、專ら市井の間に行はれて野卑なる中に、よく世人の頤を解かしむるものも少しとせず、

キヤウクダリアギヨウ　京下奉行　鎌倉幕府の職名、京下執事とも稱す、職掌詳かならず、蓋し京都の官人、訴訟により下問せるか、又鎌倉より呼下したる類の、訴論を處分する事を掌りしならん、武家職官考に據れば、當時京人の、鎌倉及び他所に往く者を京下、諸國より京に至る者を京上と云ふ、京入鎌倉に至り事を訴ふ、故に此名あるなりといへり、應永明親王將軍の時に之を置く、永仁四年十月宗宣を京下奉行とせしを初めとす、蓋し北條氏の末、紀綱弛み、獄訟に壅滯有りし故なるべし、其後嘉元三年熙時を之に補す、元弘三年幕府滅亡と共に廢す（北條九代記、武家名目抄、官制沿革略史）

キヤウクヤウ　經供養　經を書寫して終て後佛事を行ふを云ふ、卽ち經を供養する義、供養とは佛法僧の三寶に向を奉るを云ふ、

キヤウクワウテンワウ　慶光天皇　奥仁親皇（スケヒトシンワウ）をいふ、

キヤウクワン　京官　在京の諸司を云ふ、又內官とも云ふ（令義解）

ギヤウグワンジ　行願寺　山城國上京區行願寺門前町○革堂と稱す、天台宗、寺號一條天皇寛弘元年、僧行願之を創建す、行願

幸、遊獵行幸、野行幸、觀風行幸、溫泉行幸、方違行幸、離宮行幸、院宮行幸、朝覲行幸等あり、行幸の目的に因り其名目あり、書紀神武天皇三十一年の條に、皇輿巡幸の文字見え、又景行天皇紀に、四年二月、天皇幸美濃、とも見えたり、又景行天皇紀に見えたれども、其法式等は知ることを得ず、大寶令の時に至りて、始めて制を定めらる、令義解儀制令に、車駕、朔乘輿行幸之時名、朔之車駕也、と見えた、又宮衛令に、凡車駕出行、兵衛衛士先校行、及道邊隱映處檢察非常、前後呵叱觀人大官、登高者使下、若有所幸、皆免防禁門若、駐所不宜留者、凡畫漏內不得輒入、云々、凡車駕有所臨幸、若夜行部隊主帥、各相辨識、雖是侍臣、從外來者、非號不得輒入、などと見えて、近衛衛士の路次を按檢し、行人の虛實を偵察することを禁ずるの制見ゆ、延喜式に至りては、其制整ひ、先づ所司日時を擇び、造行宮使、裝束司、前後次第司を任じ、供奉及び留守の官を命じ、沿道の社寺に奉幣誦經し、國司郡司に祿を賜ひ、窮民若くは老年者、又從駕の官人に物を賜ふの制を定む、後世其儀變更なきにあらざれども、概れ舊制を遵酌せるもの、如し、武家執政以後其儀大に衰へ、終に廢絕したりしが、文久三年、加茂、石清水に行幸ありて二百年來の廢典を再興せらる、今年中行事繪卷所載の行幸圖を示す（古事類苑帝王部）

ギヤウカウ　行香　香を僧衆に配り渡すを云ふ、朝廷の大法會には必ず殿上人此の役を勤む、和久其牛の御法に、さて朝座既に畢てしかば、行香あり、この盛儀を思へばもろこしに秦始皇王佛事を修せられける時、天人八人あまくだりて、僧衆に香をくばりけるを、是によりて行香とは、香をくばるとよみ侍りとなり、其を後朝にも傳せられて、佛事の公用

頭に佛像を畫き、身に平服を著たるを以て人呼びて平上人と呼び、寺を平堂と稱せり、元久元年正月、後鳥羽上皇の御幸あり、寬喜興國の年、二間の災に罹り、殿堂燒亡し、唯阿彌陀堂の一字を存す、爾後盛衰沿革詳かならず、天正中、一條北油小路より今の地に移り、天明中火災に罹り、悉く烏有に歸し、後ち再建す（山城名跡志、平安通志）

キヤウケ　京家　藤原氏四家の一、不比等の子麻呂の子孫を云ふ、麻呂左京大夫を歷ぬ、故に京家と稱す、曾孫冬嗣最も顯はる（藤氏分脈）、「フヂワラウヂ」を見よ、

ギヤウケイ　行啓　皇太后、皇后、中宮、皇太子等の他に行き給ふを云ふ、又「イデマシ」とも云ふ（禮記）、朝に先だちて、所司供奉官人の名を錄奏し、外記命を其官人に傳ふ、之を召仰と云ふ、其儀衛鞦毛の御車にて、女官騎馬にて之に從ひ、大夫亮は前に、近衛次將二人は左右に、進等は後に列す、還御の時、諸司名謂も、或は饗祿を賜ふ、元永二年二月、及び三月の方違行啓に、唐車を用ひ、治承四年四月、院に行啓の時も、亦唐車を用ひられし以異例なり、長承年間に、宇治行啓の時、女騎を停めて、布衣のものを以て之に替へ、後世遂に女騎なれば廢せらる○行啓の儀別ほ、父帝を訪ひ、千女を訪ひ、親族を訪ひ、游覽方違等にして、上皇御幸と、大同小異なり（古事類苑帝王部）

キヤウゲン　狂言　能樂の間に行ふ餘興、諧謔のことを演ずるなり、元來狂言綺語、又は興言利口ともつゞけて、所謂「サルガカ」言をいへるが、後には「サルガカ」逆の事としたり、これを業とする人を狂言師、この脚本を狂言文といふ、能樂の間初め詳かならず、或は云ふ、大古御女命の俳優は、

その語源なるが故に根源なるべしと、申古田樂及び歌樂に屬して行はる。室町時代能の盛なるに從ひ、その間に行ふ、歌舞音樂略史に、狂言師の起り詳ならず、猿樂の家に傳へいふ所は、當わたしの三番叟は、狂がる態をする事故、是を「ヲカシ」と稱へて、必狂言師の所作なるが、次では能の內に、時ありて答の調なるも、又中入の時の間の延し所を緩ふ、是計にては見立なしとて、今の狂言を仕初しが、物數少きにより、玄惠法印更に百六十番の狂言を作りたりといへり（猿樂傳記）世玄惠が作といへるに、實なりや否知られずと雖も今傳ふる狂言に據て如もへば、全く足利の世の風俗を摸せるものにして、今の世にて江當時のさまを知るに頗よき事多かり、大藏彌左衛門虎明が書物語（慶安四年の記）に、予が家は狂言の根元なり、云々、蘆ほもと名字長命なり、鷺といへるは、仁有衛門親、攝津國機島といふ所に住し、生れつき首長くして水邊に住ほどに、異名なつけしなりとみゆ、狂言師にては此二家を最古しとす」といへり、

キャウゴク井ン 京極院 京極土御門殿（キャウゴクツチミカドドノ）を見よ、

キャウゴク井ン 京極院 ［系譜］羅摩信子 ［系譜］左大臣一雄の女、母は從二位藤原象子 ［系譜］亀山天皇の皇后、文應元年十二月、年十六、女御代となる、二十五歳の時女御となる、弘長元年二月中宮と爲り、八年皇后と爲る、文永元年八月九日崩ず、年二十八、同日院號を賜ほる（女院記、大日本史）

キャウゴクウヂ 京極氏（讃岐丸亀） 姓は宇多源氏、佐々木信綱の子氏信より出づ、氏信近江守となり江北を領す、其弟京都京極に在るを以て氏とす、子高信宗綱を生む、宗綱高信の孫高氏を子となし、足利尊氏に屬す、累代足利氏に仕へ、江北の地を領して勢力を有す、十二代高次に至り豐臣秀吉に仕ふ、初め高次の姉若狹武田孫八郎の妻なりしが、武田死して後、秀吉の妾となり、松の丸殿と稱し寵あり、且つ高次の母は淺井祐政の女なるを以て、淀君と從弟たるの故を以て秀吉の寵を受け、元服して近江守となり、大津城を給ひ、淀君の妹を高次の妻となす、秀吉薨ずる後、大阪秦行等德川家康を害さんと謀る、高次家康を大津に迎へて逃れしめんとす、家康其好意を謝す、慶長五年關ヶ原の役起るや德川氏に從ひ大津城を守る、石田軍の爲めに陷らる、然れども家康其功を賞して、若狹守とし、同國及び越前敦賀郡を合せて九萬二千石を賜ふ、若狹小濱城に治す、後ち四位侍從より少將を經て、參議從三位となり、慶長十四年薨す、寛永元年十二月忠高二萬石を加賜す、十一年閏七月大阪役の功を以て、十四萬八千石を加賜、出雲隱岐兩國に移され、出雲松江城を治む、前封と合せて、二十六萬石、十四年六月世嗣なきを以て封を除かれ、忠高の弟高和に播磨六萬石を賜ひ、龍野城に治す、寛治元年正月濃岐國丸亀城に移封、元祿七年六月高或讃岐國多度津堅田一萬石を弟高通に分封す、子孫相次ぎ明治に至り華族に列せられ、子爵を賜ほる（尊卑分脈、藩輪譜、氏族志、德川加除封錄、華族譜）

○氏信—宗綱—貞宗—宗氏（佐々木）—高氏—高秀
- 高詮—高光—持高—持清—勝秀—政光
- 政經—高清—高峰—高秀—高吉—高次
- 忠高—高和（ムネ）—高豐—高或（ノリ）—高旭（ノリ）—高中
- 高通—高慶（ヨシ）—高武（高或次）—高賢

キャウゴクウヂ 京極氏（但馬豐岡） 京極高次の弟高知を祖とす、高知兄と共に豐臣秀吉に仕へ、近江浅井郡の地五千石を賜ほる、文祿元年朝鮮役に從ひ文祿元年朝鮮役に從ひ信濃伊奈郡千萬石を賜ほり、四位侍從となる、慶長五年關ヶ原の役、德川家康に屬して攻阜城を陷いる、功を以て丹後國宮津城に封じ、前封と合せて十二萬七千石を賜ふ、元和六年八月丹後國田邊三萬五千石を次子高三に、同國峰山及び近江下總等の地一萬三千石を義子高通に分封す、寛文八年五月丹後守高國無道なを以て封を除かれ、弟高勝に豁米五千俵を賜ほる、高三の孫高任は寛文八年五月但馬國豐岡城に移さる、享保十一年九月土虎之助高寛天死の故を以て封を除かれ、更にその弟修理高永に一萬五千石を賜ほる、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列せられ子爵を授けらる（藩輪譜、華族譜）

○高知
- 高通—高供—高明—高之—高長—高久
- 高儀—高倍—高鎮—高景—高富（雅雄）
- 高三—高直—高盛—高佳—高槃（ノリ）—高寛（ノリ）
- 高永—高品（ホンヌ）—高有（アリ）—高行（ユキ）—高厚—高義
- 高廣（但馬）—高國—高賴

キャウゴククワンバクキ 京極關白記 ［史料］寫本一冊 ［内閣］藤原師實の日記、一名京極殿記、師實公記、又御暦と稱す、本書久しく亡佚す、御即位部類後三條天皇の旗下に數條を抄引す、後人之を錄出して原名を題す、乃ち治暦四年五月十一日に起り七月二十一日に終る（歷會記錄考）

キャウゴクサキノウダイジン 京極前右大臣 四圓寺公基（サイチンジキンモト）を見よ、

キャウゴクサキノダイジャウダイジン 京極前太政大臣 藤原宗輔（フヂハラノムネスケ）を見よ、

キャウゴクタイカフ 京極太閤 藤原師實（フヂハラノモロザネ）を見よ、

キャウゴクダイジャウダイジン 京極太政大臣 藤原爲光（フヂハラノタメミツ）を見よ、

キャウゴクタカツグ 京極高次 ［名將］幼字小法師丸、後ち小兵衛と稱す、法名泰雲院徹宗道閑 ［系譜］高吉の長子、高知の兄 ［系譜］近江の人、

近江總源寺所藏（史料纂集、掛軸寫集）

果代江北の地を食む、はじめ高次の姉武田元明に嫁し、元明の死後豐臣秀吉の妾と爲り、松の丸殿と稱し、孫寵あり、而して其母また淺井祐政の女なりしかば、高次は淀君とも從弟の關係を有し、豐臣氏との緣故深かりしを以て、早くより秀吉に親愛せられ、天正十二年近江國田中郷にて二千五百石を賜ひ、十三年七月十一日從五位上侍從に叙任し、近江守と稱す、十四年一倍の加恩あり、翌年更に、同國大溝を加賜せられ、合せて一萬石を領し、十六年四月十四日從四位上に陞る、十八年小田原陣の後八幡山を賜うて二萬八千石となり、文祿四年大津城に轉じ、若狹の内をそへて六萬石を食み、尊で左少將となり、淀君の妹を迎へて妻と爲す、慶長元年從三位宰相に進む、五年石田三成等兵を擧ぐるに及び、高次翻り大阪附近に在りて、德川家康に與し、大津城に據る、然れども城敵地の中に孤立し、外援なきを以て、已むを得ず成を行ひて城を致し、圍城寺雲光院に退き、尋で高野山に逃る、幾干もなくして關ヶ原の勝報に接し、悔悟禁ずる能はず、深く其開城を恥ち、家康大阪に至り、諸將此に輻湊するに際しても、なほ陸れて出でず、召命再三に及び、辭するに由なくして往いて家康に謁す、此年若狹國小濱城を賜ひて八萬五千石を領し、若狹守と改め、六年近江國高島郡に於て七千石を加へ、合せて九萬二千石餘を食む、十四年五月五日卒す、年四十七（藩輪譜、德川實紀、野史）

キャウゴクタカトモ 京極高知 ［名將］幼字長命、法名瑞恭院眞嚴道可 ［系譜］高吉の二子、高次の弟 ［系譜］幼より豐臣秀吉に仕へ、天正十九年近江國蒲生郡に於て五千石を賜ふ、文祿元年外舅毛利秀頼の後を承けて信濃伊奈郡六萬石を領し、飯田城に徙る、二年十月從四位下侍從に叙任し、修理大夫を兼ね、四年また四萬石を加ふ、慶長五年德川家康に從ひて、上杉景勝を征し、高崎城に至るに及びて、石田三成擧兵の報に接し、踵を回して西上し、各地に轉戰して功あり、十一月丹波國を賜ひて十二萬七千石を食み、丹波守と稱し、田邊城を毀ち、更に宮津城を築きて之に居る、大阪冬夏の役また軍に從ふ、元和六年八月十二日卒す、年五十一（藩輪譜、野史）

キャウゴクタメアキ 京極爲明 ［系譜］權中納言爲藤の子 ［系譜］永仁四年從五位下に叙せられ侍從となり、左近衛少將に任ず、正中三年中將に進む、和歌を善くし後醍醐天皇歌會を數々る毎に召さる、北條高時を討つの謀洩るゝに及び、爲明を捕へて推鞫せんとす、爲明歌を作りて、惡ひきや吾が數島の道ならで浮世の事を問はるべしとほと歎す、是により罪を免る、天皇崇岡を出で給ふや、大納言師賢等と共に從て延暦寺に赴く、事成らずして笠置に赴く、後ち笠置城陷るに及び捕へらる、尊氏親王土佐に遷さる時、同じく土佐に流さる、建武一統の時京師に還る、後ち北朝に仕へ正平中巒光院より從三位を授けらる、正平十四年權中納言嫁侍從と爲る、翌年四月正三位に進む、十六年嫡を辭す、尊で後光嚴天皇命じて新拾遺和歌集を撰せしむ、未だ成らずして薨す、時に正平十九年十月二十七日、年七十八（公卿補任、大日本史）

キャウゴクタメカネ 京極爲兼 ［名將］法名源性 ［系譜］爲家の孫、爲敎の子 ［系譜］歌人、正應中從二位權中納言に至り、尊で正二位に進む、永仁中耶に坐して佐渡に流さる、嘉元元年召し還さる、延慶三年權大納言に任ぜられ、慶長元年職を辭す、應長の初め、伏見上皇の勅を奉じ玉葉和歌集を撰ぶ、正和二年上皇の出家に依て僧となる、年六十、元亨二年薨ず（公卿補任、大日本史）

キヤウゴクタメサダ　京極爲八　【系譜】權大納言爲世の孫、爲道の子、叔父爲藤に嗣はる

【傳記】武を以て著はる、後光厳天皇亦勅して新千載集を撰集せしむ（大日本史）

キヤウゴクタメフチ　京極爲藤　【系譜】歌人、初め後醍醐天皇爲世に勅して和歌を撰ばしむ、時に爲世新後撰和歌集、續千載和歌集を撰ぶ、爲藤に代はらしめんと請ふ、聽されず、未だ成るに及ばずして正中元年七月歿す、その子爲定後を繼きて歌集成る、後拾遺和歌集といふ、官權中納言正二位に至る（大日本史）

キヤウゴクタメヨ　京極爲世　【名號】法名明覺【系譜】權大納言爲氏の子、母は教定の女、御子左家と稱す【傳記】歌人、建長三年正月敍爵、七年十二月從五位上に任じ、弘安五年權大納言に進む、後宇多上皇の勅を奉じて正安三年に新後撰和歌集を、文保二年に千載和歌集を撰ぶ、撰集の時、客に對する毎に秀句を求む、曾て爲兼が玉葉集を撰ぶや、爲世の歌撰に入るもの少なく、且つ得意の歌を求めざりしを見てその誤れるを難じ、尙ほ刑餘の身にて勅撰を爲したるを攻擊し、定家の正統にあらざるを論ず、爲兼また爲世の無學を誹り、定家の正傳なくして、飛鳥井雅有に就きて學びたりと論じ、互に爭論攻擊す、嘉暦四年八月剃髮す、延元三年八月五日高野山蓮花谷に歿す、年八十九（公卿補任、大日本史）

キヤウゴクチユウナゴン　京極中納言　藤原定家（フヂワラノサダイヘ）を見よ、

キヤウゴクツチミカドドノ　京極土御門殿　藤原道長の第宅、後一條後朱雀後冷泉三天皇及び道長の女四皇后の誕生所にて、後朱雀天皇の假皇居、京都土御門の南京極の西に在り○京極殿、壯麗秀美延建す、紫式部日記に、土御門のありさま言はんかたなくおかし、池のわたり木すゑども、遣水の邊の草むらを名がしゝ宮つきわたりと云々と見えたり、長久元年に燒亡す（拾芥抄、山城名勝志）

キヤウゴクドノ　京極殿　藤原師實（フヂハラノモロザネ）を見よ、

キヤウゴクノミヤ　京極宮　文仁親王（フミヒトシンワウ）を見よ、

キヤウゴヨミ　京暦　暦の一種、陰陽寮にて造りし暦をいふ、伊勢暦、會津暦などの如き地方に於て作りたる暦に對しての稱、京暦に、眞名暦と、假名暦との二種あり、眞名暦は具註暦の類を謂ふ、詳しくは各條及び暦（コヨミ）の條を見よ、

キヤウシ　行事　專ら事を執り行ふ人をいふ、朝廷の公事等は多く辨官勤むるが故に行事辨などいふ○神社にもあり、總大行事、大行事、修理行事、小行事等の名あり、神祇の中にて犯人を追捕して處分し、或は儀式等の事を掌る、常陸鹿島、安房嚴島社等に此等の役あり○寺院にては、諸佛法を修する時、又灌頂の時等にあり、遙常は僧法師等之を勤む、大法には大行事、中行事、小行事あり、又法事には會行事あり○江戸時代、懺人の組合其他に限らず、專ら事を執り行ふ人をいふ、月行事、年行事の名あり、其年番、或は月番に當りて事を行ふ者をいふ（盛鳴抄、百線抄、嚴島神官補任記、嚴島圖會、寺官抄、德川盛衰大意）

キヤウゴヨミ　造りし暦をいふ、伊勢暦、會津暦などの如き地方に於て作りたる暦に對しての稱、京暦に、眞名暦と、假名暦との二種あり、眞名暦は具註暦の類を謂ふ、詳しくは各條及び暦（コヨミ）の條を見よ、

キヤウシ　行事　專ら事を執り行ふ人をいふ、朝廷の公事等は多く辨官勤むるが故に行事辨などいふ○神社にもあり、總大行事、大行事、修理行事、小行事等の名あり、神祇の中にて犯人を追捕して處分し、或は儀式等の事を掌る、常陸鹿島、安房嚴島社等に此等の役あり○寺院にては、諸佛法を修する時、又灌頂の時等にあり、遙常は僧法師等之を勤む、大法には大行事、中行事、小行事あり、又法事には會行事あり○江戸時代、懺人の組合其他に限らず、專ら事を執り行ふ人をいふ、月行事、年行事の名あり、其年番、或は月番に當りて事を行ふ者をいふ（盛鳴抄、百線抄、嚴島神官補任記、嚴島圖會、寺官抄、德川盛衰大意）

キヤウシキ　京職　【異稱】ミヤトノツカサ【官職】左右の二職あり、左京の官舍は朱雀の東、右京の官舍は朱雀の西、三條坊門の南に在り、戶口、田宅、租稅、商業、道路、橋梁、及び飢饉救恤法警察の事を掌る、被官に東西市司あり【官職】大夫、左右各一人、正五位上、四位以上公卿の兼官、亮各一人、從五位下五位の補大夫及び六位之に任ず、大進各二人、從六位下、小進各一人正七位下、大屬各一人正八位下、少屬各二人從八位上、史生、祿部、勘令各十二人【沿革】文武天皇大寶元年始めて制定す、弘仁十二年大夫の位を改めて從四位下となす、後には有名無實となり、其權全く檢非違使に移る、後世權大夫一人を置く、其時々詳かにせず、多くは四位殿上人諸大夫之に任ず（令義解、延喜式、職原抄、職官志）

ギヤウシン　行眞　後白河天皇の法諱、ゴシラカハテンワウを見よ、

キヤウシンメイチリウ　鏡新明知流　桃井八郎左衛門直由が創めたる劍術の流派、此流は勝負を專とし、勝みも詰てきびしく打ち合ふ流なりといふ○直由幼より武藝を好み、無邊流の槍術、及び戸田流、柳生流、堀内等の刀術を學びて其奥義を研め、遂に一流を開つ、柳澤家に仕へ後ち致仕す、文政三年死す、年七十一、其子春藏直一其藝を傳ふ（武術流祖錄）

ギヤウジヤ　行者　佛教の一派なる修驗道にて行を修するものを云ふ、アンジヤ、ともいふ、アンジヤ、を參照、

キヤウジヤウ　鏡常　弘仁號、敏達天皇十年に相當し、凡四年間繼續せり、諸國記には、鏡當に作る（古代年號、邊年號考）

キヤウシヤク　景迹　狀跡の意、景は像、迹は跡なほふ、考課令に、凡官人景迹功課應附考者皆須實錄云々、令抄に、景迹、謂云、猶雅景大也、謂入所履行善惡大迹耳、とあり、書紀天武天皇十一年八月の詔に、檢其族姓及景迹、と見えたり、後世は其事の顯然なる事に用ふ、

キヤウシユン　慶俊　【系譜】姓は藤井氏、河内の人【傳記】道慈に從て三論宗を學ぶ、大安往事等の諸寺に居る、曾て愛宕山を開きて其第一世たり、天應元年僧都となる、性寬恕を懷き、好んで貧病に施す（元亨釋書）

ギヤウセイクワン　行政官　【職制】明治初年の職名、輔相辨事等を置き、輔相は議定官より兼任し、天皇を輔佐し、議事を奏宣し、國內の事務を督し、官中の庶務を總判する者、參行政を執るの官となし、神祇、會計、軍務、外國の四官も此行政官の中に在り【沿革】明治元年閏四月、總裁局を分つて、議政行政の二官を置く、二年八月官制の新定より之を廢め、太政官と稱して太政を統理する所と爲す（法令全書、明治政鑑）

キヤウセン　京錢　「キンセン」を見よ、同條を見よ、

キヤウソウリウ　京僧流　京僧安太夫の創めたる劍術の流派○安太夫は、堀尾吉晴に仕へ、槍法を好みて其妙旨を研む、門人鳥山榮庵其宗を得、推して京僧流といふ（武術流祖錄）

ギヤウソン　行尊　【系譜】參議源基平の子【傳記】年十二、園城寺明行に投じて出家す、性頭陀を好み年十七、潛に園城寺を出で一鉢一笠、四方の名勝を遍歷す、永久四年園城寺長吏に補ぜられ、保安四年延暦寺座主に任ぜらる、長承三年勅して衆僧上席となす、四年二月五日入滅す、年七十九、性畜を好む、曾て柿本人麿衣冠し几に凭りて詠吟するを夢み、後ち自ら寫す、圖其生意あり、人麿を畜く此を以て始めとす、從來畜家以て紛本とす（元亨釋書、東國高僧傳、鳥朝名臣拾遺）

キヤウダイ　兄弟　私年號、欽明天皇十九年に相當し、凡二年間（年代記泉代記二中歷等には一年と爲す）繼續せり（古代年號、邊年號考）

キヤウダイ　鏡臺　鏡を懸くる臺を云ふ、又「カヾミカケ」とも、「カヾミタテ」とも云ふ、中古貴人階一の調度となす、（「テウド」の項圖第三を見よ）此の臺に鏡懸樣は先づ領巾をかけて、其上に汗手巾をかけ、又其上に守をかけて、後ち鏡をかく、領巾は青き絹に縫ひとりして、形、冠の燕尾の如し、領巾はもと鏡を始め、筥類のものゝ塵を拂ひん爲めに、人の領にかけたる巾なれば、これも始めは鏡の塵を拂ふ料なりけん、然るを何の時よりか、唯飾りにのみとなれり、又手拭は、唐綾の三尺ばかりなるものゝ由にて鏡に手を拭ふ料にはあらで、鏡を包める巾の、手拭の形したるより、かく名づけたるべし、守は其頃の人の胸のあたりにかけたる、筒守といふものゝ如し、玉不ノ得ノ與ノ人語話こと、あり、行道の有樣和久良半の御法に委しく見えたり、

（人倫訓蒙圖會寫會書載）

キヤウヂテキ　尭笛　唐國の樂器にて、笛の一種　文選馬融長笛の賦李善が註に、風俗通曰、笛元はから（こるにて、固より凱の守りにあらず、源氏物語末摘花ひんの柳のしとけなきなつくろひ給ふ、わりなうふるめきたるやうだい、からくしげ云々、と見えたり、近代は全くこれと異なり、櫛箱の上に鏡を作り付けたるものとなれり、こは其起原詳かならざるも、榮花物語九房木わかばえの卷の輪に、此圖をのせたり、本書は室町時代の物なるよし安齋隨筆にも記したれば、室町時代より始まりしなるべし、又たゝみ間き自在なる鏡立は寶永七年板の雛身上に始めて名目見えたり（類聚雜要抄、歷世女鑑考、甲冑圖解）

キヤウタウ　鏡當　私年號、鏡常（キヤウジヤウ）を見よ、

キヤウダウ　鏡堂　叡圓（カクエン）を見よ、

ギヤウダウ　行道　大法會の時、經を誦し文を唱へて、佛座を遶り步む式を云ふ、法華經方便品に、我始坐道場、觀樹而經行、とあるより出づ、釋氏要覽に、進佛又云、旋遶、此方稱行道、四域記云、西天國所宗事、禮後皆須旋遶、蓋歸敬之至也、唯佛法右遶、法苑云、順天行也、若匝數則不定、若三匝表三業也、七匝表七支、如經云、百千匝無數匝、但以多爲數、表敬之極也、賢者五戒經云、旋塔三匝表敬三寶、爲滅三毒故、提謂經同散華、燒香、燈燈、禮拜是爲供養、旋遶得何等福、佛言有五福、一後世得端正好色、二舒榮、三得生、四生王侯家、五得涅槃、涅槃道三千威儀經云、旋遶有五事、一佛頂頭親地、二不得蹈虫、三不得左右顧、四不得唾地、五不得與人語話、とあり、行道の有樣和久良半の御法に委しく見えたり、

キヤウヂテキ　尭笛　唐國の樂器にて、笛の一種　文選馬融長笛の賦李善が註に、風俗通曰、笛元

節」有三孔、大小異、故謂之雙市」と見えたり、

キヤウデン　競田　意餘国、双墾田の類互に相競爭して、未だ其墾に濟すべきを知らざる田地をいひ、又任官此突錯せる田地をもいふ、競田は郡司の判斷に依りてその所屬を定む、若し既に判を得て耕種せるに、後に至り改判して、其地は他人の有になれりとも、苗はなほ種人に歸し、當年の田直は得地の人に入る、已に耕して未だ種ゑされば、得地の人、その功力を酬ゆ、若し斷決を經ずして、縱に耕種せるあれば、苗もその地を得たる人に入るゝなり、田令に、凡賢田例得已耕種者、後雖改例、苗入二種人、云々しと見えたり（令集解、田制篇）

キヤウデン　京傳　岩源京傳（イハセキヤウデンを見よ。

ギヤウデン　宜陽殿　大内裡紫宸殿の東、綾綺殿の南、春興殿の北に在り、類聚國史、後陽殿に作る、廣さ七間二面、殿中に納殿ありて累代の御物を納むる所と爲す、西庇北二間に、公卿座あり、及北庇の西面第一間に、氷鏡座あり、西は土庇にて八間、上古左近衛の陣あり、軒廊を以て紫宸殿の南庇に接す、南庇の東二間に議所あり、東庇に、一の大臣の宿所あり、其南二間に上官の候所あり（拾芥抄、大内裡圖考證）

キヤウト　京都　[illegible]平安城、帝都、皇都、帝城、帝京、帝居、京、洛陽、雒洛、西京等と稱す[illegible]山城國葛野郡愛宕郡代郷字多村と、愛宕郡新田郷に連亘し、陰に背き、陽に面し、青山四周し、巨川中に遶す、卽ち東に日枝如意の山あり、西に愛宕大枝の峰あり、北に破馬大原の高嶺深谷あり、衆山群峰秀を爭ひ、走て南山峰八幡に至り、相抱きて關門を作

の要地たり[illegible]桓武天皇延曆十二年正月十五日、勅して大納言藤原小黒麻呂、左大弁紀古佐美等び沙門賢璟をして、山背國葛野郡字多村の地を相せしむ、長岡の京を造營ありしに、十載にして成功せず、費用賞られず、且つ其土地狹隘、風潮の帝都にあらざるを以て、和氣清麻呂等に建議して、葛野郡に托し葛野郡の地を見て、都を遷さんことを請ひしによるなり、勅使選りて、此地は山河襟帶の形勢、四神相護の寶地にして、帝王の都を定むべき所なりと奏せしかば、遷都の議此に定まりぬ、依て勅使を遣し、山陵及び大社に其由を告げ、同三月十二日には、證宮職を定め、其官人を任じ、新都を造るべき勅あり、此より車駕屢々行幸ありて、其工事を巡覽して督擧し給ひしかば、卽ち延曆十三年十月二十二日其他大略成功ありて、卽ち延曆の京より新都に遷幸し給ふ、後宮百官落成ありて、長岡の京より新都に遷幸し給ふ、同十一月八日詔して、「此國山河襟帶、自然成城、因此形勝、宜改山背國爲山城國、子來之民、謳歌之聖、異口同辭、號曰平安京、今宜從之、云々」と、地に於て新都は平安京と號し、萬世不遷の帝都と定まれり、大内裡朝堂院を始め、羅城門、市坊、條里、道路、溝渠にいたるまで、各々其規則を定めて造營あり、同十四年には大極殿落成、翌十五年正月元朝始めて大極殿の高御座に臨御し、百官の正賀を受け給へり、此より年々其工事を進め、延暦の末年に及び全く落成して、同二十五年正月遣營職を廢せられたり、今平安京の大略を記さんに、北は一條より、南は九條にいたり、東は京極より、西は四京極にいたる、陽に面し陰を負ふ、南北一千七百五十三丈、東西一千五百四丈、南の正面に羅城門あり、四面土

塁、四隅院川等あり、其道路は東西に九條の大路、二十六の小路を開き、南北は朱雀大路を中心とす、廣二十八丈、東を左京とし、四を右京とす、左右京十条四條の大路、十一の小路を開く、其坊は、北邊菊花銅駝の三坊、左右京相間じく、其他左京に敷美、永昌、宣風、淳風、安衆、崇仁、陶化の七坊、右京に醴泉、永寧、宣義、光德、毓財、延喜、開建の七坊あり、方四十丈を町とし、四町を保とし、四保を坊とし、四坊を條とす、條には坊令あり、坊には坊長ありて、其事を治む、左京に左京職、右京に右京職ありて、京都一切の事を掌り、東西市司ありて、商賈の事を掌り、獄正斎掖非違使ありて、糺察禁制の事を掌り、鴨河使ありて、治水の事を掌る、皇居は一條二條の間に在りて、東は東大宮より、西は西大宮に至る、委しくは「クワツキヨ」の條參看すべし[illegible]遷都の後、凡三百年間は、平安京盛も隆盛の時なりしが、其後漸く衰頽に赴きしも、國池別宮神社佛寺は、益々盛にして鴨川を渡り、東山に連なり、名區勝地其間に點綴ほり、京白川と稱して、平安都一繁華の地となれり、藤原氏權を專らにするや、海内の力を盡くし、佛寺を建立し、第宅を造營し、朝廷は益々衰頽に赴きしと雖も、京都の華麗を誇へり、藤原氏已に衰へ、源平二氏互に興る、延暦の規則は自から廢れ、殊に福原遷都の後は、甚だ衰頽に赴きたり、治承の大火、源平の戰、承久の役、南北の爭等ありて兵燹の絶ゆる間なかりしが、室町時代應仁の亂起り、京都は擧げて修羅の巷となり、第宅は兵燹に罹り、王公貴族より、庶民に至るまで四散して、京都は荒涼殘破して、荒野の原となり果たり、戚尾彦六がつたれやしる都も野への夕ひにりあかるを見ても

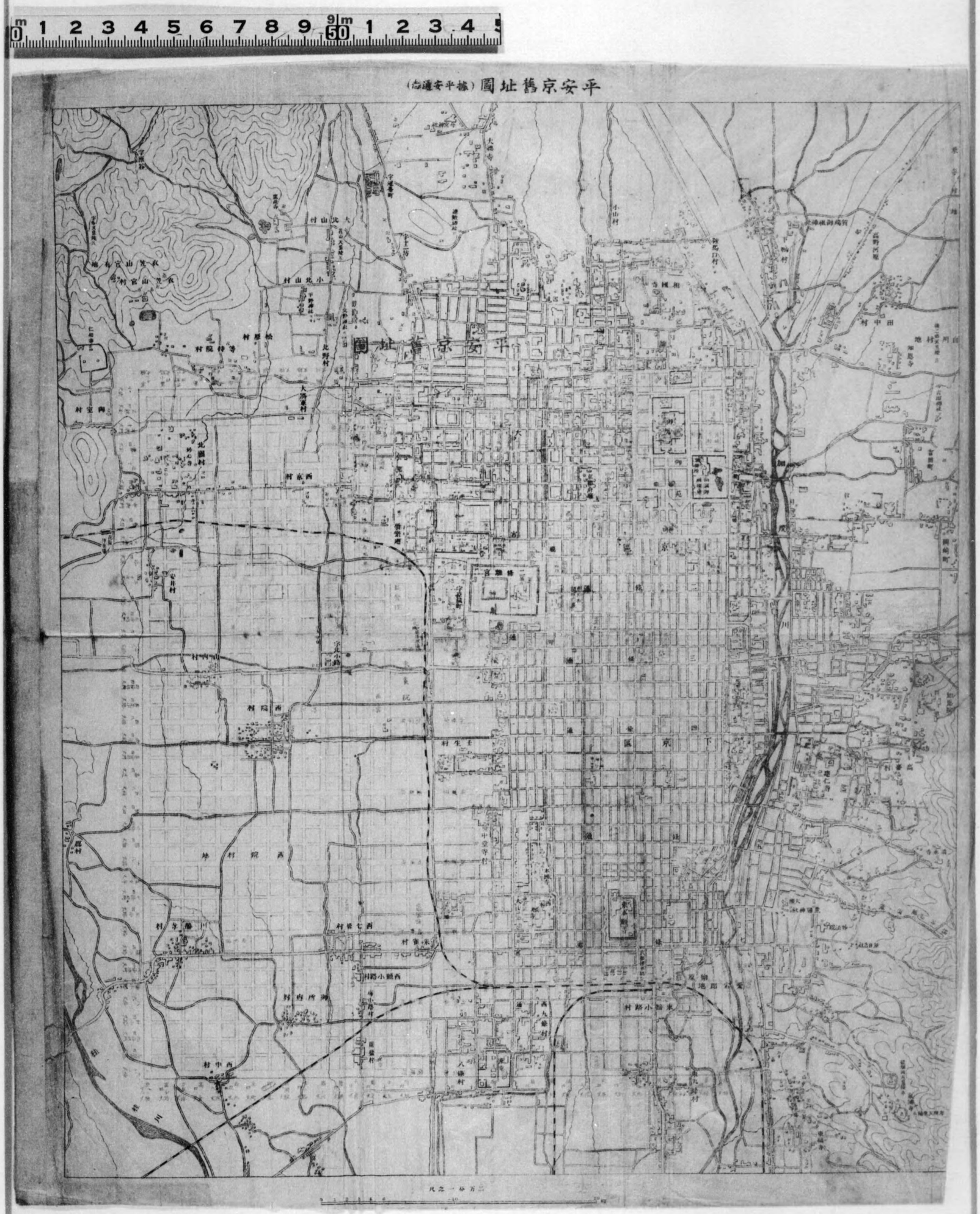
平安京舊址圖（據平安通志）
平安京舊址圖
三万分一之凡

おつる涙は、この歌を見ても、其荒涼な想見すべし、應仁より永祿に至る凡百年の間は、平安京の最も衰微せし時といふべし、正親町天皇の時、立入宗継の密奏により、恢復の密勅を織田信長に賜ひ、永祿十一年信長兵を擧げて京都に入り、十二年廢頽せし皇居を造營し、退轉の公卿を復し、離散の市人を聚め、稍々恢復の運をひらき、豐臣秀吉の時に及び、前田玄以を以て京都の政務を掌らしめ、四方の大土居を築く、長さ七里餘、佛寺の市中に散在せるものを東京極に移し、市街を正し、居民を安集し、大内裏の舊跡内野に就き、大に館第を營み、金殿玉樓鐵門石牆其壯麗を極め、諸下の大名を其四邊に置く、是乃ち聚樂第なり、天正十四年四月正親町天皇の行幸を仰ぎ、天下諸大名を率ゐて朝覲し、盛典を修めたり、之を聚樂行幸といふ、是れ平安京再興の嚆矢なり、東山に大佛殿を營み、伏見に大城を築き、天下の商工を召集す、茲に於て京都は益々繁華に赴むけり、天正の初めは全都荒廢の餘、上下京に僅の町數のみ殘りしが、元和の初めには町數も千餘に及び、西は大宮、東は鴨川、北は上立賣に至るまで、皆連檐の地となれり、江戸時代に至り、二條城を築き屢々諸大名を率ゐて上京し、寛永三年には二條城行幸の事あり、所司代の職を重んじ、板倉勝重父子を其職に任じ、專ら京都維持の政を行ひ、工藝を奬勵し、以て此地を利潤することを計れり、又古來諸宗大本山は概ね此京に在るを以て、全國の信徒四方より來集し、慶元の間兩本願寺の立ちしより、下京は其信徒の爲め大に繁華を加へたり、故を以て戸口月に加はり、東は東山に接し、西は北野に連なり、北は紫野に及び、南は伏見に續き、人烟稠密の地となれり、明治元年都を江戸に遷されしより、一時退歩の形ありしが、幾程もなくして其勢を挽回し、道路の改修、疏水工事の落成、鐵道の貫通等により、運輸便利交通益々開らけ、隨て從來の停滯を發揚し、工藝商業共に活氣を呈し、今や市制を施き面目を一新せり（有職編中抄、平安通志、京華要誌、京華要誌）

キヤウトオイリヨウトリシラベヤク　京都御入用取調役　[illegible]江戸幕府の職名、禁裏御入用取調役ともいふ、京都に駐在して禁裏の費用を檢査することを掌る、勘定奉行の支配にあり、手當二十五兩を給す[illegible]安永三年八月始めて一人を置く、寛政七年十月、役祿手當等を定む（吏徵）

キヤウトク　享德　[illegible]後花園天皇御宇の年號、寶德四年七月二十五日改元、三合併亀卜に依てなり、三年を經て康正と改む[illegible]尚書に、世々享德、萬邦作乂、とあるに拠る、博士菅原爲賢之を勘申す（元祕別錄）

ギヤウトクジ　行德寺　[illegible]上總國上埴生郡玉郷村大字中善寺○山號大東明山[illegible]天台宗、中本寺、本尊阿彌陀如來[illegible]大寶年間上總太郎行德の創建にかゝり、中世漸く衰廢に歸したりしが、永正年間義範和尚中興の基を開き以て今日に至る、當國巨刹の一に算せらる（名所圖會、名勝地誌）

キヤウトグンダイ　京都郡代　京都郡代官（キヤウトダイクワンン）を見よ、

キヤウトゴザン　京都五山　京都に在る禪宗の五山をいふ、南禪（五山の上位）、天龍、相國、建仁、東福、萬壽の五箇寺をいふ、五山（ゴザン）參看、

キヤウトシユゴ　京都守護　[illegible]鎌倉幕府の職名、京都警衛の任に當り、洛中及び近畿を守護し、從れて政務を掌る[illegible]永二年平兵京都を去り、義仲又亡びてより以來、文治元年十月迄源義經自ら警衛の任となる、十一月義經都を去るの後、源頼朝北條時政を上して京畿の兵馬政治の權を執らしむ、然れども未だ守護の名なし、二年三月時政鎌倉に還るに及び、頼朝の妹婿遠原能保を上して京都守護の任となす、茲に至りて始めて京都守護の名あり、京都守護を能保に任ぜしは二月中にて、吾妻鏡二月二十七日の條に、守護の名始めて見えたり、然るに能保は公卿にて武事に長ぜざりしを以て、時政下向の時代官として弟北條時定以下二十七人を留めて近畿の武備に備ふ、建久元年六波羅の職事を京都の政所となし、能保の男高能を留守となす、是より先文治三年中原親能大江廣元と共に上京し、遂に留りて能保と共に事を行ふ、能保義後、親能獨り任ず、建仁元年十月時政の女婿平賀朝雅守護として上京せしより、親能は副職となる、元久元年朝雅誅ぜられ、親能の子駿河前司季時上京して守護となり、父と共に事を行ふ、親能卒し、季時亦歿せしを以て、建永元年伊賀光季毛利親廣兩人守護となる、承久三年亂起るに及び、光季官軍に誅ぜられ、親廣官軍に屬して敗死す、茲に於て京都守護亡び、爾以後は北條氏一族、六波羅探題となりて京都及び西國の事を掌る（吾妻鏡、承久記、武家名目抄）

キヤウトシユゴシヨク　京都守護職　[illegible]江戸幕府の職名、京都に駐在し、禁闕を護衛することを掌る[illegible]文久二年閏八月、始めて松平肥後守容保を以てこれに補し、役料五萬石を給す、幕府の末造に當り京師の物情機ならず、或は草莽の徒、言を尊王攘夷に藉り、恣に暴戾を肆にす、人を暗殺してこれを脅すあり、危激の所爲多か

ちす、故に朝廷これを思へり、薩長兩藩に命じて鎮撫せしむ、幕府の此職を置く、亦これ等に原因す、元治元年二月、松平慶永これに代る、四月廢す、爾後此職に任ずる者無し、慶應三年十二月廢す（官制沿革略史）

キヤウトシヨシダイ　京都所司代

解釈江戸幕府の職名、京都に在りて、禁闕を守衛し、官用を辨理し、京都町奉行、及び奈良伏見の兩奉行を管理し、訴訟を聽斷し、並て社寺の事を總掌す、單に所司代ともいふ○溜間詰にて、役料一萬石、三萬石以上の譜第之に任ぜらる、五六年に二度參府して將軍に謁す、與力五十騎、同心百人之に隸屬す

起源沿革慶長五年九月、始めて之を置き、奥平信昌を以て之に充つ、十八年二月、所司代板倉勝重侍從に任じてより、爾後侍從の官となる、承應三年十一月、始めて與力、同心を隸屬せしめて不虞の變に備ふ、明暦元年八月に至りて與力四十騎を增し、五十騎と爲す、慶應三年十二月此職を廢す、今其補任を示せば左表の如し（累代武鑑、舊幕府重職姓名、德川職制、武家名目抄稿）

任　免

慶長	五・一月	同	六・一月
慶長	六・一	同	七・一
慶長	六・一	元和	六・一
元和	六・一	寛文	八・五
寛文	八・五	同	一〇・二
寛文	一〇・二	延寶	四・四
延寶	四・四	天和	元・二
天和	元・二	貞享	二・九
貞享	二・九	同	四・九

奥平美作守信昌
加藤喜左衛門正次
板倉伊賀守勝重
板倉周防守重宗
牧野佐渡守親成
板倉内膳正重矩
永井伊賀守尚庸
戸田山城守忠昌
稲葉丹後守正往
土屋相模守政直

貞享	四・九	元禄	三・二
元禄	三・二	同	四・閏
元禄	四・閏八	同	一〇・四
元禄	一〇・四	正德	四・九
正德	四・九	享保	二・九
享保	二・九	同	九・二
享保	九・二	同	一九・六
享保	一九・六	寛保	二・六
寛保	二・六	寛延	三・一〇
寛延	三・一〇	寶暦	三・三
寶暦	三・三	同	六・四
寶暦	六・四	同	八・一〇
寶暦	八・一〇	同	一〇・三
寶暦	一〇・三	明和	元・五
寶暦	一〇・三	明和	元・五
明和	元・五	同	六・八
明和	六・八	安永	六・八
安永	六・八	天明	元・閏五
安永	元・九	天明	元・閏五
天明	元・閏五	同	四・五
天明	四・五	同	七・三
天明	七・三	寛政	元・四
寛政	元・四	同	四・八
寛政	四・八	同	一〇・二
寛政	一〇・二	享和	元・七
寛政	一〇・二	享和	元・七
享和	元・七	同	二・一〇
享和	二・一〇	文化	元・正
享保	二・一〇	同	三・九
文化	元・正	同	四・二
文化	三・九	同	四・二
文化	四・二	同	四・二
文化	四・二	同	四・二
文化	四・二	文政	元・八
文政	元・八	同	四・九
文政	四・九	同	八・四

内藤大和守重頼
松平周防守信興
小笠原佐渡守長重
松平紀伊守信庸
水野和泉守忠之
松平伊賀守忠周
牧野河内守英成
土岐丹後守頼稔
牧野備後守貞通
松平豐後守資訓
酒井讃岐守忠用
松平右京大夫輝高
井上河内守正經
阿部飛驒守正右
土井大炊頭利里
久世出雲守廣明
牧野越中守貞長
戸田因幡守忠寛
松平和泉守乘完
太田備中守資愛
堀田大藏大輔正順
牧野備前守忠精
土井大炊頭利厚
青山下野守忠裕
稲葉丹後守正路
阿部播磨守正由
酒井讃岐守忠進
大久保加賀守忠眞
松平和泉守乘寛
内藤紀伊守信敎

文政	八・五	同	九・二
文政	九・二	同	一一・二
文政	一一・二	天保	二・五
天保	二・五	同	五・四
天保	五・四	同	八・五
天保	八・五	同	九・四
天保	九・四	同	一九・五
天保	一九・五	同	二・五
天保	二・五	同	一四・二
天保	一四・二	嘉永	元・七
天保	一四・二	嘉永	元・七
安政	元・七	文久	二・六
嘉永	二・九	同	四・三
嘉永	四・三	安政	四・八
安政	四・八	同	五・六
安政	五・六	同	二・八
文久	二・八	同	三・六
文久	三・六	元治	元・四
元治	元・四	慶應	三・三

松平周防守康任
水野左近將監忠邦
松平伯耆守宗發
太田備後守資始
松平伊豆守信順
土井大炊頭利位
間部下總守詮勝
牧野備前守忠雅
酒井若狭守忠義
内藤紀伊守信親
島坂義路守安宅
本多美濃守忠民
牧野備前守忠恭
松平伯耆守宗秀
稲葉長門守正邦
松平藤中守定敬

キヤウトダイクワン　京都代官

解釈江戸幕府の職名、京都に駐在し、畿内地力の事務を管掌す、布衣の者之に任ぜらる**起源沿革**寛永十一年八月始めて置く、町奉行を以てこれを兼ねしむ、延寶八年八月より單職となり、所司代の所管となる、寛政中より、郡代と稱し、小堀氏の世職となり、六百石高、役料千俵を給す（官制沿革略史）

キヤウトチヤウダイ　京都町代

江戸時代、京都市中に於て、組合町内の事を取扱ふ者をいふ、もと年寄の代理人なりしが、何時頃よりか勢力を得て、世襲することゝなり、年寄を凌ぐに至れり、町々の組合にて運轉し、町奉行所に出でゝ公務を取る、給料等は町内の支給とし、個力を聽さる、天和中之を停む、後供其家名斷絶するも他より買入れて、

相續し、殆ど一種の株となれり、毎年歳首の禮として町代四人參府して將軍に謁するを例とせり（京都御役所向覺書、横井博士日本商業史）

キヤウトノジツセツ　京都十刹

在る十箇の禪宗の大寺をいふ、即ち等持院、臨川寺、眞如寺、安國寺、寶鏡寺、普門院、廣覺寺、妙光寺、大德寺、龍翔寺とす、至德元年（元中元年）に之を定む、マツセツ參看（五山十刹記）

キヤウトマチドシヨリ　京都町年寄

江戸幕府の時、京都市中に於て一町毎に一人を置き、其町の雜事を取扱はしむる者をいふ、毎月二日會議を開き事を議す、毎年歳首の禮として年始二人參府して將軍に謁するを例とせり（京都御役所向覺書、横井博士日本商業史）

キヤウトマチブギヤウ　京都町奉行

解釈江戸幕府の職名、京都に在りて畿内及び近江丹波播磨八箇國、幕府領の租稅の徵收、及び市街の訴訟を裁斷し、並て社寺の事を管理することを掌る、老中の支配にして美濃間詰と爲す、高千五百石、役料六百石、與力四十騎同心五十人之れに隸屬す**起源沿革**慶長五年、所司代と同じく加藤某を置きて之を管せしむ、時に京都郡代を兼せり、八年二月、京都所司代の職職と爲す、寛永十一年八月、再置して五畿某を以て之に充つ、寛文五年八月、一人を增加して始めて町奉行と稱す、與力四十騎、同心百人を隸屬す（後ち半に減ず）、元祿九年二月更に奉行一人を增置して伏見奉行の職を兼ねしむ、十一年兼職を停む、享保二年以來堺、河、泉、播四國の租稅は大阪町奉行分掌す、元文三年三月、高五百石の役となす、文化六年再び伏見奉行を兼職と爲す、慶應三年十二月之を廢す（東役、明良帶錄、德川職制、武家名目抄稿、官制沿革略史）

キヤウトミマハリヤク　京都見廻役

解釈江戸幕府の職名、京都に駐在して、洛中を巡邏し、非常な警戒することを掌る、諸藩の者より選出して之に補す、組の者二百人を以て組織す、尙足らざれば、外人を補充することを允す、七十俵高、爲請役元諸の次なり**起源沿革**元禄元年四月始めて毒田相模守、松平出雲守を以て之に充つ、同年五月、見廻組頭二人を置き、高三百俵、同勤方二人を置き、高二百俵を支給す（官制沿革略史）

ギヤウネンス井ニチ　行年衰日

（トクニチ）を見よ、

キヤウノハカリサ　京秤座

解釈江戸幕府の職名、神祭四郎之を掌る所、神祭四郎は三貫圓藏に、神の家**起源沿革**三貫圓藏は、本國は勢州にて京室町家に仕官し、秤座免許せられ、夫より代々京住也、慶長年中に、大權現、二條の城へ登城の砌り、先祖豐後接後接被召出、御目見の上、不二相變、京秤座免許を蒙り、御用被仰付、其後元和元年三月、駿府へ被召出、秤の義御教授にて、祭四郎一人に被仰付（中略）向後別人の秤ひ間敷旨、御代官衆へ被仰渡、其節請秤可相渡旨請秤、御代官へ相渡候、戲有院樣御代、明暦元年、江戸表へ被召出、甲州金秤被仰付、候古例も有之に付、守隨彦太郎より相願、東國遣用秤の義相願候に免許ざられ、此後東國西國守隨神祭家より、秤の義は支配仕候樣被仰付、此以後より兩家にて秤座相勤る、と見えたり、享保集成によれば、承應二年閏六月より東西各相勤りて之を支配せり、

キヤウハチリウ　京八流

銀貨の流通、鬼

稿、官制沿革略史）

キヤウトミマハリヤク　京都見廻役

解釈江戸幕府の職名、京都に駐在して、洛中を巡邏し、非常な警戒することを掌る、諸藩の者より選出して之に補す、組の者二百人を以て組織す、尙足らざれば、外人を補充することを允す、七十俵高、爲請役元諸の次なり**起源沿革**元禄元年四月始めて毒田相模守、松平出雲守を以て之に充つ、同年五月、見廻組頭二人を置き、高三百俵、同勤方二人を置き、高二百俵を支給す（官制沿革略史）

ギヤウネンス井ニチ　行年衰日

（トクニチ）を見よ、

キヤウノハカリサ　京秤座

解釈江戸幕府の職名、京都に駐在して、洛中を巡邏し、非常な警戒することを掌る、諸藩の者より選出して之に補す、組の者二百人を以て組織す、尙足らざれば、外人を補充することを允す、七十俵高、爲請役元諸の次なり**起源沿革**元禄元年四月始めて毒田相模守、松平出雲守を以て之に充つ、同年五月、見廻組頭二人を置き、高三百俵、同勤方二人を置き、高二百俵を支給す（官制沿革略史）

キヤウフシヤウ　刑部省

（ぎやうぶしやう）朱雀門内の四坡**解釈**刑部卿（ケイブキヤウ）の職名、京都市中に於て、組合町内の事を取扱ふ者をいふ、もと年寄の代理人なりしが、何時頃よりか勢力を得て、世襲することゝなり、年寄を凌ぐに至れり、町々の組合にて運轉し、町奉行所に出でゝ公務を取る、給料等は町内の支給とし、個力を聽さる、天和中之を停む、後供其家名斷絶するも他より買入れて、

一法曹の門人に從馬の番八人ありて能く職務に通じ各々二派を立つ、是を京八流と云ふ（武術流派錄）

キヤウフシヤウ　刑部省

（ぎやうぶしやう）朱雀門内の四坡**解釈**刑部卿（ケイブキヤウ）の職名、京都市中に於て、組合町内の事を取扱ふ者をいふ、もと年寄の代理人なりしが、何時頃よりか勢力を得て、世襲することゝなり、年寄を凌ぐに至れり、町々の組合にて運轉し、町奉行所に出でゝ公務を取る、給料等は町内の支給とし、個力を聽さる、天和中之を停む、後供其家名斷絶するも他より買入れて、

一法曹の門人に從馬の番八人ありて能く職務に通じ各々二派を立つ、是を京八流と云ふ（武術流派錄）

キヤウホ　享保

解釈後桃園中御門天皇御宇の年號、寶德六年六月二十二日改元、二十年を經て櫻町天皇元文と改る**起源沿革**後桃園中御門天皇、享保は之の年

國」とあるに據る、菅原長義之を勧申す（類聚）

キヤウホイチフキン　享保一分金

名稱　金貨の一種、享保の年に作りたるを以て名づく 特徴　縦五分五厘、横三分五厘、形狀常の一分金に同じ、價格一分金十兩と小判十兩と相同じ 地原沿革　享保小判に同じ、「キヤウホコバン」及び貨幣（クワ（イ）の條參看（大日本貨幣史）

キヤウホオホバン　享保大判　名稱　金貨の一種、新金大判ともいふ、享保の年に作りたるを以て此名あり 特徴　縦四寸九分五厘、横三寸、及び縦五寸强、横二寸九分五厘强の品あり、舊金銀貨幣價格表に據れば、慶長大判と同じく、一枚の重量四十四匁零分五厘强、内金二十九匁六分、銀十二匁九分五厘、雜一匁四分九厘とす 地原沿革　享保十年三月鑄造して慶長大判の舊に復せしむ、同年十二月より之を通用し、一枚を小判金七兩二分と劃定す、是時鑄造の總額八千五百十五枚、同年より天保八年に至る間を鑄造の年限とす（貨幣（クワ（イ）參看（大日本貨幣史）

キヤウホコバン　享保小判　名稱　金貨の一種、享保の年に作りたるを以て此名あり 特徴　縦二寸二分五厘强、横一寸二分五厘、及び縦二寸二分五厘强、横一寸二分五厘の品あり、舊金銀貨幣價格表に據れば、享保小判十兩の重四十七匁零分二厘六四二五六、内金四十匁七分七厘一九一三九九五二、銀六匁二分三厘一零零一三九二、雜二厘三五一三餘、とす、形狀は總ての小判に同じ 地原沿革　享保元年之を鑄造し、同年より元文元年までを小判及び一分金の鑄造期限とす、小判、一分金の鑄造總額八百二十八萬兩、後ち改鑄したる額七百三十二萬四千四十兩一分なり、元文元年に至りて通用停む（貨幣（クワ（イ）參看（大日本貨幣史）

キヤウホザン　享保仙字錢

代　享保中に之を製せしが故に此名あり○曲尺より四厘强しといふ、法規分類大全、尺度種類廢置の條に據れば、其沿革を知るに足る、因て左に記載す、

平藤幕府德川吉宗博く之を書籍に尋ね、今古尺度の由來を考ふ、愛に古尺あり、紀伊國熊野神庫に藏す、乃ち出して之を模造し、以て原尺と定む、實に是享保中なり、此尺需後紅葉山寶庫に於て火災に罹り、今は則ち亡し　先是書籍奉行近藤正齋嘗て之を摸造し　内田五觀に與ふと云ふ、五觀之を藏する久しく、今現に存せり、此尺や古の小尺たること明かにして、今の所謂曲尺の原なり、此度法享保年中始て世に明らかなるが故に、寛後此度を享保尺と稱す、然して其坊間散布のものに至ては、其稱均しく享保尺と雖ども、長短差等なき能はず、今其由來傳說最も正しきものにつき、内田五觀所藏の尺を以て此度の正器とす」、とあり、「モノサシ」參看、

キヤウホサシゼニ　享保佐字錢　寛永通寶縫の一種、銅質黃色、徑八分强、重八分、此錢背に佐字穿上に在り、享保十年佐渡國相川にて鑄造す（新寛永錢譜）

キヤウホシフセイ　享保集成　卷數　五十卷 編者　慶長より寛保に至る殆と百五十年間に於ける法令を纂修せしもの、天保集成の卷首に云、寛保中有德公の命を奉じ慶長二十年より起り、寛保三年に至る百二十九年間の國書凡そ三千五百五十通を以て分て八十部五十卷とす、これ享保集成なりと 編纂　後樣町天皇寛保中將軍吉宗幕臣に命じて之を作らしむ（享保集成）

キヤウホセンジゼニ　享保仙字錢

沿革　寛永通貨錢の一種 特徴　銅質紅銅及び紫銅の二品あり、徑八分五厘、重二匁、小者徑八分、表文、仙字穿上に在り、若字大小二種あり、此錢倍背文あるにあらず 編纂　享保十三年より同十七年に至る間、陸奥國仙臺石卷に於て鑄造す、初め鑄造の時、一錢を百錢とし　兩端の一錢に、各幕文仙字を置けり（新寛永錢譜）

キヤウホチヤウギン　享保丁銀　名稱　銀貨の一種、正德の年に作りたれども、享保の年最に鑄造せるを以て此名あり 特徴　縦三寸、闊一寸分、重三十七匁三分、貨幣大凡百分中銀八十分、銅二十分なりといふ 沿革　正德四年四月、豆板銀と共に鑄造す、總額三十三萬千四百二十貫目、同年より元文元年までを鑄造の年限とす（大日本貨幣史）

キヤウホノキキン　享保饑饉　享保の年、諸國に饑饉ありたるをいふ、二話一言に、享保十七壬子の歲、西海道の疫病と歉饑とに豐前小倉の内、男女七萬人の疫餓死あり、肥前佐賀の内、男女十二萬餘口の疫餓死あり、又筑前國内凡三十六萬七千八百餘口の中、男女疫餓の死人、九萬六千七百二十口と記せるとかや、其上にも同十八年癸丑の夏六月頃より秋の中に至り、日本國中一統に疫病流行て、大阪三郷の市中にしてさへ風を煩ふ者凡三十三萬七千四百五人と點檢せしとかや、其時分の米價、一俵百四十匁の饑饉なりしといへり、西國邊凡四百八十萬石餘、稻蟲いり、御大名并御領村々迄拜借金被仰付候事」、とあるにて其大要を知るべし、

キヤウホフ　行法　佛法修行を云ふ、又天台眞言兩宗にて密教の事を行ふ時に四度の行法あり、

十八道行法、胎藏界行法、金剛界行法、護摩の行法あり、慈覺潅頂記に、金剛界胎藏界潅頂等の行法詳かに見えたり、

キヤウホマメイタギン　享保豆板銀

名稱　銀貨の一種、享保の年に作りたるを以て名づく 特徴　縦六分、横六分强、重三匁五分 地原沿革　享保丁銀に同じ（キヤウホチヤウギン）を見よ（大日本貨幣史）

キヤウマ　京間　京都にて使用する間數、普通一間は六尺なるが、京都にては六尺五寸を一間となして、本京間といひ、六尺三寸なを中京間といふ、その普通六尺一間を田舍間といふ、

キヤウマス　京枡　名稱　桝の一種、京都にて造れるが故に名づく、京枡ともいふ、京の字を梅即とせるを以てなり 種類　合桝は、深一寸二分五厘、方二寸二分七厘、五合桝は深二寸一分六厘、方三寸八分八厘、一升桝は、深二寸七分、方四寸九分、一斗桝は深五寸八分八厘、方一尺五寸なる由、諸品寸法往來に見えたり 沿革　何時頃より始まりしか詳かならず、文祿三年六月、豐臣秀吉令して從來使用せし桝を藥く收取し、諸國一般に京桝の制に定む、是より以前足利氏の時使用せし地子桝の徑深共に京桝に符合するを見れば、同時代よりありたるもの〜如し、慶長二年三月、長曾我部元親、國中一般に京桝を用ひしめ、職人の賃一日に上手者京桝壹七升、中者五升、下者三升と爲す由、百箇條に見えたり、江戸時代に至り、江戸も京都と同桝座を設けしより、京桝は福井作左衛門の支配の下に於て、慶西三十五箇國に之を使用せしむ、寛文九年二月、江戸桝も一般京桝に改め、新桝二箇銀四匁の價たるべしと令してより、一樣に同量の桝を使用す、然れど京桝は關東に、江戸桝は關東に使用せしむ、ヤス、坐算○諸種の桝量と京桝とを比較して左に之を示す（成形圖說、舊古小錄、古今要覽稿、古事類苑稿量部）

種類	京桝
延久宣旨桝（一斗）	六升二合六勺五才餘
法隆寺大斗	五升三合
長保十三合桝	一升二合六勺一才
天正十合桝	八合二勺餘
法隆寺銅斗	六斗四升
伏見桝	九合六勺八才有奇
甲州桝（一升入）	三升
甲州一配桝（二合五勺）	七合五勺
甲州年桝（一合二勺五）	三合七勺五才
甲州小年桝	一合八勺七才五
春日目代米納桝	七合四才有奇
于眞館供用桝	八合二勺有奇
間上小殿	二合二勺四才有奇
黑桝	一升二合八有奇
同	一升〇五勺二才有奇
春日神供桝	六合七勺三才有奇
二宮神社宮桝	二升二合五勺
藥師寺反歲桝	八合〇五才有奇
南氏桝	七合五勺有奇

キヤウメ　京目　物をはかる目方の一種、甲斐國志に、碎子、古（神）に、京目四合目と云ふ事あり、斤兩の數今未詳、淺野右京亮藏五年正月二十八日、淺野中新兵衛印書、金二兩者京目（五十匁出目）、金四兩二分一朱銀中目（二百枚之出目）、金五兩二分二朱一歩五匁りは銀中目、延引請候也、とあり、按之京目方强しと知るべし、但是は木州に限たる名には非ず、とあり、古今要覽稿に、京目は砂金と銀金との交易より起りたるものなるべしといひ、植木貫一郎は巻藝志林にて、大和法華寺庭園より發見したる奈良朝鉛金銀の重量を以て京目田舍目の基因する所といはれたれど、詳かならず、

キヤウヤキ　京燒　名稱　京都にて製出せる陶器 起因　寛永年間京都の陶工野々村仁清と云者、始めて之を製す、仁清は京都の近郊仁和寺村に住し、遙稱は清兵衛と云ふ、約して仁清と爲し以て名とす、其製する所の者每器に仁清の印を捺す、仁清少年より性陶法を好み、京都の近村に敬所の陶窯を開く、其陶窯は即ち粟田口（條に粟田口燒を略して粟田燒といふ、「アワダヤキ」參看、御室、今の御室燒の法此道法、御菩薩、ミヅロ、が池の畔にて池の中の土を用ひて作りたるもの、錦先山（東山の邊、今粟田の陶工林宗兵衛此號を襲ふ）、清閑寺（又音羽ともいふ、今の五條淺清水燒の原始）、岩倉山（今の粟田燒なり、陶工村井吉兵衛此號を襲ぐ）、吸濱、鹿ヶ峰、小松谷の九所なり、而して鳴瀧は乾山燒と尾形深書の製出するもの殘後絶滅、（「ケンザンヤキ」參看）、鹿ヶ峰、小松谷の二所は其意に適せず廢す、仁清の製する所の者は、點茶器及び水指鼠鉢を製造するに長ぜり、其水指、鼠鉢は長門の松本、筑前の高取、近江の信樂、尾張の瀨戸及び南蠻、朝鮮の陶法に倣ふて之を摸造す、其製造の住なり、後來仁清の派分れて二となり、一、粟田燒に存せり、當時粟田陶工の末裔なる鈴先山宗兵衛、芳山常治、寶山文藏、虎兵衛等又鈴先陶工の末裔にて、其先粟田に移住したる對山與兵衛（今は尊山の字を用ふ）岩倉山吉兵衛等盛業を繼ぎ、又西方强しと知るべし、但是は木州に限たる名には非ず、とあり、古今要覽稿に、京目は砂金と銀金との交易より起りたるものなるべしといひ、植木貫一郎は巻藝志林にて、大和法華寺庭園より發見したる奈良朝鉛金銀の重量を以て京目田舍目の基因する所といはれたれど、詳かならず、

キヤウヤキ　京燒　名稱　京都にて製出せる陶器 起因　寛永年間京都の陶工野々村仁清と云者、始めて之を製す、仁清は京都の近郊仁和寺村に住し、遙稱は清兵衛と云ふ、約して仁清と爲し以て名とす、其製する所の者每器に仁清の印を捺す、仁清少年より性陶法を好み、京都の近村に敬所の陶窯を開く、其陶窯は即ち粟田口（條に粟田口燒を略して粟田燒といふ、「アワダヤキ」參看、御室、今の御室燒の法此道法、御菩薩、ミヅロ、が池の畔にて池の中の土を用ひて作りたるもの、錦先山（東山の邊、今粟田の陶工林宗兵衛此號を襲ふ）、清閑寺（又音羽ともいふ、今の五條淺清水燒の原始）、岩倉山（今の粟田燒なり、陶工村井吉兵衛此號を襲ぐ）、吸濱、鹿ヶ峰、小松谷の九所なり、而して鳴瀧は乾山燒と尾形深書の製出するもの殘後絶滅、（「ケンザンヤキ」參看）、鹿ヶ峰、小松谷の二所は其意に適せず廢す、仁清の製する所の者は、點茶器及び水指鼠鉢を製造するに長ぜり、其水指、鼠鉢は長門の松本、筑前の高取、近江の信樂、尾張の瀨戸及び南蠻、朝鮮の陶法に倣ふて之を摸造す、其製造の住なり、後來仁清の派分れて二となり、一、粟田燒に存せり、當時粟田陶工の末裔なる鈴先山宗兵衛、芳山常治、寶山文藏、虎兵衛等又鈴先陶工の末裔にて、其先粟田に移住したる對山與兵衛（今は尊山の字を用ふ）岩倉山吉兵衛等盛業を繼ぎ、又西方强しと知るべし、但是は木州に限たる名には非ず、とあり、古今要覽稿に、京目は砂金と銀金との交易より起りたるものなるべしといひ、植木貫一郎は巻

を製す、頗る美なり」、他の一派は清水の磯器是なり、是より先音羽屋九郎兵衛といふ者あり、寶暦年間清水に移り磯器を製す、清水燒といふ、文化年間に至りて高橋道八、和氣龜亭、水越與兵衛等麗前有田の法に倣ひ、始めて青花磯器を製す、多くは指頭を以て造り摸型を用ひず、畫法も亦甚だ巧なり、爾來瓦工輩出す、京燒は粟田燒、清水燒の二種殊に名聲あり、世人これを賞す、寛永年間に起りてより今に至て其の業益盛なり、此の他京燒と稱する者あり、樂燒、乾山燒、永樂燒是なり、「ラクヤキ」、「ケンザンヤキ」「エイラクヤキ」及び燒物(ヤキモノ)參看(古今陶藝攷、工藝志料)

ギヤウユウ　行勇　名僧　退耕と號す　勝鬘會　相模酒匂の人、或は曰く、京師の人と、少にして落髮し、密乘を習ひ、聲名あり、鎌倉八幡宮の住僧となり、永福、大慈の二院を兼ね、二位尼(政子)勇に從ひて戒を受く、後ち叢四禪師に參し、頗侍すること久し、遂に法源に達す、二位尼高野山に金剛三昧院を建て、居らしむ、後ち建仁寺に遷る、再び三昧院に歸りて建仁寺の寺規に準じて台密禪の三宗を置く、延應元年、鎌倉壽福寺に遷る、北條泰時、淨妙、東勝の二刹を建て、勇を請して開祖となす、仁治二年七月五日示寂す、壽七十九(本朝高僧傳)

キヤウリウ　京流　劔術の流派、昔の京八流の一なりといふ、近江佐々木六角家の家人荒井治部少輔此流に達し、北條氏に仕へて頗る名あり、又山本勘介晴幸入道道鬼も亦此流に達し名を得、遂に道鬼流を始むといふ(撃劍叢談)

キヤウレイ　饗禮　名儀　客を招待して飲食を饗應する儀、古くはアルラ、アルサマケと云ひ、武家時代より、フルマヒ、或は馳走と云ひ、降ては酒宴、酒盛など稱す　名儀　古今になり場合により賞賜によりて子差萬樣なりと雖も、今は只王朝時代のそれにして讀史上參考となるべし、凡そ往昔朝廷の節會、臣下の大饗等には、宴座、經座の區別ありて、始めは宴座に就きて談讌し、更に經座につきて絲竹管絃の興を添へて、主客十分の歡を盡すを例とす、又謝座謝酒の儀あり、謝座とは酒席につく時再拜するを云ふ、謝酒とは、空盞を受くる時再拜するを云ひ、謝酒とは、空盞を獻とは一盃にて三度のみ、酒肴之に伴ふを云ふ、或義の時は大體一獻三獻なり、後世三々九度と稱するは即ち三獻の儀なり、而して宴席にては盃を列座に廻し呑むことあり、之を巡酒と云ひ、酒肴を進むる勸盃と稱す、又貴人より盃を下賜ふことあり、これに獻盃、賜盃、天下賜より貴人に奉ることあり、通常の宴會には行酒と稱して、酌取瓶子をとり酒を巡酌し、陪膳、役送、手長等ありて酒盃膳部を送供す、中古以後宴會にも種々の制を生じ、新名目又種々出來たり、即ち闕巡とは開宴の際闕座の人ある時は其來るを待ちて、連飲せしめ、以て其闕を補はしむる云ひ、又尊客の來らざる時勸盃するを待油と云ふ、又宴席の末座に居る者、と云ふ、此他上壽唱平野酒等あり、而して上壽、唱平とは共に謂る尊者に獻する時、其壽を祝する義なりとも云ひ、或は酒を強ふるの意なりとも云ふ、罰酒とは多く噺弓の際負者に酒を買ほすることを云ふ、後には負者に呑ましむるをも云へり、又宴席に運參せる者、或は歌會詩會などの節咏吟し能はざる者にも之を行ひたり、其罰にも一巡二巡三巡等の差あり、要するに饗禮には、古來より種々の式ありて、古今の相違諸家の法異等なりて、一々記載すること能はざれば、今は只其大略を記するのみ(古事類苑禮式部)

キヤウロク　享祿　年號　後奈良天皇御宇の年號、大永八年八月二十日改元、代始に依てなり、四年を經て天文と改む　間關　周易大畜卦筮題傳註に、居二天位一享二天祿一也、國家養賢之者、得行其道也、とあるに據る、文章博士菅原長淳勘進す(本朝年號考)

キヤウワ　享和　光格天皇御宇の年號、寛政十三年二月五日改元、三年を經て文化と改む、

キヤク　格　名儀　王朝時代、制度法律等に關して發布せられたる臨時の勅令及び官符、轉じて之を集めたる書籍をもいふ　間關　法典　僧尼令に、凡僧尼有犯、准二格律一云々」、また斷獄律に、斷罪須引二律令格式正文」とあるを初見とす、みな臨時の勅令ないへること、僧尼令の義解に、謂、格者臨時勅也」とあるにて之を知るべし、而して之を書籍に關することは、嵯峨天皇弘仁十一年に、大納言藤原冬嗣等勅を奉じ、大寛元年より弘仁十年に至るまでの諸勅官符にして、後世の法となるべきを集め、格十卷を撰す、弘仁格と稱す、尋で淳和天皇貞觀十一年に、大納言藤原氏宗等勅を奉じ、弘仁十一年より、貞觀十年までの格を集め十二卷を撰す、貞觀格と稱す、醍醐天皇の延喜元年左大臣藤原時平等、また勅を奉じて、延喜格十卷を撰ぶしが、七年更に撰びて、貞觀十一年より、延喜七年までの格を收む、而して弘仁貞觀延喜三代の格は、官に匹びて類を分ち、神祇、中務、式部、治部等と叙したるを、後に類聚三代格の撰ありて、右三代の格を事によりて分類し三十卷となす(令義解、三代格、古事類苑法律部)

キヤクアシラヒ　客會釋　江戸幕府奥女中

の役名、將軍大奥へ御成りありし時、接待を爲し、又は御家門方の登城せし時、總て客向きの待遇を掌る、客會釋は、一旦年寄役を勤めし者、年老いて其勢に堪へずとて、自ら願ひ此の役となるもの多く、一の隠居役なり、祿高五十石、十人扶持、合力金八十兩、一ヶ月、薪十三束、炭八俵、盆暮時服拜領す(千代田城大奥)

ギヤクシユ　逆修　生前預しめ佛事を修する云ふ、又預修とも云ふ、澄頂十方淨土經に、普廣菩薩後自佛言、若四部男女、善解二法成二知見如幻、精勤修習、行二菩提道、未終之時、逆修三七、然燈續明、懸二幡蓋一、請二召衆僧一、轉二讀尊經一、修二諸福業一、得二福多不、佛言甚廣其福無量不可二度量一」と見えたり、百練抄に、正暦五年十月二日關白(道隆)於二東三條一行二逆修佛事一云々」とあり、是れ逆修の史に見えたる始めなり、

キヤクデン　客殿　今の應接間といふに同じ、古くは客亭又賓亭ともいふ、母屋の一室に此間を設く、一說に客殿は所謂出居(デヰ)ともいへり、中古以來公卿縉紳家には皆之を設く、又武家にも之を設けたり、小右記に參二齋院一於二客殿一云々」と見え、吉部祕訓抄に、文治二正十云々、大夫史廣房入來、先立二中門外一、予出二客殿一、とあり、嵐言院、長者坊の古圖、母屋の内をわかちて客亭としるせるところあり、後世はもつぱら僧家にのみ此の稱殘れり(家屋雜考、真丈雜記)

キヤクリヨク　黄柳　脚力　「ヨボロ」を見よ、

キヤナギ　脚半　腿の色目の名、表は薄黄にて、裏の薄青なるものをいふ、一說に、表は濃き黄の打たるなりと(醒色目)

キヤハン　脚巾(ハバキ)を見よ、

キヤラ　伽羅　香の一種、伽南、奇蘭、伽藍ともいへるは、一首の轉訛なるべし、伽羅は梵語の黑、陀羅尼集經に、伽羅樹、華殿經に黑沈香と見ゆ、同じ木ながら、嶺の集りて香を結びたるにて、其性沈香と相反し、沈水は降り、伽藍は升るといへり、漢土にて伽羅は嶺南を下とし、變國を上とす、本邦には嶺南の伽羅わたらず、交趾羅羅より來るよしなり(塵遊寮醫)

キヤラアブラ　伽羅油　伽羅香を調合したる煉油を云ふ、正保、慶安の頃京都室町鬼の久吉賣始む、其後三條の市宇賀縫手、の五十嵐之を製す、江戸には芝の大好庵青虫喜右衛門始めなり、其後寛文の頃日本橋室町一丁目に若柴方中村かつを伽羅油店を出せし由我衣に見えたれば、此頃より用ひ初めしものにや(世事談、我衣、賢女心化粧、落穗集)

キヨ　裾　名儀　束帶の下襲の後、長く垂れたるもの、故に「コロモノスソ」又「キヌノスソ」と云ふ、後世煩あるよりに之を切りて、全く別物となし、石帶の上手に紐を附くることゝなれり、下襲に赤せるもの即ち是なり　別稱　地紋官位及び季節により異れり、元は下襲の尻なれば一として下襲にかけることなかりしも、後世別物となるに至りて、四位以下、冬より春まで、表白平絹白紬張、裏平絹濃打なり、但し四位五位の人と雖も、禁色を聽されたる公卿と同じく、冬より春までは、表白浮線綾之丸、裏濃色、文遠菱嬉板引を用ふ、夏より秋までは四位以下穀紋文或は生平絹、色は二藍或は淺黄を用ふ、禁色を許されし人は、穀遠菱文、蘇芳を以て之を染む、裏は何れも菱形を用ふ、但し摺家は立菱、諸家は横菱なり、其殘爲又官位時代に依りて、一定せず、村上天皇の天曆中には、下襲の長さ、親王は袍の編より出だすこと一尺五寸、大臣は一尺、納言は八寸、參議は六寸なり、後長くなりて、後一條天皇の御宇には、

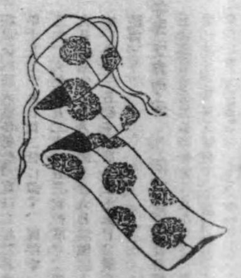

大臣七尺、納言六尺、參議五尺となり、順德天皇の建暦二年には、大臣一丈、大納言九尺、中納言八尺、參議七尺と定められ、後堀河天皇の寛喜三年に總暦の制より二尺をつゞめて、大臣のを八尺となし、他も之に准じて縮む、然るに其後又長きを尊ぶに至り、大臣は一丈五尺、大納言一丈三尺、中納言一丈、參議、貫首、內藏頭、八尺、四位七尺、五位職事六尺、六位五尺となる、此長けは何れも襲より引く長さなり、爾後數度の變遷ありて近世は四位以上襲より九尺、五位以下は六尺を通常となすに至れり　別稱　衣文愚童訓に、或は下襲、或大帷子の後にあてゝ、前にて諸鈎に結ぶべし、禁裏御裝束記に、裾石帶掛樓の事縫目左へなし右へ折る、四品よりは中ほどをとり、二重に懸る、裾のすぞ中に見るなり、五位は一重懸る、合せめ右にあり、公卿裾ば左手に持す、三折樓事左の器を左に持ち、左の方のかゞみてを、二尺餘り折たゝむ、內うらへ、又ろつそろへ重て、二折、着人の左方の裾より手はしゆびに持す、又袍幸の供奉、或は手に笏を持つ時は、石帶に公卿も懸るなり、太にも懸る、日儀ありと見えたり(桃華蘂葉、師抄、當代裝束抄、四位五位裝束抄、裝束圖式)

ギヨイ　御遊　禁裏、或御所等にて行ふ管絃の遊事を云ふ、狩遊、樂遊ともいふ、普通は昼にて稱す、御遊は、朝觀行幸の日、御賀の日、御賀試樂の後宴、清涼殿御神樂の後宴、立后の日、后宮、女御御産の五夜、或は七夜、皇子皇女の誕辰後五十日或は百日、東宮及び皇子皇女の御普賀、大臣大饗等の時必ずこれを行ふといふ、猶詳しきことは御遊抄を見よ（右職小說）體源抄に、其儀を記して、御遊儀、數〻召人座於階下（黄端帖、掃部寮敷之）、召人者侍、鶴、樹重（或不レ給之）、召二楽一事侍臣、置管絃具（殿上五位役之）、笛笙篳（納二寒竹殿一有二御遊時、置二長押上等一）、中略）、吹二調々子一、歌二呂鶴馬樂一、發レ樂、歌二律鶴馬樂一、發樂云々といへり、

ギヨウ　御宇　「アメガシタシロシメスし」と訓む、御代と云ふ意、天皇の天下を統御したまふを云ふ、職原抄の頭註に、御統也、治也、天子所レ止謂二之御宇一、書曰二御書一、服曰二御服一、皆取レ統二御四海一之義、宇鄰名曰レ羽也、如二鳥翼自覆蔽一也、又大也、尸子曰、天地四方曰レ宇、又屋四方垂曰レ宇、言統二御天子四方一也」と見えたり、

ギヨウク　恐懼　御勘を蒙りて召籠られ、又城外に出され出仕を停められるを云ふ、禁絶抄に、師經爲二頭之一時、與二藏人定仲一倒見五節帳奉（于時無二出御一）有二沙汰一、師經恐懼三十日許籠居、爲二頭人勘奪不レ聞事也、公卿補任嘉祿二年の條に、非參議從三位源雅行八月日恐懼、被レ出二遠州外一、依レ蒙二子息親行一、即レ也、同藤長季六月六日恐懼、以二尊隆一爲二任二權中將一也」とあり、

ギヨウシキクワン　矜式館　薩摩沼津藩の學校（藩制國譜、薩摩國鹿兒島郡城外福地町、藩制沼津編、文化中本藩忠成の時、成内二の丸に創立す、文政天保の際、東郷藤川藩士の門人醫長島沖邊壽叔授を兼任せり、尋で陶留酒造今井虎介之に代る、安政後今の地に移し、文久の初水野忠誠校帶を明新館と改め、文武授となし、夫に蘭風を模倣す、明治元年上總國菊間に移封し、同館を用ふ、四年廢す（日本教育史資料）

ギヨウケシヤ　凝花舍　大内裡五舍の一、梅壺ともいふ、庭に梅を植ゑあるを以て此名あり（拾芥抄、歷代名所）大内裏の西北、殿舍の北、飛香舍と同く弘仁の時未だ見えず、其已後の增築にかゝるとも雖も年代詳かならず、廣さ五間二面（廂を入れず）、四方に廂と簀子とあり、南面は、東西に渡廊ありて飛香舍に通ず、其前庭は、築垣を以て飛香舍と堺し、梅樹あり、東は、廂の外に、孫廂ありて中央に唐破あり、其庭に赤梅あり、北は、西端に渡廊ありて襲芳舍に接續す（大内裏圖考證）

ギヨウトクキンサキノナイダイジン　恭德院前内大臣　二條に通（ニテウナリミチ）を見よ、

ギヨウネン　凝然　奈良時代の僧、仁治元年三月生る、年十五、戒壇院の圓照に事へて制髮す、後ち瑜伽、浮因の講席に遊びて律鈔を問ひ、密瀧を聖守に受け、華嚴を宗性に學び、笑れて三論、法相の玄旨を窮め、又京師に遊びて佛心宗に參し、歸りて圓照に侍すること十餘年、諸宗を括するを誰も、華嚴を家に命ず、弘安の初、講を大佛殿に開く、圓照の後、戒壇院に住し、講經既成四時輟むことなし、正應四年、大經を大和金剛山寺に講敷す、四衆霧集す、後宇多上皇、南都に幸して、參然に供さず、書陵部を受く、其後宮に召して五敬事を請ぜしむ、國師の號を賜ふ、元亨元年九月五日入滅す、齢八十二、僧臘六十三、普遍するところ甚だ多く、凡て一千一百餘卷あり（本朝高僧傳）

ギヨウヨウマス　供用樹　神社樹の一種、外宮子良館に用ふる樹の名、古今要覽稿に、子良館の供用樹、方四寸八分、深二寸三分、此積五十二寸九九二あり、今の京樹にて、八合二勺九四五有奇あり、此供用樹の小辨といふものあり、方二寸四分、深一寸四分、此積八千零六十四分あり、今の京樹にて、一合三勺四撮九二六四有奇あるなり、と見えたり（マスし參看、

ギヨウレイモン　恭禮門　大内裡紫宸殿の北廂より東階を下る、所に二門あり、北を恭禮門と稱し、綾綺殿等に至る口とす、南を内衛門と稱し、宜陽殿に至る口とす、北山抄に、上臈起座、出自宣仁門入、自二左宜陽門一、於二恭禮門下一取レ笏、付二藏人一奏レ之」と見え、江次第（恭禮門内少納言入自恭禮門付二内侍一奏二内侍進御所一奏レ之）とあり（大内裡圖考證）

ギヨウレイモンヰン　恭禮門院　藤原宮子、桃園天皇の起、後桃園天皇の御母、寛保二年生れ、寶暦五年十月二十九日從三位に叙す、同年十一月二十六日入内、九年三月二十一日三宮に准じ、明和八年五月九日皇后宮となる、同七月九日院號宣下、寛政七年十一月十三日崩す、同月二十九日泉涌寺に葬る（門院傳）

ギヨヲカウチ　清岡氏、姓は菅原、權大納言五條爲庸の次男長時始めて氏を稱す、長時參議從二位に至り、享保三年薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（知藩記、華族諸家傳、

華族誌）

○長時——致長——長香——經忠——長親——長材、
「長勝——長政——長延——長言

ギヨカウ　御幸　「ゴカウ」とよむを正しとす、同條を見よ、

ギヨカンシユウ　御簡衆　鎌倉幕府にて、小侍所番衆の中、昵近を許されし人を云ふ（武家名目抄）

ギヨキノカモン　御忌詣文　遊年、鶴寿、絶命、鬼吏、生氣、養者小良、大尼、資日、長時等を數する勘文を云ふ、「カモン」參看（江次第抄）

ギヨクエイリウ　玉影流　高木伊勢守守富が創めたる劍術の流派○守富幼より刀術を好み、一心流、一宮流、信心流、直心影流の五流を極めて之を組合して一派を創む、天保五年に死す（武術流祖錄）

ギヨクエフ　玉葉　歌集名、卷數は不定、總體本は六十八冊あり、世上流布皆玉海と稱す、九條家本玉葉とす、舊の名は玉葉なりしが、後に二條良基改めて玉海と名づく、二條家は世々足利將軍の顧問となり、世上の信用厚かりしなに、玉海の名一般に廣きゆしならん、長寛二年に安元年より正治元年に至る三十六年間の日記、日常の行事、朝堂の政務儀式、朝廷の事變、巡幸、職員、爭訴、興奪、勅諸、綸言、流傳等一々詳記す、就中平清盛の專横、源頼朝の擧兵、木曾の亂逆、平氏の敗亡悉く實起を具し、異常の事故は情實を探り、曲折を究め、往々意見を附して得失を論斷す、義仲横恣遠分、頼朝遠討宣を凍るが如き、又後鳥羽天皇經營なくして、即位の禮を行ふを論ずるが如きは、國家の大計にして、亦萬世亂賊の爲めに大防を立つと云ふべし、此他、藤園渡領の如き、記錄所建立古例を詳記せしが如き、外交、文書記錄に關するが如き、他の日記と異にして史學上貴重必須の材料たり（國書刊行會、歷世記錄考）

ギヨクエフワカシフ　玉葉和歌集　二十卷、伏見院の勅撰集の一、花園天皇正和二年、伏見院の勅に依て集めたる歌集、三光院に、集にてるべし、歌數拾芥抄に二千八百三首といへど、その實二千七百八十七首（國書刊行會、藤原爲兼（玉葉和歌集、群書一覽）

ギヨククワン　玉冠　金玉を以て飾りたる冠を云ふ、禮服著用の時之を用ふ、禮記なり、當代裝束抄に云、玉冠七實を以て飾る、纓とほしの鐶あり、緒かり纓に唐獅子の置紋あり、緒には二筋なり、天子玉冠には纓結あり、公卿紫なり云云、幼帝の時は目形の天冠を名ず、天冠に目の形を金にて打たるものなり、讃岐典侍日記に、目たかくなる程に、行幸なりぬとのゝしりあひたり、殿原さと人なゝと、玉のかうふりし、あるひは、鶴のうちかけ云々」とあり、玉冠は位際によりて、かはれり、正一位は、金麟正出向、玉十一（青五赤六）、珂琥上碧八、下無後各青十、全用金、正二位は、金麟正出向、玉十一（白三赤三）珂琥上赤八、下前後各青十、仰全用金、正三位は、金麟正出向、玉十一（赤六青五）珂琥前白玉十、後青十、纓用金鎖、正五位上は、金麟自左出向、玉十一（白三赤三）珂琥前黑十、後青十、全用銀等なり、

ギヨクジユキヨクシ　玉樹曲子　玉樹後庭花（ヤマヨクジユコテイクワ）を見よ、

ギヨクジユコテイクワ　玉樹後庭花　陳樂、壹越調二十五曲中の一、常に後庭花の三字を略す、一名玉樹曲子、又金釵雨臂蘇、又雲裳羽衣、或は陳宮怨、又壹越遠蓬門と稱す、新樂にて中曲なり、拍子十四、陳後主の作る所なり、遺唐使拾遺、藤原貞敏、唐の龍水武に從て之を傳ふ、隋氏貴文に曰く、至二武德九年正月十日、始命二太常少卿祖孝孫一、考二正雅樂一、貞觀二年六月十日樂成奏之、但亡國之音在レ之、仍止レ之」、と見えたり、興福寺に玉樹後庭花を藏有することを聞食し、左大辨大江匡房を遣はして之を撥せしめしこと、續教訓抄、深詮などに見えたり（雅樂志、歌謡音樂略史）

ギヨクス　玉簾　歌謡名、寫本十個、原冠家の目錄、本書承元三年より慶長二年に至り、承久二、三年安貞二年、寛喜元年嘉祿元年より層仁元年に至る迄十二ヶ年の記事あり、末に亦仁治三年の記を附す、本書紀事すべて詳實、公私の儀節一々詳折を初寫す（歷世記錄考）

キヨクス弁ノエン　曲水宴　「ゴクスベンノエン」を見よ、

用ひたり、歷世服飾考に詳しく載せられ、就きて見るべし、猶冠（カムリ）の附圖參考（西宮記、當代裝束抄、故實拾葉）

キヨクシヤ　曲赦　一地方を限りて罪人を宥免するを云ふ○續記に、文武天皇三年三月甲子、河内國獄、白鳥、詔赦、畿内徒罪已下、元明天皇和銅六年十二月乙巳、近江國言、慶雲見、丹波國獄、吾雄、仍曲赦二國、聖武天皇天平六年十月辛卯、曲赦草中犯罪」と見えたり、

キヨクジユ　玉樹　「玉樹後庭花」を見よ、

キヨクシ　玉樹曲子　玉樹後庭花（ヤマヨクジユコテイクワ）を見よ、

キヨクテイシ 曲帝子 北廂樂(ホクテイラク)を見よ、

キヨクテイバキン 曲亭馬琴 瀧澤馬琴(タキザハバキン)を見よ、

キヨクバ 曲馬 騎乘術(騎馬)上に於て種々の藝を爲すを云ふ、藝苑日渉に、彭公筆記曰、五月五日、文武官走驛騎于後苑、其創一人騎馬執旗引於前、二人馳馬繼出、呈藝於馬上、或上或下、或左或右、騰躍捷人馬相得云々、又樂山錄云、朝鮮國有馬戲一技、每聘使來于東都、必試其技、以備御覽、耳、俗稱之曲馬云々、本邦にては之を以て一の武技となし、春秋に考試して其巧拙を定む(騎馬術)起原詳かならず、室町時代關口、大坪など馬術の專門家出でて各々其技を極め、一丈二尺の籬を飛下り、或は槍一尺五寸の土居の上を早道、或はいつさんに乘り、貫の木通又は板屋の上を乘り、或は碁盤乘りなど人目を驚かすに至れり、江戸時代に至りては大に發達し、遂に之を職とする藝人など出來、明國廣小路に定小屋を建て常にこの技を興行するに至れり、享保の頃源太郎と云ふ曲馬師殊に此技に妙を得、大に歡迎されたりしとぞ(甲陽軍鑑、據遊笑覽)

キヨクハイ 玉佩 禮服着用の時に用ふる飾なり、組糸を以て玉を貫き、凡五條、上に衝を以て糸を繫け、中間に金形花を施し、下に衝牙、及び滴子を設く、天子は二流左右に帶び、臣下は一流右に帶び、垂れて膏の先に至り、步行每に鳴る樣にするなり、衣服令に、親王の禮服に、佩綬玉佩、親王の禮服に、五位以上佩綬、三位已上加玉佩、諸臣准此とあり、義解に、讀綬者綬授也、佩帶玉、天子佩白玉、公卿佩玄玉、是也、集解に、或云、綬白帶也、以白色爲之其、古記云、佩謂帶也、負也、佩綬玉佩謂帶二物併也、玉佩謂以玉金飾也、朱云、綬與玉佩二色也、諸王禮服條有「文」唐韻に、玉佩也、古君子必佩玉、以比德佩帶也」と見えたり(四三條裝束抄、裝束圖式、唯心院裝束抄)

キヨクフマヒ 曲舞 「クセマヒ」を見よ、

キヨクム 局務 外記の上首少納言局を號ぬるを云ふ、中原清原の兩氏世襲たり(令義解、職原抄)

キヨクラフ 極蔺 六位藏人の年爲を積みたる人、即ち第一の人を云ふ、藏人(クラウド)參看、

キヨクロ 棘路 公卿を云ふ(八雲御抄)源平盛衰記興福寺僧狀に、女子傳に中宮職、或家に准后宣に、兄弟虎子皆步二棘路一、其孫彼綱悉割二竹符一云々」と見えたり、秋禮に、秋官朝士、掌二建邦外朝之法一、左九棘孤卿大夫位焉、群士在二其後一、右九棘公侯伯子男位焉、群吏在二其後一云々」後漢書逸紹傳に、紹上書乞、臣章杏之、群賢使「三槐九棘議」臣罪展」云々」とあるより出づ、是を訓讀して「オドロノミチ」と云ふ、新千載集雜上爲遠歌に、所ゐるぞよおどろの道の春雨にぶりにし代々の同じ憂みを」、新拾遺和歌集貴明卿歌「位山おどろの道も程近しはなの外なる峰のしひしば」と見えたり、

キヨクゲフゼイ 漁業稅 魚漁を業とする者に課する營業稅、大日本租稅志に、鎌倉諸國中男の作物に、魚介海藻等を輸せり、其制廢替し、鎌倉に及び河海の漁業に稅し、元久元年正月源實朝、山海の狩漁は國衙の所役に從ふべしと令す、然れども諸國の課否一ならず、德川氏の時に至り、稅法略定より、漁獵網罟を大漁とし、鹽鮭等を小漁とす」、といへり、(ハハジアイサキン)、該分一金(ハガヂアイサキン)參看、

キヨケンノヤク 御劒役 行幸の時、書の御座の御劒なとり傳ふる役を云ふ、

キヨザキジヤウ 清崎城 越後國蒲原郡川城の改名、イトイガハヨヤウ」を見よ、

ギヨジ 御璽 天皇の御印をいふ、印章(インシヤウ)を見よ、

ギヨシダイ 御史臺 彈正臺の唐名、「ダンジヤウダイ」を見よ、

ギヨシタイフ 御史大夫 天智天武の二朝に置きたる職名、後世の大納言に相當せり、御は統なり、史は掌なり、事を統べ掌る者を云ふ、天智天皇十年正月始めて此職を置く、書紀に、以蘇我果安、巨勢人臣、紀大人臣、爲二御史大夫一」とあり、天武天皇の御世、大納言と改む、稱德天皇天平寶字二年八月又御史大夫に復す、八年又大納言となす、委しきことは大納言(ダイナゴン)の條を見るべし(續紀、職原抄、職原抄校本、增註職原抄)

キヨジヤウ 奉狀 地頭より、幕府に直訴せんとする者に與ふる證狀を云ふ、鎌倉幕府の制、地頭御家人の外、直訴するを得ず、名主庄官等は其所在の地頭の奉狀を帶び直訴するを得るなり、室町時代も亦之に同じ、其狀の體は左の如し、但し年號は之を書せず(沙汰未練書、簡札記、丹州刊書札記)

何國何所某申何々事、以二代官一令二言上一候、以二此旨一可二申沙汰一候、故也、又可二有二御披露一候、故也、恐々謹言

何月日　　某　判

進上御奉行所

キヨスエ 清末 (長門國豐浦郡豐浦國承應二年、毛利光廣、第元知に清末の墾田一丈右な分

與す、享保三年元平、宗家を繼ぐや清末の家中絕す、十四年政苗一萬石に封ぜられ之を再興し、陣屋を置きて治す、子孫世襲して明治維新に至る(武鑑、德川加除封錄、明治政覽)

キヨスジヤウ 清須城(清洲) 尾張國西春日井郡清須町、足利氏の時、斯波義重始めて之を築き、守護代を置く、義重の曾孫義敏の時、同族義廉奪うて之に據る、後ち織田大和守守護代として此に居り、尋で其臣織田信秀入城、信秀古渡城に移り、織田信友當城を守る、其後信友信長と和せず、弘治元年四月信長遂に當城を圍み、信友を殺し自ら移住す、永祿七年八月稻葉山城に移る、天正十年織田信雄田丸城より此に移り、十八年豐臣秀吉之を奪ひ秀次に與ふ、秀次沒後、福島正則入城す、慶長五年冬、德川家康、正則を廢島に徙し鎌川忠吉を封ず、十二年三月嗣絕え除封、同四月義直を封じ平岩親吉をして傅たらしむ、十四年正月入城、尋で十五年名古屋城に移り當城廢す(廢城考)

ギヨタイ 魚袋 東帶の時、石帶の右に着けて帶ぶる者、金魚袋銀魚袋の二あり、名の起は唐名による、職業考に、魚袋之等、晁朝之服三代に、以革爲之、謂之笏袋、魏書に、魚袋之等、謂之魚袋、唐高祖給三隨身魚三品以上其飾金、五品以上其飾銀、故名二魚袋一、書二官位姓名於其魚上、左二右一、割之以袋繞、而禁門出入合之、左符進上、右符留內、奥、故謂之隨身符、又名二隨身魚一、詳二大學衍義補一、爲其、と云へり(四三條裝束抄、裝束圖式、名目抄註釋)

中古の製は詳かならず、袋は黑漆、朱漆の革製にて紺糸又は紫の四組糸にて付けたる那飾抄に見えたり、後世は長五寸(或三寸或七寸と云ふ)幅一寸厚五分計の匣を白鮫の皮にて四面を張り、金又は銀の魚の形を表に六ツ、背に一ツ着けて組にて結ぶ樣に變化したり、挿圖參看(職原抄)

唐の魚符の制(魚符の事名義の所にあり)を取りし者なり、公式令にも皇親王及大納言以上、並中務少輔、五衛佐以上、並給二隨身符一、左二右一、右符留二身、左符進レ內、其隨身者、以レ袋盛云々」とあるにて明なり、然れども魚袋の名見えず、始めて史に見えたるは、仁明天皇の代とす、三代實錄貞觀元年四月二十三日の條大納言安倍朝臣安仁の傳に、承和元年繼嗣天皇爲二統別當一、此時隨二牙笏、玉帶、金魚袋、并御衣裳一、と云ふもの是なり、其後日記記錄物語等に多く見えたり、今其一例を示せば、大外記實頼記に、仁治三年正月朔日、天晴、午剋、着二束帶儛鞋一、用二赤滑革裝束有文一、帶、金魚袋、一、紺地平緒靴毛車」と見え、大饗師輔の傳に、正月一日つけさせ給ふべき魚袋のそこなはれたりければ、つくろはせ給ふほど云々」と見えたり、(延喜式、和名抄、飾抄、雅亮裝束抄、四三條裝束抄、桃花蕊葉、裝束圖式、名目抄註釋)

ギヨタイノオウラ 御儀御卜 天皇の玉體に御つゝしみあらん事を卜ひ奏するを云ふ(四三條裝束抄)毎年六月一日、神祇官の中臣氏忌部氏卜部等を率ゐて神祇官に傳りて卜ひ始め、九日に至りて竟り、十日上卿參內し內侍につきて奏聞す(四三條裝束抄)天武天皇白雉四年之を始む(江次第、年中行事抄、公事根源)

キヨタタキエ 清瀧會 醍醐寺の總會の一名、「サクラエ」を見よ、

キヨチユウ 居中 遠江の人、年十九にして興聖寺の敬翁に師事して僧となる、傳く諸方の尊宿に參謁す、延慶二年春元に入り、久しからずして歸る、文保二年再び元に遊び諸老に參し、至治三年秋歸朝す、元弘二年詔を奉じて南禪寺に住す、明年秋帝詔して內に入らしめ心要を詢ふ、幾干もなくして擯斥に住き慈雲峰に卜居す、足利尊氏敬謂して建仁寺に住せしむ、尊氏及び直義山に入りて法を問ふ、後ち建仁寺香雲庵に退居す、康永元年相模の圓覺寺を董し、尋で建長寺に移る、晚年瑞雲菴を鹿山の側に結びて居る、貞和二年二月六日寂す、世壽六十九、皇臘五十一(本朝高僧傳)

ギヨドコロ 清所(淨所) 宮中にて潔齋所をいふ語、

キヨニン 擧人 學生の大學より推擧する人を云ふ、貢擧(コウコ)を見よ、

キヨハラウヂ 清原氏 皇別、眞人の姓、天武天皇の皇子舍人親王より出づ、舍人の子御原王小倉王あり、小倉王延曆二十三年六月上表して清原眞人姓を賜はらん事を請ふ、之を許す、小倉王の五子清原眞人夏野有大臣從二位となり、仁明天皇承和四年薨す、又延曆二十四年薨弁王板倉王等五人、天長十年長岡、岡於王等二十七人、左京人六世王豐宗豐方等七人、承和十三年二月從五位下從春王の男興岑忠遠等王九人、藤坂王の男豐助等王五人、御藤王

の男藤主等三人に清原眞人姓を賜ふ、發六月、七月、十二月、嘉祥二年八月、十一月天安二年、貞觀元年、十三、十四、十五年等に清原姓を賜ひし事見えたり)、夏野の子淵雄と云ふ、其子孫相繼ぎ、大外記賴業に至り博學を以て著はる、高倉院の侍讀となる、文治五年卒す、子孫世々大少外記となる、其後船橋氏と稱す、五代賴元大外記、博士、圖書頭となり、正平二十二年筑前三奈木庄に卒す、賴元の二子良氏、良遠、良遠の子賴治豊前守に仕へて功あり、子孫筑前に留まり家を五條と稱す、その出羽に居するを武則と云ふ、源頼義に從ひ賊を討て功あり、鎮守府將軍となる、下野に居して宇都宮氏に屬する者を清黨となす、此他豐後に一族蕃衍す(系圖、石島系圖、蛭兵錄、氏族志)

○天武天皇—舍人親王—真代王—有雄—淵雄(編淵雄)—夏野

御原王—小倉王—夏野

- 淵雄—房則—業恒—廣澄—賴隆
  - 深養父—躬忠—元輔—清少納言
- 定滋—定康—祐隆—賴業—良業—賴尚—良季
  - 良枝—宗尚—良泰—宗季—良貫—賴季
    - 賴元—賴清(五條家)
- 宗業—良宣—宗賢—宣賢—業賢—賴賢
  - 枝賢—國賢—秀相(船橋家)

キヨハラノイヘヒラ　清原家衡　系統

武貞の次子、眞衡の異母弟、清衡の異父弟(系圖)初め眞衡事なく以て吉彦秀武と兵を交ゆ、秀武家衡に說きて眞衡を襲ぼしむ、家衡清衡と共に兵を發し譜澤郡白鳥村を攻く、永保三年源義家陸奥守と爲り來り援す、眞衡之を迎へ、家衡は沼柵に據りて拒ぎ郡く、尋で金澤柵に據る、應德三年十一月義家義光の合圍する所となり、糧食盡き自ら柵を燒きて逃る、途に餓小次郎次任の殺す所となる(後三年役(ゴサンネンノエキ)參看(大日本史)

キヨハラノキヨヒラ　清原清衡　系統

橋太郎と稱す、陸奥の人、稱して御館といふ(系圖)姓は藤原、鎮守府將軍秀郷七世の孫、秀郷は平時を、千時は正賴を、正賴は賴遠を、賴遠は、經清を生む、經清始めて陸奥に居り亘理權大夫と稱す、清衡その子なり(系圖)父經清安倍貞任と共に反し逆に誅せらるゝや、清原武貞其妻を納れ、清衡を養うて子と爲す、武貞の子眞衡吉彦秀武と事を構うや、秀武清衡に說き兵を發して襲はしむ、永保三年源義家守と爲りて來任するや、清衡之に屬し、逆に家衡及び其叔父武衡を出羽に攻めて滅す、譜澤加賀江刺等の六郡を領し陸奥押領使となる、後に江刺郡豐田より岩井郡平泉に移りて卒す(源平盛衰記、尊卑分脈、大日本史)

キヨハラノタケサダ　清原武貞　系統

荒川太郎と號す(系圖)鎮守府將軍武則の子(系圖)父に繼ぎて陸奥國の譜澤加賀江刺等六郡を領す(後三年軍記、清原系圖)

キヨハラノタケノリ　清原武則　系統

光方の子なりと稱すれども詳かならず(系圖)出羽山北浮囚の長たり、源頼義の安部貞任を討ずるや、累年兵を交へて勝つこと能はず、卽ち兵を武則及び其見光賴等に徵して援を請ふ、武則之に應じ、康平五年子弟等一萬餘人を率ゐて賴義に陸奥國鄂原郡鬼岡に會す、賴義大に悅び、武則及び其子武貞、男楯貞賴、賴貞を以て分ちて陳將と爲す、飯にして貞任自ら精兵を率ゐて來鬪するや、遇へ射ちて大に之を破り、更に追擊して火を離營に放つ、賴義の軍火を望見して誠說して肉薄す、貞任防ぐこと能はずして衣川關に退き、營を厨川柵に構つ、武則また賴義と兵を合せて之を圍み、奮擊して遂に貞任を滅す、六年功によりて從五位に叙し、鎮守府將軍に拜す、清原氏並に於て盛大となる(大日本史)

キヨハラノタケヒラ　清原武衡　系統

將軍三郎と稱す(系圖)鎮守府將軍武則の子、武貞の弟(系圖)武貞の子眞衡、事なく以て異母弟家衡及び藤原清衡等と隙を生ずるや、武衡は家衡、清衡等に與して相爭ひ、陸奥國大に亂る、時に源義家陸奥守たり、並に於て眞衡を助け、寬治元年九月自ら兵數萬を率ゐて武衡等を金澤柵に攻む、武衡固守して、奮戰禦る勉め、屬々義家の軍を惱す、既にして義衡書きて義家に降る、義家卽ち其兵を合せ、持久の策を定めて、長圍の陣を張る、柵中もとより糧食に乏しく、日を逐うて窘迫す、武衡因りて義家の弟義光に說きて降を乞ふ、許されず、十一月に至り家衡自から柵を燒きて逃れ、武衡は、池水の中に匿れ、草を以て面を覆ひしが遂に捕へられて斬らる、後三年の役(ゴサンネンノエキ)參看(後三年軍記、大日本史)

キヨハラノナツノ　清原夏野　系統

名繁野、雙岡大臣と稱し、また北大臣ともいふ(系圖)三原王の孫、小倉王の第五子(系圖)延曆二十三年內舍人となり、尋で清原眞人の姓を賜ひて、臣籍に下る、留水眞巡して從四位上參議に叙任す、天長中奏して、百姓の荒田を耕作するものは、其身一代の間耕食を聽し、六年の後に至りて靈租法の如くせんことを請ふ、勅して之を許す、二年從三位に上り、中納言に任じ、左兵衛督を兼ぬ、明年また左大將

民部卿に轉ず、七年大納言となり、八年正三位に叙し、九年右大臣に上る、はじめ藤原不比等等令を作りて、傳歷年久しく、當時の學者互に異同の說を作す、乃ち夏野に詔して、壅滯を疏決し、文義を解釋せしむ、夏野、巻議商量弘貞、藤原常嗣、文章博士淳公等と論辨折衷し、義解十巻を撰し、十年に書成りて之を奏す、此年從二位に陞叙し、承和四年十月薨ず、正二位を贈る(公卿補任、大日本史)

キヨハラノマヒラ　清原眞衡　系統

武貞の長子、父に繼ぎて陸奥國六郡を傳領し、父祖の餘業に賚り勢強盛、門族自ら臣僕となり、政私なく境內富む、子なし、成衡を養うて子となす、後ち事を以て姑夫吉彦秀武、眞衡を惧みて、兵を擧げて叛す、永保三年源義家陸奥守となる、眞衡因て救を求む、應德三年秀武等を誅す、後三年の役(ゴサンネンノエキ)參看(後三年軍記、大日本史)

キヨハラノモトスケ　清原元輔　系統

深養父の孫、春光の子(系圖)眞貞父以來和歌に長じ、元輔に至りて尤も著はる、大曆中河內權大掾となり、大中臣能宣等と和歌所寄人となり、萬葉集に訓點し、また後撰和歌集を撰す、惟和康保の間中監物に累進し、大藏少丞、民部大丞等を經て、安和中從五位に叙し、河內權守となり、尋で周防守に轉じ、讚岐の長官を兼ぬ、天元中正五位下に進み、寬和二年肥後守に任ず、正曆元年卒す、年八十二、集あり、世に傳ふ(大日本史)

キヨハラノヨリナリ　清原賴業　系統

(系圖)深養父孫(系圖)初め頼長と名づく、夏野の後裔、大外記粘隆の子(系圖)明經博士にて高倉天皇の侍讀となり、承安二年宋國、法皇に書を遺りて日本國王に跪ふと云ふ、朝議囂々たり、賴業其不敬を論じ國辱の書きを送ぶ、安元中、藤中將守を奏ぬ、治承養和の間兵亂あり、平宗盛、筱を頼業に諮る、頼業答て政を改革すべきなしふ、文治五年死す、年六十八、貪婪にして、諂み解註を試む、既失滅と嘖合する者多し、人苛と謂なす、聞自殺實稱して曰く、賴業學博く和漢に通ず、當世變ぶ者なし、國の大器、道の權樂と、凡を明儀典故咨議ある毎に古今を引證して論析すること絡繹、多く用ひらる、子孫嗣を應て、祭る、取折明神と云ふ(大日本史)

キヨハラヒ　清祓　清むる爲めに行ふ祓を云ふ、事前と事後とに行ふ、事前は祭具以下總てのものを清むる爲めに行ひ、事後は穢を祓ふなり、又臨時に穢れありし時にも行へり、もとは普通の祓と異なることなかりしが、後世には、一の儀式となりて、朝廷の清祓は吉田氏の世職となれり、神祇提要に依れば、清祓は大祓の略式なりと云へり、今同書により て清祓の儀式を示せば、先二拜、次着座、次中臣祓、次六根清淨ノ祓、次發二武自(奥ニ上ノ式目)同)次神祇命ヲ奉賦、日ヲ次天津大祓、次國津大祓三十反、次勸請祭文ヲ誦、次國津大祓三十五反、次拍手二、次祓以下祓ニ淨之ニ、次八方拜、日ヲ次拍手八、次以御祓宮中ヒ、ヲガホガラヒ參看、

ギヨフノシウシヤク　御府周尺　物名は かる尺の一種、其長さ曲尺にて七寸九分八釐九毫五絲とす、古今要覽稿に、此尺は、高野大師の唐より持ち來る所のものにて、御府に傳ほりしを、小倉大納言實起編の寫されしものとて、世にも傳ほり、律尺考驗にもしるせり、然して其實の御尺は、寬文元年に燒失せしといふは用ふるにたらず、唐の准尺なり、尙ほ此尺を陸奥尺と云ふ以

て十五等尺を求るは誤れるなるべし」と見たり、「モノサシ」參看、

キヨミヅゼニ　清水錢　系統

(系圖)江戸時代寬永錢の一種(系圖)銅にて作り、色黃濁を含む、徑八分、重八分、稱に白色のものあり(系圖)元久元年山城國鳥羽樹大路にて鑄造す(新寬永錢錄)

キヨミヅデラ　清水寺　所在山城國京都

東山麓、清水坂の東端○山號音羽山(系圖)法相宗眞言宗にして、興福寺末に隸す○本尊十一面觀世音。四國三十三所の第十六番(系圖)延曆二十四年大納言坂上田村麿、奏して山地を賜はりて私寺を建て清水寺と號す、弘仁二年(系圖)國家の道場となし、延鎭の門徒を以て寺司となし事を行はしむ、吾妻鏡には延曆十七年田村麿私宅を壞ち渡して創立すとなす、參考源平盛衰記には、大和國子島寺僧賢心、淀河を渡りし時、金色の一流ありしを怪み、流れに隨て尋ぬるに、山狩愛宕郡八坂郷東山清水の瀧水に至る、草庵中に行叡あり、御靈建立の時地にして草庵の前の木は觀音を作る霊木なりと語らる、賢心依て之に住せしが、田村麿の信仰を受け、寶龜十一年伽藍を起し、延曆大同に佛殿を造り、清水寺と號すとし、歷代記年集成には、寶龜九年沙彌延鎭淀河の水源を尋ねて、山科東峰に至る、草庵に行叡あり、觀音像を作り御藪建立なすゝむ、鎭實なく長く草庵に住す、延曆十五年田村麿現ち來て、こゝに至り懇ふ、夢の話を聞き、妻と謀りて自宅を移して寺となし、觀音の像を寶殿すゝとなせり、元亨釋書之に從ふ、寺傳には、寶龜十一年延鎭建立して北觀音寺と稱せしが、延曆十七年田村麿の信仰を受け、二十四年太政官符を給ひて勅願道場となし、大同二年田村麿の私宅を壞ち堂宇となし、清水寺と號すと云ふ、吾妻鏡巻下の說多は

壊る所なきにあらざるも、何れも信を置き難し、今東寶記所載の弘仁二年の文書に從て二十四年建立となす、[illegible]河天皇寛治四年行幸あり、源平の亂後大に衰へしが、遠久中再造す、承久二年火災に遂ひ、本尊は幸に免れたるも、本堂釋迦堂以下灰燼となる、其後幾多の歳月を經て、現今の堂宇は寛永十年德川家光の建立する所にして、特別保護建造物に屬す、十八年朝廷より長橋局架を賜はりぬ○本寺は古來上下の尊崇厚く、源平盛衰記に、平盛久及び六代等觀音を新りて、命を助かりし事を載せ、玉葉和歌集には道長の參籠せし事見えたれば、後一條天皇の頃より既に信仰せられしこと知るべし○二王門は、西境八坂の東端に在り、三重塔は二王門の東に在り、大日如來を安す、手安塔と云ふ、葛井親王の本願、事和中の建立なり、經堂は塔の東に在り、法華三昧堂とも云ふ、釋迦・文殊、普賢及び四國三十三所觀音を安置す、田村堂は、經堂の東に在り、田村麿毒箭、行叡延鎮等の像を納む、傳へ云ふ、この堂は古の本堂なりと、朝倉堂は、田村堂の東に在り、朝倉良景の造立する所、本堂は、南向檜皮葺にして懸屋に遷り建築す、堂前舞樹を築し、東西に樂舍を設け、桁行九間、梁行七間にして、結構雄偉なり、本尊十一面千手千眼觀音、脇士に勝軍地藏、勝鬼沙門を安置す、堂の前樂に無數の額を掛く、殊に海船額は、寛永九年同十一年の畫にして、前者は末吉、後者は角倉氏より奉納せしものにて、當時海外貿易に從事したる船舶の制を見るに足り、尤も珍らしきものなり、南方掛出しの高闌は、俗に清水の舞臺と云ふ、京の西南を眼下に望み、眺望廣濶なり、釋迦堂は、本堂の東に、阿彌陀堂は、釋迦堂の南に在り、瑞山寺とも云ふ、支治中法然上人の不斷常行念佛を開始せし所と云ふ、後柏原天皇の勅願を揭ぐ、奥院は、阿彌陀堂の南に接す、共に掛造りなり、千手觀音、地藏、鬼沙門を安す、稍傳ふ、延鎮の住房なりと、本院の前殿に額あり、本堂と同じく寛永中の末吉船を揭ぐ、これ亦史料として、珍らしきものなり、蓋し本堂もこの額より推せば、家光の建つる所ならん、地主神社は、地主權現とも云ふ、本堂の北に在り、大己貴命、素盞嗚尊等を祀る、方今の社殿は寛永中家光の再建にかゝる、成就院は、地主神社の西北に在り、大同二年の創立なりと云ふ、慶長年間後水尾天皇勅願寺となし給ひ、近年清水寺の住房とす、維新前當院の住職月照其弟信海は國事に死せし著名の人なり、共に門前に墓あり、音羽瀧は奥院下の懸崖に在り、泉質清冷にして、久旱にも涸れず、分脈三條になりて落つ、清水の名の起る所烈なり（山城名跡志、國寶目錄、京都要誌）

キヨミハラノスメラミコト　清見原天皇　天武天皇を稱す、テンムテンワウを見よ、

キヨミハラノミヤ　淨御原宮　飛鳥淨御原宮（アスカノキヨミハラノミヤ）を見よ、

キヨモトブシ　清元節　長唄系俗曲の一種　淨瑠璃節ないふ、[illegible]六年岡村藤兵衛の子吉五郎、富本節の師清水延壽宮の門に入り、富本壽宮太夫と改名し、研究の結果、文化十三年始めて清元延壽太夫と稱し、此節を創始す、其語る處、平易に、且つ曲節抑揚頓挫あり、素朴悲壮、其語る處、文政八年五月、人の嫉む所となりて殺害せられ、數年ならずして流行を海内、富本節を壓倒し、一時音曲界の牛耳を握るに至り、現今尚盛に行はる（整曲類纂、俗曲沿革考、俗曲の由來、淨瑠璃史）

ギヨリン　魚鱗　軍法備立の名、鱗の並びたる如くに兵を列ねるを云ふ、軍書に魚鱗鶴翼の備とは是なり、大江維時支那より傳來せし所と云ふ、倭訓栞に、孔明八陣に、魚麗虎翼あり、武備志日本考には、胡蝶陣長蛇陣見えたり、唐の太宗の帝範に夕對三魚麗之陣、朝臨二鶴翼之圍、と魚麗を訛傷たるなるべし」と云へり、保元物語に、敵魚鱗に懸破らんとすれば、御方鶴翼に巡りて射しらます、御方陣に開いて圍まんとすれども敵陣に開て圍れず、云々」と見えたり、

ギヨリヨウ　魚綾　數説ありて決定せざれども、恐らくは綾織物の一種なるべし、今左に諸説を擧げて參考に供すべし、桃花樂叢に、山鳩色なりといへり、伊勢貞丈之を疑じて、此の説の如くなれば、染色の名の如く明ゆれど、平治物語に、よしひらは生年十九歳、れり色魚綾のひたゝれとありて、練色の次に魚綾と有るを見れば、魚綾は織物の名なるべし、盛衰記にれり色の魚綾の直垂あり、是等を并せ考ふれば、色にあらず、織文の事と思はるゝ也」と云へり、壺井義知の説に、魚綾は御料也、天子着御の御料と云ふ事なるべし」といひ、貞丈は亦、胡實抄に魚綾山鳩色と云ふ説によりて、文字を作りたるなり、鳩ひ雖し」と辨じ、或説に、魚綾は魚須也、須に魚の形を織りたる物なるべし」といひ、或は云ふ、今世のなゝ子と同物にてナヽコは魚の子の轉にて魚のほらゝごの如くなる綾と云ふ意にて、魚綾と云ふなるべしといへり（貞丈雜記）

キラウ　耆老　令の制に、六十六歳なるもの、ないふ、天平勝寶九年、六十五歳のものと改む、吉良上野介

吉良時央（キラヨシナカ）を見よ、

ギランモン　儀鸞門　大内裡豐樂院十九門の一、豐樂院南面の内門、豐樂門と相對す、正中五間、戸三間、東西の廂各二丈、東處六間に高闌門、西處に幕樂門あり、而して檀間東西二丈、南北一丈五尺、檀外壇端に至る六尺五寸（拾芥抄、大内裡圖考證）

キラヨシナカ　吉良義央　名朝臣上野介と稱す、法名獅性寺實山相公大居士　世々江戸幕府に仕へて高家たり、義央當職にありて積年朝儀に與り、公武の禮節典故を熟知精練すること、其右に出づるものなし、よりて各門大家の族も、みな曲折して義央に阿順し、每事其教を受けざるはなし、故に賄賂をむさぼり、其家巨萬の富を蓄えたりといへり、元祿十四年勅使東下のことあり、播磨赤穂城主淺野長矩其接待を命ぜられ、義央と共に事に當りしが、長矩は義央の意を迎ふることを勤めざりしを以て、義央深く之を含み、只に儀禮に關して指導の勞を執らざるのみならず、また衆中にありて長矩を辱む、長矩忿懣の情に堪へず、同年三月十四日勅使辭見の日に當り、義央が白木書院の廊下に於て留守居桃川藤照と立ちながら物語せる後より、宿意ありと呼びて、小さ刀を以て切り付けたり、義央驚きて振り向く處を再び刀を回へして其眉間を斬る、藤照傷らより長矩を抱きて之を留む、義央もまた同僚に助けられて去り、彼で暇を賜ひて平川門より退出せり、長矩は其夜自盡を命ぜられしも、義央は罪なきを以て許され、刀傷治療すべきの命を拜したりしが、傷は淺くして早く愈えたれども、同二十六日に至り、遂に職を辭し、留來深く淺野家遺臣の復讐を惑れ、日夜戒心を加へたりしも、元祿十五年十二月十四日の夜大石良雄以下四十六士の襲撃に遇ひて遂に殺さる、牛込區袋町二八番地の墓（アカホギシノフクシュウ）参看（德川實紀、墓所集覽）

キリカケ　切懸（切掛）　物の間を仕切りて陰なするものを云ふ、廊などにては板垣の事なりふ、大和物語に、きりかけは、板を横にしてとり羽にうちたるものなり」といひ、甲子隨筆に、柱に切かけを、して、それに板を差あて、上より押へ水をうちたり」といひ、嬉遊笑覽に、今さらごといふものあり、上より押への木に切かけしたるさま、さゝらの子の如くなれば名付くなり」といひ、家屋雜考に、板と板との合せ目に、目板をうたず、雌羽に乘れたるをいふ、といへり、貞丈雜記に、物の間を切りて隔をするものなり、廊などにては板塀ないふ、座席の内にては衝立の事なり、源氏物語にきりかけたつ物とあり、（きりかけたつものとは、きりかけめきたるものと云ふ事なり）宇治拾遺物語に、そのおはしましかたはらに、きりかけの侍りしをへだてゝそれがあなたにまふらひしかば（中略）着たりける水干のあやしげなりけるが、ほころびたるを切りかけのうへよりなほして、これがほころびぬいておこせよといひければ云々（此のきりかけはついたちの障子の事なり）」

キリグリク　切具足　太刀長刀以下鋭利に して裁斷すべきものゝ總稱、

キリクダシブミ　切下文　大藏省の貯物不足にて公事の用途欠る時、省より調唐未進の國々に令して送り物を催促せらるゝ下文を云ふ、今の切手切符の類なり、倭訓栞に、一紙の中に數條を載る故に、一切一切分ち書くを以て、切下文と云ふ歟、切紙の類にやと云へるはいかゞあらん、平戸記寛元三年二月四日に、新年祭料任大藏省切下文、如二式數一、只今可二清之由一、左中辨顯朝朝臣遂二御教書一、仁安三年十一月三日の人車記に、平野祭幣料、牢文所切下文、紀伊丹波有二申旨一、所二遂二奏子細之處一、已及二當日一、不二論是非一、於二今日事一、若可二辯濟一由、依二皇太后宮令旨一、遂二仰之處一、各遂二請文一、同六日の條に明後日三社奉幣料物、付二諸國切下文於官掌一、即催促、とあり、又園花集に藤原實家常陸之介に侍ける時云々、遠江にきりかへて云々とあるは切下文なり（續注戰原抄校本別記）今朝野群載所收の文例を左に示す、

官切下文

五色絹六疋下太藏　糸七十絇　兩面二疋

帛一疋三丈　綾一疋　苧十斤

白木唐櫃六合　紅花大十七斤九兩

黄蘗大三十三斤　茜大二十三斤

錢四貫六百文　紫草六百束　油二斗五升六合下宮

白紙二百六十枚下中務　右奉二山陵并所々荷前料一、内藏寮所一請如レ件、

右奉二山陵并所々荷前料一、内藏寮所一請如レ件、

寛弘元年十二月十二日　左少史—

キリクヒノマウシブミ　切杭申文

女叙位の時、母の勞を合せて叙爵を申請する狀を云ふ、江次第註に、輩者生年十歳女官、以二四十年勞一、申二叙爵一、是母三十年間奉二仕公一、仍母勞三十年與二我十二相合一、以二此勞一、申二叙爵一、是名二切杭一云々、同抄ニ云、切杭如二樹杭生若立一也、云々」尚ほ、オンナ ゆ ヰキ」を見よ、今朝野群載所收の切杭の申文を左に載す（江次第、公事根源、建武年中行事詳解）

主殿女藍正六位上山宿禰清子誠惶誠恐謹言

請二特叙二天恩一、准先例一、依二年勞一、被レ叙二爵一、狀

右清子謹按二案内一、身勞已及二五十餘年一、親母勤二仕女

羅之後、已經二十三箇年、相繼補之在當職之後三十餘年、于茲已仕二四代之朝廷、及七旬之暮齡、適浴玄澗、誰謂非據望請天恩依三年勞倍勤、被書下綸仰奉公之貴、清王敬愼誠恐謹言、

慶應三年十二月廿二日

主殿女頭正六位上山宮義清子

キリシタン・シユウ　切支丹宗

[illegible]耶蘇教をいふ、葡語のCristaの語訛なり、古くは吉利支丹と書したりしが、延寶八年より、德川綱吉の名を避けて改めしなりといへり、また其教四方より來れるがゆゑに、之を佛の氣なりと思考し、天有主如來と唱へしことあり、なほ切支丹佛法などいへる語も史籍に見ゆ[illegible]是初に傳來したる耶蘇教は、當教即ち「カトリック」にして所謂天主教と稱するものなり、按するに室町の中世より、歐洲にては拓地貿易の事業、隆盛の運に乘ひ、新たに亞米利加を發見し、また印度に航通し、豐あれば土地を侵貪せんと欲し、常にその方便として人心を歸服せしめんがために、先づ切支丹宗を輸入したりしが、永正七年には葡萄牙人、南洋の臘亞島を占領して「ヰヅエイト」教會を建て、廣く明と貿易を營みたり、會々天文十七年、薩摩國の一少年、鄕里に於て人を殺してこの地に逃れ、耶蘇教を信じて洗禮を受け、日本に布教せんことを勸めしかば、宣教師「フランシスコ、ザヤエル」は二人の僧、及び其少年を具して翌十八年鹿兒島に來り、まづ藩主島津氏の許諾を得て傳道に從事すること一年、更に平戸に赴きて教會を建立せり、これ我國に於て耶蘇教會あるのはじめと稱す、かくて再び海路博多馬關を經て、周防の山口に着し、此にて日本國人の從者に姿を變へ、艱難を嘗めて漸く京都に達したり、然るに京都は內亂の爲めに、戰爭の餘となりたれば、一時布教を試みたれども、耳を傾けて聽くものなきがゆゑに「ザヤエル」は幾干もなくして再び山口に赴き、國主大內義隆に謁して、時計並にオルガン等を呈したるに、義隆大に喜び、厚く之を遇して布教の便を與へたり、「ザヤエル」卽ち教會を建立し熱心傳道に從事したるの結果、滯在一ケ年の間に於て、洗禮を受けたるもの三千餘人なりといへるを以ても、其盛んなるを見るべし、尋で天文二十年山口を去りて豐後に入り、國主大友宗麟の優遇を得て、大に傳道の功を奏し、宗麟まづ之に歸依して洗禮を受け、大友の强盛なる肥前島原の領主有馬晴信、肥前大村城主大村純忠等もまた耶蘇教に改宗したれば、天主教の諸派は爭ひて僧侶を日本に派遣して傳道に從事せしめ、貿易と布教とは互に聯絡して、共に其區域を擴張し、九州にては、府內、臼杵、天草、宇土、大村、長崎、島原を根據として四方に蔓延し、延いて山陽の諸國に及び、永祿二年には宣教師「ヴィレラ」京都に入り、教會を建て、布教に從事し膳軍足利義輝もこれに謁見を賜へり、かくのごとくにして耶蘇教は日に月に信徒を加へつゝありしが、織田信長の時に及び、宣教師等の勢力により、布教の自由を許可し、同十二年京都四條坊門に方四町の地を與へ、一寺を創建せしめて南蠻寺と稱し、五千貫文の地を寄附したり、これより近畿に信徒頗る增加せり、信長に親近したる日蓮宗徒朝山日乘、異教を憎みて、數々これを難詰せんことを乞ひたれども、意を得ず、尋で信長は眞に耶蘇教のために安土に大成寺を建てたりき、此時に當り、耶蘇教は根據地たる九州以外に於ても、山陽にては、山口、廣島、近畿にては京都、大阪、堺、伏見、和歌山等みな盛大を極め、遂に關東諸國に波及し、遠く仙臺、會津に至り、北は金澤に達し、葡萄牙の宣教師よりローマに發したる通信によれば、日本國中にて天主教のいまだ行はれざるは、纔に十四ヶ國のみ、信徒の數約三百萬人に及ぶと見ゆ、この雜道の諸大に失したるはいふまでもなけれど、また以て流布の速にして且盛んなりしを想像するに足るべし、大村、有馬、大友の三氏が使者をローマに遣はし、法皇クレメヅー十三世に拜謁して、信書方物を獻じたる事も、實に此際のことにかゝる、後ち豐臣秀吉の政權を掌握するや、其最初にありては、宣教師をも禮遇したりしが、耶蘇教全盛の九州にありては、教徒意外に跋扈し、神社佛閣を破壞焚燒して、信徒以外の感情を傷ふこと尠なからず、殊に四老臣、都鄙者の二國が外國を侵略するには、まづ耶蘇教を布きて其國の人心を服し、次ぐに兵力を以てするの事實漸く明らかなるに至れるを以て、之を禁止せんとするの意ありしが、會々天正十五年、薩摩を征定して暫らく博多に留まり、九州の政務を處理しける折柄、長崎在留の宣教師「ガスパルクロ」の要請を賀せんが爲めに來り謁せしに、願る傲慢無禮なりしを怒として、これを捕へて海外に放逐し、乃ち耶蘇教を禁じ、令を海內に布きて、日本國者神國たる處、きりしたん國より邪法を、侵襲せば、甚以不可然事にて、兩舉事なも毀たしめたり、然れども一方には、黑舟の樣に肉實之事候間、格別に候ことて、海外との貿易を許しかば、國禁必ずしも國禁とならずして、猶ほ私かにこれを信奉する者あり、文祿の末には宣教師の京都及び大阪にある者を搜捕して斬に處し、邪宗の禁を嚴にせしかども、外人の會ほ來りて、布教に從事したるものありて、耶蘇教の布及び止むるに足らず、其宣教師の書簡によれば、天正十八年の一年中に耶蘇教信者の發覺して死刑に

處ぜられたるもの二萬五百七十人ありしも、其翌年八、十九の兩年に於て、新たに一萬二千人の信徒を作ることを得たりきといふ、而してその前後には耶蘇教を信ずる者の中に洗禮を受けて法號を用ひ、印章にこれを刻むものあり、刀鐔の飾に羅馬文を鑄るものあり、十字架を以て自家の紋所とするものあり、秀吉の臣小西行長は熱心なる耶蘇教信者にして、宗名を「ドムヰカギエスタン」と稱せしが、關ヶ原の役に敗れて路に自殺せんとせしかども、其教制を思ひて、天理を害せんよりは、寧ろ恥辱苦惱を受けんとて、縛に就きたりき、是より先、慶長三年秀吉の薨後に至り、天主教中の「ジエスキト」「フランシスカン」「ドミニカン」三派の宣教師等再び長崎、大阪、京都に說教を試み、漸く群聽に復せんとするの狀を呈したり、而して德川家康は又秀吉の遺策を承じ、宗旨を禁遏して通商のみを許可するの方針をとり、慶長六年には、大村有馬の二氏に命じて、其領內の天主教堂を毀たしめ、七年には薩摩肥後の諸國並に畿內關東に禁教の令を布き、なほ長崎、平戸の諸港に往來せる人々に懇諭してこの禁令に背くことなからしめんことを望み、宗教の爲めに貿易を妨ぐるの惡果を豫防することを務めしが、禁令も十分に行はれず、また貿易傳道の分離も意の如くならざりしのみならず、葡西兩國の日本に對するや、獨他の新論出地における利器として、傳道を利器として、占領の目的を圖るの狀事實となりて現はれしを以て、十六年八月天下に布告して嚴に之を禁ずるに至れり、はじめ和蘭の遠洋艦、喜望峰近海に於て日本より歸航せる葡萄牙の商船を捕獲したるに、其船中葡國船長「モロ」が長崎より葡王に贈るの密書數通を得たり、其書の大意は、九州其他の地方にて、切支丹宗に歸依せる者、葡人と力を併せ、幕府を顚覆せんとするの企あり、之に要する經費及び軍隊を送らん事を請へるものにして、一味同心の大名武士の交名を書添へたり、また之と殆ど同時に我國の教徒より、彌泛の葡萄牙政廳におくれる密書をも圖人海上にて奪ひ取り、慶長十六年を以て目されたる地なるがゆゑに、是より先元和元年山口直友、岡宮伊治を其地に遣はして宗徒を搜索せしめ、更に領主松倉重政に命じ、禁教の事を勵行せしめたり、重政幕府の意を迎へ、教徒を遇するに極めて殘酷にして、轉宗を肯んじざるものは之を呵責し、磔刑斬刑等に處し、假信する所なく其手將家の時に及びても、また峻嚴に禁教の實を擧げんとするを以て、教徒等は身を潛くの地なく、窮迫の餘、寛永十四年天草に蠭起し、島原これに應じて相和し、卽ち島原なる原の古城に據り、十字の旗旒を揭げ、一時其勢猖獗を極めたれども、翌十五年落城するに及ぶ、卽ち其教徒を殺戮し、且つ羅國の令を布き、幣來代々の法度に、切支丹發禁の旨を大書し、港々浦々に高札を立て其由を示したり、而して此時代に於て、外教禁制に伴へる宗門改の機關と方法とは頗る精密を極む、いま先づ順序として其機關を說き、次で方法に及ぶべし、幕府に於て之を掌るものを宗門改役といふ、もとは切支丹御支配或は切支丹奉行と呼びしが、寶永以後かく改めたり、大目付作事奉行の兩職より之を選ぶ、其職とする所は、教徒の有無を檢察し、信否を審判するものにして、宗門上における警察の行政と司法との兩權を有し、支配に與力六騎同心三十人あり、諸藩にもまた此職を置き、幕府のそれと同じく檢察の任に當れり、而して其方法に至りては數種に亘れるがゆゑに、序を逐うて之を述ぶべし、(一)寺請證文、寺院をして其禮那たるを證せしむる文書なり、卽ち士民を騙りて、佛教以外に身を置くの餘地なからしむるの政策に出づ、(テラウケシヲカモン、參看)(二)人別帳、卽ち戶籍簿にして、教徒探索の目的により製したるものなり、(三)宗旨人別改、人別帳に基き、一家一人ごとに厳密檢勘して捺印せしめ、更に僧侶をして證明せしむるゆゑに、かく爲しなる人別帳なば、宗旨人別改帳とは僧侶の證明を付したるとを然らざるとの差に留る(ジユウシ、ニンベツアラタメ、參看)三藩檢、諸人をして耶蘇の徒を殺したる關版もしくは木版を、讀ましめ、信者にあらざるを證せしむるゆゑふ、江戶及び九州地方にのみ行ひ、全國一般に及ぼす(ヘフミエ、參看)四、處託金、卽ち宣教師并に教徒を訴へ出でたるものに與ふる賞金なり、記原詳かならざれども、元和八年には京都に於て、寛永三年には長崎において、並に賞を懸けて告訴を誘導したる事

其盛隆なるべし、然れどもこれは京都長崎の兩地方に留りしが、島原の亂鎮定の年、卽ち寛永十五年に至り、はじめて、全國及び津々浦々に高札を建て、其旨を掲示せしも、所謂吉利支丹訴人の制札なり、其文は

覺

一ほてれんの訴人　銀子二百枚
一いるまんの訴人　同　百枚
一きりしたんの訴人　同　五十枚

訴人によるべし、

右訴人いたし候輩は、たとひおなじ宗門たりといへども、宗旨をころび申出においては、其咎なゆるし、御褒美御書付のごとく可ㇾ被ㇾ下之旨被ㇾ仰出ㇾもの也、

寛永十五戊寅九月十三日

由ㇾ之觀ㇾ之、猶り吉利支丹者を誘導するのみならず、四教者其人をして自ら新らたにするの門を開きたるものといふべし、(五)禁書、四教に關する書籍の實質閲讀を禁ずるをいふ、寛永七年はじめて之を禁じ、純粹なる宗教書のみならず、其書の性質如何を論ぜず、耶蘇、天主、または西洋、利瑪竇等の文字あるものまで禁じたれば、天文、地理、教學等、科學に係りたる書籍も、世の忌厭する所となりしが、享保五年德川吉宗、四庫學術の實用に適するを知り、教法に關したるもの、外國讀賣の禁を解きたり、(「キンショ」參看)

六、起請文(宗旨證文)、耶蘇教信者にあらざる事を、本邦の神祇もしくは外神に誓ひたるものないふ、佛教者卽ち一般人民には本邦の神祇に誓はしめ、耶蘇教より改宗したるものには外神に誓はしめたり、外神に誓はしむるものの之を「雨壁誓約」と稱す(「キシヤウモン」參看)寛永十二年士民一般に課して隔年に呈せしめしが、天和以後は毎年に改めしも、後ち耶蘇教を奉するもの稀ど跡を絶つに及び、其必用なきに至りしを以て、之を停めたり、(七)切支丹類族改、

耶蘇教信者、又は嘗て耶蘇教信者たりしものゝ子孫並に眷族を切支丹類族と稱し、其者に對して特に行ふ調査をいふ、貞享四年之をはじむ、其改め方は、幕府又は藩教後に信仰せる宗旨、類族に關する親戚等、各條極めて細密なる按文を附し、各地方より之を徴す、なほ幕宗教の者死すれば、檢使を出す等の事ありしに、此時代の中世以後自ら廢絶したり、而して切支丹類族に、切支丹類族、轉切支丹類族の二つあり、前者は終身其教を守りて死に至るまで變ぜざりし者、卽ち殉教者の類族をいひ、後者は中途より佛教に轉宗したるものゝ類族をいふ、總方凡例

譜に、切支丹を捨てゝ、佛家の諸宗に成たるものを、轉切支丹といふ、其聽じたる者を、本人といふ、其子、父不轉已前出世の男女共、本人同然といふ、其子、本人の孫より類族となる、又父轉じたる後出世の子は、類族に成る、男子の方は、本人より七世の孫まで類族に、八代目より素人に成る、女子の方は、曾孫迄四代に類族切れ、五代目に素人と成る、切支丹類族の方にては、常の人をさして素人と唱ふるは、通稱なりと見えたり、以上を其方法の異なるものと爲す、扨に於て、耶蘇の信徒嗜と慮さたりと雖も、九州の一部に至りては、江戸時代を通じて密に之を奉ぜるものもありしといへり、維新の際に及び右に述べたる諸方法一切を廢し、默許に附したるより、教徒漸く多きを加へ、遂に憲法の制定に及びて、信教の自由を有せしめ、禁令全く解く(日本西教史、外交史稿、德川十五代史、日本風俗史、德川幕府吉利支丹宗門改考)

キリシタンジ　吉利支丹寺　「所在」肥前國西彼杵郡長崎○耶蘇宗なゝする寺院。慶長年間創建、天正中吉利支丹宗擴まり、神社佛寺殘りなく破却燒亡し、此宗を弘行す、諸郷の地に寺一箇所を置つ、天正十六年以來之を嚴禁し、慶長十九年七月、江戸幕府、山口駿河守を下だし、長崎諸郡に在る切支丹寺を悉く破却し、本尊は五箇寺の寺中に聚め、僧を本國に追却す、夫より全く衰頽す(地名考)

キリシタンリニンノセイサウ　吉利支丹訴人制札　江戸幕府の時、切支丹教を奉する者を告發せしむる懸賞を掲げたる高札ないふ、「キリシタンシュウ」參看、

キリシタンフギヤウ　切支丹奉行　江戸幕府の時、宗門改の者をいふ、「シユウモンアラタメヤク」を見よ、

キリシタンル井ゾク　切支丹類族　切支丹宗(「キリシタンシュウ」參看、

キリシマノジングウ　霧島神宮　「キリシマノジングウ」を見よ、

キリシマノジンシヤ　霧島神社　「所在」日向國霧島山の麓に在り、編は日向國と大隅國との界なる霧島山の麓に在り、編は大隅國給貢郡田口に在るを本社と定む○霧島峰神社、瀬戸尾神社、霧島中央權現ともいひ、今は霧島神宮といふ、官幣大社に列す、「祭神」天津彦々火瓊々杵尊(記、紀、古老傳)に、欽明天皇の御宇、慶胤仙人始めて此山を開くといふ、桓武天皇延暦七年震火あり、仁明天皇承和四年八月、官社に列す、清和天皇天安二年十月、從四位下を授く、冑上天皇の世、性空上人神殿又僧坊を造る、鳥羽天皇天永三年二月三日、及び六條天皇仁

安二年、山上大に燃て神社其災に罹るといへども、神像恙なく、宮殿造營ありて、猶山上に鎮座ありしを、百二十三年を經て、四條天皇の文暦元年十二月二十八日、震火に罹りて、神社燒亡す、文明十六年島津忠昌、旅塵法師に命じて社を中興させ、百石の社領を寄附す、享保元年九月二十六日、山上また火を發して神社寺院悉く燒亡す、十四年、今の地に宮殿を造營して、同年八月二十七日遷座あり、降りて明治七年二月、霧島神宮と改め、官幣大社に列せらる、凡其祭は三月及び十一月の十八日を用ふ(太宰管内志、地理纂考、官國幣社一覽)

キリステゴメン　切捨御免　江戸時代の調、人を切捨つることを差し許されたる意、武士一般に、町人及び下士の無禮を加へたる時、之を切捨御免なりしといふ、

キリゼニ　切錢　鎌倉幕府の頃、民間にて銅を薄く長く鑄造し、之を切りて錢となし通用せし貨幣をいふ、貨幣史には、獵破錢と云ふが如く輪廓缺缺文字不明の錢のことをいふなるべしといへり、果して知何にか詳かならず、吾妻鏡寛目集成に、銅を切て錢に准じ、切錢と唱へ、後に通用せしや雖ど慮又雖ど解)といひ、食貨志に、近世有ㇾ寛字榮字等銀一行二于北陸、不ㇾ知ㇾ何時所ㇾ造、厚二分許、長短不ㇾ一、用ㇾ之者、大小任ㇾ意、剪而行ㇾ之、俗稱三銘切銀、後禁ㇾ之、本書(吾妻鏡を云ふ)所ㇾ謂切錢、或亦此類乎、と云ふ、吾妻鏡に、弘長三年九月十日丁亥、切錢事有ㇾ其沙汰、近年多以出來之由有ㇾ其聞、自今以後者、用ㇾ切錢、事可ㇾ停止之、存此旨、普可ㇾ令ㇾ下知ㇾ之由、被ㇾ仰ㇾ左典厩等ㇾ云々、と見えたり、

キリリヘ　切添　江戸時代、古田畑の地續きな切り開きたる新田をいふ(地方凡例錄)

キリダイバン　切立　切臺盤　「ダイバン」を見よ、

キリタテ　切立　松を切りて製臺と、樂屋との間に立つる垣の一種、もと舞臺にのみ際らず、吾妻鏡に、御所の北の御壺に、切立を構へらる、皆松を用ひらるなど見え、又北山殿行幸記に、樂屋の前には、切立の松四本に、藤の造花をそへらるゝよしなども見えたり(家屋雜考)

キリツボ　桐壺　淑景舍(シゲイシヤ)を見よ、

キリヅマ　切妻　家屋の切通より疑殿へ入る口をいふ、妻は詰の義にて、端の事なれば、此名あり、永享九年の行幸記に、疑殿の南の簀子を經させ給ひて、中門の切妻にて、御家の簀を行はせられし事なども見えたり(家屋雜考)

キリトウダイ　切燈臺　「トウダイ」を見よ、

キリヌサ　切麻　紙と榊の葉とを細かにきりて、米とかきまぜて祓修行の時に神前に打散らすもの、左右左とまく、俗に是を麻とも手向麻ともいふ、伊勢神宮にては米箱と麻箱とにある者を混するのみにてまくことなし、其義は同じ、手向とは、陸路海路を行く時其國其里に入り、其所の大小神祇に麻袋より出して奉る、故に名づく(神道名目類聚抄)幣(ヌサ)參看、

キリノモン　桐紋　「名稱」紋所の名、桐の花葉を紋としたるもの、皇室の御紋章に用ふ、又臣下にも用ふ、五三桐、五七桐の二種あり、黑川博士は、五三は親事に重事には五七を用ひたるものなるべしと云へり(「黑川博士」)桐は御袍の紋より出でしものなるべし、黃櫨染の御袍として、朝賀を受け、諸節會を行ひ給ふ時、着御し給ふ御袍の織紋にして、弘仁の格文に、文梧竹鳳凰とあるを始めとす、鳳凰、鸞鳳、龍の四靈に各々其族の長なれば、古來支那等にても天子に比し來れり、故を以て黃櫨染の御袍に用ひたるものにして、鳳凰は梧桐に棲み、竹實を食する故に、桐竹を加へしものなり、蓋しこの御袍は御在位中の御服なれば、後世の御紋章となりしものなるべし、(後には上皇も用ひ給ふ)是より先、小忌の服の襟模樣に、桐竹山鳥等あるを見れば、其起原は奈良朝以前にありしものならん、

(紋)桐七五

(紋)桐三五

此を調度に用ひしは、禁祕抄朝餉五の條に「堀河院御時蒔二桐竹一(蒔繪)」とあるを始めとす、然れども未だ全く紋章となりしにはあらず、源平武士以後諸族各々其家の徽章として、紋章を用ひしより、朝廷にても終に御紋章となし給ひしものなるべし、御紋章に定まりたる時詳かならず、赤松物語に、康曆元年後圓融天皇より、鳳凰に桐の御紋を賜はりしことを載せたれども、後の書なれば信じ難し、後花園天皇永享九年十月二十一日行幸記夜殿の條裝束に、御障子之繪、桐竹と鳳凰云々と見え、中井系編傳明親の條に菊桐の紋を賜ひ、又江就記に、毛利元就御位用途を獻ずしたれば、功を賞し菊桐紋を賜ひたること見えたれば、後花園天皇以後定まりしものならん、然れども臣下猶用ふるものありしと見え、文祿三年豐臣秀吉今をして菊桐紋を臣下の紋に用ふるを禁じたり、並に於て皇室專有の御紋章となれり、桂宮御幸殿(寛永中作)の金具には桐花の數定まらざれば、五三、五七と定まりしはこれより後の事なるべし○江戸時代、諸侯の家紋とせしもの、五三の桐は、筑後久留米の有馬、出雲松江の松平及び其一族、播磨赤

嶽の森、播磨三日月の森、備中新見の郷、信濃上田の松平、肥後新田の細川、丹波福智山の朽木、播磨明石の松平、但馬出石の仙石、越後村上の村上、備中足守の木下、出羽天童の織田、豊前小倉の小笠原及び其一族、出羽米澤の上杉、越後長岡の牧野、大和田原本の平野、出羽亀田の岩城、播磨三草の丹羽、下野喜連川の足利、大和高取の植村、但馬豊岡の京極、日向延岡の内藤、陸奥二戸の田村、日向高鍋の秋月、丹波山家の谷、長門の毛利及び其一族、播磨龍野の脇坂、肥前佐賀の鍋島等の諸氏之を用ひて家紋となせり（羽倉考、陽春廬雜考、菊桐御紋章考、武鑑）

キリビ　鑽火　鑿、檜などの木をすりて、揉る火を云ふ、太古の遺風なり、後世火打石にて出したる火をきり火と云ふとは別なり、其法上圖の如く、「ホゼ」の圓柄（檜木などを用ふ）を以て、「ロ」の板に錐もみして、其磨擦によりて發火せしむるものとす、

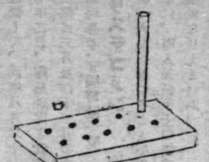

（玉葉、松屋筆記）

キリフウジ　**切封**　緘文（コシブミ）を見よ

キリフジヤウ　**桐生城**　上野國山田郡桐生村起原詳かならず、吾妻鏡に、桐生六郎爲頼、足利俊綱の首を斬つて鎌倉に獻ずること見えず、上野志に、桐生氏祖は、藤原元綱也、文治二年入部桐生小太郎と云ふとあり、永錄元年十一月上杉景虎來り攻むるに及び、桐生大炊介直綱降服して其麾下となる、天正元年新田郡金山の城主由良氏の攻め隔いる所となり、横瀬、藤井等をして守らしむ、後に小田原北條氏に屬し、天正十八年小田原開陣の時、この城陷り、後に蒔絵となる（上野名跡誌）

キリマイ　切米　扶持米を金錢に切替へ渡すこと、室町時代よりありたる由、儀制雜記に見えたり、官制沿革略史に、德川氏の切米とは、領地を有せざる旗下の士に、倉廩より米を、年三季に切て與ふるなり」といへり、即ち春夏には分限高の四分一を渡し、御供米といひ、冬には、其半高を渡し御切米といふ、新規の切米を渡すには、九月晦まで、二箇年分、十月朔日以後は半箇年分、總て日數に拘はらずして渡すなり、

キリマイテガタアラタメヤク　切米手形改役　江戸時代の職名、青雲奉行とも云ふ、常に淺草倉廩の役所に在りて、諸士より出す所の蔵券を、檢査することを掌る、勘定奉行の支配に在りて、焼失開誌とす、役料二百俵にて持高なり、其下に手代九人あり（柳營補任、明良帶錄、官制沿革略史）

キリミス　切簾　鴨桐より落長押まで垂れす、蔵人所の簾を云ふ、禁總抄、蔡營所の條に、其外半分の長の御簾を云ふ、

キリモガリ　切虎落　勸進能、田樂其外見物席切籠一間懸、と見えたり、

キリモノ　鑒に、錦物の義歟、通りのよき喰なるべしと云へり、平家物語、清水寺燈焼の條に、院中のきり物西光法師と云ふものあり云々、古今著聞集に、高麗國貢し時の通討使に、天野式部大夫遠景むかひけり、大將家のきり物にて、次官藤内と云はれし云々」と見えたり、

キレキン　切金　通用の貨幣の切れたるものをいふ、享保集成絵錄寶永二年十二月に、御藏金并に世間通用の金共に切れ有り之候小判、只今迄頃替屋方にて、遠方障り不申、小判歩銀取申間敷候云々と見え、正實事錄享保六年六月に、慶長古金の内三分宮の きれ一箇所あるとも通用すべきことなる由、實録集成絵錄延享二年閏十二月に、切れ金に、切れはなれるまで通用すべきことなる命じ、寛延三年五月、五分以上の切金、形欠損せば金座へ差出して直さしむる由見えたり、

キロク　季祿　王朝時代春秋二季に一位已下の諸官人を通じて給ふ祿をいふ、春は二月上旬に、秋は八月上旬に賜ふ、蓋し八月より正月までの勤務の日數百二十日に充たざれば賜はらず、今大寶令の制を表にて示せば左の如し（令義解）

	絁	綿	布	塩
正從一位	三〇疋	三〇屯	一〇〇端	一四〇口
正從二位	二〇	二〇	六〇	一〇〇
正三位	一四	一四	四二	八〇
從三位	一二	一二	三六	六〇
正四位	八	八	二二	三〇
從四位	七	七	一八	三〇
正五位	五	五	一二	二〇
從五位	四	四	一二	二〇
正六位	三	三	五	一五
從六位	三	三	四	一五
正七位	二	二	四	一五
從七位	二	二	三	一五
正八位	一	一	二	一五
從八位	一	一	一	一五
大初位	一	一	一	一〇
少初位	一	一	二	一〇

キロクジヨ　記錄所　始めは莊園の券契の理非を勘決して記錄す、故に又記錄莊園券契所とも、莊園記錄所とも云ふ、後には其掌る所、諸司諸國並に諸人の訴訟をも裁斷し、年中式日の公事用途の式數をも勘申せしむ、上卿一人、納言以上世務に堪へたる人を撰ぶ、辨、又執權とも勾當とも云ふ、辨官を以て之に補す、二人或は三人の時あり、寄人大外記以下法制に通ぜし人を用ふ、少きは五人多は二十一人の時あり、開闢、職原抄に見えたれども、延久天永保元文治共に所見なし、蓋し北朝記錄所を置くに及び、寄人の中を以て開闢となす、起源延喜以來諸國新立の莊園多くして、國務の妨を爲すもの多きを以て、後三條天皇の即位に及びて、此弊を亂たんとし、延久元年二月二十三日勅して新立の莊園を停め、寛徳以前と雖も立券の不分明にして、國務の妨となるに悉く之を停止せしむ、閏十月十一日記錄所を太政官の朝所に置き、券契の理非を勘決せしむ、是れ記錄所の始めなり、此時上卿、辨及び寄人五人を置く、後三條天皇崩御の後、記錄所廢れ、再び莊園增加したり、故を以て天永二年九月自河法皇の御意により、延久の例に倣ひ上卿、辨、寄人を置き、國司と本家爭論の事を檢知せしむ、此時上卿縣原宗忠、辨藤兼、寄人大外記御巫等三人なり、其後又莊園漸く多くなりしを以て之を停めんとし、保元元年五月又記錄所を置き、左大將藤原公教を上卿とし、辨三人、寄人十二人（或は二十一人）を置き、券契を勘決せしむ、其後源平の爭亂となり、勢ある もの土地を兼併す、壽永三年平氏亡び、源頼朝天下を取るに及び、没官領多く、莊園につきての紛爭絶えざりしを以て、頼朝上奏して之を置かん事を奏請す、依て文治三年二月二十八日記錄所を置き、閑院亭中門の南内侍所の南廊を以て其所となす、其掌る時、券契のみならず、諸司諸國諸人の訴訟、朝廷の公事用途式數等の事を沙汰せしむ、上卿勾當二人、寄人十二人を置く、上卿は藤賀の子長通、勾當は定長、親經、寄人は大外記頼業範貞等なりき、其後記錄所を院中に置かれしと見え、百錬抄建保二年八月二日の條に、記錄所、勘申清水清閑兩寺堺相論事、と見えたり、後醍醐天皇元亨元年親ら記錄所に出御して裁斷せらる、建武一統の後元年五月十八日、寄人十一人を置き、大外記頼元、楠木正成、那和長年等を以て之に補す、翌二年三月十七日二十一人を置き、寄人の給料を定めて事を行はしも、南北分立の後小松天皇の御世まで行はれしが如し、其後の事詳かならず、繼神皇正統記に、後小松の御宇までは記錄所の御沙汰も被行侍るとかや云々と見えたり（記錄所考）

クウインジ　空印寺　若狭國遠敷郡小濱市後瀬山の下○建康山と號す、曹洞宗、開創時期詳かならず、長源寺の末寺にて、武田元光守護たりし時、此處に城を築き、寺を津田に移すと云ふ、京極忠高國主たりし時、此地に創建し、父高次の菩提寺と爲す、酒井忠勝封國後、建康寺と改め、國中曹洞宗の僧錄司と爲す、寛文中佛殿を改造し、建康山空印寺と改む、蓋し空印は忠勝の法號なり（若狭郡縣志）

クウカイ　空海　弘法大師、幼名を眞魚、諡號を弘法大師といふ、佐伯田公、母は阿刀氏、讃岐國多度郡の人、寶龜五年六月十五日誕生す、十八歳、京師に遊學す、三教指歸を作る、二十歳、石淵の勤操僧都に從ひて制染し、二十二歳、東大寺に受具す、既にして四方に遊びて修行し、更に大和高市郡久米の道場に往きて、神龜天平の頃に、無畏三藏の持し來れる大毘盧舎那經を披閲するに、深義了解し難き所多きを以て、はじめて入唐求法の志を起す、延暦二十三年、年三十一、遣唐使藤原葛野麻呂に從ひて入唐し、京城青龍寺惠果和尚に學び、眞言密教兩部の祕奥を相承し、大同元年歸朝し、大に之を弘め、弘仁七年、高野山を開く、十四年、朝廷より鎮護國家の道場として東寺を賜ひ、後ち教王護國寺の勅號を賜ふ、乃ち大宗根本道場と爲す、承和二年三月二十一日、高野山に入寂す、年六十二、延喜二十一年十月弘法大師の諡號を賜ふ、平城、嵯峨、淳和、仁明の四帝、及び嵯峨皇太后、淳和皇后は受灌し給ひ、高岳親王、如意尼等弟子となり給ふ、世に伊呂波歌はこの作なりと傳ふ、其他山を開き路を拓く等、殖産興業に與りて力あること甚だ多し、著書に聾瞽指歸、十住心論、總持寶鑰、御遺戒義、聖字義、吽字義等數部あり（元亨釋書、傳教各宗綱要）

グウケ　郡家　郡司の役所をいふ、郡司（グンジ）を見よ、

グウジ　宮司　[illegible]神職の一、其社の神に奉事し、且つ主として造營收稅等の事を掌る、伊勢神宮には、大宮司、少宮司、權宮司等あり、熱田社、宇佐八幡、宗像社、香椎廟、香取社、鹿島社、氣比社、阿蘇宮等には大宮司あり、何れも譜代職にして其社の長官なり、又稀に少宮司、或は權宮司をも置けり、伊勢には大宮司の上に祭主あり[illegible]孝德天皇の時始めて大神宮に宮司を置く、清和天皇貞觀十二年八月伊勢大神宮司一員を加へ置く、陽成天皇元慶五年八月伊勢大神宮大宮司一員正六位上階、小宮司一員正七位上階を制定す、醍醐天皇延喜二年權大司を大司少司の間に置く、以上大司權大司少司を三員の宮司と稱す、宮司は三司の總名、又權司少司を任ぜられ、或は少司權司に轉補し、權司より大司に轉任、或は祭主に昇進の例もあり、後醍醐天皇の嘉曆の頃までは、三司とも存せしが、偖後權司少司は絶え、大司一員僅に殘れり、宇佐は寶龜二年宇佐田麿を大宮司に、同池守を少宮司に任ぜしを始めとす、香椎は天慶元年六月に日本紀略に、宗像は天元二年符宣抄に見えしを始めとす、其他創置の年代詳かならず、明治維新後は、官國幣社に奉仕せる神職の中、其上位にある者を稱することとなれり、なほ伊勢神宮に限りて權宮司あり（三代實錄、延喜式、類聚三代格、宮司系圖沙汰文）

グウジ

グウジチモク　宮寺　神宮寺（ウングウジ）を見よ、

グウジユウ　宮司除目　立后の時の四宮、卽ち太皇大后、皇太后、皇后、中宮等の大夫亮以下を任ずる條目を云ふ（官職編覽）

クウヤ　空也　光勝（クワウシヤウ）を見よ、

クウヤダウ　空也堂　極樂院（ゴクラクヰン）を見よ、

クウヤネンブツ　空也念佛　鉢敲（ハチタタキ）を見よ、

クエイデン　公營田　「エイデン」を見よ、

クエウ　九曜　星の名、日曜星（太陽）、月曜星（太陰）、火曜星（熒惑）、水曜星（辰星）、木曜星（歲星）、金曜星（太白）、土曜星（鎮星）、計都星、羅睺星を合せていふ稱、和漢三才圖會に、按、日月與二五星一稱之七政、更加二羅計一以爲二九曜一、陰陽者家流每月之配二入五性一、以爲二每年所屬星一、吉凶、特驗二羅計火三星一、則爲二凶一と見えたり、

クエウトモエ　九曜巴　紋所の名、巴九個を九曜紋の如く記したる紋を云ふ、遠江懸川の松平氏、備中松山の板倉氏、備中庭瀬の板倉氏、上野安中の板倉氏及び其一族之を用ふ、依て一に板倉巴とも稱す（武鑑、諸家紋鑑）

クエウノモン　九曜紋　紋所の名、九曜星にかたどり、大星を中央に置き、其周圍に八つの小星を畫きたるものなり、また一種細川九曜と稱するもあり、細川の一族之を用ふ、其形ち少く異なれり（別圖參看）、諸家系圖に云、其始め天正十年九月、保科正直賀輪城を攻め三日にして陷る、先是家紋梶葉也、此時九曜星下り旗上に飜る、一同住瑞となし出兵して大勝を得、依て此紋を家紋となすに至れり」と○此紋使用の諸家は、伊勢麻野の土方、陸奥八ノ戸の南部、陸奥仙臺の伊達、陸奥盛岡の南部、伊豫宇和島の伊達、下野宇都宮の戸田、伊豫吉田の伊達、陸奥中村の相馬、常陸土浦の土屋、陸奥仙臺の伊達、信濃小諸の牧野、下野烏山の大久保、丹後田邊の牧野、豐後府內の大給、攝津尼崎の櫻井、大和田原本の平野、周防岩國の吉川、出羽新庄の戸澤、上野小幡の松平、武藏忍の松平、美濃大垣の戸田及び一族、越後高田の榊原の譜代となす（武鑑、諸家紋鑑）

クランジ　久遠寺　[illegible]甲斐國巨摩郡身延村○山號身延山[illegible]日蓮宗、第一末寺の總本山[illegible]此の地昔は南部御牧波木井郷に屬す、身延は費夫と稱せしが、日蓮住せし後今の字に改めしと云ふ、寺域東は鷲澤（波木井村）西は迫分山（小縄村）南は靈取山に接し、正嘉元年波木井郷の豪族波木井實長（新羅三郎義光の裔）宗祖日蓮に謁して歸依す、日蓮歷々幕府の命に逆らひ、屢々流さる、最後佐渡國に流され、後ち赦されて歸るや、文永十一年五月實長の請により身延山に入る、今の西谷に草庵を構へて之に居す、弘安四年十一月實長別に十間四面の大伽藍を建立し、身延山久遠寺と云ふ、是れ宮寺開基の始めとす、弘安五年武藏國池上本門寺に赴き寂す、寂する前遺命して、骨か身邊に遷め塔を作り、六老僧をして輪次塔を守らしむ、依て翌年別に一堂に遺骨を安じ、六老僧各子院を作り、遺命の如くす、同八年日向守塔の時、波木井實長五老僧に告げて、輪次守塔は法の爲め一山の爲め、偏ならず、却て寂寥の基たるを以て、輪番の制を廢し、住持を定めんと謀る、諸僧皆之を贊す、窃り日興遺命を固く執りて從はず、實長喜び予與と交を絶つ、興去て安房國保田妙本寺を建つ、後ち實長日昭と議し、日向を請して當山第二世となす、以後輪番の制なく、貫主整然として定まる、日朝の時に至り、文明中四谷の地焚燬なるを以て、今の地に移し大伽藍を起す、日朝

住する四十年、宗風大に振ひ、一山の規模尤も備はる、後世日朝を中興の祖となす、天正以後武田豐臣諸氏の信仰を受け益々旺盛なり、武田信玄最も歸依し、地を寄せ、國中諸末寺をして遵退せしめ、豐臣秀吉の姉瑞龍院殿日秀は本宗に歸依し、堂塔を增修す、慶長元和以來蓮華院（御高方）日蓮に歸依ありしを以て、紀伊水戸の德川氏も、又深く之に歸依し、甲府綱重の母順性院も亦歸依して堂祠を建つ、寶永三年、永代紫衣參內を許さる、正德元年御新願寺となす、當來星移り物換りて明治維新に至り、百度變革す、明治七年日蓮宗命令を以て七十三代の法燈を調ぐ、時に本山累年の弊風殘留したるを以て、日鑑等と相謀し、日遠日乾等と定めたりし、萬代法式二十一ケ條、四谷檀林萬代法式（檀條）町中萬代法式二十ケ條の山規を改め、支院、四谷檀林の廢合を謀り宗風を興起す、十一年日鑑の時宗會の決議を以て越本山と定む、二十年三門本堂寶藏等燒失し、一山の寶物大樹烏有に歸せり、今本堂三門以下再建中に屬す○總門、南方の入口に在り、三門を去る二町、三間半に二間半の黑塗門、開會閼の額を掲ぐ○發軫堂、總門內左側に在り、實長と日蓮と始め遭ひし處、逐島とも云ふ、兩人の像あり、信玄の始めて建つる處と云ふ○梅樂橋、又友平橋ともいふ、身延川に架せり、○鐵圓坊、構より四丁許極平に在り、實長（日圓）の開山なり、傍に實長の墓あり○三門、鋼宣の母の本願にて、日遠の建立する所、身延山の額は日潮の筆、十三間、奥行五間の樓門なり、二王を安す、慶應の作と傳ふ、慶應元年燒失し、假門なりしが、明治二十年再び燒亡す、二十三年再び假門を建つ、卽ち現今のものなり○本堂、方十間、四方椽各九尺南向なり、豐臣秀次の母堂建立する所なり、兩脇四菩薩女殊普賢菩薩を安置す、明治二十年燒失し、四方十五間の本堂は目下再建中に屬す○祖師堂、境內正面の左側に在り、方十七間、日蓮再建したりしが、後ち燒失し、現今のは十二間に二十間の大宇にして明治十四年の建立にかゝる○四谷番學院檀林、西谷に在り、十四世番學院日鑑の墨樓所にして、慶長九年檀林とす、後ち廢絶せしが、日蓮寬文九年に再興す、明治七年身延檀林と改め、本院に屬す、講堂は九間に七間半、寬文九年安藤重常父の爲めに建つる所、明治八年本院位牌堂周繞につき、之を曳き移す、今の釋迦堂是なり○奥院、身延山を云ふ、又岑陀梨峯とも云ふ、本院より北へ五十町、孝東院（又大孝院）あり、四間に七間の堂宇、二十八世日筭の創立、元祿十六年再興し、庫裡は安政二年の再建なり、二王門、鐘樓、御供案、天照太神宮、東照宮、三光堂等あり○七面山、本院より四（一百八町、永仁五年、日朗の開く所、七面明神社あり、別當所を敬眞院と云ふ、諸堂は延寶三年の草創にして、圓神鐘樓の外安永天明年間の再興なり、本殿、常殿、拜殿、天都宮、硯身門、池大神宮等あり○什寶は近代の日宣御內書等の外古文書等全くなしと云ふ○歷代を左に示す（甲斐國志、身延鑑、日蓮宗各本山名所圖會、佛家人名辭書）

○日蓮——日向（佐渡阿闍梨）——日道（三河阿闍梨）

（日善（大法阿闍梨）——日臺（鎭國阿闍梨）

日院（寶教阿闍梨）——日叡（上行院）——日能（行學院）

（日學（成就院）——日延（觀行院）——日朝（行學院）

日意（圓教院）——日傳（寶樂院）——日鏡（善學院）

日叙（寶藏院）——日整（琳光院）——日新（惠雲院）

（日賢（妙靈院）——日遠（法雲院）——日東（一如院）

日乾（寂照院）——日遠（心性院）——日祝（慧眼院）

日要（顯是院）——日深（妙寂院）——日運（知見院）

日境（遠心院）——日筭（妙心院）——日延（慶源院）

日遠（寂遠院）——日脫（一圓院）——日省（智寂院）

日享（遠沾院）——日祐（見龍院）——日覺（滅峰院）

日潮（六牙院）——日寬（薩心院）——日否（廣演院）

日總（貴明院）——日倫（圓通院）——日妙（能治院）

日長（耐慈院）——日見（理天院）——日實（潮音院）

日座（寂座院）——日唱（守信）——日擅（鎭峰院）

日豐（亮心院）——日源（光漸院）——日地（本義院）

日沾（教山院）——日全（明靜院）——日發（堅樹院）

日奏（上妙院）——日審（智透院）——日遠（潮文院）

日晴（太裕院）——日舜（究竟院）——日瑛（是運院）

日韶（圓中院）——日潤（一圓院）——日心（智了院）

日嚴（雙樹院）——日明（一乘院）——日仲（不老院）

日桂（善悟院）——日新（示宣院）——日樓（智覺院）

日實（慈祥院）——日琢（事感院）——日祥（止明院）

日祐（智現院）——日能（觀音院）——日廣（文明院）

日慈（白厚院）——日徐（心妙院）——日阜（春應院）

日殿（境行院）——日眞

クガダチ　探湯　上代に於て、正邪を判たんが爲めに、神明に誓ひて熱湯を探らしむるなり、其法傷つかざるを正とし、傷つくものを邪とす、應神天皇九年武内宿禰の弟甘美内宿禰武内を讒せし時、勅して兄弟をして磯城川の濱にて探湯せしむ、甘美内傷き武内事なきを得たり、允恭天皇の世、世襲の業年を經る久しくして、天皇の舊し天神の後も各氏蕃息して、姓氏紛亂し、或は己姓を失へるあり、或は故らに高貴の氏を稱し、上下相爭ひしを以て、諸姓の人を河内盟神岡に會し、探湯せしめて姓氏を定め給ふ、後世湯起請と稱するは此の遺風なるべし（書紀、古事記、古事記傳）

クガツノセツク　九月節句　重陽（チヨウヤツ）を見よ、

クガノコホリ　玖珂郡　[illegible]周防國[illegible]毛郡に屬す、元正天皇養老五年四月分て之を置く[illegible]紀、延喜式、又玖河に作る、和名抄に、玖河（クガ）柞原、餘月、野口（ノグチ）多仁（タニ）等の郷あり、郡名考、クカ）と稱し、地誌提要、又和名抄由宇、大野（オホノ）伊賀、駅家、石國（イハクニ）等の郷あり、郡名考、クカ）と稱す、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クキウチ　九鬼氏（摂津三田）　熊野別當長快法印より出づ、法印の男別當法印長範孫新宮別當法橋行運六世四郎法橋道有の男鄕師丸、足利尊氏に仕へ、後ち紀伊牟婁郡九鬼に住し、九鬼藏人隆眞と號す、其子隆眞、文和中志摩國英虞郡波切村に遷住す、曾孫崇隆實茂郡岩倉村の內田城を築て住す、伊勢國司北畠氏合力して二見七郷を與ふ、其孫嘉隆堀江駿五郎澄隆の家督を繼ぎ、內田城に住す、織田信長出陣の時、滝川一益を以て謁見す、其後紀伊三島の一揆を追討す、又一向門徒追討の時信長の命により、大阪方敵船の通路を支へ、紀伊熊野雑賀の賊船五百艘守り、軍功を顯す、信長賞して黄金小袖酒肴を賜ふ、又四國の賊船六百餘艘を悉く追捕す、又賞して大阪川口警手を命ぜられ、大船五艘早船五十餘艘を以て守り、敵を破ること數度、井樓船等を奪ひ取り勳功多し、大阪陣島に於て敵者數百人及び首級を實檢に備ふ、家康秀忠感賞あり、慶長十九年大阪陣の役家康に從ひ、就船を乘り大功あり、依て二萬石加賜ぜられ、父の跡を許さる、十四年九月台命を蒙り小濱民部丞、久永源兵衛、向井將監と共に淡路國に赴き、西國諸家五百石以上の兵船を收め、幕府に奉る、十九年大阪陣の時、大船五艘早船五十餘艘を以て守り、敵を破ること數度、井樓船等を奪ひ取り勳功多し、大阪陣島に於て敵者數百人及び首級を實檢に備ふ、家康秀忠感賞あり、慶長十九年大阪陣の役家康に從ひ、就船を乘り大功あり、功を以て從五位下に叙し、大隅守に任ず、加秩して凡て五萬六千石を領す、慶長三年秀吉薨去の後、嘉隆事を以て德川家康を懇み、關ヶ原の役、石田三成に與し、鳥羽城に據る、子、孫次郎守隆は慶長二年家を繼ぎ、志摩鳥羽城三萬石を秀吉より受け、從五位下長門守となる、德川家康に從ひ關東に在り、五年關ヶ原の役家康に從ひ、就船を收

十卷のものありて定まらず、國史六卷九、十、十一に敬めたるは、慶長以後を合せ載せ、三卷とし、崩號は後醍醐天皇建武四年以前、中篇は北朝光明天皇建武四年より東山天皇寶永六年迄を載せ、後篇は其以後とす。[illegible]政大臣以下參議四位以上公卿たる人々の官位の補任年月日等を各年に係けて記す、本書はもと公卿傳と稱し、神武天皇より村上天皇康保四年に至る、其後代々續次、今上天皇明治元年に及べり、合せて公卿補任と云ふ、中興後深草天皇寶治元年及び龜長四年より正元元年に至る前後合せて十年間闕く、後深草天皇の條は、水戸光圀一代要記を以て補す、國史大系本は敍本を校合し他書を照對し、號謚を正し、闕脫を補ひ、最も完備す（公卿補任、群書一覽）

クキヨシタカ　九鬼嘉隆　[illegible]定隆の二男、淨隆の弟[illegible]叔父泰隆の時より、志摩國加茂郡內田城に築きてこれに住したりしが、兄淨隆の代に及び、相差、和具、小浦、波島、甲加、答島、國府等七島の人、伊勢國司北畠氏に依りて兵を合せ來り攻む、淨隆勇武にして能く防ぎしと雖も、疾を受けて陣中に沒し、子澄隆嗣ぐ、年幼稚なるを以て嘉隆これを補け、防戰して利あらず、即ち城を棄て遁る、幾干もなくして再び兵を擧げて內田城を復せしが、澄隆天逝せるを以て嘉隆家を嗣ぎ、衆を率らして七島の人を陣し、ふく志摩一國を合せ、大隅守と稱し、鳥羽城に住す、永祿十二年八月織田信長の伊勢に北畠具教を討つや、嘉隆敎を通じて信長に降り、爾來其麾下に屬す、天正六年信長の命により軍船數千艘を率ゐて熊野灘に抵り、紀伊國雜賀の賊と戰ひ船三十餘艘を奪ひ、轉じて堺浦に到り、以て大阪の海路を援衛す、同十一月毛利氏の援船六百餘艘播津に到り、大阪の援勢を爲す、嘉隆軍船を以て進へ擊ち大に之れを破る、爲にして信長の賞せらるゝに及び、豐臣秀吉に仕へ、四國九州の戰役皆に征韓の役等、皆從ひて功あり、慶長五年の冬、事を以て稻葉道通と爭ひ、德川家康の裁斷を仰ぎしに、家康嘉隆を曲となしたりしかば、大に不平を抱き、家を子守隆に讓りて老す、五年石田三成惡の兵を擧ぐるや、嘉隆これに與し、子守隆の鳥羽城を奪ひ、轉じてまた稻葉道通を岩手城に攻む、守隆時に東國に在りて家康に屬せしが、變を聞きて國に歸り、鳥羽城を返さんことを請ひしも許さず、遂に父子東西に別れて相戰ふ、幕で關ヶ原の戰あり、西軍全く破るゝに及び、嘉隆紀伊に走る、守隆戰功を以て父の罪を贖ひんを家康に請ひ許されしかば、大に喜び人を紀伊に派してこれを告げしめし、嘉隆聽かずして自殺す、時に年五十九、或はいふ、守隆の家老豐岡某先に鳥羽城を守りしが、嘉隆に迫られて城を捨てたるを以て、守隆の怒に觸れしを無念に思ひ、私に紀伊に赴きて嘉隆に會し、欺きて自殺せしめしなりと、蓋し事實ならんか（藩翰譜、野史）

ククリゾメ　括染　今云ふかぶり染の事なり、單に「シボリ」とも「ククリ」とも云ふ、古くは之を纈（クヽリ）纈と稱し、遠く推古天皇の御宇より盛に行はれて、今日に傳へ來れり、江戸時代に至りては、尾張國鳴海の附近有松より、特產物として多く之を出すに至り、近代鳴海しぼりと有松しぼりなど云ふ名あり、「カケチ」を參看。

ダクワンギ　愚管記　[illegible]無卷數十六册

[illegible]關白近衛道嗣の日記、文和二年三月より永德三年に至る迄の事を記載す、一名後深心院關白記、又關白道嗣公記とも云ふ、後深心院は道嗣の號なり、故に名づく（愚管記）

ダクワンセウ　愚管抄　[illegible]十卷、國史大系十四號、改定史籍集覽三輯に收む[illegible]初めの二卷は皇代年代記として神武天皇より來當代順德天皇までの御事蹟を略記し、三卷より六卷までは本論にて天下治亂の事、武家の起りの事を論じ、末の一卷は附錄なり、二卷の末に承久二年の頃迄の事實を記し、其後貞應二年七月迄の事實見ゆれば書繼ぎしものに似たり、但し、書體も繁法實しきな思へば、蓋し同人ならんか、事實正確にして、親朝進に丹後局が各其女を宮に入れんとせし知き、北條氏が親家を謀殺せしが知き類、他書に見えざるもの多し、假名文の史籍中史料の價値は、大鏡今鏡增鏡と伯仲の間にあり[illegible]未詳、本朝書籍目錄に、慈鎭和尙の作とせり、黑川春村は斷じて慈鎭の作にあらずとし、皇代記の卷末なる慈鎭の座主四ヶ度遷補の論より始めて、卷々に慈鎭ならぬ證多し、但し座主の次第を委しく記ぜるを、制遣の高上なるより考へて、山僧の書けるものなるべしといへり、蓋ろに伴信友になほ慈鎭の作と定めたり（愚管抄、續風後集、比古奬文）

クゲ　公家　天皇即ち朝廷をいふ、轉じて朝廷の吏員をいへり、榮花物語に、國の守くげの御定めよりきしす、みて云々」と見え、古事談に、伊周私修の大元法「件法者非二公家一者不レ修法也」と見え、また吾妻鏡、建久二年五月源賴朝の奏狀にも、從賴朝身有其咎一時者、自二公家一何無二勅沙汰一哉云々」といへるが知き、みな朝廷のことをいへるなり、後ち轉化して堂上縉紳家のことをいへるは、蓋し公家の衆の略稱なり（有職小說、樣圖集、貞丈雜記）

クゲウ　公曉　[illegible]幼名は善鳥、剃髮して

公曉といふ[illegible]源頼家の第二子[illegible]初め頼家の害に遇ひし時、僅に四歲、政子實朝をして養はしむ、後に剃髮して園城寺に入り、公胤に從ひて業を受け、鶴ヶ岡の別當に補せらる、承久元年正月二日實朝右大臣に拜せられたる拜賀の禮を鶴ヶ岡に行ふ、公曉常に實朝及び北條義時を殺して父の仇を報ぜんと謀る、仍て此日鶴ヶ岡社前の石階に實朝を刺殺し（源平盛衰記）[illegible]說によれば、これ北條氏の奸計源氏の統を斷ち、己れ權を專らにせんと欲して公曉を勸めて實朝を殺さしめ、其罪として公曉を殺し世を欺きしなりと）三浦義村に誘り助を受けんとす、義村結いて之を家に迎へんとし、更に義時につぐ、義時命じて之を殺さしむ、義村長尾定景を遣はして公曉を殺し首を幕府に送る、時に年十九（大日本史）

ケゲシユウゴテウモク　公家衆御條目　江戸幕府、京都公家衆の遵守すべき法令五箇條を定めたるものをいふ、慶長十八年六月之を發布す、其條目左の如し、公家法度ハヲリハット（叡看（公家法式、天寶日記）

一公家衆家々之學問、晝夜無二怠斷一、幾、可レ被二相勤一事

一不レ寄二老若一、貴二行義法度一之輩、可レ被レ處二謫流一、但依二卿之輕重一可レ定二年序一事

一晝夜御番、老若共無二怠慢一可レ相二勤之一、其外威儀正黙伺候之時剃、如二式目一叡勤仕機、可レ被レ仰付一事

一數夜掛爲二羌無一朋、所々之町小路勢徇、堅等止之事

一公宴之外私不二徊合一、勝負、并於二不行儀之賓侍共鬼閉體一者、流罪同二先條一事

右之條々所二相定一也、五攝家并傳奏、於二有二其屬一者、從二武家一可レ行二沙汰一者也

慶長十八年六月十六日　判

板倉伊賀守殿へ

クゲタウ　公廨稻　[illegible]官衙に於て出擧の稻ないふ、書きて公廨とも稱す、公廨は官衙にて、稻は卽ち本稻なり、之を出擧して其利を收め、諸國官衙及び諸司等の用に供するものなり、[illegible]文武天皇大寶令制定の時、內外諸司に皆之を給し、其數は式の處分を待ち、本司をして錄せしめ、年の終に太政官へ申さしむ、慶雲元年七月、公廨の祿を式部省大學散位等の寮に給ふ、聖武天皇天平十七年十一月、始めて諸國其數を定め、大國は四十萬束、上國は三十萬束、中國は二十萬束、中に就て、大隅薩摩の二國は、各四萬束、下國は十萬束、中國に就て、飛驒、隱岐、淡路の三國は、各三萬束、志摩國、壹岐島は、各一萬束、若し正稅數少く及び民出擧することを肯ざる者あらば、必しも限に滿てず、其官物欠負未納の類は、之を以て塡ましむ、孝謙天皇天平寶字元年、其處分の法を定む、先づ欠負を補ひ、次に國儲に割き、其餘を國司の俸給に充つ、長官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分、其博士醫師は、史生の例に准じ、員外官は、各當色に准じて、國每に公廨四分の一を割き取り以て在京の俸祿に當さんと、之を可す、桓武天皇延曆十七年正月、諸國司公廨處分の際、算智多きにより、之を停止して一に正稅に準じ、正稅の利を割て國儲及び國司の俸を置く、十九年九月、また舊に依て出擧す、二十二年二月、公廨を割きて國儲を置く數を定む、大國一萬二千束、上國九千束、中國六千束、下國三千束となす、平城天皇大同三年九月、深く前例を改めて普く衆司に給す、醍醐天皇、延喜式制定の時、諸國公廨稻の出擧に充つべきものを定む、其總額千七百十七萬七千百七十九束とす、國司に給する處分法は、大上國は、長官に六分、次官に四分、判官に三分、主典に二分、史生に一分、中國分なければ、長官に五分、下國減なければ、長官に四分、員外の司は、各當員に准ず、其國の博士醫師は史生に准じ、陸奧國の博士醫師、陰陽師は、並に目に准じ、鎭守府將軍は守に准じ、軍監は掾に准じ、軍曹は目に准じ、醫師等師は史生に准じ、若し國を帶する者は兩ながら給ふべからず、其按察使は當國の守に准じ、記事は掾に准ずしめ、太宰府に於ては、帥に十分、大貳に六分、少貳に五分、監に三分、典に二分、主神主丁博士、明法博士、音博士に一分大半、主城、陰陽師、醫師、筆師、主船、主廚に一分半、大唐通事に一分半、史生、琴師、新羅譯語僕伏に一分と定めしむ、冷泉天皇康保の年以後、公廨の制明らかず（大日本租稅志）

クゲデン　公廨田　[illegible]職分田（又職田とも云ふ）の一にして、太宰帥諸國守以下史生に至るまで、其職の差等に隨ひて各職分田を給するものをいふ、之を在外諸司職分田ともいふ、不輸租田なり、但遙授國司公廨田は輸地子田なり、今集解に、公廨田と職田と其別如何、答ふ一種なりと、職田と云はずして公廨田と云ふ、職田は限あり、公廨田は廣し、若し新任增員等あれば、姑く公廨田を以て其職俸に給す、故に公廨田卽ち職田と云ふ也、檀目本紀延暦元年十二月の條に未進を辨償する爲に設くと、蓋し公廨は所謂官衙なれば、もと官衙の費用に充てしが、後には職田となりしならん」といへり（[illegible]）大寶令制定の時、其職に應じて職田を定めべシ（ダンケン、參看）爾代以前に種あたるは前人に入れ、前人

已に絶し来だ種ゑされば、後人其功直に酬ゆ、蓋に任に至る者は、秋敏に至るまで、式に依りて職田の數に准じて公廨を給す、和銅元年より僅仗にも職田を給す、養老五年六月按察使に公廨田六町、同記事に二町を給し、天平十六年正月鎮西將軍に十町、副將には八町、判官に六町、主典に四町を給し、延暦三年十一月、國司は公廨田の外に水田を營ることを禁じ、延暦十六年六月勅して監牧司に公廨田を給す、十七年正月公廨田を減く、貞觀十二年二月國司以下任に到るの後、京に留まるもの公廨田を給する事を止む(令田制篇、大日本租稅志)

クゲハツト 公家法度 慶長二十年(元和元年)七月十七日、德川家康、京都二條城に於て發布したる、公家の遵守せらるべき法式をいふ、駿府政事錄に、將軍家流二條城、摘飯以抄出、御於泉水御座敷、召二剛傳奏、被二仰出一公家法度之儀、則二條殿菊亭於二御前一、令二聞召一右法度、給、有二十七箇條、廣橋大納言讀二進之一、傳長老、三條大納言、其外諸公卿伺候、二條殿菊亭被二仰出一之法度、尤神妙無二殘所一之由被二感申一、云々、とありて能く當時の模樣を記るせり、此法度十七箇條より成る、禁中方御條目、禁裏向御法式ともいふ、その文左の如し、(公家衆御條目(クゲシユウゴデツモク)參看、

一天子諸御藝能之事、第一御學問也、不レ學則不レ明二古道一、而能致二太平一者未レ有之也、貞觀政要治要云々、和歌自二光孝天皇一未レ絶、雖レ爲二綺語一、我國習俗也、不レ可レ棄歟云々、所レ載、孫爺抄、御習學專要候事、

一三公之下親王、其故者、右大臣不比等者、公人親王之上、殊令人親王、仲野親王、贈太政大臣種積親王、准二右大臣一、是皆一品親王以後被贈二大臣一、時者、三公之下可レ爲二勿論一歟、親王之次、前官之大臣、三公在官之內者、雖レ爲二親王之上一、辭表之後者、可レ爲二次座一、其次者諸親王、但儲君者、可レ爲二位次一事、

一清華之大臣辭表之後、座位可レ爲二諸親王之次座一事、

一輦爲二攝家一、無二其器用一者、不レ可レ被レ任二三公一、

一器用之御仁體、雖レ被レ及二年老一、三公攝關不レ可レ有二辭表一、但雖レ有二辭表一、可レ有二再任一事、

一姜子者連綿、但可レ被レ用二同姓一、女緣者家督相續古今一切無レ之事、

一武家之官位者、可レ爲二公家當官之外一事、

一改元者、禁朝年號之內、以二吉例一可二相定一、但重而於二御前一、令二聞召一、相熟者、可レ爲二本朝先規之作法一事、

一天子禮服、大禮、小禮、袞御紋十二章、黃櫨染御袍、黃櫨染御袍、赤色櫟、或御引直衣、御小直衣、大臣之等之事、仙洞之御袍、赤色櫟、或裡御衣、大臣之袍、櫟異文、小直衣、親王之袍、櫟小直衣、公卿著二禁色一、雜袍、貫主五位藏人、六位藏人、著二禁色一、至極臈、著二御摩袍一、是可申御服之儀也、晴之時雖二下臈一、著之、袍色、四位以上櫟、五位碑、地下赤衣、六位深綠、七位淺綠、八位深綠、袍之紋、唐草輪無、家々以二吉例一、著用之、任槐以後異文也、直衣、公卿禁色直衣、始或拜領家々任二先規一、著用之、殿上人直衣、羽林家之外不レ著之、雖二殿上人一、大臣息、又孫、聽レ著二禁色一、直衣、布衣、直衣、

衣、雖レ所レ著用之、小袖、公卿衣冠之時者、著レ帷、殿上人不レ著レ綾、綿貫、羽林家三十六歲迄著レ之、此外不レ著レ之、紅櫟、十六歲三月迄諸家著レ之、此外平絹也、冠十六歲未滿迄纏、輦子、公卿、從二端午一、殿上人、從二四月晦加茂祭一、著用、普通之事、

一諸家昇進之次第、其家々守二舊例一、可二申上一、但學問有職歌道令二勤學一、其外於レ樣二奉公勞一者、雖レ爲二超越一、可レ被レ成二御推任一、御推叙、下道眞備雖レ爲二從八位下一、依有二才智一、右大臣拜任、尤規模也、勞勞之功、不レ可レ寄捐事、

一關白傳奏、并奉行職事等申渡儀、堂上地下之輩於二相背一者、可レ爲二流罪一事、

一卿之輕重、可レ被レ相二守名例律一事、

一攝家門跡者、可レ爲二親王門跡之次座一、攝家三公之時、雖レ爲二親王之上一、前官之大臣者、次座相定上者、可レ准レ之、但息王猶枝之外之門跡者、親王宜下有二問數一也、門跡之家之位者、可レ依二其仁體一、考二先規一、法中之親王、准有之儀也、近代及二案多一、無二其證一、攝家門跡、親王門跡之外之門跡者、可レ爲二准門跡一事、

一僧正(法眼)門跡、院家、可レ守二先例一、至二平民一者、器用卓袋之仁、若有雖レ任レ之、可レ爲二准僧正一也、但國王大臣之師範者格別之事、

一門跡者、僧都(大僧正、少僧都)、律師、法印、法眼、任二先例一、任叙勿論也、但平人者、本寺推舉之上、猶以相二擬器用一、可二申沙汰一事、

一紫衣之寺者、往持職、先規著有之事也、近年濫妨許之事、且亂二國家一、且汚二官壺一、甚不レ可レ然、於二向後一者、猶其器用、或爲二相模一有二勅著一、入院之儀、可レ有二申沙汰一事、

一上人號之事、顯摩之聖者、爲二本寺一、擬二正權之差別一、於二申上一者、可レ被レ成二勅許一、但其仁體、佛法修行、及二二十箇年一者、可レ爲レ正、年序未滿者、可レ爲レ權、爰既寶之儀於有レ之者、可レ被レ行二流罪一、云々、

右可レ被レ相二守此旨一者也、

慶長二十乙卯年七月　　昭實　在判
　　秀忠　在判
　　家康　在判

クゲン 公驗 土地上賣買等によりて生ずる、其所有權を公認したる國司の文書を云ふ、田制篇に、私田の券契に國司郡司の判署あるを公驗といふ、田地を人に讓與し、或は賣渡すときは、更に券契を作りて公驗を乞ふ、即ち公例ある田地の沽券なり、中古の公驗の今世に傳はれるもの少なからず」と見えたり、今左に其一例を示す、

越前國例

合高事柒原玖町柒段伯肆拾肆歩(東本方江、西東、北後家敷、南本所)部

下坂井郡海郷之地

見開壱町貳段伯肆拾肆歩

未開武町壹段

西北三條十八及田里七足原田分西北角一段

十八足原田分北四段　十九足原田一町

廿足原八段荒野　廿九足原田一町荒野

西北四條十八串方里六足原田分四口段　五足原田分四一段

七足原田八段(合二段者、門口田、岡倉敷山、登勢、八段三百十六歩分)

八足原田一町　九足原田一町

十足原田一町　十一足原田分四七段

十二足原田分西五段　十三足原田九段

十四足原田分東二段　廿四足原田分東二段

(宗壹記、宗長記二所)　地壹町

假直錢柒拾參貫

有得二部下坂井郡所領、彼國去十二月四日符調、得二東大寺三綱牒一、前件田地等、是左京六條二坊戶主從七位上國人倉國鶴甘戶口正八位下國人倉國鶴等、宜二承知細勘一、申國使一者、郡司勘案得レ實者、國使二郡解一、以爲二公驗一、

天平寶字八年二月九日正七位下行大目王叡忠

守從五位下臺美朝臣　正六位上行掾尾張連豐人

外從五位下行少目大伴宿禰[illegible]　正七位下行少目大伴宿禰[illegible]

「グゲラゴト」を見よ、

クゴ 供御 天皇の召上る御飯を云ふ、海人藻芥に、內裏仙洞には假を供御と申也、毎日三度の供御は御めぐり七種、御汁二種也、御飯ばわりたる強飯を陶召也云々、然供御の事は、大日本史食貨志に詳かなり、就て見るべし、

グゴ持ン 供御院 [illegible]大炊寮に屬す、寮の西北隅○此中に敷供御米倉、稲御倉あり、[illegible]大炊寮の史生を以て預となし、之を支配せしむ、供御とは天皇上皇皇后皇子のめしあがるものを云ふ、此院は禁內の官田より收納せ[illegible]納さし供御の稻穀を取扱ふ所なり(西宮記、拾芥抄)

グゴガタ 供御方 供御所(クゴシヨ)を見よ

グゴ・シヨ 供御所 室町幕府の職名、平常將軍の膳羞、及び行厨に供する局を云ふ、(後の膳所なり)其役員を供御方と云ふ、供御とは、もと天皇の厨に帶する辭なるを、御膳に急せるなり、御末茶の內、遊王、太田の二氏世襲とせり、將軍諸將の第に臨む時は、主人供御方を請ひて調羞せりといふ(官制沿革史)

クコン 九獻 酒を云ふ、海人藻芥に、酒を九獻と云ふは、後光嚴院御覺酒にて其御代よりの事なり、凡て祝の酒は必ず三獻也、云々、儀制集に、左傳の饗禮九獻より出たる制なるべしと云へり、獻(コン)參看、

クサイジツ 九齋日 正、五、九月、及び毎月八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日の九箇日を云ふ、此日は殊に素食し、齋戒沐浴して以て善福を修する日なるを以て名づく(恒言錄、雲笈)

クサカウヂ 日下氏 宿禰、及び連姓あり、連姓は河內に貫し、大彦子孫結命より出づ、初め難波吉士と云ふ、應神天皇の御宇、難波吉師眞五十機奈宿禰、忍熊王に從ひ、軍敗れ俱に死す、安康天皇の御宇、難波吉士日香蚊大草香皇子に仕ふ、帶根使主と共に殉死す、雄略天皇の朝に、日蚊香の子孫を求め姓大草香部吉士を賜ふ、天武天皇十二年草壁吉士連を賜ふ、嗟嗟天皇の御宇、攝津人正六位上日下部忌寸阿良多加宿禰を賜ふ、開化天皇の皇子彥座王の後、又日下部宿禰及び連あり(書紀、日本後紀、姓氏錄)

クサカベウヂ 日下部氏(草壁) 皇別、開化天皇の孫狹鄙彥より出づ、宿禰姓は、山城攝津に、連姓は河內に、首姓無姓は和泉に貫す、景行天皇の時、日下部君狗大屋田子西征に從ふ、雄略天皇市邊押磐皇子を殺す、難內日下部連使主其子吾田彥と共に顯宗仁賢兩帝を奉して丹波に逃る、同時に興謝郡の人日下部首狗用嗚子(浦島)あり、天武天皇十二年連を宿禰とす、孝謙天皇の世、攝津武庫郡大領日下部宿禰浮方、上總防人日下部使主三中あり、同時に河內國河內郡人日下部造身麻に連を賜ひ郡で宿禰となす、清和天皇の時、播磨飾磨郡の人除鳥大麻日下

都利貞に連を賜ふ、陽成天皇の時宿禰となす、同時に郡後國合志郡懸大領日下部長吉あり、其部族多く倶馬に居す、朝來業父等郡領に補す、後世稱國造と稱するあり、宿府官を帶する者、子孫書暫し、部族に、朝倉、磯部、緑井、日下、小柴、三方、高田、輕部、土田、八木、山本、達屋、稲津、石和田、大田等あり、朝倉氏後ち越前に移る（氏族志）

クサカベノワウジ　草壁皇子　[illegible]日並知皇子と號す、道號して長岡天皇、又は岡宮御宇天皇といふ[illegible]天武天皇の第一皇子、母は持統天皇[illegible]天智天皇壬戌の歲、大津宮に生る、壬申の役、天武天皇に從ひて東國に赴く、九年二月皇太子となり、萬機を攝す、十三年淨廣壹を授けらる、持統天皇三年四月薨ず、年二十八、眞弓丘に葬る、皇太子同閑皇女を娶り、文武元正の二帝等を生む、慶雲四年四月詔して皇太子の忌日を國忌と爲し、天平寶字二年八月追尊して岡宮御宇天皇と稱す（書紀、續紀、皇胤紹運錄、大日本史）

クサキノコホリ　國埼郡　[illegible]國[illegible]風土記に、昔者穴穂向日代宮御宇天皇御船從二周防國佐婆津一發、而度之、遙覓二此國一勅曰、彼所見者若國之崎乎因曰二國崎郡一と見えたり（[illegible]日本紀に、國前又度崎に作り、古事記、齊事紀に國崎、風土記に國崎に作る、延喜式國埼に作りて、さゞみさき」と訓す、和名抄に武藏（ムサシ）郡埼、國前（クニサキ）由染、阿岐（アキ）津宮（ツミヤ）伊美（イミ）等の郡あり、拾芥抄國崎に作り、古語之に仿る、寛知集國崎に復し、元祿郡以後國東に作りて、クニサキ」と訓す、明治十三年分て東西二郡とせり（國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考）

クサグラ　草鞍　鞍の一種、馬背に當る處に設けだる兩側の橋圓鞍は、稻藁或は柏葉にて造り、二箇の壓本に縛付す、此鞍は多く鞍作の時の用に供するが故に、草鞍と稱し、又稻藁を以て造るが故に又代作鞍（シロクラ）とも名づく（野鞍考）

クサザウシ　草紙　[illegible]江戸時代流行の繪入本の名、主に草假名のみにて記るも、專ら兒女の見るべき樣に作れるもの、草假名の變紙の後、眞仮名に至る迄雅俗の選擇紙を用ひしより、一種の臭臭あるを以て、世俗臭草紙と稱し、又草の書々たる義を以て、書草紙とも云へり（[illegible]）[illegible]は種々の草紙とも云へり（[illegible]）[illegible]は如何[illegible]町時代の御伽草子より脫化したるもの、[illegible]もと室町時代の草子より流行したるものなれども、性質や異なり、享保頃より流行したる赤本を始めとす、赤本は貞享元祿の頃行はれたる正本、行成樣紙などより出でたるものなり、寺子書肆層の頃黃表紙出でたれども綠青本を出版し又黑本を發賣す、寬延寶暦の頃黃表紙出でたれども綠青本と稱し、價廉なる面白きことより、赤青黑本を惡む、一時大に流行したり、寶曆十年親水堂丈阿の赤作より、又一變し、表紙を紅摺となし、巻中の繪も島居鳥文政めて錦繪風となし、舌切雀猿蟹合戰などの童話を旨とす、是より草紙の經驗みな紅摺となれども、[illegible]紙の表紙を紅摺となし、巻中の繪も島居鳥文政めて錦繪風となし、舌切雀猿蟹合戰などの童話を旨とす、是より草紙の經驗みな紅摺となれども、[illegible]に及び、體裁内容共に一變し、大人君子も草雙紙を手にするに及び、書外題も四邊の色摺にて華美に流る、寛政度の改革にて賣案を主とし、再び化物噺等のものとなり、享和頃より敵討物語と變じ、文化中より西村屋與八の創意にて合巻物非常に流行し、次で孤書の正本製又一時流行するに至れり、爾來滑稽誹諧の事實を止め、專ら物語體に作り出し、十數篇の續き物語を作るに至りしかば、世人從來の絵篇物なすて、繪物を歡迎するに至る[illegible]本（赤色の表紙を附けたるより名づく）青本（藍黃の表紙をつけ、それに島居鳥の繪を書したるもの）黑本（黑表紙とも云ふ、黑色の表紙を附ひたるを以て名り）黃表紙（黃なる表紙を用ひしより出名あり、一巻を紙五張と定め、三巻を十三丁に製りたりと云ふ）合巻（三冊物四冊物六冊物を二冊三冊に合巻となしたるものなと云ふ）正本製（[illegible]）[illegible]なと凡て當時俳優の肖像なりつし、器具調度なども芝居の舞臺を寫し、凡て正本に似せて作りたるものを云ふ、柳亭種彦の創意）[illegible]人情本、[illegible]本、洒落本、[illegible]本等あり（寛天見聞紀、物の本、江戸作者部類、半日閑話、曉の小田巻、嬉遊笑覽）

クサジシ　草鹿　[illegible]的の一種、鹿の形したる的を云ふ、大的、圓物と共に步立の三物と稱す、草中に鹿の立ちたるを射るかなりと云ふ、一說に草を束ねて鹿の形を作り、之を射るを本義となすといへども當ならず

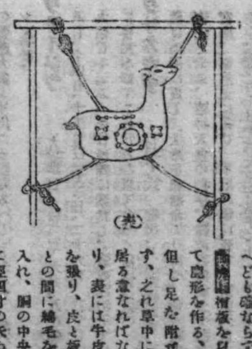
（草鹿）

[illegible]相板を以て鹿形を作る、但し足を附せず、之れ草中に居る當なればなり、表には牛皮を張り、皮と板との間に鳥毛を入れ、胴の中央に逆四寸の矢ねての是あり、其外に大小の星二十三を附す、星は皆白色となし、總體は鹿の毛色即ち黑色に塗る、其寸法は長一尺八寸、廣八寸、首長七寸五分、面の長三寸五分、

弓場は十三枝にはく、矧委しきことは本朝軍器考を見よ（[illegible]）建久五年源賴朝の富士野の狩に始まりし由傳へたれども誤なり、是より以前、源平盛衰記、石橋山及び衣笠合戰の條に、此名見え、又吾妻鏡建久三年八月の條に、二十日庚申、將軍家流鏑射手等、有二草鹿神貫一云々」と見えたれば、其起原當時以前既にあるべし、室町時代に至りては、步立の作物或は三物など、稱して、武家間に用ひられたり（法隆寺丸物草鹿之記、本朝軍器考）

（草鹿）

クサズリ　草摺　鎧の腰に分れて垂れる摺、「ヨロヒ」の名所を見よ、

クサダイ　草代　江戸時代、納稅の一種、草役米（クサヤクマイ、巻書）の類なり、又他村に芝草を苅らしめ、代米或は役永賣稅と定めて、公納せしむるをも云ふ（地方凡例錄）

クサダカ　草高　其土地に於ける米の總高なり、高につきていふ稱、假令ば、其地全體の實收納二十萬石とせば、それを草高と稱し、領主の有と爲る分のみなれば、現石といふ、二十萬石の内、五萬石を租納とせば、それを現石といふなり、この稱は、元禄天正の間に起りたりと雖も、其由て來ること甚だ久し、高（ダカ）巻書（地方凡例錄、田園類說）

クサナギノツルギ　草薙劍　三種神器（サンシュノジンギ）を見よ、

クサネンゴ　草年貢　江戸時代納稅の一種、野年貢と同じく、野方の原地を檢地し、段別をつけて年貢を納むるをいふ、「ノネンゴ」巻書（地方凡例錄）

クサノカミ　草神　原野の事を司れる神、書紀神代の巻に伊弉諾尊伊弉冉尊（ヰナミ）於二是陰陽始合爲二夫婦一（中略）次生二草祖草野姫（カヤヒメ）一、亦名野槌」とあるを始めとす、古事記には、既生二國覓（中略）次生二野槌神一」とあり、又野神、名鹿野野比賣神、亦名訓二野槌神一」とあり、又野槌者、採二五百箇野薦八十束一云々と、書紀の一書に在り、書紀神武巻に、用二汝爲二導主一授以二鹿鏡之號（中略）草名爲二鹿野槌一」と見え、凡在京畿場者（中略）又下諸率二郡司以下雜色人等一、入二十倉野一、苅二草、御祭二野神一」と延喜式に見えたり、

クサヒトカタ　草人形（蕘靈）　人形（ヒトガタ）を見よ、

クサフヅノアブラ　草生津油　今の石油なり、地方凡例錄に、草生津油と云は、越後國蒲原郡の内池有り之、池水の上に油うかむを、筆にてすくひ取り、段々器に溜め燈油に成す、村方勘成にもなる故、公義へ選上を納む云々」と見えたり、

クサモチ　草餻　[illegible]逢餅を云ふ、三月上巳の節に之を製す、支那にては、艾染餅又艾糕と稱す、宋史高麗傳云、上巳日以二菁艾一染二餅、爲二盤陸之餻一云々、又蕙臨別賦注云、三月三日取二嫩艾一蒸二藕米一蒸爲二糕、謂之艾糕一云々、[illegible]三代實錄に、由野有二草、俗名母子草一、二月始生、葉裏白絨、三月三日婦女採之、蒸搗爲二餻、俗爲二蒸事一云々とあるを初見とす、爾來今日に至る迄此風を存せり（[illegible]、世事談）

クサヤクマイ　草役米　江戸時代納稅の一種、地方凡例錄に、段別もなき書野にて秣を刈り、其役米を出すを云、段別も知れず、駄數も張りがたけれ共、崩々よりの仕來にて役米の員數を定め定納と

（[illegible]）

なす、若し新に役米永等を開墾するには、廣後等を書へ又近隣等を見合せ、村方對談吟味の上に會すべき也、云々」と見えたり、

クサリカタビラ　鏈帷子　細かき鎖を平に縫り合せて作りし衣を云ふ、奥羽永慶軍記矢島孫藏の條に、滿安は肌に鏈帷子に縫一縮して四尺五寸の太刀に二尺三寸の太刀を佩云々」と見えたり、

クサリレンガ　鎖連歌　鎖の如く次第につながり行く連歌なを云ふ、即ち後方の連歌の如く先づ下の句を打出して上を附け、又それに下の句を附ける類、今饒花のあるじの巻に、公達まゐりてはくさり連歌など云ふことつれにせらる〜に云々」と見えたり、

クサワケ　草分　江戸時代始めて荒廢の地を拓き、村を取立てしものを稱していふ詞、明治五年其場を廢止す（法令全書）

クサワケナヌシ　草分名主　自己の開墾して開きたる町々の名主、名主中に於て、尤も威權あるものとす、草分（クサワケ）及び名主（ナヌシ）の條を見よ、

クシ　櫛仕　僧侶の役名、御修法等の時走り回りて諸僧を集め、又は道具を持運ぶことを沙汰す、或は力者を用ひ或は僧勤を用ふ、孔雀經法記に、櫛仕僧勤敎所法師原人人幾七日雜勤に櫛仕師奉仕之僧供等自小行事手請二取料米勝二敎沙汰一云々」とあり、

クシ　櫛　髮を梳る具、髮を解きけづる故に名づく、歷世女髮考に、櫛は稚頃共に木にて作り始めたる物なる故、其字も从木、櫛は如ち櫛ともいひ、篦はすきやし也、此字のみ从竹とし篦は竹にて作る故也、唐より始めたる物故今も是を唐

櫛といふ云々」、といへり（和漢三才圖會）古事記黃泉及び八俣袁呂知の段に、湯津津間櫛の名見えたれば、神代よりありし事知らる、本居宣長は、串と同名、上代の櫛の歯は、稍長かりしかば串と同じと云へり、萬葉集に、「紫貫の海人はめかり櫛やきいとまなみ、くしげのをぐしとりも見なくに」、又、君なくばなぞ身飾らんくしげなるつげのをぐしもよろこんと思はずとあるを見れば、奈良朝は、稍々盛に行はれし事明なり、延喜式に見内命婦三位以上「櫛用急牙櫛」云々」、と見え、類聚雜要抄に、大治五年中宮立后御料具中に象牙の櫛見えたれば、延喜式以後高貴の人々は象牙を用ひ、其他は木櫛等を用ひたるならん、其後實具指櫛あり、落久保物語に、具すりたるくしと見えたり、鎌倉時代には上流には蒔繪櫛あり、江戸時代は、我衣に「上古つげの櫛上品也、甚小振也、其後木の薄櫛はやる、明暦年中迄は大名の奥方ならでは鼈甲は不レ用、遊女と雖も黃楊の櫛に鯨の棒鼻にて濟ぬ、元祿の比より世上活達になりて鼈甲もはやあさて蒔繪など書かせ、鼈甲も上品を撰び、價の高下にかゝはると雖も、金二兩を極品とす、享保頃より鼈甲の上品五兩七兩となる、俠レ之常體の女衆るに不レ及レ力、木の櫛に色々の蒔繪切金をかゝせ、百疋二百疋にて求む、其故寛保年中より細工人に上手出來て、水牛の色よきに鼈甲の黑斑を入て、上鼈甲のまがひに賣、是も始は二十目ほども致しげる、正德の比厚ムキの木櫛流行、棟に金銀粉にて蒔繪をしたり、其宜く見えたり、享保に至て木櫛大方薄手に成たり、皆蒔繪有り、元文年中象牙の櫛髮はやる、男女共身の飾り、奢る事は享保以來甚し云々」と見えたり、其故を以て寛政元年三月幕府合して奢侈物品賣買を停止し、櫛髮等の華美を禁ぜり、然れども禁令絶もに從て奢侈となり、天保中には金鎖の高蒔繪を施し、切金、螺鈿、琥珀、四分一、赤銅等（象嵌等を致すに至る、故に天保九年再び令して殿禁せり、其後又奢侈となり、絶に今日に至れり（和漢三才圖會）によりて名づくるもの木櫛に、伊須櫛、黃楊櫛、象牙櫛、珊瑚櫛、鼈甲櫛、飾によりて名づくるもの、蒔繪櫛、土地によりて名づくるもの、鹿櫛あり○伊弉諾尊櫛を投げて、伊弉諾尊を斷ちし、又皇女、密宮或は齋院となりて、伊勢賀茂に下り給ふ時、天皇親ら櫛を齋宮齋院の額に挿し給ふ、是を別の櫛と名づく（古事記、延喜式、和名抄、雜類抄、歷世女裝考、我衣、德川禁令考）

クジ　公事　公務をいふ、私事に對しての稱呼、後世は專ら訴訟斷斷の事をいへり、これ私事の爭論に訴へたるを民間にて公事に及び、上に移れるなるべし、朝野群載に「欲レ申行非違不當之由、御氣色及三再三、被時閉口逐電云々」、と見えたる如き是なり、又、中古は公事に天皇の勅を以て、公卿に諮問し、其後又專書となり、「公事、二、在字、六、行字、六、三、廳兵圖者、背陣列前行」とあり、此外貞文編記に、九字と云ふ事、陰兵圖者、背陣列在前と唱へながら、知此なる形なる空中に書くなり、是れを九字を切ると云ふなり、一字に一ツ宛印相あり、九字を切る時も假印にて印を結びて九字を切るなり、是れ皆眞言宗の習事なり、眞言宗の出家より傳を受けざれば用にたいずと云ふなり、此の九字、本は道家の法なり、道家といふは仙術にて仙人の方を行ふ者なり、蓬萊などをもするなり、其の道家の書に抱朴子といふ書あり、其の書に九字あり、臨兵鬪者皆陣列在前行とあり、是れ眞言宗に借り用ふる成るべし、武家にて九字を月ふる事もある故記之」、と見えたり、

クジ　圖　孔子、又は佛ともかく、孰も書字なり、竹木の片、或は紙捻なりに符讖をつけ置き、之を取りて天運に事を定むるなり、評定引付の時に、之に因りて發言の順序を定むること武政軌範に見え、後嵯峨天皇の御即位に、北條氏八幡神前にて神圖を引きて定めしこと增鏡に見えたり、又犬追物笠懸等の時、相手の順序を之に因りて定めしこと笠掛聞書犬追物圖說などに在り、

クジアハセ　圖合　笠懸（クジガサカケ）を見よ、

クシウラ　櫛占　王朝時代に行はれたる占の一種、見女子黃楊櫛を持し、四辻に向て問ひうあふ事をとふや夕げのうらまきに、つげのをぐしもしるし見せなん」と云ふ歌を三度詠し、琢を作りて、散

米し、然る後櫛の齒を嚙み事三度の後、琢の内へ來る人の言語を聞て吉凶を推する云ふ（歌林拾葉集）

クジガサカケ　鬪笠懸　鞦を撰り敵手を定めて行ふ笠懸をいふ、鞦は○の如きものにして、之に文字にても繪にても、一對宛作り、竹の筒に入れ置くべし、十鞦を定員とせるを以て五つがひたるべし、鞦の取樣は鞦振の出すを馬場本にて馬上にて受取り、符號ある方を下になして烏帽子の右の手の下に納め、かくして後笠懸を行ひ、射ては、後、鞦を出し、相くじ所持の者と、其中否を比較し以て勝敗を定むるなり、之を鞦合と云ふ、この鞦合は十度射果て、後合するものあり、又一度射る毎に之を食する事もあり、何れにても射手の心次第なり、又賭物なども金錢、物品、飲食物など一定の品なし（笠懸記、笠懸禮法）

クジガタ　公事方　勘定奉行（カンヂヤウブギヤウ）及び郡代（グンダイ）を見よ、

クジガタオサダメガキ　公事方御定書　江戸幕府の律令をいふ、上下二卷あり、上卷は令八十一條、下卷は律百三條を收む、世に德川御定書百箇條と稱するものは、下卷の律百三條をいふ、江戸幕府の律令は、此二卷にて完備大成したるものとす、故に寛保以後の諸斷は皆この刑典を遵守し、浸に變改せず、尙ほ、御定書百箇條（オサダメガキヒヤクカアウ）參看すべし（古事類苑法律部）

クジキ　舊事紀　舊事紀、舊本十卷五帝、國史大系七騎に收む、舊事紀開闢より推古天皇の御代に至る迄の事を記す、卷首に先代舊事本紀とし、馬子の序文ありて、尚略（太子爲ノ儲、釋說文條而修撰未ノ竟、太子薨矣、撰錄之事輟而不ノ續、因ノ斯且所ノ撰定、神皇系圖一卷、先代國記、神皇本紀、臣連伴造國造本紀十卷、籍曰、先代舊事本紀、所ノ謂先代舊事本紀者、蓋謂開闢以降當代以往者也（中略）既修撰經目錄錄知ノ左、神皇系圖一卷、先代舊事本紀十卷、第一卷神代本紀、陰陽本紀、第二卷神祇本紀、第三卷天神本紀、第四卷地祇本紀、第五卷天孫本紀、第六卷皇孫本紀、第七卷天皇本紀、第八卷神皇本紀、第九卷帝皇本紀、第十卷國造本紀、とあり、多田義俊は本書は後人の傷作にて國造本紀のみ敢るべきものありとし、賀茂眞淵は八百年前の僞作とし、六居宣長は聖德太子の撰造せしにあらず、古事記と書紀と參考一卷、多田義俊事保十六年の作、舊事本紀論辯一卷、伊勢貞丈の作、共に舊事紀の僞作なる事を說き、舊事本紀攷一卷、安藤有益の作、本紀年代諸考にて年月の缺を補充し、國體を正す（舊事紀僞撰考、同續僞、同曆考、群書一覽）

クシキン　櫛巾　滑坏、又は打敷箱の下に敷く巾をいふ、漆の具を置くに用ふ、織物にて之を作る、蔚軍御元服記に、御櫛巾長六尺、

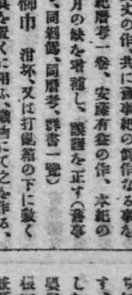

クシゲ　櫛笥　櫛を入る、筐なり云ふ、

クシゲウヂ　櫛笥氏　姓は藤原、四條流大納言藤原季經十五世、正四位下左近衛中將信昌朝臣の男、四條左少將隆憲朝臣男左中將隆致朝臣、後四院天皇の外戚にて櫛笥と號す、彼て其子權中納言隆朝傳氏と稱す、子孫相繼きて明治に至り、雲族に列し子爵を授けらる（華族諸家傳、華族誌）

○隆憲—隆敦—隆朝—隆方—隆昌—隆賢
隆成（ヒデ）—隆榮—隆秀—隆周—隆盛—隆久（元華族）
隆邑—隆起—隆館（ツグ）—隆義—隆富（マサ）

クシゲタカヨシ　櫛笥隆賢　櫛笥隆賢本名賢庭、後ち隆慶と改め、終に隆賢と爲す、是足院入道と號す、櫛笥隆胤の子、享保八年二月內大臣に轉進し、同七月薨す、年八十二（公卿補任、大臣補任）

クジコンゲン　公事根源　一卷、慶長活字本と慶安二年の刊本あり、朝廷の公事御式の模元を略述す、慶源とは根本遠源の義なれども沿革をも并せ記したり、慶永二十九年正月一繰錄其二十一歲の時、奚問の爲めに書き記す所と云ふ、一說に一名を公事根源抄とも云ひて、足利將軍義量の求めによりて、故其十九歲の時記したる由云へども誤ならん、儀式を國文にて簡明に記して一見其要を知らしむるは實に本書の特色とす、一條殿長、早山打聞に、此書を後成恩寺殿の撰とのみ思ひ侍りつるに、其より先、年中行事歌合の奥書にて、後普光園院良平公の作也、其を近頃公抄出して題號を改め、將軍家へ奏らせたるなるべし云々」とあり○評釋に、公事根源集釋あり、松下見林の著、元祿七年の作、頗書にあらず、記したれども本書を見るに尤も簡なり、安永中滋野井實歷作の公事根源檢索あり、古書を引て考證す、富本にて世に稱なり、又淸村雅根の掌故二卷あり、富本にて行はる（公事根源、同掌故、群書一覽、國史學案）

クシザシ　串刺　戰國時代に行はれたる刑名、

串（鏡讃に竹にて箸の如く作り、物を置く用を爲す）に刺し貫きて殺すなり、家忠日記增補に、永祿五年三月十五日、吉田の城主小原肥前守三州の諸士を繫さんが爲めに、落巷が屋を始め、大竹兵右衛門尉、淺羽三大夫等が子荳舟貫を奪て、大神君（德川家康）に忠を盡す聖の妻子十一人を捕へて吉田の城下磔念寺にて谷是を串刺にす」とあり、

クシヅツ 國筒 笠驛大道物等の時に用ふる國を納めたる筒、使用の際には、之より振り出すなり、長は國の長短によりて同じからず、國の長五寸二分なる時は筒の長は六七寸許になり、國十二本入る筒、筒の太さは徑一寸五六分の竹を用ゆ、兩方に節をこむべし、上の穴は、國一本自由に出入する程に片蓋にはめて開けたり（笠掛關書）

クシテヤキ 櫛手燒 大河內流（オホカウヂかマつ）を見よ、

クジノコホリ 久慈郡 常陸國北部の郡 日本武尊東征の時此地を定む、風土記に、自ゝ郡以南、近有ゝ小丘、體似ゝ櫛、故武天皇因名ゝ久慈ゝ」と見えたり、國史略延喜式久慈に作る、和名抄に、櫛田（チカダ）、八郷（ヤサト）、靈文（シトリ）、高月（タカツキ）、鮎川（スケガハ）、美和（ミワ）、志爲（シマ）、眞野、神岡（カンザキ）、父塚、大田（オホた）、山田（ヤマダ）、河內（コチ）、楊島（ヤナギシマ）、泄矢（セヤ）、佐竹（サダケ）、高市（タカチ）、木崎（キザキ）、佐賀（サノ）、部、餘戸等の郷あり、中世分て久慈東、久慈西の二郡となし、更に郡東を割きて佐都郡と稱し、亦之を東西に分つ、文祿檢地の時、佐都東西郡を廢して久慈郡に併せ、其助川水木二郷の地は、多珂に入れ、久慈川西南の地を那珂郡に併す、寛知集、元祿郡、之に依る、又陸奥國高野郡依上保を以て此郡に併せたり、郡名考以後「タカ」と稱し以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クジヤク 孔子役（國子役） 武家の職名、非定治の時、國を出す人を云ふ、孔子は國の岱時軍又出御ありて、評定衆等國を取りて國に當りたる人、評定の發言者となる定めなり（武政軌範、貞丈雜記）三巻康有記に、慈治三年十二月十九日豹寄合、（山田殿）祖大守城巻展有夢、召ゝ御前ゝ奥州就ゝ申三六波羅政務ゝ條々（中略）ゝ沙汰日之目錄孔子等事、周防左衛門尉可ゝ令ゝ勘仕ゝ」と見えた、又儀倉年中行事に、正月十一日（御評定始儀）（中略）、右繁折紙に三ヶ條記ゝ之、一ヶ條は皇大神宮伊勢の御事也、一ヶ條は鶴宮鳴岡之御事也、一ヶ條は長慈院之御事也、此三ヶ條右筆恐令ゝ拔書ゝ時、國役是も右筆老若の國なる持て參時、管領許宮奉行なる爲ゝ始國なる取、老國なれば衆中に年之若たる者の、去年賀言申さぬ人、當年意見を被ゝ申也、若の國なれば、其内に年の若き人の中に意見を申さるゝ、但初參は三ヶ年過て發言なば被ゝ申規式也、三ヶ條の意見共調て後、三ヶ條御點をあらわさるゝ也、其後折右筆參申時、公方樣御點をあらわさるゝ也、其後折紙と、御硯を右筆持てまかり出、其時御奉行代直垂にて參、奏事の役、敷たる國產を取てまかり出」と見えたり、

クジフギヤウニン 公事奉行人 武家の職名、政治に參預し、命令を奉行す、源頼朝府を開くや初て廷の臣文學明法に錬達する者を以て之に補す、詳しくは奉行人（ブギヤウニン）を見よ、

クジフデ 櫛筆 國名を以て筆者の風を定めて かくことをいふ、櫛は國の當字なり、世に、鹿島神庫に在る平家納經の願文を櫛筆といへり、鹿島名所圖會に、この願文を櫛筆といふこと、その義いま詳かに知りがたし、春草當時鈔に、鹿島神庫に現存家納經時に、一門貴顯二十四名、寶龍極等各跋樹の句あり、その註に寄言曰御琴、拔二十四人、藤原、源之御筆、二條實綱曰、拔言兵造、拔二十四人、御筆之名藤原、三子出、と見えたり、しかれども、本書寄拔拔造等跋一部二十八品無量義經、觀普賢、阿彌陀、般若心等經、各一卷、復享納子子金銅塔一分可ゝ安置之於寶塔、奏、菊子井家書三品武衛將軍及他子息等、家父會弟將作大匠、能州若州刺史門人家僧都達三十二人、各分二品一卷、所ゝ令ゝ書ゝ拔奏、美也、と見えて、三十二卷を三十二人にて寫せるおもふまなれば、この說かなひがたし、されば、こはたゞ願文ばかりにかゝれることにて稱名に札櫛也、鏑ノ之知、鏑鹿一相比也、鏑鹿櫛也、鏑ノ之鏑々有ノ鹿也、この清字行方御の鹿の比べるがごとく、一例にかけるゆゑに櫛筆といふか」と見えたり、

クジブミ 公事文 室町幕府以後公方用事の書狀なる云ふ（貞丈雜記）

クジフリ 國振 鏑射の祭國を振りて射手に授け、以て其順序を定むる役、主に嘴の大道物の時に限りて設く、常の大道物の時には左と人員一人、普通の人之をつとむ（大道物之式）

クジマチノカミ 久慈眞智神 京中の座神、左京二條、四條坊門坊城の四に鎭座す○卜部神、吉部神ともいふ、根武天皇平安城遷都の後、京中の座神と爲る、平城天皇大同元年神封九戶を賜せ、淳和天皇貞觀元年正五位下に叙され、醍醐天皇延喜の制、月次相嘗祈年祭上の幣に預り、大祓に列る、卜部神（ウラベノカミ）參看（延喜式、神祇志料）

クジマチノミコトノジンジヤ 櫛眞知命神社 國幣小社 大和國十市郡香具山の北南浦村○

元は大麻等乃知神と云、國幣小社 大和國高市郡神武天皇陵遷都の子櫛眞乳魂命、（太先の卜事を掌る神）地祇別祭神武天皇天神の御訓に依て八十平瓮を造る時、土を香山社中に取り給ふ、蓋し本社なり、大同元年封二戶を奉り、貞觀元年從五位上を授け、延喜の制大社に列し、新年、月次、新嘗の祭に案上幣帛に預る、一條天皇正暦五年四月、中臣氏人を宣命使とし、幣帛を奉て疫疾火災の變を祈らしむ、九月二十四日を祭日とす（神祇志料）

クシマト 鏑的 考證 矢代を振りて上矢の射手、下矢の射手と別れて賭物を出して的を射勝負をするを云ふ、又鏑的とも云ふ、鏑は矢代の事なり 故實 室町幕府にては毎年正月十八日に行ふ、又臨時にも行ふ、其儀は野ら鏑射に摸したるものなり、的は小的一尺二寸以下八九寸の間を用ひ、射場は小的に同じ、射手數十人、十一人以上は數塚を二つ、人數多き時は二弓立三弓立に射る、（弓立とは射手何も一度射て勝負を定むるを云ふ）當る矢あれば其標に逆羽を打つ、卽ち矢代の一手じんどう根の方を的に向けて振り置たるを、取り直して遣さまに置くなり、打樣別圖に示す、賭物を取集るを笠を持つゝと云ふ、背笠を持參りて賭物を笠にかけし故に云ふ、相手射當つれば當てゐ人笠を持ち、當てたる人矢代を振る、兩人當れば上矢の人矢代

を振り、下矢の人笠を持つ、又落鏑あり、落とは人數半なれば、射手只一人にて相手なき事あるを云ふ、落は二つ當れば二の當りになる也、矢代を振るに、矢二つゝ組みてふるに、一つ當れば其まゝ一つ置きて、之を落と云ふ、唯は見

物中の古射手射すして賭物許出して、其組合の射手賭物を取る時手振りの人も受て取るを云ふ、射ずして取る故にネブリと云ふ、是も相手無き故に矢代組合せず只一つ置くなり、射手只一人にて相手なき事あるを云ふ、

り起ろ、年中定例記、長祿二年以來中次記等に見ゆ、始めは、賭物に弓矢、弦、ゆかけ、屬子、墨紙等なりしが、江戶時代には金錢を出して勝負を爭ひ、體拜に關らざるに至て全く博奕の風となる（弓四總傳書、國的問答、國的大第、四季草、貞丈雜記）

グジヤウ 宮掌 伊勢神宮及び熱田神宮の主典の下に在る神職をいふ、

クシヤウジ 久昌寺 國幣小社 常陸國久慈郡 豪田村大字新宿○靖定山雞那院とも號す 國幣小社 日蓮宗、一致派の本山 國幣小社 延寶五年水戶德川光圀、其母谷氏（私諡を靖定、法號を久昌院と云ふ）の爲めに創建する所にして、當日忠を開山とす、塔頭十二宇、末寺八ヶ寺あり、鐘撞ゝり、鐘は元祿十四年鑄造する所、銘あり（新編常陸國誌）

クシヤク 拘惜 記錄文書等に用ふる調、かへなしむを云ふ、庇護する意、多く鎌倉時代頃に用ふ、

クシヤクノマ 孔雀間 大內裏校書殿東廂の北に在り、孔雀を飼繫する所なり（大內裡圖考證）扶桑略記に、延喜十一年三月二十六日、有ゝ孔雀蝶一翼ゝ於ゝ右近陣ゝ、養之云々」と見え、江次第に、大臣云云、退下、出ゝ自ゝ雀邊非儀名等門ゝ引者、爲ゝ令ゝ在ゝ孔雀間ゝ也知也」とあり、

クシヤシユウ 俱舍宗 國幣小社 佛教の宗派 俱舍論を本論となしたる宗旨なり 國幣小社 印度佛教滅して九百年の後、世親菩薩と云者出生し、俱舍論を述る、もと阿毗達磨俱舍論と稱し、對法藏論と稱す、五百羅漢等各結集の經論より出づ、論の主意は一切諸法實有と說くなるの宗と爲し、經論の義なきにあらず、頗意に納れば、唯是有宗、三世實有、法體恒有の旨を說するなり、故に一方に偏せざるなり、甲度の學徒は聰明論と稱し、內外の兩道を兼ねる此論を研學するもいふ、此論隋の天嘉四年眞諦三藏譯して二十二卷と爲し、唐の高宗永徽二年玄奘三藏譯して三十卷と成し、現今に傳ふ、吾邦傳來は、齊明天皇の御宇南都の智通智達の二法師入唐して之を持ち來れるに始まる（八宗綱要）○和事始に、正統記に、三、俱舍成實などいふは小乘也、道慈律師おなじく傳へて流布せられたれども、依學の宗にて別に此宗を立る事なし」といへり、

グシヨ 具書 訴狀に、原被兩道より所進の狀文を云ふ（沙汰未練書、寄奏狀文應元年八月廿二日の條に、遠、覺問注記具書之時、毋庶狀、劉道狀之條、遠、彼例、非無ゝ沙汰之煩ゝ云々」とあり、

クシラ 櫛羅 國幣小社 大和國南宮城郡大字櫛羅 國幣小社 延寶八年宮津城主永井氏の第直國、此地一風石を鎭にし、陣屋を築て、治す、子孫相繼ぎて明治維新に至る（大和志、明治政覽）

クシロ 劍 上代の裝飾品、玉又は鈴の類を多

く緒に貫きて、臂に纏ふもの、和名抄服玩部に、側、内典云、在臂上者名之曰環、在腕上者名之曰釧（比知万伎）とありて、和訓ヒヂマキとも云し成るべし、上代衣服考に、漢國にては臂上の肌にまく金輪と見えたれど、我國にては玉或は鈴などを著るものなれば、其だ遠へり、されば臂に纏く所同じければ、釧の字をあてたる成べし、といへり、

クス井コ
クス井シ　**鼓吹戸**　**鼓吹司**　「クスキシ」を見よ、

カサし　とよむ　兵部省の官、軍陣に鼓角を用ふるより、鼓吹戸の民をして常に調習せしむる事を司る、鼓吹戸の人民を毎年九月より出司に召上げ、十月一日より二月三十日迄五ヶ月間鼓角を教習し、三月一日を以て其業を試む、正一人正六位上、伯一人従七位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位下、史生二人、使部十人、直丁一人、鼓吹戸二百十八戸、（山城、播津河内に在り、延喜式の時、山城七十五、播津二、河内二十三に減ず）天武天皇十年三月、天皇新居井上に居し、試に鼓吹の聲を發し、仍て調習せしめしを始めとす、延暦十五年吹部三十四人を定め從く、雅樂寮雅色生に準じ、其勘籍を聽す、十九年制言す、吹角鼓鼓皆軍旅の用ふる所、今吹角長上三人ありて鼓鼓の師なし、請ふ鼓鼓長上を立て、生徒を教習せしめんと、之を許す、字多天皇寛平八年廢して兵部省に併す（令義解、三代格、官職秘抄後冊）

クスシ
クスダマ　**醫師**　**藥玉**　「イシ」を見よ

沈香一兩、丁子五十粒、甘松一兩、龍腦半兩（各香一兩、）を玉にして錦の袋に入れ、絲にて飾り、つゝじ菖蒲艾等を結び、五色の絲を長く八尺、或は二丈〇垂れ下げたるものなりしが、後には、麝子、あぢさゐ、其他種々の草花を以て飾れる由、新古今集の歌などに見えたり、然るに後世に至りては、寧ろ華美を競ふに至り、實物を捨て、一切造花にて作るに至れり、但例行事略に、五月五日菖蒲にて赤白の杜鵑花并艾菖蒲を作り、五色の絲をかけたるものなり、又絲にて鶴みたる機の實あり、内に薬を入るゝと云ふ、延喜式に、凡五月五日、菖蒲艾、雄花、一束を用ふ、

物を云ふ、支那には續命縷、長命縷、五色縷、彩絲、彩紫など稱す、腰柱等にかけて、邪氣を遠ざけ、不淨を拂ふと云ふ、禁裏にては端午に絲所より獻じ、夜御殿の御帳の東の柱にかけらる、九月九日取り換ふと云ふ、又群臣之を賜はりて臂にかけ、又は腰に佩ぶ、之を掛香とも云ふ、効者は急にかくと云ふ（地獄草紙）後紀仁明天皇嘉祥二年五月の詔に五月五日藥玉を偶々飲酒人に命じ長久鬼魅を除き聞食に故是、藥玉賜ふ御酒賜ふ長生寶」とあるを以て始めとなす、當時の製作は五色の絲にて、菖蒲艾などを貫きたるもの、

クスノキマサシゲ　**楠木正成**　（延慶元年小字多聞丸）（延慶元年）左大臣橘諸兄の後裔、父を正廉といふ（延慶元年）河内の人、元弘元年後醍醐天皇北條高時の兵を潰けて笠置寺に幸す、四方勤王の志ある者少なし、天皇側る之を憂ひ賜ふ、適ま夢に紫宸殿前庭に一大樹ありて南枝最も榮え、御下に南面の座を設け百官班列す、時に二童來り跪き曰く天の下聖主を容るる所なし、唯此座のみと、泣奏するを見給ふ、覺めて之を占ひ意ふに楠氏と云者ありて、再び朕を南面に王たらしむるかと、寺僧快元を召して問ふ、答ふるに正成を以てす、因て召見し天下の事を託せらる、正成城を赤坂に築き兵五百を以て守る、鎌倉の將大佛貞直兵三十萬を以て來り攻む、正成奇計を以て屢々之を敗る、敵軍差に戦ふべからざるを知り、遠く城を圍みて糧道を斷つ、城中糧窮く、正成城を失て金剛山に遁る、北條仲時其臣湯浅定佛なして赤坂を守らしむ、二年夏正成赤坂を攻めて、これを陥す、官軍大に振ふ、尋で金剛山に還り、千劍破に城き之に據る、三年春北條氏の軍、吉野赤坂を陷れ勢に乘じて進合來り攻む、正成策を施して拒ぎ戦ふ、敵軍壊れ敗

て攻めず持久の計を爲す、正成部ち壮人數十を挑別して敵を誘ひ、或は火炬を擲げ油を灑ぎて敵の飛楯を燒き、善く戦ふ、會々近郷の民兵護眞親王の令旨を奉じ敵の糧道を絶つ、敵兵困み逃亡相繼ぎ、遂に圍を解きて去る、車駕京師に還る、建武元年正成功を以て檢非違使左衛門尉兼河内守を授けられ、播津河内和泉の守護となり、二年新田義貞東して足利尊氏を討つや、正成諸將と共に留りて京師を守衛す、延元元年尊氏叛を起す、正成義貞等と防戦して大にこれを破る、尊氏僅に身を以て免れ、弟直冬と與に、海に航して西海に走る、同年の夏尊氏西國の兵を率ゐて攻上重來し、海陸並び進んで京師に向ふ、義貞これを兵庫に拒ぐ、正成また部を率ゐて義貞を援ひ、並んで湊川に陣し、以て尊氏の陸軍に當り、義貞は和田崎に屯して直義の水軍を禦ぐ、既にして尊氏の先鋒細川定禪舟師を率ゐて潛逸に上陸せんとす、義貞軍を拔いて疾き相ぐ、而して尊氏の全軍既に兵庫に登る、正成気見し、弟正季に謂って曰く、我軍陥絶し敵前後に猖つ、また智計の施すべきなしと、部ち直義の陣を衝いて經横奮擊し、殺ど直義を獲んとしてこれを脱す、尊氏これを見て、六千餘人を遣はして軍後を斷つ、正成同戦する事數次、士卒殲盡し、其身また十餘創を被る、部ち退いて民屋に入り、正季を顧みて曰く、今日死を九泉に盟る、吾子何所にか魂を託せんと欲するか、正季笑って曰く、願はくは七生人間に生れて國賊を滅さんと、正成怡然、互に交刺して死す、族十三人、殘兵六十餘人皆是に殉ふ、天皇追悼已まず、正三位左近衛中將を贈る、明治に至り、今上陛下深く其忠節を嘉みし、更に從一位を贈り給へり、湊川戦（ミナトガハノタヽカヒ）参看（大日本史）

（正成花押）

クスノキマサツラ　**楠木正行**　（延慶元年）正成の長子、正儀の兄（延慶元年）正成の死せる時年猶幼なり、常に父の遺訓を奉じて南朝の爲めに盡し、且仇を報ぜん事を念し、其遊戯するに際しても、群童を仆して敵を斬ると爲し、竹馬を走らして足利尊氏を追ふと爲す、長ずるに及びて、帶刀、檢非違使、左衛門尉となり、河内守を兼ね、既にして、後醍醐天皇の事山院を出で、内山に幸するや、和田矢郎等とこれに赴く、後村上天皇踐祚のはじめ、屢々兵を住吉附近に出して以て敵軍を挑む、正平二年兵を發して紀伊河内の諸城を攻め、頻に細川顕氏及び山名時氏等の兵を敗る、尊氏これを憂ひ、高師直及び其弟師泰に兵六萬を授けて正行を討たしむ、茲に於て正行、弟正時、和田賢秀等百四十餘人を率ゐて行在に至り、龍顔を拜して暇を請ひ、尋で後醍醐天皇の廟に謁で、同盟の姓氏を知意輪堂の壁に題し、歌を其後に書す、曰く、「桜弓引かへさしと思ふなりなき敵に入る名をそ留むる」と、各々髪を截りて佛殿に納め、死を決して出づ、天皇中納言四條隆資をして之を援けしむ、明年正月師直河内に入り、兵を分ちて伊駒山の南、及び飯森山、外山、四條畷の四處に陣し、師直餘軍に諸として後に居る、隆資兵三千を率ゐ、陽に飯森山に向ふの形勢を示して敵軍を牽制し、正行は兵三千を以て四條畷より進む、飯森山の敵之を望み兵を分ちて進擊す、正行先鋒を以て之を敗り、後軍四條畷の敵と戦ひ、殺傷相當る、時に飯森山伊駒山の敵兵前後奮び至り、後軍爲めに敗走す、正行顧みず、兵三百を以て進擊し、大に師直の軍を敗り、遂に其幕下に迫る、上山高元儀りて師直と稱し、陣を置して戦死す、其甲連環を鎖む、部ち師直の紋所なり、正行大に喜び首を空中に擲ち手に承くるもの一再、既にして其偽りなるを知り、地に投じて更に奮闘す、此日已より申に至り、戦凡そ三十餘合、正行の從卒死亡殆ど盡く、部ち餘兵五十餘人と肩を負して併り走り、以て師直を誘ふ、敵兵之を覺り、支兵三百を遣はして追擊す、正行返し戦ひ五十餘級を斬り、再び進んで師直の陣に迫る、而して正行兄弟の雄敵當を受け、兵また電創を蒙りて用ふるべからず、正行部ち呼で曰く、吾事畢れり、國の獲る所となる勿れと、正時と交刺して斃る、時に年二十三、（正行の年齢につきては史徴墨寶考證に三十餘歳なるべしとの説あり、説きて見るべし）、四條畷戦（シテウナハテノタヽカヒ）参看（大日本史）

（押花行正）

クスノキマサノリ　**楠木正儀**　（延慶元年）正成の三子、正行正時の弟（延慶元年）左衛門尉に任じ、河内守を兼ね、左馬頭に移る、兄正行等の四條畷に戦死せる時、留りて河内に在り、高師泰帥を石川に張き正儀を攻む、尋で畠山國清之に代る、正儀始終固守して屈せず、正平五年國清の足利直義に從うて南朝に歸順するや、正儀兵を出して之が聲援を爲す、七年足利義詮欲を後村上天皇に送る、天皇陽に之を納れ、私かに機を見て義詮を誘はんと欲し、京師に幸すと宣言して行く〳〵住吉に留る、時に北畠顯能伊

（正儀花押）

賀伊勢の兵三千を督して丹波路より進み、正儀は和田正忠と共に兵五千を率ゐて夜桂川を渡り、詠寶鄕川瀨氏と戰うて之を敗り、更に鄕川報告を聞き、義詮並に於て返江に走り、車駕男山に駐驛す、既にして義詮大軍を以て來り迫る、正儀正忠等能く防ぎしと雖も衆寡敵せず、遂いて男山に陣す、敵兵來り圍み、而して勤王の軍の起き救ふものなし、衆謂正儀、正忠をして、國に歸り兵を募らしめんとす、正忠因りて河內に歸りしが、暴に病で歿し、正儀は延挽し、時を以て赴援せず、王師遂に敗績し、義詮再び京師を復す、時人正儀を誘り、楠木氏の家聲を挽せるものと爲す、明年正儀、和田正武と共に、中納言藤原隆俊に從ひ、山名時氏と會し、義詮を京師に襲ひて之を走らす、十四年畠山國清大擧して西上す、義詮、節ち國清等の諸將を統べて天野の行宮を犯す、天皇遽けて觀心寺に幸し、正儀等に命じて防がしむ、正儀赤坂城に據りまた龍泉、龍門、平石、八尾等の砦を築きて固守す、義詮遂に志を得ず兵を收めて歸る、十六年細川清氏の南朝に下るや、正儀之と兵を合せ、遂んで京師を復せしと雖も、幾干もなくして義詮の來り迫るに及び、宮軍また京師を棄つ、時て左兵衛督に任ず、二十三年天皇崩ずや、是より先正儀二志を懷く、細川頼之機に乘じてこれを誘ふ、正儀節ち笠を決し、明年の春遂に足利義滿に降る、和田楠木の一族等大に憤り、屢々兵を發して相駁ひ、河內紛亂を極む、弘和のはじめ再び南朝に歸順す、義滿山名氏清をして之を討たしむ、正儀平尾に於て氏清と戰ひて敗績し、宗族來人等死するもの多し、節ち引退して京國に歸り其喜色を保つ、專で參議に拜す、元中の年卒す、正儀人と爲り遇直、謙を好み、誠信を以て人に接す、敵に臨みては謀を先にし勝を後にす、故に敗れずと雖も、臨機應變は類所となす（大日本史）

クズノコホリ　球珠郡　【九州名】豐後國

【地名】風土記に、昔者此村有り淡樟樹、因日球珠郡と見えたり【國郡】延喜式球珠に作る、和名抄に、今已小田（ヲダ）水野（ナガノ）等の鄕あり、拾芥抄球珠に作る、以後之に仍る（諸國郡鄕考、郡名異同一覽、國郡沿革考）

クズノリウ　國栖奏　【名義】大嘗會、節會の時、國栖人參賀して歌笛を奏し、御饗を獻するを云ふ、後世元日、白馬節會のみとなる○國栖は大和國吉野郡の村名、國主、國巢、國槻と書し、クズと訓む、土蜘蛛の類にして土著の稱、クニヌシ、クヌシの約なり、姓氏錄大和神別の條に、「國樔出自石隨別神也云々、書紀應仁天皇十九年の條に、夫國樔者、其爲人甚淳朴也、每取山菓食、亦煮鹽爲上味、名曰三毛瀰、其土自京東南之隅、山而居、于吉野河上、巢嶋谷深、道路狹嶮、故難不通、於京、本希朝來、然自三此儀、屢參迎以獻土毛、云々」とあり【國郡沿革考】書紀云、書紀應仁天皇十九年冬十月朔の條に、幸吉野宮、時國樔來朝之、因以醪酒獻天皇、而歌之云々、歌之既訖則打口以仰咲、今國樔獻土毛、（土地産物也）之曰、歌訖即擊口仰咲者、蓋上古之遺制也、古事記同段に、吉野國主等大雀命の佩御刀を見、又大御酒を獻ぜしに、時に歌びし事見えたり、此時より以後は年々時々朝廷に參內して、土風の歌笛を奏し、井に土地の産物、貢獻、魚など獻ぜしが、何日しか例となりて、大嘗其他の節會の日は、必ず參朝して土風を奏事となれり、節ち元日節會の時一隊の後、國栖人參賀門外に歌笛を奏し御饗を獻す、白馬節會、踏歌、親音會皆同じ、國栖十二人笛工五人節ち十七人を定とす、大嘗祭には國栖十二人、繪笛工十二人、並に青摺布衫を着け、朝堂院南左掖門より入り、位に就て奏す、國栖には國栖別當あり、笛工は國栖及び山城郡等郡にもありて務役正稅を免ず、天曆中まで國栖人見えしが、其後朝廷の衰微と共に、國栖人の吉野より參奏する事絕えたり、然れども、猶、節會には此風を存し、當日宮廷の樂人、假に國栖人となり、南階の砌下に候し歌笛を奏す、之を國栖の奏と云ふ、公事根源元日節會の條に、今の國栖の奏として歌なうたひ、笛を吹きならすは、吉野より年の始に參りたると云ふ、心なり云々とあり（古事記傳、姓氏錄考證、歌舞音樂略史）

クズバカマ　葛袴　葛布にてつくりたる指貫、指貫（サシヌキ）を見よ、

クスハノミヤ　樟葉宮　【地名】【歷史】天皇の皇居【地名】風土記に、河內國交野郡楠葉村【地名】【歷史】天皇元年正月河內樟葉宮に行幸し、二月帝位に即き給ふ、五年十月筒城に遷都し給ふまで、即ち五年間の皇居たり（書紀）

クスンゴブ　九寸五分　鐵鎗を云ふ、すなはち名とす、永享記に始めて見えたり、【語源】ロロドホシ、「カメガ」と參看、

クスリイロ　藥色　藥の色目の名、「セイヤ」に同じ、同條を見よ、

クスリガリ　藥獵　【名義】【語源】五月五日山野に遊びて藥草を採集するを云ふ、又鹿茸ともいふ、本草に、是日採三百種草、除乾燒灰、和石灰、爲鹽、服研傅三金瘡、止血、亦傳三犬咬、又治二腹臭及瘰癧已後、云云、とあり、初めは地等の類を取りて獻ぜしが、傳

散流行するに及び殺生を忌み、唐土の風に倣ひ、百草を採りて、鳥獸肉に代へしなり【語源】書紀推古天皇十九年夏五月五日の條に、蒐于菟田野、取三鹿鳴時、集子蹤原為上云々、とあるを初見とす、萬葉集の歌に、「かきつばた衣にすりつけますらをのきそひ狩する月は來にけり」と見えたり、王朝時代盛に行はれ醍醐の群臣等衣冠の奢侈を競ひて鮮麗を極めたりき、後世、端午の節會行はるゝに至り、此事廢れたりと雖も、民間に於ては武家時代に至るまで往々藥獵と稱し、四五月の頃山野に遊びたりし由、宗祇の抄などに見えたり（書紀、荊楚歲時記、圓珠庵雜記、樣訓抄）

クスリコ　藥子　正月元日供御の屠蘇酒を嘗め試むる童女を云ふ、是れ童女の行末の長きにあやかり給ふ意に出づるといふ、江次第に、內膳官人、以三大土杯三枝、小土杯三枝、與三藥女官、女官分三御酒、令嘗、藥子云々、公事根源に、藥子として少女の未だ嫁せざるを求めて、是を用ふる事あり、屠蘇は小兒より飲むと云ふ本文あれば、其爲に小女を撰てまづのましむるなるべし云々、と見えたり、餝圖抄に、藥子餝角例童子裝束、と見ゆ、

クスリヅツミ　藥包　女御更衣入內の始めに用ふ將棋一かさねに歌一首を書き、又重れたる淸綾にて、四方に押折て遣はすと云ふ（餝圖抄）

クスリノツカサ　典藥寮　「テンヤクレウ」を見よ、

クスリノツカサ　藥司　「ヤクシ」を見よ、

クスリビ　藥日　五月五日を云ふ、此日藥狩を催し百草を採て藥となす故に云ふ、世諺問答に、五月五日をば、藥日と云ひて、一切の藥をば此日取るなり云々、と見えたり、「クスリガリ」參看、

クスリベノツカサ　藥部司　齊宮寮十二司の一、「サイグウレウ」を見よ、

クスリマス　藥桙　藥を量るに用ふる桙の名、根量機亂に、「此量升と稱すと雖も、其實は則一合にて、一升の制にあらず、其方作上徑一寸、下徑六分、深さ八分とす、若し、一升桙としての寸度を求むれば、上徑二寸一分五厘四毫四絲有奇、下徑一寸二分九厘二毫六絲有奇、今の四勺六抄六撮有奇に當れり」、といひ、深さ「寸七分二厘三毫五絲有奇、今の四勺六抄六撮有奇に當れり」、といひ、本朝醫說に、福田方云、本朝藥桙の定法、大桙者九合の桙にして、公家の藥殿に用ひ之、經二年序一、華、天平寶字年中、遣唐使常式所用は、一大桙を以て爲二小四桙一、侍醫出雲宿禰廣貞が勘申所なり、典藥寮の御銘子は、九合桙の三升納なり、渴乘方に、常に所用者大桙なり、小桙者散藥等に用ふ、又小桙者上徑一寸、下徑六分、深八分是なり、一說云、方圓二寸なり、又先所謂以三大桙一爲二小桙四升一者、所勘者九合桙の二合五勺を升小一升あり、上文によりて考るに、大桙は九合、小桙は二合二勺五才、と見えたり、

クゼウヂ　久世氏（下總國）　姓は村上源氏、久我權大納言敎通卿の二男右少將通式朝臣より出づ、山城國久世邑に居せしを以て號とす、子孫相繼ぎ明治に至り、奉族に列し子爵を授けらる（系圖、家譜）

○通式——通俊（民部卿）——通音——經式——通夏（ツヒ）——通綱（ツヒ）——通根（ツヒ）——通理（ツヒ）——通熙（ツヒ）——通章

クゼウヂ　久世氏（下總國）　孝昭天皇の皇子天足彥國押人命十世の孫大德冠小野妹子の孫塗國笠の末なり、長享の頃三河國額田郡住人、小野平十郎高廣あり、その妻は京都將軍の家人久世十郎藤原永次の女、長享四年高廣死後、孤を携へて國の住人阿部善九郎正俊に再嫁す、孤子成長の後母の命に依て、久世氏を冒し、平大夫廣長と號す、大永四年五月三河山城攻の時始めて德川清康に從て軍功を顯はす、男平四郎長宣家康に仕へ、永祿六年十一月一向宗門徒の一揆に與し、針崎に於て討死す、男三四郎廣宣父長宣兄徒に與し、家康の勘氣を蒙り、後大久保四郎右衛門忠吉に再緣に從ひ、天正四年大須賀五郎左衛門康高に屬し、戰功あり、其後ち駿河田中城攻、高天神合戰、長久手の役、小田原の役等に從て戰功あり、故を以て家康上總國望陀郡の采地三百石を賜ふ、慶長五年關ヶ原役終平忠正に屬す、十三年故あつて武藏國多摩郡南澤に蟄居す、同十九年大阪役發起に從ひ功あり、采邑を賜ふ、元和元年の役隨行、同年秋下總國海上郡に於て三千石を賜ひ、後ち二千石加賜、三年是歲五十人預らる、五年又上總國の地二千石を賜ふ、家康采邑及び朱千切鬱の鎗、金瓢箪馬印を賜ふ、三男三之丞廣之黑進して從四位下侍從となり、銀簪ぜられ大和守と稱す、慶安元年九月卽歿、長子元年九月卽歿、寬文二年二月若年寄に、三年八月老中となり壹萬石加賜、九年六月貳萬石を下總國に加賜、國府城を治む、七年八月三千石を次子平九郎重勝に分封す、天和三年八月出羽守重之備中國に移封し、庭瀨城を治む、貞享三年正月壹萬石を加賜、丹波國に移封し亀山城を治む、元祿十年六月、三河國に移封し吉田城を治む、寶永二年十月若年寄たるの功勞を以て、下總國に移封し國府城を治む、享保三年三月老中職の黑勳を以て壹萬石加賜、五年、八月隱居五千石を次子長部廣勝に分封す、萬延元年閏三月大和守廣周、本城造營を督するの勞を以て壹萬石加賜、前封を併せて六萬貳千貳百石となる、文久

二年壹萬石を削らる、財後變更なく、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる（藩翰譜、家譜、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜）

○廣宮——廣之——重之——暉之——廣明——廣營（ヒロミヤ）

廣運（ヒロカド）——廣周（ヒロチカ）——廣文（ヒロナリ）——廣業

クゼゴト（ヒロカド）　曲事　江戸時代、法に違ひたることをいふ詞、奉行所の差紙などに「若於不參者可爲曲事」と認むるは百姓町人に對してのみなり、侍、寺院、神主等の者に對しては過度と認むる例とす。

クゼノコホリ　久世郡　所屬國　山城國　地圖　郡名より出でたり。續後紀天長十年山城國久勢郡とあり、古へ栗隈縣ありて、仁德天皇十二年十月堰を大溝に於山背栗隈縣に以潤ル田、と云ふこと見えたり　地圖　東大寺奴婢帳久西に作り、延喜式久世に作る、和名抄に、竹淵（ヲカブチ）奈美（ナミ）那羅（ナラ）水主（ミヌシ）那紀（ナキ）宇治（ウヂ）殖栗（エガリ）栗隈（クリクマ）富野（トムノ）拜志（ハイシ）久世（クセ）羽栗（ハグリ）等の郷あり、石清水八幡宮の地、卽ち八幡庄、及び那羅、水主二郷の地、正保圖には岩淵喜郡に屬せり、天保圖亦之に倣ふ、地誌提要「クゼ」と讀み今之に從ふ（諸國郡郷考、郡名異同一覽、郡名異同考）

クゼノニフダウサキノダイジヤウダイジン　久世入道前太政大臣　久我具通（コガトモミチ）を見よ、

クゼヒロチカ　久世廣周　名字　通稱諱　吉通　諱　文政十三年十月養父の遺領五萬八千石を賜ひ雁の間席に列す、天保二年從五位下に叙し隱岐守と稱す（後ち出雲守、又大和守と改む）天保十四年寺社奉行となり、嘉永元年四月付老中に轉じ、從四位下に叙し翌年侍從に任ず、四年本丸老中となる、安政五年十月井伊直弼の大老職に就くに際し、少しく冤典に處すべき旨を論じたるを以て、黜陟ぜられしが、同七年三月老中安藤信睦の推薦により、再び老中に補し、翌年一萬石を加封す、開國後、公武合體說を主唱し、遂に和宮降嫁のことあるに至れり、而して廣周等は之を以て朝幕の關係を圓滿たらしめんとの期もたれども、事實は却てこれに反し、幕府は降嫁の誓約を履行すべき形勢に至り、遂に之が決行するの誓約を爲すべき形勢に至り、遂に之が爲め、內は朝廷を中心とせる攘夷黨に迫られ、外は諸外國より開國を要求せられ、世態益々紛亂を極めしを以て、幕府は、朝廷の意を向ふるに汲々として、文久二年六月廣周及び信睦等を退けて其職を奪ひしが、越えて八月十六日、在職中不束の取計ありたるの故を以て、先に加封したる一萬石を削り、更に致仕謹愼を命じたり、因て家を嫡子廣文に讓りて老し、元治元年六月二十五日卒す、年四十六（幕府衰亡論、開國起原、久世家譜）

クセマヒ　曲舞　室町時代に行はれたる舞の一種、久世舞、口宣舞とも書す、文正元年四月十六日後法興院記に、是日於二手本機數一殿有二御三見物女曲舞一、余同、押件女曲舞、自二去十月七日一於二手本一舞勤遂云々、彼女生年十九云々、容顏尤美麗、凡超二過諸人一、希代事也、舞拍子言語道斷、奇妙之至也、見物雜人四五千人許云々、先男舞露拂、次十四五許兒舞一番、次女一番舞了、兒與二女立合舞一之、座者十餘人許也、とあるにて其大概を知るべし、又七十一番職人歌合（ウタアハセ）に叙し翌年侍從に任ず、四年本丸老中となる、安政五年十月井伊直弼の大老職に就くに際し、少しく冤典に處すべき旨を論じたるを以て、黜陟ぜられしが、同七年三月老中安藤信睦の推薦により、再び老中に補し、翌年一萬石を加封す、開國後、公武合體說を主唱し、遂に和宮降嫁のことあるに至れり、而して廣周等は之を以て朝幕の關係を圓滿たらしめんとの期もたれども、事實は却てこれに反し、幕府は降嫁の誓約を履行すべき形勢に至り、遂に之が決行するの誓約を爲すべき形勢に至り、遂に之が爲め、內は朝廷を中心とせる攘夷黨に迫られ、外は諸外國より開國を要求せられ、世態益々紛亂を極めしを以て、幕府は、朝廷の意を向ふるに汲々として、文久二年六月廣周及び信睦等を退けて其職を奪ひしが、越えて八月十六日、在職中不束の取計ありたるの故を以て、先に加封したる一萬石を削り、更に致仕謹愼を命じたり、因て家を嫡子廣文に讓りて老し、元治元年六月二十五日卒す、年四十六（幕府衰亡論、開國起原、久世家譜）

クセマヒ　曲舞　室町時代に行はれたる舞の一種、久世舞、口宣舞とも書す、文正元年四月十六日後法興院記に、是日於二手本機數一殿有二御三見物女曲舞一、余同、押件女曲舞、自二去十月七日一於二手本一舞勤遂云々、彼女生年十九云々、容顏尤美麗、凡超二過諸人一、希代事也、舞拍子言語道斷、奇妙之至也、見物雜人四五千人許云々、先男舞露拂、次十四五許兒舞一番、次女一番舞了、兒與二女立合舞一之、座者十餘人許也、とあるにて其大概を知るべし、又七十一番職人歌合（ウタアハセ）に叙し翌年侍從に任ず、四年本丸老中となる、安政五年十月井伊直弼の大老職に就くに際し、少しく冤典に處すべき旨を論じたるを以て、黜陟ぜられしが、同七年三月老中安藤信睦の推薦により、再び老中に補し、翌年一萬石を加封す、開國後、公武合體說を主唱し、遂に和宮降嫁のことあるに至れり、而して廣周等は之を以て朝幕の關係を圓滿たらしめんとの期もたれども、事實は却てこれに反し、幕府は降嫁の誓約を履行すべき形勢に至り、遂に之が決行するの誓約を爲すべき形勢に至り、遂に之が爲め、內は朝廷を中心とせる攘夷黨に迫られ、外は諸外國より開國を要求せられ、世態益々紛亂を極めしを以て、幕府は、朝廷の意を向ふるに汲々として、文久二年六月廣周及び信睦等を退けて其職を奪ひしが、越えて八月十六日、在職中不束の取計ありたるの故を以て、先に加封したる一萬石を削り、更に致仕謹愼を命じたり、因て家を嫡子廣文に讓りて老し、元治元年六月二十五日卒す、年四十六（幕府衰亡論、開國起原、久世家譜）

クセン　口宣　職事勅命を受けて、上卿に傳宣して下さしむる者を云ふ、上卿口宣を職事より受取り、是を我家に納め、別に寫して外記に達するものを口宣案と云ふ、案の奥には頭辨の名を署す（西宮記、官職雜機、有職小說）○其任官叙位には消息宣下と云ふ、官職雜機に、任官をば小除目を行ひてなさるゝ也、是を又臨時除目とも申也、近代は除目を行ふ事たやすからぬ故、何事も消息宣下とて、口宣にて宣下せらるゝは無念なる事也、消息宣下とは職事口宣を書て消息をそへて上卿に奉り、上卿外記に又消息にて宣下する故に、消息宣下と申也、件の口宣の銘に口宣案とあるは、正文は外記局に止る間、職事案をうつして其人に遣す也、又位のは內記局に止まり、官方の宣旨は官局に殘待る也云々」と見え、眞字抄に、口宣者、蔵人奉二仰以二宿紙一書之也、古法以二口宣一不二直給一、其人、是蔵人書二口宣一遣二上卿之許一、則上卿受之、案宣旨遣二其人一之法也、姿後世或直賜二口宣一者、非二本式一云々」とあり、今口宣及び消息宣下の例を左に掲ぐ

元應元年六月十六日　宣旨

權中納言藤原朝臣

宣爲右近衛中將知藏人頭宮內卿藤原成經

日宣一枚權中納言藤原朝臣　職事仰詞、內々奉入之

知件

六月十五日　春宮大夫判

大外記局　（侍宣抄）

上卿帥中納言

正平五年七月廿九日　宣旨

正五位下清原良氏

宣任修理權大夫

藏人頭右大弁源顯詮奉　（編旨抄）

グリウ　供僧　本尊に供奉して給仕する僧を云ふ、供奉僧の略稱なり、高野山根本大塔及び長講堂に、勅願にて供僧を置きし事、文治三年五月、建久元年等の後白河法皇の起請文に見えたり、其他鶴岡八幡宮寺及び勝長壽院等に、供僧職を置きし事、菩提鏡遊嗣八幡宮寺及び神宮寺等に見えたり、又諸社神宮寺の供僧は宮僧とも云へり、

グリク　具足　器具の具備したるをいふ、具はり足れる意、萬事揃たるを云ふ、例へば樂器具足と云ふ、樂器、太鼓等備はり、射手具足とは弓、矢、靫、小手、沓、靫庭等を云へるが如し、後には專ら甲冑を云ふ、次の條を見よ（常照愚草、四季草、貞丈雜記）

グリク　具足　甲冑を云ふ、軍陣の具足と云ふ意、京師本保元物語義朝白河殿夜討條に、二領の具足を射徹すだもいかめしと覺候に云々」とあるを始めとす、室町時代中葉以後に、別に一種の具足と稱するものを作り出せり（甲冑と鎧稱す）其樣は鎧卷胴丸の如く脇橋なく、右の脇にて引合せ、弦走、蝶子板、鳩尾板、逆板なども、なく、草摺七枚下り、胴を二つに割る樣に作り、かぶとも吹返なきものなりと云ふ、蓋し、應仁以降大亂續き、請筒、采配付の旗、えり廻り肩當などを作り添へ、昔の鎧にありし弦走以下のものを省きしものならん、（軍用記、本朝軍器考）扇黃絲片赤、黑絲片唐紅、黑革片淺黃絲白絲、淺黃絲片紅、黑革片白絲、淺黃絲片赤、黑革片淺黃絲、黑革片唐紅、洗革片赤絲、黑革片茜絲、黑革片白絲、黑革片淺黃絲等の具足の名武家儀式に見えたり、今後世の具足の圖を示す、猶

（前）
（後）
カブトヒモ
エリ廻リ
カブトアテ
カブトアミ
テクワガヒ
エリシタ
ヤイ付クハハン
クカヒモ
アコヒキ緒
ヒキ合ノ緒カケ
ドウカリホウヂヤモ
エリシタメン
端
近代ハ
サヤリヲ
ゲヤンドヲ
ヲフ
前
合ノ緒
ヒキ合ノ緒
引合ノ緒カケ
エリシタクハハン
ヒキ合ノ緒
ヒキ合ノ緒
ヒキ合ノ緒

奉行といふ、然れども、常に此職を置かず、旅行中の時のみ設けしが如し、戰國の世に至り、具足預りとも稱し、常に此設あり、江戸幕府に至り、寛永十八年三月、始めて一人を置き、杉浦十兵衛を以て之に充つ、後て二人二組と爲り、組毎に同心十八人を隸屬す、後ち隸々增減あり、文久三年七月、弓矢鎗奉行を併せ武具奉行と改稱す（吏徵、明良帶錄、德川禁令考、官制沿革略史）

グリケモチノイハヒ　具足餅祝　名稱

武家の祝儀、具足餅（一に鏡餅とも云ふ、床上に具足（甲冑）を飾り、其前に供する餅を云ふ、正月十一日之を食して祝賀せしを、具足餅の祝（或云鏡開祝）と云ふ、江戸幕府にては此日、速祝の儀あり（記事）（記事）吾妻鏡に、炭飯矢口餅、歯固の儀は見えたれども、此事なし、室町時代の給餐物などに此儀式見えたれば、室町幕府より起りしものなるべし、鎌倉に、武田氏先祖傳來の鎧を崇めしより世間の風俗となりしといひ、湯土問答には、織田豐臣の世に始まりしと雖も詳かならず、其期日、古は二十日を用ひしが、承應元年正月家綱將軍二十日は先代の忌辰に當れるを以て十一日行ふことに改め、永例と定められる（日本歲時記、羅山文集、德川實紀、年中行事故實考）

クタイ　裙帶　「クンタイ」を見よ、

グダウ　愚堂

クタシフミ　下文　官宣旨の樣式に倣ひて、院宮、幕府、權門、寺社等にて開ける廳又は政所より、その統管の土地、若しくは人民に下ぜる文書をいふ、その書き出しには大抵院廳下、女院廳下、法親王廳下、攝政家政所下、大臣家政所下、將軍家政所下等とあり、院廳家政所等の下文は各條に述べたり、今將軍家の下文を次に示す（黑板博士說）

下　周防國伊保庄惣戸關　矢島住島等住人

可早停止土肥實平妨、并土人大野七郎遠正不當、從領家進止事、

右件庄々者、賀茂別雷神社御領云々、而土肥實平近日致押領之上、土人大野七郎遠正令減亡庄內之由、依社司訴、自院所被下仰也、仍而問實平之處、於兵粮米者、免除了、況無押領之由所申也、何者之謀計乎、兼又遠正令減亡庄內之由、甚以不當也、自今以後、停止彼等之濫行、可從社家進止之狀如件、以下、

文治二年九月五日

前右大將家政所下　和泉國御家人等

可早隨左衛門尉平義連催促、勤仕大內大番事、

右御家人等、聽彼義連之催促、無懈怠、可勤仕大內大番役之狀、所仰如件、以下、

建久七年十一月七日　案主清原

知家事中原

令大藏丞藤原

別當兵庫頭中原朝臣

散位藤原朝臣

クタマ　管玉　玉の一種、上代の裝飾品、其形筒の如し、一に竹玉とも云ふ、これ竹筒に似たる故なり以て名づく、何れも寶石を以て之を作る、色は赤、黃、綠などありて一定せず、曲玉（マガタマ）の挿圖參看（古事記傳）

クタニヤキ　九谷燒　地名　加賀國江沼郡九谷村に於て製出する陶器、慶安年間加賀國大聖寺の城主前田利治、江沼郡大日山麓九谷村に眞實の磁石あるを聞き、臣田村權左衛門に命じて陶窯を開かしむ、其陶質瀨戸燒に似たり、是藝術となす、點茶家の茶壺、水指今尙存す、寶治の男利明の時に至りて遺志を繼ぎ、寛治年間家臣後藤才次郎を肥前の有田に遣はし、磁器彩釉の製法を學ばしめ、九谷村に於て再び製陶せしむ、時に僞京師の有名なる畫工久隅守景といふ者あり、來て加賀に遊べり、因て之に畫かしめて製する所の者を守景下燒といふ、人之を珍賞す、茲に於て其業大に進歩し盛に製出す、其質たるや白土に彩釉を施し、其製は支那交趾に倣ふ者あり、有田に倣ふ者あり、而して其錦繡と稱する者甚だ佳なり、他國の陶器皆これに及ばず、之を遙稱して古九谷と云ふ、既にして業精々衰ふ、文化七年國人吉田屋傳右衛門といふ者あり、九谷村に於て更に窯を設けて其業を再興し、宮本屋理右衛門といふ者をして之を主管せしめ、青緑の彩畫を施し又交趾を模造す、十一年傳右衛門窯を同郡山代村に移し、九谷の土石を運搬して製す、是を吉田屋窯といふ、又同國の人陶畫工飯田屋八郎右衛門といふ者あり、支那の陶畫譜を求め得て發明する所あり、即ち從前の畫風を一變して赤色繪を製出す、其技絕妙なり、稱して八郎畫金襴といふ、皆赤釉に金泥を附著す、是に由て名聲遠近に鳴る、續て大藏清七といふ者、其業を勉勵し畫閑と號し其窯を主とる、其後淺井幸八（相鮮亭一雪と號す）といふ者あり、飯田屋八郎右衛門の雜せし所の陶畫譜を傳へ、大藏清七と相謀り、大に其業を發にし從其精巧を極め、終に海外の人をして賞贊せしむるに至れり、安政五年、其地の工人荒三友三等山代村の後に新窯を開き金襴模を製す、世人諸窯に於て製する所の者を以て通じて九谷燒といふ（燒物（やきもの）參看（古今陶變攷、工藝志料）

クダノフエ　小角　大角に對して小なるものをいふ、角（カク）の條を見よ、

クタミノカリノミヤ　來田見行宮　豐後國玖珠郡に在る景行天皇の行在所をいふ、天皇土蜘蛛征伐の時、速見邑より軍を進め、此に屯在し給ふ、書紀に、留三于來田見邑一、權興二行宮一居、之、則採二海石榴樹一作二椎爲一兵、其處曰二海石榴市一ことあり、

クダラ　百濟　地名　國名　朝鮮國魏志三韓傳に伯濟とあり、馬韓五十四國の一とす、韓史に皆百濟と書し、好太王の碑文に百殘と記す、殘と濟と通音なり、晉海に、書多羅とし、帝國紀年私案に、百濟又百殘に作る、クサとよむべし、「クサ」「クダ」音通ず、百をクの音に用ひたるは韵を取れるなり、韓にては漢字の音の下を取り、一音に用ふること常に在り、諺文の母字にあてたる漢字にて知るべし、「ク」に役を、「ヌ」に陽を、ツに末を充つる類也、殘の漢音、「ツアン」なれば韓國の「ツアナ」となるべきは猶韓の加那を蹈はし、辰の徐那を蹈すの類也、「ツアナ」は「ツアナ」となり、又轉じて「ダナ」となる、之を我國語に「クダラ」となる、百殘の百は「パク」「ヒアク」と讀くが故に百殘は「パクダナ」又「パクダラ」となる、而して「クダラ」は即ち「パクダラ」の轉化と知るべし云々、と見えたり（記事）百濟王温祚は高麗王高朱蒙の子、初め朱蒙卒本扶餘に至り、其王の女を娶り二子を生む、長を沸流、次を温祚といふ、朱蒙北扶餘に在りし時の子類利を立て、太子と爲す、及びて、二子相容れざるを恐れ、烏子馬黎等十人と南行して、沸流は彌鄒忽（京畿道仁川府）に居り、温祚は河南の慰禮城（忠淸道稷山縣）に居る、馬韓王東北百里の地を與ふ、沸流彌鄒の土地卑濕安居するを得ず、慰禮は都邑既に定り人民安樂せるを見て慙恚して死せり、故に其臣民皆慰禮に歸して益々盛なり依て國を百濟と號し、扶餘を氏とす、其位に即く高句麗に後ること二十年、我紀元六百四十三年也、時に樂浪朱鞠（朱鞠は高句麗の北に在り而して國の間に介在せしものなるべし）屬々境域を侵すを以て、城を築き柵を設けて之を防ぎしかども、侵暴愈已まず、依て地を漢水の南に卜し、慰禮の民戶を移し、城闕を立て、都を漢山（京畿道廣州）に徙し、使を馬韓に遣はして、疆場を定む、北は汎河（黃海道平山府猪灘）南は熊川（忠淸道公州）西は大海を窮め、東は走壤を極む、又部落を建設して農を勸め頗る心を政事に用ふ、二十七年馬韓王を襲擊し之を亡ぼす（記事）其後多婁王已樓王を歷て蓋婁王に至る泛の事蹟詳かならず、肖古王以後、或は新羅を侵し、靺鞨を襲ひて尊号を稱闕に從事し、又官職服色等の制度を定む、貴稽王は馆兵の爲めに害せられ、沙四王は樂浪太守の刺客に殺され、比流王の時飢饉者りに至りて民生を憐むべし、武王に至りて强を恃み、新羅を侵掠すること殆ど盡歲なし、唐使を遣はして之を諭して兵を戢めしむと雖も從はず、餘樂意徵其欲を逞くし、義慈王之に繼ぎて隣寄滅伐國事を恤へず、諫臣を殺し、兵を出して、新羅の邊境を拔すこと連年、又高句麗に結びて新羅唐に朝貢するの路を絕つ、新羅の武烈王金仁問を唐に遣はし、百濟を伐たんことを請ふ、義慈王二十年（唐顯慶五年）唐の高宗蘇定方を行軍大總管とし、水陸の軍を帥ゐて萊州より海を渡りて之を擊たしむ、武烈王又太子法敏大將軍陣伯克たりして死す、唐及び新羅の兵都城を圍む、百濟衆力悉して之を拒げども、唐の兵勢に乘じて益々進む、王遂に定方に詣りて降る、定方王以下八十餘人を執へて京師に送り、其國を平ぐ、凡五部三十七郡二百城七十六萬戶ありと云ふ、唐其地を分ちて五部督府（熊津馬韓東明金漣德安）を置き、各州縣を統べ、渠長を選んで、都督刺史縣令とし、劉仁願をして之を理めしむ、百濟� に於て亡ぶ、始祖溫祚王より茲に至りて凡三十王六百七十八年にして、我紀元一千三百二十年なり、其後宗室福信等浮屠道琛と、周留城（全羅道全州の西に在り）に據りて兵を起す、是時王子扶餘豐は日本に質たり、迎へ立て、王とし、唐將劉仁願を熊津城に圍む、福信機を專にし豐と、疎く相猜ふ、豐之を斬り、使を高句麗及び日本に遣はして師を乞ひ、唐の兵を拒ぐ、然れども新羅と唐と之を攻むること益々急なり、豐遂に遇れて高句麗に奔る、劉仁軌仁願に代りてよく其後を治む、唐又百濟王の子隆をして熊津の都督とし、仁軌及び新羅と同く警備しむ、然れども其他猜々新羅の爲めに併せられて百濟遂に絕つ（記事）近肖古王の時、我神功皇后新羅を征服せしより、始めて日本に服屬し、應神天皇、紀ノ角等を遣はして之を貢ぐ、國人王を賦して、紀ノ角等阿花を立て、王とす、阿花王亦利貢せず、因りて東韓の地を奪ふ、是より王は太子直支を遣はして質と爲し、先王の好を修む、王薨するに及びて直支倭日本に在り、太子の叔昆訓解國政を攝して太子の還るを待つ、季弟餘禮訓解を殺し自立して王となる、直支其計を聞て痛哭して歸んと請ふ、應神天皇兵を以て直支を送る、既に國界に近き報忠迎へて謀て曰く、大王世を棄て薨殺見を殺して自立す、願くは太子早く之が計を爲せと、直支日本の兵

を以て自ら衛り、海島に據りて之に備ふ、國人謀議を殺し廻へ立てゝ王とす、其後蓋鹵王は女を設りて婚を爲し、又其弟昆支君を質とす、而して王は終に高句麗の爲めに殺さるゝも、武寧の亡びざるは實に日本の保護に賴ると云ふ、三斤王薨するに及びて、昆支君の第二子牟大(日本紀末多に作る)日本より還る、雄略天皇兵士を以て衛送せしむ、位に即く是を東城王とす、王暴虐にして弑せらる、初め蓋鹵王の昆支君を質とするや、之に與ふるに其孕婦を以てす、孕婦途にして子を生む、新擇と云ふ、(書紀嶋君に作る)甚に於て斯擇位を繼ぐ、是を武寧王とす、武寧王以來江南々諸博士を遣はして交代せしめ、聖王威德王の時、任那安羅は新羅に侵まるゝを以て、恒に我國の援によりて興復せんと欲し、百方力を盡されたり、又高句麗新羅と戰を交ふるに及びて屢々救を乞ふ、欽明天皇紀男麻呂をして新羅を、大伴狭手彦をして高句麗を伐たしむ、是より使聘往來常に絶えず、武王は又其子豐を遣はして質とす、義慈王唐の時となり、社稷亡ぶるに及びて、福信等豐を日本に迎へて立てゝ王を爲し、且つ救を乞ふ、天智天皇阿曇比羅夫等を遣はして之を救はしめ、唐將劉仁軌と白江口(忠清道錦江なるべし)に戰ひ終に敗績し、豐、高句麗に奔り、將相以下我國に歸化する者頗多し(朝鮮古史考、朝鮮古代諸國名稱考、朝鮮史)○今歷世の系統を左に示す

○溫祚王一代 — 多婁王二代 — 己婁王三代 — 蓋婁王四代 — 肖古王五代 — 仇首王六代 — 古爾王七代 — 貴稽王八代 — 汾四王九代 — 契王十一代 — 肖流王十代 — 近肖古王十一代 — 近仇首王十二代 — 枕流王十三代 — 阿花王十四代 — 直支王十五代 — 久爾辛王十六代 — 毗有王十七代 — 蓋鹵王十八代 — 文周王十九代 — 三斤王二十代 — 東城王牟大二十一代 — 武寧王斯摩二十二代 — 聖王明穆二十三代 — 威德王昌二十四代 — 惠王季明二十五代 — 法王宣二十六代 — 武王璋二十七代 — 義慈王三十代 — 新王十三代

クダラウヂ 百濟氏 蕃別朝臣姓、宿禰姓、遠姓、左京に貫す、都嘉王三十世の孫季明に出づ、季康天皇の御代太宰陰國師余豊人造法華寺判官余東人等百濟朝臣を賜はる、仁明天皇の代傅中介余河成右京大夫百濟朝臣を賜はる、宿禰は、都嘉の後比有王の子混伎に出づ、雄略天皇の御代右京の人飛鳥戸造巻宗同姓河内の人名樹百濟宿禰を賜はる、清和天皇の時河内安宿郡の人皇太后宮少屬百濟宿禰有世右京の人陰陽少屬清定太政官史河主、河内高安郡の人主税大屬有雄等百濟宿禰を賜はる、有雄後改めて右京に譯す、連は所出詳かならず、天武天皇十一年百濟造連を賜はる、王は、右京に貫す、義慈より出づ、義慈薨て子善光を遣り入侍す、天智天皇の御代義慈唐に降り、善光留り我朝に仕ふ、持統天皇の時姓百濟王を賜ふ、其曾孫敬福聖武季躋の朝に仕へ、諸官たり、高倉天皇の時從五位下百濟王時果あり、公は、左右京及び和泉に貫す、都嘉三十世の孫汶淵王より出づ、初め鬼室氏といふ、廢帝の時改めて百濟公を賜ふ、雄略天皇の時阿波の人百濟部廣濱等一百人百濟公を賜はる、仁明天皇の時摂津保羅の人散位百濟公善永、加賀江沼郡の人正六位上百濟公豐貞改めて左京に譯す、豐貞の先庚午の年河内大島郡に貫す、乙巳年加賀に移り、此に玉り京戸に譯す、使は右京に貫す、都嘉の孫德佐王に出づ、安宿公は所系詳かならず、稱德天皇の時外從五位下百濟安宿公奈登麻呂あり(氏族志)

クダラガク 百濟樂 [解義] 雅樂の一、百濟國より傳來の雅樂なるを以て名づく、舞あり[解義] 欽明天皇十五年二月、百濟より下部汗平胥將軍貴、上部奈物部烏等を遣はし援兵を乞ひ、別に樂人德三斤、季德巳麻次、季德遂等を貢ずしは傳來の始めなるべし、文武天皇大寶令制定の時、雅樂寮の中に樂師を置き樂生に教へしむ、詳しくは雅樂(ヨマガク)の條參看すべし(書紀、令集解)

クダラゴト 箜篌(百濟琴) [解義] 樂器の一、絃屬にして支那の樂器なり、百濟より始めて我邦に傳りし故にしか名付しなら ん、又「クゴ」と云ふ、箜篌の音、元來は「クタヨウ」なれど、轉約して「クゴ」と云へるなり、もとは坎侯と云ふ、風俗通に、箜篌一名坎侯、武帝紀に、大山太一后土、今樂人坎侯調瑟、琴作、坎侯、言其坎坎應節也、侯以姓冠、樂也、とあり、蓋し彈琴の坎々より坎とし、作者の姓を取りて侯とし、樂器の名となせしが、後ち訛りて箜篌となりしなり [解説] 正倉院御物に二あり、長さ凡そ五尺、二十三絃にして、一は頭を吊るし、一は柄を地に立てゝ彈すべきものなり、胴には鳥獸草花な

(東京帝室博物館御陳列)

どの彩色精あり、柄の本には獅子首又草花の彫文等あり、左の圖を見て一般を知るべし、然して支那の書によりて見るに、絃の數は二十絃より二十三四絃に至るものあり、是を箜篌後と云ふ、又胡箜篌と云ふ、樂器考には、箜篌後を常行なりと云へり、箜後は、延喜式に長さ六尺四寸五分料紙二兩と見えたり、果して同物なりや詳かならず、別に横箜後あり、横にして彈す、製作詳かならず [解説] 前に引ける風俗通

(過去世界博覽會出品)

によれば、漢の武帝樂人侯暉に命じて、作らしめしを始めとなせど、隋の音樂志に、西域より出で、華夏の舊器にあらずとし、通典、文獻備考共に胡樂としたれば、支那製のものにあらずとして、外國より傳來したるもの明なり、下村三四吉氏は、埃及より傳來せるものならんと云へり、隋唐の時支那に行はれ、尋で朝鮮に渡り、終に百濟より本邦に傳來せしものなり(和名抄、樂器考、下村三四吉氏箜後に就て)

クダラデラ 百濟寺 [所説] 近江國愛智郡角井村○由號釋迦山 [地原説話輯] 聖德太子の創建にて、百濟の僧惠聰、道欣、觀勒等の住持したるより、其號あり、後ち勅願所となり七堂伽藍僧坊佛閣等あり、屢々火災に罹り大に衰頽す、佐和山城主堀秀政の時、本堂を再建し、德川家康寺領百四十石餘を寄附す、寛永十四年五月、明正天皇尋建の綸旨を賜ひ、慶安三年に至り、本堂、書院、經樓、仁王門等の再建成る(近江輿地志略、京都要誌、名勝地誌)

クダラノオホデラ 百濟大寺 大安寺(ダイアンジ)を見よ、

クダラノオホヰノミヤ 百濟大井宮 [所説] 河内國錦部郡大井村 [地原説話輯] 敏達天皇の皇居 [所説] 敏達天皇元年四月、百濟大井に都す、四年、譯語田に遷らるゝまで、即ち四年間の皇居たり(書紀)

クダラノガクシ 百濟樂師 百濟樂を學生に教ふる事を掌る、四人あり、雅樂寮(ガカクレウ)の條を見よ、

クダラノコホリ 百濟郡 [所説] 摂津國百濟郡荒蹉延喜式又百濟に作る和名抄に、東部(ヒガシベ)南部(ミナミベ)四部(ニシベ)の郷あり、淳和天皇天長二年三月江南の東生、西成、住吉、百濟、四郡を和泉國に隸せしが閏七月之を止む、天文古文書、嗣に作り、或は欠郡にも作る、正保圖以後終に之を廢して住吉、東成二郡に併せ、元祿期以後住吉郡と稱せしが今は東成郡に入れり(諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

クダラノミヤ 百濟宮 [考説] 舒明天皇の皇居 [地原説話輯] 大和國高市郡飯高村より廣瀬郡百濟村に至る [地原説話輯] 舒明天皇十二年十月百濟宮に徙り給ふ、同十三年十月崩御に至る迄二年間の皇居たり(書紀)

クチイレ 口入 「クニフ」を見よ、

クチエイ 口永 口米口永(クチマイクチエイ)を見よ、

クチガキ 口書 江戸幕府訴訟上の文書の名、訴訟關係者の法廷に於ける口供の筆記を云ふ、寺社士人には口上書と云ふ(政事集、開發總鑑)○又罪人の白狀書に爪印を押したるものをいふ、宇賀總錄に、爪判之事、町奉行所にて委細白狀に及び、口書差上候時、爪判致候者有之、又强盜にて委細に不申上故、吟味所にて拷問にあふ事也、右拷問にて委細白狀に及び、獨右之口書は相違無之段と吟味役より申候時、科人相違無之と申時は、右口書相認め、其末に只今迄御公儀之御仕置を過れんと存、申陳じ候得ども、此度白狀に及候通少も相違無御座候と書、年月日の下へ名を認め、此下へ爪判(手紋之儀にておやゆびの爪判を押也)押し候事也)とあり、

クチキウヂ 朽木氏(丹波篇智也) 姓は宇多源氏、佐々木近江判官信綱より出づ、信綱朽木庄地頭に補せらる、二男近江二郎左衛門尉高信孫出羽守義綱同國高島郡朽木谷に住す、因て氏となす、十世朽木信濃守元綱、永祿十二年正月三好筑岸等將軍義昭を六條本國寺に圍む、義昭遁れて元綱による、元綱義昭を援けて功あり、その後織田信長上洛し士卒の功を賞し元綱の勇名に感ず、元亀元年信長淺井長政を攻めし時先鋒たり、天正十八年冬從五位下河内守となる、慶長六年秋德川家康の命にて近江勢多橋を架す、翌年春家康上洛の時其功を賞す、此年驛河に下り幕下に侍す、十九年大阪の役、永井右近大夫に屬し、翌年五月再陣の時孔倉衛の坂を守衛す、翌五郎植綱元和四年九月小性に補せられ手石を賜はる、九年八月叙爵民部少輔と稱す、後ち數次加賜せらる、寛永十年正月書院番頭に補し五千石加賜、十二年十一月若年寄に補し、五千石加賜、十三年八月豊後國加賜、下野國に移封して鬼招を治む、十一月小性組番頭を兼ね、正保四年七月五千石を下野國に加賜、慶安二年二月五千石を放封近江國高島郡に加賜せられ、封

を常陸國に移され、土浦城を治む、萬治二年十二月伊豫守植昌三千石を弟和泉守則綱に分封す、寛文九年六月八日五千石加賜、丹波國に移封、福智山城を治む、寶永五年六月民部少輔植元三千石を弟采女植治に分封す、世々子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（家譜、藩輪譜、藩川加除封藩、華族諸家傳、華族誌）

○信綱——高信——頼綱——義綱——義氏——頼氏
　氏時——時綱——高職——植綱（タネ）——元綱——植綱
　植昌（タネ）——植元——植綱——植治——玄綱（トウツナ）——綱貞
　綱（ノ）——昌綱——倉綱——綱方——綱條——綱張

クチキガタ　綱鑑（國綱正）　朽木形　朽ちたる板目形の模様、蒔に几張の帳に此形を用ふ、榮餘抄清涼殿の條に、四面有二几張一帷夏生、以二紗紛畫一花鳥、冬朽木形云々」とあり、朽木形は冬の景にて朽木を畫くなり（安齋隨筆）

クチツキ

クチトリ　口附　職人（口取）　乘馬、飾馬、移馬、神馬等の口を取りて牽く人を云ふ、轡を取るの義、口附ともいふ、和名抄に、唐韵云鐵（虛紅反、橋氏漢語抄云鐵馬人、久知止利）乘馬又牽也云々、倭訓栞に、樂府雜錄に檀ノ馬人と見え、徒然草にくちつきとも見え、外宮神寶逐文に、白馬形一匹云々、口取一人、高一尺九寸、着二冠纐羅布帶紅單衣小綾袴生下袴伊知比麗巾等一と見ゆ」とあり、玉葉文治三年四月十四日の條に、次御二覽引馬一、又餝馬職二人奉ノ之、須引馬雖一人可ノ引也」と見えたり、

クチナシ　梔子　黄の色目の名、やまぶき色に似て、表裏すべて黄色なるものなりとふ（綺花鄙錄）

クチバ　朽葉　黄の色目の名、表は經は紅緯は黄にて高の黄なるものなりとふ、落窪の物語に「朽葉なるべき物なりとて」とあり、朽葉色は黄なるべきなるを云ふ、染めたる糸にて織申候」とあり（雁衣抄、綺夜色黄に染めたるを云ふ、朽葉色とは黄なるべきなるを云ふ、真丈雜記）

クチバ　口米口永　職制論武家時代、地方殺人の給料、及び紙筆墨等の雜用に用ふる爲め、租稅の外に、年貢米の高に應じて取り立てし入用を云ふ、米にて納むるを口米といひ、金にて納むるを口永といふ、上方より中國四國筋迄の口米は、一石に付三升、船百文に付三文、關東船奥州邊は三斗五升納にて、計立三斗七升入一俵に付一兩、永百文にて金一分なり（御勘定所御達書）例時國より始まりて、寛永六年尾張國寺領に、口錢は十文なり、正親町天皇天正十四年正月十九日、關白豐臣秀吉、うち米は一石に二升たるべしと令せり、是に據りて見れば、足利豐臣の時代に於ても微衰せるが如し（うち米は、くち米の略なるべしと大日本租稅志にいへり）後陽成天皇慶長三年七月、豐臣秀吉、越前國に令して口米は米一石に二升たるべしと定め、後水尾天皇元和二年七月、德川秀忠、年貢米一俵に、口米目溢とも一升づゝ納むべし、錢は永樂百文に口錢三文を納めしむ、當後

クチマイクチエイ　口米口永　職制論武家時代、地方殺人の給料、及び紙筆墨等の雜用に用ふる爲め、租稅の外に、年貢米の高に應じて取り立てし入用を云ふ、米にて納むるを口米といひ、金にて納むるを口永といふ、上方より中國四國筋迄の口米は、一石に付三升、船百文に付三文、關東船奥州邊は三斗五升納にて、計立三斗七升入一俵に付一兩、永百文にて金一分なり（御勘定所御達書）例時國より始まりて、寛永六年尾張國寺領に、口錢は十文なり、正親町天皇天正十四年正月十九日、關白豐臣秀吉、うち米は一石に二升たるべしと令せり、是に據りて見れば、足利豐臣の時代に於ても微衰せるが如し（うち米は、くち米の略なるべしと大日本租稅志にいへり）後陽成天皇慶長三年七月、豐臣秀吉、越前國に令して口米は米一石に二升たるべしと定め、後水尾天皇元和二年七月、德川秀忠、年貢米一俵に、口米目溢とも一升づゝ納むべし、錢は永樂百文に口錢三文を納めしむ、當後

嶽れ是法に從はしむると雖も、諸國に後りて到なるあり、嶽れと雖ども敕の旨に、「もの〳〵知し、後光明天皇正保元年正月二十一日、口米關東は三斗七升一俵に一升、口錢永百文に三文、上方は一石に三升なり、定條の外取らしめず、中御門天皇享保五年八月、德川吉宗、伺の口永は永一貫文に三十文餘を取立るものあり、今年より定法の如く永一貫文に三十文を取立つべしと令す、尋で口米永を代官に給與するを止めて、藏納と爲さしめ、支配高に應じ藏入用の米金を給ふこゝなりぬ（地方凡例錄、大日本租稅志）

クチメ　口目　物をはかりていふ目方の名、其量二百匁を一斤とす（地方新書）

クチユウレキ　具注曆　暦（コヨミ）を見よ、

クチヨセ　口寄　都子（イチコ）を見よ、

クチラザシ　鯨尺　物をはかる尺の名、呉服尺の一にて、曲尺の一尺二寸五分に當る、（曲尺の一尺二寸七分）其鯨魚の髭を以て製したるが故に、此名あり、後には、竹木を以てつくるもの多くなりしかど、尚ほ其名を存せり、其始め定かならず、永享の鍛尺などなや、始とすべきか、弘世草紙に、クヂラ尺のこと見えたれど、曲尺の一尺二寸五分の鯨尺にはあらず、呉服尺（ゴフクザシ）、度（モノサシ）參看（律原發揮、本朝度量權衡攷）

クチラフイチキン　鯨分一金　江戸時代、選上の一種、鯨漁獵の時に獲るる鯨、地方藩權集に、鯨分一定法の事、奥鯨二十分一、寄鯨三分一、寄鯨十分一、右書面の鯨、其處にて相拵候藩札金高の內、選上差上候分一定法此くの如し、尤も御料私領の差別なく、御料私領入ノ高なれば右分一割を以て上るなり、寛文九年の定法に、寄鯨御料私領入組の產へ寄り候へば、御料の方（割賦の內にて半分は御料の者

へ下され、御料私領にて立會突せし賦は、御料の方へ割賦の內五分一運上差上候事、但私領入會分郷に流鯨これある節は、御定の通に割付地頭へ之を下さる、是は享保九年十二月代官原新六郎にて其過何の上濟しなりしと見えたり、

クツ　沓（履）　職制論和名抄に、履唐韻云草履（音禮）麻曰履（音李久豆、用二精字一音沓）肥前風土記神代條に用ひし事書紀に見えたり、文武天皇大寶元年制して朝廷公事の時皮履を著せしめ、尋常の時は草鞋を著せ、皇子は烏皮舄、內親王命婦は餝舄等を用ひしも（職制論草鞋、烏皮舄、錄舄、靴、牛靴、淺履、深履、鼻切履、厚底、絲鞋、錦鞋、麻鞋、毛履、馬上沓等あり、各條に述べたれば就て見るべし（令義解、延喜式、餝抄、綺夜抄、名目抄）

クツガタ　鵄尾　宮殿等の大棟の端に取付けたる飾物をいふ、其形狀鞋を立てたるが如きを以て名づく、又「シビ」、「トビノチ」とも云ふ、鴟尾、鴟尾、鴟吻、鴟吻とも書く（和名抄、倭訓栞、眞丈雜記）家屋雜考に、和名抄に、久都賀太、また是れを字のごとく、「トビノチ」とも云ふ、隱の形にも、また鵄の尾にも似たる故の名なるべし、屋棟の兩端、棟鳳の上に在る大瓦なり、義經記に、東のえびの尾はやけざりけりなどあるも、此の大瓦のことなり、しかるに後世さまゝ〳〵のかたちを作りなすことゝなりて、「オニがハラ」、「シヤチホコ」など云ふものも出來しかば、此の鵄の尾の二字を「シヤチホコ」、「オニがハラ」などともよむ事となれり（今は、鴟吻、鴟等の字をもよむことなりゾ）と見えたり、元慶七年八月大極殿の西鵄尾中折して落ちしこと三代實錄に見えたり○鵄尾とは、鵄吻（鴟吻）の尾の事より出づ、潤屋類編飾屋部に、（鵄吻）（虬尾）（鯨客揮尾）（鯨尾）（魚尾）上者ハ不ノ知何時易ノ名爲ノ鵄吻、然狀亦不ノ類ノ魚尾、宮殿會要曰、淺草作二此像一於殿堂上一以厭ノ火（魚形鎮火）（鯨客揮尾）（魚尾）（鯨尾）、雨、當ノ作二此像一於殿堂上一以厭ノ火（魚形鎮火）（鯨客揮尾）（魚尾）（鯨尾）爲ノ二其形一、寇以宮室多ノ災、衛者云、天上有ノ魚

クツカフリ　沓冠　歌の一體、折句の一種にして、十音の詞の假名を、短歌の每句の頭とし終りに、一音づゝおきたるもの、例へば「ゆ、よもかぜ、ぬ、ぬれぬれもとゝ、ら、らもぬ、ぬ、ぬれもほし」といふ無心なれども、「ゆ、よもかぜ、ぬ、ぬれぬれもとゝ、ら、らもぬ、ぬ、ぬれもほし」といふ無心なり、續千載集に、「小倉山、ゆ、よもかぜ、ぬ、ぬれぬれもとゝ、ら、らもぬ、ぬ、ぬれもほし」といふ無心なり、宗祇法師のもとにいひ送りし歌

り、海陸に、或人の説を載せて、内田家の紋は朝鮮陣の時、分捕の品に付てありしを直に家紋と爲したりとあれど、或は附會の説なるべし、十字架に師を加へたるものにして、所謂花十字なるべし○「轡菱」と稱し、菱形の内に十字を畫ざまる紋あり、下総佐倉の堀田氏之を用ふ○また「轡くづし」(或はクルス)と稱し第二圖の如き紋あり、中川氏の家紋と爲す、是亦十字架を變形せしものにて、忌諱を避けんが爲めに稱するものなり、中川氏の祖先淵兵衛の頃、南蛮寺盛に行はれて此宗を奉ぜしより、崇信する所に因て之を作りたるなり(武鑑、甲子夜話、家紋集成、諸家紋鑑)

(圖二第)

クツワラ　履縻　麿の中に敷く麻、香藁の義(倭訓栞)和名抄履機具條に、履縻、野貫、履(思協反、和名久都和良、一云久都乃之岐)履中紀也云々と見えたり、

クデウウヂ　九條氏　姓は藤原、五摂家の一、關白太政大臣忠通の男月輪關白太政大臣兼實より出づ、孫道家の長子教實始めて九條と稱す、兼實以來世々九條に居するを以てなり、子孫相襲ぎて攝政關白となり、世々皇妃を出す、明治に至り、華族に列し、公爵を授く、家を陶化坊と云ふ(尊卑分脈、知信拙記、華族譜)「ゴセツケ」參看、

○兼實—「良通
　　「良經—道家—教實—忠家—忠教
　「師教—房實—道教—經教—忠基—滿家
　「政基—尚經—稙通—兼孝—摂家(元摂家)道房(元摂家)
　「兼晴—輔實—師孝—摂教—稙基—尚實

道前—輔家—輔嗣—尚忠—幸經—道孝

クデウカネザネ　九條兼實　藤原兼實(フヂハラノカネザネ)を見よ、

クデウカネタカ　九條兼孝　名諱後月輪入道と號す、法名圓性、摂關二條晴良の男九條稙通の後を繼ぐ、摂關天正二年二月内大臣に任じ、四年左大臣に累進す、六年十二月關白に補し氏長者と爲り牛車聽身兵仗を聽され、内覧元の如し、九年四月職を辭す、慶長五年十二月再び關白に任じ三宮に濃す、九年十一月辭して出家す、寛永十三年正月十七日(大臣補任十四日に作る)薨す、年八十四(公卿補任)

クデウカネハル　九條兼晴　名諱後法住院と號す、摂關道房の子、摂關寛文四年五月内大臣に累任し、五年三月右大臣に轉じ、十一年五月左大臣正二位となる、延寶五年十一月十二日薨す、年三十七(公卿補任、大臣補任)

クデウクワンバク　九條關白　九條忠家(クデウタダイヘ)を見よ、

クデウシヤウコク　九條相國　藤原伊通(フヂハラノコレミチ)を見よ、

クデウスケザネ　九條輔實　名諱後鳥羽院と號す、摂關元條六年十二月内大臣に累進し、正德二年八月攝政從一位と爲る、六年十二月關白となり、享保七年職を辭す、十四年十二月十二日薨す、年六十一(公卿補任、大臣補任)

クデウダイジヤウダイジン　九條太政大臣　藤原信長(フヂハラノノブナガ)を見よ、

クデウタダヘ　九條忠家　名諱一音院關白、九條關白、田中殿とも稱す、摂關道家の男、母は定子内親王、摂關寛文元年六月内大臣に累進し、正德元年正月右大臣に轉じ、十一年五月左大臣に累任し、五年三月右大臣に轉じ、十一年五月左大臣に累任し、延寶五年十一月十二日薨す、年三十七(公卿補任、大臣補任)

クデウタダノリ　九條忠教　名諱報恩院と號す、法名圓阿、摂關忠家の男、母は公勝の女、摂關延治元年十二月右大臣に累進し、正應元年七月左大臣に轉ず、四年五月關白に補し氏長者となり、從一位に進み、牛車兵仗を聽さる、永仁元年二月職を辭し、延慶二年正月出家、正慶元年十二月六日薨す、年八十四(公卿補任、尊卑分脈)

クデウタダモト　九條忠基　名諱後巳心院と號す、摂關經教の子、摂關歴安三年三月右大臣に累進し、永和元年左大臣に轉ず、同年十二月關白に補し、氏長者と爲り牛車兵仗を聽さる、位從一位に至る、康暦元年八月職を辭し、歴永四年十二月二十日薨す、年五十三(公卿補任)

クデウタネミチ　九條稙通　名諱法名行空、又玖山と號す、謚して東光院といふ、摂關尚經の子、母は四三條實隆の女、摂關大永元年權中納言となり、累進して享祿元年内大臣に昇り、天文二年關白となる、翌年兩職を辭す、弘治元年從一位に叙し、尊で髮を削り、文祿三年正月薨す、年八十八、はじめ稙通年なほ弱なるに際し、兵革騒亂、梁色賦税を供せず、節ち亂を堺浦に避け、或は四海に漂泊する年あり、性武勇を好み、威風に屈する勿野まず、其京に踏るの後會々織田信長入京す、公卿大臣皆其風を仰ぎ、阿諛せざるものなし、獨り稙通信長に見ほ定季の女黒子(實は家綱の女)摂關寛元二年六月自天皇に進み、左大將元の如し、年十六、同四年右大臣と爲り建長四年職を辭す、文永十年五月關白に補し、從一位に進み、氏長者、牛車兵仗を聽さる、十一年正月後宇多天皇受禪の日攝政となる、同年六月職を辭す、建治元年五月九日薨す、年四十七(公卿補任、尊卑分脈)

クデウタダノリ　九條忠教　名諱報恩院と號す、法名圓阿、摂關忠家の男、母は公勝の女、摂關建治元年十二月右大臣に累進し、正應元年七月左大臣に轉ず、四年五月關白に補し氏長者となり、從一位に進み、牛車兵仗を聽さる、永仁元年二月職を辭し、延慶二年正月出家、正慶元年十二月六日薨す、年八十四(公卿補任、尊卑分脈)

クデウタダモト　九條忠基　名諱後巳心院と號す、摂關經教の子、摂關歴安三年三月右大臣に累進し、永和元年左大臣に轉ず、同年十二月關白に補し、氏長者と爲り牛車兵仗を聽さる、位從一位に至る、康暦元年八月職を辭し、歴永四年十二月二十日薨す、年五十三(公卿補任)

クデウタネミチ　九條稙通　名諱法名行空、又玖山と號す、謚して東光院といふ、摂關尚經の子、母は四三條實隆の女、摂關大永元年權中納言となり、累進して享祿元年内大臣に昇り、天文二年關白となる、翌年兩職を辭す、弘治元年從一位に叙し、尊で髮を削り、文祿三年正月薨す、年八十八、はじめ稙通年なほ弱なるに際し、兵革騒亂、梁色賦税を供せず、節ち亂を堺浦に避け、或は四海に漂泊する年あり、性武勇を好み、威風に屈する勿野まず、其京に踏るの後會々織田信長入京す、公卿大臣皆其風を仰ぎ、阿諛せざるものなし、獨り稙通信長に見

え、我して曰く、上總殿の入洛を慶賀すと、信長喜ばず、既にして豊臣秀吉姓を藤原氏に更めんとし、近衛龍山と議す、龍山之を諾す、稙通以て不可となし、大に龍山と爭ふ、註に於て議遂に罷ぼす、秀吉節ち奏請して姓を豊臣に改め關白に拜す、稙通曰く、關白の職たる、いまだ他族にしてこれに任じたるを聞かず、遂ちくは春日明神の冥罰を蒙らんと、稙通源氏物語を外祖父實隆に學びて、深奥を極む、其抄を孟津といふ(公卿補任、野史)

クデウタネモト　九條稙基　名諱後東光院と號す、摂關尚孝教の子、摂關元文四年二月内大臣に累進し正二位に至る、寛保三年二月二十二日薨す、年十九(公卿補任、大臣補任)

クデウツネノリ　九條經教　名諱後報恩院と號し、法名圓阿、摂關道教の男、母は四圓寺季衡の女、摂關建武二年二月元服を加へ從五位下に叙し、禁色昇殿を聽さる、貞和三年九月右大臣に進み尊で左大臣に轉じ、延文三年十二月關白に補し、氏長者、牛車兵仗を聽され從一位に進む、康安元年十一月職を辭し、歴永二年八月出家、七年五月二十一日薨す、年七十(公卿補任)

クデウドノ　九條殿　藤原伊通(フヂハラノコレミチ)を見よ、

クデウドノ　九條殿　右大臣藤原師輔をいふ、その第は山城國京都九條坊門の南、町尻の東に在り、故に名づく、扶桑略記に、天德四年五月四日壬寅、前右大臣藤原朝臣師輔薨、於九條第、年五十三、とある是なり、水朝無題詩に、三宮が秋日陶化坊亭觀事の第三句に云く、相門昔日稱花縣、其註に、故老傳云、九條右相府之居也、其時人稱九條御縣、故有此句、と、扶桑略記に、長元五年十二月八日九條御縣有火、餘焰延及注住寺、爲之灰燼、ことあり、永久三年仲恭天皇、位を捨て、此所に退き給ふ、ことあり(拾芥抄、山城名勝志)

クデウナイダイジン　九條内大臣　藤原冥通(フヂハラノヨシミチ)を見よ、

クデウナホザネ　九條尚實　名諱道照金剛院と號す、摂關輔實の男、母は釜子内親王、摂關初め隨心院の僧なりしが、享保三年五月元服、禁色雑袍昇殿を聽さる、尊で右少將となり、累進して左大將に至る、寛延三年十二月内大臣に任じ、右大臣左大臣を經て、安永七年二月關白と爲る、牛車兵仗内覧を聽さる、天明七年三月關白を辭し、同年十一月攝政と爲る、天明七年三月關白を辭し、同九月准三宮、聽身兵仗を賜ふ、位從一位に至る、同月二十三日薨す、年七十一(公卿補任)

クデウナホザネ　九條尚經　名諱後慈眼院と號す、摂關政基の男、母は四圓寺季衡の女、摂關建武二年二月元服を加へ從五位下に叙し、禁色昇殿を聽さる、貞和三年九月右大臣に進み尊で左大臣に轉じ、延文三年十二月關白に補し、氏長者、牛車兵仗を聽さる、康安元年十一月職を辭し、歴永二年八月出家、七年五月二十一日薨す、年七十(公卿補任)

クデウニフダウウダイジン　九條入道　右大臣藤原師輔(フヂハラノモロスケ)を見よ、

クデウニフダウサダイジン　九條入道　左大臣藤原師輔(フヂハラノモロスケ)を見よ、

クデウノ井ン　九條院　名諱藤原皇子、法住寺關白の子、摂關近衛天皇の皇后、久安六年從三位に叙せられ、女御と爲り、尊で中宮と爲る、久壽二年天皇崩御の後尼と爲る、保元年皇后宮と爲り、三年二月三日皇太后と爲り、仁安三年院號を享く、安元二年七月八日薨す、御年四十二(女院小傳)

クデウノミザザキ　九條淡　仲恭天皇の御陵、山城國紀伊郡深草村大字鳥羽稻に在り○兆域周圍百四十五間餘、四面す(陵墓一覽、平安通志)

クデウノリザネ　九條教實　名諱淵院と號す、摂關道家の長子、母は公經の女倫子、九條氏の祖とす、摂關建保五年四月元服を加へ從五位上に叙し、禁色を聽さる、貞應元年權中納言に任ず、安貞元年右大臣に進み、寛喜二年聽身兵仗を賜ふ、三年四月左大臣に轉じ、七月關白と爲り、左近府生近衛等を給し、牛車を聽さる、貞永元年十月四條天皇受禪の日攝政となり、尊で從一位に進む、文暦二年三月病あり、天下大赦を行はる、同二十八日薨す、年二十六(公卿補任、尊卑分脈)

クデウハイテイ　九條廢帝　仲恭天皇を稱す、「チユウキヨウテンノウ」を見よ、

クデウフサザネ　九條房實　名諱後一音院と號す、摂關師教の弟、その後を繼ぐ、母は大藤大夫有時の女、摂關元歴元年右大臣に轉じ、三年三月關白に補し、氏長者牛車兵仗を聽され從一位に進む、正中元年十二月職を辭し、嘉暦二年三月十三日薨す、年三十七(公卿補任、尊卑分脈)

クデウマサタダ　九條政忠　名諱普門寺院と號す、摂關道家の男、摂關寛正五年七月内大臣に累進し、翌年官を辭して鶴房す、長享元年二月關白に補し、氏長者と爲り正二位に進む、二年八月辭す、同年九月二十三日薨す、年五十(尊卑分脈二十九に作る)(公卿補任、大臣補任)

クデウマサモト 九條政基 [名詞]摂関家[名詞]満教の男[名詞]関白[名詞]歴仁二年正月右大臣に至り、文明七年左大臣に轉じ、八年五月関白に補し氏長者と爲り、牛車兵仗を聽さる、十一年二月職を辭す、同日内覽兵仗元の如く宣下ありて三后に准す、位従一位に進む、永正十三年四月四日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任、尊卑分脈)

クデウミチサキ 九條道前 [名詞]藤光院と號す[名詞]尚實の子[名詞]寛元九年十一月權大納言右大將より内大臣に任じ、正二位たり、明和六年從一位に進み、翌七年閏六月五日薨す、年二十五(公卿補任、大臣補任、尊卑分脈)

クデウミチノリ 九條道教 [名詞]三條院と號す、法名圓[名詞]建武四年七月右大臣に轉じ、康永元年正月關白に補し、二年十二月左大臣に轉じ、康永元年正月關白に補し、兵長者と爲り、牛車兵仗を聽され、正二位に進む、同十二月職を辭す、貞和二年九月出家、五年七月六日薨す、年三十五、(尊卑分脈)貞和四年七月六日薨、年三十二に作る、(公卿補任、尊卑分脈)

クデウミチフサ 九條道房 [名詞]秋浮土寺と號す[名詞]李家の子[名詞]寛永九年十二月内大臣に至り、十四年關白兵仗を賜ふ、同年十二月一ノ上と爲る、正保四年正月攝政となり、兵長者、牛車兵仗内覽を聽され正二位に進む、同年正月十日薨す、年三十九(公卿補任)

クデウミツノリ 九條滿教 [名詞]滿家と號す[名詞]師[名詞]嗣[名詞]経教の二子[名詞]康永二年一月右大臣に任じ、二十五年十二月關白に補し左大臣に轉ず、關白兵仗を賜ふ、三十一年職を辭し、文安五年出家、六年五月三日薨す、年五十六(公卿補任、大臣補任)

クデウモロノリ 九條師教 [名詞][名詞]巳心院と號す、又浮土寺殿ともいふ[名詞]忠教の男、母は西園寺公相の女[名詞]永仁元年正月内大臣に轉じ、四年十二月右大臣に轉じ翌年左大臣に進む、嘉元三年四月關白に補し氏長者と爲り、牛車兵仗を聽まる、延慶元年八月攝政と爲る、同年十一月攝政を止む、元應二年六月七日薨す、年四十四(公卿補任、尊卑分脈)

クデウユキイヘ 九條幸家 [名詞]初名忠榮、惟村院と號す[名詞]家孝の男、母は藤原永親の女[名詞]天正十四年二月十九日生、十八年元服を加へ正五位下に叙せられ左少將となる、慶長四年權中納言に任じ、參進して十三年十二月關白となり、氏長者、牛車兵仗内覽等を聽さる、慶長十七年關白を辭す、元和五年九月再び關白となる、九年八月職を辭す、寛文五年八月二十一日薨す、年八十(公卿補任)

クデウヨシツネ 九條良經 藤原良經(フヂハラノヨシツネ)を見よ、

クデウヨシミツ 九條良通 藤原良通(フヂハラノヨシミツ)を見よ、

クデウヨリツグ 九條頼嗣 藤原頼嗣(フヂハラノヨリツグ)を見よ、

クデウヨリツネ 九條頼經 藤原頼經(フヂハラノヨリツネ)を見よ、

クデフ 公帖 [名詞]禅宗の五山諸、臨濟派の僧徒、官位に昇る時、時の將軍の許狀を云ふ、首座以上に授けらるる、足利將軍の時より始まる(貞丈雜記)

クデン 口傳 [名詞]にていひ傳ふることにて、技藝の奥義を說し、言葉を以て敎ふるにいふ、貞丈雜記に、書面に書きあらはしがたく、口上にていはればかなはぬ事を口傳にするなり、されども書き樣にてかゝれぬといふ事はあるまじきなり、書けるほどは圓分書きて置くべし、其の口傳事の絶えうせざる機にしたき者なり、書面にやすゝゝと書かるゝ事をあむみ、かくして口傳にするはあるまじき事なり、さやうにすれば、口傳を知りたる人死すれば其の事は絶えうせるなり(中略)聽事口傳も、聽書ものぞみもせぬ人に、みだりに傳ふるは惡し、ふかくのぞむ人には、隱にもかれにもなしへ傳へて、その事の千萬年の後迄も絶えず傳はるやうにと心がくべし」と見えたり、

クドウスケツネ 工藤祐經 [名詞]功名金石、一騎と稱す[名詞]伊東祐親の子、伊東祐親の從父兄弟[名詞][名詞]長じて伊豆國伊東庄に住む、後ち入洛して平重盛に謁し左衛門尉となり、京師を宿衛す、時に祐親伊東に在りて悉く祐經の采邑を奪ふ、祐經因りて之を訴ふ、祐親主司に賂せるを以て、裁決下るに及び、嘗に京師を出で、將に祐親を圖らんとす、祐親之を悟りて狀を京師に告げ、遂に祐經の妻を奪ひ、更に土肥遠平に嫁す、祐經妻を慚憤し、同行して伊豆に歸り祐親を殺さんと事を圖る、會々源頼朝富士野に獵し、祐親及び其子祐巻等之に從ふ、祐經以て好機と爲し、衆僅に命じて之を圍らしめ、祐巻を殺し、祐親を傷く、後ち源頼朝に仕へ頗る寵遇を蒙る、然れども常に祐巻の二子曾我祐成時致が讐を報ぜんことを憂れ、輒朝に勸めて之を除かんとして果さず、建久二年祐經頼朝に從うて富士野に獵し、遂に營中に於て祐成兄弟の爲めに殺さる(大日本史)

クドウモチミツ 工藤茂光 [名詞][名詞]待野介と稱す[名詞]國家次の子[名詞][名詞]伊豆介たり、保元中源

爲朝配地大島に在りて島民を征服し、貢賦を掠奪す、拉に於て嘗歷二年京師に訴へて之を訴へ武相の兵を發して敵く聖ちて之を平ぐ、既にして源頼朝の兵を擧やるや、まづ平無隆を襲ふ、茂光等私かに其謀に與かる、石橋の戰源軍敗るゝに及び、頼朝逃れて土肥の杉山に匿る、茂光其經を索めて赴きしが、體幹肥滿にして行歩に便ならず、子親光之を扶掖し、僅に歩むことを得たり、遂親光に謂つて曰く、佐殿(頼朝)は常人にあらず、汝等能く奉仕し、愼みて貳を懷く事勿れ、今や踏險にして嚴迫る事急なり、寧ろ汝の手に死するも敵の獲る所となるを欲せずと、命じて首を刎れしむ、親光刀を下すに忍びず、低回時を移す、茂光即自ら屠腹し、外孫田代信綱之を殺す(大日本史)

クナイシャウ 宮内省 [名詞]ミヤノウチ[名詞]ノツカサ、とよむ、唐名工部又司農と云ふ[名詞]大内裡太政官の東、大炊寮の西[名詞]諸國より調物及び春米を出納し、官田及び御食産を知り、内外の膳食の事をはじめ宮中一切の庶務を掌る、被管には、大膳職、木工寮、大炊寮、典藥寮、主殿寮、正親司、造酒司、土工司、官奴司、主水司、内掃部司、内染司、内膳司、鍛冶司、園池司、采女司、主油司、算陶司の一職四寮十三司あり[名詞]卿一人正四位下、大輔一人正五位下、少輔二人從五位下、大丞一人正六位下、少丞二人從六位上、大録一人正七位上、少録二人正八位上、史生十人、書掌二人、使部六十人、直丁四人[名詞]天武天皇の御代始めて宮内官を置き、卿、大夫等の職あり、文武天皇の朝大寶令を定め、改めて省となし上述の職員を置く、後世大少輔共に權官を置く、明治二年七月官制を改定し、宮内省を置き、職員に卿、大輔、少輔、大丞、權大丞、少丞、權少丞、大録、少録、史生、書掌、使部等あり、十九年官制を定め、尋で二十二年、二十四年の改正を以て六十四條を制定す、而して現今は、省中に大臣官房、内事課、外事課、調査課、侍從職、式部職、皇后宮職、東宮職、内藏寮、御料局、爵位局、大膳職、主殿寮、圖書寮、内匠寮、主馬寮、諸陵寮、侍醫局、主猟局、調度局、帝室會計審査局等の部局を設け事務を分管す(書紀、令義解、延喜式、三代格、官職祕抄、職原抄、職官志、法令全書)

クナドノカミ 岐神 道の分岐を守る神を云ふ、「フナトノカミ」とも云ふ、書紀に、伊弉諾尊(中略)興二伊弉冉尊一相向而立、遙進絶妻之籌(中略)因曰自此莫過、卽投其杖是謂岐神也」とあるを初見とす、又延喜式道饗祭祝詞に、大八衢比古、八衢比賣、久那斗主御名者申止云々」とあり(神道名目類聚抄)

クナニ 國 [名詞]又クムともクモとも、單にクニと云ふ、太古天に對して云ふに、必す地をクニと云ひしを、書紀には州國の字を用ひてクニツチとよめり、故に國とは猶土と云ふ義なるべしと、又分界の事をクマリと云へば(クニ、クム、クモはクマリの轉語にて、分界の義ならん)と云へり、儀制令に、邦國を云へるにや、神代紀に六合をよめり、八島國と云ふも同意なりと見えたり、賀茂眞淵は國は限の意なり、東國にて、垣を久禰と云にて知るべし)と云へり、從ふべきに似たり[名詞][名詞]藤原[名詞]藤原[名詞]藤原

長門

【南海道】紀伊　阿波　讃岐　伊豫　土佐

【西海道】筑前　筑後　豐前　豐後　肥前　肥後

日向　薩摩　壱岐（島）　對馬（島）

多禰（島）

其後の廢置を示せば、和銅五年九月出羽國、六年四月丹後、美作、大隅の三國を置き六十二國となり、靈龜二年四月和泉監、養老二年五月能登、安房、石城、石背の四國、五年六月諏訪國を置き、六十八國三島となる、天平三年三月諏訪國を廢し、十二年八月和泉監を河内に併す、十三年十二月安房・能登二國を廢し、十五年二月佐渡を廢し、等で石城石背を廢し、六十一國三島となる、天平寶字元年五月能登、安房、和泉の三國置によりて分置し、六十五國となる、弘仁十四年二月越前を割き、加賀國を置き、天長元年九月多禰島を廢す、是より六十六國二島と定まり、明治維新の時に至れり、延暦十五年八月紬して諸國地圖を作らしむ、是より先天平十年八月天下諸國に令して國郡圖を作進せしめしが、茲に至り重ねて令せしなり、陽明天皇延喜式を撰するや、國郡名を列記し、其創は大寶の制に依る、亦更に令して二字を用ひ嘉名を取らしむ、是より先國郡郷名は好字を著けしめ風土記を上らしめしが、茲に至り國郡名一定するに至る、今左に四式の載する所の國の大小を示す、

【大　國】大和　河内　伊勢　武蔵　上總　下總　常陸　近江　上野　陸奥　越前　攝津　肥後

【上　國】山城　攝津　尾張　三河　遠江　駿河　甲斐　相模　美濃　信濃　下野　出羽　加賀　越中　越後　丹波　但馬　因幡　伯耆　出雲　美作　備前　備中　備後　安藝　周防　紀伊　阿波　讃岐　伊豫　土佐　筑前　筑後　豐前　豐後　肥前　肥後　日向　薩摩　壱岐　對馬

【中　國】安房　若狭　能登　佐渡　丹後　石見　長門　土佐　日向　大隅　薩摩　和泉　伊賀　志摩　伊豆　飛騨　隆岐　淡路　壱岐　對馬

また此の時制して、都を基點として、遠近に從て、諸國を近中遠の三等に分ち、防備等によりて、逐次を定む、亦中央政府より國府に至る遠近に從ひ、行程日數の規定あり、今延喜式によりて左に近中遠國の日數を示す、

【近國】山城　大和（上一日）　攝津（上一日）　河内（上一日）　和泉（上一日）　伊賀（上一日）　伊勢（上二日）　志摩（上六日）　尾張（上七日）　伊豫（上二日）　美濃（上四日）　近江（上一日）　美濃（上四日）　参河（上一日）　丹波（上一日）　丹後（上四日）　若狭（上三日）　但馬（上五日）　因幡（上六日）　播磨（上五日）　美作（上四日）　備前（上四日）　紀伊（上四日）　淡路（上二日）

【中國】遠江（上五日）　駿河（上八日）　甲斐（上七日）　相模（上五日）　武蔵（上七日）　上野（上三日）　下野（上七日）　常陸（上五日）　安房（上三日）　上總（上三日）　下總（上五日）　陸奥（上十五日）　出羽（上十四日）　越後（上七日）　佐渡（上七日）　丹後（上七日）　越前（上五日）　能登（上九日）　加賀（上六日）　但馬（上七日）　因幡（上六日）　伯耆（上十三日）　出雲（上十八日）　美作（上七日）　備中（上九日）　備後（上十一日）　安藝（上十四日）　周防（上十八日）　長門（上十一日）　伊豆（上十二日）　駿河（上十八日）　信濃（上十一日）　飛騨（上七日）　紀伊（上十二日）　阿波（上五日）　伊豫（上十六日）　土佐（上十五日）　筑前（一日）　筑後（一日）　豐前（上一日）　豐後（上四日）　肥前（上一日）　肥後（上二日）　日向（上十二日）　大隅（上十二日）　薩摩（上十二日）　壱岐（全部三日）　對馬（全部四日）

和名抄は延喜式と大同小異にして、安房は三十四、上野二十九、越後三十四、佐渡三十四となるものあれど、今式に從て示すのみ、

明治元年十二月陸奥を分て、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五國とし、出羽を分て羽前羽後の兩國とす、二年八月蝦夷全島を北海道とし、渡島、後志、膽振、石狩、天鹽、日高、十勝、釧路、根室、北見、千島の十一國を創置し、五年九月琉球を以て藩國とし、西海道に附け、八年五月露西亞と約し、樺太を得換し、之を千島に隸す、茲に於て五畿八道八十五國となる、此の外に二十七八年の戰役により臺灣我有となる、然れども遠國の制を立てず、中古一國の政治の在る所を國府と云ふ、コクフ」の條参看（古事記、書紀、續紀、令義解、延喜式、和名抄、國郡沿革考、法令全書）

クニイへ　國家　栗田口氏（アハダグチウヂ）を見よ、

クニウド　國人　室町時代、在國衆を云ふ、書札條々に、宗判部大輔殿宣岐津島國人也云々と見えたり、

クニカカスノジングウ　國懸神宮　國懸神社紀伊國浜草郡宮村秋月〇古來日前神宮と併稱して、日前宮又は國懸宮といひ、或は日前國懸宮ともいふ、本國の一宮にして、現今官幣大社に列す（國懸神社國懸大神、即ち天照大神の前御霊の鏡を齋き祀る地、紀伊國名草郡宮太古天照大神、天石窟に隱り座し時、思

兼神大神の象を圖造りて招請奉るべしと白して、石凝姥命を招工とし、天香山の金を採て日矛を作らしめ、又眞名鹿の皮を全剝に剝て天羽鞴を造り、日像鏡を鑄し也、初度鑄たる鏡少しく神等の意に合はず、次度に鑄たるもの其狀明麗、故に其鏡を五百箇真坂樹に懸て大神を招出し奉りき、其初度に鑄たる一鏡は、國懸大神に據座し、愛に皇御孫命天降り坐す時に、天璽の鏡と共に副降し賜ふ、蓋し此後世々二神を大殿に齋き奉り、崇仁天皇の御世に及で名草宮に崇奉る、天武天皇朱鳥元年七月、幣を國懸神に奉り、平城天皇大同元年、日前神に神封五十六戸、國懸神に六十戸を寄せ、文德天皇嘉祥三年十月神財を二社大神に奉らしむ、清和天皇貞觀元年神官幣帛を二神に奉り、醍醐天皇延喜の制、日前神國懸神並に名神大社に列り、月次相嘗新嘗の幣に預らしむ、凡名草郡を定めて神郡とすれば、毎日前國懸神並すを以てなり、四條天皇嘉祿元年五月幣を奉て神殿造營の延引を謝し申さしむ、是より先、日前宮奉幣使は、神祇官人を例とす、茲に至て紀氏を用ふ、神殿造營の故なり、此後神祇官の中臣氏紀氏を以て幣使とせらる、凡兩社年中祭事極めて多し、正月御鎮山祭、大忌祭、三月御種下祭、四月御田打祭、五月田植祭、九月御鎮上祭、二十六日流鏑馬祭あり、其相嘗祭日前宮は、十一月十五日、國懸宮は十二月十六日、並に四日の祭を行ふ、凡其國司、白冠、入冠、行事各二人、雜行事、相見、大内人、火燒、稲内人各二人、大案主六人、酒殿守一人、土師、御琴引各二人、案主二十五人、内人六人あり、其長官紀伊國造、世々二柱の大神に仕奉る、實に天孫天鏡尊命の神裔なり（神祇志料、古事類苑神祇部）

クニガへ　國替　武家時代諸侯の領地を轉ずるを稱す、

クニコナイシンワウ　邦子内親王　安嘉門院（アンカモンヰン）を見よ、

クニサダ　國貞　歌川國貞（ウタガハクニサダ）を見よ、

クニセンジ　國宣旨　官宣旨の一なる、諸官より諸國へ下したる公文書の時代語、朝野群載等に見えたり、大抵南北朝の頃までの語なるがごとし、詳しくは「クワンセンジ」の條を見よ、

クニダイフブシ　國太夫節　浄瑠璃節の一種、享保の頃、都一中の門人、國太夫半中が創めしものと云ふ、半中後ち受領して宮古路豐後掾となるに及び、宮古路節、或は豐後節と稱し、國太夫節の稱せられたり（「ブンゴブシ」を看、

クニツカミ　國神　國神に二種あり、（一）は天孫降臨以前既に此國内に土着し、一地方を領ずる酋長なるいふ、また地神地祇とも稱す（一）は天つ神に對しての稱、令義解に、地祇者、大神、大物、蛟、鳥水鴨、典鍛大神任ぜられし人の本望にあらずと稱し、任符を受けざるを以て、件の人を更に他國に申任するを云ふ、名帶と區別せば、名帶は他人を以て同國に任じ、國帶は同人を以て他國に轉ずるなり、其方法は、給主は申文を出し、上申外記を以て下勘せしめ、然る後政官、三國四畿五畿の國帶あり、名帶（ナガヘノオビ）の條を見よ〇又任符を給はりたるもの、、任じたる國本望なりやとて、件の國の任符を返上したるを、給主の請文を書きて、其奥に任符を卷こめ上り、然る後改任するを任符返上の國帶と云ふ（除目抄、同大成抄、年給考）

クニガへ　國替　武家時代諸侯の領地を轉ずるを云ふ、名帶と區別せば、名帶は他人を以て同國に任じ、國帶は同人を以て他國に轉ずるなり、其方法は、給主は申文を出し、上申外記を以て下勘せしめ、然る後政官、三國四畿五畿の國帶あり、名帶（ナガヘノオビ）の條を見よ〇又任符を給はりたるもの、、任じたる國本望なりやとて、件の國の任符を返上したるを、給主の請文を書きて、其奥に任符を卷こめ上り、然る後改任するを任符返上の國帶と云ふ（除目抄、同大成抄、年給考）

クニコナイシンワウ　邦子内親王　安嘉門院（アンカモンヰン）を見よ、

クニサダ　國貞　歌川國貞（ウタガハクニサダ）を見よ、

クニセンジ　國宣旨　官宣旨の一なる、諸官より諸國へ下したる公文書の時代語、朝野群載等に見えたり、大抵南北朝の頃までの語なるがごとし、詳しくは「クワンセンジ」の條を見よ、

クニダイフブシ　國太夫節　浄瑠璃節の一種、享保の頃、都一中の門人、國太夫半中が創めしものと云ふ、半中後ち受領して宮古路豐後掾となるに及び、宮古路節、或は豐後節と稱し、國太夫節の稱せられたり（「ブンゴブシ」を看、

クニツカミ　國神　國神に二種あり、（一）は既に此國内に土着し、一地方を領ずる酋長なるいふ、また地神地祇とも稱す（二）は天つ神に對しての稱、令義解に、地祇者、大神、大物、蛟、鳥水鴨、典鍛大

汝神等組是也と見えたるにて之を知るべし、（二）は書紀に、吾是國神、蓋三腳烏乳と見え、古事記に、僕者、國神、名謂土田毘古神とも、また僕者、國神、名謂三井水鹿とも、僕者、國神、大山津見神之子者とも見えたり、なほ參考の書にも僕者國神とあるにて明かなり、然るを本居宣長は古事記傳に於て、「國ツ神とは、たゞ天ツ神に對ふときのみの稱なり、此も（足名椎手名稚の條を指す）天より降り來ませる神に對ひて申す言なりと說き、なほ令義解の說を註ひたれども、あながち天ツ神に對したる時のみの用語と解したるは、未だ盡さゞる所あるに似たり、記紀を通覽するに、其國ツ神と稱せるものは、皆いづれも、此國土着の神にして、天孫降臨以來前既に早く一部落を爲し、其酋長たりしものなるを以て考ふれば、蓋し一般にこれらの土着なる國神と稱したるものなりと考ふること、決して不當にあらざるみおもふ、また義解の說は、他にこれを度造立つるに足るものなしと雖も、恐らくは當時なほ存したる古傳にして、且宣長の學者間に於て信ぜられしを見れば、明かに非定し得べき數左のなき以上は、これに從ひんこと、また當然なるべし、暫く記して參考に資す、

クニツクリノオホガミ　國造大神　大國主神（オホクニヌシノカミ）を見よ、

クニツツミ　國罪　太古の神者、我國内に於て犯したる罪をいふ、高天原に於て犯したる罪、即ち天ツ罪に對しての稱、大祓の祝詞に、國中罪（クニナカツミ）、生膚斷、死膚斷、白人胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪、昆虫災、高津神、母災、高津鳥災、畜仆し、蟲物、蠱毒、毒虫、毒蛇、畜類、蠱毒、毒虫、毒蛇、畜類、蠱毒、毒虫、毒蛇、畜類

類の爲めに被れる害、高津神の災とは、落雷の爲めに被れる害、高津鳥の災とは、空中飛行の鳥の爲めに被れる害、例令ば蠶を掛けらるゝ類、書紀志とは、他人の家にて養へる獸類を殺せること、蟲物とは禁厭兒物のことなり（其他は說明を要せざるべし）なほ甚に辨ずべきは、太古の罪とは、後世のそれのごとく、單に惡行のみに限らざること、右に述べたる罪名は、國罪の內の一部分にして全體にあらず、即ち國罪の內に於て、祓を爲すべき性質のものゝみを指したること、ゝす、本居宣長の說に「罪といふことは、人の惡行のみに限らず、病、もろ〳〵の禍、穢きこと、又穢きことなど、其外もすべて人のわるしとして、憎みきらうことゞみな罪なり（中略）まづ上代にもろ〳〵の罪を治むるに、刑と祓とありて、刑ふべき罪と、祓を負はすべき罪との異りありけんか、其異りは、或は重きは刑、輕きは祓にやと見ゆることもあり、又其重くて刑ふべきを宥めて、重き祓を負はせられたりと見ゆることもあり、また輕き重きにかゝはらず、罪の色によりて、或は刑ひ、或は祓を負はせたりと見ゆることもあり、又神事にかゝれる罪は祓を負はせ、又神事ならねど神の崇などによりても、其罪をば祓を負はせたりと見ゆ、これらの事、史に見えたる上代の跡どもを考へわたして知るべきなり、然れば此大祓に擧げられたる條目どもゝ諸の罪にて、刑ふべき罪にはあらで、必ず祓ひ清むべき罪のしなゝにぞありけんかし」といへるは、尤よく其大要を盡したりといふべし、而して其史に見えたるは、神武天皇東征の時、天種子命をして、天罪國罪を解除せしめしことあるをはじめとす、下りては、祝詞の上の、一用語たるに傳りて、刑法上に於ける實際の名目たらざるに至れり（書紀、大祓詞後釋）

クニツヤシロ 國社 國神、即ち地祇を祀りし社を云ふ、常陸風土記には鹿嶋とも云へり○神武天皇戊午年九月我軍を進めしは、崇神天皇七年十一月とす、この時神地神戶社國社を祭りし事見えたり、然れども天社國社を定めしは、崇神天皇七年十一月とす、この時神地神戶を寄す、文武天皇十年正月畿內諸國の天社國社の宮殿を修理せられたり（古事記、書紀、古事記傳、國學考）

クニナガシンワウ デフノミヤ（デフノミヤ）を見よ、

クニノカミ 國守 國司（コクシ）を見よ、

クニノタチ 國館 國司の館を云ふ、「コクシ」を見よ、

クニノツカサ 國司 「コクシ」を見よ、

クニノトコタチノカミ 國常立神 神世七代の一神、別天神に次で成り坐せる神なり、地と成るべき物に因て成り坐せる初の神にて、書紀の一書に、又有り物若し浮膏一生ず空中、一神、此化神號國常立尊（書紀）これは本國の人にて、博士となれる義なるべし○又國學の職員中にも博士あり、御方每國に在る學校の教師なり、大寶の制諸國の國學に置きて郡司の子弟に教ふる事を掌らしむ、部內の人、才藝用ふべきを擇び、太政官に申し、式部省にて判補す、諸國各一人なり、若し部內になき時は、他國に求め、他國になき時は、式部省に申し、官選奏して更に處分を乞ふなり、養老七年十月按察使の治する國にのみ博士を置き、自餘皆之を倣む、延喜の制、諸道の學生のうち、才學頗る長ずるものは、其道の博士推擧して諸國博士となす、又明法生の課試六七條に堪するものも國博士となす（令義解、續紀、延喜式）

クニノミコトモチ 國宰（國司） 上代臨時の職官、即ち臨時に朝廷より諸國に發遣せしめ、其國の政を執行するものゝ稱ふ、國之宰、又、國司など古事記書紀に記したれど、共に「クニノミコトモチ」の省字なり、神功皇后の御代、新羅宰、仁德天皇の御代、遠江國司、雄略天皇の御代住吉郡國司、清寧天皇の御代、針間國之宰など見えたり、何頃より始まるか詳かならず、推古天皇の十二年に、厩戶皇子制定の憲法第十二條に、國司國造勿收百姓とあるを見れば、當時既に諸國に國司（クニツカサ）置れたるが、前代より稍〻多かりしにより、國造と並べ舉たる者なるべし、孝德天皇以來の國司は、その文字同じくして、其實異なり、詳しくは「コクシ」を見よ（官制沿革略史）

クニノミヤ 宗仁宮 大姜嬪宗仁宮（ナヤマトクニノミヤ）を見よ、

クニノミヤ 久邇宮 伏見宮貞敬親王の第十一子三品朝彥親王より出づ、初め親王天保七年四月仁孝天皇の御猶子となり給ひ、後ち南都一乘院に入り、尊應法親王と稱し、十四年粟田宮滋院に移り、相尊融と稱し給ふ、安政年間幕府の謀に所となり、相國寺に幽閉せらる、後ち幽閉を釋かる、文久中中川宮また賀陽宮とも稱せり、明治八年四月特別の恩召を以て一代の宮御付られ、同五月仁孝天皇の御猶子に復し、親王宣下ありて久邇宮と稱す（雲上明覽、親王系圖、法令全書）

○朝彥親王 ┬ 邦彥王（賀陽宮）
　　└ 邦彥王（久邇宮）

クニノミヤツコ 國造 （古代官職）（一）上古一國を統治支配する者にいふ、戶にて、やがてまた職名とも見做さるべし、（二）公、國造、縣主、村主、稻置等の總稱、並に國の御臣の義（新古代）まづ第一よりいはゞ、神武天皇即位の二年珍彥を倭國造となし、飯根を葛城國造となしたるを以て初見と爲すべし、なほ國造本紀によれば、此外凡河內、山代、伊勢、紀伊、字佐等の國造を定められたるなり、尋で開化、崇神、景行、成務、仲哀、應神、仁德、反正、允恭、雄略、繼體の諸天皇みな國造を增置せられ、其數殆ど百三十六に達したり、詳しくは次に揭げたる表に就て見るべし、而して國造の職は、一國を總管する地方官たりしと雖も、實際に於ては、其國土人民を領有し、且之を世襲せること、後世の大小名に似たり、而して孝德天皇の時、郡縣の制を布き、國造、縣主以下の諸地方官を廢し、新たに國司、郡司を補するや、其郡司には、從來の國造及び其子孫中、性識清廉にして、時務に堪へたるものを擧げて大領小領に任じたり、茲に於て國造は制度上全く廢絕に歸したれども國造の名はなほ依然として存し、それらはみな其國における神事を掌り、朝廷よりの國造田を給與せられき、國造田の起原詳かならざれども、仁明天皇の承和元年十一月には、兵部省の請によりて、國造田二十町の地稅を、永く親王已下五位已上二十人、內財試習の資に宛てしめしことあり、醍醐天皇の延喜年間には、隱岐國國造田三町の地子を以て、諸國健兒の費に宛てたることあり、また同十四年八月の官符には、諸國の國造田四百十一町五段を國別に記し、凡て三十九國に及びたり、而して其他の沿革に至りては明ならず、かくのごとく國造は只神事にのみ與かりて、政務の衝には、立たざりしと雖も、由來其地に土著せる豪族たるが故に、相當の威望と勢力とを有せり、されば後には神事に托し、動もすれば公務を廢するに、國造の郡任を帶するみ勢ひ、しばしれしこともあり、後世に及びては、出雲國造千家、北島の大第に衰へ、後世に及びては、出雲國造千家、北島の氏にのみ、僅に其面影を存したり、阿蘇國造阿蘇氏、尾張國造千秋氏、紀伊國造紀氏、けるの地方官の汎稱に用ひたるものにして、書紀に「臣連伴造國造」など見えたるは前に述べたる國造のみにあらずして、廣く別、直、縣主、稻置等をも合ぜて、傳が稱したるものとす、なほ貢、造、直、史等の汎稱に伴造といへるがごとし（トモノミヤツコ）參看（古事記、書紀、儀制令、玉篇同、古事記傳、姓序考、田制書）○今大日本史と日本歷史地理要覽とによりて國造を示せば、左の如し、

國造	近世地名	所封時代
大倭	大和城上郡大和（？）	神武
葛城	大和葛上葛下郡	同
凡河內	河內	同
山代	山城	同
伊勢	伊勢	同
紀伊	紀伊	同
宇佐	豐前宇佐郡	同
三野前	美濃本巢郡	同
知々夫科野	武藏秩父郡	崇神
久比岐	信濃	同
高志深江	越後頸城郡	同
出雲	出雲	同
石見	石見	同
吉備中縣	備中後月郡	同
波久岐	備後の北部（？）	同
波多	土佐幡多郡	同
火	肥前	同
阿蘇	肥後阿蘇郡阿蘇郷	同
甲斐	甲斐	景行
上毛野	上野	同
那須	下野那須郡那須郷	同
吉備穴	備後安那郡	同
穴門	長門	同
阿武	長門阿武郡	同
葦分	肥後葦北郡葦北郷	同
伊賀	伊賀	成務
島津	志摩	同
尾張	尾張	同
參河	參河	同
遠淡海	遠江	同
珠流河	駿河駿河郡駿河郷（？）	同
廬原	駿河庵原郡庵原郷（？）	同
相武	相模	同
師長	相模鎌倉郡師長郷	同
无邪志	武藏	同
領巾	上總周淮郡	同
馬來田	上總望陀郡	同
上海上	上總海上郡	同
伊甚	上總夷隅郡	同
武社	上總武射郡	同
菊麻	上總市原郡菊麻郷	同
阿波	安房	同
新治	常陸新治郡新治郷	同
筑波	常陸筑波郡筑波郷	同

伯耆　同　成勝
久自　同　常陸那珂郡那珂郷
高　同　常陸久慈郡
近淡海安　同　常陸多珂郡多珂郷
額田　同　近江野洲郡
三野後　同　美濃池田郡額田郷
豊陀　同　美濃
阿尺　同　飛騨
恩（太良ヵ）　同　岩代安積郡
陸奥志太郡志太郷（？）
伊久　同　陸前伊具郡
染羽　同　磐城標葉郡
浮田　同　磐城宇多郡
信夫　同　岩代信夫郡
白河　同　磐城白河郡白河郷
石背　同　岩代磐瀬郡
石城　同　磐城磐城郡磐城郷
高志（越後ヵ）　同　越後古志郡
三国（越前ヵ）　同　越前坂井郡三国（？）
角鹿　同　越前敦賀郡
能等　同　能登能登郡
伊爾頭　同　越中射水郡
佐渡　同　佐渡
丹波　同　丹波
但馬　同　但馬
二方　同　但馬二方郡二方郷
稲葉　同　因幡
伯耆　同　伯耆
針間　同　播磨
針間鴨　同　播磨賀茂郡
吉備品治　同　備後品治郡品治郷
阿岐　同　安芸安芸郡安芸郷

大島　同　陸奥大島郡
熊野　同　紀伊牟婁郡熊野村
長　同　同郡波郡賀郡
伊豫　同　伊豫
郡佐　同　土佐
筑志　同　筑前
竺志米多　同　肥前三根郡米多郷
豊　同　豊前豊後
国前　同　豊後国東郡国前郷
比多　同　豊後日田郡
末羅　同　肥前松浦郡
天草　同　肥後天草郡天草郷
菟津　同　肥前藤津郡
久努　同　遠江山名郡久努郷
努麻　同　仲哀
伊豆　同　伊豫野間郡
伊豆　同　伊豆
卯波（下海上ヵ）　同　下総海上郡
下総　同　下総茨城郡茨城郷
茨城　同　常陸茨城郡茨城郷
常陸　同　常陸多珂郡道口郷（？）
磐城　同　磐城菊多郡
常陸多珂郡道口郷（？）
道口岐閉　同　常陸多珂郡道口郷（？）
蘆岐　同　蘆岐
播磨明石郡明石郷
明石　同　播磨
大伯（ヵ）　同　備前色久郡色久郷
上道　同　備前上道郡上道郷
三野　同　備前御野郡御野郷
下道　同　備中下道郡
加夜　同　備中賀陽郡
周防　同　周防
粟　同　阿波
讃岐　同　讃岐

久味　同　伊豫久米郡
小市　同　伊豫越智郡
怒麻（？）　同　
風速　同　伊豫風早郡
日向　同　日向
下毛野　同　下野
加宜（？）　同　仁徳
郡怒　同　周防郡濃郡郡濃郷
渕道　同　渕路
肥前（？）　同　
松津　同　
薩摩　同　薩摩
大隅　同　大隅
加賀江沼郡　同　反正
若狭　同　允恭
若狭　同　
参河賀茂郡　同　
雄略　同　
賀我　同　加賀加賀郡
羽咋　同　能登羽咋郡羽咋郷
伊吉島　同　壱岐　継体
岡鶴　同　大和山辺郡介郷
長狭　同　安房長狭郡長狭郷
牟婁郡　同　美濃武儀郡
大分　同　豊後大分郡
多禰　同　大隅多禰
千葉　同　下総千葉郡
近淡海　同　近江
遠江　同　遠江
水巣（？）　同　備中
笠臣　同　

クニフ　口入

用事を彼方へ言ひ入るゝを云ふ、クチイレとも云ふ、皆悉日記に、しりべに此事日入れたる人とのせやりつゝ云々、明月記寛喜二年七月十六日の條に、入ル秘密相乗、明日賀茂中路可ニ初參ニ右大臣殿一、此事引導口入可レ進ニ名簿一、鮫草紙に、豊ヲ有レ億不レ能ニ口入一云々、勘仲記に、弘安六年二月十一日丙申出御事、予（藤原経仲）所ニ口入一也、（中略）此間事予立ニ直會殿邊一、内々所ニ口入一也と見えたるにて之を知るべし、

クニフギヤウ　國奉行

【解説】武家時代の職名、諸國の治否を察し、雜訴犯過を處分することを掌る、又雜人奉行、雜務奉行とも稱す【出典】【解説】元暦元年、安達盛長を上野國奉行とし、元久二年、二階堂行村を上總國奉行とするあるが始めにして、當時は關東にのみ置かれたりけんを、文治以後よりは、諸國にも同じく此奉行を設けたり、諸國には、素より守護人ありて、擅斷を掌ると雖も、專ら軍旅の事を務とするが故に、別に國奉行を置き、其身は鎌倉に在りながら、諸國の治否を察し、雜訴犯過を處分せしめしなり（官制沿革略史）

クニン　公人

室町幕府政所の職員、雜務を掌ると云ふ、卽ち下部なり、「ヤンドコロ」條の職員を見よ、

クニムケノホコ　平國矛

大國主神の所有せし矛の名、古語拾遺に、以ニ平國矛一授ニ二神一、曰、吾以ニ此矛一卒有ニ治功一、天孫若用ニ此矛一治ニ國者一、必當ニ平安一、今我將ニ隱去一矣、辭訖遂隱云々、とあり、

クニンテウジヤクニン　公人朝夕人

【解説】武家の職名、將軍の出行に扈從して、儀仗（儀竹とも云ひ、俗に裝束儀と云ふ）を持す、身は賤しきも公方家人と云ふ義にて、公人と云ひ、朝夕とは朝夕常に祗候するより名づく、單に朝夕とも云ふ【出典】【解説】鎌倉時代常に祗候して、雜役（散狀の使、諸國の使、將軍參内の行列に呼し、松明の役、矢甲の役、單人、私潭の時、雜人を取後ふ等なり）を蒙むる離色を朝夕離色とも賤役離色とも云ひしが、室町時代に至りて、離色の内より、別に公人を置き、離色の勤むべき朝夕の役は、公人方の勤めとなりしより、自然に公人の朝夕など云ひしが、終には職名となり、而して未だ便器の役を勤めしこと書目に見えざれども、年中恒例記によりて考ふれば、此頃より朝夕人が便器を持參したるものゝ如し、應長以後は公人朝夕人は土田氏の世襲にて十人扶持を賜はる、土田氏の由緒書によれば、承久中藤原頼經、京都より關東下向の時從ひ來り、將軍家の役人となり、世々鎌倉に住し、室町幕府を通じて公人朝夕人を勤めしと云へど、確かならず（源田問答、公人朝夕人土田氏由緒書）

クニンブギヤウ　公人奉行

【解説】室町幕府の職名、奉行人の逆上を掌る、評定、又寄合の席に臨む時に、評定奉行と共に事を掌り、厚來評定奉行は、諸奉行の指揮を專とし、公人奉行は、諸奉行の逆退を務とする故に、諸奉行人の上首として、後世に云ふ組頭所頭の類に當れり、然れば政所問注所の寄人はさらなり、凡て在京せる奉公人（奉行人を云ふ、政所の公人とは異なり）の事に關渉するを以て、公人奉行と稱せり【出典】【解説】鎌倉幕府には、別に此職を置かず、問注所執事たる者、其事を行ひしに、室町幕府の時に至り、應安四年、布施昌椿を公人奉行とせし以來、奉行人の中より、時に此職を置く、明應四年、公人奉行、命を段錦奉行に傳へ、石見國の段錦を課し、以て將軍入朝の費に充つ、天文十八年、將軍義晴、叡山の下賀茂寺に居り、沙汰始の儀を行ふ、政を參決す（武家名目抄、官制沿革略史）

クニンブギヤウ　國奉行

【解説】室町幕府の職名、諸國の治否を察し、雜訴犯過を處分することを掌る、雜人奉行、雜務奉行とも稱す【出典】【解説】元暦元年、安達盛長を上野國奉行とし、元久二年、二階堂行村を上總國奉行とするあるが始めにして、當時は關東にのみ置かれたりけんを、文治以後よりは、諸國にも同じく此奉行を設けたり、諸國には、素より守護人ありて、擅斷を掌ると雖も、專ら軍旅の事を務とするが故に、別に國奉行を置き、其身は鎌倉に在りながら、諸國の治否を察し、雜訴犯過を處分せしめしなり（官制沿革略史）

クニン　公人

室町幕府政所の職員、雜務を掌ると云ふ、卽ち下部なり、「ヤンドコロ」條の職員を見よ、

クニムケノホコ　平國矛

大國主神の所有せし矛の名、古語拾遺に、以ニ平國矛一授ニ二神一、曰、吾以ニ此矛一卒有ニ治功一、天孫若用ニ此矛一治ニ國者一、必當ニ平安一、今我將ニ隱去一矣、辭訖遂隱云々、とあり、

クニンテウジヤクニン　公人朝夕人

【解説】武家の職名、將軍の出行に扈從して、儀仗（儀竹とも云ひ、俗に裝束儀と云ふ）を持す、身は賤しきも公方家人と云ふ義にて、公人と云ひ、朝夕とは朝夕常に祗候するより名づく、單に朝夕とも云ふ【出典】【解説】鎌倉時代常に祗候して、雜役（散狀の使、諸國の使、將軍參内の行列に呼し、松明の役、矢甲

クニンブギヤウ　公人奉行

【解説】室町幕府の職名、奉行人の逆上を掌る、評定、又寄合の席に臨む時に、評定奉行と共に事を掌り、厚來評定奉行は、諸奉行の指揮を專とし、公人奉行は、諸奉行の逆退を務とする故に、諸奉行人の上首として、後世に云ふ組頭所頭の類に當れり、然れば政所問注所の寄人はさらなり、凡て在京せる奉公人（奉行人を云ふ、政所の公人とは異なり）の事に關渉するを以て、公人奉行と稱せり【出典】【解説】鎌倉幕府には、別に此職を置かず、問注所執事たる者、其事を行ひしに、室町幕府の時に至り、應安四年、布施昌椿を公人奉行とせし以來、奉行人の中より、時に此職を置く、明應四年、公人奉行、命を段錦奉行に傳へ、石見國の段錦を課し、以て將軍入朝の費に充つ、天文十八年、將軍義晴、叡山の下賀茂寺に居り、沙汰始の儀を行ふ、政を參決す（武家名目抄、官制沿革略史）

クニンテウジヤクニン　公人朝夕人

【解説】武家の職名、將軍の出行に扈從して、儀仗（儀竹とも云ひ、俗に裝束儀と云ふ）を持す、身は賤しきも公方家人と云ふ義にて、公人と云ひ、朝夕とは朝夕常に祗候するより名づく、單に朝夕とも云ふ【出典】【解説】鎌倉時代常に祗候して、雜役（散狀の使、諸國の使、將軍參内の行列に呼し、松明の役、矢甲の役、單人、私潭の時、雜人を取後ふ等なり）を蒙むる離色を朝夕離色とも賤役離色とも云ひしが、室町時代に至りて、離色の内より、別に公人を置き、離色の勤むべき朝夕の役は、公人方の勤めとなりしより、自然に公人の朝夕など云ひしが、終には職名となり、而して未だ便器の役を勤めしこと書目に見えざれども、年中恒例記によりて考ふれば、此頃より朝夕人が便器を持參したるものゝ如し、應長以後は公人朝夕人は土田氏の世襲にて十人扶持を賜はる、土田氏の由緒書によれば、承久中藤原頼經、京都より關東下向の時從ひ來り、將軍家の役人となり、世々鎌倉に住し、室町幕府を通じて公人朝夕人を勤めしと云へど、確かならず（源田問答、公人朝夕人土田氏由緒書）

クニンブギヤウ　公人奉行

【解説】室町幕府の職名、奉行人の逆上を掌る、評定、又寄合の席に臨む時に、評定奉行と共に事を掌り、厚來評定奉行は、諸奉行の指揮を專とし、公人奉行は、諸奉行の逆退を務とする故に、諸奉行人の上首として、後世に云ふ組頭所頭の類に當れり、然れば政所問注所の寄人はさらなり、凡て在京せる奉公人（奉行人を云ふ、政所の公人とは異なり）の事に關渉するを以て、公人奉行と稱せり【出典】【解説】鎌倉幕府には、別に此職を置かず、問注所執事たる者、其事を行ひしに、室町幕府の時に至り、應安四年、布施昌椿を公人奉行とせし以來、奉行人の中より、時に此職を置く、明應四年、公人奉行、命を段錦奉行に傳へ、石見國の段錦を課し、以て將軍入朝の費に充つ、天文十八年、將軍義晴、叡山の下賀茂寺に居り、沙汰始の儀を行ふ、政を參決す（武家名目抄、官制沿革略史）

クニンブギヤウ　國奉行

【解説】室町幕府の職名、諸國の治否を察し、雜訴犯過を處分することを掌る、雜人奉行、雜務奉行とも稱す【出典】【解説】元暦元年、安達盛長を上野國奉行とし、元久二年、二階堂行村を上總國奉行とするあるが始めにして、當時は關東にのみ置かれたりけんを、文治以後よりは、諸國にも同じく此奉行を設けたり、諸國には、素より守護人ありて、擅斷を掌ると雖も、專ら軍旅の事を務とするが故に、別に國奉行を置き、其身は鎌倉に在りながら、諸國の治否を察し、雜訴犯過を處分せしめしなり（官制沿革略史）

クニン　公人

室町幕府政所の職員、雜務を掌ると云ふ、卽ち下部なり、「ヤンドコロ」條の職員を見よ、

クニムケノホコ　平國矛

大國主神の所有せし矛の名、古語拾遺に、以ニ平國矛一授ニ二神一、曰、吾以ニ此矛一卒有ニ治功一、天孫若用ニ此矛一治ニ國者一、必當ニ平安一、今我將ニ隱去一矣、辭訖遂隱云々、とあり、

クニンテウジヤクニン　公人朝夕人

【解説】武家の職名、將軍の出行に扈從して、儀仗（儀竹とも云ひ、俗に裝束儀と云ふ）を持す、身は賤しきも公方家人と云ふ義にて、公人と云ひ、朝夕とは朝夕常に祗候するより名づく、單に朝夕とも云ふ【出典】【解説】鎌倉時代常に祗候して、雜役（散狀の使、諸國の使、將軍參内の行列に呼し、松明の役、矢甲

クニメツケ　國目付

【解説】江戸幕府の職名、監使なり、三年に一度づゝ諸國に遣はし、國々の政治の得失、民間の利害を糺明し、訴狀を持ぐるものあらば之を受けて注進することを掌る【出典】【解説】元和元年十一月始めて之を置き、會津の監使に永田庄左衛門某、豊島主膳信摘に命じ、彼の所在留の間は、其地にて采邑を賜はり、家宅は領主よりいとなましめらる、もと慶長十八年、松平輝政の卒去せし時、安藤重信及び村越直吉を帯劍巡路に遣はして國政を監せしめたることあるに基づく（德川實紀、官制通考）

クニモチ　國持

【解説】室町及び江戸時代、大名の一國以上を領有するものを云ふ、又は國持衆とも云ふ、初めは單に參勤なりしが、後には實格となり、一國を領せざるものも國持と稱し、又一國を領すと雖も、國持ならざるものあるに至れり、一國を領せざるも、其領有大にして國持に次ぎ、權力あるものは室町時代准國持と稱し、江戸時代には國持準と稱せり【出典】【解説】書經雜珍實に、崑崙院殿御代、應安三年九月二十六日御茶之御會在レ之、退出之時國持之面々」と見えたるを初見とす、文安中番帳に、山名勝豊、細川持賢等十九人を外樣大名、或は國持衆と書せり、國持衆は、毎年賀正等に席次を相伴衆の後に列せしめたり、文明中は新波義長、畠山義就等十五人あり、永祿中、河内に畠山、近江に六角、越前に朝倉、伊勢に北畠、長野、尾張に織田、三河に松平、水野、駿河に今川、美濃に斎藤、能登に畠山、越後に上杉、甲斐に武田、薩摩に島津、肥後に三吉、大隅に種子島、對馬に宗等の諸氏、この類あり、其他散じて諸國に

在る者、又若干あり、其關東に在る者を呼びて關東衆とす、古河の足利、安房の里見、下總の千葉、常陸の佐竹、下野の宇都宮、上野の長尾、陸奥の葛西、出羽の最上の類なり、此輩、必ず皆勳舊ありて封を受けたるにあらず、或は特起自立し、或は歷世襲業し、當時に貢獻す、幕府亦此稱を與へて親密するのみ、元亀天正割據の世に至り、足利氏と共に、此稱亦亡ぶ、江戸時代には、また國主ともいひ、一國を領ぜざる者に及び、其封地は小なるも、舊來其格式を同じくする者なり、合せて國持となし、國持十八家と稱す、即ち左の諸家なり、

加州(前田)　越前(松平)　薩州(島津)　長州(毛利)
仙臺(伊達)　肥後(細川)　因州(池田)　佐賀(鍋島)
筑前(黑田)　藝州(淺野)　備前(池田)　秋田(佐竹)
米澤(上杉)　土佐(山内)　雲州(松平)　津　(藤堂)
久留米(有馬)　阿州(蜂須賀)

皆初より四品侍從に任叙す、參議交替すれば、大廣間に祗候す、殘集柳營祗候によれば、前田、島津、毛利、池田(因幡)、蜂須賀、黑田、淺野、池田(備前)、山内、宗を本國持と稱し、伊達、細川、鍋島、藤堂、有馬、佐竹、上杉、柳澤、松平(越前)松平(出雲)を大身國持と稱したり、准國持は室町時代には、長祿二年に細川成經、佐々木加賀守あり、江戸時代には伊達(字和島)、立花、丹羽氏あり、又一國を領するも、國持准國持ならざるものは、豐岐の松浦、若狭の酒井、志摩の稻垣氏等なり(武家名目抄、官制沿革略史、古事類苑官位部)

クニモチジフハツケ　國持十八家

クニヤク　國役　課役の一、宮殿の修造、又は臨時に用途の必要ある時に、其國を定めて賦課するものを云ふ、中古以後庄園增加して、國庫の收納減少せしを以て、國役を課すること多かりき、院政以後勅事院事大小國役等益々多くなりしを以て、諸社諸寺等の諸庄園等上奏して之を免ゝもの多し、左に示したる高野山文書の如きは其一例なり、

醍宣　留守所

可レ早停止高野山大傳法院并密嚴院御庄々國役事

右件兩御願寺、御庄々建立之砦、永停止官物并國役、偏可レ爲寺領之由被レ下二院宣一已�、隨則成二醍醐宣一又畏、而近日於件御庄々、宛催目前國懸造宮役并種々國役之由、自二彼庄家一依二訴申一、於件御庄々者、不レ論二大小巨細一、永可レ停二止一切國役、臨時萬雜事之由、重所レ被二宣下一也者、早任二院宣之旨一、永可レ爲二止一切國役一之狀、所宣如レ件、留守所宜二承知一、依レ宣行レ之以宣、

長承二年九月　日

守藤原朝臣　在判

武家起るに及びて、朝廷に徵ひて國役たりき、吾妻鏡文治二年八月二十日甲午小御所東北租被レ加二修理一、今日有二御移徙之儀一、藤九郎盛長爲二上野國役一、沙汰此事云々、蜷川親俊記に修理營物要脚事、爲二播磨備前美作三國國役一、任二先例一可レ被二進濟一之由、可レ被二仰下一也、仍執達如レ件、天文十一年十一月九日、赤松左京大夫殿一治部河内貞泰給物十貫文赤松殿、一政所方彌四郎給物四貫文備前國蓮野保役赤松殿云々とあるにて鎌倉室町幕府の一般を知るべし、江戸幕府にては、國を定め、石高によりて賦課したりき、

クニヤクカタ　國役方　江戸幕府の職名、下關定所の掛りの一、九土木、其外國役を賦課すべき地村の高、并に取立方を取扱ふ、國役金割賦、分賦帳、國役金納屆、并に御勘定仕上等の事を掌るなり(蜷川官制)

クニヨシ　國芳　歌川豐芳(ウタガハタヨシヨシ)を見よ、

クニヨシジヤウ　國吉城　若狭國三方郡耳村大字佐柿村武田義統の老臣粟屋勝久、此に居城す、永祿六年八月、朝倉義景來り攻む、爾後屢々攻むれども陷いるゝこと能はず、勝久意を織田信長に通ず、信長、丹羽長秀を若狭に守らしむ、元亀元年四月、信長朝倉を攻めんと當地を過ぐ、勝久之を迎ふ、天正十六年以後木村某人正之を守る、慶長五年京梅高次當國に封ぜらるゝや、細賀藤中一萬三千石を領して之に居る、寛永の年、酒井氏の入封以後城を廢して闕を置く(若狭郡誌)

クニヨシ——クノウ

クノウザンリウモンバン　久能山總門番　江戸幕府の職名、駿河久能山東照宮の神廟を守衛す、總門番一人、又御宮番とも稱す、東照公の寵臣榊原照久以來、子孫世襲す、老中の所管にして、世祿の外、役料二百人扶持を給す、與力八騎、同心三十人を隸す、同所目代一人、手代五人を附す(官制沿革略史)

クノウジヤウ　久能城　遠江國周智郡久努西村大字久能に築城、天正十八年に至り下總佐倉に移り、松下重綱之に代り、一萬二千石を領す、元和二年北條氏此に居住す、五年久野氏復居城せしが、後ち伊勢田丸に移され當城廢す(遠江國風土記傳)

クノウジヤウ　久能城　駿河國駿河國安倍郡久能村に築城、永祿十二年武田信玄創めて之を築き、今編淨開父子をして守らしむ、天正十年德川家

族の手に歸せしが、十七年豊臣秀吉其臣松下吉綱を一萬六千石に封じ此に治せしむ、慶長七年重綱の時移封、十二年家康駿府に居城後、其侍臣柳原清政(旅政の兄)に此城を守らしむ、元和二年四月、家康を城頭に勞り、廟社を起し、僧院を置きてより城郭に廢す、清政の子照久山下に邸宅を營みて廟舍を擁ろ、子孫代々其職を繼ぎ、近時に至る(駿河國志)

クノウノカネ　久能金　德川家康薨去の時是張、紀伊、水戸の諸家へ各金數を分配し、殘餘の分尚ほ三十萬兩ありしかば、之を駿府城の庫に納む、後ち池長駿府に封ぜらるゝや、更に久能山に納む、是を世に稱して久能の御金といふ(寛元聞書、德川實紀)

クノジゼニ　久宇錢　江戸時代錢貨の一種、明和六年より同八年に至る間、常陸國久慈郡木崎村にて鑄造す、徑八分、背文久の字穿上に在り、又久二の錢あり、久二の二字穿の上下に在り、二種とす、明和九年以後の鑄造とす(新寛永錢譜)

クノジノモン　九宇紋　紋所の名、白く九の字を記したるもの、丹波の九鬼氏之を家紋と爲す、その紋によりてつけたるものなり○丸に九字とは、加茂宮家の家紋、又寛永系圖によれば加藤氏も之を用ひたるが如し(武鑑)

クノヘノコホリ　九戸郡　陸奥國陸中國陸奥國戰國の時、糠郡を割て之を建つ、南部家譜云、文治五年光行陸奥國糠部五郡を賜ふと、按に糠郡は後の海上郡にて、其名又二戸、三戸、九戸の三郡に分ちて、共に四郡なり、五郡と云ふ者は、鹿角を加へて通稱せし者なるべし、明治十三年五月郡區編制の際之を南北に分ち、南九戸、北九戸の兩郡とせり、二十九年また合併して九戸郡と爲す(郡名錄同一覽、國郡沿革考、法令全書)

クバウ　公方　陸奥國古くは朝廷のことなひ、轉じて將軍家の別稱となる、公家の方の略、下より上を敬ひ尊び云ふ例、五車韻瑞に公方社狹傳近臣公能に公方勅文と見えたるにて之を知るべし、後世上の亂しづまり靜になりける時、天子より尊氏卿へ公方の號御免ありしに、當時いまだ世上一統に治らず候、公方の號を聚り候へば甲肯を帶する事ならず候、世上强く平になり候迄は公方の號を止められ、將軍號ばかりにてさしあるべき旨奏聞ありければ、勅諚出でゝ二たびかへらざる事なれば、公方號は尊氏へあづけ置き給ふよし仰せられにより、尊氏卿は公方號は稱せずして將軍號ばかりを始めて公方號を受けて辭せられ也云々、又或說に、義滿公十歲の時御父義詮公に如何紹川武蔵守駿之、眞忠を盡して後見し來りて、尊氏卿よりこのかた一統せざりし天下を泰平に治め靜敵に給ふは、公家には猪家と云ふ機能あり、沙門には門跡と云ふ機能あり、武家ばかりには機能なし、萬事を治むる法、將軍に一等下して、攝家に準じて大納言までなめしつかひ、官位は太政大臣從一位に至りて、武家の權能にたるべき家を給はり候へと奏聞し給ひければ、公方と云ふ號を下され、爲の知く無許ありて、此の時よりして公方の號は始まりけるとぞ申し傳ふる」といへるは共に誤なり、また公方代の稱あり、同じく將軍家ないふ、富貴客觀琴に、公方とは城中のことなり、故に古き記錄に公方樣と有、將軍家のことなり、それを彼には公方代とも云へり、鹿苑院を太上天皇と申しとより、もはや猪高岡卿とて、それより公方家と云ふ、萬事者の例を用て將軍家樂基同前のこと多し」と見えたり、

クバウニン　公方人　室町時代恪勤を云ふ「カタビ」を參照(貞丈雜記)

クバウモノ　公方者　室町幕府にて力者雜色を云ふ(餘倉年中行事)

クハオロシ糸ンキ　鍬下年期　江戸時代人民が地を開墾する時、官より其成効の間易を考慮量し、年を期して納租の高を減減するをいふ(地方凡例錄、大日本租稅志)

クハガタ　鍬形　青の兜頭に左右に高く逆したる立物を云ふ、カブトの名所を見よ、

クハダカ　桑高　江戸時代、桑を植ふたる田畑に對して納むべき稅をいふ、地方凡例錄に、絞地の節、桑畑を高に要るには、桑三尺綱ゲにして一束な、高三升に當り、若ほき畑き時は、二升にも當る、

桑の大木は、葉なこきとる事故、右の東廂に植し見積る事也、桑園、桑の間に麥作など仕付るもあり、其付と外畑地位付あり、畑へ植付ある桑に、桑高別に結入ては、二割高になるに付、桑高付ざるは勿論、桑の間々の作物は、永除になり出来形宜しからざる故、益地の節、上畑にても、下畑とも、位付をなす事也、後年桑高なくなりて、土地の位により石盛をなすに至れり」とあり、

クハダノコホリ　桑田郡　郡名出丹波國

記載　書紀垂仁天皇八十七年の條に、昔桑田村の人甕槌八尺瓊勾玉を得とあるは、史に見たし始めなり

記載　延喜式以來桑田に作り、桑田（クハダ）、桑田（ソハタ）、川人（カハムト）荒部（アラベ）、池逢（イケノベ）弓削（ユゲ）、山國（ヤマクニ）、樋作（ヨコツクリ）、佐伯（サヘキ）有頼等の郷あり、郡名考、クハダと稱し、郡銘錄、明治沿革纂要、クハダと訓みたるな、地誌提要、クハダと讀み今之に從ふ、明治十三年五月分て南桑田、北桑田の兩郡とせり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クハナジヤウ　桑名城　郡名出伊勢國桑名郡桑名町の東北部

記載　源平盛衰記、起原詳かならず、古へ桑名郷に桑名首房住し、後ち郡家を設けて郡司此に住す、文治中桑名行政此地を管す、永祿中伊勢氏直之を領し、天正二年織田信長、北島氏征伐の時、瀧川一益に長島城を守らしめて本城を攻めしむ、四年城郭を修築す、十一年羽柴秀吉天野景俊に守らしめ、十二年小牧の役、潤井忠次及び石川數正之を守る、十五年丹羽氏在城す、文祿四年七月氏家行廣封ぜられ、慶長五年、行廣石田三成に爲せし故を以て除封、本多忠勝來り治す、元和三年忠政の時播州に移り久松定勝十四萬石を領し在城す、寛永十一年定行の時、伊予松山に移り、弟定綱十一萬石にて代りて治す、寛永七年定重越後高田に移封、（後ち白川に轉ず）松平忠雄福山より入部す、文治六年定永封を白川より桑名に移されて治す、子孫相繼ぎて明治維新に至る、（伊勢名勝志、主國合紀記、武鑑、德川加除封錄）

クハナノコホリ　桑名郡　郡名出伊勢國

記載　書紀天武天皇元年六月の條に、高市皇子遣二使於桑名郡家、九月天皇宿二于桑名郡家一とあるは史に見えたる始めとす、郡名考、和名抄に、桑名（クハナ）、田（ヌカガベ）、尾張（ヲワリ）、熊口（クマヲ）等の郷あり、以後變更なし、明治二十九年に郡制施行に際し、周桑郡を置く（郡制郡解考、郡名異同一覽、國郡沿革考、社會全書）

クハバラウヂ　桑原氏　藤原、源氏、平氏、橘氏、菅原氏、物部氏、高麗使主より出づ、宿禰姓、連姓、公姓、直姓、村主姓、史姓等あり、宿禰姓、左京に貫し、直は大和に貫し、史は山城、攝津に貫す、天武天皇の時侍醫直廣敦桑原村主調郡に連を賜はる、孝德天皇の時、大和宮上郡の人桑村直年足等男女九十餘人、同姓近江神崎郡の人人時等男女一千餘人奏す、臣等の免調言與等七種天皇の時高麗より歸化の子孫分れて數姓となる、請ふ史姓を改めて同じく一姓を賜らんことなを、乃ち姓桑原直を賜はる、其後左京の人桑原連宮島、右京の人桑原村主足鉢、同姓大和の人桑原連呂調志、參議等四十餘人、近江淺井郡の人桑原直薬麻呂調志、參議等四十餘人、史戸攝津に貫す、國城の人錦氏調連の後に出づ、聖武天皇の朝備中郡字郡の人史戸設島等あり、醍醐天皇の御代兵部少輔史戸忠則あり（氏族志）

クハバラウヂ　桑原氏　姓は菅原、五條相大納言爲房の四男橘中納言長義より出づ、長義正二位權中納言となり、元文二年十二月薨す、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（系圖）

○長義——通長——長綱——爲彬——忠長——爲綱（アツナ）

「順長——爲政——輔長——孝長」

しからずして之を置きしものなるべし（記載　延喜式桑原に作る、和名抄に、大原（オホハラ）大分（オホイタ）豐國（トロクニ）答四、稻積（イナヅミ）廣田（ヒロタ）桑巻（オホカタ）仲川（ナカガハ）等の郷あり、建久圖田帳に、桑東郷、桑西郷、及び帖佐郡を載せて桑原郡の名を失ふ、天正文祿の際、檢地の時、帖佐郡及び蒲生院加治木郷を以て始羅郡と稱す、吉田院は薩兒島郡に入る、古圖、寛知集、元祿帖、以下之に從ふ、明治の初、始羅を始羅と改稱し、クハハラを、タハバラと稱す、明治二十九年始、其訂に入り郡名を失す（郡名異同一覽、國郡沿革考、社會全書）

クハムラノコホリ　桑村郡　郡名出伊豫國

記載　延喜式に郡名始めて見えたり　沿革　和名抄に、櫛田（カコガ）御井（ミキ）津宮（ツミヤ）等の郷あり、爾來桑村と書すること今にかはりなし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クハヤマウヂ　桑山氏　姓は藤原、結城朝光より出づ、朝光十二代の後胤、美濃國土岐郡の住人修理大夫貞久、足利尊氏に與みし、本領桑山の庄を安堵す、（一說に桑山もと鐵山に作るといへり）貞久七世の孫以則に至り、尾張國神守の城に居す、千蔓時、入道の後宗榮と號し、早くより豐臣秀吉に仕へ、但馬國竹田城二萬石を賜ふ、後ち秀吉の弟なる秀長に仕へ、功によりて紀伊國和歌山城を領し、三萬石を食む、城は宗榮のはじめて築く所なり、文祿四年更に一萬石を加ふ、續千一萬早世せしを以て、封を折半し、一を孫一晴に附して家を讓り、一を次男直晴に分つ、一晴征韓の軍に從ひて功あり、後ち關ヶ原の役起るに及び、德川家康に與みし、和歌山城を守り、同年封を大和國葛下郡布施城に轉じ、一萬六千石を領す、子なし、第一直嗣ぐ、大坂冬夏の陣に從ひて功あり、子一玄（初め一直）の時、一萬千石を其子一尹に譲り、他を諸子に分つ、天和二年勅使東下の時、一尹館伴の任に當りしが、勅使東叡山に參詣の時、不敬の行爲ありしを以て封を除かる、直晴は宗榮の二男なり、宗榮致仕の時封を分ちて一萬六千石を領せしが、慶長五年德川家康に與したる功により、大和國御所城の地二萬六千石を賜ひ、大坂冬夏の陣また功あり、二男貞明家を嗣ぎしも、子なくして封を除かれたり（藩翰譜、續藩翰譜）

○以則—宗榮—一重—一晴—一直—一玄—一尹
　　直晴—貞明

クバリヘイ　賦幣　諸神に奉つる幣帛を一に賦り供へ奉るといふ、

クビイタ　首板　首級を載する板をいふ、軍用記に、首板の事首一つの時は、板の竪横一尺六寸なり、竪尺三本付くる、高さ四尺（四々十六の數なり、四々を死々の儀にとる歟）、足二本は前、一本は後（常に三足の書墨、其の外三足の物を二足を人の方へ向くるを忌む、此の故なり）なり、板のうらより おもての方へ長き釘を打ち出して、首の切り口をさすべし、首數おほき時は板の長さは、くび數相應にすべし、島の時は足は四本四角に打つべし、足は釘にて打つなり」と見えたり。

クビラケ　首桶　首級を入る、桶をいふ、軍用記に、桶の作り樣及び入れ樣を記して、首なけのこしらへやう、高さ一尺三寸、日のひろさ八寸、わげ物にしてかぶせたなり、蓋の上へ書く文字は卍、これなり、緒の付けやうは本にても、又おびの頭を以て十文字にからやることもあり、兩樣いづれにても用ふべし、首をけにくび入れ樣の事、貴人の首なら ばすゝしにつゝみ、桶のゝじめの方に首のおもてなむくべし、保呂にてつゝむ時は、ほろのこしもを切りて、兩端を疊みて右の方を上になしてつゝむなり」、と見えたり、

クビキノコホリ　頸城郡　郡名出越後國

記載　大寶二年三月、越中の西郡を割て、越後國に併せしより起る　記載　書紀に久比岐に作り、延喜式以下頸城に作る、和名抄に、沼川（ヌノカハ）郡字（ツ）栗原（クリハラ）板倉（イタクラ）原木（アラキ）高津（タカツ）物部（モノノベ）五公（ハイキミ）寒守（ヒナモリ）左味（サミ）等の郷あり、明治十三年五月分て東頸城、中頸城、西頸城の三郡となす（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クビキリ　首切　短少なる刀を云ふ、腰にさす古の腰刀の類、首を切る爲めに用ふる故に名づく、又首取とも首搦刀とも云ふ（武家名目抄）

クビリメノイハヒ　食初祝　小兒誕生後、はじめて食物を含ましむる儀式をいふ、舊くは魚味祝といひしが、室町時代以後此稱を用ひたり、また箸立、箸そろへ、箸ぞめともいふ、詳しくは、マナノイハヒ」の條を見よ、

クビダイ　首代　江戸時代、人の身代になるものをいふ、日本橋魚市場又は芝居町などにて、常に要ひ置き、その町に疎略ありて、死傷あるときは、多勢に代りて、出で盡刑を受け、下手人ともなるものをいふ、右町々の外にも、私娼のありし處、又は博徒、男伊達など、仲間なるものには、往々ありしといふ、又吉原町芝居町には數十年前まで傾城にこれなを要ひ置しともいへり（書畫府法令名目）

クビチガヒモン　喰違門　江戸城門の一、或は喰違土橋とも稱す、清水坂より紀州中屋敷（今の

赤縣離宮）（ゆく喰違土手の前に在るを以て名付しならん、事跡合考に、四ッ谷門の線き木戸喰違門は、小島勘兵衛昌盛の縄なり、先年より井伊掃部頭下館の後、彼木戸門際の槻の大木共に、勘兵衛述茂木として植たるもの、今に至り敬祭茂りあるなりと、是古雑院殿（秀忠將軍）御代始の事といへり、今は假めの冠木門となれり」と見えたり、

クビヅカ　首塚　首を獅りたる地の上に築きたる塚、墓標を建て、又堂を建立したるなれば首堂とも、カウベ堂とも稱す、一人の爲めに造るものと、數人の爲めに造るものとあり、敵人を獅りたるなれば俗に千人塚とも云ふ、戮れも戰死若刑死若等を埋めたる處とす、千人塚のことは伊豫國風土記に、（上略）備後守（金子氏）の塚より十四間東に、石積上げ、槻木生ひ、首塚とも千人塚とも呼稱はし、一坪方二十尺計りに築きあげ、石佛を安置したる處あり、是は天正の戦に、小早川隆景愛にて首を實驗し、夫を埋めたる塚なりと云ふ」と見え、又首堂のことは、松尾寺記に、元暦初年氏（中略）死者知=觀廉=乃載=首級三大櫃=送葬宇=其上=俗曰=首堂=など見えたり、

クビフダ　首札　軍陣の時、獲たる首級に付くるしろしの札をいふ、軍用記に、首に付くる札の事（木札本なり、長さ一寸八分、横は一寸なり、上二分置きて切目付結縄にてむすぶなり）木札にても紙札にても何がしこれを打ち取るとかくべし、首見知りたらば何某（或は打ち取る人の名不ノ書と云ふ、書きたるかたよろしかるべし）討=取之=なに某の首と二行にかくべし、札付所は大將分の首はひだりの鬢の髮に結を結び付くべし、若黨のくびは右の鬢に付くべし、大道ならば耳に穴をあけて緒を通し付くべし、左右は人品によるべし、と見えたり、

グア

グフクジ　供奉　内供奉の略稱、ナイブとも見よ、

クブツツイ　久夫都々伊　紅笛の鶴のごとくなりしものをいふ、又頭槌とも書す、グアは又カブアとも云ふ、頭なり、ツ、イは槌なり、神武天皇の長髓彦を討ち給ふ御時の歌に見ゆ、古事記天降の段に、頭槌之太刀を佩きし事見えたり（釋日本紀、日本紀纂疏、古事記傳）

グフニンソウ宰　供奉人總記　鎌倉幕府にて、供奉すべき人々を一人も漏さず書連ねたるを云ふ、此記にて、其時に供奉に列すべき人を撰びて御點を懸ちるゝと云ふ、吾妻鏡文應元年六月の條に見えたり（武家名目抄）

クブンデン　口分田　王朝時代に、國民一般に、各個人に就きて等分に給與したる田地をいふ、人生れて六歳に至れば、男女の等差に隨ひて田地を給與し、力作して租を公上に輸し、その餘を以て己が食料とせしめ、身死すれば公に還收す、男一人に二段を給し、女には其三分二を給す、五歳以下は給せず、六歳に至りて始めて之を給す、故に六年毎に死生を考覈して收授を爲す、之を班田收授法（ハンデン、塗雲）と云ふ、身死すとも延年に至るまでは收公せずしてその戸内の人に飼食するを得しむ、墾田（エキデン、塗雲）なれば倍給す、口分を給授し記れば、その町段の數と四至とを錄せしむ、官戸奴婢の口分田は、其數良人に同じ、不稅田とす、家人奴婢の口分田は、良人の三分一を給す、即ち男は二百四十歩、女は百六十歩なり、寺奴婢には給せず（神祇令）口分田は、家居の傍近に於て給授することを要して隔絶することを得ず、若國郡の收法に因りて、其地轉じて他境に入り、或は犬牙の如く相接せる地は、皆郡に依りて受け、若本郡に受くべき田なきときは、隣郡に受くることを得、田地の崩壊侵食せるあれば、毎年に改め給し、或は旱年を待たずして墾田を以て給ふ、豆等以上の親同居せるあれば、十年の後を待ちて、始めて之を追收す、若身王事に死すれば、子に傳へしむ、戸主逃走して三箇年に至るまで還されば、その田を還へす、また日内の者の逃走したるは、六年を待ちて後に公に還へす（令集解、令義解）大寶令の時、始めてその制定を見る、元正天皇養老七年、天下諸國奴婢口分田は、十二年以上の者に授けしむ、神龜天皇神護景雲元年阿波國に在る王臣の功田位田を收めて百姓の口分田に班給す、桓武天皇延暦十一年十月京畿の百姓に班田す、平城淳和嵯峨天皇の御字其停歸化人に口分田を給す、清和天皇貞觀十五年十二月諸不の勞逸を酌量し、庶制差降の法に倣ひ、課丁に三段三百二十九歩を給し、不課男に二段、女に一段を給することゝす、陽成天皇元慶三年五月、京戸の女の口分田を收めて畿内の男に加給す、光孝天皇仁和元年十二月土佐國の班田正丁は四段、次丁并に中男は二段、不課男は五十歩と定め、一班の間この法に依りて行はしむ、この頃に至りては墾田の方法密ならず、百姓奸詐多端、或は絶戸田を隱匿し、或は男を以て女を詐冒し、以て課役を免逃する類もありしより、かく橋制にも設け行はれしなるべし、醍醐天皇延喜十四年三善清行意見封上りて國風見口の敝に鑑ひて口分田を授けんことを請へり、尋で承平天慶の頃より廢絶す（田制篇、大日本租稅志）

クボタジヤウ　久保田城　秋田城（アキタジヤウ）を見よ、

クボテ　窪手（教手）　紵に、物を織りて供ふる器物の名、大嘗會新嘗會等に用ひ、又朝廷公卿の日五位以上には蔓帔を用ひたり、窪手の義、蓋は始の繁を竹の針して破斧の如く作りしが、後には陶器にて柏の葉にて作りしものゝ如くせしものゝ云ふ（紵道名目類聚抄、神學篇）

クボフジ　弘法寺　[illegible]下總國東葛飾郡市川町大字真間村○山號真間山[illegible]日蓮宗、池上本門寺に屬し六門家の一[illegible]此地もと弘法大師の遺蹟にして眞言宗を奉ず、日蓮大士此地に遊化の既、寺僧大に宗意を論じ遂に化導に歸依し宗風を改轉すといふ、日項上人を開祖とす、寺内に、本堂、方丈、座禪、寶庫、常唱堂、祖師堂、釋迦堂等あり、江戸幕府の時、寺領三十石を有す（江戸名所圖會、名勝地誌）

クボン并ンサキノナイダイジン　九品院前内大臣　松木宗顯（マツキムネアキ）を見よ、

クホンジ　九品寺　[illegible]山城國紀伊郡東九條○成菩提院とも稱す[illegible]浄土宗、五流の一にして九品寺流の本山[illegible]初め竹田に在り、鳥羽上皇之を建立し、安養九品佛を安置せられし遺跡なりといふ、法然上人の弟子覺明此に住し、一流を立つ、文明三年今の地に移る（山城名勝志、名所圖會拾遺）

クホンジリウ　九品寺流　浄土宗の一派、覺明長西を流祖とす、長西は讃岐の人、世に九品寺の上人と呼ぶ、其教を讃岐に布く、弟子覺西之を繼ぎ、上洛、證忍等相次で九品寺に住し、空寂又之を東國に傳ふ（ジヤウドシユウ、塗雲、日本佛教史綱）

クホヤノコホリ　窪屋郡　[illegible]備中國[illegible]書紀雄略天皇元年三月吉備上道臣女稚媛とある條に、一本云、吉備窪屋女とあれば、既に此只前に於て其名ありしこと明なれど、吉備國の分れて備前備中備後の三國となりしは、天武天皇の御代なりといふ[illegible]延喜式、又籍屋に作ること和名抄に同じ、此地、吉備武彦の後裔窪部姓あり、蓋し此郡眞壁郷に因りしなり、和名抄に、大市（オフチ）阿賀（アガ）三須（ミス）、美賀、眞壁（マカベ）、輕部（カルベ）等の郷あり、郡の西南阿智郷の地、後ち後口郡に入る、郡名考、クボヤと訓じ以後之に仍る（諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡治革考）

クマイ　供米　神佛に供ふる米をいふ、單に「クマ」ともいふ、書紀に筵の字をよめり、大殿に、供米三千石、ちやうさ毎におかれたゆることなし、御湯殿記に、今朝内侍所のとじを召て御千度させられて御くまをゆりて御いたゝきありし」と見えたり、

クマイキ　愚味記　[illegible]無巻敬、勘講本は、[illegible]三條實房の日記、原名愚昧記と稱す、今讃る所の本は松山藩本、九條二條兩家本にして、松山藩本は十五巻、乃ち仁安二、三年、嘉應二年、承安三、四年、安元三年、壽永元年、文治五年の八ヶ年間、兩家本は別記にして八巻、乃ち節會部類、嘉應三年、文治六年正月の御元服記、仁安元年十月立太子の記、治承元年八月伊勢勅使の記、久安二年春非違使問注調記、保延元年法進狀及び綸旨院令旨番狀等の雜抄とす、實房與故に纏達し、儀節に慣る、故に朝儀に亘るもの多し（群書一覽、歷世記錄考）

クマイザサノモン　九牧笹紋　故所の名、三枚つらねたる笹の葉三つにて圓くなしたるものなり、山城淀の稻葉氏、安房館山の稻葉氏、下野佐野の堀田氏等之を用ふ（武鑑、諸家紋鑑）

クマガエガサ　熊谷笠　編笠の一種、留を以て造る、天和年間より江戸に流行し、武士など尋ら之を冠り、又役者なども、此頃より之を用ひ、大に流行す、享保中より丸き饅にて冠り、醫師武士のみ之を用ふ（我衣、嬉遊笑覽）

クマガエナホザキ　熊谷直實　[illegible]通稱二郎、法名を蓮生といふ[illegible]直真の子[illegible]幼にして父を失ひ、兄直正と共に、族の夫久下直光の家に養はる、資性慷慨剛直、曾て直光に代りて京師に參直せる時、等閑代人の故を以てこれを毀辱す、直實憤り、直光に請はずして平知盛に仕ふ、直光怒りて其所領を奪ふ、既にして直實郷に歸る、會々源頼朝兵を起す、直實、大藤景親等と共に之を攻めしが、後ち頼朝に降る、頼朝の佐竹秀義を攻むるや、直實、平山季重等と共に之に赴き、先登して殊功あり、頼朝深く賞賞し、敎書を下して、直光奪ふ所の地を復し、地頭職を世々にせしむ、壽永三年源義經に從ひて源義仲を攻め、一ノ谷の役亦從うて決戰頗る勉め、遂に平敦盛を斬る、後ち頼朝鳴岡に於て流鏑馬を觀るの事あり、直實に命じて的を樹てしむ、直實憤慨して曰く、射る者は騎馬し、樹つる者は步す、僕劣あるに似たり、臣敢て命を奉ぜずと、頼朝驚して曰く、器を惜みて事に從はしむるのみにしてゝもよしり僕劣を別つの意にあらず、且つ的を樹つるは賤役にあらず、新日吉祭禮參の日此役を勤めしものは、瀧口本所の業なり、今其故實を存し、汝担ぐ事勿れと、直實固く從はず、頼朝怒りて其邑を削る、建久三年久下直光と地界を爭ふ、頼朝親しく之を裁決し、諸雖敬同に及ぶ、直實曰く、自から辯明する事能はず、大に怒りて曰く、梶原景時、直光に黨援して巧言先

きに入る、臣な以て曲と爲すまた宜なり、謹とする所の文書川ふるに虚なしと、卽ち之を紐上に投じ、刀を拔いて斐を斷ち、目を瞋らして大呼して曰く、吾また此處に詣らずと、遂に家に歸らずして、馬を馳せて四し、遂に京師に走り、新黑谷なる僧源空の門に入りて弟子となり、名を蓮生と改む、居る事數年、再び鎌倉に來りて頼朝に謁し、鎌兵法武藝の事に及ぶや、聞くもの皆感歎す、頼朝强ひてこれを留めんとするの意ありしも、聞かずして去り、承元二年九月十四日を以て死す（大日本史）

クマゲノコホリ　熊毛郡

【史料】續日本紀元正天皇養老五年四月の條に始めて見ゆ【註釋】聖武天皇の天平二年三月此郡牛島の綱を採て長門の國に充つ、和名抄に、周防國（スハウ）熊毛（クマゲ）多仁（タニ）美和（ミワ）全戸、郡家、波遲等の郷あり、郡名考「クマゲ」と稱し、良後之に從ふ、明治二十九年訂誤郡を合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

クマゲノコホリ　熊毛郡

【史料】多禰島【註釋】始めて天武天皇六年二月の條に見ゆ【註釋】和名抄に、熊毛（クマゲ）幸毛、阿枚等の郷あり、文武天皇大寶二年多禰島人叛す、因て之を征服し、始めて多禰島を置き、熊毛、熊埴二郡及び夜久島の全域取誤二郡共に四郡を管す、天長元年九月多禰島を廢し、能埴郡を省き熊毛一郡となす、地誌提要「クマゲ」と讀み、今は取誤郡を併す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クマコリデラ　熊凝寺　大安寺（ダイアンジ）を見よ、

クマザハバンザン　熊澤蕃山

【史料】【註釋】名は伯綱、字は了介、蕃山又自遊軒と號す、通稱次郎八、後ち勘右衛門と改む【註釋】國本姓野尻氏、藤兵衛一利の子、外祖父熊澤守久に後はれて其姓を冒す【註釋】元和五年生る、寛永十七年、板倉重昌の聘を以て、備前國山田藩主池田光政に仕へ祿七百石を受く、光政頻りに獎勵を加へ、時に大に用ふる所あらんとす、蕃山固辭するに赤學を以てし、遂に仕を致して去り、近江國桐原に潛居し、專ら書典を攻め、二十二歲始めて四書集註を讀み、粗々文義に通じ、孝經大歲更に中江藤樹に就きて道を問ひ疑を質し、孝經大學中庸に通ず、業を受くること、いまだ一年ならずして桐原に歸る、この時に當り、池田光政藩國治を圖るの時なりしが、深く蕃山の用ふるべきを知り、復たこれを聘致せんと欲し、屢々京梅高通に因りて旨を諷す、註に於て蕃山再び出でゝ仕ふ、光政與に語りて大に喜び、旬月の間委ねるに國政を以てし、祿三千石を賜ふ、時に年二十七、巨室令家相率ゐて其令を聞き國中能く治まる、而して蕃山屢々光政に從ひて江戸に往來す、諸貴人其名を聞くもの、爭うて見えんことを求め、關老或は請うて上客と爲し、與に抗禮するに至り、名聲頓に蓋甚たり、將軍德川家光亦これを召見せんとするの意あり、いまだ果さずして歿す、蕃山既に、備藩政を以て、藩士經營の事を論べて、筑紫島を生み給ひし、この島も身一ツにして面四ツあり、面ごとに名ありて、筑紫國を向日別といひ、豐國を豐日別といひ、肥國を建日向日豐久志比泥別といひ、熊曾國を熊日別といふとあり、而して筑紫國は後世の筑前筑後、豐國は豐前豐後、肥國は肥前肥後に當るが故に、熊曾國は卽ち自餘の國なる日向、大隅、薩摩に當るや勿論なり、而してなほ吾人は、前に述べたる肯柳高麗氏に就きてもまた數說あり、（二）阿部弘藏氏は高麗人の渡來せるものなりとなす、（三）宅米吉氏は南方渡來の人種となし、其論據とする所は、大隅薩摩の地方に多く、既にペルツ博士の說によるも、此地方の人の形態骨格は、頗る南方人種に類似すといへりといひ、（四）沼田頼輔氏は第三說を祖述して、其本國を馬來群馬中なるボルネヲ族なるべしといへり、然れども是等は、なほ深く研究を要すべきものなれば、敢說た記して參考に供するに留む、但し我大和民族とは別種なりとするは、或は當を得たるものなるべし【註釋】無籍なる文字は始めて古事記國生みの章に見えたり（割に拳げたり）これは地名としてのそれにして、人種を指していへるにあらず、而して熊襲國の名を建日別といへるより考ふれば、建日別なる人を立て此地方を支配せしめしことは、いまだ俄に是非を斷じがたしと雖も、（二）の二說の二尊が國土經營の事を述べて、筑紫島を生み給ひしに、この島も身一ツにして面四ツあり、面ごとに名ありて、筑紫國を向日別といひ、肥國を建日向日豐久志比泥別といひ、熊曾國を熊日別といふとあり、而して筑紫國は後世の筑前筑後、豐國は豐前豐後、肥國は肥前肥後に當るが故に、熊曾國は卽ち自餘の國なる日向、大隅、薩摩に當るや勿論なり、而してなほ吾人は、前に述べたる肯柳高麗氏に就きてもまた數說あり、（二）阿部弘藏氏は高麗人の渡來せるものなりとなす、（三）宅米吉氏は南方渡來の人種となし、其論據とする所は、大隅薩摩の地方に多く、既にペルツ博士の說によるも、此地方の人の形態骨格は、頗る南方人種に類似すといへりといひ、（四）沼田頼輔氏は第三說を祖述して、其本國を馬來群馬中なるボルネヲ族なるべしといへり、然れども是等は、なほ深く研究を要すべきものなれば、敢說た記して參考に供するに留む、但し我大和民族とは別種なりとするは、或は當を得たるものなるべし【註釋】無籍なる文字は始めて古事記國生みの章に見えたり（割に拳げたり）これは地名としてのそれにして、人種を指していへるにあらず、而して熊襲國の名を建日別といへるより考ふれば、建日別なる人を立て此地方を支配せしめしことは、いまだ俄に是非を斷じがたしと雖も、（二）の二說

（子爵池田氏蹟政田池藩）

して痛す、蕃山既に、備藩に在りて重用せられ、藩政多る所頗る多く、特讀亦見るべきあり、然れども事を國ること漸く久しく、同列の士或は之を疾むものあり、殊に治水、新田に關し、藩老津田と隙合はす互に疏執を生じ數々其短を暴揚し、讒言亦從うて起る、會々明層二年光政に供して和氣郡木谷に狩し、過ちて崖より墜ち四肢を傷く（或はいふ落馬と）註に至り稍々遲世の志あり、幾干もなくして職を辭し、萬治元年去りて京師に寓す、公卿大夫其學行を慕ひ、師事して道を問ふ者甚た多く、聲價一世を壓ふ、時に牧野親成幾を信じて猜忌し、尋で山城鬼背山に移る、九年の春芳野山に隱居し、尋で山城鬼背山に移る、九年酒井忠清、板倉重矩命を傳へ、蕃山を明石に移し、松平信之をして監ぜしむ、延寶七年信之封を大和郡山に轉ずるに及び、蕃山亦從うて郡山に赴き矢田山に居る、貞享四年八月幕命ありて赤之を下總古河に徙す、同年十月將軍德川綱吉の旨に忤ひ、同所城政廢に處せらる、元祿四年八月卒す、年七十三（野史、近世大儒列傳）今按ずるに、蕃山が幽居せらるゝに至れる原因に就きては、諸書傳ふる所又同じからず、之を總も、其遠因は（一）宋學に反對して陽明學を主張したる事、（二）在京中公卿に親昵せし事、（三）才學の爲めに人に妬まれたる事にして、近因は時事を論じたるに在り、而して其近因に關しては、蕃山實錄、熊澤了介傳、熊澤伯綱列傳等、封事を上りたるが爲めなりとなせども信ずるに足らず、近世補儒名蹟行狀及び墓賢錄によるに、蕃山が曾て草しおきていまだ上木せざる政論（大學或問なりといふ）のありしを、門人中の識士これを幕府に呈したるに、處士橫議の罪輕からずとて、遂に禁錮に遇ひたりと見ゆ、此說甚し信ずべきに似たり、前說に封事を上りたりと爲

すものは、恐らくはこの說縁なちんのみ、要するに、先に述べたる遠因ありて、既に幕府の忌憚に觸れたるが上に、更に右の近因ありしを以て、遂に禍を蒙りしものなるべし、

クマリ　熊襲

【史料】【註釋】（一）日向、肥後、大隅、薩摩地方一帶を稱したる古名、（二）同上の地方に住したる人種の名、其名義に就きては諸說あり、（イ）木居宣長は、熊は其國人の勇猛なるを意味し、襲は勇男の約言なりといひ、（ロ）八田知紀は、熊とは、其國人の勇猛なるをいひ、曾とは於曾の約りにて、この地方の山岳重疊せる形ちより起りしものなるべしといひ、（ハ）青柳高鞆は、熊襲とは、肥後國球磨郡と、大隅國囎唹郡とを併稱せしものにして、書紀に景行天皇の大隅國夷守より超え給ひし肥後國の球磨郡を熊襲と書き、肥前肥後豐後等の風土記に、球磨囎唹と書するを見れば、熊襲なる語は、民族の勇偉なりしよりいふにあらずして、二國の地名より起りしなるべしといひ、（ニ）重野博士また此說によりて、熊襲は熊と襲との二地なるべし、熊は隈の借字にて山ノ隈をいふ、今肥後の南隅なる大隅と日向とに接せる處に球磨郡あり、卽ち山ノ隈に當れり、是れ熊の故地なるべし、熊本などいふも、緣ありて聞ゆ、襲は曾の借字にて山背をいふ、今の日向大隅の北隅、肥後球磨郡と相接せる處は、一帶の山背にて、皆古の襲の地なるべし、後世には、襲の國は日向大隅の二國となり、每國また數郡に分れて、襲の名は、たゞ大隅國囎唹郡にのみ留るといひ（ホ）沼田頼輔氏は、東印度ボルネヲに住せるソヲ族の渡來せるものにして、其勇猛なるより熊の字を冠したるものなるべしといへり、いまだ俄に是非を斷じがたしと雖も、（ハ）（ニ）の二說蓋し穩當なるに近し【註釋】古事記を按ずるに、諸册の二尊が國土經營の事を述べて、筑紫島を生み給ひしに、この島も身一ツにして面四ツあり、面ごとに名ありて、筑紫國を向日別といひ、肥國を建日向日豐久志比泥別といひ、熊曾國を熊日別といふとあり、而して筑紫國は後世の筑前筑後、豐國は豐前豐後、肥國は肥前肥後に當るが故に、熊曾國は卽ち自餘の國なる日向、大隅、薩摩に當るや勿論なり、而してなほ吾人は、前に述べたる肯柳高麗氏に就きてもまた數說あり、（二）阿部弘藏氏は高麗人の渡來せるものなりとなす、（三）宅米吉氏は南方渡來の人種となし、其論據とする所は、大隅薩摩の地方に多く、既にペルツ博士の說によるも、此地方の人の形態骨格は、頗る南方人種に類似すといへりといひ、（四）沼田頼輔氏は第三說を祖述して、其本國を馬來群馬中なるボルネヲ族なるべしといへり、然れども是等は、なほ深く研究を要すべきものなれば、敢說た記して參考に供するに留む、但し我大和民族とは別種なりとするは、或は當を得たるものなるべし【註釋】無籍なる文字は始めて古事記國生みの章に見えたり（割に拳げたり）これは地名としてのそれにして、人種を指していへるにあらず、而して熊襲國の名を建日別といへるより考ふれば、建日別なる人を立て此地方を支配せしめしことは、いまだ俄に是非を斷じがたしと雖も、（二）の二說明なり、而して其地の住民たるや隼人武鳥にして、早くより王化に供ぜざりしが如し、然れども、西國の古史其消息を傳ふる事多からざるを以て、詳かならず難も、發溪書籍志等により考ふるに、當時九州地方の豪族等韓土又は蠻國と交通し、自ら王と稱するものさへありし事見えたれば、其豪族中には、熊襲をも含みしなるべく、從ひて熊襲が王化に服せず、半獨立國の姿なりし事なも想像するに足るべし、下りて景行天皇の時、遂に親征の擧あるに至れり、卽ち天皇の十二年熊襲叛せしかば八月親征ありて豐筑に於ける不逞の賊を平げ、十一月日向國に入り高屋行宮（兒島郡）を營みて之に居り、翌月群臣を召して軍議あり、時に天皇の宣はく、朕聞く、襲の賊に厚恩火、定恵火といふものあり、共に熊襲の賊帥なり、來頻甚た多し、これを熊襲梟帥といふ、其錄當べからず、師を興す事少なくば、賊を滅すに堪へず、多く兵を動かさば、これ百姓の害なり、如何にしてか鋒刃の威を借りずして、全ながらにして、其國を平げんと、一臣あり進んで曰く、熊襲梟帥に女あり、姉を市乾鬼文、妹を市鬼文といふ、共に美にして勇なり、これを納れて梟帥を誅るべしと、天皇可とし、卽ち市乾鬼文を召して陽に特寵すしめ、其酔ひて伏したるに乘じ、從兵をして之を殺さしむ、天皇其不孝を惡み、市乾鬼文を誅し、妹市鬼文を夫國造に賜へり、註に於て更にまた餘賊を討滅し、十三年五月熊襲悉く平ぐ、然れども生ほ餘を高屋宮に駐め給ふこと六年、十七年に至り子湯縣に幸し、十八年には筑紫より轉じて肥後筑後を巡幸し、十九年都に還り給へり、幾干もなくして又を征ぜしむ、翌十二月を以て熊襲國に到り、其消息及び形勢の詳為を何ぞ、時に熊襲梟帥、

取石鹿文、別名を川上梟帥といふ、曾々親族を集めて賓を開く、尊以て奸機となし、私かに女裝して賓に臨み、梟帥の醉へるを見て起て其胸を刺し遂にこれを殺す、梟帥また尊で平々、かくのごとく、二回の征討により、熊襲の勢一時挫折したりしが、仲哀天皇の時に至りてまた叛せり、天皇因りて七年親征の途に就き、八年筑紫雄鹿(筑前國那珂郡)に着して行宮を營み、進んで熊襲を討ち給ひしも、皇軍利あらず、九年二月陣中に崩ず、是より先、皇后氣長足姫尊(神功皇后)は、熊襲の屢々叛する所以のものは、新羅の後援あるを疑ひ、まづ新羅を征して、然る後熊襲に及ばんことを謀議し給ひしも、天皇用ひ給はざりしが、崩御の事あるに際し、皇后は喪を秘して親征の衝を決し、嚮別を留めて熊襲に當らしめ、直に新羅に向ひ、蘇伐の勢を以て、これを征服せり、かく新羅殺に降りしを以て、熊襲もまた自ら平ぎし事、皇后の臨戦し給へるがごとくなりき、是より以後熊襲の事は國史に散見せず、蓋し全然大和民族に同化したるものか、近時猪田順輔氏は隼人と同人種にして尊に名称を異にせるに過ぎずと爲し、(一)隼人の割據せる地方と熊襲の割據せる地方と、殆ど同一なること、(二)熊襲の名は景行に始まりて仲哀に終りしも、此間に隼人の名稱の同時に史上に見はれしを見ず、其後熊襲の名やみて隼人の名見はれしも亦此間に熊襲の名の用ひられしを聞かず、即ち熊襲に代りて隼人の名の用ひられしを知るべきことの二理由を以て其既を立て、景行以後は隼人の名によりて呼ばれしなるべしといへり、蓋く記して疑を存す、「ハヤト」參看(書紀、古事記傳、日本人種新論、國史綜覽篇)

クマノコホリ　球麻郡

[illegible]肥後國

[illegible]古の熊襲なり景行天皇之を征服す[illegible]書紀

熊、延喜式球磨に作る、和名抄に、球吹、久米、人吉、東村(ヒガシムラ)四村(ニシムラ)平、稅(中島廣足云今センダイ)等の郷あり、拾芥抄、又球磨に作り、古圖球摩、寛知集元祿帖球磨に作りて、和名抄に復せしなり、明治革帖に至りて求麻に作り、地誌提要又球摩に作る、今之に從ふ、明治五年九月二十三日、球磨郡米良山十四村を日向國児湯郡に屬せしむ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

クマノゴワウ　熊野牛王

熊野社にて發する牛王宸印をいふ、ゴアウ及び起請文(キシヤウモン)參看、

クマノサンザン　熊野三山

神社、熊野早玉神社、那智神社をいふ、

クマノサンシヨゴンゲン　熊野三所權現

紀伊國に在る熊野座神社、熊野早玉神社、那智神社をいふ、各條參看、

クマノニマス・ジンジヤ　熊野座神社

[illegible]紀伊國牟婁郡(今東牟婁郡)本宮村○世に熊野本宮と稱す、熊野早玉神社、那智神社と併せて熊野三所權現と云ふ、又熊野三山とも云ふ○現今國幣中社[illegible]祭神に就きては、早く長寛年中より議論ありて、或は伊弉冉尊とし、或は速玉男尊とし、或は速玉男尊とし、或は速玉男尊と[illegible]の長寛勘文に從て、出雲國の熊野座神社の速玉男尊を遷祭り、之を家都御子大神と云ふと云へり、中古以來僧徒等當宮を寄るに至り、本地垂跡の說を唱へ十二所權現と稱せり、即ち第一殿を證誠殿とし、家都御子神(伊弉諾尊、伊弉冉尊)を祭り、第二殿は二御前と稱し、熊野夫須美大神、御子速玉大神を祭り、兩社會殿なり、第三殿を若宮と稱し、熊野夫須美大神、伊弉諾尊を祭る、第四殿を若宮と稱し、天照大神を祭る、第五殿は四社合殿にて禊地宮に、天忍穂耳尊、聖宮に飛行尊を祭る、第六殿は同じく四社合殿にて、[illegible]草薙不合尊を祭る、第七殿は同じく四社合殿にて、一萬宮に國狭槌尊、十萬宮に豐斟渟尊、勸請宮に泥土煮尊、飛行宮に大戸之道尊、米持宮に面足尊を祭る、是を十二所權現と稱し、第一殿を四御前、第二殿を中御前、第三殿を證誠殿とし、三所權現と云ふ、第四第五殿を中四社、第六殿を下四社と稱す、奥御前を三神殿と稱し、伊勢、住吉、出雲三大神を祭る、之を併せて新宮十五所權現と云ふ[illegible]景行天皇の御世、始めて此地に社殿を造る、稱德天皇天平神護二年九月神封四戸を充て、清和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、同月從二位を加へ、五年に正二位を賜ふ、醍醐天皇延喜の制、名神大社となす、七年十月字多法皇熊野山に幸し、從一位を加ふ、熊野行幸始まる、朱雀天皇天慶三年正一位を授け奉る、白河天皇應德二年三月遷宮に依て勅使權中納言平清盛を遣して宮殿宣命及び神寶を奉り、又大神宮に准じて拜せさせ給ふ、此後朝廷此神を崇敬し奉りしより、鳥羽、後鳥羽上皇相繼ぎて熊野詣と云ふ、中古以來天皇上皇諸臣の參詣するものも多し、世に之を熊野詣と云ふ、中古以來天皇上皇諸臣の參

詣天皇の御宇、神官等奏して云ふ、本社神殿凡三十三年毎に遷宮を行ふ者、往昔以來の例なり、而るに進治中本殿修作の時、適々火災に罹り給ふを以て、假殿に座し奉れり、是故に建治以後五十餘年の間遷宮の事なし、嘗先規に違ふのみにあらず、實に神慮測り難し、願くは早く造營を賜へと奏しき、其後遂に成らず、元年に及びて神官京に至り之を訴へしかば、技に至て始めて神殿を造り、神寶を奉り、其若殿以下十社の神寶は相繼で獻らしむべく制す、文明年中同詣して、神庫焼亡して古文書神寶悉く灰燼となり、古傳古物一も傳ふるものなし、是より社僧神官各自意見を別にして、神事社法統一なく、僧により佛を守るもの、神を信じ妻帶肉食僧衣を裂き、袍衣を着けて佛を退くものあるに至れり、明和中また火災に遭ひて、社殿雜舍悉く烏有に歸す、是に於て神佛混同を歎きし神官等此災を機として、新宮那智と獨立して、唯一の神道風に歸せしめたり、然れども聖護院三寶院門跡、三山檢校職たりしを以て、益く佛の範圍を脱する能はざりき、明治維新の時に至り、始めて佛法の範圍を免れ、官幣中社に列せられたり、明治二十二年洪水により、神殿破壞し、石寶殿二所を殘す外、一切流亡し、幣殿破戸に移し、再興す○神主を神田氏と云ふ、實に熊野遠姓なりと云ふ○神符は、熊野牛王を以て世に著はる、委しくは牛王(ゴワウ)の條を見る、○王子、中古熊野御幸盛に行はれしより、京都より熊野に至る間に、王子社を建て、熊野の神を遙拜し、休息所に充てたり、俗に之を九十九王子と云ふ、定家の建仁元年熊野御幸記并に地誌等によりて見るに、大概その數九十九あるが如し、「クマノハヤタマノウンヅヤ」、「ナナノウンヅヤ」參看(神祇志料、紀伊國續風土記、古事類苑神祇部)

クマノノコホリ　熊野郡

紀伊國牟婁郡(今東牟婁郡)本宮村○世に熊野郡と稱す、元明天皇和銅六年夏四月丹波の五郡を割て始めて此國を置きしこと續紀に見えたり、考證に、(五上)一本有三加佐、與謝、丹後、竹野、熊野、十字、と、あり、以て其起原を推知すべし[illegible]和名抄に、田村(タムラ)佐野(サノ)川上(カハカミ)海部(アマベ)久美(クミ)等の郷あり、延喜式以來熊野と書し以後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

クマノノジンジヤ　熊野神社

紀伊國牟婁郡(今東牟婁郡)新宮町○世に熊野新宮と稱す、本宮、那智と鼎立して、熊野三山と云ふ[illegible]伊弉諾尊の子速玉之男神、故に御子早玉大神と云ふ、中古以來僧徒等當宮に至り十二所權現と稱せり、即ち第一殿を結宮と稱し、伊弉冉尊、事解男命、熊野夫須美大神を祭る、第二殿を速玉宮と稱し、御子速玉大神、伊弉諾尊を祭る、第三殿を證誠殿と稱し、家都御子大神、國常立尊を祭る、第四殿を若宮と稱し、天照大神を祭る、第五殿は四社合殿にて禊地宮に、天忍穂耳尊、聖宮に飛行尊を祭る、第六殿は同じく四社合殿にて、草薙不合尊を祭る、第七殿は同じく四社合殿にて、一萬宮に國狭槌尊、十萬宮に豐斟渟尊、勸請宮に泥土煮尊、飛行宮に大戸之道尊、米持宮に面足尊を祭る、是を十二所權現と稱し、第一殿を四御前、第二殿を中御前、第三殿を證誠殿とし、三所權現と云ふ、第四第五殿を中四社、第六殿を下四社と稱す、奥御前を三神殿と稱し、伊勢、住吉、出雲三大神を祭る、之を併せて新宮十五所權現と云ふ[illegible]景行天皇の御世、始めて此地に社殿を造る、稱德天皇天平神護二年九月神封四戸を充て、清和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、同月從二位を加へ、五年に正二位を賜ふ、醍醐天皇延喜の制、名神大社となす、七年十月字多法皇熊野山に幸し、從一位を加ふ、熊野行幸始まる、朱雀天皇天慶三年正一位を授け奉る、白河天皇應德二年三月遷宮に依て勅使權中納言平清盛を遣して宮殿宣命及び神寶を奉り、又大神宮に准じて拜せさせ給ふ、此後朝廷此神を崇敬し奉りしより、鳥羽、後鳥羽上皇相繼ぎて熊野詣と云ふ、中古以來天皇上皇諸臣の參詣するものも多し、世に之を熊野詣と云ふ、中古以來天皇上皇諸臣の參詣

クマノハヤタマノジンジヤ　熊野速玉

神社　[illegible]紀伊國牟婁郡(今東牟婁郡)新宮町○世に熊野新宮と稱す、本宮、那智と鼎立して、熊野三山と云ふ[illegible]伊弉諾尊の子速玉之男神、故に御子早玉大神と云ふ、中古以來僧徒等當宮に至り十二所權現と稱せり、即ち第一殿を結宮と稱し、伊弉冉尊、事解男命、熊野夫須美大神を祭る、第二殿を速玉宮と稱し、御子速玉大神、伊弉諾尊を祭る、第三殿を證誠殿と稱し、家都御子大神、國常立尊を祭る、第四殿を若宮と稱し、天照大神を祭る、第五殿は四社合殿にて禊地宮に、天忍穂耳尊、聖宮に飛行尊を祭る、第六殿は同じく四社合殿にて、草薙不合尊を祭る、第七殿は同じく四社合殿にて、一萬宮に國狭槌尊、十萬宮に豐斟渟尊、勸請宮に泥土煮尊、飛行宮に大戸之道尊、米持宮に面足尊を祭る、是を十二所權現と稱し、第一殿を四御前、第二殿を中御前、第三殿を證誠殿とし、三所權現と云ふ、第四第五殿を中四社、第六殿を下四社と稱す、奥御前を三神殿と稱し、伊勢、住吉、出雲三大神を祭る、之を併せて新宮十五所權現と云ふ[illegible]景行天皇の御世、始めて此地に社殿を造る、稱德天皇天平神護二年九月神封四戸を充て、清和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、同月從二位を加へ、五年に正二位を賜ふ、醍醐天皇延喜の制、名神大社となす、七年十月字多法皇熊野山に幸し、從一位を加ふ、熊野行幸始まる、朱雀天皇天慶三年正一位を授け奉る、白河天皇應德二年三月遷宮に依て勅使權中納言平清盛を遣して宮殿宣命及び神寶を奉り、又大神宮に准じて拜せさせ給ふ、此後朝廷此神を崇敬し奉りしより、鳥羽、後鳥羽上皇相繼ぎて熊野詣と云ふ、中古以來天皇上皇諸臣の參詣するものも多し、世に之を熊野詣と云ふ、中古以來天皇上皇諸臣の參詣

穢干草、燒々幣帛、產火々出見尊、產不合尊を祭る、之を中四社と云ふ、第五殿は同じく四社の會殿にて例遇突智命、埴山姫命興倉女命、稚產靈命を祭る、之を下四社と云ふ、上中下を合せ總稱して十二所權現と稱す、(紀伊國續風土記續篇)寺社元祿記には來持金剛、鳴夜叉、勸請十五所、十萬、一萬(一萬は十萬に合す)、千寺、兒御前、聽御前、聽神宮、若一王子、證誠殿、中御前、四御前を十二所權現とし、南紀名所志には之に一々伊弉諾尊以下を配して、中御前なく十萬、一萬各を各一社に數へて、十二所權現としたり、雜祭神につきては神祇志料、古事類苑神祇部を見るべし[illegible]祭神天皇十六年始めて神社を建つ、熊野本宮是なり、稱德天皇天平神護二年、早玉神に神封四戸を充て、清和天皇貞觀元年早玉神、熊野座神に從五位上を授け、五年三月早玉神に正二位を賜ひ、醍醐天皇延喜の制、早玉神を大社とし、熊野座神を名神大社とし、七年十月字多法皇熊野山に幸し、早玉神に從一位、熊野座神に正二位を加ふ、熊野行幸始まる、朱雀天皇天慶三年正一位を授く、白河天皇應德二年三月、新宮の遷宮に當て、宮殿宣命及び神寶を奉り、又大神宮に准じて拜舞あり、後河天皇寛治四年正月、白河上皇百餘町の地を三山に寄せ、鳥羽天皇元永二年九月、上皇又紀伊河波濱岐伊種土佐五國の地各十町を奉る、此後朝廷此神を崇めしより、鳥羽後鳥羽上皇相繼で熊野詣と云ふ、中古以來僧徒等當宮を寄るに至り十二所權現と稱せり、即ち第一殿を結宮と稱し、伊弉冉尊、事解男命、熊野夫須美大神を祭る、第二殿を速玉宮と稱し、御子速玉大神、伊弉諾尊を祭る、第三殿を證誠殿と稱し、家都御子大神、國常立尊を祭る、第四殿を若宮と稱し、天照大神を祭る、第五殿は四社合殿にて禊地宮に、天忍穂耳尊、聖宮に飛行尊を祭る、第六殿は同じく四社合殿にて、草薙不合尊を祭る、第七殿は同じく四社合殿にて、一萬宮に國狭槌尊、十萬宮に豐斟渟尊、勸請宮に泥土煮尊、飛行宮に大戸之道尊、米持宮に面足尊を祭る、是を十二所權現と稱し、第一殿を四御前、第二殿を中御前、第三殿を證誠殿とし、三所權現と云ふ、第四第五殿を中四社、第六殿を下四社と稱す、奥御前を三神殿と稱し、伊勢、住吉、出雲三大神を祭る、之を併せて新宮十五所權現と云ふ[illegible]景行天皇の御世、始めて此地に社殿を造る、稱德天皇天平神護二年九月神封四戸を充て、清和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、同月從二位を加へ、五年に正二位を賜ふ、醍醐天皇延喜の制、名神大社となす、七年十月字多法皇熊野山に幸し、從一位を加ふ、熊野行幸始まる、朱雀天皇天慶三年正一位を授け奉る、白河天皇應德二年三月遷宮に依て勅使權中納言平清盛を遣して宮殿宣命及び神寶を奉り、又大神宮に准じて拜せさせ給ふ、此後朝廷此神を崇敬し奉りしより、鳥羽、後鳥羽上皇相繼ぎて熊野詣と云ふ、中古以來天皇上皇諸臣の參詣するものも多し、世に之を熊野詣と云ふ、中古以來天皇上皇諸臣の參詣

仰厚きを以て、國守重任功績を著して社殿を造營せしめ、又所領を多く寄せて造營料としたるを以て、諸國に領地多く、別當の勢は盛にして殆ど國守守護の勢あり。南北朝に至り大に衰へしが、後ち堀内氏新宮に崛起せしを以て、社家の重望之に從ひしが、豐臣秀吉に抗せしを以て、社地以下所領悉く沒收せられて叢頭せり、慶長中浅野氏所領を寄せ、尋で江戸幕府より破損修理料を寄せ、諸國勧化を許したり、明治十六年火災に遭ひ、一山灰燼となれり、然れども神庫寶藏は幸にして災を逃れたり。○祭式は毎年九月十五日十六日には神輿を御船島に渡し、丹後の諸手船に座乘せしめて祭を行ふ。○神主は宇井鈴木榎本三氏あり、新宮三羅と云ふ。○檢校、別當、上古は新宮三羅の祖先神事せしが奈良朝の頃熊野永興此地に來りて、垂跡說を唱へしより、信徒の信仰する所となり、遂に上下諸人の信仰を增したるを以て、三山の權僧徒に移り、檢校別當を置きて、之を掌るに至れり、寛治四年白河上皇御幸の時、雅大僧都增譽導師となり、功によりて三山檢校に補せらる、是れ檢校の始めとす、その時執行僧長快別當に補し、法橋に叙して、爾後神官社僧を掌らしむ、是別當の始めなり、熊野山別當次第によるに禪洞を別當の始めとせり、今左に檢校別當の歷代を示す。「クマノニマスジンジャ」、「ナチノジンジャ」參看（神祇志料、紀伊國續風土記、熊野檢校次第、同別當次第）

【熊野山檢校】

○增譽——行尊——覺宗——覺讃——實慶——覺實

長覺——定豪——眞尊——道慶——覺仁——靜仁

行昭——道昭——道瑜——道昭——覺勝——道昭

眞慶——眞瑜——尊增——仁昭——道意——尊綱

【熊野山別當】

○禪洞——千如——仲覺——僧雲——殊勝——泰敎

快眞——永尊——覺眞——長快——長範——長覺

法快——行範——範實——法增——行快——範命

鶴政——琳快——快命——法眞——尊快——定海

靜扶——正滿

別當次第記には僧雲以上の人なく、別に快慶、慶覺、覺眞、快眞、慶玄、長仁、增慶、增皇あり、又覺眞の次に宗賢あり、

クマノビクニ　熊野比丘尼　歌比丘尼（ウタビクニ）を見よ。

クマノフスミノジンジヤ　熊野夫須美神社　那智神社（ナチノジンジヤ）を見よ、

クマノホングウ　熊野本宮　熊野熊神社（クマノニマスジンジヤ）を見よ、

クマモトジヤウ　熊本城　熊本城は肥後國熊本市の中央に位する大永享祿の頃、鹿子木親員子孫城に在りしが、城郭狹隘なるを以て、其西南の地卽ち今の地に改築す、古城これなり、親員其後故ありて城親冬に城を授け他に移る、親冬の孫久基の時、天正十五年豐臣秀吉西征につき選城し、秀吉之を佐々成政に與ふ、十六年成政誅死の後、加藤清正入部し、慶長六年新城を改築し、從來の隈本の字を改めて熊本となす、十二年落成、寛永九年忠廣の時、改易せられ、細川忠利之に代り、世襲して明治維新に至る、明治初年鎮臺を置く、十年鹿兒島の暴徒本城を圍む、少將谷干城よく防ぎ能に國兵を率ひ、島津義博を擒獲し、大捷を奏す、現今第六師團營所及び司令部を置く（肥後國志、主圖合紀記、征西戰記）

クミ　組（クミ）を見よ、

クミアヒコブシン　組合小普請　江戸時代、寄合組をいふ、「コリアヒヨウ」を見よ、

クミアヒジユウタイ　組合銃隊　江戸幕府の職名、警衛の事を掌る、又城中警衛の槍薙刀等の兵器を管す、組合銃隊組十人、同銃隊改役

十四人あり、高二千石の職となし、共に若年寄の所管とす（徳川禁令考、役歷二年八月、之を置く、同年九月組合銃隊頭、各銃士二大隊を付屬す、三年四月、銃隊四十人を四丸玄關に、二十人を二の丸玄關に、更番警衛せしむ、同月城中警護の槍薙刀等、これを銃隊頭の管掌とす、同年五月、小十人組番所、警衛遊擊隊を置き、銃隊をして、これに代らしむ（官制沿革略史）

クミカケ　組掛　紫組の冠の懸緒を云ふ、鞠鞠の時、冠の緒ちざらん爲めにつけたるものなり、本は紙よりを用ひたりしが、承元二年四月、後鳥羽院蹴鞠の時紫の組糸を用ひしより例となる、鞠家飛鳥井家より執奏したるなり、後世は蹴鞠の時にあらずとも、侍從以上衣冠直衣の際之を用ふ、攝家には內裡より、侍從以上には飛鳥井家より之を賜す、近代武家之にならひ、侍從拜任の後に組緒を受けて之を用ひたり（當代警東抄、衣文愚蒙調、警東深秘抄、警東要領抄）

クミガシラ　組頭　江戸幕府時代譜掛に設けたる職名、頭取の下部官の上、王朝時代職官の判官にあたる、

クミガシラ　組頭　村役人（ムラヤクニン）を見よ、

クミド　久美度　國門のことをいへる古語、また隱處をいふ、夫妻隱り處る所の意、クミはコモリの約、ドは處なり、神代紀に相與ヲ爲御戶と書り、古事記に密戶に作れり（古事記傳、後撰集）

クミヤシキ　組屋敷　江戸時代、與力同心等の共に列居する宅地をいふ、組の者の住居するを以てこの名あり、

グン　郡（コホリ）を見よ、

クン井　勳位　勳功により賜ふ階級、一等より十二等に分つ。○位階に勳位と文位との二大別あり、文位は通常單に位階と稱すれども、勳位と對稱する場合には、文位といひし事、令義解に見えたり。明天皇和銅六年七月、卒人を征して功ありし將軍、并に士卒等一千二百八十餘人に、勢に從うて勳位を授けしことあるを、史に敍勳の見えたるはじめとす、是より先大寶の令制に於て、勳位文位の相當を定む、卽ち左の如し、

勳一等	從二位
正三位	勳二等
從三位	勳三等
勳五等	正四位
正五位	勳四等
勳六等	從四位
從五位	（以上勳授）
勳七等	勳八等
正六位	勳九等
從六位	勳十等
勳十一等	正七位
正八位	勳十二等
從八位	（以上奏授）

而して其勳を敍する次第は、軍防令に、凡叙勳、應加轉者、皆於勳位上加、若無勳位、一轉授三十二等、每二轉加一等、六等以上、兩轉加二等、二等以上、三轉加二等、其五位以上、加三階勳位、外、偽有餘勳者、聽授父子、知父子身亡、每二轉、賜田兩町、其六位以下及勳位、加至一等、外、有餘勳者、聽授、不在賜田之限、とあるにて明なるべし、また續紀神護景雲元年三月稱德天皇の詔に曰く、近衛將曹從六位下勳六等岡人等十九人、風雲に感奮して忠勇を奮激し、群に超え衆に拔きて、寇を斬り、肉を減す、朕以て其武績を嘉みし、此高勳を賞す、宜しく美服光榮、容儀標異すべし、自今以後諸々勳六等已上の人、七位有て職事を帶する者は、牙笏を執り、並に銀裝の刀帶等を用ふるを許す、及び元日等の節は、當階の色を着けよと、牙笏銀裝の刀帶共に五位以上の者の用ふる所なり、以て其榮貴を見るべし、又諸國の勳位は、大寶三年八月太宰府請ふ、勳位ある者は番を作りて軍團に直し、考滿る日武部に送り、一に散位に同じく、永く選叙に預らんと、又慶雲元年六月諸國勳七等以下、身官位无き者をして軍團に直し、纖勞する事を惡す、考滿る年式部に送り、散位の例に同くすとあり、これによれば勳位の人も上日ありて考選に預りたる事明なり、而して此勳位たるや早く廢れしと見え、貞觀中以後は神にのみ授くる事見えて人に授けし事所見なし（令義解、續紀、冠位考、勳位の說、官制沿革略史）降りて明治に至り一等より八等の勳位を制定す、勳章（クンシヤウ）の條參看（法令全書）

グン井ン　郡院　郡司（グンジ）を見よ、

グンカウ　群行　齋王の伊勢に下向せらるゝを云ふ、「サイワウ」を見よ、

グンガク　軍學　兵學を研究する學問をいふ、地理學は軍學の我國に生じたるは、もと三韓唐土より傳來したるものに係れり、はじめ天智天皇の時、百濟を救はんが爲めに新羅を伐ち、唐兵と戰ひて大敗したる後、近江國に於て武を講じ、又谷那晉首、木素貴子、憶禮福留、答炑春初が兵法に關へる を以て、位階を授けしことあり、並に百濟の人なれば其國の法を採取せるものなるべし、これ史籍に見えたるはじめとす、尋で天武天皇の時、諸國に弧して陣法を習はしめ、持統天皇の時、陣法博士を諸國に遣して陣法を教へしめたり、皆外國の制なりしが知し、下りて淳仁天皇の時、新羅が貢を闕きしを以て朝廷にて、これを征せんと欲し、兵備を整へしに、其比太宰大貳吉備眞備兵法に精かりしかば、人を太宰府に遣して諸葛亮の八陣の法、孫武の九地結營の

法を學ばしめたり、其明年諸國の兵士なして射取を習ひ、變て五行の陣法に熟せしむ、其制は唐の法を取りしなり、後ち源義家は、大江匡房に就きて兵法を學び、奥州後三年の役に、島の飛散するを見て伏兵あるを知り、源義經は能く機變に應じ、寡を以て衆を挫き、終に平氏を滅ぼせるがゆゑに人之を鬼神に比し、後世には義經流と冒稱する者あるに至る、其法は曾孫吳等の書に基きしなり、武家時代に及びては益々盛にして、殊に戰國の頃には、諸大名爭うて兵法家者流を聘し、與ふるに厚祿を以てしたりき、而して軍學者と稱し、常に其徒を集めて、攻城野戰の法を說くものあるは、江戸時代の初めよりのことにして、小幡勘兵衛景憲を以て稱首とす、景憲の父祖は、甲斐武田氏の臣なれば、景憲は信玄の兵法を傳へ、家康より家綱に至るまで四世の將軍に仕へ、大名より以下、其門に從ふもの二千餘人の多きに及ぶ、是を甲州流の兵法とす、北條安房守正房は景憲の門人にして、是を北條流とす、其門人に山鹿甚五左衛門高祐あり、是を山鹿流とす、高祐は曾て淺野內匠頭長友に仕ふ、長友は五萬石の大名にして、高祐に祿千石を與へたり、其仕を辭せし後も、妻妾の奉奴僕の數は、五六千石の名も抗すること能はず、其門人と稱する者四千餘人ありて、大石良雄の如きも亦其門人なり、又長沼澄齋あり、世上傳ふる所の武田氏の兵法は、多く小幡景憲が割製彌縫する所にして、當時の信傳にあらずと爲し、夏殷周の三代に原き、孫武吳起の法に參し、明の戚繼光の紀効新書等の書に稽へて兵要錄を著し、以て一家言を立てたり、是を長沼流といふ、當時兵學盛に行はれて、越後流、楠流、義經流の數派あり、彼の由比正雪の如きは、正成の傳を得たりと稱したるものにして、所謂楠流なり、萩生徂徠は少時兵法を繪習せしかば、其仕途に就くにも必ずしも儲を以てせずして兵學を以てし、又孫子解、鈐錄を著はして盛に兵を說きたり、以て軍學の流行せるを見るべし、故に平家物語、太平記等の書を註するにも、勝敗の迹に就きて、筐略の得失を論ずる者多し、要するに此學は、我邦戰爭の迹を按じ、支那の兵書に據りたる者なれど、其書にも儒書少なからず、言ふ所も迂遠なること多けれど、後には漸く衰へて、西洋の兵學これに代るに至れり、西洋の流は、慶安年間北條正房關人に就き、攻城の法、及び大炮の用法を問ひて書を著はし、木を以て樣式を作り、之を幕府に獻ぜしを以て始めて端緒を開くものとし、後ち百八十餘年を經て、天保年間鈴木春山、三兵活法を著はすを以て、西洋兵制を論ずるの始めとし、高島四郎大夫高敦(秋帆)江戸に召されて、四洋流の銃隊を練習するを以て、洋兵操練の始めとす(日本教育史)

グンカン 軍監 職名、軍團戰時の編制及び儀守府に置く、「グンダン」或は「サンヨウ」の各條に就て見よ、

グンカン 軍艦 名義 軍に用ふる船をいふ、又「イクサブネ」といふ、和名抄に、四聲字苑云、艨艟、漢語抄云、以久佐不禰、戰船也云々、書紀に兵馬船と書ぜり、[illegible]太古より天磐樟船、天鳥船等の船舶ありしかど其制知り難し、神武天皇崇神天皇の朝既に舟師を率ゐて征討せらるゝことあれど、また詳かならず、神功皇后三韓征伐の時、船舶を集めて兵甲を練ること見えたれば、是等軍艦の始めとや云ふべき、されど後世の如く武裝したるものにあらざるべし、齊明天皇の御宇、阿部比羅夫船舶戰百艘を以て蝦夷叛逆を征服し、文武天皇大寶の制に太宰府に船艦を備へしむ、朱雀天皇天慶の亂に、博多神にて海賊あり、これ我國にて海賊ありし始めなり、源平の世又船軍行はれて船艦を用ふ、室町時代の末支部の船舶を奪したるものありと雖も、是又普通船舶を武裝したるが如きものにて、特別の船艦にあらざるが如し、豐臣氏の時、征韓の役に備へんが爲めに、九鬼嘉隆に監督を命じて伊勢の海岸にて數百艘の兵船を造らしめて海軍を組織せり、紀國丸、滋賀丸等の軍艦見えたり、江戸幕府に至り、慶長十四年諸國に命じて五百石以上の兵船を製造せしむ、寛先の時、寛永七年天地丸に乘船して操練し、漸々其制を見るに至れりと雖も、十三年諸國政令を執りしより、關船荷船の別なく、五百石以上の船は皆破壞し、新に造る船は縱骨を用ふること、及び櫓は二本以上を備ふることを禁じたり、前には五本櫓にて二重底にし、一船に二三百人乘船し得べき造船術に進みたれども、此時より漸く沿岸を航し得る小船のみとなれり、故に嘉永六年大船製造を許すに至れるまで、江戸時代を通じて、軍艦と稱すべきものなく、只だ伊達氏の黑船(慶長十八年の製造、「クロフネ」參看)幕府の安宅丸(寛永十年の製造、「アタケマル」參看)水戸家の快風丸(寛文十一年の製造、「クワイフウマル」參看)に過ぎず、天保前後外國の船艦屢々來り、幕府防禦の煩に堪へず、海軍の必要を認め、天保二年舊船天地丸を修覆し、船舶を備へたり、九年水戸の德川齊昭、歐羅巴式に倣ひ、長二十間、幅六間二尺七寸の軍艦を造り、之を日立丸と名づけて海防の用に備へんとせり、これ我國鎖國後歐羅巴式の船を造りし嚆矢とす、嘉永六年歐洲人渡來後、幕府遂夢を一播し、同年九月大船の製造を許可し、同時に日本在留の和蘭人に命じて、蒸氣コルヘット一艘、コルヘット一艘、蒸

英艦マゲジェスチック戰闘艦(海軍圖說所載)

1 前檣 2 大檣 3 戰闘樓 4 信號桁 5 テリング 6 長旗 7 探海電燈 8 司令塔 9 煙筒 10 氣筒 11 主砲 12 副砲(側砲) 13 補助砲 14 露砲塔 15 砲塔壁 16 水線甲帶 17 防護甲板 18 衝角 19 艦首 20 艦尾 21 舵 22 推進螺旋 23 フラッケント 24 スタルン、チューブ

氣船五六艘を持ち來らしめ、また軍艦製造者をも連れ來らしめ、俄に製艦の法を講じ、諸侯に命じて安政元年五月浦賀に於て英國船に倣ひ、風凰丸一艘を作り(長二十二間、幅五間、二本檣の船)同時に江戸越中島に於ても起工す、然れど造船の術を知らざりしが、同年十一月露國軍艦伊豆の下田に於て沈沒し、爲めに、日本の鐵工船工を使役して二艘の「スクーネル」船を造る、此時始めて西洋式の船を造る法を知るに至り、其後これに擬して二三艘の前檣船を造る、之を君澤形と稱す、安政二年和蘭王一軍艦を贈る、之を觀光艦と名づく、これ我國に於ける蒸氣船の嚆矢となす、三年長崎に造船所を設け、コツトルの船一艘を製造す、萬延元年蘭國米國に航海す、これ我が士官外國航海の始めとす、幕後幕府は勿論各藩の諸侯爭うて西洋形の船舶を採用せしを以て、數年を出でずして其艦隊百艘の多きに及べり、海軍歷史に據れば、幕府の軍艦九艘、同諸藩船舶三十六艘、諸藩二十九家九十四艘とす、今幕府軍艦のみを示せば左の如し、

艦名	船形	砲	馬力	長	幅	深	噸數
觀光	蒸汽外車	六	二五	二九・〇	四・〇		
咸臨	蒸汽內車	三	一〇〇	二七・〇	四・〇		
幡龍	同	六	二五	二五・二	二・二		
朝陽	同	三	一〇〇	二七・〇	四・〇		
富士	同	三	三〇〇	三一・〇	五・〇		
回天	蒸汽外車	二	三〇〇	五六・〇	五・〇		
開陽	蒸汽內車	二六	四〇〇	六六・〇	六・〇		
「カガノ」	蒸汽內車	六	二六〇	二〇・〇	二・三	一五三	
「ストーンウ」「ターレル」	同裝艦	四	四〇〇	二二・四	二・四	二四〇	七二〇

明治時代に至り、其制益々備はり、戰闘艦(主戰艦若くは甲鐵戰艦とも云ふ、戰時に於て專ら敵艦を擊ち、砲營を破る等攻擊力と防禦力とを具備す、二等ありて、一等は排水量一萬噸以上、二等は一萬噸に達せざるものとす)海防艦(自國海岸防禦を主要の任務とす、喫水淺きを以て能く沿岸の淺水を利用して、敵艦を邀擊するに適す、甲鐵と非甲鐵の二種ありて二等あり、巡洋艦に同じ)巡洋艦(戰時海洋を巡航して敵の運送船商船を奪ひ、或は其護衛艦を擊破するを主要の任務とす、又偵察通報及び運送船の護衛に從ふ、又甲裝巡洋艦は戰線に出づ、速力の迅きと石炭積量の多きは其特性なり、甲鐵と非甲鐵とありて、三等あり、一等は排水量七千噸以上、二等は三千五百噸以上、三等は三千五百噸未滿のものとす)砲艦(大艦の進航し得ざる所の戰隊に適し、船體輕小、運用自在なり、平時は專に領海殖民地及び自國居留地等の警備に任ず、二等あり、一等は排水量一千噸以上、二等は一千噸未滿とす)通報艦(戰時敵情偵察、命令傳達等を主要の任務とす)水雷艦母艦(艦隊に隨從する航洋水雷艇に向て、水雷、炭水、糧食等を供給し、且つ其修理を爲すべき準備ある特製の軍艦なり)驅逐艦(敵の水雷艇を驅逐し、或は敵艦を襲擊するを主要の任務となす、水雷艇より更に大にして單獨に遠洋を航海し得べき艦なり)水雷艇(暗夜霧雨等の時に乘じ水雷を以て敵艦を襲擊するを任務とす、薄き鋼板を以て極輕快に造られ、速力の迅きと、逐用の自在とは、其特性とす、而して大中小の三等あり、大は航洋水雷艇にて艦隊に隨伴し、中は港灣防禦に適

し、小は艦船に搭載して目的地に運搬し得るものとす）潜行水雷艇等の種類に分たる、船（フネ）參照（工藝志料、海軍歴史、日本帝國海上權力史講義、海軍記戰、法令全書、帝國軍艦帖）今左に明治二年、十年、二十年、二十九年、三十八年に於ける軍艦の名を示せば左表の如し、

年次	艦名
二年	東京
	富士山
	火砲
	飛龍
	華
	飛龍
	快風
十年	東京
	富士山
	快風
	日進（第二丁卯）
	春日
	乾龍
	攝津
	筑波
	孟春
	鳳翔
	春雄
	敏捷（第一丁利）
	龍驤
	清輝
	高雄（第二丁利）
	模倉
	憲沖
	清輝
	早川
	石川
	雷電
二十年	東京
	進春
	宮士山
	日龍
	驤
	日龍
	筑波
	鳳翔
	孟春
	浅間
	清輝
	岡崎
	石川
	信濃
	電
	迅鯨
	鯨天
	扶桑
	金剛
	比叡
	城
	城
	同（第一丁利）
	浪速
	海門
	鳳
	天城
	紫鶴
	高千穂
	大和

年	
二十年	宮士（一ヘ）
	扶桑（二ヘ）
	比叡（三カ）
	嚴島（二ヘ）
	張遠（二ヘ）
	和泉（三ヘ）
	清輝（三ヘ）
	八重山（ヲ）
	天龍（三ヘ）
	武蔵（三ヘ）
	熊田（ワ）
	磐城（二ホ）
	摩耶（二ホ）
	鎮東（六ホ）
	鎮中
九年	朝日（一ホ）
	扶桑（二ヘ）
	八島（一ヘ）
	富士（一ヘ）
	浅間（二ヘ）
	橋立（二ヘ）
	常磐（二ヘ）
	和泉（二ヘ）
	鹿島（二ヘ）
	明石（三ヘ）
	千代田（三ヘ）
	笠置（二ヘ）
	松島（二ヘ）
	秋津洲（四ヘ）
	須磨（三ヘ）
	高千穂（二ヘ）
	千歳（二ヘ）
	浪速（二ヘ）
	新高（三ヘ）
	日進（二ヘ）
	春日（二ヘ）
	八重山（ヲ）
	鳥羽田（ワ）
	宮古（ワ）
	高雄（三ヘ）
	武蔵（三ヘ）
	天龍（三ヘ）
	大和（三ヘ）
	筑波（三ヘ）
	清輝（三ヘ）
	葛城（三ヘ）
	金剛（三ヘ）
	八島（一ヘ）
	千代田（二ヘ）
	平遠（本）
	松島（二ヘ）
	橋立（二ヘ）
	吉野（二ヘ）
	秋津洲（二ヘ）
	明石（三ヘ）
	高雄（三ヘ）
	須磨（三ヘ）
	筑紫（三ヘ）
	海門（三ヘ）
	葛城（三ヘ）
	大和（三ヘ）
	操江（二ホ）
	赤城（二ホ）
	愛宕（二ホ）
	北（三ヘ）
	鎮中
	鎮遠（二ヘ）
	敷島（一ヘ）
	磐手（一ヘ）
	高砂（二ヘ）
	出雲（一ヘ）
	吉野（二ヘ）
	八雲（一ヘ）
	高千穂（二ヘ）
	吾妻（二ヘ）
	對馬（三ヘ）
	音羽（三ヘ）
	宮古（ワ）
	武蔵（三ヘ）
	大和（三ヘ）
	石見（ヘ）
	見島（ヘ）

年	
八年	比叡（三ヘ）
	摂門（二ホ）
	豐橋（三ヘ）
	平遠（三ヘ）
	天城（三ヘ）
	愛宕（二ホ）
	操江（二ホ）
	鎮東（六ホ）
	鎮北（三ヘ）
	筑紫（一ヘ）
	赤城（二ホ）
	鎮中
	鎮遠
	磐城（二ホ）
	大島（二ホ）
	宇治（二ホ）
	隅田（二ホ）
	鳥海（二ホ）
	伏見（二ホ）
	鎮雨（二ホ）
	摩耶（二ホ）
	鎮西
	雷電（ヘ）
	雷（ヘ）
	雲（ヘ）
	嚮（ヘ）
	海雲（ヘ）
	叢雲（ヘ）
	東雲（ヘ）
	夕霧（ヘ）
	不知火（ヘ）
	隼（ヘ）
	白雲（ヘ）
	朝潮（ヘ）
	遠島（ヘ）
	霞（ヘ）
	春雨（ヘ）
	朝霧（ヘ）
	村雨（ヘ）
	△石見（ヘ）
	△壹岐（ヘ）
	△沖島（ヘ）
	△見島（ヘ）
	△阜月（ヘ）

水雷艇八十六隻

【備考】表中、（一ヘ）は一等戰艦、（二ヘ）は二等巡洋艦、（二ホ）は二等砲艦、（三ヘ）は三等海防艦、（ヘ）は通報艦、（ヘ）は驅逐艦、＊印は、日露戰爭の時沈沒せしもの、△印は、日露戰役補充軍艦の符號なり、

グンカンフギヤウ　軍艦奉行

幕府時代、江戸幕府の職名、軍艦の指揮、及び大小船舶造等の事を掌る、高千石の役にて、若年寄の所管に屬す、其下に軍艦取調役組頭あり、取調役の組を支配し、高百五十俵手當七人扶持を給す（起源沿革）安政五年三月、目付機殿民部少輔をして、外警に備へんが爲めに、軍艦に關する事務を掌らしむ、又同年には、諸武所部内へ軍艦教授所を設け、頭取一人、教授方出

役二十四人、取調方出役十七人、之に隸す、安政六年正月、始めて外國奉行を置き、永井尙志を以て之に充つ、同年三月、軍艦操練所勤番組頭、及び勤番を置き、各職員給を與ふる事各差あり、萬延元年七月、令して陪臣に至るまで、軍艦操練所に於て修業するを許す、文久二年七月、船手を廢し、從前船手預の船舶、及び船上發役、同見習、水主同心等、軍艦奉行の所管と爲す、同年十月、軍艦奉行支配組頭を設く、慶應二年七月、軍艦操練所を改めて海軍所と稱す、同三年二月、軍艦役肥田濱五郎、伴鐵太郎を軍艦頭とす、同年七月、澤太郎左衛門を軍艦役並と爲す（官制沿革略史）

グンキ　軍旗

軍隊戰陣に用ふる旗を云ふ、令制にては幡（旌旗の總名）と云ふ、將軍の載る所を纛幡、隊長の載る所を隊幡、兵士の載る所を軍幡と云ふ、後世は私に制し、大旗小旗あり、其旗の大小長短によりて名づく、現今は、陸海軍々旗に分る、陸軍には聯隊旗、海軍には軍艦旗を云ふ（起源沿革）景行天皇熊襲を伐ち給ひし時、周防の安勝に至りしに魁帥神夏磯機なる者、賊幡を船舶に樹て降を乞ひしことあれば、此の頃既に戰陣に旗を用ひし事明なり、神功皇后三韓征伐の時又軍旗を用ひ給ふ、旗旗師日と見えたり、次で齊明天皇の世、蝦夷の酋長に旗旗を賜ひ、天武天皇元年七月戰陣に用ひらる、文武天皇大寶元年に鎧幡隊幟軍制の制を定む、延喜以後大寶の制くづれ、天喜中源頼義、安倍頼時を征伐する時、一丈二尺の幡を用ひ、後ち源氏は白旗、平氏は赤旗を用ひたり、文治五年九月頼朝藤原泰衡征伐の時、頼義の幡に倣ひて、一丈二尺の旗を作り、上方に白糸にて伊勢大神宮、八幡大菩薩、下に熊二羽を縫ひ、絹地に制したること吾妻鏡に見えたり、此時佐竹氏に屬に月

（聯隊旗）

きを以て、政長已が旗に乳つけ、竿にまきたり、時の人皆これに倣ひ、旗の制一變して後世の乃伏利と稱する者となる、元亀天正以後には馬標等の物出で來るに至れり、軍旗の制法は委しく軍用記に見えたり、今類を選けて略す（書紀、令義解、吾妻鏡、平治物語、源平盛衰記、太平記、武家名目抄、軍器考）○江戸幕府の末年海軍を造設するや、日の丸を以て軍旗と定む、明治維新に至り、三年陸軍旗を制定せらる、陸軍旗は步兵聯隊、騎兵聯隊に賜はる二種あり、更に常備隊と後備隊とに賜はるものに分る、また大隊旗あり、常備步兵聯隊の軍旗は、

諸氏族の紋を付くる者漸く多くなれり、竹崎季長の繪卷物によれば、少貳氏は菱四ツ目、菊池氏は蹴鞠、天皇の世、島津氏は丸龜に十の旗を用ひたり、後醍醐天皇の世、錦の御旗に日月を金銀にて打て著たるを將士に賜ひたり（日月の旗は委しく錦旗の條にあり）是より諸將士の日月の旗又各家の紋を用ふる者多く、就中源家の中鳳の旗、上杉家の龍虎の旗等名高し、義政將軍の時、畠山政長同義就と家督を爭ひ、康正二年夏河内國にて戰ひし時、一族の旗同じく、敵味方分ち難

（軍艦旗）

自色の組地に赤の旭日章を染ぬき、周圍に金モールの縁を取り、三方に紫色の地なつけ、紫色の緒と乳及び革環に依りて旗竿に附けられ、旗の布下隔に隊號を記す、旗竿は檜材を千歳巻にし、黑漆にて塗り、竿頭に金色の三重菊花章をつけ、下には石突を着く、騎兵聯隊旗は、步兵聯隊旗と其形を同じくも、少し小なり、後備聯隊旗は、常備軍旗と同形式にて、三方に附けし緒は赤色なり、軍旗は軍隊の精神にて、即ち聯隊の主腦なり、軍人の之に對するは御眞影に對すると同じく尤も尊崇す、竿頭の菊花は錦旗の紋章を摸したるものにて、軍旗は皇室の軍器即ち錦旗を意味し、之に進ふものは明敏にて、軍隊は此軍旗に抗するものに對して、生殺興奪の權を有す、軍旗は常に聯隊長室に納め、聯隊長は優秀なる少尉を選拔して旗手とし、保管せしむ、又別に聯隊中より豪勇にして機智あり、且つ學術技藝等に銃槍術、騎兵は劍術、騎馬術に長ずるものを選出して旗護兵として、護衛せしむ、軍旗授與あらせらるゝ日、尤も嚴肅なる儀式にて、多く東京諸隊には陛下親兵場に行幸あらせられ、隊前に御手づから授け給ひ、地方諸隊には旗手を出京せしめ、宮中正殿にて授け給ふと云ふ、明治七年一月廿二日日比谷練兵場にて近衛步兵第一第二聯隊に給ひしを始めとす、海軍旗は、明治三年十月制定して、幕府の時と同じく國旗を軍艦に立てしむ、即ち白地紅

日章なり、續ほ此時將旗、護送船旗、水路標導旗、旗と定む、四年十一月改めて國旗と海軍旗とを分つ、海軍旗は白布に紅錨、紅山形二條、錨の巻櫻花の狀となし、錨鎖は黄となし、將旗以下も皆改めたり、六年十月に至り、更に改定せり、現今の軍艦旗は旭日章にして、陸軍旗と同じく神聖なるものなり、國旗（コクキ）參看（法令全書、東京朝日新聞）

ダンキカウ 軍器考 木村軍器考（ホンテウ ダンキカウ）を見よ、

ダンケ 郡家 郡司（グンジ）を見よ、

ケンコウブギヤウ 勳功奉行 恩澤奉行に同じ、（オンタクブギヤウ）を見よ、

ダンサウ 軍曹 職名、軍隊職時の編制の時に殿く、又鎮守府に置く、「グンダン」或は「チンジユフ」の各條を見よ、

ダンジ 郡司 【郡司】國司の下に屬して郡内の政務を行ふ、その役所を郡家（クヤケ）とも郡院（ヤケ）とも云ふ、【郡領】長官を郡領（コホリノミヤツコ）と云ふ、大領（オホリヤウ）、小領（スケノミヤツコ）と訓む）一人外從八位上、下（シモツ）濟郡時務に堪へたる者を以て補す、主政、主帳各三人、強幹聰敏書計に工なるものを以て補す、主政は郡内を糺判し、文案を書署し、稽失を勘へ、非違を察す、主帳は文案を勘へ、署し、公文を讀む、皆賦田（クンジノショクデン）參看）を給ふ、又書生、案主あり、然れども郡の大小によりて職員の數を異にす、下に示せば就て見よ【地原治革】孝德天皇大化二年國造縣主を廢して始めて諸郡を置き、國造を以て郡領となし、郡内の政務を執らしむ、雖略天皇紀に國司郡司の文あれども後世の追記にて、實際其當時ありしにはあらず、終身又世襲の任たり、然れども巡察使其治績過失を檢し褒貶ある事

	大郡	上郡	中郡	下郡	小郡
大領	一人	一人	一人	一人	一人
少領	一人	一人	一人	一人	—
主政	三人	二人	一人	—	—
主帳	三人	二人	一人	一人	一人
書生	八人	六人	四人	三人	—
案主	二人	二人	二人	二人	—

國司に同じ、外長上の官にて官位令に見えざれども、地方の政を委ねるにより、其任を擇ぶこと、史上に屢々見えたり、擇任の法は、元來諸第の者の中より、身材の能不を糺び、國司先づ擬して省に申す、式部の官人、更に口狀を問ひ、勝否を比較し、然る後に擇任したるな、天平勝寶元年二月此制を改めて、立郡以來の諸第重大の家を簡定し、續々相繼ぎて勝親を用ふる事なからしむ、寶字元年郡司試に預らしめず、延暦十七年三月諸第の選を停廢し、藝業著聞し、郡を理むるに堪へたる者を採て之に補す、然るに扇才の殿下を用ひて門の勢上に處く、物情穩はざるにより、弘仁二年此制を改め、郡司の擬先づ諸第を選し、若し其人なくば、才良の者に及ぶ事となせり、十三年十二月國司先づ初擬を申し、雜務を歴試して後を底すべきを得ば、三年の後詮擬言上せしむ、貞觀十七年國司の官上にあらざれば、父子相讓を許さゞらしむ、當時郡司闕あれば、國司歴名を詮擬し、朝集使に附して上申し、讓奏（トクソウ）の後、太政官の曹司廳（ヘ國司及び擬人を召して、郡領に任じ、位に叙す、是を擬郡司と云ふ、宣命の儀あり、元慶七年十二月勅して郡司職を讓る事を止めしむ、延喜式部式に衛府の官より、郡司に任ずる事を載せたる條に、諸第を勘錄して擬文を奏すと見え、又符宣抄によるも、康保貞元の頃まで、累代門地同姓の人を任ぜしと狀見えたり、後世權門勢家庄園を立つるに及び、郡司は多く庄官となりて庄務を行ひ、郡司に有名無實となるに至れり（類聚國史、三代格、三代實錄、後紀、延喜式、東大寺文書、官職沿革略史）

ケンシコク 君子國 唐人の我國を稱賞せし名、續紀大寶二年の條に、唐人云、海東有大後國、謂之君子國、人民豐樂、禮義敦行、今見使人儀容、豈不信乎、とありて、古くよりいひ傳へられたり、後漢書倭國傳に、東方曰夷、天性柔順、易以道御、謂至有君子不死之國、とあり、

ケンジリウサイ 軍事總裁 江戸幕府の職名、軍事に關することを總べ掌る、元治元年二月、松平慶永守衛を解きて此職に補し、陸軍奉行、講武所奉行、大番頭、書院番頭、小性組番頭、騎兵奉行、歩兵奉行、軍艦奉行、騎兵頭、歩兵頭、持筒組頭、大砲組頭、槍奉行、新番頭、拾弓頭、先手使番、鐵砲力、徒頭、小十人等を掌し、進退指揮を掌らしむ（官制沿革略史）

ケンジノシヨクデンデン 郡司職分田 郡司職分田の一、諸國の大領以下に給するもの、輸租田なり、擬郡司には給せず、郡司に雜米の未進あれば、その職田の直を沒す、國郡司職田は輸地子田とす、職分田（ショクブンデン）の條參看（田制篇）

ケンジンノザンジン 軍陣三神 八幡大神、神功皇后、武内宿禰を云ふ、一説に、神功皇后を除きて道臣命とす、又一説に、饒利支天、大黒天、辯才

天を云ふ、共に後世の俗説なり（眞丈雜記）

ダンジヤ 軍者 軍法を謀る人を云ふ、今の參謀官の如きもの、眞丈雜記に、軍者と云者は、古は大將の外に軍者別にはなかりし也、武田信玄家臣山本勘助より、軍者と云ふ事始る歟、何流彼流の軍法と云ふ事も近代の事也、と見えたり、

ケンシヤウ 勳章 【勳章】勳功ある者に授くる徽章たいふ、勳功記章の義【地原治革】古は勳位（クンキ）あれども、未だその章を附せず、明治時代に至り、始めて四洋の制を採りて之を創定し、文武の功ある者に授けらる、明治八年四月、勳一等より八等に至る勳等の賞牌及び其略綬を定む、今の旭日章（一等より六等まで）桐葉章（七等八等）是なり、九年十一月賞牌を勳章と改稱す、十年十二月、太政官達にて明治九年中鈇定の大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章の圖式を制定し、略綬なも改定す、二十一年一月勳章凋飾增設の詔勅ありて、次の如く增制せらる、（一）寶冠章、勳一等より勳五等（明治二十九年八等に定む）に至り、婦人の勳勞者に賜ふ（二）勳一等旭日桐花大綬章、旭日大綬章の上級とす（三）瑞寶章、勳一等より勳八等に至る、（四）大勳位菊花章頸飾、大勳位に叙せし者に賜ふ、二十三年十二月、金鵄勳章を創設せられ、功一級より功七級に至り、武功ある者に賜ふ、孰も勳章を賜はる中に、其功の高下に因り、一時賜金及び年金を賜はることあり、若し勳章を外國の君主皇族に贈るには贈獻と稱し、勳位に叙せされども、外國臣民には、贈與と稱して勳位に叙す、我國民にして外國勳章を偶授せんとすれば、之を賞勳局に願出て、佩用認許の登錄證を得て後之を佩ぶ、二十八年八月勳章記章の廢造、又は無資格者偶用の罰則を定む、今勳章の種類を表示すれば左の如し（法令全書）

大勳位菊花大綬章
同 菊花章
同 旭日桐花大綬章（一等相當）
同 大綬章（二等）
同 中綬章（三等）
同 小綬章（四等）
同 雙光章（五等）
同 單光章（六等）
同 青色桐葉章（七等）
同 白色桐葉章（八等）
同 瑞寶章（自一等至八等）
同 金鵄勳章（自一級至七級）
同 寶冠章（自一等至八等）

ダンジヤウノコホリ 郡上郡 【郡上郡】美濃國濃國【地原治革】文德天皇の齊衡二年閏四月、武儀郡を割きて之を置く（治革）延喜式群上に作る、和名抄に、郡上（クンジヤウ）栗垣（クリガキ）安郡、和良等の郷あり、拾芥抄、又群上に作り、古圖、寛知集、元祿帙、再び和名抄に復して郡上に作り、以後之に從ふ、郡名考「クンジヤウ」と訓み、以後之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ダンジヤウ 郡上城 【城郭】美濃國濃國【地原治革】承久の頃、東常綠の觀中務丞風行、軍功により郡上郡の地を領す、降りて文明の初め、常綠、八幡城を築き住す、德川氏の時青山氏領し明治維新に至る、ハチマンジヤウ」參看（新撰美濃國志）

ダンジヤウ 郡上城 【城郭】美濃國濃國【地原治革】承久の頃、東常綠の觀中務丞風行、軍功により郡上郡の地を領す、降りて文明の初め、常綠、八幡城を築き住す、德川氏の時青山氏領し明治維新に至る、ハチマンジヤウ」參看（新撰美濃國志）

ダンジヤウ 郡上城 【城郭】美濃國濃國【地原治革】承久の頃、東常綠の觀中務丞風行、軍功により郡上郡の地を領す、降りて文明の初め、常綠、八幡城を築き住す、德川氏の時青山氏領し明治維新に至る、ハチマンジヤウ」參看（新撰美濃國志）

ダンジヤウ 郡上城 【城郭】美濃國濃國【地原治革】承久の頃、東常綠の觀中務丞風行、軍功により郡上郡の地を領す、降りて文明の初め、常綠、八幡城を築き住す、德川氏の時青山氏領し明治維新に至る、ハチマンジヤウ」參看（新撰美濃國志）

ダンジヤウ 郡上城 【城郭】美濃國濃國【地原治革】承久の頃、東常綠の觀中務丞風行、軍功により郡上郡の地を領す、降りて文明の初め、常綠、八幡城を築き住す、德川氏の時青山氏領し明治維新に至る、ハチマンジヤウ」參看（新撰美濃國志）

ダンジヤウ 郡上城 【城郭】美濃國濃國【地原治革】承久の頃、東常綠の觀中務丞風行、軍功により郡上郡の地を領す、降りて文明の初め、常綠、八幡城を築き住す、德川氏の時青山氏領し明治維新に至る、ハチマンジヤウ」參看（新撰美濃國志）

ダンジヤウ 郡上城 【城郭】美濃國濃國【地原治革】承久の頃、東常綠の觀中務丞風行、軍功により郡上郡の地を領す、降りて文明の初め、常綠、八幡城を築き住す、德川氏の時青山氏領し明治維新に至る、ハチマンジヤウ」參看（新撰美濃國志）

ダンジヤウ 郡上城 【城郭】美濃國濃國【地原治革】承久の頃、東常綠の觀中務丞風行、軍功により郡上郡の地を領す、降りて文明の初め、常綠、八幡城を築き住す、德川氏の時青山氏領し明治維新に至る、ハチマンジヤウ」參看（新撰美濃國志）

ダンジヤウノコホリ 郡上郡 【郡上郡】美濃國濃國【地原治革】文德天皇の齊衡二年閏四月、武儀郡を割きて之を置く（治革）延喜式群上に作る、和名抄に、郡上（クンジヤウ）栗垣（クリガキ）安郡、和良等の郷あり、拾芥抄、又群上に作り、古圖、寛知集、元祿帙、再び和名抄に復して郡上に作り、以後之に從ふ、郡名考「クンジヤウ」と訓み、以後之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ダンジヨイチラン 群書一覽 【書籍】刊本六卷【編纂】國書を類別列擧して、各書目の篇目大意を記す、三十年來涉獵したる群書中抄錄したるもの、記載に存するものを記したるもの、極めて謬誤少く、古書の大意を知るに尤も便なるものにして、本邦國書解題の嚆矢なり、一卷に國史、神書、雜史、二卷に、記錄、有職、氏族、宇書、往來、法帖、三卷に、物語、草子、日記和文、紀行、四卷に、類題、和歌、雜、戀歌、歌學、詩文、醫書、教訓、釋書、管絃、六卷に、地理、名所、國繪、雜書類に分つ【編纂】尾崎雅嘉、享和元年の作にて、同二年六月刊行す（群書一覽）

ダンジヨヨミ 軍書讀 講談師に同じ、軍事に關したる書を讀み談りて、人々に聽かしむるもの、講談師（カウダンシ）參看、

ダンジヨル井ンジユウ 群書類從 【書籍】和本五百三十卷、六百三十五冊、目錄一冊、近年經濟雜誌社にて活版に附し、洋裝十九册（總目次共）となす【編纂】我邦古今小册の書を集錄合刻したる叢書なり、其數一千二百七十三種にて、實に本邦の一大叢書の始めなり、類を分つて、神祇七十種、帝王三十六、補任二十七、系譜二十、傳二十一、官職八、律令六、公事五十五、裝束二十二、文筆三十四、消息二十一、和歌四百十、連歌九、物語二十、日記八、紀行三十九、管絃二十二、蹴鞠八、鷹十、遊戯十七、飲食十三、合戰六十三、武家七十七、釋家七十九、雜百七十八種とす、【書籍】瑞龍校保己一、（ハナハホキイチ）參看）安永八年志を起し、漸次刊行して文政三年に至り成る（群書類從、群書一覽、温故堂先生傳）

ダンセイ 軍制 兵制（ヘイセイ）を見よ、

ダンセン 軍扇 軍陣に用ふる扇、軍勢等を指揮するに用ふ【編纂】軍用記に、陣にもつ扇、長さ一尺二寸なり、地紙長さ六寸紙より下に出づるほれ六寸にする、骨は黑塗十二本さしぼれなり、上骨には、ねこまなうけぼりにして、漆にて金箔を入る、上の方には其人の生年の八卦の形をうけぼりにして、漆にて金箔を入る、かなめの所には金にてしとめを開方より入れて緒を手にぬき入る、祖にすべし、大方一寸二分、ふさは其外なり、ふさ一寸五分計なり、叶結にするなり、緒の色は其主の好みによるべ

し、紫檀かるべし。扇に折りて地紙のこと表の方地を白く、縁々を紅に朱にて色どり、日輪を金箔にて置き、所々に金泥にてかすりを書くなり、是れをやまと紅の扇といふなり、裏の方へは地を空地に絹骨にて色とり、日輪九曜星を銀ぼくにて置き、所々に銀泥にてかすりを書くなり、右は大將の扇なり、諸軍勢のもち扇は、表は前に同じ、裏には月輪七曜星を書く、銀泥にてかすりを書く亭前に同じ、月輪は

中月の形なり、滿月の形なればかゝすといへり。[illegible]日の丸を軍扇に用ひたるは、義経卒を始めとす、其扇は竹骨の長さ一尺一寸二分、十二本殖石の鶴目あり、裏は雲母地に薄紅なるに、日の形を金にし、裏は白き雲母地に銀の月形を出したるものなりと云ふ、是より源平將士たるもの多く用ひしと見え、愚管抄に、下野守義朝は慌て日出したりけり紅の扇をはち〳〵と使ひて云々」、源平盛衰記鷲尾一谷案内の條に、皆紅に日出したる扇を以て鷲尾にたび云々」、長門本平家物語屋島合戦の條に、皆紅の扇に日を出したるを枕にはさみて船の舳頭に立て云々と見えたり、其後は漸次行はれて戰時には欠くべからざる者となれり○軍用記に、元來軍中の扇を用ふる主意は、夏暑氣の時は勿論の事、常にも軍中にては働き強さゆゑ身熱する間、扇なつかひて熱をさましゃれば塩へがたし、古は軍扇とて別に作る事なし、只常の扇を用ひしなり、鎗様なども定なし、古書に軍扇といふ事なし、然れども常の扇は損じやすき故、中古以來、軍扇と名づけて別に、しらふに付けて、鎗様なども定ある様になり、扇の用ひ方も熱なきまま書は次になりて、さし別の用具と稱し、或はまじなひ、又は占などの道具となり、色さまゝくの作法をこしらへ、祝事口傳などゝいふ事出來て、殊の外に尊く大事のものゝ樣になりたるなり」といへり、

ケンタイ　裙帶　領巾と同しく中古女官の正服の裝飾具、唐衣、或は裳に取り添へて着用す、又「クヮイ」とも云ふ、紫式部日記に、青色の無紋の唐衣、すそこの裳、ひれ、くんたいは浮線綾を螺鈿に詠めたり云々」、北山抄女官禮服の條に、「其製紫絲、半合如三鏡紐、兩端縫形、云々」とあり、案するに後世裳の引腰は當時の裙帶より變じたるものならん（安齋隨筆）○歴世服飾考に、裙帶は裙の紐なるべし、古は裙を用ひたるた、中古より裙を去て唯其紐ばかりを裙帶として用ふるか　如何となれば、中古以前雲を載たる書には裙帶見えず、中古に至りて裙帶を載たる書には裙見えず、裙を略せるに依て、其紐を裙帶と書て裳に付たるなる　ノ　如何となれば大臣に相當等の領ばかりを略して付る何有」と見えたり、

ゲンダイ　軍代　陣代（ゲンダイ）を見よ、

ゲンダイ　郡代　[illegible]武家時代の地方官、もとは郡邑の代官と云ふ意にて、守護代の別名なりしが、後には轉じて、幕府より任命せられて、其地を管轄支配するものを稱するに至れり、又後には大代官ともいふ[illegible]室町時代には、守護代の別名なるを以て、專ら警衛を掌りしが、後には租稅を納れ掌り、江戸時代には、租稅訴訟以下、總て民政を掌る、而して江戸時代には、代官も郡代と職掌全く同じくして、其管する區域の廣大なるもの、又は形勢の地に在るもの、或は大諸侯の附近に在るもの等は郡代と稱し、其他は代官と稱したり、御營勘役錄によれば、支配地十萬石以上を郡代とし、以下を代官としたり、今江戸時代の代官は、假宜上本錄に合せ述ぶべし、強代官（ダイクワン）、守護代（シュゴダイ）、郡奉行（コホリブギヤウ）等の條を見るべし○郡代代官の事務を所理するに、地方、公事方の二掛に分つ、然れども役員は高五六萬石の地を管するに、僅々拾七八名以下に過ざる少人員なれば、大體分課を設くるも、各自分擔事務のみを專に掌るを得ず、一方繁忙なる時は互に應援補助したりき、（甲）地方　地理、租稅、出納、幡羅等に關する諸務を掌る、其項目は、縣治要略によりて示せば、（一）宗門人別帳を各村より差出させ、宗旨を改め、全管の家數人員を統計し、前年と比較增減を調査して勘定所へ上申す、（二）五人組帳を各村より差出させ、之を檢査す、（三）夫役帳を各村より差出させ、檢了の上、奥書認印して下村す、（四）定免を出願する時は、許否を審査し、可と認むるものは、前々の稅額を參酌し、多少の增租を爲さしめ、經伺の上許可す、（五）定免、却手明切替を出願する時は、檢査を遂げ、經伺の上許可す、（六）免上、本免入、免直、田畑、成、畑田成、潰地、損地返還其他皆減租に係る土地を、實地檢査して、官僚に係るものを修繕す、（但國郡に依り、勘定所直轄の地は勘定（役名）替役を特派せしめ、檢査所理行す）（八）小物成、水車運上、賣場錢、質切水等の經稅を新に、又は年季切替を出願する時は、北國隙替の有無、稅額の多寡等を審査し、又は切替に係る多少の增稅を爲さしめ、經伺の上許可す、（九）官林及び官藏の巡木を保管し、損竹木あれば經伺の上拂下ぐ、（十）非常備として、各村郷藏に蓄積せる貯穀を巡檢す、（十一）酒造家を巡回して、密醸過釀を警戒す、（十二）洪水の時は、堤防樋樋の

防備を爲す、（十三）新田開發の企劃せるものあれば、檢地の上反別及び石高を査定し、經伺の上新地租を村方へ下付す、（十四）荒地は、臨檢の上、高反別及び減租額を調査す、（十五）稻禾秋熟に際し、檢見取の村落を巡回し、坪刈の上登畳を檢査し、地租額を定め、取箇帳を以て經伺確定す、（十六）制附を調製し各村へ分附す、（十七）租稅米金を收入し、江戸の金庫米蔵、其他定むる所の各地倉庫に回漕送納す、（十八）皆濟目録を調製し、内米金收納の時々交付せし小手形と引替、各村へ下付す、（十九）天變地妖に關り、家屋を失ひ、凍餒に迫る窮民あれば、急に各村の郷藏を開き、貯穀を分配し、尙法則に依り、夫食料、農具代、年賦貸與等を經伺の上施行す、（二十）鰥寡孤獨の救恤、孝子、貞婦、義僕の褒賞、養老賜米等を經伺の上擧行す、（乙）公事方　警察裁判等に關する諸務を掌る、其項目は縣治要略によりて次に示す、（一）管下人民の風紀を矯正し、博奕、密賣女、芝居興行の類を警戒す、（二）管下人民を保護し、内賊博徒等を逮捕し、審判の上經伺し、之が所刑を行ふ、（三）利害願（訴願）公事出入（訴訟）を審判し、經伺の上裁決し、若くは内濟（和解）を許す、（四）前項の訴訟類にして、六ヶ月以上に亘り、決定せざるものは、其事由を具し、公事方勘定奉行に屆出、以後毎六ヶ月に濟否を屆出づ、（五）處死人、負傷人、及び出火等ある時は、檢使（手附手代）を派出糺彈せしめ、具申し、又は經例の上處斷す、（六）跨博犯にして猶疑く、敲（五十敲百敲の二あり、並には笞五十に行ふを云ふ）に當るものを專斷す、（七）欠落（逃亡）は、尋方を郡頭村役人に命じ、刑事等に關せざるものは、三十日冤六切合百八十日を經過し、尋出ざるときは、人別帳卽ち戸籍を除却し、刑事等に關するものは、笞過六期を經たる後、永尋と唱へ、無期の尋方を爲す、（八）入墨勘當帳外を請ふものあれば、其事情及び本人の行跡を糺明し、之を許否す、（九）獵師及び山獵野禽除害に備る鐵砲を所有せんことを請ふものは、之を許否す、（因）以上落務の外、特に命ぜらるゝ臨時の用務は、（一）諸侯の城郭、并に領地及び諸下屋敷の授受を爲す、（二）川々圍役金を徵收す、（三）勘使巡廻、將軍家上洛、日光社參、廢寺、藝術、法會の如きことある時、其一部の諸賄及び雜用物品人夫の徴發等を取扱ふ、（四）將軍家の佛事に係る貧民施行米を分與す、（五）管下に暴動起りて、自力に餘る時は、近傍諸侯に交渉し、出兵鎮壓す、（六）平時は將軍家放鷹鹿狩等、又出火等の際、糧食の發出、戰時は行軍警衛等を掌る、室町時代は其制詳かならず、今專ら江戸時代にて說くべし、本職は勘定奉行に隸屬す、但し京都所司代に、同所角倉氏木村氏は京都所司代の小堀氏は京都所司代に、長崎代官の高木氏は長崎奉行に屬し、幕末の關東三郡代は特に老中に直隸したり、然れども租稅は總て勘定奉行の管理に屬す、郡代代官は目見以上の士を以て任命し、年功によりて布衣に進めらる、幕末關東三郡代は特に諸大夫に列す、郡代代官の下に手附、手代、書役、地役人あり、手附は代官所によりて人數を異にす、郡代代官の命を奉じて事務を取る、代官等陣役又は死去せし時は一時依職と稱し、假に勘定所詰精役元締巡廻を命ぜられ、新任の代官又は他の代官に附けらる、皆幕臣にして、諸代席手附、抱席手附の兩種あり、諸代席は祖先以來幕府に奉仕せし家柄にて、世襲職とす、後には地役小書頭組より郡代代官の拔擢により手附出役に任ぜらるゝ得たり、數代勤續のものは直に手附に轉ず、抱席は、新に抱入て臣籍に列し、一代限り仕ふるものを云ふ、本人死去退職の時は番代と稱し、除人を補缺す、然れども多くは本人の子孫を以て補缺とするを以て、自然に世襲となれり、又手代の中俊秀年功あるもの、郡代代官の請願により新に抱入となり、二十俵二人扶持を給ひ、手附とす、手附を任するは郡代代官の申請により勘定奉行之を專命し、格式從與其他異きものは、原稟あるもの、同奉行より老中（經伺の上任す、手附出役にして、原稟あるもの、家管相續其跡支配にて任ず）○手代、郡代代官に附從して事を行ふ、幕臣或は郡代代官の家臣にあらず、唯幕臣にして、郡代代官の經費中より給料を受く、郡代代官轉役又は死去の爲め、一時手代の勤務を失ひたる時は、元手代或は手明と稱し、他の代官又は新任代官の採用を待つなり、手代の功勞顯著なるものは、特に勤役中替續役格を授らる、郡代代官の推薦により勘定奉行之を命ず、尙然に勞れ特殊の功績あるものは、幕臣に列せられ、新規抱人となること、手附の條に述べたるが如し、往時の郡代代官は大藩なりしを以て多く家臣を使役して、別に手代を置かざりしが、小藩の代官は各地方の人民子弟等より事務老練なるものを撰び、手代として任用したりしものが、後には常置のものとなりしなり、而して此等各地の手代が、江戸に出て、手代となるには、町人の保證によりて始めて就職す、是等町受と稱す、手附、手代は、自己の資格に全く異なるも、職務上に從事なし、席次も勤續の年數、採用の遲速、執務上の優劣等によりて、郡代代官にて定む、故に手代にて上席を占め、手附にして下席に列する場合あり、この手附手代の首席者を元締と稱し、次を加判とし、此の二者を事務分擔の首領とす、元締は、勘定所に伺ひの上、加判は之

を專命す、幕末に至り、關東に高級の三郡代を置くに及びて、手附・手代を關東在方役と稱す○書役、手代の舊子をして事務見習を命じ、尙進で手代となるなり○關東取締出役、八州廻とも稱す、關東八ヶ國幕府料地并に諸藩領分の內、水戶領を除く外、旗下の知行所社寺領等の別なく巡廻し、警察逮捕のことを掌る、公事方勘定奉行直接の命令の下に服務すれども、手附手代等より撰補するものにして、郡代代官に附屬せり、人數二十一人なり○論所地吟出役、評定所に出勤して、爭論地を臨檢し、又は之等に關する事務を掌る、服務撰補附屬は一に取締出役に同じ、人數十人○地役人、國郡に依り、鐵山堤防米穀其他の雜務を帶る者を總稱して云ふ、郡代代官轉免の時と雖も、手附手代の如く、一時依職又は從伴移轉することなく、各其地に土着し、執務するものなり、役名は下の表に見ゆ○郡代代官の任地に在る居所を水陣、其公務を取扱ふ處を役所と云ひ、之を總稱して、陣屋と稱す、蓋し職時の名の殘れるならん、江戶附近にて管する代官は、馬喰町役宅(世俗郡代屋敷と云ふ、今の日本橋區馬喰町四丁目の四の方に在り、邸地八千餘坪にして、代官の住居、及役所の外貸付及蔵野等の事務所あり)に住居し、江戶市街に接する郡村を管す、之を俗に地問と稱し、其役宅に住居せざるを外地問と稱す、稍遠距離の管地にして陣屋なきは、各自府下の私邸に於て執務し、又任地には屬吏のみを移住せしめ、代官は常に江戶に在りて、撿見其他重要の事ある時、任地に赴くものあり、併せて之を在府と云ひ、世襲代官は其任地の陣屋に屬吏と共に在りて執務す、之を在陣と云ふ、任地あるものは任地を本廳とし、江戶の私邸に支廳を置く、之を留守居役所と稱す、新に郡代代官拜任の時、(馬喰町役宅住居を除く)初役拜信と稱し、所定の金額年賦を以て借下げ、私邸に役所及詰所(人民を出頭せしむる所)假字(曾置所の項)等を設け、屬吏を分遣して勤定所を始め、他の諸役所の交涉其他一般の事務を處辦す、陣屋及諸建物の營繕及修繕等は、寬延以後は民費とす、其創建に係る建坪貳百參拾坪を超え、及大破の修繕等は、特に勘定所の裁可を請ふ○郡代代官の職務に要する手附の手當、手代の給料を始め、諸殿の用途に充つる一切の經費を、諸入用と云ふ、往古は各郡村の正租米金の額に應じ、口米金と稱し、米は本石壹石に三升、金は本永壹貫文(今の一圓)に三拾文(其國により差違あり)を賦課し、之を經費として下附せられたりしを、享保十年より之を廢止し、管轄地の石高に依り、諸入用と稱し、別途に支給することゝ爲れり、但諸藩諸家の預り所と唱へ、管轄せしむるものは、舊制を改めず、口米永を下附して經費に充つ、諸入用は金と扶持米との兩種なり、初任五萬石高代官は、同高に對する諸入用金五百五拾兩、七拾人扶持とし、管轄高を增加するに從ひ、每一萬石に金五拾兩、拾人扶持を增給す、但し遠近に依りて差等あり(關東郡代編)

其始め詳かならず、享保日錄寬正元年八月十七日の條に、郡代郡小代官等の名見えたるは古く見えたるものゝ一なり、大永八年十二月には、三好氏細田若狹守を山城郡代とし、武田氏津軽氏最上氏秋田氏等何れも郡代を置きたり、天正十年德川家康甲斐を略するや、成瀨吉右衞門尉、日下部兵衞門尉を以て甲州奉行職とし、平岩七助を甲州郡代と定めたり、天正十八年關東に入るに及びて、伊奈忠次を以て、關東の代官とす、是れ後の代官の始めなり、忠次の祖先は三河の人、累世德川氏に仕へ、牧民の職を掌る、嘗て三河奉行たり、德川氏關東に入るに及び、召出て三河奉行たり、關ヶ原役功を以て備前守に任じ、一萬石を賜はり、甲斐代官を兼ね、忠次補陽魏水堰田に功にして、常に八州を巡視し、武獄公平にして、爲政善善ぶ、子忠政亦令名あり、弟忠次亦代官となり同じく令名あり、武州赤山地七千石を受く、其子忠勝伊豆の代官となり、二家の子孫郡代代官となり、代代職を奉ず、寬政の初め忠高親あり、是より關東郡代は勘定奉行の兼官となりしが、寬政四年郡代の管制廢止、代官五人を以て分治せしめ、先に復敬せしめ奈邸を郡代屋敷と稱し、三名の代官を以て居らしむ、飛騨郡代は金森氏所領を沒收せし後を受けて、置きしものなり、西國郡代(美濃郡代(美濃奉行の改名)は共に寶暦九年二月置く、幕末に至り關東に三郡代を置き、領內の儲穀を謀れり、今矢貢に慶應三年の調に掛る郡代表にして示す、猶支配高の事は、天領(テンリヤウ)の條に述べたれば、就て見るべし(武家名目抄、藤藤治要略)

グンダイキン　郡代金　馬喰町御用屋敷貸付金(バクロチヤウゴヨウヤシキカシツケキン)を見よ、

グンタウ　郡稻　大王稱唱代官稻の一種、田租を割き置きて諸國の郡費雜用に充つ、故に雜稻とも、雜色官稻とも云ふ、諸國の貢獻物なる金、銀、珠玉、皮革、羽毛、錦、貝、蹄、殼、紬、綾、香藥、彩色、服色、器用及び諸珍異の類は皆此稻を用ひて辨ず、大寶令に、「凡土毛臨時調用者、並准二當國時價一、價用二郡稻一」と見え、元明天皇和銅五年太政官爲分して、諸國の

郡代代官 △印世襲	職名人名	兼役	職役 ○印世襲 ()內役料	支配地	支配役人數	地役人
京都代官	小堀數馬	禁裏御所方御用 山城大川筋巡檢掛	六百石(千俵)	山城 大和 丹波 河內 和泉 ×京都二條	江戸詰五、京都詰三十一、御所掛二、金方三、定御修理方二、	
京都代官	角倉伊織	京都堤奉行	二百俵(高知行代加茂川百橋 但知行代加茂川百橋之役料扶持)	山城 ×京都二條城 △京都大佛殿	江戸詰二、京都詰二、城代詰六、	
京都代官	水村宗右衞門	造船支配 入木山支配	二百石	大和 河內	江戸詰三、京都詰四、	
京都代官	角倉與一	淀川過書船支配	二百俵(高知行代加茂川 高島郡船奉行兼之)	大和	江戸詰三、京都詰五、過書船、高瀨船場十二、	
大和代官	中村勘兵衞		百五拾俵		江戸詰十、五條五、	
大阪代官	齋藤六藏	堤奉行 堀船方	百五拾俵(金八拾兩 拾五人扶持)	摂津 河內 播磨	江戸詰八、谷町詰十六、	
近江代官	內海多次郎	堤奉行 周船方	百五十俵(金八拾兩 拾五人扶持)	播磨 和泉 河內	江戸詰七、鈴木町詰十三、	
近江代官	△石原清一郎	大津町奉行、藏奉行、奉津賣目改所	二百俵	近江 大和	江戸詰十、大津詰十三、京都詰一、京都賣目改所一、	
近江代官	△多羅尾主殿		二百俵	×近江大津		
美濃郡代	岩田綠三郎		四百俵	河內 伊勢	江戸詰九、信樂詰三十、	
遠江代官	田上寬藏	荒島、東上、御川分一番所	千五百石	△近江信樂 △東海道四日市		
駿府代官	中山誠一郎	駿府藏番	四百俵	美濃 伊勢	江戸詰十四、笠松詰十四、	
甲府代官	小笠原甫三郎	藏奉行	百五拾俵(貳百俵)	△美濃笠松 △尾下川邊		
甲斐代官	安藤傳藏		百五拾俵			
甲斐代官	增田安兵衞		百五拾俵			
關東代官	伊豆代官	江川太郎左衞門	百五拾俵	武藏 相模 ●伊豆韮山 東海道三島	江戸詰二十二、韮山詰十六、	江戸詰二十二、品川賣目改所一、
武藏 相模 伊豆	今川要作	鹽絶方 小佛關所 相州荒川番所 浦賀掛 大森町打場 品川新宿賣目改所 城ヶ島 鳳野掛 鳳屋		×江戸馬喰町		

郡代代官 △印世襲	職名	人名	旅役	職	役高	支配地	役所所在地 ×印役宅 △印出張屋	支配役人數	地役人
	關東代官	佐々井半十郎	本所深川遠藤掛 金町、松戸、小岩、市川關所 小菅納屋鷹野掛 千住貫目改所	△二百俵（貳拾人扶持）	武藏下總	×江戸馬喰町		江戸詰二十二、千住貫目改所一、	金町、松戸、小岩、市川關所番十、小菅關內定番一、
關東代官	松村忠四郎		板橋鷹野掛 千住貫目改所	百五拾俵（三百俵）	武藏下總	在府		江戸詰二十二、板橋貫目改所一、	房川渡、中田關所番四人、
關東代官	大竹左馬太郎		房川渡 鷹野掛 中田關所	百五拾俵（貳拾人扶持）	武蔵上野	×江戸馬喰町 △同足尾銅山	江戸詰十九、 上野岩鼻詰十一、岩鼻詰十五、	江戸詰十九、	
關東郡代	木村甲斐守			二千石	武蔵	上野岩鼻 △同足尾銅山			
關東郡代	河津伊豆守		下總小金 房州嶺岡牧場掛	二千石	安房上總 下總常陸	下總布佐	江戸詰十八、		
關東郡代	小栗下總守			二千石	未定		未定		
關東代官	稲田所左衛門			百五拾俵	下總常陸	常陸	江戸詰二十二、		
關東代官	北條平次郎			百五拾俵	下總常陸	在府	江戸詰十七、		
關東代官	山內源七郎	今市藏掛 宇都宮貫目改所		百五拾俵	下野	△眞岡 東郷	江戸詰十二、眞岡詰十二、宇都宮貫目改所一、今市詰一、		
關東代官	小川達太郎			百五拾俵	安房上總	在府	江戸詰十三、		
陸奥代官	多田銑三郎			百五拾俵	常陸陸奥	陸奥磐城 同淺川	江戸詰八、塙詰四、淺川詰二、		
陸奥代官	黑田節兵衛			百五拾俵	陸奥	桑折	江戸詰九、桑折詰七、		
陸奥代官	森孫三郎			△二百俵	陸奥	小名濱	江戸詰五、小名濱五、川俣詰四、		
出羽代官	山田佐金二			△二百俵	出羽	△大石田 中野 △御影之條	江戸詰七、中野詰五、寒河江詰四、		中田銀山方役人組頭二、同見習二、同平役十五、寄床屋敷八、銀見役一、吹分鉢二、灰吹師三、山廻足軽四、下村檜目付十、
信濃代官	松本直一郎	追分貫目改所		百五拾俵	信濃	飛驒 越前 △越前木俣	江戸詰十一、御影詰四、追分貫目改所一、		山林掛地役人頭取九、同地役人二十四、同地役人見習十三、
飛驒郡代	新見內膳				飛驒 越前 加賀 白山麓	飛驒高山 △越前木俣	高山詰九、本保詰八、		
越後代官	大草太郎左衛門			四百俵	百五拾俵	越後	出雲崎 △川浦	江戸詰六、出雲崎詰八、川浦詰二、	

郡代代官 △印世襲	職名	人名	旅役	職	役高	支配地	役所所在地 ×印役宅 △印出張屋	支配役人數	地役人
越後代官	篠本信之助			百五拾俵	百五拾俵	越後	水原 △鳥野町	江戸詰五、水原詰十、鳥野町詰二、	
丹後代官	宮崎逸次郎			百五拾俵	百五拾俵	丹後	丹後久美濱	江戸詰七、久美濱詰八、	
備中代官	櫻井久之助			百五拾俵	百五拾俵	備中倉敷 美作 △同笠岡	備中倉敷	江戸詰八、倉敷詰九、笠岡詰二、	
但馬代官	櫻田新之丞			百五拾俵	百五拾俵	但馬	但馬生野	江戸詰八、生野詰六、	
石見代官	鍋田三郎右衛門			二百二拾八俵	二百二拾八俵	備中 石見 備後	石見大森 △備後上下	江戸詰六、大森詰五、上下詰三、	
西國郡代	△篠田治郎右衛門			四百俵	四百俵	豐前 豐後 日向 肥後	豐後日田 豐前四日市 日向高市 △肥後天草	江戸詰十、日田詰十、四日市詰二、高島詰二、天草詰四、	
長崎代官	高木作右衛門（長崎奉行兼帶）			△二百俵	百五拾俵	肥前	長崎	江戸詰三、長崎詰十四、	

郡稲缺乏して給用の日際闕を致すことあり、國の大小に准じて大税を制き、以て郡稲に充て、出擧して利息を通じ其用に充てしめ、自今以後永く恒例となさしむと云へり、雜稅の目は、諸寺料、文殊會料、修理府官舍料、修理驛家料、驛子賃料、修理池溝料、送防料、道橋料、俘囚料、救急料、藥分料、悲田料、施藥院料、官牧馬牛の直、占市牧牛の直、交易鷲の直、勅旨御馬の秣料、同く蕃飼御馬の秣料、勅旨田料、御稅の交易料、大學寮料、學生料、三島神料、月山大物忌神祭料、大和大國魂神祭料、健兒賃料、兵賃料、衛卒料、鑄錢司傳料等にして、就中國分寺、文殊會池溝救急等の料は、正稅公廨と共に、諸國大概定め置く所、自餘は、國に隨て有無同じからず、何れも出擧して利を收るを得、延喜式に出擧する雜稅の名委しく見えたり。

「ツセイ」塗香（含義解、續紀、大日本租稅志、日本財政史）

グンダン　軍團　（唐制）

王朝時代　諸國に配置したる軍隊、今の師團に似て規模の更に小なるものの（隋制）非常の防禦に備へたるものにして、戎具を充備し、弓馬を調習し、陣列を簡閱す【編制及職員】

其兵士は管內の男子二十歲以上六十歲以下を正丁となし、其三分の一を徵發して、一軍團を組織す、故に每團の兵數同じからず、栗田博士の軍團考に、大概四郡に一軍團を置きしが如しと云へり、平時にありては五人を以て伍と稱し、二伍を火と稱し、火每に軍器を備へ、駄馬六頭を畜ひ、行軍の用に供ふ、五火每に隊正一人、百人每に旅帥一人、二百人每に校尉一人あり、千人以上を大軍團とし、大隊一人少毅各一人、二人、六百人以上を中軍團と稱し、大隊少毅各一人、五百以下を小軍團と稱し、毅一人にて之を統率す、團每に主帳一人を置く、大少毅は部內の散位勳位者は庶人の武藝精すべき者を取り、校尉以下は庶人の弓馬に便なるもの、主帳は書筆に工なるものを取る、一隊每に騎兵、步兵あり、又强壯の者二人を定めて奪手とす、軍團中より京に上りて皇城を宿衛する者を衛士、邊防の處に行きて戍となる者を防人と云ふ、國每に鼓二面（軍鼓司る）、大角二口（校尉司る）、小角四口（旅帥司る）を置く、職時には大中小國を合せて一軍となし、軍每に將軍、副將軍、軍監、軍曹、錄事を置く、三軍を總ぶる每に大將軍一人あり、大將軍出征して、軍に臨み寇に對する時、大毅以下軍令に從はざるか、精劣の事あらば、死罪以下其身決を屬るず、還る日狀を具へて官に申す、大將軍出征には必ず節刀を授く、軍事ちば直に官に收めて家に寄するを得ず、此の一切諸兵を校練徵發する政を兵部省にて掌る、今左に其編制及び配置の表を掲げて參考に供す、但し配置は栗田博士軍團考によりたるものにして、舊記に其名の見えたるもの〜みなれば、もとより悉皆にあらずと知るべし、

第一表（編制）

【平時】

職系＼人員	大毅	少毅	校尉	旅帥	隊正	主帳
大國	一人	二人	五人	十人	二十人	一人
中國	一人	一人	三人	六人	十二人	一人
小國	—	一人	二人	五人	十人	一人

【戰時】

大軍一萬人以上、中軍五千人以上九千人以下、小軍三千人以上四千人以下、

人員	將軍	副將軍	軍監	軍曹	論事
大軍	一人	二人	四人	四人	四人
中軍	一人	一人	四人	二人	二人
小軍	一人	一人	二人	二人	二人

第二表（配置）

國名	團名	國名	團名	國名	團名
【畿內】					
山城	乙訓	河內	志紀	伊賀	阿拜
大和	高市	攝津	西成		
【東海道】					
伊勢	鈴鹿	駿河	安倍	安房	平群
尾張	中島	甲斐	八代	上總	市原
三河	寶飫	相模	餘綾 大住	下總	葛飾
遠江	豐田	武藏	多磨	常陸	茨城
【中山道】					
近江	栗本				
美濃	不破				
信濃	筑摩				
上野	群馬				
下野	都賀				
【北陸道】					
越前	丹生				
加賀	能美				
【山陰道】					
丹波	桑田	伯耆	久米		
丹後	加佐				
但馬	朝多	出雲	意宇 熊谷 神門		
因幡	法美	石見	那賀		
【山陽道】					
播磨	飾磨	備中	賀陽	周防	佐波
美作	苫東	備後	葦田	長門	豐浦
備前	御野	安藝	安藝 佐伯		
【南海道】					
紀伊	名草	讃岐	阿野	土佐	長岡
阿波	名方	伊豫	越智		
【西海道】					
筑前	御笠	肥後	益城	日向	兒湯
筑後	御井	豐前	京都	大隅	桑原
肥前	小城 基肄	豐後	大分		

地圖（グンヂヤウ）**軍徒天皇**紀大化元年に、於二閑曠之所一起二造兵庫一、敢二聚國郡刀甲弓矢一、邊國近與蝦夷接境、墳墓者、可レ靈數集兵而猶假レ本主一とあるに起り、文武天皇大寶元年始めて其制を定む、後ち奈良朝の末に至りては、國司、軍毅等軍兵を使役し、徒に公費を費耗するの弊を生ぜしが、桓武天皇の延曆十一年敕して陸奥、出羽、佐渡及び太宰府等邊要の地を除く外は、悉く諸國の軍團を停廢し、更に鎧兒の制を設け、これをして府庫、兵庫を守衛せしむ、習來諸國の兵士、衞府官等何れも庶務にして用に足らざるに至り、其權漸非違使に移れり、眞觀以後武備益々弛ぶ、次で武家興起し守護地頭勢力を得るに至り、此制も全く廢せられたり（令義解、三代格、類聚國史、職原抄、兵志、軍國考）

グンダリミヤウワウ 軍荼利明王

佛教にて五大尊明王の一、南方に居す、八臂の怒

怒相を表はし、一切惡魔諸惡鬼を降伏す、本地は虛空藏菩薩なり、或は觀音と云ふ、梵語に阿密哩多軍荼利と云ふ（尊寄抄、佛敎いろは辭典）

グンチユウジヤウ 軍忠狀 軍功を朝廷幕府もしくは首將等に注進言上する文書をいふ、大概奉行又は大將捺印せし記に、其首に一見了の三字及び花押あり、故に一見狀とも云ふ、文例左の如し、

後醍醐天皇元弘三年播磨大山寺衆徒軍忠狀（播磨大山寺宗徒軍忠狀藏）

一見了（花押）

注進

依レ賜二大塔二品親王一令旨一、播磨國大山寺衆徒等自去淸二月十五日一致二合戰忠一、抽二御祈禱實一事、

一當寺無日不斷藥師如來供養法、

一播州小平野兵庫島合戰、二月十五日（和泉）、

一同廿三日尼崎合戰手負、（讃岐）（大和）

一同廿四日同國坂部村合戰打死、刑部次郎、（讃岐）

一廻耶山合戰、三月一日打死兵衞三郎、（讃岐）

一京都合戰同十二日打死大夫房、（大膳亮）（讃岐）尾後、（信濃）（有馬）

同日手負民部丞（讃岐）兵部丞（讃岐）少輔（讃岐）駿馬、（讃岐）丹後（讃岐）

一廻耶山城子令警固

右今年二月廿一日忝賜二令旨一之間、自二赤松城一始、於二所々一致二度々合戰一、弟、仍注進如レ件、

元弘三年五月十日

差上御奉行所

クンテン 訓點 漢文を國譯して讀む便宜上、其文字の傍につくる「カヘリテン」及び振り假名なる云ふ（訓點復古、授業編、文教溫故）王仁來朝して始めて漢籍を我國人に敎へし時にあるべしとの說あれども、當時王仁は如何にして敎へたりしや明かならず、後世和讀と稱し、文字を顚倒して讀むことは吉備眞備に始まると云へども、之れ又確かならず、其助詞の符號を綾せる物を點圖と云ふ（テングを見よ）點は古昔甚だ貴重せしが、遲に通じ難く、讀書の際甚だ不便なるを以て、後には直に一二三上下等と記する事起りて、點圖漸く廢せらる、從來經書の點には明經家等の點を用ひたりしが、後世朱學の傳來するに及びて、桂庵文之等先づ其說に依て之を點し、次で藤原惺窩（窩點と云ふ）林道春（道春點）等相繼で之を改訂せしより、群籍の點本漸く多く出でゝ、遂に上木の漢籍には殆ど無點のものなきに至れり（訓點復古、授業編、文教溫故）

グンバイウチハ 軍配團扇 大將の持ちて、軍配をするに用ふる團扇、軍用記に、團扇は形丸し、徑りかれの尺にて八寸二分なり、中の所は上下共に五分丸みを内へ入る、薄きいため革二枚にて合せ、まはりを縫ひ、柄をさしたる所の兩方をも縫ふべし、細き革にて縫ふなり、柄は鐵なり、長さ一尺三寸、厚さ一分五厘、廣さ七分、柄の末は羽の外へ五分出づ、先を丸くする、本の方は徑一寸程丸くして、其内に穴をあけ、緒を通し、柄は黑く漆にて塗るなり、綿末羽の先へ出づる所、羽の付きは三分ほどの五分計籐をまく、羽の下五分計籐をまく、緒は編み組緒、長さ一尺二寸ふさあり、一尺五分緒に手をぬき入れ、よきほどにしてかなふ結にするなり、羽の表は朱うるしにぬり、金泥にて九曜星をかき、中に梵字をかき、うらの方は金にてたみてまん字をかくなり云々、又曰く、軍配團扇と云ふもの太平記以上の古き軍物かたりの書に曾て見えず、甲陽軍鑑には見えたり、然れど信玄緣信の頃より始まりしなるべし云々」、といへり、軍扇（グンセン）參看、

グンバウジムキヨク 軍防事務局

軍務官（グンムクワン）を見よ、

グンムクワン 軍務官 職制沿革明治初年の職名、行政官の中に在りて、陸軍、海軍、練兵、守衛、軍務等のことを掌る（地圖沿革）明治元年正月廢陸軍事務科を置き、二月に之を廢して軍防事務局を置き、閏四月又事務局を廢して軍務官を置き、海陸軍の二局及び築造、兵艦、兵器、馬政の四司を管す、二年七月之を廢して兵部省を置く、「ヒヤウブシヤウ」の條參看（法令全書）

グンヤク 軍役 職時にその用途を宛て課する所役をいふ、鎌倉及び室町幕府の時には、その時に臨みて課し、一定の方法なかりしが、江戸幕府に至り、慶長二十年、諸侯の石高に應じて人數騎馬及び兵器を出さしむ、其數左の如し（青標帶）

石高	人數	騎馬	旗	鑓	弓	鐵炮
		騎	本	挺	張	挺
千石	三人	一	一	二	一	一
千百石	三人	一	一	三	一	一
千二百石	三人	一	一	三	一	一
千三百石	三人	一	一	三	一	一
千四百石	三人	一	一	三	一	一
千五百石	三人	一	一	三	一	一
千六百石	三人	一	一	三	一	一
千七百石	三人	一	一	四	一	二

千八百石	元	一	一	四	一	一	二	二
千九百石	四	一	一	四	一	一	二	二
二千石	四	一	一	五	一	一	二	二
三千石	一	二	一	六	二	二	三	三
四千石	一	三	一	五	二	二	五	五
五千石	一	五	一	五	二	二	五	五
六千石	一	五	一	五	二	二	五	五
七千石	一	六	一	七	二	二	五	五
八千石	一	七	一	八	二	二	五	五
九千石	一	八	一	二	二	二	五	五
一萬石	一	二	二	五	三	三	五	五
二萬石	一	三	三	五	三	三	五	五
三萬石	一	五	三	五	三	三	五	五
四萬石	一	四	八	七	三	三	八	八
五萬石	一	七	一	八	三	三	二	二
六萬石	一	七	一	八	三	三	二	二
七萬石	一	一	一	八	三	三	二	二
八萬石	一	二	一	二	三	三	二	二
九萬石	一	二	一	二	三	三	二	二
十萬石	一	二	一	二	三	三	二	二

グンヨウキ　軍用記　巻数刊本七巻、又近来刊行の故實叢書に收めたるは本文一冊、附圖一冊とす　関東管領甲冑刀劍弓矢馬具等の軍器の名所、着用製法及び武家陣中の故實等、一々圖を附して說明し、初學者の軍器を知るに尤も便利なり　著者伊勢貞丈、寶暦十一年十月六日の自跋あり、之によれば家の舊記書說及び諸家の說を斟酌して子孫の軍旅作法を知らざる者の爲めに書き遺むる所と云ふ（軍用記）

グンリヤウ　郡領　郡司の長官をいふ、「グンリツ」を見よ、

グンリツ　軍律　軍人にかゝる法律をいふ、大寶令の時、軍防令を以て之を定む、其以後の事得て知るべからず、降りて德川氏の時、武家諸法度、諸士法度以下を制定して、武人を處分するの律と爲す、詳しくは各條を見よ、

グンリヨ　軍旅　王朝時代、軍隊の編制上、百人の團隊をいふ、軍團（グンダン）を見よ○又合戰の事をも云ふ、

グンレイ　軍禮　軍中の作法をいふ、軍用記に、母衣をかけて主人に物いふには、我左のあとの鹿手の通りに、御馬の桑を置くやうに申示るべきなり、母衣をかけずとも、馬上の時はすべて如此なり、一說、母衣かけたる時、一人に對しては、左の手（諸ことなり）をとくといふ說あり、母衣は自由緩急の道具にあらず、手をとくに不及事也」軍陣にて弓を持ち、御前に參り、御酒給ること、盃當をとり、甲を持せ、餘卷にて飛出で、御前にて弓を左の脇に挾み、弦の間より右の手をぬき出し、御盃をとり、左右とゝやうに飛出づべし」御旗竿出入の事、出る時はすみへ退かずして給ふべし、入る時は內へなすべし、大將の御前口を外へなし、入る時は內へなすこと、手をつくべからにて、御旗ざほの向ふを延ること、手をつくべからず、手をば膝に納めて、腰ばかりす、膝つくべからず、手をば膝に納めて、腰ばかりかゞめて進るべし」軍陣にて、大將に御目にかゝる常の如く御目にかけ、末はずを取寄て、弓と弦との間へ左の手を入れて、其間に御禮申すべきなり、手を負ひ疵を被りたる時も、尻籠うつぼを付けながら禮には、腰、尻籠、うつぼ弓をば置て參り、黑三御目也」陣中にて大將に書狀を持て參らするには、狀を立て持て參らすなり、陣中にては何にてもふすることを忘なり、「大將の御前、御旗竿の向ふを進ふる事、手をつくべからず、膝をつくべからず、手を膝に納めて腰ばかりかゞめて進るべし、すべて陣中にては常の如く、手をつかず、かしこまらず、頭をさげず、これ軍禮なり、常にかはるなり、餘事には常の如くならぬ故なり」とあり、以て其大要を知るべし、

グンレイ　軍令　軍中の諸法度をいふ、令義解に、凡國外之事、皆軍制之、欲有所指麾、乃立其數令、是爲軍令、其自非大將、而諸將軍以下者、不得復出軍令也」と見えたり、

クメ　貢馬　「コウバ」を見よ、

クメウタ　久米歌（久目歌）　祝詞式雅樂の一種、始め久米氏の人歌ひし故に名づく、歌を主として、篌拍子、儀琴、龍笛、篳篥を以て節文となす、其調整越、其音整越盤涉、黃鐘、雙調、平調の五聲なり、舞あり、故に久米舞とも云ふ　關東武藝舞人四人、巻纓冠を戴き赤抹額を纏ふ、赤袍を著け、金裝劍を佩び、靴を穿ち以て舞ふ、其裝極めて勇壯なり、歌人三人、或は四五人にて定まらず、內、篌拍子一人あり、外に琴琴者一人、吹笛者一人、吹篥者一人あり、此の樂は立奏なるを以て、更に琴持二人ありて、琴の首尾を紅ぐ、歌人以下の服裝は冠、布橡、青摺、小忌衣、或は襲袍、袍、銀裝劍、靴なり、歌奏の順序は、（一）音取、笛、篳篥を合奏す、（二）坐入首聲、篌拍子、琴、笛、篳篥皆和す、且つ奏し、且つ歩して殿前に進む、故に名づく、其歌は、「ウカノ、タカキニ、シキヲナハル、ヤガマツヤ、シギハサヤラズ、イスクハシ、カゲラサヤル」（三）揚拍子、三器和奏して、舞人場に上りて舞を奏す、歌終り琴に和して倒舞す、蓋し神武の戰勝を說するの意なり、了て倒を納む、其歌は、「コナミガ、ナ

コハ、ヤガヤ、ヤガヤ、ハノミノ、ナクタテ、コキシヒヱネ、ヤ、ヤ、コキガヒヱネ以上二首は神武の御製なり、（四）「退出音聲」、神祖子常絃合和し、且つ奏し且つ退出す、其歌は「イヤハヨ、イヤハヨ（歌聲）アヽ（欣聲）シヤチ、イヤガニモアゴロ、イヤガニモアゴヨ」以上は天皇の功德を讃頌せし詞と云ふ（問答雜語）久米歌は、神武天皇大和の菟田穿師兄猾を征し給ひし時の御詠にして、當時道臣命に勅して、大來目部に歌はしめたるに起る、往古は大伴天皇の遊宴其他にも用ひられたり、即ち天平勝寶元年十二月、聖武天皇東大寺に幸して、久米儛を奏はしめたるが如き是なり、中古以後は大嘗會にのみ用ひられ、他に用ふることなし、後土御門天皇以來廢せしが、文政元年の大嘗會に再興ありきと云ふ、明治十一年始めて紀元節に此儛を奏せられしより、遂に恒例となる（書紀、音樂略解、歌儛品目、如圖記話）

クメウヂ　久米氏　神例、高皇產靈尊八世の孫味耳命より出づ、遠祖道、左右京に住す、初め瓊瓊杵尊、天降の時、「天津久米命、大來目部を帥ゐ、天石靫を負ひ、天押日命と倶に、警衛して日向に到れり、爾來子孫大伴氏と共に警衛を掌れり、神武天皇東征し給ふ時、大久米命道臣命と共に元戎を督して功あり、天津久米、大久米は皆久米直の祖なり、景行天皇の時、久米直祖七掌腰、日本武尊に從ひて東征す、肯來久米氏衰へて、雄略天皇の朝、其所領の殺戮部皆大伴氏に屬せり、（按るに續日本紀元正天皇の時、忍海手人廣道、法久米直を賜ぼりしこと見えたれども、蓋し別族なり）又國造あり、神皇產靈尊十三世の孫伊與主命、座弥天皇の時、久米國造となり、清寧天皇の時、伊餘來目部小槌なる者あり、播磨の國司となり、顯宗仁賢の二帝を御所より錦旗、鼓吹、ヲシテ、コキガヒヱネ以上二首は神武の御製なり、（四）「退出音聲」、神祖子常絃合和し、且つ奏し且つ退出す、其歌は「イヤハヨ、イヤハヨ（歌聲）アヽ（欣聲）シヤチ、イヤガニモアゴロ、イヤガニモアゴヨ」以上は天皇の功德を讃頌せし詞と云ふ（問答雜語）久米歌は、神武天皇大和の菟田穿師兄猾を征し給ひし時の御詠にして、當時道臣命に勅して、大來目部に歌はしめたるに起る、往古は大伴天皇の遊宴其他にも用ひられたり、即ち天平勝寶元年十二月、聖武天皇東大寺に幸して、久米儛を奏はしめたるが如き是なり、中古以後は大嘗會にのみ用ひられ、他に用ふることなし、後土御門天皇以來廢せしが、文政元年の大嘗會に再興ありきと云ふ、明治十一年始めて紀元節に此儛を奏せられしより、遂に恒例となる（書紀、音樂略解、歌儛品目、如圖記話）

クメウヂ　久米氏　神例、高皇產靈尊八世の孫味耳命より出づ、遠祖道、左右京に住す、初め瓊瓊杵尊、天降の時、「天津久米命、大來目部を帥ゐ、天石靫を負ひ、天押日命と倶に、警衛して日向に到れり、爾來子孫大伴氏と共に警衛を掌れり、神武天皇東征し給ふ時、大久米命道臣命と共に元戎を督して功あり、天津久米、大久米は皆久米直の祖なり、景行天皇の時、久米直祖七掌腰、日本武尊に從ひて東征す、肯來久米氏衰へて、雄略天皇の朝、其所領の殺戮部皆大伴氏に屬せり、（按るに續日本紀元正天皇の時、忍海手人廣道、法久米直を賜ぼりしこと見えたれども、蓋し別族なり）又國造あり、神皇產靈尊十三世の孫伊與主命、座弥天皇の時、久米國造となり、清寧天皇の時、伊餘來目部小槌なる者あり、播磨の國司となり、顯宗仁賢の二帝を御所より錦旗、鼓吹、ヲシテ、コキガヒヱネ、ヤ、ヤ、コキガヒヱネ以上二首は神武の御製なり、（四）「退出音聲」、神祖子常絃合和し、且つ奏し且つ退出す、其歌は「イヤハヨ、イヤハヨ（歌聲）アヽ（欣聲）シヤチ、イヤガニモアゴロ、イヤガニモアゴヨ」以上は天皇の功德を讃頌せし詞と云ふ（問答雜語）久米歌は、神武天皇大和の菟田穿師兄猾を征し給ひし時の御詠にして、當時道臣命に勅して、大來目部に歌はしめたるに起る、往古は大伴天皇の遊宴其他にも用ひられたり、即ち天平勝寶元年十二月、聖武天皇東大寺に幸して、久米儛を奏はしめたるが如き是なり、中古以後は大嘗會にのみ用ひられ、他に用ふることなし、後土御門天皇以來廢せしが、文政元年の大嘗會に再興ありきと云ふ、明治十一年始めて紀元節に此儛を奏せられしより、遂に恒例となる（書紀、音樂略解、歌儛品目、如圖記話）

クメダジ（雲南郡）八木村大字池尻（舊久米田寺村）○諸說出と稱す、又歷池院と稱す　關東古蹟寶言宗○本尊釋迦佛（問答雜語）僧行基の開基、四十九院の一なり、寺傳によれば行基院池を造らんとせし時、聖武天皇光明皇后臨行して、武功を助け、詩龜二年二月院池成る、天平十年御願により、堂宇を建立し、春日神を鎭守となし、釋迦三尊を安置す、爾來代々諸人の信仰厚く、其本堂の外、塔、鐘、鐘樓、經藏各一宇、僧坊、鎭守二十餘所の勸院等大小國を免除し、同年九月源季長九條堂末に賞遷す、是より藤原氏長者の管轄となる、又修明門院師依して淡路國杭庄を寄す、承久の亂武士の亂入する所となり荒廢して、諸堂宇悉く敗頹僅に礎石を存するのみなりしが、弘安四年三月寺僧等奏請して諸國に勸進して興隆せんと請ふ、翌年五月官符を下して、之を許す、拔に於て堂宇稍々舊に復せり、後ち補木、新田、足利諸氏の歸依を受け、衰へざりしが、戰國以後大に衰へ、今本堂の外不動堂、鎭守堂、開山堂等僅に過ぎず○付寶文書敬百通あり、識其聖王、植木正成以下歷史上有名なるもの多し（久米田寺文書、和泉名所圖會、國語名辭典）

クメデラ　久米寺　關東國大和國高市郡白橿村大字久米　關東國和泉國南北郡知來　關東國眞言宗○本尊釋迦佛　推古天皇二年、聖德太子の弟久米皇子願を崇び、佛月光菩薩を造り、一寺を建立すと云ふ、一說に、久米仙人あり、修行して仙となり、空中を飛行せしが、一女の久女川にて衣を洗ふを見て、通力を失ひ、空中より墜つ、後て其地に堂宇を爲て、金銅藥師像を鑄て安置すと云ふ、晏者中興長二、に創鑄して佛を弘め、延暦中空海拔に住す、後ち屢々變革あり、慶安三年山城正信の燒滅の爲め燒かれ、灰燼となる、現今の堂宇は萬治中の造營に係る○本堂に藥師如來、久米仙の像あり、多寶塔は菩提長の本邦にて始めて建てたるものと云ふ、情がな慶安の戰火に遇かれ、今のは寛政年間京都仁和寺のものを移したるものなりと云ふ（拾遺寺記、元亨釋書、京華要略、大和誌）

クメノコホリ　久米郡　關東國伯耆國東西兩部に在り、延喜式に始めて郡名見えたり　關東國府此郡に在り、和名抄に、久代（ヘツシロ）立縫（ムチヌイ）山守（ヤマモリ）大鷦（オホカモ）小鷦（コカモ）久米（クメ）勝部（カツベ）神代（カミシロ）下神（シモノカミ）上神（カミノカミ）等の郷あり、延喜式以來變りなし、明治二十九年河村八稱の二郡と合して東伯郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、社寺全書）

クメノコホリ　久米郡　關東國美作國　關東國續紀に、元明天皇和銅六年夏四月備前國の六郡を割て始めて美作國を建てしこと見え、考證に、一本有二英多、勝田、苫田、久米、大庭、眞嶋、十二字」とあり、以て其起原を知るべし　關東國延喜式久米に作る、和名抄に、大井（オホヰ）後文（シトリ）鏡積（ニヒヅリ）長岡（ナガヲカ）賀美（カミ）弓削（ユゲ）久米（クメ）等の郷あり、後ち又分て南北二郡となし、蓋に遷移して南條北條の二郡となす、正保國之に倣り、寛文中併せて久米郡となし、元祿十年森美作守書上山林帖に、又久米を南分北分せしより、拔に分れて久米南條、久米北條の二郡となる、古圖、元祿帖之

に偽り以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ケメノコホリ　久米郡　地名辭書　伊豫國

地名辭書　續紀に、天平神護二年四月久米郡伊豫神と見ゆ、されど是より先、清寧天皇の時、播磨國司伊吳來目部小楯、始めて仁賢天皇顯宗天皇に見えし事史に出でたり　地名辭書　書紀久味に作り、延喜式久米に作る、今之に從ふ、古（久目部此に居る、和名抄に、天山（御用集にテンサン）吉井（ヨシキ）石井（イシキ）神戸（カム〳〵）餘戸等の郷あり、明治二十九年溫泉郡に合併す（諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ケメノミコト　久米命　天津久米命（アマツクメノミコト）を見よ、

ケメノワクゴラケノイハスワケノスメラミコト　來目稚子袁祁石巢別天皇　顯宗天皇を稱す、「ケンゾウテンワウ」を見よ、

ケメベ　久米部　久米氏の率ゆる部屬をいふ、「クメウヂ」參看、

ケメマヒ　久米舞　久米歌（クメウタ）を見よ、

ケモ弁　雲居（雲井）　內裡を天上に比した名、又清涼殿の殿上をもいふ、

ケモ井ノゴシヨ　雲井御所　松山御所をいふ、「マツヤマノゴシヨ」を見よ、

ケモキリ　蜘蛛切　名劍の名、源平盛衰記劍卷には源氏重代寶劍の膝丸の改名とせり、武家名目抄に之を辨じて、膝丸は六條判官爲義の時、猶膝丸と云ひて鱗子左馬頭義朝に遺りし事は、保元物語に見えたり、蜘蛛切は回蜘蛛成にや、若然らば自ら別の太刀にて、曾我物語に本曾義仲三代相傳の寶と云ひたれば、六條判官より鄧刀先生義盛に傳へしなるべし」と云へり、然れども曾我物語も後世のものにて信じ難ければ同じく傳說に從ふべし、

ケモクセン　日目錢　武家時代、島地より徵收する租の名、江戸時代の小日錢と稱するものに似たり、柴山寺文書に、左の如く見えたり、

段別六拾文宛目錢日錢將監如三酒々相加、來二十日以前に可有二皆濟一候、無沙汰候者、御使可入候也

明應九庚申六月十四日　花押

ケモクヤ　雲助　江戸時代、宿驛渡場などに居て、駕籠など昇くことを業とせる者、雲の定のなき者と云ふ義、一說に蜘蛛の子の散るが如く處を定めざるの意なりと、其の名を呼ぶに、皆生國の名を以てすと云ふ、官中要錄に、其の宿々の百姓町人共に、身持不埒か、不仕合にて身代潰れ、宿なしになりたる者を、其宿に憐み置き、往還旅人の荷物を持たせ、茶代問屋場などへ駕せ置きたるより始まりたるものと云ふ、風來の雲助は、宿によりて一夜も差置かぬと云ふ、風來をば「闇雲」と云ふまし」といへり、

ケモノウヘビト　雲上人　殿上人を云ふ、禁中を雲の上又は雲居と云ふより名づく、今錢たまうさ卷に、誰にかありけん、殿上人まゐりて、殿上に昇りてゐたりければ、雲の上に雲の上人のぼりゐぬ云々」と見えたり、

ケモン　公文　諸國より京都に出す大計帳、正稅帳、朝集帳、調庸帳等を云ふ、是た四度使にて定時に上る故に四度公文とも云ふ、之に附帶して上るものを支文と云ふ、これを合せ稱して雜公文と云ふ、大計帳には隱首括出帳、雜戶帳、陸戶帳、出擧帳、年人計帳、貢調使解等を、正稅帳には、神稅帳、國分寺定額寺公文義倉官田地子等帳、營田敷繪帳、品位田帳、諸寺燈油帳、調庸帳には租帳、朝集帳には會帳、郡司名簿、雜色人死亡帳、軍團歷名簿、防人在防所々敗笛子帳、健兒歷名簿、器仗帳、官私船帳、官牧帳、官私馬牛帳、健兒歷名簿、器仗帳、軍團歷名簿、防人在防所々敗笛子帳、健兒歷名簿、器仗帳、官私船帳、官牧帳、官私馬牛帳、國分寺公文等を附帶す、朝廷にては此の公文を左右文殿に收め置く、黃白問答に、國庫二寮一使覽文を公文と云へるは、未だ慕さゃが如し（延喜式、朝野群載、黃白問答）

ケモンジヨ　公文所　王朝時代諸國にて公文を結解する役所を云ふ、朝野群載に、美濃公文所、山城公文所見えたり、院廳、攝政、關白家、寺家、庄園等之に倣ひ、所領に關せる文書を納め置く所なり、又は公文所と稱し、此所にて所領年貢等の事を處理す、貞丈雜記に、公儀にて取行ふ所領等の政事の文書を納め置く所なり、此の所へ役人集りて事を評議決斷するなり、源平盛衰記十三に、官廳は凡人に取りては公文所なりとあり、禁裏官廳（官廳とは太政官の役所を云ふ）常の人の家にては、公文所と同じ事なりと云ふなり」と云へるは當れるが如し、源頼朝傳を得るに及び、又これ等に倣ひ公文所を設き政を執らしめたり、尙ほ次の條參看、

ケモンジヨ　公文所　鎌倉幕府の時政務を掌る所　別當一人、寄人二人、雜仕二十三人　元暦元年八月源頼朝公文所を置き、大江廣元を別當に、中原親能藤原行政を寄人とし、政務を行はしむ、蓋し、國衙及び諸家の公文所に倣ひしなり、十二月雜仕二十三人を置く、建久二年頼朝右近衛大將に任ぜらるゝに及び、公文所を改めて政所と稱し、更に政所部內に一部の公文所を建てらる、是より賞罰決定の大事は政所に

敎り、公文所は文書に關する者のみを掌り、故に有司を置かず、政所より兼ね沙汰す（吾妻鏡、武家名目抄）

クモンブギヤウ　公文奉行　室町幕府の職名、源從秩鄕の時、官より下す文書を掌る（袋藤親基記）

クヤウシユ　供養主　化主（ケシユ）を見よ、

クヤク　公役（工役）　官より課せらるゝ夫役、軍役等をいふ、課役（クヤヤク）の條を見よ、

クヤクコマ　公役小間　江戸時代、江戸町民に當てし課役の一、町々地形の廣狹尖斜を平均し、二十坪を一と小間と定めて徵收するものを云ふ、即ち表口一間に奥行二十間の割なり、これに三等の差別あり、日本橋邊、飯田町、麴町、市谷田町邊、中橋邊、湯島大通、本郷大通、京橋邊、芝口橋邊、神田邊は上等にて、京間五間口一人役なり、淺草邊、芝金杉邊、芝浦本町邊、四谷保寺町邊、赤坂邊、八町堀邊、隼町藩邸內近邊、筋違橋外近邊は、中等にて、京間七間口一人役なり、深川邊、本所邊、小日向邊、關口邊、小石川邊、金杉邊、湯坂邊、麻布邊、四谷邊は下等にて、京間十間口一人役なり、又拜領地、組屋敷の町家は、上等十間口、中等十五間口、下等二十間口を一人役とす、此の兩地は、もと公役を課せざりしに、享保以降は、之を課すること、他の町々に同じ、總計して公役小間、見そ十三萬五千四百四十二間餘あり（江戸課役）

クラ　倉（藏、庫）　語義　財寶穀物等を納め置く所を云ふ、物を置く所を總てクラと云ふ、匿の義なり、座も位も鞍も皆同義なり、今義解に、穀藏を倉と云ひ、米藏を廩と云へり、倭名抄には、倉廩の二字をヨナグラとも、イナグラともよめり、又唐

令の諸家器物に、庫、倉、藏、廩、庾、囷、窖、とあるを引きて、庫は「ツクモノグラ」とよめど、兩庫文庫とも云へば、必ずしも武器に限るべからず、又神祇に、寶物或は糸綿の神物などを納置する所を神庫と云ふ、之をカンクラともいふ、またホクラともいふ、平常の家居より高く大く秀でたればホの語を負せしなり　地名辭書　天照大神祀ち寶物を庫中に藏むることあれば大古より之あり、庫內には必ず柵を造る、これを蓋し其遺風なり、神武天皇即位前三年（戊午の歲）紀伊熊野にて、巷氣の爲めに天皇等心神恍惚として困飢す、時に熊野の人高倉下といふ者靈劍を己が庫中に機てこれを天皇に獻ず、註に於て巷氣皆散じ、心神蘇す、高倉下は庫の高峻なるものを有つが故に、舊に復す、高倉下といふなり、神武天皇元年、大和橿原の宮成る、而して宮中に寶藏を造り、神物官物を藏む、寶部氏其職に任ず、この際石上の神宮を備前より大和に遷し建て、其傍に神庫を起て以て寶劍數口を藏む、神庫を造ること註に始まる、垂仁天皇二十七年始めて屯倉を大和の來目邑に興し、これをミヤケといふ、稻穀等を收む、屯倉を造ること註に始まる、三十九年、五十瓊敷皇子太刀一千口を作り、庫を大和の忍坂邑に起してこれを藏む、（後に石上の神庫に合併す）、當時の庫は甚だ高く梯を以て庫に登る、この他寶物を藏するものは皆これを造る、（後世に至ては東漸く低し）、八十八年、先に新羅の王子天日槍の持來りし寶物數種を曾孫清彥に詔して獻ぜしめ、內裏國に屯倉を建てしむ、屯倉を諸國に造ること註に始まる、神功皇后攝政の時、內裏の寶藏の傍に更に內藏を建て官物を分ち收む、內藏を建つること註に始まる、履中天皇六年始めて藏職を建つ、（識を掌る官人の役所）、雄略天皇の時（十五年以後なり）、諸國の調賞毎年盈溢するを以て、更に大藏を起す、割註に於て大藏を起つること註に始まる、これより後臣下亦多く倉を造る、皇極天皇三年、大臣蘇我蝦夷子入鹿、井に家を大和の甘橿岡に起し、家門の傍に庫を造り、以て兵器を收む、本邦に於て兵庫を造ること註に始まる、既にして朝廷も亦兵庫を大和の小墾田に造る、齊明天皇の時、蓋に大藏職の倉庫を宮中に起つ、註に於て倉を別つに始めて第一第二の號を以てす、大化元年孝德天皇大藏官を大藏省と改め、倉廩若干を省中に起つ、これを雜物の大藏といふ、以て諸國調貢の諸物を藏む、又書藏內藏を合併して內藏寮と爲す、朝廷倉庫の制註に於て備はる、爾後源神家及び寺院に於ても、亦必ず文庫倉廩を建て、以て寶物及び絹布米穀を收む、（上古以來倉庫と稱するものは、皆木又は板を叉へて造る、これを伊多久良といふ、延暦十三年、桓武天皇諸國に詔して、郡毎に倉院を建てしむ、是れを郡倉と云ふ（朝廷毎郡の稻穀等を藏めんが爲めに造る所の倉）、仁明天皇の時、京師の人或は土屋倉を造り以て酒物を收む（其製詳かならず、按るに板屋の縁上を覆ふに土を以てし、其上に石灰を塗りて固を待つものあり、これを、アクタチ」といふ、土屋倉も亦この類なならんか）、寛久三年源頼朝始めて幕府を開く際武人及び商賈邸宅を鎌倉に營み、其山の巨石を根に穿ちて倉を爲す、これを「アナグラ」といふ、（此の制上古より遙に國に於ては罕にありしもの歟）、後堀河天皇の時、京師の商賈始めて土倉を造りて貨物を收む、土倉は泥を以て倉の屋上及び四面を塗り、以て火災に備ふるものなり、古語に「メリヨメ」といふ、本邦に於て土倉を造る

こと甚に始まる、伏見天皇の朝に及びては土倉建築法精密となり、多く火災を免る、因て櫃縛及び武人其他民庶富有の者幷にこれを造る、往古の倉庫は皆木を又へてこれを造り、床を高くし以て濕氣を拒ぐ、火災に至てはこれを防ぐこと能はず、故に居宅を離れて之れを造る、土倉の發明以後都會の地に於ては富有の者皆これを造るに至る、降りて天正四年、樣田信長近江の安土山に城き、城内に高樓を起し、塗鉄は石を以て疊む、高さ十二間、臺上の廣さ南北二十間、東四十七間なり、其内を倉と爲す、是れを安土の石倉と云ふ、本邦に於て石倉の巨大なるものは、安土の石倉を以て第一とす、寛永年間、下野の都賀郡の石工石を疊て倉庫を造り、以て土倉に代ふ、而れども、此の製他國に傳播せず、(下野に於ては今仍此の制を傳ふ)、元和三年、德川秀忠、家康の靈を下野の日光山に祀り、その廟飾に寶庫を造り(寶庫の建築は則ち又倉なり)、銅を以て之を包むこれを銅倉といふ本邦に於て銅倉を造ること茲に始まる、此の際京師江戸大阪等の商賈多く土倉を造る、其建築法甚だ昔日よりも進歩し、兩脇(觀音開といふ)の制此の際に始まる、是より先、土倉は脇を用ひず、唯だ戸面に泥を塗るのみ、(俗に大藏戸といふ)茲に至て始めて脇を用ふ、既にして又穴藏の制あり(昔日のつアナクラの制と異なり)、都下の人、居宅の下の地を穿ち、其の内の四方上下を板にて巨槽の如くに鏤へて之を崩壞せざらしめ、火災に備ふ、凡穴藏の始詳ならず、恐らくは明暦年間に起るもの歟、但し農民の造る所の穴藏は其由來久し、(都下の人の造る穴藏は其制農民の穴藏より出づる歟)、穴藏を造るの工人は穴藏大工と云ふ、土倉を造るの工人はこれを造ることも能はず、直曾に至ては、土倉及び穴藏を造ること

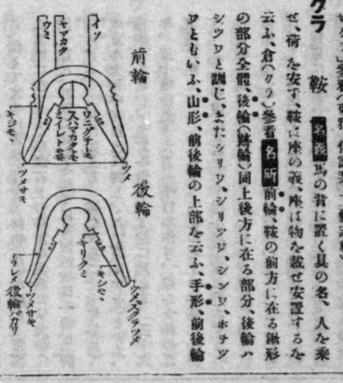

益々多し、而して又倉を造ること殆と廢す、又倉は今に至て嘗神社佛寺に稀に存するものあるのみ、アセクラ(巻看(事雜、條調案、工藝志料)

クラ　鞍　名義馬の背に置く具の名、人を乗せ、荷を安す、鞍に座の義、座は物を載せ安置するを云ふ、倉(クラ)、巻看(名所)前輪、鞍の前方に在る鞦形の部分全體、後輪(鞦輪)、同上後方に在る部分、後輪ハシクリと訓じ、またシリリ、シリリ、シンリ、ホチリともいふ、山形、前後輪の上部を云ふ、手形、前後輪の左右を云ふ(平治物語待賢門軍條にやいちの合戰鞍覆記に、作樣のことあり)、海、前後輪に通りて高く起れる線を云ふ、鞍、海の次の稍々低き所を云ふ、此の線あるを海有、線なきを海無鞍と云ふ、鞍、海の次の稍々低き所を云ふ、道離鞍覆記に、廣さの事見ゆ、弾演形、磯の下の凹たる所を云ふ、又鯖目と云ふ、鞍覆記に、鯖目の深さは一寸山形に準じて作る云々、と見ゆ、由木、中間尻の居る所、又居木も「コツ」とも云ふ、鞍橋、前後輪と由木とを云ふ、鞍麁、くに前圓にて知るべ(日本風俗圖會)古事記に、故

其日千選神和備是、自二出雲一將レ上、遂使國西惡鬼立時、片御手杏繋二御馬之鞍一、とあるを初見とす、現て其以前早く既に具れありしことを知るべし、下りて王朝時代の初期に際しては、鞍部、鞍作等の部族あり、いづれも朝廷に奉仕して鞍を作ることを職とせるの部族なりき、而して當時における鞍の製作形狀の知さは、若記の徴すべきものなしと雖も、武藏國埼玉郡中條村の古墳より出でたる埴輪土馬によりて、其大體を窺ふに足る、紀に下りては、仁明天皇承和九年五月に勅して、五月五日の供節に、五位以上走馬の鞍、并馬飾、新古を論ぜず清泥の外、金銀を用ふることを禁じたること、續日本後紀に見え、清和天皇の七年四月には、石清水八幡宮に鞍を獻備し給へることを、三代實錄に見え、また延喜式四宮祀等には唐鞍、江次第、空穗物語、源氏物語、大鏡等には移鞍、空穗物語、今昔物語、飾抄には結鞍のこと散見せり、而して志賀山緣起、年中行事繪卷、石山緣起、後三年合戰記繪卷、春日驗記等の繪を按ずるに、戰場に用ひたるものは、手形ありて、常用のものには手形を作らず常用のものにはなし、蓋し手形を作らず常用のものにはなしなり、

武家にては軍用を宗としたれば、常用の鞍にも手形を附することなりしより、轉じて公家にても之に倣ひたるものに假たり、室町幕府の時、大坪道禪といふものあり、新たに鞍の製度を考へて自から之れを作り、其法遂に伊勢家に傳はりて、直藏は伊勢鞍を作り、專ら武門の用ふる處となれり(圖解鞍橋)により て名づくる物、金鞍、金覆輪鞍、黄地鞍、黄覆輪鞍、銀鞍、白鞍、白覆輪鞍、貝鞍、梨地鞍、螺鈿鞍、黑地鞍、青繪鞍、鐵地鞍、水繪地、色甲地鞍、沃懸地、張鞍、鉢鞍等、馬鬪にて名づくる物、唐鞍、和鞍、移鞍、水干鞍、結鞍等、名所によりて名づくる物、洛の有を洛有鞍、海の無きを洛無鞍と云ふ類なり(和名抄、同注、馬具寸法記、諸鞍日記、大坪道禪鞍覆記、岡本記、風呂記、本朝軍器考、軍用記、貞丈雜記、古今要覽稿)

クラ井　位　座居と云ふ義、座はクラとよむ、禁中にて座に居る次第の法なり、又位階とも位山とも云ふ、詳しき事は位階(キカイ)の條を見よ(東雅、傳訓栞、貞丈雜記)

クラ井ツケ　位付　江戸幕府の時田畑の品位の定めをいふ、貞享三年檢地條例に、田畑の位付は畑は上中下の三等となす、地の善所は上々を一等とし、地の惡所は、下々の一等を立て、下々の内一二の位を定め、上々、上、中、下、下々の五等と爲す、元祿七年の同條例に、田畑の位付は上中下の三等とし、善所は上々田、又は圃田麻田等を一等と爲し、其石盛は上より一斗計を加へて之を定め、惡き所は下々田、塊は山田砂田谷田等の等級を立て、下々一斗上は二斗三斗とし、石盛を下げ之を定むべし、畑は又上畑麻畑茶等適宜等級を立て、石盛は地に應じ斟酌あるべしと見ゆ、享保十一年には、寄田畑の位付、其村本田畑の位付に基き、上々の下、中々の下、下々の下、皆一斗宛に定めむ、

クラウド　藏人所　名義圖解圖説大内裏校書殿内に在り、其他屋を文殿(フミドノ)と納殿ともいひて、累代の書籍を納むる御倉なり、初めは侍臣に命して、書籍を校合せしめ、之を藏め置きしが、後には服御の器物及び錢貨等を納め置きたり、此藏を掌る人を藏人、其所を藏人所と云ふ、藏人の居宿を藏人所町屋と云ふ(天暦の時之を造る、廣さ九間四面、北廂に廣人頭、西廂に六位藏人、府廂に五位藏人の宿舍を設く)(圖解)始めは機密の文書及び訴訟を掌りしが、後には天皇の御衣御膳より起ての御起居に供奉し、傳宣奏聞及び除目請節會の儀式を掌り、駈使殿上の料雪、召鷹、侍臣名謂、灌口の問答等、總て殿上に於ける一切の事を掌るに至れり(圖解)別當一人、藏人所の長官、詔勅を傳宣する事を掌る、宰多天皇寛平九年大納言藤原時平を始て補す、後左大臣を以て補す、左大臣摂關たる時は右大臣之に代る、藏人、クラウドとも云ふ、詳しき事は位階(キカイ)の條を見よ(東雅、傳訓栞、貞丈雜記)

クラウド　藏人所に「クラウド」「クラウド」ともへり、唐名侍中と云ふ、朝廷の藏人所に藏人頭、五位藏人、六位藏人、非藏人あり、又院にも摂關家にも藏人あり(「キンノクラウド」を見よ)、頭、二人、トウと訓むは故實訓也、殿上大小故に之を頭殿、頭中將と云ふ、最も重職にて殿上の席次は、位階に依らず、頭は諸侍臣の上に列す、殿上籠調ある時には必ず頭より任ず、また傳勅を掌る、故に仙殿(センデン)と云ふ、公卿の昇殿するもの、皆其指揮を受く、故に賞主とも云ふ、弘仁元年三月巨勢野足藤原冬嗣を補せしを始めとす、五位藏人、三人、五位殿上人中、名家諸第中務に対參あるものを補任す、凡そ

藏人は八省輔、勘解由次官、衛門佐を歴て五位藏人となり、辭官に進み、藏人頭となる順なるが、五位藏人となりし後も勘解由次官衛門佐を兼れ、進轉官を兼ねる、三事減帶と謂し、尤も榮譽となす、仁和四年十一月左中將源潔、左少將藤原敏行二人を補せしを始めとす、後ち三人を定員とす、三事は天慶九年四月右少將正五位下源俊を補せしを始めとす、頭、五位藏人を職事と云ふ、職務ある者を職事と稱するより轉ぜし名、唐名侍郎又夕拜郎と云ふ、六位藏人、四人、宮中の殿舍の公事を勤め、朝夕の御膳の給仕を勤む、之を日下臈と云ふ、四人日を分て來行す、年の若少によらず秩職の順序にて席次を定む、第一を極臈(ゴクロウ)、第二を次、第三を氏藏人(ウジ)、第四を新藏人(シンクラウド)と云ふ、公卿侍臣の子、非藏人、執柄勾當、院藏人、母儀藏人、六位、所雜色、成業儒、所々藏人列官代より補す、共に在任六年の後輪次に五位に叙す、之を巡爵と云ふ、但し、五位藏人は定員ある故に闕員なき時は五位藏人となることを得ざる場合あり、此の時には藏人を去り、殿上を辭せざるを得ず、故を以て多くは極臈を辭して新藏人に降りて出仕す、之を謙退(ケンタイ)と云ふ、又藏人大夫と云ふ、而して叙爵の後特に昇殿を許さるゝを逗昇と云ふ、弘仁元年三月八人を置き、仁和四年二人を減じ、後五人或は四人となる、頭、五位六位藏人共に禁色を聽され、六位の極臈は御厨御鬼(天皇著御の服)を賜はり著用す、非藏人、四人、五人又は六人の時もあり、職厨抄には定員なしと云へり、冥寮の子息六位の中より選補と昇殿を許す、殿上監使の役を務めて、公事を來行せず、又禁色を著せず、藏人の如く昇殿を許さゝ故に非藏人と云ひ、又非職の者と云ふ、江戸時代には諸社の

武司等藏人の勲を著して宮中に伺候し、古の女嬬代を勤む、之を非藏人と稱し、後には其數二百人にも及び、國郡を訴へて、屢々朝廷を煩はしたりき○頭以下正官にあらざるを以て內侍宣を以て補す、頭を補すには內侍勅を奉て出納に召仰せ、出納又小舍人を召て宣を告げ、小舍人自ら其人の家に行き之を告げ知らさしむ、又頭以下位響の時、其名を書き加ふ」、「殿人、殿上に在りて、藏人と同じく宿直し、御膳に侍し、宿直す、或は位階頭の上に出づるものあり、或は醫師、陰陽師の類の特に殿上の祇候を聽さるゝも亦殿人ならん」、「雜色、八人、公卿の子孫、諸大夫多く之に補す、後世には其家の子、若くは僧の子も任ずることゝなれり、六位藏人に轉するを役、又所雜色とも云ふ、舊は上補之を任ぜしが、後には頭藏人に下知し、藏人出納に仰せて補す」、所衆、二十人、藏人所衆の略なり、六位の侍より選補す、蔡拂日月蝕の時席を引く役、又御裝束奉仕の時は昇殿す、佛名の時御壺に候す、又所々の公役、即ち闕白直廬闕腿犬の世話等を勤む、十九人は無官にして、一人は有官なり、頭出納に仰せて名簿を下し、藏人所に付て闕に名籍を入る」、「滝口、二十人、大略所衆に同じ、禁內警衛を掌る、清涼殿の長の御溝水の落葉する所を滝口と云ふ、其所に候する故に名づく、天皇の御船に供奉し、遠所の勅使を奉仕し、又草木を栽植する等の雜役を勤む、無官或は內舍人、將曹志等より武藝に長じたる者を選補す、院宮親王公卿侍臣等奏し申す、頭藏人に下知し、出納に仰せて、闕に付けしむ、字多天皇寛平中、舞鶴に長ぜし武士を補せしを始めとす、堀河天皇の時より滝口を分て院武者所に候せしむ、是を下北面と云ふ、始めは十人なりしが、白河天皇の貞三十人となし、尋で二十人と定む、其の中一萬二萬三萬を上藏とし、四藏を事行と云ふ、上藏三人、猪內に勅番宿直して警衛し、宿直しかるものは、モジヤタ、とも名對面とも云ふ、後には其數二百人にも及び、國郡を訴へて、屢々朝廷を煩はしたりき○頭以下正官にあらざるを以て內侍宣を以て補す、頭を補すには內侍勅を奉て出納に召仰せ、出納又小舍人を召て宣を告げ、小舍人自ら其人の家に行き之を告げ知らさしむ、又頭以下位響の時、其名を書き加ふ」、「殿人、殿上に在りて、藏人と同じく宿直し、御膳に侍し、宿直す、或は位階頭の上に出づるものあり、或は醫師、陰陽師の類の特に殿上の祇候を聽さるゝも亦殿人ならん」、「雜色、八人、公卿の子孫、諸大夫多く之に補す、後世には其家の子、若くは僧の子も任ずることゝなれり、六位藏人に轉するを役、又所雜色とも云ふ、舊は上補之を任ぜしが、後には頭藏人に下知し、藏人出納に仰せて補す」、所衆、二十人、藏人所衆の略なり、六位の侍より選補す、蔡拂日月蝕の時席を引く役、又御裝束奉仕の時は昇殿す、佛名の時御壺に候す、又所々の公役、即ち闕白直廬闕腿犬の世話等を勤む、十九人は無官にして、一人は有官なり、頭出納に仰せて名簿を下し、藏人所に付て闕に名籍を入る」、「滝口、二十人、大略所衆に同じ、禁內警衛を掌る、清涼殿の長の御溝水の落葉する所を滝口と云ふ、其所に候する故に名づく、天皇の御船に供奉し、遠所の勅使を奉仕し、又草木を栽植する等の雜役を勤む、無官或は內舍人、將曹志等より武藝に長じたる者を選補す、院宮親王公卿侍臣等奏し申す、頭藏人に下知し、出納に仰せて、闕に付けしむ、字多天皇寛平中、舞鶴に長ぜし武士を補せしを始めとす、堀河天皇の時より滝口を分て院武者所に候せしむ、是を下北面と云ふ、始めは十人なりしが、白河天皇の貞三十人となし、尋で二十人と定む、其の中

一萬二萬三萬を上藏とし、四藏を事行と云ふ、上藏三人、猪內に勅番宿直して警衛し、宿直しかるものは、モジヤタ、とも名對面とも云ふ、後には其數二百人にも及び、國郡を訴へて、屢々朝廷を煩はしたりき○頭以下正官にあらざるを以て內侍宣を以て補す、頭を補すには內侍勅を奉て出納に召仰せ、出納又小舍人を召て宣を告げ、小舍人自ら其人の家に行き之を告げ知らさしむ、又頭以下位響の時、其名を書き加ふ」、「殿人、殿上に在りて、藏人と同じく宿直し、御膳に侍し、宿直す、或は位階頭の上に出づるものあり、或は醫師、陰陽師の類の特に殿上の祇候を聽さるゝも亦殿人ならん」、「雜色、八人、公卿の子孫、諸大夫多く之に補す、後世には其家の子、若くは僧の子も任ずることゝなれり、六位藏人に轉するを役、又所雜色とも云ふ、舊は上補之を任ぜしが、後には頭藏人に下知し、藏人出納に仰せて補す」、所衆、二十人、藏人所衆の略なり、六位の侍より選補す、蔡拂日月蝕の時席を引く役、又御裝束奉仕の時は昇殿す、佛名の時御壺に候す、又所々の公役、即ち闕白直廬闕腿犬の世話等を勤む、十九人は無官にして、一人は有官なり、頭出納に仰せて名簿を下し、藏人所に付て闕に名籍を入る」、「滝口、二十人、大略所衆に同じ、禁內警衛を掌る、清涼殿の長の御溝水の落葉する所を滝口と云ふ、其所に候する故に名づく、天皇の御船に供奉し、遠所の勅使を奉仕し、又草木を栽植する等の雜役を勤む、無官或は內舍人、將曹志等より武藝に長じたる者を選補す、院宮親王公卿侍臣等奏し申す、頭藏人に下知し、出納に仰せて、闕に付けしむ、字多天皇寛平中、舞鶴に長ぜし武士を補せしを始めとす、堀河天皇の時より滝口を分て院武者所に候せしむ、是を下北面と云ふ、始めは十人なりしが、白河天皇の貞三十人となし、尋で二十人と定む、其の中

喜天曆以降、政事藤原氏に歸し、禁內に在りては藏人、外に在りては檢非違使權勢最も盛にして、大寶の制全く一變するに至れり（禁祕抄、同階梯、職事補任、歲中抄、拾芥抄、職原抄、增註職原抄、職官志）○摂政關白家、及び北政所に於ては、朝廷にならひて、その家の納殿の事を掌らしむ、別當一人、その下に職事二人、若くは三人あり、其下に所司三人、または四人ありしが如し（玉葉、拾芥抄、職原抄後附）

クラウハウグワン　九郎判官　源義經（ヨシツネ）を見よ、

クラウヤキ　九郎燒　文化年間尾張國主德川齊朝の臣、平澤九郎の製出せる陶器を云ふ、九郎尾張國各所の古陶を摸造することに巧なり、勤務の餘暇に好みて之を製造す、故に雅致あり、後世其技傳はらず（古今陶寫、工藝志料）

クラヲホヒ　鞍覆（鞍帕）　馬具の鞍の上に覆ひかくるものを云ふ、又馬匹とも云ふ（延喜式）、延喜の制、行幸の時には深紫を用ふ、故に臣下には深紫を禁ず、大臣以上は淺紫、參議以上は深緋、諸王五位以上は綠色、諸臣は黃色、又は浮線綾を用ひ、後には打鞍覆、茂皮覆等を用ふるものあるに至れり、六位以下は用ふるを禁じたり、武家は、室町時代には、將軍は赤毛氈（火氈とも云ふ）を用ひ、他の人には鹿

第一圖（年中行事所載）

皆鞍は鬼薬絡毛氈等を用ひたり、中古のは綾こめ織の類にて、幅三尺許、長さ鞍に打かけて鐙のかごくびに至る程とし、力革にて下の處を結び寄するなり、第一圖の如し、武家の用ふるは三圖のものなり

（古の鞍所水繪）

クラカタ　倉方　武家時代諸家米倉のことを掌るものをいふ、應仁記に、倉方も地下方も云々と見えたり、

クラガノ　倉賀野　關東諸國上野國群馬郡倉賀野町（關東諸國上野國群馬郡倉賀野町）起原詳かならず、武藏七黨の一なる

第二圖（伊勢大神宮寶物）

第三圖（花毛氈）

兒玉黨に倉賀野氏あること、武藏七黨系圖及び吾妻鏡などに見え、この地に住せり、戰國の時關上杉、北條武田等の爭奪の地となり、倉賀野氏終に北條氏に屬す、天文十五年河越の役に戰死し、金井、福井、富田等倉賀野城を守る、永祿二年金井氏武田氏に屬し、倉賀野淡路守と改名して仕ふ、織田氏武田氏を亡ぼし後滝川一益に屬す、北條氏邦來り爭ひ、一益これと戰ひて敗れ小田原北條の有となる、天正十八年の小田原役以後城廢す、この地江戸時代には中山道中の一驛たり、四遊行盡抄に、八幡宮鎭の岡に音臺あり、堅固の姿吉の地也と見えたり（上野志、上野名跡志）

クラキノコホリ　久良郡　關東諸國武藏國久良郡李孫天皇の御宇新羅郡を置つるに及て始めて郡あり、久良郡も亦其一郡なりとす、續紀に神護景雲二年飛鳥部吉志五百國於二武藏國久良郡一、以賞其能焉、と見えたり（關東諸國續紀久良郡を作り、延喜式又同じ、和名抄に、鮎喰（アフクラ）大井（オホヰ）眞間（マヽ）田（ハヽタ）、星川（ホシカハ）鄕笑（アヤケ）等の郷あり、菅麥鎭（スガ）洲名（スナ）、眞榊（マヨシカミ）等の郷あり、菅麥鎭に從ふ、今は郡北の地大半稻毛郡に入れり（諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考）

クラシキ　鞍橋　鞍の上に敷く物をいふ、俗に表敷ともいふ、記錄文などに表敷と見えたれど、正しくは鞍橋といふべきなり、唐鞍に用ふる鞍橋は、專屬の裝式又同じ、和名抄に、鮎喰（アフクラ）大井（オホヰ）眞間（マヽ）田（ハヽタ）、星川（ホシカハ）鄕笑（アヤケ）等の郷あり、菅麥鎭（スガ）洲名（スナ）、眞榊（マヨシカミ）等の郷あり、菅麥鎭に從ふ、今は郡北の地大半稻毛郡に入れり（諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考）

クラシキ

を用ふ、後に至て廢後は、近衛の中將少將已上のもの乘る時にのみ用ふ、御幸鞍には、錦に包みて裏表取なり、赤干鞍は、あさらしの皮、或は獅子の面皮を用ひ、御共鞍には朽木の平緒を用ふ（延喜式、和名抄、佛抄、佛馬考）

クラシロ　倉代　倉をかりて物を入るゝ代をいふ、即ち倉敷料なり、後鳥羽院に、倉は遠の義、代は賃の義也といへり、貞觀儀式大嘗祭の條に、倉代十典、殿後紀に倉代物五十荷など見えたり、

クラヅカヒ　內藏使　賀茂祭の時、內藏寮或は內藏助などの勅使となることあり（江次第）

クラツボ　鞍壺　鞍の上の人の乘る部分を云ふ、保元物語白河殿夜討の條に、主もなきはなに馬、源氏の陣へ駆入たり、錦田次郎是を攻て見るに、鞍壺に血たまり、前輪は破れて、尻鞘に墨の如なる矢尻留れり云々、と見えたり、鞍（クラ）を照す、

クラテノコホリ　鞍手郡　關東諸國筑前國鞍手郡延喜式以來鞍手に作る、和名抄に金生（カナフ）二田（フタ）、朝田（カツタ）生見（イムミ）十市（トヲチ）新分（ニヒキタ）、別田（カツタ）等の郷あり、鐵風土記を見るに郡に上下あり、若宮吉川を上鞍手と云ひ、宮田より下を下鞍手とせり（諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考）

クラノスケリウ　內藏助流　船津入道兵衛の創めたる槍術の流派、また船津流ともいふ○入道兵衛は、後鳥羽內藏助流に從つて槍法の妙を研む、初め豐臣秀吉に、後徳川秀忠に仕へ、後ち松平信綱に仕ふ、船津の門人清水新助、其技術を繼ぎ、船津流又は內藏助流と稱す（武術流派傳）

クラノツカサ　藏司　後宮の職名、「ザウシ」

を見よ、

クラノツカサ 主藏監 「シユザウカン」を見よ、

クラハシウヂ 倉橋氏 姓は安倍氏、土御門從三位陰陽頭安倍久術の二男泰吉より出づ、慶長十七年十二月十三日元服し藏人に補せらる、後水尾天皇勅して別家せしめ、從三位民部卿に任じ堂上に列す、後ち從二位に進む、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる（泰國、華族譜）

○泰吉——泰房——泰貞——泰章——泰孝——有儀——泰行——泰聽——泰顯——泰清——泰昌

クラハシノラカノヘノミサザキ岡上陵 崇峻天皇の御陵、大和國磯城郡多武峰村大字倉梯に在り（陵墓一覽）○延喜式に、在二十市郡一無二陵地一といへり、山陵志に、多武峰、其東北之麓是爲二倉梯一、按崇峻爲二賊臣所一虐、卽日葬之、愈其陵不レ聽二比他一、而今按レ之頗高壯、蓋非二一朝所一治、治壽藏、當時已成、俗、崇峻亦然歟、地傍頗甚隘、不レ獲二兆域一、或曰無二陵地一、其此之謂歟」といへり、

クラハシノシバガキノミヤ宮 倉梯柴垣宮 崇峻天皇の皇居（新撰姓氏録）大和國十市郡倉梯村（記紀）（新撰姓氏録）用明天皇二年四月、天皇崩御す、この八月、次帝崇峻天皇倉梯に宮を作ろ、柴垣宮これなり、天皇の五年十一月天皇崩御に至る迄凡ち六年間の皇居たり（首府沿革論）

クラハシノミヤ 倉橋宮 倉梯柴垣宮（クラハシノシバガキノミヤ）を見よ、

クラバン 藏番 江戸幕府の職名、藏奉行の下に屬して米穀の事務を掌る、江戸淺草及び京都二條、大阪等に在り、役料は淺草藏番十俵二人扶持、二條藏番現米三石五斗一人扶持、大阪藏番二十俵二人扶持等とす（東微）

クラビトメ 倉人女 上古の職名、藏の事を掌る女をいふ、後世の女官人に同じ○古事記高津宮の條に、天皇茗荷嬪に、天皇茗荷嬪に入田宿禰女一面、晩夜歌遊、若大后不レ聞二看此事一乎、靜遊幸行、倒其倉人女聞二此語一、言云々」古事記傳に、此名得此より外に古書に見あたらず、後に女藏人と云者なりむか、但し其は後の事とおぼしければ、藏司の內の女なるべきか、後宮の職員令に、藏司尙藏一人、掌二神璽鑰契供御衣服巾櫛服飾及珍寶綵帛賞賜之事、典藏二人掌同二尙藏一、掌藏四人掌二出納綵帛賞賜之事、女孺十人、とあり、此司上代よりありけるなるべし（爲樂十五日條に、中臣朝臣宅守妻、藏部女、云々）と見えたり、

クラブギヤウ 倉奉行 （新撰姓氏録）倉庫の職名、諸國より貢する所の錢穀を掌る（記傳）（新撰姓氏録）慈保元年、豐前前司尙友、二子尙光、能尙等を具して、京都より鎌倉に參る、これ四國御領乃貢納下奉行として、在洛せしめたる者なり、又建治三年に、六波羅にて甲斐三郎左衛門尉を以て、御倉の事を奉行せしめたることあれば、既に京師に此職を置きたる事明かなり、されば鎌倉にも亦、爲職有りし事知るべし、（新撰姓氏録）室町幕府の時には、諸國貢獻物を掌り、兼て倉中の器財を知り、御倉納錢方と共に政所に屬す、正長二年三月、將軍義教元服の儀を行ふや、禁色宣下ありしを以て、賴井民部に命じ、太刀十三口、鞍馬各二具を上らしむ、（此は禁裏へ奏獻、又は諸士に引出物の料ならしむ、）賴井氏は、倉庫の事を職として、常には倉本倉方など稱す、卽ち倉奉行にして、出納の長たり、永享十一年、高麗來獻に、答禮の聘物を上り、資德元年、花加祭に、費用を紀司に給し、延德元年、法貨を東帝に修する時、七千匹を丹波に課して納めとめ、永正十四年、朝廷御位の時、禮服費三百匹を官史に給せし事、孝亟日錄、康富記、宣胤記等に見えたり（武家名目抄、官制沿革略史）

クラブギヤウ 藏奉行 （新撰姓氏録）江戸幕府の職名、淺草に在る倉廩の米穀出納を監し、諸役に切米を附與する事を掌る、初は城米蔵奉行とも、淺草米蔵奉行とも、淺草米蔵奉行とも城米藏奉行とも云ふ、役料二百俵にて勘定奉行に屬し、七人あり、內勘定役より轉するものあり、又大御番より出勤するもあり、幾代間詰とす（新撰姓氏録）組頭二人、四百俵高或は二百俵と云ふ、手代組頭七人、給金五兩四人扶持、手代七十五人、給金十兩三人扶持、勝手代十九人、五人扶持、手代見習六人、二人扶持、門番同心十五人、十五俵、一人扶持、御藏番二十五人、十俵二人扶持、小揚頭十八人、五兩二人扶持、小揚二百四十四人、三兩一人半扶持、額撰小揚七十人、其他杖突、平小揚等あり、孰も給金三兩、二人半扶持、（但し小揚頭は、十俵二人扶持、老年者男なく人足小者なり）（新撰姓氏録）寛永十三年五月、始めて三人を置く、十九年五月奉行六人を置く、同年八月大番小十人より十二人を撰てこの職に充つ、寛文五年二月定員八人と爲す、延寶二年二人を增して總計十人と爲す、貞享四年十月大番、勘定兩職より各五人を撰出してこの職に充つ、後ち七人と爲す、寶永膳々增減あり、組頭は享保十六年に置き、元文四年に廢す（明良帶錄、吏微、德川禁令考、古事類苑官位部）

クラベウマ 競馬（角走、走馬） 「タイ」を見よ、

クラベノツカサ 藏部司 宮內省十二司

の一、サイクウレウ」を見よ、

クラホツシ 倉法師 室町幕府の職名、藏をあづかる法師を云ふ、貞丈雜記に、京都將軍の御代御倉を預かる入道あり、正實坊定泉坊と云ふ兩人也、是れを御倉法師と云ふ、東山殿年中行事に見えたり、年中恒例記正月期日の條に、御こは供御の御儀式（中略）御倉より下行に候に、又十二月二十七日の條に御すゝはきの道具雜煮も、御倉より御下行在レ之云々、然らば米穀雜物（米穀雜物のみに限らず）を入るゝ御倉を預かる役人也、昔は入道にてありし故、今は俗體の役人なれども倉法師と云ふ也、昔の調の殘りたるなりと見えたり、

クラボネ 鞍橋（鞍瓦） 鞍の前輪後輪の由木を云ふ、クラ、參考（本朝軍器考、軍用記）

クラマイ 廩米 江戸幕府の時、倉廩に貯藏して諸士に供給する米をいふ、

クラマイニフヨウキン 藏米入用金 江戸時代に、徵收せし三役の一、「サンヤク」を見よ、

クラマデラ 鞍馬寺 （新撰姓氏録）山城國愛宕郡鞍馬沙門天（記傳）（新撰姓氏録）寶龜元年鑑眞の開基、延暦年間藤原伊勢人堂宇を建立す、十五年勅して定額寺となす、寛平中東寺の僧峰延再興せしが、天永年間延暦寺の惡僧此に住せしより天台宗となれり、大治長錄中二度火災に罹り、降りて文化十一年亦回錄し、元治元年僧光秀再興を企て、明治五年に至りて竣る、塔中支院もと十八九坊ありしが、漸次燒亡荒廢し、現今存せるものなし○仁王門、當寺の入口に在り、總門なり、明治二十四年四脚門と共に燒失す○鬼木神社、仁王門の北に在り、社殿は慶長中豐臣秀頼の建立○地藏堂、同所の東に在り、地藏は源義經の持佛なりしと云ふ○東光坊、舊址由ふ社の後に在り、義經が藏師阿闍梨覺日に從て學びし所、世に牛若學問所と云ふ○本堂、南向、毘沙門天を本尊とす、本堂の左右に多寶塔、觀音堂あり○僧正谷、本堂の西北十町餘に在り、相傳ふ義經の劍を學びし所と云ひ傳ふ（京華要誌）

クラマハリ 藏廻り 江戸時代、古手買、古道具屋の知きものを云ふ、職人歌合藏廻の歌に、ながれものと云ふ詞あり、これ不用物を拂ふの義なり、七十一番歌合に、戀衣袖なかへばや藏まわり、絕えず涙のながれ物とて、後世之を取賣と云ふ、眞德が油糟に「是非ともに又も來ちば打やせむ、こちの道具を望む取賣」と見えたり（嬉遊笑覽、俚言集覽）

クラマリウ 鞍馬流 將監鞍馬流（シヤウゲンクラマリウ）を見よ、

クランド 藏人 「クラウドドコロ」を見よ、

クラモト 藏元 江戸時代、諸侯が藏米を抵當として、金錢を金御用達町人より借る時、其用達のものをいふ、

クラヤク 倉役 江戸時代、賢屋の課稅、土倉役の舊略せられしものなり、

クラヤシキ 藏屋敷 江戸時代、諸侯の米を納むる所をいふ、各自の便宜に從ひ、大阪或は江戸深川等に之を設け、總て幕府の倉庫に異ならず、

クラヤド 藏宿 札差（フダサシ）を見よ、

クラヤドシ 藏宿師 今云ふ詐欺師に類したるもの、淺草藏宿より金を出させ、もとの借金を濟まして取據の一助となし、其申次をして礼金を貪り以て家業としたるものなり、田沼主殿頭の執政時代行はれ、寛政改革の時廢す（鍵の小田卷）

クラヤバン 闇夜番 江戸幕府の時、御臺所番の俗稱、これ勤、臺所の善惡を辨へ知る役にて大切の場なりといふ（官制沿革略史）

クラレウ 內藏寮 （新撰姓氏録）內の字をよまぬは故實なり、又「ウチノクラノツカサ」とよむ、大藏に對する稱（新撰姓氏録）淀川の西、近衛の南、修理職の東、（新撰姓氏録）中務省の被管、御座所近き藏を掌る、金銀、錦玉、寶器、錦綾、雜綵、氈褥、諸蕃の貢獻する奇珍の物、年料供進の御服及び別勅の用物の事を取扱ふ（新撰姓氏録）頭一人從五位下、四位五位殿上人を擬補す、禁中の重職にて要の身分輕き者任ぜられず、助一人從六位上、後世醫陰二道のものを任ず、賀茂祭內藏使勅仕す、尤一人從七位上、後世六位侍等を任ず、大屬一人從八位下、少屬一人大初位上、大主鈴二人正七位上、少主鈴二人正八位下、史生四人、掌掌二人、藏部四十人、倭長二人、典履二人、正八位上、百濟手部、十人、典革、一人、狛部六人、織錦綾羅手、二十人、使部、二十人、直丁、二人、百濟戶、若干人（新撰姓氏録）羅中天皇の御代、內藏を大藏の側に建て、官物を委ふ、阿知使主、王仁二人をして其出納を錄せしむ、因て藏部を定む、持統天皇の朝已に內藏寮の名あり、文武天皇大寶元年制定し、前名を襲ひて、右の職員を置き中務省の被管となし、以て皇室の經濟を掌らしむ、元明天皇和銅元年史生二人を置き、桓武天皇延暦十八年主鈴四人を廢し、少屬一人を加ふ、平城天皇大同元年大藏所管の典履、百濟手部、典革の諸職を本省に屬す、大同三年、供御鑒劇により、少允、一人を加へ、典履一人を減ず、四年史生二人を加ふ、陽成天皇の元慶四年寮掌二人を置く、延喜式の制史生を十人となす、後世祿助亟に權官を置く（古語拾遺、書紀、續紀、延喜式、職原抄、官職私抄、職官志）後世山科家高倉家代々頭となり、御陵東調進の事を掌るに至る、

クリウメ 栗梅 染色の名、くるく染ばみた

る色ないふ、

クリカラダニノタヲカビ　倶利加羅谷戦　【地名】加賀國河北郡津幡驛の東、越中國礪波郡の境、礪波山中に在り、源平盛衰記に、黒坂峠馬場の東に在りといへり、今、竹橋、原、鷲中坂、倶利加羅九折等十二村を合せて倶利加羅村と稱す、もと倶利加羅不動明王を祀りし故に名づく、源平盛衰記に、谷深くして山高く、嶮難にして道細し、馬も人も通ふ事難からずと、とあり【歴史】治承四年源義仲以仁王の令旨を奉じて、義兵を信濃に起し、平氏を討ず、路に一國を從へ、明年越後に攻め入りて城資長等を討破し、進て平通盛を越前に破り、兵勢日に益々盛にして、北陸道の諸豪多く來り屬す【戦争】是より先き、平氏は五畿七道の兵を伊豆に、木曾義仲信濃に兵を發ぐるを聞き、諸將を分り遣はして之を討平せしむ、北陸道には平維盛之に將たり、寿永二年五月來り討ず、越中前司盛俊は五千餘騎を率ゐて砥波山を越え、中黒坂の總馬場に陣せり、義仲は砥波山黒坂の北垣生社八幡森より松永樋原を後にして陣せり【戦争】十一日夜半儲口減光三千餘騎を以て背後に廻り、義仲は道手より數百の牛角に大炬を縛し、全軍鬨聲して平家の陣を襲撃す、平氏の軍大に狼狽驚ず所を知らず、兵を交へずして、全軍逃奔し、逃る所なきを以て、谷に臨りて死するもの一萬八千餘、維盛遁れて京都に還る、按に於て北陸道は悉く義仲に從ひたり（玉葉、源平盛衰記、越中志、加賀能三州志、實用地名辞典）

クリゲ　栗毛（騮）　馬の毛色の名、赭色なるもの、和名抄に、唐韻曰、騮、紫馬也、辞色立成云、紫馬栗毛也、圓覚物色圖說に、朝鮮信使來聘之時、同遊士朴安期（中略）称此日、栗色、中原人亦稱之栗馬、栗色初實詩言、而傳稱則衰久也、騮字乃黑赤馬之名則騮之栗色、亦近しい、り、後元物語白河殿攻事の條に、紫革覆叢著栗毛なる馬に乗、高岡四郎と名乗云云」吾妻鏡寿永元年正月二十八日、元暦元年八月九日の條にも見えたり、島外馬栗毛、白栗毛、赤栗毛等あり、馬（ウマ）姿看、

クリゲブチ　栗毛駁　馬の毛色の名、栗毛にて駁あるものをいふ、吾妻鏡に、元久元年九月二日丁卯、將軍家は御馬二疋（河原毛、栗毛駁）被奉、伊勢内外兩宮云々、満員記に、兵具事、馬は小から示ず、乗、上野國一宮の御神馬なれば也」と見えたり、

クリハラノコホリ　栗原郡　【郡名】【地名】陸前國栗原郡、【歴史】舊説天皇神護景雲元年十月玉造郡北方の地を取め伊治城を築き、十一月始めて此郡を置つ【郡名】【地名】鎧日本紀、上治に作り、延喜式栗原に作る、以後之に從ふ、和名抄に栗原（クリハラ）清水（シミヅ）仲村（ナカムラ）會津（アヅ）等の郷あり、戦國の際、新田全郡及び長岡郡一郷を併す、寛知集、元禄帳、之に仍る、明治十一年九月二十五日北方南方（古の磯馬郡の地）新田三村を登米郡に屬す（郡名異同一覧、國郡沿革考）

クリヤ　繰矢　遠矢に用ふる矢、真丈雑記に、「遠く飛ぶ矢は、飛ぶ時遠く行くに、ふくらみなとるみたくと云ふ也、えぐて行くなり、ふくらみなとるみたくと云ふ也、えぐるる心也、繰矢の拵へ、樓巻矢同拵、鳴の第一の羽を以てはぐと云ふ、根も木なり、是れ又近代の物なり、古書にあれは暗中にて遠矢を射たる人も有りし事、古書にあれども、かれて巻矢など云ふ物を落へ置きて用ひたるにあらず、かぶら矢屬またなどを取りて射し

クリヤヤメ　房女、厨のことを愛る女ないふ、みづしなんなの義（倭訓栞）続草紙に、くりやゆのいときはげなるが、さしいでゝ云々」と見えたり、

クルシマウヂ　久留島氏（豊後後藤）　絵は藤智氏、河野四郎通信十三世河野左京大夫通信より出づ、通信の次男河野伊豫守通定、天正中豊臣秀吉に從ひ伊豫を賜ひ、福島正則に屬せしむ、通定嗣なし、姉婿村上三郎康に側折敦族系圖等を譲渡し、龍崇の祀を承けしむ、其男助右衛門源總、黒田長政に就て豊臣秀吉に仕へ、伊豫國來島に居す、故に氏を來島と稱す、筑紫の陣、小田原の役戦功あり、朝鮮の役船軍の先鋒となり、渡海し、文禄四年二月從五位下に叙し、出羽守に任じ、伊豫國風早郡に於て一萬四千石を領す、慶長二年再朝鮮を伐つ時兵船司となり、明の援兵と戦て首四百六十七級を得、同九年水戸邊に於て討死す、子康親家康に從ひ、慶長六年豊後國日高郡以下三郡に移封、桑城に治す、元和二年氏を久留島と改む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授らる（勢翰譜、系圖、徳川加除封録、華族譜）

○遠藤——遠越——藤親——遠春——遠清——遠政
　　——遠祐——遠同——遠嘉——遠容——遠行
　　先遠——遠祐——遠同——遠嘉——遠容——遠行
　　遠胤——遠靖——遠節

クルマ　車　後調栗に、「轅輪の義、マとリと通ぜり」と云へり、書紀雄略天皇五年春二月の條に、天皇校三韓于葛城山、云々、乃與之盟后、主人車勝、とある、初見とす、祖武天皇延暦十三年山城國宇多に遷都以後、天下風俗一變し、貴族高門多く牛車に乗ろう、古來の部類物語に見ゆる車御ち乗用車、大樹造の牛車

なり、故に本書には專ら牛車に就て說明せり、委しき事は牛車（キツシヤ）の條を見よ、

クルマガカリ　車懸　兵法にいふ詞、先手、二番手、三番手と代る代る續きて攻めかゝることをいふ、範頼義經一の谷軍は、この車懸なりと云ふ（古今兵革異同、倭訓栞）

クルマガタノニシキ　車形錦　昌地に黄糸もて車の文を織り出したる錦を云ふ、又黄地に黒糸もて車を織出したるもあり、小車の錦に同じ、書紀孝德天皇三年十二月の條に、黒冠有二大小二種、其大黒冠以車形、織縫、其小黒冠以二菱形錦、縫冠之樣云々」、尚ほ夫木集雜部に「小車の錦のひものとけん時君も忘れよ我もたのまじ」と見ゆ、古今七に「小車の錦たむくる神路山又めぐり逢ふ年も來にけり」など見えたり、

クルマザウシ　車草子　草子の一種、今云ふ手習帖紙なり、一に角紙とも稱す、其體機は調度日傳に、一折の事は于潮無是、車襞紙と云て裏紙を包み樣にしたるもあり、又小口付として點にて拵たるもあり、外題に申に戯るべし」と見ゆ（右衆用心鈔、好古日録）

クルマザキ　車裂　戦國時代に行はれたる刑名、罪人の左右の足を二輛の車に縛付けて引き裂く事をいふ（塵塚塵藪抄）

クルマシヤケキン　車借金　江戸時代數人交名の證書にて起債し、毎月倫番に償還するものなりと云ふ、雇人の證人に、相受金額受といふあり、車借金も壱しこれに類するものなるべし（嘉永府法令名目）

クルマゼンシチ　車善七　【人名】【歴史】巻七郎【人名】父を車野丹波守、松竹義宣の臣【人名】江戸時代の弄人狂、初め車野丹波、國分原の巻石田に住し、たるの故を以て殺さる、其子善七郎、父の冤を報ぜんとし、宋だ志を得ずして捕はる、終れど、其事心を貫し、之を助く、善七郎感激し、我ば人界を辭し、父兄鎮病者の群に入りて年を送ちんと乞ひ、遂に非人類となる、子孫相繼きて明治維新に至る、「セニン」参看（非人由緒書）

クルマゾヒ　車副　牛車の左右に供奉せる舎人を云ふ、其服装は車の種類に依て變ず、赤毛車殿は平礎、白張、下袴、風俗を用ひ、常の時は烏帽子（コウヘイ）白張、菜香を用ふ、人の數は乗人の貴賤によりて差異あり（物具類東抄）西宮記に太上天皇八人、親王六人、源政國白六人、太政大臣六人、大臣四人、納言二人、參議（歴二位散三位、王同格）一人云云と見えたり、

クルマヂガモチ　車長持　車を附し進る奈良ゆくべく造りたる長持、古くよりありしごとくなれども元禄頃廃れしが如し、一説に、明暦大火の時逃し申間敷候云々」とあれば、此當時未だ使用せる者不便にて夥しく焼たるより廃れたりと云へども、天和元年十一月の町觸に、火事出來の節兩國橋、かり橋、長持井に車長持遮し候へば、往還の妨に成候間少なからざりしならん、然るに且つ又人々も其不便を感じ之を廃れしものならんか（鶴の花、嬉遊笑覽）

クルマノコホリ　詳馬郡　【郡名】【地名】上野國【郡名】延喜式又群馬に作る、以後變りなし、和名抄に長野（ナガノ）小井出（ヰデ）小野（ヲノ）八木（ヤギ）上郊光仁紀寶龜八年八月の條に始めて見えたり

クルマヤカタ　車屋形　牛車の名所、車舎部ち、車の屋根なる云ふ、延喜内匠式、牛車一具屋形八尺、高三尺四寸、横三尺二寸、同禮正式曰、市人不得以白綾夾綿等、爲牛車屋形、云々」と見えたり、牛車（ギツシヤ）を見よ（四宮記）

クルマヤク　車役　江戸時代、車の課税、大日本租税志に、車の類一ならず、而して當時巻乗の用に供ふる者は、大八、大七、大六等の數種に過ぎず、之に税を賦するは元禄に始り江戸市中に限れるなりと、元禄十三年八月、市中の大八車は三郡馬町の名主なして極印を爲し、所有の者より賃料として一輛に一箇月銀一匁を三郡馬町申へ渡さしむべしと令せり」、と見えたり、

クルマヤドリ　車舎（車宿）　中古貴族の邸（カムサト）時切（アヤキリ）島名（ウマヤ）群馬（アルマ）続共（モ、ノヤ）有馬（アリマ）刑刈（トカリ）驛家、白去等の郷あり、分て東西二郡となし後之を廃す、郡名考「グンメイ」と稱し、地勢盛衰「グンマ」、「アルマ」兩樣に調す、明治十三年五月又分て東群馬、西群馬の兩郡とせり、同二十九年三月度群馬を廃し南勢多と合せて勢多の一郡を設け、又西群馬の一區域（他の一區域は吾妻郡に編入）と片岡郡とを合せて群馬郡を設く（郡名異同一覧、國郡沿革考、法令全書）

クルマノモン　車紋　紋所の名、車の輪の形したる紋なる云ふ、知久氏之を用ふ、家傳に、新邑室町將軍の君臣之義より、鎌の使衣外に轍を踏はる者狀、これあり、彼族の紋車幾、これにより家の紋とする由、諸家系圖傳に見えたり、佐藤氏片輪草の紋なる用ふ、後世上野館林の秋元氏、越後高田の榊原氏等之を用ふ○又出羽矢島の生駒氏は側車紋（車輪を半分に割りたるもの）を用ふ（寛永諸家系圖傳、武鑑）

クルマヤカタ　車屋形　牛車の名所、車舎部ち、車の屋根なる云ふ、延喜内匠式、牛車一具屋形八尺、高三尺四寸、横三尺二寸、同禮正式曰、市人不得以白綾夾綿等、爲牛車屋形、云々」と見えたり、牛車（ギツシヤ）を見よ（四宮記）

クルマヤク　車役　江戸時代、車の課税、大日本租税志に、車の類一ならず、而して當時巻乗の用に供ふる者は、大八、大七、大六等の數種に過ぎず、之に税を賦するは元禄に始り江戸市中に限れるなりと、元禄十三年八月、市中の大八車は三郡馬町の名主なして極印を爲し、所有の者より賃料として一輛に一箇月銀一匁を三郡馬町申へ渡さしむべしと令せり」、と見えたり、

クルマヤドリ　車舎（車宿）　中古貴族の邸

宅門内に、輿車を納れ置く爲めに設けたる建物をいふ、中門の外に在り、車にて來る客入あれば、牛をはづして、車を引き入れ置く所なり、又自らの車をも、常にひきいれおく所なりと云ふ、海人藻芥に、大臣家には車宿あり、丸柱なるべし、親王家同じ、名家以下月輪殿客の亭の車宿は四方なるべし」と見ゆ（家屋雜考、倭訓栞）

クルマヨセ　車寄　殿舍に牛車を寄て昇降するものゝ爲めに廂の屋根を張出だして、其下を敷石にて畳みたる所を云ふ、今云ふ玄關の敷臺の無きものゝ類なり、高貴の人の車をよせらるゝ爲めに、設け置くものとす、上古は天皇の外曾てあらざりしが、中古は公卿等の家にも設け、幕で武家も之に倣へり（家屋雜考、倭訓栞）

クルマリンダウ　車龍膽　紋所の名、りんどうの葉五枚に花五箇を其間に挾みて、車輪の狀に作りたるものを云ふ、久我氏及び筑後久留米の有馬氏、下野吹山の有馬氏等之を用ふ（華族諸家傳、諸家紋鑑）

クルミイロ　胡桃色　黴の色目の名、表は香色にて、裏の青なるものをいふ（四季色目）○胡桃染といへば胡桃の核の色なるべしと眞丈はいへり、

クルメジヤウ　久留米城　（所在地筑後國御井郡久留米の北、筑後河畔（地名辭書）筑後國御井郡久留米の北、筑後河畔（地名辭書）天正十五年、毛利秀包創めて之を築きて居る、慶長五年關ヶ原の亂、秀包西軍に應ず、黑田氏來り陰して當城を取む、後川氏、秀包の封を除さ、田中吉政を三十二萬石に封じて治せしむ、元和六年其子忠政死して嗣絶ゆ、有馬豐氏二十二萬石を以て之に代り來る、子孫相繼ぎて明治維新に至る（筑後地鑑、主圖合編記、藤川加除封錄、久留米小志）

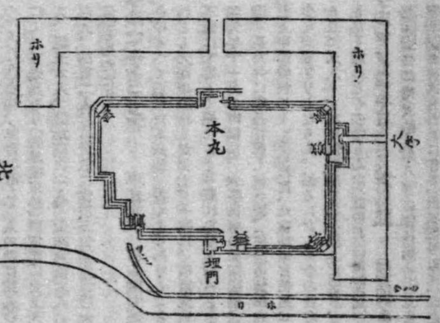

クルモトノゴホリ　栗本郡　（所在地近江國栗太郡）延喜式栗太に作り、「クリモト」と唱ふ、和名抄に、物部（モノベ）治田（ハタ）、木川（キノカハ）勢多（セタ）、榎原（ナシハラ）等の郷あり、古圖又栗太に作り、寛知集栗本に復せしも元祿帳に至りて栗太となし、幣帛栗太に從ふ、郡名考、「クリモト」と稱し以後之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クルリジヤウ　久留里城　（所在地上總國君津郡久留里町（地名辭書）創築の年代詳かならず、文安中寺島代武田氏之を築きて居るといふ、後ち里見實堯氏に築き移り住す、永正中納村に移り爾後實尭住し、天正の初め北條氏に屬し、大須賀康高之に居る、十八年德川氏の領するや、松平忠政之を治す、慶長五年藤堂氏と爲り、七年土屋忠直封ぜられて子孫相繼ぎしも、親直の時に至りて廢城となる、延寶八年酒井忠稠加封せられより代々之を領す、寶保二年黑田直純代つて封ぜられ、再び其城を修築して以來、子孫相繼ぎて明治維新に至る（上總國誌）

クルリヤ　矯矢　水鳥を射る矢、水にて「ウンドウ」の形の如く作り、輕く水に浮く樣にし、其先に小き鏃殷をすげたる矢を云ふ。

クルリの樣は碁目の如く、內をうつぼにくりて輕くなる樣にし、合せて糸にて卷き漆にて塗る、正治二年百首源仲正の歌に、「我戀はくるりいながす川のせにたちゐる鳥のあとはかもなし」と見えたり（眞丈雜記）

クルワ　曲輪（郭）　城の周圍に繞らし設ける境堺の土石をいふ、凡そ城に丸といひ、曲輪といふは近世のことにて、古書に所見なし、續紀寶龜五年七月の條に、陸奥國言、海道蝦夷盧鼎三陸柴橋等、繕築ノ道、低絶ニ往來、侵ニ漸生城ニ取ニ其西郭ニ云々と見えたれども、字義未詳、蓋、ホリキ、ツヒヂ云々は、とあり、且つ庶凱下學節用等の書にも載せされば、「クルワ」とは調まざりしなり、戰國時代、城を丸く廻りくるたる形に築きたるより、丸といひ曲輪といふ名稱出でしものなるべし、甲陽軍鑑後宮記などに、多く曲輪の文字見えたり、又二曲輪、三曲輪、內曲輪、外曲輪、外張曲輪、横曲輪、隈曲輪、雷曲輪、鄧曲輪、出曲輪、搦曲輪、水曲輪、的場曲輪、町曲輪等の名稱あり、孰もその構造の形狀及び位置に依て名づく（武家名目抄、古今城郭考）

クレガク　「呉樂」（地名辭書）雅樂の一、呉國より傳はりたる樂なるを以て、此名あり、伎樂とも書き、「ゴガク」ともよまれり（地名辭書）推古天皇二十年百濟人味摩之歸化す、呉に學びて伎樂舞に通ず、朝廷地を櫻井に賜ひ、少年を集め習はしむ、眞野首弟子、新漢臣文の二人既て之を習ひ、其舞を傳ふ、是れ史に見えたる始めなるべし、其後天武天皇朱鳥元年三月、新羅の客を饗せんが爲め、川原寺の伎樂を筑紫に遣ぶことあり、令制定の時、雅樂寮に伎樂師一人ありて伎樂生を教ゆることを掌る、延喜雅樂式に、四月八日、七月十五日齋會に、伎樂人を東西二寺に分ちて充て、會の三日前大和國城下郡杜屋村の樂戶につきて其人を選び充つること見えたり、留後南都の狛氏に此業傳はりたれども、現今之を用ひず○歌曲に獅子舞、呉公、迦陵頻、波羅門、崑崙、力士、大狐、醉胡、武德樂等あり、雅樂（ガガク）參看（樂家錄、歌舞品目、歌舞音樂略史、芝葛盛氏說）

クレタケノダイ　呉竹臺　大內裡仁壽殿西面の右方に、呉竹を植ゑたる處をいふ、是れ鳥を宿せしめ夜の明るを待つがため、朝政の設なりといへり（大內裡圖考證、倭訓栞）

クレナ井　紅　染色の名、赤き色なり、裝束色葉は、韓紅、中紅、退紅の三色を通稱しての名なりといへり、袍、狩衣、直垂、下襲、袴、單衣、大帷、袴、大口、狩袴、裙、裳等なれば此色にて染め、袍は、五位以上着用（衣服令に見ゆ、然れども、延喜十八年以後は深紅を禁ず）狩衣は、室町時代足利義政大納言の時に着用せしことあり、直衣は、近衛家着用し、下襲は、晴の時に宿老の人用ひ、袴は、天皇四季通じて着御、單は、成長の人常用し、大帷は、赤と同一物にして、正月最勝講の時講讃師着用、衣は、天皇及び中宮の着御、また女房夏時に用ひ、袴は、中宮着御（深紅の小口袴）は、主上冬時に着御）狩袴は、中宮着御（深紅の小口袴）は、主上冬時に着御）狩袴は、隨身着用、裙は、四孟及び平常の時無位の官人用ひ、裳は、束色葉（）

クレナ井ギク　紅菊　鬚の色目の名、表紅にて、裏青なるもの、秋季に著用す（藤隱草）

クレナ井ザクラ　紅櫻　鬚の色目の名、表紅にて裏紫なるもの、紅梅に同じ（胡寶抄）

クレナ井スリゴノヨロヒ　紅裳濃鎧　（紅ヒ、袖草堺は最上は白、次薄紅、次中紅、下は本紅に威したるを云ふ、平治物語報朝擧義兵條に「秀衡こん地の錦の直垂にくれなるすそごの鎧云々」、とあり、なほ吾妻鏡太平記にも見えたり、

クレナ井スチ　紅筋　織物の名、地色は何にても紅の横筋を織りたるものを云ふ（眞丈雜記）○御供故實に、紅筋の麁、男は十四五歲までにて候、是も織筋の內なり」と見えたり、

クレナ井ツツジ　紅躑躅　鬚の色目の名、藻鬚草には、表紅にて、裏は薄紅なりといひ、女官師抄には表は蘇芳にて、裏は薄紅なりといへり、

クレナ井ニホヒ　紅匂　鬚の色目の名、女官裝束抄には、表紅にて、裏の薄紅なるものといひ、雅亮裝束抄には、女房の衣は、上は紅にて、下は薄くにほはしてがさねといへり、四時共に祝賀の時に着用す、匂とは、今云ふぼかしなり、何の匂ひと云ふも凡て上の方を濃くして次第に薄くぼかすを云ふ、服色にては、上の方を濃き紅とし、下の方を次第に薄くして襲ねるを云ふ、蘭實の狩衣着る時に用ふるをいふ、四時共に祝賀の名、表紅にて裏白なるものをいふ、四時共に祝賀の時に着用す（女官飾抄）

クレナ井ノウスヤウ　紅薄樣　鬚の色目の名、表紅にて裏白なるものをいふ、四時共に祝賀の時に着用す（女官飾抄）

クレナ井ノサウゾク　紅裝束　（此紙以後の常の束帶の色目、表袴の裏及び大口赤く、袍、單紅なるに依てかく名づくるか、後條念院發束抄に、中臂、下襲、濃裝束時無相違、紅打袍、崩水袍二（若ハ一ッ或淨色）紅單衣、表袴裏赤、赤大口、檜扇云々」と見えたり（襲束色葉）

クレナ井ノハカマ　紅袴　女官の服、晴髮の別なく着用する紅色の袴を云ふ、俗に緋の袴とも云ふ、此の袴なコハク張りたるを紅張袴と云ふ、女官師抄に袴は紅のほり袴、祝の時は濃きほり袴、冬夏同じ、褻の時、生の紅の袴、冬は御衣八領、或は六領、あるは五領以下、此上に袴をさるなり、夏はひとへかさねの上に袴を着す、近代は小袖を着用す云々」と見えたり（女官裝束圖式、安齋隨筆）

クレノツヅミ　細腰鼓（腰鼓）　（所在地雅樂器の一種、もと呉國の樂器なり、一鼓、二鼓、三鼓の三あり、只其節に應じて其名を附するのみ、一鼓は古樂の鼓にて胡國の樂器、胡國の天子神社に參詣の時、伶人此曲を奏して一曲を打ち天下の和平を祈ふといふ、我邦大饗の時、左右に一鼓を懸け此鼓を用ふ、二鼓は一鼓より小にして舞人の袖も、倆行法も、一鼓の如し、二鼓の次に列立して打つ、一鼓一曲打ち終りて其次此鼓一曲を打つなり、興福寺常樂會に之を用ふ、三鼓は和名「タレツヅミ」俗に「サンノツヅミ」と稱し、呉樂の鼓なり、此鼓は右樂の指子の鼓となす、手にて之を打つ（今は槌にて打なり）和名抄に、腰鼓、唐令云、高麗伎一部、横笛、腰鼓各一（腰鼓俗云三乃豆々美）と見えたり、然れども鼓なる事は樂家錄に、愚按新唐書禮樂志曰、革有ニ鼓鼓、鼗二鼓、鼗三鼓、腰鼓、大鼓、鼙和名類聚抄以腰鼓爲ニ鼗三鼓ニ源順博古、定有ニ異論ニ也、今不ニ能考ニ其說ニ也」と云ひ、鑑注

に赤錆ぜられたり（[illegible]）一鼓は、圍徑八寸、胴長さ一尺二寸、口徑五寸三分、朱漆にて花卓を描がき、紅絲縅を以て革を約む、木桴の長さ一尺許、黑漆なり、三鼓は、徑一尺四寸、胴の長さ一尺五寸、口徑七寸二分、黃絲縅を以て革を約む、桴は白木にて、餘は一鼓に同じ、文獻通考に、腰鼓之制、大者瓦、小者木、皆廣首機腹、と見えたり、雅樂（ガガク）の拵巻参看すべし（教訓抄、體源抄、歌舞品目、魏樂志）

クレノツヅミノシ　腰鼓師　雅樂寮の役人、腰鼓生を教授す、「ガガクレウ」を見よ、

クレハトリ　呉織　呉國より來りし機工、及び其法によりて織り出ぜる布帛を云ふ、クレハタリ（ツヤミ）の轉巻参看すべし（教訓抄、體源抄、歌舞品目、魏樂志）

クレイトラドシ　黑絲威　黑絲にて威したる鎧を云ふ、保元物語白河殿攻落の條に、大將は赤地の錦の直垂に黑糸威の鎧に紙形打たる兜を着云々と見えた、此他平治、平家物語、源平盛衰記、吾妻鏡等にも散見す、又是を黑絲鎧とも云ふ、太平記山門攻條に、彩本の山神大夫定範と云ける悪僧、黑絲の鎧に鹿頭の中の緒を縮め云々」と見えたり○又鎧の體を黑絲にて威し、猩軍揃を上の方を黑絲に威し、下二段を濃紅にして鎧を匂はせたるを黑糸威浅葱紅縅匂鎧と云ふ、長門本平家物語赤島合戰條に、船軍はやうあるものなれとて、唐巻染の小袖に横好の大口に、黑絲威の鎧のすそ紅に縅匂ほしたるを着て云々」と見えたり、「チドシ」参看、

クロエヌリ　黑江塗　紀伊國名草郡黑江村に於て製する漆器をいふ（按するに、天正十三年同國根來寺亂滅し、僧徒等四方に解散せしに、漆桶に巧なるものこの地に來て起業せしならん）といふ者、始めて蓋地椀を製し、據て折數及び日用の家什を造り販賣す、其土人も亦、これに倣ひてこれを造る、慶長を經て漸く盛なり、天保十年紀伊國主徳川齊順、其臣仁井田好古等をして黑江村戶口の概略を撰せしめしに、戶數千三百餘、人口四千五百餘なり、其他諸國より來りて貿儲するもの二千餘人なりと云ふ、寛永年間この地の戶口を撰せしに甚だ鮮少なりしに、漆工の業起りてより以來、歲月に增殖して、人口殆ど七千の多きに至る、安政五年徳川家定、海外各國に通商を許す、爾來黑江の漆工等從來製出する所の器物の外に、時に適する商物の漆器を製す、其業益盛なり（工藝志料）

クロカゲ　黑鹿毛（烏驪）　馬の毛色の名、黑き毛をいふと見えたり、黑鹿毛なる馬に乘て、四の宮の鎧を北に向て、五十騎三河守知度は赤地の錦の直垂に、紫すそこの背に黑鹿毛なる馬に乘て、四の宮の鎧を北に向て、五十騎を相具して云々、吾妻鏡、文治元年正月一日乙酉卯剋、武宗（御水干）御（参詣鶴岡宮）被（乘）黑鹿毛（）云々」と見えたり、「カゲ」、「ウマ」参看、

クロカスゲ　黑糟毛　馬の毛色の名、糟毛の黑みあるを云ふ、小右記長和二年九月二十七日の條に、黑糟毛と見えた、源平盛衰記高倉院崩御宇治川條に黑油馬の太く逞に金覆輪の鞍置て乘りたりけりが云々」、吾妻鏡建保元年九月十二日條にも見えたり、「カスゲ」、「ウマ」参看、

クロガネモン　鐵門　江戶時代門扉へ鐵の筋鐵を渡し、角鐵具などして造りたるものをいふ（家屋雜考）

クロカハ　黑川　鎌倉時代、和田義盛の六男義信の子靈前守義治、黑川郷の地頭に補せられ、此地に住す、子孫黑川と稱す、爾後相繼ぎて郷士たり、降りて江戶幕府享保八年柳澤吉保の二男時綱、甲斐より轉じ、一萬石を領す、邸に陣屋を置きて治す、子孫相繼ぎて明治に至る（鎌倉國略風土記、北越軍記、武鑑）

クロカハラドシ　黑革威　黑革にて威したる鎧を云ふ、保元物語白河殿攻落條に、黑革威の鎧に角打たる兜を着云々と見えた、其他平家物語、吾妻鏡、承久記、室町殿日記等にも見ゆ、又黑革鎧とも云ふ、太平記山門攻條に、饗庭が子黑皮の鎧着て云々、太平記山門攻條に、長八尺許なる男一騎々たるが鎧の上、黑皮の鎧を着云々、鍬丸、腹巻、具足にもあり、

クロカハジヤウ　黑川城　若松城（ヲカマ（ツヤヤヲ））を見よ、

クロカハノクツ　烏皮舄　沓の一種、和名抄に烏皮舄、胡履也と見えた、箋注に、釋名履、其下、曰舄、舄、暗也、行疇久立、地成泥濘、故履、其下、使、沈暗、也云々」とい、り、表皮を赤く朱塗となし、裏に赤地の錦を張り重ねたる履にて、結紐は赤の組紐なり、

天皇以下親王諸王諸臣の五位已上、鞾服着用の時、これを用ふ、衣服令に、謂ふ烏皮也、御即位大嘗會等大祀朝賀之時用之」とあり（雅亮裝束抄、裝束抽要抄）

クロカハノコホリ　黑川郡　[illegible]陸奥國[illegible]天平十四年正月に見えたり、蓋し建國の初之を置きしものなるべし[illegible]日本後紀黑河に作り、延喜式黑川に作る、和名抄に、新田（ニフタ）白川（シラカハ）驛家等の郷あり、霜後雜遊なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クロカハラゲ　黑河原毛（沙驄）　馬の毛色の名、河原毛の黑みあるを云ふ、太平記京軍條に、諸糸の鎧に紫の世衣懸て黑瓦毛なる馬に厚總懸て乘たる武者云々と見えたり、

クロキ　黑酒　神前に供する酒の名、常山の根を黑燒にして酒にまぜたる物なり、中古黑御麻の絹を用ひられしこともありしが、水義にあらず、大嘗會或は新嘗會の時、白酒と此品と二つを神酒に奉る、延喜造酒式に、新嘗會、白黑二酒料云々、又云、造酒者米一石、以二斗八升六合、爲醪、七斗一升四合爲飯、合水五斗、各等分爲二甕、麹得酒一斗七升八合五勺、熟後以久佐木灰三升、和合一甕口、方稱黑貴、其一甕不和、是稱白貴、と見えたり、其製造法を知るべし（延喜式、貞丈雜記）

クロキノゴショ　黑木御所　黑木屋（クロギノヤ）を見よ、

クロギノヤ　黑木屋　丸木即ち皮を剝らぬ木を云ふなり、仁德天皇の宮殿を黑木御所と稱せるは、偖ちず黑木のまゝにて作れる故にしか云ふならん、又萬葉集に、ぬばたまの黑木の屋根へ、むかひ侍るとも見え、小島の宮殿へ、むかひ侍るとも見え、小島の屋へ、むかひ侍るとも皆同じ、

クロクゼニ　九六錢　明治維新前、鑄錢の名、天平十七年正月、初て之を造る、其文曰、「ゆたかなる世には盆に、長久の政なれば、代物を九十六文にして四文づゝかけみち然るべし、其上三十二文づゝ三に分け、又三十二文を四に分れば八文になる也、かくては錢の使用もよしとて、九十六文を百文とし、九百六十文を一貫文と定めたり、」と見えたり（三）奥州會津四家合考に、「白河は奥州の大關なれば、往還の旅船より役錢をとる、百文を四文宛き九十六文を以て百文の數に用ゐる、中頃永樂錢の異朝より渡り帝都へ駄上する時、門司赤間の關にて百文の内四錢を役錢に押取り、九十六文を以て帝都の百文に用いたる例にて、斯の如し」と見えたり○又この始めは、黑木の屋へむかひ侍るとも見え、小島の宮へ、むかひ侍るとも皆同じ、

すさびに、黑木御所とあるも皆同じ、

クロクゼニ　九六錢　明治維新前、鑄錢の名、天平十七年正月、初て之を造る、其文曰、「ゆたかなる世には盆に、長久の政なれば、代物を九十六文にして百文とすること、奥羽等三數國を除き一般の定となせしが、其を九六錢といふ、また倉錢、倉百ともいふ、[illegible]倉百ともに、黑木御所とあるも皆同じ、

式目追加永正五年の條に、百文の三分一を三十二文とせることあれば、既に當時九十六文を百文とせしことありしなるべし、然れども、其由來に就き數說ありて定まらず、（一）上杉憲政の家士等後開くして代官を勤むるものの永樂錢を、百銭より長百文にとり收めし始まるといひ、（二）和事始には、倉百文は上杉老臣長尾意玄に始るといひ、「ゆたかなる世には盆酒あること、長久の政なれば、代物を九十六文にして四文づゝかけみち然るべし、其上三十二文づゝ三に分け、又三十二文を四に分れば八文になる也、かくては錢の使用もよしとて、九十六文を百文とし、九百六十文を一貫文と定めたり、」と見えたり（三）奥州會津四家合考に、「白河は奥州の大關なれば、往還の旅船より役錢をとる、百文を四文宛き九十六文を以て百文の數に用ゐる、中頃永樂錢の異朝より渡り帝都へ駄上する時、門司赤間の關にて百文の内四錢を役錢に押取り、九十六文を以て帝都の百文に用いたる例にて、斯の如し」と見えたり○田圃類說に、九十六文を以て百文とすることなる始めしは、鎌倉上杉の家臣領分へ他國の商人入込みて、領分の錢を他國へ持行とて百文の所へ四文づゝ省いて渡せしより始りたりとあり、又或書に、甲州信玄の家臣不算の人の爲めに始めしなどいへど、元は世俗にいふ、仕かけ場といふ類にて、百文に直段せし物を、九十六文にて拂より出來たるものなり、尤諸國一統の事にてもなし、東國北國筋の内今以調百錢を無用す云々」といひ（五）貨幣通考に、寛永十三年六月に始めて寛永通寶を行はる、その錢は今所謂耳白の内貨に文字なきものの、なり、此の頃は金一兩に四貫文なり、貨百も此時より始ると云、鑄錢局より寶波すること百文につき四文づゝ局費を去て渡しつる故、その價通用せしといへり（九六錢考）

クロクハモノ　黑鍬者　江戶幕府の職名、將軍の陣屋に近侍し、平常は諸臣邸に使役せらるゝ、とな稱む、其數四百七十人あり、其を支配する者を、黑鍬頭といふ、三人あり、高百俵を食む、御書院番にて、御臺所前廊下に詰め、目附の所管たり○武田上杉の頃よりありしと見え、見聞雜錄に、武田上杉之弓矢は古今無類と口口する事、軍果て勝鬨は、雙方より郡村奉行夫あらじ、こゝな支配する小人頭、道造のクロ鍬の頭組な引連云々、又、御陣中御供の大工七十人を以て不[illegible]三番代、御書調、此人足には黑鍬の木組千人、道造の新組五百人云々」とあり（明良帶錄、武家名目抄、官制沿革略史）

クロクリゲ　黑栗毛（紫騮）　馬の毛色の名、栗毛に黑みあるものを云ふ、和名抄に、紫騮、黑栗毛也」とあり、箋注に、紫騮は赤栗毛、烏騮は黑栗毛、鯛むべしといへり、平家物語平治川先陣條に、佐佐木四郎の給はれたりける御馬は、黑栗毛なる馬の極めて大くたくましきが云々」、吾妻鏡文治五年五月十九日鶴岡塔供養の條に、源蔵人大夫進一疋（黑栗毛）云々、竹崎五郎繪詞に「黑栗毛なるむまにことものくらおきて云々」と見えたり、「クリゲ」参看、

クロクルマ　黑車　黑蘆車（グロムシロノタ

ルマ）を見よ、

クロゲ 黒毛（驪） 馬の毛色の名、純黑なるを云ふ、又「スミノケロゲ」ともいふ、和名抄に、驪馬、毛詩注云、驪（音離、慎語抄云、驪馬、黑毛馬也）純黑馬也」とあり、續紀天平寶字七年五月奉幣して丹生河上社に黑毛馬を獻じ、貞觀二年六月同く黑毛馬を同社に獻ず、保元物語義朝出陣の條に、くろ馬のふとくたくましきに、いかけ地のきんぷくりんのくらをひて云々、平家物語富士川條に、副將軍薩摩守忠度は、紺地錦の直垂に、櫻糸威の鎧着て、黑き馬の太くたくましきに、鐙懸地の鞍を置て乘給へり」と見え、此外吾妻鏡、源平盛衰記、著聞集、義貞記等にも多く見えたり、「サマ」參看、

クロサウゾク 黑裝束 凶服の一、凶服の樣に同じ、素服勤物に、「是は心喪の由なり、（圖大藤）南廊の凶服に於ては、五旬以後、宣下にて除くと雖も、御一周中熊志の書臣、尙黑染なる等て、是心喪通用の義の由なと記せり、又（心記）素服は宣下によりて素服を除けども、一周の間書院に登の時、黑裝束を著くるの由記せり、之を舊院の御服など〻稱し、又は服衣など〻申候、是も公卿ほ直衣、非參議は黑の布衣、殿上人も黑の布衣など〻注し申し候、と見えたり、

クロシヨ井ン 黑書院 江戸城居間の名、江戸城表の西隅に在り、北は大奥に接す、上段下段の二間あり、また黑木書院ともいふ、

クロズミケウ 黑住敎 神道（シンダウ）を見よ、

クロズミシンダウ 黑住神道 神道（シンダウ）を見よ、

クロセドノ 黑瀨殿 西園寺實光をいふ、伊

クロダウチ 黑田氏（筑前編國） 姓は宇多源氏、佐々木源三秀義の五代京極佐渡守綱信二男四郎左衞門尉宗清、近江國伊香郡黑田邑に住す、因て氏となす、六世黑田右近大夫高政、近江の守護佐々木大膳大夫高頼及び其子近江守氏綱に屬す、永正八年山城舟岡山の戰に當り軍令を犯して、將軍足利義稙の怒を得たりしが、佐々木氏の保護によりてその罪なを免る、是に於て備前國邑久郡の內を賜ひ福岡に移住す、其孫美濃守職隆初めて小寺氏を稱す、男小寺官兵衞孝高初め織田信長に屬し、後に羽柴秀吉に從ふ、天正十年明智光秀を討て功あり、十二年攝津大阪城を預り、十四年小寺氏を改め黑田氏に復す、十五年筑紫の陣に功あり、豐前國六郡を賜ふ、十六年五月勘解由次官に任ず、其四男黑田松千代、後に吉兵衞長政と號す、十七年封を襲ぎ、同年六月從五位下に叙し、甲斐守に任じ、秀吉養子の後德川家康に仕へ大功あり、家康女婚とす、關ヶ原の役勳功あり、慶長五年十月筑前國を賜ひ、五十二萬三千百石餘を領し、福岡城に住す、八年三月從四位下筑前守となる、十七年十二月嫡子萬壽に偏諱を賜はり忠之と改む、甫後子孫偏諱を賜はるを恒式となす、十八年正月家督松平を賜はり叙爵せられ、右衞門佐と稱す、子孫相繼ぎて明治に至り侯爵を授けらる（系圖、藩翰譜、德川加除封錄、華族譜）

○黑田——職隆——孝高——長政——忠之——光之——綱政——宣政——繼高——治之——治高——齊隆——齊溥——長知——長成

クロダウチ 黑田氏（筑前秋月） 黑田筑前守長政三男黑田大膳元和九年十月父の遺領筑前國糟屋郡秋月の黑瀨城に住せしを以て名づく、

○黑田——長政——長興——長貞——長軌——長貞——長邦——長墓——長堅——長舒——長郷——長元——長義——長德——長敬

クロダウチ 黑田氏（上總久留里） 武藏七黨、丹治の族頭加治別郡左衞門季仲より出づ、季仲の男勘解由左衞門家勝、武藏高麗郡中山に住し、中山を家號とす、其子家範北條氏に仕ふ、其子直治關ヶ原の功を以て德川家康に仕ふ、其子直治關ヶ原の功を以て慶長七年二万百石を賜はる、元和元年七年大阪の役の功を以て目付に補せられ、六百石加賜、十年四月七日給奉行に補せられ貳千石加賜、寛永十一年正月邑百石墾田四百石併せて五百石を次千帶刀直道に分封す、元祿十三年十二月朔日豐前守直邦七千石加賜、館林右馬頭の佛祖に補せらる、十六年正月五千石を常陸國に加賜せられ、下館城を治む、貴永四年正月五千石加賜、享保十七年三月朔日五千石加賜、上野國に移封沼田城を治む、七月老中職たるの勞勳を以て五千石加賜、轉封を併せて三萬石、直邦黑田直相の女婿なるを以て姓を冒して始めて黑田と稱す、寛保二年七月大和守直純封を上總國久留里に移され、城を築きて之を治む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる（系圖、藩翰除封錄、華族譜）

○丹治家勝——家範——國守——直定——直治——須下庫嘉麻三郡の內に於て五萬石を分知す、初め孝政と名づけ、後ち長興と云ふ、寛永三年八月從五位下に叙し甲斐守に任ず、秋月を本居とす、子孫世々相繼ぎ、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（系圖、華族譜）

○長興——長直——長軌——長貞——長邦——長墓——長堅——長舒——長郷——長元——長義——長德——長敬

「直邦——直純——直享——直英——直温——直万」
「直綱——直静——直和——直碧——和志（ヨリユキ）」

クロダジヨス井　黒田如水　黒田孝高（クロダヨシタカ）を見よ、

クロダナ　黒棚　厨子の類をいふ、クリヤダナの轉ぜしなるべし、室町時代以後諸家の婚禮に用ふるものなり（倭訓栞）○嫁入記に、くるだなとは、ちがへだなのことなり、以上三棠なり、上下は板をひきわたしにあるべし、中は高く低くちがへてこしらへ候ふ、何にてもてぐさの物をおく也」と見えたり、

クロダナガマサ　黒田長政　幼字松寿丸、後ち吉兵衛と稱す、法名興源院古心道トノ孝高の子、二十歳の時、賢として京師に往く、織田信長、豐臣秀吉をして監護せしめ、之を近江長浜に置く、天正五年十三歳にして三木の役に從ひ、始めて首級を得たり、十二年父に從ひて中村一氏を岸和田城に援ひ、紫賀根峯の兵と戰うて首を獲る事二級、十五年筑紫の役に當り、豊後、日隈、切山、觀音寺の諸戰皆呉からざるはなく、更にまた賀來、福島、犬山等の城を拔く、秀吉馬を躍りて之を賞す、十七年父の封を承り、豊前中津城を領し、六月從五位下甲斐守に叙任す、文祿元年征韓の役起るに及び、小西行長、加藤清正等と共に先發して海を航し、金海昌原を破り、王城平安に戰ひ、白川の城を守る、前後凡そ七年の間各地に轉戰して頗る功あり、既にして秀吉薨じたるを以て、諸將と共に兵を收めて歸りしが、小西行長、寺澤廣高等と軍功を爭ひて訴訟を起し、軍監等罪に服す、慶長四年曾臣家の奉行等私に德川家康を謀り、伏見大阪の間近邸擁を極む、長政父と共に欺を家康に通じ、且つ列侯を誘して之が備を爲す、家康其志を富みし、保科正直の女を娶ひて長政に配す、豊年東西離を構へて兵起るに及び、また東軍に與みして海道より西上し、進すがら岐城を拔き、途に關ヶ原の戰に會し、大に三成等を破る、功により筑前國五十二萬石を賜ひ、福岡城に治す、八年從四位下に叙し、筑前守と改む、大阪冬陣の時長政關東に在りて軍に從はず、夏陣に當りては、德川秀忠に從ひて師に臨し赤功あり、元和九年八月卒す、年五十六、長政幼にして雄偉雷ならず、少壯の時好で馬を馳せ鉄を試み射を習ひ銃を放ち、皆その術に造す、常に士を撫し民を惠み、諫を納る、問あれば友と會し花卉を愛す、豊前國六郡を賜ひて、十二萬石を領し、中津城に居る、十七年家を子長政に傳り、致仕入道して如水と號す、時に年四十四、蓋し秀吉心窃かに其安度を疑怠し、遠て巨禍を爲すを欲せず、孝高之を猶り、喚を取るを恐れて世に及べるなり、然れども秀吉深く其才を惜み、致仕の後も左右に侍せしめて顧問に當つる事元の如くなりしといへり、十八年小田原征討の師起るや、孝高また之に從ひて軍謀に與る、文祿征韓役に際しては、後藤基政と共に、命を奉じて海に航し、慶長再征の軍には、元帥小早川秀秋を佐けて再び渡海し、蔚山の急を救へる等其功績なからず、慶長五年石田三成等德川家康と謀を構へて兵を起すに及び、孝高時に中津に在り、諸々家康に通じ、長政なして軍に於ほしめ、自ら四國に於て三歳の兵を率ひ中豊後、大友義統等を討し、遂に諸城を起るに及び、豊臣秀吉に從ひて佐用城を攻め、同十一月また竹中重治と共に備前國福岡城を攻め、翌六年毛利氏の軍上月城を圍むや、其後殿として高倉山に屯す、此年荒木村重叛ぜしかば、孝高之を勸うて誘むる所ありしと雖も聽かず、却て孝高を捕ふ、既にして孝高間を得て脱し、村重亦敗で亡ぶ、八年秀吉三木城を陷るゝに當り之に住せんとする意あり、孝高既いて曰く、我住せる姫路城は當國第一の要衝にして、且つ海運の便あり、請ふ足下に呈せんと、秀吉大に喜びて姫路に進ず、央那郡山崎城を以て孝高に與ふ、これより後ち深く秀吉の信任を蒙り、其臨臣たり、山陰山陽の諸戰をはじめとして、山崎、賤ヶ嶽、小牧、紫紫の役に從ふ多く、世人今張良と稱す、十五年七月豊前國六郡を賜ひて、十二萬石を領し、中津城に居る、十七年家を子長政に傳り、致仕入道して如水と號す、時に年四十四、蓋し秀吉心窃かに其安度を疑怠し、遠て巨禍を爲すを欲せず、孝高之を猶り、喚を取るを恐れて世に及べるなり、然れども秀吉深く其才を惜み、致仕の後も左右に侍せしめて顧問に當つる事元の如くなりしといへり、十八年小田原征討の師起るや、孝高また之に從ひて軍謀に與る、文祿征韓役に際しては、後藤基政と共に、命を奉じて海に航し、慶長再征の軍には、元帥小早川秀秋を佐けて再び渡海し、蔚山の急を救へる等其功績なからず、慶長五年石田三成等德川家康と謀を構へて兵を起すに及び、孝高時に中津に在り、諸々家康に通じ、長政なして軍に於ほしめ、自ら四國に於て三歳の兵を率ひ中豊後、大友義統等を討し、遂に諸城を

（押花政長）

クロダニダウ　黒谷堂　金戒光明寺（キンカイクワウメヤウジ）を見よ、

クロダノイ一ボトノミヤ　黒田廬戸宮　大和國城下郡宮古黒田二村の間○今は郡社と稱す、天皇の元年十二月、都を此地に建つ、孝元天皇の四年に至て廢す、其間七十九年（首府沿革論）

クロダヨシタカ　黒田孝高　幼字萬吉、後ち官兵衛と稱す、名は祐隆、後ちまた孝隆、孝高と改め、致仕入道して如水と號す、法名龍光院清巡、父の時よりして一時小寺氏を冒せしが、後ち黒田氏に復す（黒田家譜）○孝高の子長政の女婿なりしが、後ち赤松家の被官なりしが、慶長の時黒田信長に欺を通じ、冒率其麾下に歸す、天正五年中國の役

（署自水如）

後き、又加藤清正と謀を通じて島津氏に備へ、遂んで宇土城を陷いる、既にして隱ヶ原戰亂り、長球功により大封を受くるや、東上して謀を賀し、且つ家康に謁す、家康歡欵する事備さに至り、且つ酒を進め、湯沐邑た上國に歸りて部に若な養ひ、慶長九年三月卒す、年五十九（藩翰譜、野史）

クロツキゲ　黑月毛　月毛（ツキゲ）を見よ、

クロツクリノタチ　烏裝橫刀（黑裝、黑作、黑造）　柄は鮫皮にて黑くし、目貫は家の紋を燒付、鞘は黑塗、鍔金具、皆赤銅にて作りたるを云ふ、故に赤銅作太刀とも云ふ、又黑太刀とも云ふ（聽業考、貞丈雜記）御供故實に、黑作と申は、鍔も塗り、鍔金具は赤銅にて候、又蛭金具にても鞘も塗鞘、柄は常の如く鮫にて候、帶取は唐彌章をたゝみ候て、任候、糸にても皮にても帶申て候、是を黑太刀と云ふ也云々」と見ゆ、大實令の制衣冠府の志以上之を帶ぜしむ、又神社にも收めしと見え、水工祭式に、供神料烏鼠太刀とあり、室町幕府の時、將軍出御の折、中間に黑太刀を持たしめ、又遠物等にも用ひたり、

クロトクサ　黑木賊　鬚の色目の名、雁衣抄には表黃のくろばみたるにて、裏は白なりといひ、雜事抄には裏白にて、表黃色のくろばみたるなりといへり、

クロヌリノタチ　黑漆劒　諒闇の時用ふる劒をいふ、柄鞘の金物を合々黑く塗りたるものなり、飾抄に、黑漆、諒闇御之、金具等、拔き書吉服劒具也、陸東無文紫、或鹿革云々、鞘柄白鮫女如常、黑服同黑鞘、金物黑漆、白革鮫皮、柄黑鮫女云々とあり、但し六位以下は平日黑漆劒を帶す、金物當の如し、諒闇の劒は全く別物なり、よがう可らず（飾抄、鮫皮國式）

クロノハウ　黑袍　黑染の袍を云ふ、四位以上之を着す、もと一位は深紫、四位は深緋の袍を着す、紫も緋も深く染むれば黑となる、一條天皇正暦の頃より延喜殿式の染式廢れ、深紫深緋なも本式に染めず、淺紫に五倍子を交ぜて、似せ色を染別めしより、深紫も深緋も差別なく、一位四位の袍の色同じくなりしなり、其後何の時よりか四位も一位の黑染になりしなり、二位も三位も共に黑袍を服する事となれり、續世紀はら〳〵の劒子の卷に「或る人申されけるはつるばみの衣は王の四位の色にてたゞの四位と王五位とは、くろあけなき、唯の五位ありの衣にてうるはしく有るべきを、今の人心なよすけて四位は王の衣になり、五位は四位の衣をきるなるべし、強非進使上官などは猶あけなあらためざるべしとぞはべりける」と見えたり（安齋隨筆）

クロブチ　黑駁　馬の毛色の名、黑にて斑ある を云ふ、源平盛衰記東使賊木曾錦に、黑駁馬に金伏輪の鞍置て乘たりける」、晉書餞文治五年八月十日の條に、金剛劍當子息下須房太郎秀方（年十三）殘留防戰、黑駁馬銀白鞍、障、其氣色揚揚也」と見え、此所等にも屢々見えたり（サヽヤマ）參看、

クロブネ　黑船　[illegible]伊達正宗の作りし船の名、江戸時代の三大船の一と稱せらる[illegible]詳かならず、船材は仙臺封內に伐り、幅五間半、長十八間、高十四間一尺五寸、帆柱松十六間三尺、[illegible]松松九間一尺五寸なりといへり、以て其大さを察すべし[illegible]慶長十八年伊達正宗江戸に在り、三月南蠻國へ船を遣さんと欲し、向井將監忠勝と謀して船を造る、將監より幕府の大工與十郎及び水手頭庄之助、城之助を下し其事に與からしめて作らしむ、同九月女倉常長等之に乘して南蠻に向ふ、八年を經て支倉等歸朝す（洋々社論）

クロブネ　黑船　江戸時代式の船をいふ、船體多く黑く塗れるを以て名づく、太閤記に、南蠻國云々、好み侍るやうに黑船を修理しとらせよと仰せつけられしかば」と見えたり、

クロマス　黑桝　伊勢外宮子良館にて用ふる桝の名、古今要覽稿に、子良館に黑桝といふものの二あり、その大さ長五寸二分半、廣さおなじ、深三寸、この積八十二寸六分八厘七五あり、今の京桝にて一升二合八勺等九有容にあたる、一は長五寸一分半、廣さもおなじ、深二寸六分、この積六十七寸九分一八五あり、今の京桝にて、一升等五勺二一八有容ないる」とあり、

クロミドリノウマ　青毛（アヲゲ）を見よ、

クロムシロノクルマ　黑蓆車　車の一種、公卿喪中に用ふるもの、黑車ともいふ、轅とは、轅建とて兩降る時、車を覆ふ蓆なり、黑蓆を優にて黑く塗りたるものなり、又塗らざるも宜しとす、貞辰の時は、兩降らぬ時も之を覆ふといふ、四宮記に、或記云、天祿四年十一月八日、女御懷子於二東河一有二除服、其儀前二禮陽毛車、其上張二蓆、蓆色淺黑、下簾帷等、御祓之後、取二黑蓆一、簾帷等、即以鐵御沓々」と見えたり（小右記、鮫皮色考）

クロンバウ　黑坊　印度、巡弗利加等の黑色人種をいふ語、倭國茶に、殘人に云ふは、カフす國の烏即是倉氣也、朱鳥が可談に、殿中宮人多喜二烏即一云云、宮二一種近ノ海者二入ル水眼不ノ既、謂二之黑倉氣一」と見えたり、黑倉國の產、色至て黑しといへり、又倉倉に李大后形長四色黑、宮人皆謂二之黑倉」とも見えたり

り、和蘭人コロンボと呼べり、云々」と見えたり、

クロメ 黒目 物をはかる目方の名、地方新書に、今兼八一升は十合なり、三匁の量を十二錢とす、其の十二分の一を一分とす、(一錢)十分を大一厘とす、(十錢)十六厘を大一斤とす(百六十錢なり)俗に唐目及黒目と稱す、今普通に用ひる所のもの是なり、是一種の衡法なり」といへり、

クワ 窠 窠紋(クワノモン)を見よ、

クワ 火 王朝時代、軍團の兵士十人の團隊をいふ、屯營の中十人一房に居て炊飯を共にするを以て其名あり、其頭領を火長といふ、火と駄と音通じて駄長とも書けり、猛軍團(アンダン)を見よ(續國史)

クワアフスウ 花押藪 [illegible]七卷[illegible]

上天皇より下逸欽師に至る迄七百四十名の花押を集録す、頗る分ち、部を立て、各年代を以て次第し、或は一家同部の者は年代に係らず鱗次して之を出し、姓名の上に家號を注し、下に其文の名、官位卒年を示し、觀覽に便す、花押は眞跡に臨摸し、殷鑑ある者によりて取りしも、其原本に既に疑はしき者ありて、全然信據するを得ざる者あり[illegible]常陸人丸山可澄、露平と號す、系圖の學に精し、此の外續花押藪、諸家系圖纂、本朝姓氏類纂等の著あり(花押藪、水戸人物志)

クワイ井 外位 「ゲキ」を見よ、

クワイイン 外印 ゲインとよむ、太政官印ないふ、印章(インシヤウ)を見よ、

クワイ井ン 外院 寮宮寮(サイかウンウ)を見よ、

クワイ井ンシユ 廨院主 禪宗にて院門收納貿資の事を掌るものをいふ(禪林象器箋)

クワイエイ 外衛 左右兵衛、左右衛門の四府を云ふ、一に四衛とも稱す、近衛は內衛と稱するに對しての名、兵衛府(ヒヤウエフ)、衛門府(エモンフ)を見よ、

クワイエフ 外衛府 [illegible]王朝時代の官衙、樂[illegible]護術の事を掌る[illegible]大將一人從四位上、中將一人正五位上、少將一人從五位上、將監四人從六位上、將曹四人從七位下[illegible]天平神護景雲元年二月之を廢し、所屬の舍人を、近衛、中衛、在右兵衛府に分配す(中古職官考、職官志)

クワイグワ 繪畫 [illegible]「上代」に於ける繪畫は極めて幼稚にして見るに足るものなかりしが、三韓の我國に內附するに及びて、其文物を傳へしのみならず、更に吳國とも交通するに至りしかば、繪畫の上にも影響なからざる影響を加へたり、雄略天皇の朝には、百濟より畫部因所羅我を貢し、直接に彼國の法を我國に傳授し、其子孫は世々朝廷に仕へて使畫師、河內畫師となれり、下りて欽明天皇以來佛法大に行はれしかば、從ひて朝鮮より、佛畫並に佛寺の裝飾を施すもの來朝せしと、推古天皇の朝遣隋使ありしより引きつゞきて、遣唐使の派遣ありしことによりて、我繪畫もまた面目を新めたること甚だ多かりき、崇峻天皇の元年には百濟王子阿佐來朝し、聖德太子の官位を畫きしものなほ今日に存せり、此時また百濟文畫師、黃泰畫師、河內畫師、椋畫師等を定められしが、これ蓋し諸寺の經營する爲め、畫工を定むるの必要ありしものなるべし、同二十九年聖德太子の薨ずるや、其絕橋太郎女高淨の念に堪へず、諸の采女に命じて天壽國曼陀羅の圖二張を作らしむ、其下繪を畫きたるは、東漢末賢、高麗加西溢、訶[illegible]加巳利の三人にして、いづれも歸化人なりき、尋で文武天皇の大寶元年新令を布くや、中務省中に、畫工司をおき、正一人を以て繪事を掌らしめ、畫師四人、畫部六十人を定めしも、皆製師を施すが爲めにおかれしものにして、事文を畫きしに過ぎず、【奈良朝時代】に至りては佛法二層の隆運に向ひしを以て、東大寺、興福寺、法隆寺、大安寺、藥師寺、唐招提寺等の巨刹には、後世の繪所のごときものをおき、彩色畫師、切畫師、木畫師、白土繪師などいへる分業法さへ行はれたりき、【平安朝時代】に入りては、事文を作るの法一般に進歩し、畫工司の用減ぜしかば、平城天皇の大同三年、畫工司と染部司とを內匠寮に合併したり、これより畫工司を繪所と稱し建築修理の事を掌り、殿內を設飾する事文を作り、又屏風障子に貼付する繪畫なども作る事となれり、扨に於て、繪所の畫は、從來の如く、事文を作る丽已ならず、美術畫なも作ることゝなりたり、また此頃よりして殿宅の設飾一變し、屏風障子等に畫く事行はれ、山水花鳥人物等が、其主要なる題目なりき、かく繪畫の進歩發展すること著しかりしを以て、名手もまた漸く輩出し、仁明文德の際には百濟河成あり、屏々召されて、古人の像、山川草木等を寫し、皆生けるが如しと稱せられき、之に次ぎて巨勢金岡あり、其畫は倭繪にして、唐代世に行はれ、于公忠、公茂また父に倣て畫を能くせり、世に巨勢派といふ、皆來繪畫を世業とし、多く佛畫を描きたり、藤原氏專權の世に際しては更に宅磨派起る、其はじめ詳かならざれども、承保中宅磨爲成といふものあり、繪所の長者たり、佛畫に工なるもの其派中に出づるもの多し、更にまた此時代の末年に及びては、土佐

派の始祖とする所の、藤原基光、藤原隆能出づ、隆能は絵所預にして、佛畫の外、別に一種繊麗なる繪を始め、所謂歴史畫と稱するものゝ起因を作れり、此外僧衆歌あり、鳥羽僧正と世に稱するものに、偶意の繪に得意なりき、【鎌倉時代】には、なほ前時代の餘風を受けて佛法盛んなりしかば、春日の繪所あり、佛像佛畫を寫し、繪仏師の榮盛んなりき、絵れども繪畫の進歩は佛像佛畫の外、或は神佛の靈験を示し、或は高僧の偉蹟を顯し、或は當時の風俗を寫生するものを生じたり、現に村上一條兩天皇の際より、清合、物語絵、日記絵等行はれしが、殊に當覺歌疎原隆能の如き名人いでゝ、其端を開きしを以て、鎌倉時代に至り、この風の繪畫一層盛に行はるゝことゝなれり、これらの繪卷物類は、大むね土佐派の人によりて大成せられたり、土佐派の人々は世々朝廷の繪所預となりて、名人多かりしが故なり、土佐と稱することは、隆能の孫經隆が、從五位下土佐權守なりしかば、これまで春日と稱せしを土佐と改め稱せしより、土佐と稱する一派いで來れりといひ傳ふ、隆能の一門のみは、子隆親に傳へ、それより其子經隆、邦隆に傳へしが、其他土佐と稱する人々は、更に其系統分明ならず、昔ふに土佐と稱するものは數流ありしなるべく、また土佐の中絶せし折々、繪所を預りし人々もありしならん、而して土佐派よりは、光長をはじめ、吉光隆能等の名工出でたりしが、此外薩原信實、住吉慶恩等も出でたり、慶恩は實に住吉派の始祖なれども、其傳は詳かならず、なほまた此時代には、宋との交通盛にして、彼國より歸化せし高僧も、少なからざれば、多少宋畫を寫し來りしならんも、一般に土佐、宅磨、住吉の繪畫行はれしを以て、いまだ宋繪を寄ろゝの餘塵なかりしため、純然たる日本畫は發途し、賢て支那畫の風を受けざりしが、此時代の特色なりといふべし、【室町時代】の繪畫は、全く禪僧の徒が宗教の餘暇餘興を弄せし結果たりしを以て、其宗とする所は、大概宋元名家の淡墨清洒たる筆法の繪畫なりき、蓋し前代の時、既に禪僧禪師以下諸名僧投化して宋風の繪畫を傳へしも、時遥いまだ到らずして、只僅に、禪僧間に行はるゝに過ぎず、其後僧可翁交保のはじめ、入宋して彼地に留まる事十年、歸朝して延仁寺に住し、牧溪風の繪を描きたれども、なほ世に用ひらるゝに至らざりしが、兆殿司の出づるに及びてはじめて一勢力を得たり、兆殿司專ら李龍眠の跡を慕ひ淺色の佛畫多かりき、これに次ぎて如拙、周文出で、月文の門より小栗宗丹、狩野正信の徒を出だし、宗丹の門より更に狩野元信を出したり、元信は正信の子にして世に古法眼と稱す、實に狩野派の始祖なり、而してまた別に、雪舟あり、共に當代の名手として知られ、殊に雪舟の如きは、大家として世に許まる、雪舟はじめ入明して繪畫を學ばんと欲したりしが、意に適する師なかりしを以て、明國名勝の地、山川草木をもて、我師となし、激賞意うず、圓窓大門より秋月、宗湖、周耕、涌月、周徳、拭門、雪洞の徒出づ、皆強門に志して俗人にあらざりき、土佐派は是より先南北朝の際よりして衰頽しつゝありしが、光信の出づるに及びて、朝廷の御所となり、狩野交子、雪舟啓書泥等の間に介して、能く其面目を保ちたり、【桃山時代】には狩野派獨り、轟天閣の用ひる所となりて其盛大を專らにし、赤穂、山樂等の名手出づ、されば狩野一門の畫風天下を風靡したりしが、只長谷川等伯ありて、別に一軸を立てゝ之と席を爭へり、然れども其途に殿すべからざるを知り、敢らに雪舟の風を學びて雪舟五世と稱し狩野派に抗したり、後世これを「長谷川派」といふ、【江戸時代】に入りては、幕府の繪所は狩野派の司る所なりしかば、諸大名の繪師等も多くは其流を汲みたりしが、獨り山樂の一派のみは京師に留りて幕府に仕へざりき、之を京狩野と稱す、また此時代のはじめに當り、後西院天皇の叡旨によりて家を起したる住吉如慶の如きも、最初は京師に在りて禁裏に仕へしが、後ちには江戸に召されて御畫の繪師となれり、玆に於て、天下の畫局は分れて二つとなり、一は土佐派にして禁裏の畫局を司どり、一は狩野住吉の兩派にして將軍の畫局を司ることゝなりたりしが、以上三派の如きも、其業を世世に傳ふるに至りては、名工出づるもの漸く少く、技術また衰へたり、故に當代にありて名手と稱せらるゝものは皆町繪師の中より出でたるものなりき、其最なるものを挙ぐれば、光琳派をはじめたる尾形光琳あり、一蝶派をはじめたる英一蝶あり、鶴山派をはじめたる圓山應挙あり、岸派をはじめたる岸駒あり、四條派をはじめたる奥挙あり、文晁派をはじめたる谷文晁あり、また別に南蘋派あり、享保中清人沈南蘋來朝して之を傳へ、其門に熊代熊斐出づ、また南蘋と共に來朝したる清人伊孚九は南宗を傳へたり、而して當代にありて なほ注意すべきは、社會の時勢を高すする目的としたる浮世繪の興起これなり、岩佐又兵衛は其始祖と稱せらる、爾來容々世に行はれ、殊に庶民間に於ける勢力は非常に大なるものあり、從うて其流派もまた多く、鈴川師宣の創めたる鈴川派、宮川長春の創めたる宮川派、鳥居清信の創めたる鳥居

派、勝川春章の創めたる勝川派、喜多川歌麿の創めたる北尾派、喜多川歌麿の創めたる歌麿派、歌川豊春の創めたる歌川派、歌川廣重の創めたる廣重派等は其最なるものなり、西洋畫は元亀天正の際、葡國南蛮人の傳來と共に其法を傳へたれども、其後鎖國の令あるに及びて一時跡を絶ちたれども、文化文政の際司馬江漢出でゝ再び之を興したりしが、明治維新後に至るまでは極めて微々たるものなり、以上た我國に於ける繪畫變遷の大要と爲す、詳しくは各流派、並に各名手の傳を參看すべし(日本繪畫史、

クワイケイクワン 會計官 【明治】明治初年の職名、行政官の中に在りて、戸口、賦税、金穀、用度、貨幣、倉庫、勧業、殖産、商法等の事を掌る【明治】明治元年一月會計事務科を置き、二月改めて事務局と爲し、閏四月廿一日局を廢し始めて之を置く、出納、用度、勧業、殖産、税銀、貨幣、民政の七局を管す(税銀、民政の二司閏局せず)、同月商法及び租税の司を置く、二年三月商法司を廢し、四月造幣局及び租税、出納、用度、勧業、鑛山の五司を管す、五月通商司を管す、七月會計官を廢して更に大蔵省を置く、(オホクラシヤウ)の條參看(明治史要、法令全書)

クワイケン 懐劍 尤も短小なる刀を云ふ、懐中に入るゝ故に名づく、書紀景行天皇二十七年十二月の條に、於是日本武尊抽二相中之劍一刺二川上梟帥之胸一云々、古事記に、故臨二其間時一自懐出劍取二殺之一云々、とあるは、後世懐劍の起なり、鳥妻(ウキザシ)參看、

グワイコウクワン 外國官 【明治】明治初年の職名、行政官の中に在りて、萬國交際條約、貿易等の事を掌る【明治】明治元年正月外國事務科を置く、二月改めて事務局と爲す、閏四月二十一日、局を廢して之を創置す、二年七月廢して外務省を置く、

クワイコクジユンレイ 廻國順禮 【江戸】江戸幕府の職名、國商貿易、其他外國人に關する一切の事務を總理する事を掌る、營中の一局に於て事務を執る、勘定奉行等の如く、別に官邸官廨あり、高千石、金三百兩を給し、老中の所管たり、席次は奏者番詰諸遠國奉行の上にて、諸大夫之に位ぐる、其下に組頭(高三百俵、職禄二百五十石)、調役並(高百五十俵、役禄七人扶持)、調役並、(高百俵、役禄七人扶持)等之に隷屬す【明治】慶應三年廢止、

クワイコクリウフギヤウ 外國總奉行 【明治】江戸幕府の職名、專ら海外各國と應接交渉することを掌る、殿中に於て一局を設け、奉行以下屬官出仕して事務を執る、勘定奉行等の如く、別に官邸官廨あり、高千石、金三百兩を給し、老中の所管たり、席次は奏者番詰諸遠國奉行の上にて、諸大夫之に位ぐる、其下に組頭(高三百俵高、役禄二百俵、燒火間詰)調役(高百俵、役禄七人扶持)御用出役(外國人の雇員)等之に屬す【明治】慶應三年廢止、

グワイコクブギヤウ 外國奉行 【明治】江戸幕府の職名、專ら海外各國と應接交渉することを掌る、殿中に於て一局を設け、奉行以下屬官出仕して事務を執る、勘定奉行等の如く、別に官邸官廨あり、高千石、金三百兩を給し、老中の所管たり、席次は奏者番詰諸遠國奉行の上にて、諸大夫之に位ぐる、其下に組頭(高三百俵高、役禄二百俵、燒火間詰)調役(高百俵、役禄七人扶持)御用出役(外國人の雇員)等之に屬す【明治】慶應三年廢止、家老水野筑後守忠徳、勘定奉行永井玄蕃頭尚志、目付岩瀬肥後守忠震、箱館奉行堀織部正利熙、下田奉行井上信濃守清直等なして談判せしむ、嘉永六年、亞國と條約を締ひ、依りて此職の設あり、安政五年、遂に五月、神奈川奉行より談判せしむ、萬延元年九月、神奈川奉行の談判を解きて、浦賀奉行に轉ず、【明治】慶應三年正利熙、竹本圖書頭正雅、鳥居甚兵衛尉守忠恭等、外國奉行に專補す、後十人となる(嘉永明治年間錄、外交志稿、德川禁令考、官制沿革略史)

クワイシ 懐紙 【明治】和歌、詩、又は連歌を正式に詠進するに用ふる紙を云ふ、初めフドコロ紙を用ひし故に名づく、之を納るゝ長を懐紙箱といふ、凡長七寸五分、幅六寸七分、深二寸五分といふ【明治】懐紙又は杉原紙を用ふ、天皇は大高檀紙全紙にて一尺四寸餘、摂關大臣公卿は一尺三寸餘、殿上人は一尺二寸餘を用ひ、公卿等の普通には小高檀紙一尺二寸を用ひ、武士は一尺三四分を用ふ、歌の書様は八雲御抄に、一首歌は三行三字餘黙に可書、但二三行も吉祥無、五首以下は一枚、及二十首一に可續書可二詠懐紙一、女歌淵線若懐紙一重五首以上は、所の方へ引返て可書之、二水記に高檀紙二枚を重て書之、高一尺三寸二分、蟻作のはし三寸五分許也、高檀紙懐紙、和歌深秘抄、懐紙表裏抄、懐紙深秘、歌放賞、和歌深秘抄、懐紙表裏抄、懐紙深秘、

グワイシ 外史 禪宗にて書記を云ふ(禪林象器箋)

クワイシヤウ 懐弾 【明治】孤鶴と號す【明治】幼にして古山圃能法師に依りて落飾す、二十一にして著名大成を受け、顯密の教を學び、終れて淨土の法門を修す、又多武峰覺曼阿師に參す、後ち道元禪師宋より歸りて鎌倉に寓するを聞き、特に往きて參習す、元、永平寺を開くや弾又從ふ、蓋是五年七月、元、俟を以て退き、弾に命じ代て住持せしむ、文永四年東參に退き、弟子義分を立て、其位を紹がしむ、弘安四年八月二十四日歿す、世壽八十三、法臘六十三(本朝高僧傳、

長弟森林軍奴隷）

クワイジヤウ 廻狀 廻文（クワイブンを見よ、

クワイシヤウモン 會昌門 大內裏八省院二十五門の一、南內門ともいふ、延喜式に、大門、西宮記に南門に作る、東西南北の門にて應天門と相對す、左右に興禮門・興慶門の二門あり、應天門は桓武天皇延暦十三年創建す、二間にて五間戸三間、其結構は、件大納言書卷に、會昌門五間三戸、門柱五間、正中參・額間、其左右各戸・明障、東西兩端上欄子、下給壁、間板四面、有二軒瓦、五屋東四柴四柱、屋背兩端有二鴟尾一と見えたり、貞觀儀式元日朝賀の條に、左右兵衛督佐、率二衛已下、陪二於鴟尾道東西階下一、自二階南一登、各東西一丈、とあり、延長六年五月火あり、將に燒失せんとせしが、木屋工等之を防ぎ止む、永祿元年八月大風の爲め會昌門東西廊三十七間顚倒す、長元七年八月また暴風す、（給芥抄、大內裏圖考）

クワイシヨ 會所 榮人の寄合に用ふる場所をいふ、王朝時代貴族の邸宅にては、主殿對廊等をはなれて、別に設く、三內日記に、會所は押板書院（この書院は明る床をいふ）等、常のごとし、庭あり、或は池あり、庶數の綱りに置ふべし、又云ふ、主殿、會所、山莊等は、皆角木をかけ、弧戸を入る、この弧戸は、狐格子を云ふ）とあり、吾妻鏡、愚管抄等にもまゝ見えたり、また諸大名榮御成申入記（室町頃の記）に、會所への入御の事、御武御覽ぜられ、則會所へ御成なり、御着座なり、云々とあり、貞丈雜記に「御會所之事右の主殿とは別なり、餘々聞書に云く、式の御成の時は、先公卿の間へ御成侯、御座を敷かるべし、但御座の上には御座なし、それにて式三獻

クワイ

參る、又云く、式三獻あがり候て、式の御成の時は、主殿へ御成侯云々、宗五一書拔書に云く、御馬は御盃過候て會所へ御成候時、御目にかけ云々、右の如く御主殿と云ふと御會所と云ふは別の所なり、御座敷飾之記に、御會所九間四面ありて（三光院殿の記には會所之事間數不見）蟻蟻野の景を給かゝれしなり、云々」と見えたるにて其大要を知るべし、

クワイセキ 外戚 母方の親類を云ふ、「ダサク」又は「ゲシヤク」とも云ふ、天皇の外戚は、上古より特待せる跡見ゆるも、未だ其制度の見るべきものあらず、大寶の制より以後、其制度ふべし、凡そ天皇の外戚は、每に其官位を進め、三宮に準じて封戸を給ひ、直衣を著するを聽し、產穢所に入るを得しむるのみならず、其病むに及びては陰者を給ひ、諸寺に布施し、神祇に奉幣し、或は天下に大赦を敎し、藏給の令を發し、以て之を救濟することあり、其犯罪ある、皇太后の四等以上の親、皇后の三等以上の親も、皆六議の恩典に霑へり、是れ其生前に於けるが如く、其歿するや、天皇爲めに錫紵之服し、或は喪物・鄰儀を除き、廢朝の事を行ひ、或は喪物を給ふ等の事あり、而して其死に當りては、官固固辭し、爲めに節會を停廢し、其墓は山陵に準じて墓戶を設き、荷前を進め、天下事ある時には必ず之に告ぐるを以て例とせり、是れ其死後に於て享くる所の待遇なりとす、○垂仁天皇の朝、外戚狹穗彥反す、蘇我稻目二女を欽明天皇に納れ、用明推古崇峻三天皇の外戚となる、其于馬子崇峻天皇を弑し、其子蝦夷叛逆を謀る、中大兄皇子之を討伐して國家を安ず、其密謀に參ぜしは藤原鎌足なり、是を以て、其子不比等參議し、其女

宮子・聖武天皇に入れ、聖武天皇は實に外戚たり、天皇の御位するや、其女安宿媛を立て皇后とす、是時に當り不比等の子武智麻呂房前宇合麻呂等顯要に列り、皇后の異父兄橘諸兄の知さも大に登用せられ、大臣の位に昇り、外戚の權重し、是より、藤氏世々外戚となり、政を執れり（古事類苑帝王部）

クワイセン 快川 紹喜（キヤウキ）を見よ、

クワイテイラク 廻庭樂 藤志摩利（ソシマリ）を見よ、

クワイトクシヨヰン 懷德書院 中井蟄庵の私塾、享保十一年大阪府儒淺北爲尼崎藩中井蟄庵十一年幕府の許可を得、社友五人と謀して之を設く、三宅正名を以て教授に、五井純祐を助教に任ず、正名の歿後、純祐之に代りしが、既にして江戸に赴く、蟄庵其後を繼ぐ、後ち數年を經て純祐又來り教授す、蟄庵の子積善之に代る、寛政四年五月火災に罹り、七年八月に至り更に新築す、爾後子孫相繼ぎて教授に當る（懷德堂記）

クワイバイラク 廻杯樂 唐樂調、二十五曲中の一、新樂にて中曲なり、仁明天皇の時、殿上多く此樂を用ふ、割り序ありしも後ち絕え、舞も亦ほろぶ（雅樂考）

クワイバウケシユ 絢坊化主 化主（ケシユ）を見よ、

クワイバンツウシヨ 外蕃通書 二十七卷、改定史籍集覽十七冊に收む、慶長六年本邦と諸外國との通信書を蒐輯註したるもの、慶長六年以後實錄中に及ぶ、江戸時代の中葉以前外交史研究には唯一の史料たり、一より五迄朝鮮、六七阿蘭陀、八九十明國、十一より十四迄安南國、十五十六

十七琉球國、十八十九東埔寨國、二十占城國、第太泥國、田强國、二十一二十二二十三呂宋國、二十四二十五阿蘭陀港、二十六新伊西把爾亞國、二十七漢文剌亞の書を收む（關係書籍徳川幕府書物奉行近藤守重の「コンドウモリシゲ」考否）（外蕃通書）

クワイブウマル 快風丸 水戸家にて作りし軍艦の名、江戸時代三大船の一と稱せらる、總長三十七間、幅九間、柱基長十八間、柱基之さ三尺角、帆木綿五百端、紫天幕（御紋付）、艘小旗、下蓆（丸の內水の字）、提燈十六、大ほんぼり十二、黑鳥毛九尺槍二本、船中に傳馬二艘を置く（大は長九間槍八挺、小は長六間槍六挺）、あんじん箱とて、星形の上に方なる矢倉の如きものあり、碳石海島の圖を備ふ、額の大さ一間餘に心越の筆にて快風丸と書したるものを掲ぐ、徳川光圀、寛文十一年、長さ十八間幅五間の船を造らしめ、之を東海諸國に乘り試みしが、竟に滿たさるを以て天和二年之を毀たしめ、其後更に造船し、貞享二年に至て工畢る、同年十一月颶風の爲めに其行衛を失ふ、等で又造船す、是れ快風丸なり、製造の年月詳かならず、貞享三年の頃に造りたるものの如し、元祿元年二月三年間の倉庫を建み、假家に赴かしむ、光圀晩後三年を經て、十六年其船を毀ち土人に賣却せしといふ（快風船記）

クワイブン 廻文 多數の人に對し、各人間覽夫に廻覽して披見すべく作りたる文書をいふ、宛名は有る場合も、なき場合もあり、又廻狀・散狀とも云ふ、吾妻鏡、太平記、錄倉大草紙等に屢々見ゆ、文殿廻狀、記錄所廻狀等は最も著し、吾妻鏡建長五年七月九日乙酉、關東事今日被二廻二散狀一、書樣、右來八月放生會可二有二御赴參一、各帶二布衣一、可二致二供奉一之狀、依二御所一廻如二件一、と見えたり、廻狀の調書には、主君の仰なる時は、我名の下に奉の字を書き、然らざる時は、我名に點をかけて進ずること故實たり（貞丈雜記）今左に一例を示す、

文殿廻 紀伊國高野庄內黑江原村鳥田事

宣旨局錄事 義亨上人錄事

右來廿四日可二有二其沙汰一、兩方帶二文書正文一、已一點可二令二參對一、文殿之狀所廻如二件一、

康永三年二月十二日 外辨 「ゲベン」とよむ、同輩を

クワイベン

見よ、

クワイマイカタ 廻米方 江戸幕府の職名、下勘定所の分科にて、米穀の增減出入に關することを掌る、創ち諸國百姓より收納したる米穀を、諸方の倉庫に委託運輸する時、多少增減あるを以て、專ら諸地の豐凶、物の登耗を考量して、これを盈縮することを掌る、これを「割・縮」とも云ふ、其他二條、大阪、駿府、甲府、佐渡、長崎、大津、今市、諸國城々置米、諸國相場書、三分一石代、願石代勘定廻、川岸銀、海上運賃渡、諸渡、川岸銀の運送積荷に關すること、夫食穢食、拜借米、農具代拜借等、人民の恤救の爲めに出納する米金の會計なも併せ掌る○廻米廻送の運賃は、總て勘定所より給す、若雜戰船に載るときは、次の步合によりて官損とす、即ち雜所へ割當に際し、空船にて、破損せし時は運賃の三分の一、米穀積込出帆以後にかゝる破船は、運賃の三分の二を官損とす（埼方凡例錄、徳川官制、巻幕府無治類略）

クワイムシヤウ 外務省 幕府時代明治政府、外國に關する政務、外國に於ける帝國商事の保護、及び外國在留帝國臣民に關する事務を管理する

官衙、明治二年七月始めてこれを置き、澤寬嘉を長官とす、翌後屢々變更あり、十八年官制改革あり、長官を大臣と稱す、現今省中を總務、政務通商の三局に分ち、總務局中に、人事、文書、記錄、會計、翻譯、電信、取調の七課あり、尙ほ外國官（ガイコククワン）の條參看（明治史要、法令全書）

クワイモン 槐門 大臣の異名、三公を三槐と云ふ故事による、源平盛衰記小松殿敎訓父事條に、去とも御身は既に先祖にも未だ拜任の例なき上、御末又大臣の大將に至れり、所謂豊盛など暗愚無才の身を以て、藤原槐門の位に至る云々」と見えたり、

クワイライ・ヲ・シ 傀儡子 人形遣ひをいふ、傀儡は「クヮツ」とよみて人形なり、平安朝時代に行はる、その男は人形を歌に合はせて舞はし、又は手品を遣ひ、女は朱粉を施して淫を賣る、後には人形を仕ふ役は專ら婦女のする所となり、轉じて舞妓となり、終に遊女となれり、略ば「クヮツマ・シ」又は「クヮツメ」とも云ふ（貞丈雜記）○傀儡の當時の有樣は傀儡子記（群書類從に收む）に詳かなれば就きて見るべし、

クワイラク井ンニフダウ・ジユンダイ・ジン 快樂院入道准大臣 日野資敬（ヒノスケノリ）を見よ、

クワウウンクワン 廣運館 勉林館（カンリンカン）を見よ、

クワウエツリウ 光悅流 本阿彌光悅が創めたる入木道の流派○光悅は京師の人、性詳かならず、本氏松田、通称貞寶、自號玄の號あり、又慶長大震災に退隱するを以て大慶庵の號あり、片岡治郎大火の三男、本阿彌光心の養子となる、物なり手蹟を善く

し、後に一家を爲す、當時近衛龍山公、龜々齋と共に三筆の一と稱せらる、又書を善くし狩野永徳に學び、後ち新意みあらはして一宗の書格を立つ、その風逸氣ありて清麗なり、且つ古田織部正に從て茶道を學ぶ、幷に茶器を好む、又刀劍の鑑定を能くし、之を家業と爲す、寛永十四年二月三日没す、年八十二（公は八十、八十一、八十六と云へり、法號了叡院（書畫製覽、製定製覽、扶桑名畫錄）

クワウオンジユンゴンダイジン　光恩院准大臣　中山孝親（ナカヤマタカチカ）を見よ、

クワウカウテンワウ　光孝天皇　御名は時康、小松の帝とも稱す、仁明天皇の第三皇子、母は藤原遠藤の女澤子、第五十八代の天皇、天長七年御降誕、承和の初め親王となる、十三年四品に叙し、嘉祥元年正月常陸太守となり、累進して一品式部卿に至る、元慶八年二月陽成天皇の位を避れ給ふや、太政大臣藤原基經策を定めて天皇を迎へ、同二十三日大極殿に即位す、六月詔して曰く、百官の事を奏する、先づ太政大臣基經に詣寫して而して後ち奏聞せよと、我國に側台の生じたる、實に茲に原因せり、在位三年、仁和三年八月二十六日崩ず、壽五十八、宮城郡花園村大字字多野に葬る、是を被田邑陵と稱す、一に小松山陵といふ、天皇幼にして聰明、孝皮を好讀し、容止閑雅、慈悲寬仁、最人事に長じ給ふ、また頗る廢儀典を復興するの志あり、即位後屢々事を外廷に親諮ひ、御體ト、及び斧川野登載、都司飯麻の典儀を復し給へり（皇胤紹運錄、大日本史）

クワウカウヘイシ　光孝平氏　皇別、光孝天皇の長皇子是忠親王より出づ、親王貞觀十二年源氏を賜はり、寛平三年中納言諒非蓋使別當となり、尋で親王三品を授らる、尋で式部卿一品に叙す、皇子數多あり、第二皇子式瞻王の子平明、天歷二年中平姓を賜はり、第三皇子興我王の子篤行、勝行、光、方正井に平姓を授らる、篤行の子業長歌（皇胤紹運錄）

是忠親王――興我王――式瞻王――平季明
興我王――平篤行――平勝行――平光
興我王――平篤行――平方正

○光孝天皇――是忠親王

クワウカクテンワウ　光格天皇　御名は祐仁、紘宮と稱す、閑院宮典仁親王の第六王子、母は成子内親王、第百十九代の天皇、明和八年三月十五日降誕、安永八年十一月後桃園天皇大漸に際し、儲位いまだ定まらず、或は命を墻めて擁立する所あらんとす、崩ずるに及びて謂白九條尚實遺詔を奉じて天皇を迎へ立て、翌年二十五日踐祚、明年十二月四日即位し給ふ、時に年十歲、天明八年正月内裏火あり、天皇遷襲院に遷御し、以て假皇居と爲す、寛政二年新内裏の造營成り、十一月二十二日遷幸し給へり、時に將軍德川家齊、尋王の志あり、老中松平定信を以て造營の總管となし、殿堂門廊の制悉く古式に擬る、叡感斜ならず、宸筆の御製を家齊に賜うて之を賞す曰く、遠愈周文囿、不羨漢武臺、賞享一是歸、新築本非營、百工忽告竣、整駕自東回、抗目九重表、九儀挾階峩、登其登逸豫、講步禮共徘徊、奏儛華燈會、將餐九州爽、案心既已足、起臥感聽樓、欣然歌恩勳、乙夜獨言歸、在位三十七年、年號を立つること五、文化十四年三月位を仁孝天皇に讓り、總町殿に遷御あり、天保十一年十一月崩ず、泉涌寺に葬る、後月輪陵と稱す（皇胤紹運錄、野史、續續川實紀）

クワウカモン　皇嘉門　宮城の大内裏外郭十二門の一、朱雀門とも誤す、宮城南面の門にて二條大路に通ずる四嶺第一門となす、朱雀門の西に位す、桓武天皇延曆十三年、宮城を經營せられし時、若犬甘氏の造る、大さ五間、戸三間、二層なり、嵯峨天皇弘仁九年、額を新にし、弘法大師の筆額を掲ぐ、門衛には、右衛門府之を掌る、永祚元年八月、長元七年八月雷も大風に因て顛倒す、（紀略、拾芥抄、大内裏圖考證）

クワウカモン拾芥　皇嘉門院　藤原聖子、法名清淨光寺、後鳥羽天皇の皇后、近衛天皇の准母なり、大治三年十一月九日後三條天皇の皇后に叙せられ、翌年正月女御と爲り、同五年二月二十一日中宮と爲り、永治元年十二月二十七日皇太后と爲り、久安六年二月二十七日院號、長寛元年十二月二十六日尼と爲り、養和元年十二月五日薨ず、御年六十八（女院小傳）

クワウギモン　廣義門　宮城八省院二十五門の一、拾芥抄に、朝堂之外延門西面遷門、白虎樓西、北面」と見ゆ、北面の門にて、西廂を以て白虎樓に接す、

クワウギモン拾芥　廣義門院　藤原寧子、左大臣公衡の一女、母は從一位明子、後伏見天皇の皇后、花園天皇の准母、嘉元四年四月十五日上皇宮に入り、延慶二年正月九日從三位に叙せられ、同十三日後三宮、同日院號、建武三年二月二十五日崩ず、當時近衛殿、鷹司殿、飯麻殿、醍醐殿、櫛笥殿、日野殿、勸修寺殿、烏丸殿、高倉殿、冷泉殿、中御門殿、柳原殿、坊城殿、葉室殿、甘露寺殿、綾小路殿、清閑寺殿、高辻殿、四條殿、山科殿、中山殿、正親町殿、三條殿、西園寺殿、徳大寺殿、閑院殿、久我殿、土御門殿、堀川殿、中院殿、三條西

寛弘二年十一月十五日　同　八年六月十一日
長和三年二月九日　同　四年九月二十日
長和四年十一月十七日　寛仁二年四月二十八日
長勝三年六月二十七日　長久二年十二月十九日
長久三年十二月八日　永承元年十月八日
永承三年十一月三日　天喜二年造営始、數年後成る未還幸に及ばず
康平元年二月二十六日　延久三年八月二十八日
永保二年七月二十九日　康和二年六月十九日

此時の建築たる殿造にして完全ならざりしかば、天皇は多く里内裏に住し、皇居漸次破壊に歸す、因りて保元の造營あり、

保元二年十月八日

治承四年福原遷都、
後荒廢す
承久元年七月十三日
安貞元年四月廿三日

文治五年十二月　同二年造宮始、尋で承久の亂あり工事中絶す
以後造營なく尋で荒廢

右を以て其大要を知るべし、而して白河天皇以後、皇居は概ね里内裏（サトダイリ）（參看）又は其他に在りて、事あろ時に大内に臨幸ありし事多し、尋で安德天皇の時平清盛の政策により、治承四年六月都を攝津福原に移し、假に皇居を造營して里内裏と稱す、幾干もなくして、天下の輿論是を喜ばざるにより、六月に至りてまた開院内裏に還幸あり、而して繼ぐに兵亂を以てし、大内金々荒廢せりと雖も、時々臨御の事は絶えず行はれたり、鎌倉時代に及び、源頼朝文治五年三月三日奏して大内を修造す、これ武家にて皇居造進のはじめなるべし、十二月功成り、開院内裏より大内新宮に遷御ありたれども、而も其常の皇居は大概閉院にして、時々大内に臨御あるに過ぎず、順德天皇の承久元年七月火あり、造營いまだ半にして、所謂承久の大亂あり、造營の事また中止の勢となりしが、後鳥河天皇安貞元年造營半なる宮殿再び烏有に歸し、爾來久しく造營のことなかりしが、建武中興の時、後醍醐天皇其事を計畫し給ひしも、工を竣しむるに及ばずして延元の亂に會し、其功を果さず、平安宮遂に荒廢に歸せり、上述し來れるがごとく、平安宮火事に廢頽し、里内裏卿ち假皇居を以て御住居に充てらるゝ事となり、土御門殿、閑院殿、大炊殿、富小路殿等の殿舍御在所となりて、問々平安宮に擬し、紫宸清涼の諸殿を造營ありて、公事儀式もここにて行はるゝ事となれり、而して以上の里内裏たる決して一所に一定せるにあらず、時々移轉したりしが、南北朝の初め、東洞院土御門の内裏を以て、皇居に充てられしより後ち、自から内裏の場所抜に定まりて江戸時代に及べり、これ畧し假皇居たる内裏たるには相違なきも、積年の皇居たるゝ正皇居たる姿を呈したり、此地は、もと藤原氏の傳領にして大納言邦綱の家たり、高倉天皇讓位の後、暫く此に還幸の事あり、其後年を經て里内裏となり、元弘元年後醍醐天皇笠置へ還幸の時に當り、北條高時光厳院を此に奉じ、また幾年ならずして光厳院は廢せられ、延元元年足利尊氏が北朝を立てしより、遂に皇居と定まり、南朝は京都を出で北合一し、後小松天皇、後龜山天皇の御事讓を受くるに及び、はじめて正統天皇の皇居となる、然るに幕府の覇業振はず、權臣政屈し、遂に應仁の大亂となり、皇居また敗頽に歸し、天文大永の際に至りて、皇室幕府共に衰へ、悲慘の狀況殆ど語るべからず、三條橋上より内侍所の火を認めたりといへるは實に此時の事に係る、正親町天皇の御宇、立入宗繼の謀により、永祿七年、密勅を織田信長に賜ひ、中興の大計を托せられしかば、信長感激して上洛の途を構へ、十一年遂に足利義昭を奉じて入京し、首として皇居を修理し、供御を附し、輔道の公卿を復し、諸々再造の運に會ひ、豐臣秀吉、信長に代るに及び、地域を廣め皇居を造營し、殿舍を增し、宮闕の體を備ふるを得たり、尋で江戸時代に入りては、慶長十七年に、皇居造營の事あり、豐臣氏の規模を廣め、宮殿を總して更に之を經營す、其後皇居の火災に罹りし事數回なれども、常に臺府より造進せり、光格天皇の御宇天明八年正月京都大火あり、延いて皇居に及ぶ、時に將軍德川家齊尊王の志厚かりしかば、其造營に當りては、多く古制に則り、老中松平定信をして其役を奮せしめ、また柴野栗山等に命じ、有職家と故實書例を考證し、紫宸殿、清涼殿、宣陽殿等より、閑院、承明、日華、月華の諸門、陣座、軒廊など、平安宮の規制に落きて造營し、なほ皇居の外廷に關する部分は、古代の正式に復し、寛政中に至りて成る、尋で孝明天皇の御宇嘉永七年四月、大宮御所より出火し、皇居また災上す、時に外患はじめて萌し、國家多事の時なりしを以て、再營の擧も從つて視撰を大にするに能はず、唯西南の角を取廣げて正方形と爲したるのみにて、其他は大凡寛政造營の舊式により、安政三年新造の内裏に還幸し給へり、これ今日なほ存する所の京都皇居にして、其地域は南面東四百三十七間半、東面南北二百四十六間餘、西面南北二百四十六間餘、北面東四百三十三間、初めは方四十丈の區域なりしが、豐臣氏の時、更に之を廣め、德川氏三百年の間漸々擴張し、今日の形を爲す、其正門は、南なる建禮門、東なる建春門、西なる宜秋門、北なる朔平門といふ、南部を皇居とし、北部を皇后宮御所とす、建禮門内に承明門あり、同郡ありて之に隣し、東東に日華門、西に月華門あり、承明門内に紫宸殿あり、其

乾に清涼殿、其坤位に公卿の間あり、諸大夫間の南に神嘉殿、また北に御東宮あり、此より宣秋門に出づ、宜陽殿は紫宸殿の東に在り、其間に軒廊左近衛陣、東北部あり、御樂舎内侍所は宜陽殿の東に在り、小御所は紫宸殿の長位に、御學問所は小御所の北に、三ノ間御殿は御學問所の北に、御獻ノ間之に隣し、常御殿は三ノ間御殿の長位に在り、其他迴春殿、花御殿、參内殿、長橋局、藤壺間、錦雲間、議奏詰所、傳奏部屋等相聯し軒廊亘り、若遷するに長廊を以てす、既にして德川氏亡び、王政復古するに及び、明治二年今上天皇都を江戸に移して東京と改稱し、江戸城を以て皇居と定めらる、而して京都の舊皇居は、不用の建物は悉く取破たれしが、紫宸清涼の諸殿、常御殿、小御所等は皆修繕せられたり、六年皇居災上す、因りて赤坂離宮を假皇居となし、更に築造ありて、同二十二年一月功竣りて遷幸あり、宮城とす、是より先明治十年京都御駐蹕の時、千年の舊京を重んじ給ひて、即位の禮、大嘗の式は、京都の皇居にて行ふべき勅定あらせ給ひしより、同二十二年皇室典範を定めらるゝに及び、其第二章第十條に於て、同じく此事を規定せられたり、（有職抽中抄、平安遺志、京華要誌、大日本遺史）鎮ほ平安城以前の皇居は、都の條及び各條を看るべし、此外各殿舍宮門、及び官舍祭司等は各其條あり、參看すべし、

クワウキヨクテンワウ　皇極天皇

別稱御名は寶皇女、天豐財重日足姫天皇とも稱す、重祚して齊明天皇といふ、舒明敏達天皇の曾孫にして、茅渟王の王女、母は吉備女王、第三十五代の天皇生む、後ち舒明天皇の皇后となる、天皇崩するに及び、中大兄（天智）大海人（天武）の二皇子なほ幼なるを以て即位し給ひ、小墾田宮にましまし、後ち飛鳥板蓋宮に遷り給へり、時に大臣蘇我蝦夷及び其子入鹿政柄を專らにし、威權朝野を傾く、中臣鎌足之を憤し、三年六月十二日中大兄皇子と共に、殿中に於て入鹿を殺し、蝦夷亦尋で誅に伏す、四年六月十四日位を孝德天皇に讓る、我國譲位の事ある、實に之を以てはじめと爲す、孝德天皇の崩御の後再び即位し給ふ、此時に際し、三韓の地は、百濟高麗共に微々として振はず、新羅獨り盛んなりしが、遂に唐と連合して百濟を滅さん事を圖る、即ち百濟を援ひ、且つ新羅の不遜を討たんが爲め、七年正月天皇自ら舟師を率ゐて西征し、三月筑前國上座郡朝倉の橘廣庭宮に遷り給ひしが、幾干もなくして病を得、七月二十四日崩ず、齢六十八、飛鳥川原に殯し、尋で大和國高市郡越智岡村字車木越智岡上陵に葬る、後ち前朝に遡當して皇極天皇といひ、後朝を齊明天皇といふ（大日本史、陵墓一覽）

クワウギヨノロクモン　皇居六門　内裏

清所御門、皇后宮御門の六門を云ふ、　廣業館　舊三日月藩の建春門、遷殿門、宜秋門、朔平門（以上四方の正門）、

クワウゲフクワン

學校閑隣館　擬國佐用郡乃井野村閑隣館學校地坪、敷四百五十坪、治維新後に至り廢す　閑隣館　本校創立は寛政七年の頃、舊藩主森快淵、地を藩邸内青太夫可兒正喜の一坊間にトし、臣作監久保昭信等をして本校建築に從事せしめ、九年四月に至り、嗣堂講堂射的場練武場學寮書庫に至るまで全く落成す、明治維新後に至り廢す　閑隣館　學校地坪、敷四百五十坪、建物總坪數百三七八坪、内聖廟一棟三坪、意道一棟五坪、講道一棟三十八坪、練武場一棟三十六坪、正門一棟四坪、小門六棟、總て六坪、學寮三棟、總て二十五坪、物置一棟三坪、講堂雪舟三棟、總て六坪、右構造都皆平屋にて木造（日本教育史資料）

クワウゲン　光元　私年號、推古天皇十三年

に相當し、凡六年間繼續す（邊年號考）

クワウゲン井ン　光源院　足利義輝ノ

カガヨシテル）を見よ、

クワウゲンジ　廣嚴寺　豐浦寺（トユラデ

ラ）を見よ、

クワウゴウ　皇后　皇后天皇の總稱をいふ、キサキとも訓す、また秋宮（アキノミヤ、秋宮）

長秋宮、椒房、後庭、椒庭、椒掖、椒風等の稱あり、中宮とも稱す、職員令の義解に、中宮即皇后也とあり、後しくは、チユウグウ）を見よ、皇太后、太皇太后と合せて、三宮、又は三后といふ、後には皇后と中宮と別となり、皇后は一の資格の如くなりて准母を皇后と稱するに至る　皇后　皇后天皇の總稱　上古は天皇の御妻に侍ふるものを汎くキサキと稱し、其中にて總妻一人のみを大后即ち オホキサキと唱へしが、後土の制を模するに及び、尊ち皇后の稱を用ふることゝなれり、皇后は皇族より册立する事、太古よりの慣例にして、大寶令にもまたこれを規定せりと雖も、聖武天皇が、藤原不比等の女安宿媛を納れて皇后となし給ふに及び此制密に壞れ、爾來は人臣よりも册立することゝなれり、然れども多くは大臣の女にして、納言以下の女なるは異例なり、また執柄の人が他人の女を娶ひて入内せしめ、或は天皇讓位の後に册立し、或は十歳未滿のものを册立するがごときは異例に屬す、其甚しきは、夫婦關係なくしてなほ皇后と稱せるものにして、堀河天皇が寛治元年に、皇姉媞子内親王を以て准母となし、同五年正月に及びて皇后と稱せしを初見とす、これ實に繼妻ならざるに皇后と稱して一

の實格となすの結因にして、正嫡なる意味に於ての皇后とは、非常の相違あるものとす。實來錯要にあらず、唯母として皇后となりしもの少からず（第二表を見よ）而して皇后は同時に二人以上並び立つた得ざるの例なりしが、一條天皇の時に至り、藤原道長の女彰子を立て、中宮とし、中宮藤原定子を改めて皇后と爲すに及び、一帝に兩后あるの奇觀を呈し、實來此例を繼ひし事まゝありて、中宮の勢力は却て、皇后の上に出づるに至る、中宮は蓋し事實に於て皇后と同じかりしなり、然れども、皇后もしくは中宮なる同一名目の下に、二人以上並び立ちたる事はあらざりき、なほ立后には必ず詔命を以てし、その儀極めて嚴なりしが、南北朝の時よりして、立后の儀を擧げ給ふこと殆ど廢絶し、唯後水尾天皇が櫻川秀忠の女和子を、光格天皇が欽子内親王を立て、皇后と爲し給へるを除きては、歷代の天皇皆皇后を立し給はる而已なりき、明治元年に至り、今上天皇が一條美子を皇后に定め給ふに及び立后の儀再び興れり、按するに、皇后は内政を處理し給ふものにして、中宮職ありてこれに屬し、元日等の朝儀には、天皇と共に、皇太子以下の賀を受け、其國遇殆ど天皇と等しきこと多く、又山陵園陵を設くる等のことあり、上代は其物故を踐といひしが、後には崩と稱せり、薨して他所に行き給ふを行幸といひ、臣庶より皇后に自ずから皇と稱するが如き、一に皇太子の例に同じ、明治に至り、皇后は、皇族若くは特に定むる華族の女子滿十五歲以上の者に限り、大禮は賢所の前に於て行ふことに定め、且其敬稱を改めて陛下と稱し、又別に宮内書の内に皇后宮職を置きて一切の事を處理する事となれり（皇室典範、皇室令、古事類苑帝王部）

（皇后略譜表第一は故勢多章甫氏の編したるものに田邊勝哉氏增補訂正を加へ、第二表及び贈皇后表は田邊勝哉氏新に之を編成す）

【皇后略譜表第一】

御名	天皇	御父	御母	立后（中宮）の時日	崩御の時日
綏靖皇后五十鈴媛命	神武	三輪大物主神	鴨王命	神武天皇元、正、朔、皇后	綏靖天皇二、正、皇后
五十鈴依媛命	綏靖	事代主神	鴨王命	綏靖天皇三、正、五、皇后	安寧天皇三、正、皇后
渟名底仲媛命	安寧	鴨王命	息石耳命	安寧天皇二、二、十一、皇后	懿德天皇二、二、十一、皇后
天豐津媛命	懿德	息石耳命	天忍男命	懿德天皇二十九、正、三、皇后	孝昭天皇二十九、正、三、皇后
世襲足媛命	孝昭	天忍男命	押媛命	孝昭天皇二十六、二、十四、皇后	孝安天皇二十六、二、十四、皇后
押媛命	孝安	天足彥國押人命	細姬命	孝安天皇二、二、十一、皇后	孝靈天皇二、二、十一、皇后
細姬命	孝靈	磯城縣主大目	鬱色謎命	孝靈天皇七、二、二、皇后	孝元天皇七、二、二、皇后
鬱色謎命	孝元	大水口宿禰命	伊香色謎命	開化天皇六、正、十四、皇后	崇神天皇五、二、十六、皇后
伊香色謎命	開化	大綜麻杵命	御間城姬命	崇神天皇元、二、十六、皇后	垂仁天皇二、二、九、皇后
御間城姬命	崇神	大彥命	狹穗姬命	垂仁天皇十五、八、朔、皇后	垂仁天皇三十二、七、皇后
狹穗姬命	垂仁	彥坐命	日葉酢媛命	景行天皇五十二、五、皇后	景行天皇五十二、五、皇后
日葉酢媛命	景行	丹波道主王	稚武彥命	景行天皇五十二、七、七、皇后	仲哀天皇五十二、七、七、皇后

御名	天皇	御父	御母	立后（中宮）の時日	崩御の時日
仲哀皇后足姬尊（神功皇后）	仲哀	氣長宿禰王	息長帶比賣命	仲哀天皇二、正、十一、皇后	崇神天皇二、四、三、皇后
仲姬命	應神	品陀眞若王	葛城襲津彥	崇神天皇二、三、八、皇后	仁德天皇二、三、八、皇后
磐之媛命	仁德	葛城襲津彥	葛城長江曾都毘賣	仁德天皇三十八、正、六、皇后	履中天皇六、正、六、皇后
八田皇女	仁德	應神天皇	宮主宅媛	履中天皇六、正、六、皇后	允恭天皇二、二、十四、皇后
草香幡梭皇女	履中	應神天皇	黑媛	允恭天皇二、二、十四、皇后	安康天皇二、正、十七、皇后
忍坂大中姬命	允恭	允恭天皇	忍坂大中姬命	安康天皇二、正、十七、皇后	雄略天皇元、三、三、皇后
中蒂姬命	安康	履中天皇	黑媛	雄略天皇元、正、皇后	顯宗天皇元、正、皇后
草香幡梭姬皇女	雄略	雄略天皇	葛城韓媛	顯宗天皇元、二、二、皇后	仁賢天皇元、二、二、皇后
韓媛	顯宗	仁德天皇	葛城蟻臣女	仁賢天皇元、三、二、皇后	武烈天皇元、三、二、皇后
小野女王	顯宗	磐城皇子		武烈天皇元、三、五、皇后	繼體天皇元、三、五、皇后
春日大娘皇女	仁賢	雄略天皇		繼體天皇元、三、六、皇后	安閑天皇元、三、六、皇后
橘子	武烈			安閑天皇元、三、八、皇后	宣化天皇元、三、八、皇后
春日皇女	繼體	仁賢天皇第三皇女		宣化天皇元、正、十五、皇后	欽明天皇元、正、十五、皇后
手白香皇女	繼體	仁賢天皇第三皇女		欽明天皇元、正、十五、皇后	敏達天皇元、四、正、九、皇后
春日山田皇女	安閑	仁賢天皇第八皇女		敏達天皇元、四、正、九、皇后	敏達天皇五、三、十、皇后
橘仲皇女	宣化	仁賢天皇第五皇女		敏達天皇五、三、十、皇后	用明天皇元、正、朔、皇后
石姬皇女	欽明	宣化天皇第一皇女		用明天皇元、正、朔、皇后	崇峻天皇元、十一、十二、皇后
廣姬	敏達	皇后眞手王		崇峻天皇元、十一、十二、皇后	推古天皇三十六、三、七、二十一、皇后
豐御食炊屋姬尊（推古）	敏達	欽明天皇		推古天皇二十九、十二、二十一、皇后	舒明天皇七、七、二十四、皇后
額田部皇女（推古）	敏達	宣化天皇第二十一皇女		舒明天皇七、二、二十三、皇后	皇極天皇元、二、二十七、皇后
宍人部皇女	用明	舒明天皇第三皇女		皇極天皇元、二、二十二、皇后	天智天皇元、二、二十二、皇后
天豐財重日足姬尊（皇極、齊明）	舒明	茅渟王		天智天皇元、二、二、皇后	大寶元、十二、二、二十二、皇后
間人皇女	孝德	舒明天皇第三皇女		大寶元、十二、二、皇后	天平寶字四、六、七、皇后
倭姬王	天智	古人大兄皇子		天平寶字四、六、七、皇后	天平元、八、十、皇后
高天原廣野姬尊（持統天皇）	天武	天智天皇第二皇女		持統天皇元、二、二十七、皇后	大寶元、十二、二、二十二、皇后
藤原安宿媛（光明皇后）	聖武	贈太政大臣正一位藤原不比等		聖武天皇元、二、廿五、皇后	天平寶字四、六、七、皇后

御名	天皇	御父	御母	立后（中宮）の時日	崩御の時日
井上内親王	光仁	聖武天皇第一皇女	縣犬養廣刀自	寶龜元、十一、六、皇后	寶龜六、四、二十七、
天之高藤廣宗朝臣尊 藤原乙牟漏	桓武	贈太政大臣從一位藤原良繼第二女	贈從一位阿倍古美奈	延暦二、四、十八、皇后	延暦九、閏三、十、
橘嘉智子（後稱皇后）	嵯峨	贈太政大臣正一位橘清友第一女	贈正一位田口氏	弘仁六、七、十三、皇后	嘉祥三、五、四、
正子內親王	淳和	嵯峨天皇第一皇女	皇后橘嘉智子	天長四、二、二十七、皇后	元慶三、三、二十三
藤原溫子	宇多	太政大臣贈正二位藤原基經第三女	藤原穩子	寬平九、七、二十六、中宮	延喜七、六、八、
藤原穩子	醍醐	太政大臣贈正一位藤原基經第四女	藤原胤子	延長元、四、二十六、中宮	天曆八、正、四、
藤原安子	村上	右大臣正二位藤原師輔第一女	贈正一位藤原盛子	天德二、十、二十七、中宮	康保元、四、二十九、
昌子內親王	冷泉	朱雀天皇第一皇女	女御從三位藤子女王	天延元、七、一、中宮	長保元、十二、一、
藤原超子	圓融	太政大臣贈正一位藤原兼通第一女	從二位昭子女王	天元五、三、十一、中宮 正曆元、十、五、皇后	天元二、六、三、
藤原遵子	圓融	太政大臣從一位藤原頼忠第一女	正三位殿子女王	長保二、二、十五、中宮 長保二、二、十五、皇后	寬仁元、六、一、
藤原定子	一條	內大臣正二位藤原道隆	高階貴子	長保元、十二、十六、	長保二、十二、十六、
上東門院藤原彰子	一條	攝政太政大臣贈正一位藤原道長	源倫子	寬弘八、八、十九、皇后	承保元、十、三、
藤原妍子	三條	攝政太政大臣贈正一位藤原道長第二女	源倫子	長和元、二、十四、中宮	萬壽四、九、十四、
藤原娍子	三條	贈右大臣正二位藤原濟時	源長（大納言正三位源延光女）	長和元、四、二十七、皇后	萬壽二、三、二十五、
藤原嬉子	後一條	攝政太政大臣贈正一位藤原道長第三女	准三后從一位源倫子	寬仁二、十、十六、皇后	長元九、九、六、
陽明門院禎子內親王	後朱雀	三條天皇第四皇女	皇太后藤原妍子	長曆元、三、十三、中宮 長曆元、三、一、皇后	嘉保元、正、十六、
藤原嫄子	後朱雀	贈從二位藤原長家	二品具平親王女	長曆元、三、一、中宮	長曆三、八、二十八、
二條院章子內親王	後冷泉	後一條天皇第一皇女	皇后藤原威子	永承六、二、十三、皇后 治曆四、四、十七、中宮	永承六、十、十七、中宮
藤原寬子	後冷泉	關白太政大臣從一位藤原頼通第二女	贈從二位藤原廉子	永承六、二、十三、皇后 治曆四、四、十七、中宮	大治二、八、十四、
藤原歡子	後冷泉	關白從一位藤原敦通第三女	藤原氏（大納言正二位藤原公任女）	治曆四、四、十七、皇后	康和四、八、十七、
馨子內親王	後三條	後一條天皇第二皇女	皇后藤原威子	延久元、七、三、中宮 承保元、六、二十二、皇后	寬治七、九、四、
藤原賢子	白河	關白太政大臣從一位藤原師實（實右大臣正二位源顯房第一女）	源隆子	承保元、六、二十二、中宮	應德元、九、二十二、
篤子內親王	堀河	後三條天皇第四皇女	陽明門院藤原女 勝光太后藤原茂子	寬治七、二、二十二、中宮	永久二、十、一、

待賢門院璋子	鳥羽	權大納言正二位藤原公實（白河天皇猶子）	從二位藤原光子	元永元、正、二十六、中宮	久安元、八、二十二、
高陽院藤原泰子	鳥羽	太政大臣從一位藤原忠實第一女	准三后從一位源師子	長承三、三、十九、皇后	永治元、十二、十六、
美福門院藤原得子	鳥羽	贈太政大臣正一位藤原長實第二女	贈正一位源方子	永治元、十二、二十七、皇后	永曆元、十一、二十三、
皇嘉門院藤原聖子	崇德	太政大臣從一位藤原忠通	從一位藤原宗子	大治五、二、二十一、中宮	葉和元、十二、五、
藤原多子	近衛	贈太政大臣從一位藤原頼長（實右大臣正二位德大寺公能第二女）	從三位藤原豪子	久安六、三、十四、皇后	建仁元、十二、二十四、
九條院藤原呈子	近衛	前攝政關白太政大臣從一位藤原忠通（實太政大臣正二位藤原伊通）	藤原氏中納言正三位藤原親隆女	久安六、六、二十二、中宮 保元元、十、二十七、皇后	安元二、九、十九、
藤原忻子	後白河	右大臣正二位德大寺公能第一女	從三位藤原豪子	保元元、十、二十七、中宮 平治元、二、二十一、皇后	承元三、八、十二、
高松院姝子內親王	二條	鳥羽天皇第六皇女	皇后藤原得子	平治元、二、二十一、中宮	平治元、十、二十九、皇后
藤原育子	二條	關白太政大臣從一位藤原忠通（實左大臣從一位藤原實能）	從三位源俊子	應保二、二、二十九、中宮 承安二、二、二十一、皇后	承安三、八、十五、
惠禮門院平德子	高倉	太政大臣從一位准三后平清盛第二女（後白河天皇猶子）	從二位准三后平時子	承安二、二、十、中宮	建保元、十二、十三、
宣秋門院藤原任子	後鳥羽	關白太政大臣從一位九條兼實第一女	從二位藤原綜子	建久元、四、二十六、中宮	承久元、十二、二十八、
陰明門院藤原麗子	土御門	太政大臣從一位大炊御門頼實第一女	從二位藤原麗子	元久二、七、十一、中宮	寶治元、九、十八、
東一條院藤原立子	順德	攝政太政大臣從一位九條良經第一女	薩摩氏（權中納言從二位藤原能保女）	建曆元、正、二十二、中宮	寶治元、十二、二十一、
安喜門院藤原有子	後堀河	太政大臣從一位三條公房第一女	從二位藤原修子	貞應二、二、二十五、中宮 嘉祿二、七、二十九、皇后	弘安九、二、六、
鷹司院藤原長子	後堀河	關白太政大臣從一位近衛家實第一女	藤原氏（從三大夫正四位下季信女、後宣陽門院猶子）	嘉祿二、七、二十九、中宮	建治元、二、十一、
藤壁門院藤原蟠子	後嵯峨	太政大臣從一位九條道家第一女	准三后藤原綸子	寬喜二、二、十六、中宮	天福元、九、十八、
大宮院藤原姞子	後嵯峨	太政大臣從一位四圓寺實氏第一女	准三后藤原貞子	仁治三、八、九、中宮	正應五、九、九、
東二條院藤原公子	後深草	太政大臣從一位四圓寺實氏第二女（後嵯峨天皇猶子）	准三后藤原貞子	正嘉元、正、二十九、中宮	嘉元二、正、二十一、
京極院藤原佶子	龜山	左大臣從一位洞院實雄第一女	從二位藤原棟子	弘長元、二、八、中宮 弘長元、八、二十、皇后	文永九、八、九、
今出河院藤原嬉子	龜山	太政大臣從一位四圓寺公相第一女（後深草天皇猶子）	藤原氏中納言從二位藤原敦子（大外記師朝女）	弘長元、八、二十、中宮	文保二、四、二十五、
遊義門院瑞子內親王	後宇多	後深草天皇第三皇女	中宮東二條院藤原公子	弘安八、八、十九、皇后	德治二、七、二十四、
永福門院鏱原鏱子	伏見	太政大臣從一位西園寺實兼第一女（後深草天皇猶子）	從一位源顯子	正應元、八、二十、中宮	康永元（興國三）五、七、
長樂門院藤原忻子	後二條	太政大臣從一位德大寺公孝第一女（後宇多天皇猶子）	從三位藤原寧子	嘉元元、九、二十四、中宮	文和元、二、一、
後京極院藤原鶴子	後醍醐	太政大臣從一位四圓寺實基第三女	從二位藤原季子	元應元、八、七、中宮	元弘三、十、十二、

【歴代皇后略譜表】

御名	天皇	御父	御母	立后(中宮)の時日	崩御の時日
新室町院琦子内親王	後醍醐	後伏見天皇第一皇女	女御廣義門院藤原寧子	元弘三、十二、七、中宮	延元二、五、十二、
某氏(或云源信子)	後龜山	未詳(或云有大臣從一位北畠顯信)		中宮	
宣政門院憲子内親王	光殿	後醍醐天皇第一皇女	後京極院藤原禧子	元弘三、正、十七、中宮	貞治元(正平十七)五、七、
東福門院源和子	後水尾	太政大臣贈正一位德川秀忠第五女	贈從一位淺井德子	寛永元、十一、二十八、中宮	延寶六、六、十五、
新上西門院藤原房子	靈元	前左大臣從一位靈司教平第二女	冷泉氏(權大納言正三位冷泉爲綱女)	天和三、二、十四、中宮	正德二、四、十四、
承秋門院幸子女王	東山	一品式部卿有栖川幸仁親王第一王女	家女房某	寶永五、二、二十七、中宮	享保五、二、十、
新清和院欣子内親王	光格	後桃園天皇第一皇女	女御藝化門院藤原維子	寛政六、三、七、中宮	弘化三、六、二十、
皇后宮(御名欣子)			(御母御息所顧子女王、御母生家左馬頭源淵氏子)		
皇后宮(御名節子)	明治	左大臣從一位一條忠香第三女	御生母家女房野間幾	大正元七、三〇、皇后	
皇后宮(御名節子)	今上	從一位大勳位公爵九條道孝第四女			

【皇后略譜表第二】

御名	御父	御母	立后の時日	崩御の時日
藤原御子	平城天皇	贈太政大臣正一位藤原百川第二女	贈正一位藤原諸姉	薨去の時日
高志内親王	淳和天皇	桓武天皇第二皇女	皇后藤原乙牟漏	延暦十三、五、四、
新皇嘉門院藤原繁子	仁孝天皇女御	關白左大臣從一位准三后雲司政照第七女	藤原愛子	大同四、五、五、
				文政六、四、三、
都芳門院錦子内親王	白河天皇第一皇女	皇后藤原賢子	寛治元、堀河天皇准母	寛治五、正、二十二、
令子内親王	白河天皇第三皇女	皇后藤原賢子	嘉承二、十二、一、	嘉承二、十二、一、
上西門院統子内親王	鳥羽天皇第二皇女	皇后待賢門院藤原璋子	保元二、八、十四、二條天皇准母	保元三、二、三、
殷富門院亮子内親王	後白河天皇第一皇女	從三位藤原成子	後又鳥羽天皇准母	壽永元、八、十四、
紡門院範子内親王	高倉天皇第二皇女	藤原氏(權中納言正二位成範一女)	嘉永元、八、十四、安德天皇准母	壽永元、八、十四、
式乾門院利子内親王	後高倉太上天皇第一皇女	准三后北白河院藤原陳子	後又後鳥羽天皇准母	建久九、三、三、
安嘉門院邦子内親王	後高倉太上天皇第四皇女	准三后北白河院藤原陳子	建久九、三、三、土御門天皇准母	建久九、三、三、
春華門院昇子内親王	後鳥羽天皇第一皇女	皇后宜秋門院藤原任子	天福元、六、二十、四條天皇准母	天福元、六、二十、
			承久三、十二、一、後堀河天皇准母	承久三、十二、一、
			承元二、八、八、	承元二、八、八、
			順德天皇准母	建暦元、十一、八、

クワウゴウグウシキ　皇后宮職　中宮職

（チユウグウシキ）を見よ、

クワウゴンテンワウ　光嚴天皇　名譽

御名は量仁（カズヒト）、法名勝光智、無範と號す【系統】後伏見天皇の第三皇子、母は廣義門院、北朝初代の天皇【事蹟】後醍醐天皇の太子となる、元弘二年後醍醐天皇南狩し給ふや、北條高時天皇を立つ、在位二年、三年五月後醍醐天皇京に入り給ふに及びて、皇位を辭ずして、太上天皇と號す、後ち薙髮し、禪學を修め丹波の山中に入りて常勝寺を創め、僧侶と共に修行し給ふ、貞治三年（南朝正平十九年）七月七日崩ず、壽五十二、丹波國北桑田郡山國村大字井戸山國陵に葬る（大日本史、陵墓一覽）

クワウサ　光佐　顯如（ケンニヨ）を見よ、

クワウシツゴリヤウ　皇室御領　【上代】

大古天孫高天原に在るや、天狹田を以て御田となし、天邑君をして治めしむ、これ皇室御領の書に見えたる始めなり、崇神垂仁天皇の時屯田を置き、屯田司、屯倉官を置きて御領の事を司らしめ（ミヤケ、參照）景行天皇の時には熊鹿六雁命を以て膳職長とし、膳大伴部を諸國に置き、山海珍羞の物を進めしむ、子孫世々高橋氏を稱し內膳の事を掌る、成務天皇の時小長田命を以て御田職とし、大炊の政を掌らしむ、又御名代・御子代・御代あり、並に御領なり、御子代は垂仁天皇の朝、伊登志和氣王の爲めに伊登志部を置き、御名代は景行天皇の朝、日本武尊の爲めに、武部を置きしを始めとす（然れども其起りは遠く神代に在り、委しくは「ミネシロ」、「ミコジロ」を見るべし）爾來代々御名代御子代を置きしを以て皇室御領極めて多し、中大兄皇子の有したる御子代入部等五百廿四、屯倉百八十一箇所ありしを以て其一般を知るべし、從て皇子皇女等にも分配せしを以て皇族の勢盛大なりき、然るに此等御領並に臣連伴造國造等皆己が民を置き、互に田園池澤を割き自領とし、己が財となし、爭競已まず、弊害多かりしを以て、大化改革の時第一に此等子代の民處々の屯倉、別、臣、連、伴造、國造、村首所有の部曲の民、處々の田庄を罷めて、皇室御領は、先に別に大和國高市、葛木、十市、志貴、山邊、曾布六郡を公邑と定めたりしものを、並に室りて其田畝戶口を檢校し官田となし、田領を置て、之を掌らしめたり、大寶令制定の時、官田、園池、御厨を置き、宮內省の被官園池司にて管す、後ち內膳司に合併す、其官田は減じて、大和攝津兩國に在るもの各三十町、河內山背に在るもの各二十町とし、田領を停めて、宮內雜任を差發して田司とし、每二町に牛一頭を配し、中中戶以上をして、各一頭を養はしむ、志願は上代より大寶を賞せしが、大寶以後は、高橋氏嘗す、之を御食國と稱す、又別に二千戶を寄せて、中宮湯沐邑となし、神護景雲二年官田を營種せしめ、町別に五百束を出きしむ【平安朝時代】桓武天皇の時御厨を山城國に置き、平城天皇の時勅旨田を置き、嵯峨天皇の時又始めて後院を置き、之に後院領を設けたり、淳和天皇天長八年河內供御所堤外赤江、堤內赤江二處を停め、竹門江、賀茂紀間江、大治江三處を定め、攝津供御江四腳を停む、天皇赤勅旨田を諸國に置き、雜物に見えしものゝみにても三千三百餘町の多きに及び又官稻を廢して、攝津備前等の田を開墾せしめ、又太上皇に一千五百戶、皇太后に一千戶の封戶を奉獻したりき、仁明天皇の時天長の故事によりて、封二千戶を後太上皇（淳和）に、一千戶を皇太后に奉る、若し損田あらば公租にて補進せしむ、又勅旨田を諸國に置くこと一千七十四町、後院領一百七十四町を置く、（後院領勅旨田は共に、後世皇室御領の重なるものとなれり、「ゴヰン」、「チヨクシデン」參照）、別に荒廢田空閑田地を先後太上皇（嵯峨、淳和）及び太皇太后、皇太后に一千五百十二町を奉る、然るに地方の制亂るに及びて、御領の年貢を納めざる者漸く多し、故を以て文德天皇齊衡二年制して、志摩國司をして、御貢を檢校せしめ、若し稽緩するものは罪科に處せしむ、天安元年御稻期に後るゝを以て、一月を期して貢上せしめ、若し怠慢する者あらば之を罪したり、貞觀二年重ねて制し、官田の長官等常に御稻貢進を怠り、供御を闕くを以て、長官を勸責すれば、長官郡司百姓を責め、私稻を收む、御供は曩も清潔を要すべきに、疎略此の如し、法禁輕からずと雖も、特に前過を宥して、長官自ら檢察し、清潔にし期內に進納せしむ、四年夏に御稻貢進の期限稻數を定む、此の御代山田三十八町七段餘を淳和院に、荒田一百八町六段を冷泉院に、三十七町五段を中宮職に寄せ給へり、陽成光孝宇多天皇共に勅旨田御厨を置くこと愈々多きを以て、謹て院宮王臣每國に御厨を立て、民業を侵し奪ふを以て、醍醐天皇二年勅して內膳司所管の御厨、攝河、淡海を除く外、公私を論ぜず停止し、公代以後勅旨開田を廢し、後院を停めたり、尋で式を編し、官田は山城二十町、

仙華門院璦子內親王　土御門天皇第四皇女　源氏（權中納言正二位有雅女）
遠智門院昇子內親王　後宇多天皇第一皇女　談天門院藤原忠子
後嵯峨天皇雜掌
寶治二、八、一、
元應元、三、二十九、
弘長二、八、二十一、
眞和四（正平三）十一、二、

大和十六町、河内十八町、和泉二町、攝津三十町とし、園地山城大和に七箇所を置き、其他供御貢進の綜規を定む、此の後ち後院は復せられたれども、これより皇室御領は增加すること少くして、減退するに至れり、加ふるに藤原氏清和天皇以來外戚を以て勢を得て、天下の權を左右し、諸國諸庄園を兼併し、諸人皆庄園を獻國に寄せ、其勢を頼みたり、故に權力に於て、財力に於ても、皇室を凌ぐに至れり、英邁なる後三條天皇位に即くに及び、藤原氏の專權を忌み、策れて諸庄園の弊害多きを認め、大に改革する所あらんとし給へり、されば即位の日には關白頼通宇治に屏居し、其弟左大臣敎通は關白たりしと雖も、噤員に備はるのみ、延久元年二月勅して寛德二年以後の庄園を停め、二年以前と雖も、券契不明なるもの、國務を妨ぐるものは停止せしめ、且つ記錄庄園券契所を置き、上卿辨官人を定め、親ら政を斷し給ふ、かく庄園を停め、記錄所を置き、券契を糺さしめて私領を減じ、公領を增加せしむと共に、皇室御領を增加する事に務められ、醍醐天皇以來廢れし勅旨田を再興し給へり、之を新勅旨田と云ふ、蓋し當時所領は土地民人を併有するを以て御領の廣大なるは、皇室の勢の旺盛なる所以を語らしめ給へるものなるべし、御前備中掃部近江等に後世に至る迄、新勅旨田、又は後三條院勅旨田とあるもの即ち是なり、既にして藤氏の勢衰へしより、諸人又庄園を皇室に寄するもの多くなれり、瓦峯雜攷に、其庄を陽明門院に獻じて後三條院勅旨田としたるが如き其一例なり、讓位の後ち政を院中に行ひ、廣く庄園を置きて自ら奉予、鳥羽天皇又之に倣ひ庄園を盛に置き、更に又寵妃美福門院の爲めに歌百箇庄の所領を立て、美福門院其皇女八條門院に傳へ給へり、之を八條院領と云、其數二百三十餘箇庄園の多きに及べり（委しくは八條院御領を見よ）是より院宮亦競て庄園を置き、或は傳領して自ら貢し、朝廷も亦庄園を點定し、御領となし給へり、後白河天皇の立つに及び、後三條天皇に記錄所を置きて、諸庄園を減じて公領とし、派遣して公領を增し給ふ、即位の始め、左大臣源長雅等の沒收地四十餘箇庄園を後院御領とし、此の外新日吉社領、熱田社領、城興寺領、長講堂領等を併有し、數百箇所を有し給へり【鎌倉時代】後白河法皇建久三年三月崩ずるに臨み、後院領以下城興寺領を悉く後鳥羽天皇に、長講堂領を宣陽門院に讓り給へり、後鳥羽天皇は春華門院崩御の後ち八條院御領を傳領し給ひしが、承久の役により此等總ての御領は沒收せられ、幕府より堀河天皇に獻じ、八條院御領は、後高倉院（堀河天皇御父）に獻じ給へり、後鳥羽天皇の後ち後深草亀山兩天皇兄弟相繼ぐ、蓋し亀山の後ち、なして永く皇統を繼がしめんが爲めなり、然るに文永十一年後嵯峨崩御の後ち、後深草亀山互に反目し、皇位を爭うに至れり、此時に當り、諸院宮皆御領を多く所有し、後深草院は熱田社領播磨國衙等、亀山院は後院領等、四辻親王は七條院領を給明門院より傳領し、安嘉門院は八條院御領を北白河院より傳領し、鷹司院は長講堂領を宣陽門院より傳領し、正親町院、室町院、大宮院、神仙門院等皆多くの庄園を有し給へり、故を以て互に此等御領を傳承せんと欲し、互に女院の歡心を得んとすることに務め、諸臣等亦此等の所領の領家又は預所となりて、家々富まさんことに務め、利により自ら兩派に分れたり、蓋し兩統迭立は裏面は皇位の爭即ち政治的爭ひなるなり、表面より觀察せば、財産の爭奪に過ぎざるなり、故を以て後深草院は、鷹司院より長講堂領を傳領し、又神仙門院領を併有し、亀山院は八條院御領及び大宮院室町院領等を傳領したりき、これより後深草院の統持明院流は長講堂領、熱田社領、播磨國衙、亀山院の統大覺寺流は八條院御領、大宮院領、室町院領等を傳領して、互に皇位を爭ひたりき（此の後ち後宇多天皇七條院領の半を四辻親王より傳領せしも、東寺に寄せしを以て、皇位に關係せざりき）而して持明院は後伏見花園の二派に、大覺寺は後二條後醍醐兩派に分れしが、後醍醐天皇英邁の資を以て、終に關東を亡ぼし、天下を親らし給ふ、南北兩統に分れしより、南朝御領は多く武人の領有する所となれり、然れども綸旨を納るゝもの少からず、北朝は後伏見天皇より光厳天皇、光明天皇より崇光天皇に傳へしが、崇光天皇の皇弟後光厳天皇立つに及びて所領兩派に分れ、其大半は崇光天皇の子栄仁親王に傳はり、故を以て兩派互に相墓みしが、崇光天皇崩御の後ち、後小松天皇悉く其所領を併せ、更に之を崇光天皇に傳ふ、稱光天皇崩なきを以て、栄仁親王の孫なる後花園天皇を立てたり、茲に於て、長講堂領、熱田社領、播磨國衙皆皇室の御色となる、委しくは長講堂（チヤウカウダウ）參看【室町時代】には、禁裏御料所と稱して、廣狹の二義に用ひられ、歳く諸司領をも含み、狹義には皇室御領のみを云ひたりき、而して其多くは武人に押領せられしと雖も、強皇室の盛りて以て賴む所は、此の三所領の一部分、即ち山城の山科、播磨の揖保庄、鳥前の坂北庄、尾張の井戸田庄、美濃の一色、多數庄等を數なるものとし、新熊野領、上總國呼称、及び丹波の山國庄、備前島取庄、及び居都上村庄、伊勢の栗真庄、若狭の小演、粉樋庄、近江の舟木庄、丹後の上村庄、出雲横田庄、加賀鶴海等のみなりき、然かも此等年貢を濟

りなく納むるものは稀なりき、故を以て皇室の衰頽甚しく、朝廷の諸儀式頽廢し、宮門築垣破れ、三條橋上より御焼火を認められし程なりき、織田信長起るに及びて、正親町天皇元亀二年、金銀を洛中商人に委託し、毎月の利子を敬めて供御の御料となす、天正三年舊御領山國庄（先是土豪の爲めに押領せられたりしき）を以て先規の如く御料所と定む、十一年豐臣秀吉舊御領十二箇郷吉祥院北條二潤等を以て先規の如く御領と定め、また下白川伏見郷中西方寺分宗喜分を以て、伏見宮御領と定め、十二年山階郷千石を以て院の御領と定む、同十六年洛中の銀地子五千五百三十兩、米地子八百石、外に諸門跡公家衆領八千石と爲し、御領を七千石と定めたり【江戸時代】慶長六年德川家康、所々に散在する御領を便宜の地に集め、凡一萬石の御領を充つ、十六年四月後陽成上皇へ御領の公田三千石を附す、元和七年東福門院入内の節、化粧料として一萬石を持參し、九年八月、洛外の田園一萬石を禁裏に附す、三萬石と爲す、門院崩御の後、二萬石に復せられしも、寶暦二年に一萬石增して明後三萬石と定まる、然れど傳少なる御領は、未だ皇室の供御に不足するあるを以て、金銀若干を補足す、仙洞御料ばもと三千石なりしが、寛永十一年に七千石を加へて一萬石とせられし事あれども、後には七千石の時もあり、享保二十年より、院御料一萬石、御二の院は七千石と定められたり、其餘金銀若干を補足す、女院・東宮・中宮・女御等、其時々に應じ、別々に御料并に補足金あり、御料地は、關東より代官を附け置き、其他の事務は、禁裏附、仙洞附等の職及び其屬員を置き、洛中は町奉行之を治め、其全體は、所司代之を總括す、是等の費途は、御料の外なり、皇族攝家以下公家衆の家臣女中の俸祿も此外なり、種々のものを合算せば、高數十萬石に及ぶべし、御大礎井に御造營の如き臨時の用度亦一切別途に屬するなり、家茂の時に至り、文久三年より、又十五萬俵を增後十五萬俵を貢獻し、其翌年より、又十五萬俵を增後十五萬俵を貢獻し、合せて三十萬俵となす、慶應三年より、是等を停め、山城全國の德川領地及び武家の領分知行を悉く貢獻す、其高二十餘萬石なりといふ、明治二十二年憲法制定の時、世傳御料、土地物件の世傳御料と定めたるものは、分割讓與することを得ず、世傳御料に編入する土地物件は、樞密顧問に諮詢し、勅書を以て之を定め、宮內大臣之を公告す」と定めたり（吹塵錄、御領考、帝國憲法、皇室御領考）

皇室典範　明治二

クワウシツテンパン

十二年二月十一日、憲法と共に欽定發布せられたる、皇室の制度にして、十二章よりなる、即ち左の如し、

第一章　皇位繼承

第一條、大日本國皇位は、祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す、第二條、皇位は皇長子に傳ふ、皇長子及び其子孫皆在らざるときは皇長孫に傳ふ、皇長子三條、皇長子在らざるときは皇次子及び其子孫に傳ふ、次下皆之に例す、第四條、皇子孫の皇位を繼承するは、嫡出を先にす、皇庶子孫の皇位を繼承するは、皇兄弟及び其子孫に傳ふ、第五條、皇子孫皆在らざるときは、皇兄弟及び其子孫に傳ふ、第六條、皇族子孫皆在らざるときは、皇伯叔父及び其子孫皆在らざるときに限る、第七條、皇伯叔父及び其子孫皆在らざるときは、其以上に於て最近親の皇族に傳ふ、第八條、皇兄弟以上は同等內に於て嫡を先にし、庶を後にし、長を先にし、幼を後にす、第九條、皇嗣精神若しくは身體の不治の重患あり、又は重大の事故あるときは、皇族會議及び樞密顧問に諮詢し、前數條に依り繼承の順位を換ふることを得、

第二章　踐祚即位

第十條、天皇崩ずるときは、皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く、第十一條、即位の禮及び大嘗祭は京都に於て之を行ふ、第十二條、踐祚の後元號を建て、一世の間に再び改めざること、明治元年の定制に從ふ、

第三章　成年、立后、立太子

第十三條、天皇及び皇太子、皇太孫は滿十八年を以て成年とす、第十四條、前條の外の皇族は滿二十年を以て成年とす、第十五條、儲嗣たる皇子を皇太子とす、皇太子在らざるときは儲嗣たる皇孫を皇太孫とす、第十六條、皇后、皇太子、皇太孫を立つるときは、詔書を以て之を公布す、

第四章　敬稱

第十七條、天皇、太皇太后、皇太后、皇后の敬稱は陛下とす、第十八條、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王の敬稱は殿下とす、

第五章　攝政

第十九條、天皇未だ成年に達せざるときは、攝政を置く、天皇久しきに亘るの故障に由り、大政を親らすること能ざるときは、皇族會議及び樞密顧問の議を經て、攝政を置く、第二十條、攝政は成年に達したる皇太子又は皇太孫之に任ず、第二十一條、皇太子、皇太孫在らざるか、又は未だ成年に達せざるときは、左の順序に依り攝政に任ず、第一、親王、及び王、第二、皇后、第三、皇太后、第四太皇太后、第五、內親王、及女王、第二十二條、皇族男子の攝政に任ずるは、皇位繼承の順序に從ふ、其女子に於けるも亦之に準ず、第二十三條、皇族女子の攝政に任ずるは、其配偶者あらざる者に限る、第二十四條、最近親の皇

嫌去だ成年に達せざるか、又は其他の事故に由り、他の皇族攝政に任じたるときは、後來為近親の皇族成年に達し、又は其事故既に除くと雖も、皇太子及び皇太孫に對するの外、其任を讓ることなし」第二十五條、攝政又は攝政たるべき者、精神若しくは、身體の重患あり、又は重大の事故あるときは、皇族會議及び樞密顧問の議を經て、其順序を換ふることを得、

第六章　太傅

第二十六條、天皇未だ成年に達せざるときは、太傅を置き保育を掌らしむ」第二十七條、先帝遺命を以て太傅を任ぜざりし時は、攝政より皇族會議及び樞密顧問に諮詢し、之を選任す」第二十八條、太傅は攝政及び其子孫之に任ずることを得ず」第二十九條、攝政は皇族會議及び樞密顧問に諮詢したる後に非ざれば、太傅を退職せしむることを得ず、

第七章　皇族

第三十條、皇族と稱ふるは、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王を謂ふ」第三十一條、皇子より皇玄孫に至るまでは、男を親王、女を內親王とし、五世以下は男を王、女を女王とす」第三十二條、天皇支系より入て大統を承くるときは、皇兄弟姉妹の王、女王たる者に、特に親王內親王の號を宣賜す」第三十三條、皇族の誕生、命名、婚嫁、薨去は宮內大臣之を公告す」第三十四條、皇統譜及前條に關る記錄は圖書寮に於て尙藏す」第三十五條、皇族は天皇之を監督す」第三十六條、攝政在位の時は前條の事を攝行す」第三十七條、皇族男女幼年にして父なき者は、宮內の宮寮に命じ、保育を掌らしむ、事宜に依り、天皇其の父母の選擧せる後見人を認可し、又は之を勸選すべし」第三十八條、皇族の後見人は成年以上の皇族に限る」第三十九條、皇族の婚嫁は、同族又は勅旨に依り特に認許せられたる華族に限る」第四十條、皇族の婚嫁は勅許に由る」第四十一條、皇族の婚嫁を許可するの勅書は宮內大臣之れに副署す」第四十二條、皇族は養子を爲すことを得ず」第四十三條、皇族國籍の外に旅行せむとするときは、勅許を請ふべし」第四十四條、皇族女子の臣籍に降したる者は、皇族の列に在らず、但し特旨に依り仍內親王、女王の稱を有せしむることあるべし、

第八章　世傳御料

第四十五條、土地物件の世傳御料と定めたるものは、分割讓與することを得ず」第四十六條、世傳御料に編入する土地物件は、樞密顧問に諮詢し、勅裁を以てこれを定め、宮內大臣之を公告す、

第九章　皇室經費

第四十七條　皇室諸般の經費は特に常額を定め、國庫より支出せしむ」第四十八條、皇室經費の豫算決算檢査及其他の規則は皇室會計法の定むる所に依る、

第十章　皇族訴訟及懲戒

第四十九條　皇族相互の民事の訴訟は、勅旨に依り、宮內省に於て裁判員を命じ裁判せしめ、勅裁を經て之を執行す」第五十條、人民より皇族に對する民事の訴訟は、東京控訴院に於て之を裁判す、但し皇族は民人を以て訴訟に當らしめ、自ら訟廷に出るを要せず」第五十一條、皇族は勅許を得ざれば拘引し、又は裁判所に召喚することを得ず」第五十二條、皇族其品位を辱むるの所行あり、又は皇室に對し忠順を缺くときは、勅旨を以て之を懲戒し、其重き者は皇族特權の一部、又は全部を停止し、若しくは別籍すべし」第五十三條、皇族落籍の所行あるときは、勅旨を以て治產の禁を宣告し、其の管財者を任ずべし」第五十四條、前二條は、皇族會議に諮詢したる後之を勅裁す、

第十一章　皇族會議

第五十五條、皇族會議は成年以上の皇族男子を以て組織し、內大臣、樞密院議長、宮內大臣、司法大臣、大審院長を以て參列せしむ」第五十六條、天皇は皇族會議に親臨し、又は皇族中の一員に命じて議長たらしむ、

第十二章　補則

第五十七條、現在の皇族、五世以下親王の號を宣賜したるものは舊に依る」第五十八條、皇位繼承の順序は總て實系による、現在皇妻子皇胤子又は他の繼嗣たるの故を以て之を廢することなし」第五十九條、親王、內親王、王、女王の品位は之を廢す」第六十條、親王の家格及其他此典範に牴觸する例規は總て之を廢す」第六十一條、皇族の財產處置及諸規則は別に之を定むべし」第六十二條、諸來此典範の條項を改正し、又は增補すべき必要あるに當ては、皇族會議及び樞密顧問に諮詢して、之を勅定すべし、

クワウシン　皇親　【名義】天皇の親屬をいふ、親王、王、內親王、女王等これなり、現今にては皇族と云ふ【用例】諸法令書紀を按するに、上古は、皇親の男子は、皆某尊又は某命と書し、女子は、某姬又は某媛と記せり、某皇子某皇女の稱は、始めて垂仁紀、景行紀に見え、某王の稱は推古紀に見えたり、爾來天皇の御子は、多くは某皇子某皇女といひ、或に某王某女王とも稱せり、降りて天武天皇の時に至り、親王諸王の別あり、又文武天皇の大寶令に於て、始めて其別を規定し、皇親を親王と諸王とに別ち、皇兄弟姉妹及び皇子皇女（一世）を親王とし、皇孫（二世）皇曾孫（三世）皇玄孫（四世）までを諸王とす、玄孫の子卽ち五世王以下は、王と稱するを得れども、皇親の限にあらずとせり、古事記、日本書紀には、皇子を稱するに、某王を以てしたれども、續日本紀以後の國史には、皇孫以下諸王にあらざれば、某王と記さず、從うて之を訓するにも、親王は「ミコ」、王は「オホキミ」と差別せり、後ち皇親繁榮するに及び、費用多端なるを以て、姓を賜ひて人臣に列すること起れり、聖武天皇天平八年に、敏達天皇の玄孫葛城王等に、橘宿禰の姓を賜ふ、これを皇親賜姓の始めとす、下りて桓武天皇延曆六年、諸諱、岡成の二皇子に廣根朝臣、長岡朝臣の姓を賜ひしより、皇子賜姓のこと起る、爾來親王諸王にして、臣籍に列せるもの頗る多く、彼の源平の知き大氏族も亦皇胤より出でたり、明治に及び、皇親の稱を更めて皇族とし、且つ其範圍を廣くして、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王を以て皇族とし、皇子より皇玄孫に至るまでは、男は親王、女は內親王とし、六世以下は男を王、女を女王とす、且つ皇族女子の臣籍に嫁したるものは、皇族の列を除き、且つ訴訟に關しては、皇族相互の民事訴訟は、勅旨により、宮內省に於て裁判員を命じ裁判せしめ、勅裁を經て之を執行し、人民より皇室に對する民事訴訟は、東京控訴院に於て裁判し、勅許を得るにあらざれば、拘引し、又は裁判所に召喚するを得ずと規定し、懲戒に關しては、皇族其品位を辱め、又は皇室に對し忠順を缺くる所行ある時は、勅旨を以て之を懲戒し、其重きものは、皇族特權の一部、又は全部を停止し、若しくは別籍すべしと規定せり、猶親王（シンワウ）王（ワウ）の條を參看すべし（古事類苑帝王部、皇室典範）

クワウシン　荒神　三寶荒神（サンポウクワウシン）を見よ、

クワウジュ　光壽　敬如（ケイニョ）を見よ、

クワウジュ　光充　私年號、推古天皇十三年に相當し、凡三年間繼續す、合運圖光亥に作る（運歩色葉集、逸年號考）

クワウジュ井ンサキノウダイジン　廣壽院前右大臣　西園寺實永（サイヱンジンジツネナガ）を見よ、

クワウジュ井ンゾウサダイジン　廣壽院前左大臣　日野重光（ヒノシゲミツ）を見よ、

クワウショウ　光勝　【名義】【用例】沙彌たりし時、自ら空也と稱す【用例】少より游歷を好み、天下の名山足跡殆んど遍歷し、遙なる所の道途、高きものは之を低くし、險き者は之を平げ、橋梁を架し、廢寺を修め、水なき地には井を穿つ、谷之を彌陀井と呼ぶ、剃髮にして尾張國分寺に於て戒を受け、常に國市の中に入り、之を勸めて、彌陀號を唱へしむ、時人市の上人と號す、天曆二年、叡山に登り大僧正となる、五年、會々京師大に疫して死者無數、勝悲慘として自ら高さ十一尺の十一面觀音の像を刻んで之を祈る、遂に洛東に寺を建て之を安置し六波羅蜜寺と號す、奧羽二州の佛化未だ至らざる所なきを聞き、經像を負ひ、往きて誘導す、化に從ふ者多し、晩年西光寺に住す、天祿三年九月十一日寂す、壽七十、法臘二十五（元亨釋書）

クワウゾク　皇族　皇親（クワウシン）を見よ、

クワウシンデン　荒損田　【名義】天災地變等により荒廢して耕す能はざる田地を云ふ、不堪佃田、不熟田、損田、荒廢田皆是なり【用例】女武天皇大寶令に、凡公私の田荒廢して三年以上なるを能く借て佃る者あらば、官司の判を經て之を借さむ、私田は三年に、公田は六年にて還さむ、又田に水旱蟲霜不熟の處あらば、國司實を檢し具に錄して官に申さしむと云、爾後歷水旱蟲霜あらば官に具申すべき由の勅あり、文德天皇齊衡元年十月、損田荒田官上の期承前の程限事促近となす、宜く不堪佃は、八月の內に申し、損田は損狀を十月の內に申すべし、其違國は、九月風水の損行程を通計して一に前格に依れと官符を發す、醍醐天皇延喜の制、水旱災蝗に遭ふて熟せざるの田、一歲に五十戶以上は龜驛して申上し、諸國損田を申すに、從へば、國內の田一萬町あり、稻五十萬束を出擧すれば、使を遣はして損田を勘定し、千町に穉稻米納五萬束已下を申さしめ、自外は此數に準して定准とす、鎌倉幕府以來海內騷擾、民其堵に安んぜず、田畠の荒廢所在往々これあり、後醍醐天皇再祚の時に至て、不堪佃田奏するの典を再興す、未だ幾ならずして、足利氏國柄を執り、此法遂に廢す、爾後醍亂打續き田園の荒蕪此に極る、德川氏に至り、起返の法を設け、享保以來、其法大に備はり、年々農吏を督促して田園の荒損を勘査し、其回復を期せしめ、屢之を告諭すること甚だ多し（田制篇、大日本租稅志）

クワウタイゴウ　皇太后　【名義】天皇の御母の尊稱なり、孤樂宮とも云ふ、「すゝキサキ」と訓じ、また皇后を、「キサキ」といふに對して、「すゝキサキ」ともいふ【用例】諸法令書紀、日本書紀（安康天皇の條）に、母五十鈴依媛命（綏靖天皇后）を尊びて、皇太后といふとあるを初見とす、然れども、書紀編纂の時、支那風を學びて書したるものにして、當時決して此の稱ありしにはあらず、其

起原は遙か後世にあるべしと雖も詳かならず、大寶令制定の時に及び、始めて明文に載せられたり、抑も皇太后は、天皇の御母にして、后位に上り給ひしを稱すること正式なれども、中には女御より進み、准后より進み、剃髪後女院となりて進み給ひしもあり、て、必ずしも一定せず、平城天皇大同元年桓武天皇皇后(平城母后)を尊びて皇太后となしいはゆる制以後皇后を皇太后となし給ひし始めとす、中宮を尊びとしは三條天皇長和元年二月中宮(一條后)を、皇太夫人は文德天皇齊衡元年皇太夫人藤原順子を、女御は一條天皇寛和二年七月母儀女御藤原詮子を、准后は櫻町天皇延享四年准后二條舍子を、制髪後は後冷泉天皇永承六年二月禎子内親王(後朱雀の后後三條母儀寛德二年尼)を、院號の後は元弘三年七月後宮梅院嬉子(後醍醐の后正慶元年院號)を皇太后と爲し給ひしを始めとす、然して中宮職ありてこれに屬し、他に行き給ふを行啓といひ、臣庶より皇太后に白すを啓といひ、敬稱には殿下と稱す、明治に至り、宮内省の内に、皇太皇宮職を置き、且つ敬稱を改めて陛下と唱ふることゝなれり、國母(コクボ)を看(古事類苑帝王部、皇室典範)

クワウタイゴウグウシキ　皇太后宮職

天子の御母后、皇太后宮の宮中一切の事を執行する役所なり、中宮職(チユウグウシキ)を見よ、

クワウタイシ　皇太子　[illegible]

皇位を繼承と給ふべき皇子、若くは皇女の稱號、略稱して太子ともいふ、又「ヒツギノミコト」「ヒツギノミヤ」と稱し、春宮、東宮、儲君と書し「マウケノキミ」ともいふ、又「ハルノミヤ」、青宮「ミコノミヤ」、坊ともいふ、皆隋、唐隋、唐隋貳、參事、龍棲、龍樂、前星とも云ふ[illegible]上古は、太子を「ヒツギノミコ」と稱し、必ずしも一人に限ちず、一多さは三人に及べり、神武天皇の太子は、綏靖天皇と神八井耳尊、崇神天皇の太子は、垂仁天皇と豐城命、齊神天皇の太子は、仁德天皇、太山守命、宇遲雅郎子の三人なりしが如し、然れども是が爲め往々相續權に關して、紛擾爭亂の生ぜしこと亦尠なからず、後に定めて一人と爲せり、通常皇子を立つるを例としたれども、皇子なき場合には、皇女を太子とす、孝謙天皇が聖武天皇の太子たりしが如き是なり、皇弟にして太子となれる時は、同じく皇太子と稱し、又皇太弟とも併稱せしが、後には皇弟にても皇太子と皇太弟の稱と區別して用ふるに至れり、此外皇兄、從兄弟、再從兄弟、三從兄弟、皇姪、三從兄弟の子を皇太子とせるもの、叔父、叔母父、伯母父を皇太子とせるの異例あるに至れり、太子又通稱して儲君ともいふ、近世に至り、まづ皇嗣を定めて之を儲君と稱し、然る後立太子の禮あるを例とするに及び、儲君と太子とは、意義を異することなれり、立太子の謂は、早く繼體天皇の朝に見たり、爾來其儀式漸く整頓せしが、南北朝以後、後西院天皇の朝に至る十五代二百餘年間は全く中絶し、霊元天皇の天和三年に再興せられたり、又立太子の時、山陵に告げらるゝことは、後世廢たれて、寺社の祈禱と更じたれども、靈切御劍の相傳、及び拜謁、節會等の儀式は、曾て絶えたることなし、然して東宮に關する一切のことは、春宮坊ありて之を司り、大夫以下の職員あり、又別に傅、學士を附して輔導の任に當る、其命は今といひ、群臣の上白には啓といひ、敬稱は殿下と稱し、他に赴き給ふを行啓といふ、後世これ等の制悉く行はれざりしと雖も、なほ其待遇は自餘の親王皇子に超出し、而して其妃は中世以後、多くは女御又は御息所と稱したり、明治に至り、宮内省に東宮職を置きて萬事を處理し、大夫以下の職員之に屬す、又別に東宮武官、東宮侍講を置きて輔導せしめ、且皇位は必ず男子に限ることゝなりしを以て、太子も亦皇子より立て、配偶は妃と稱し、皇女又は特に勅許を得たる藤族より撰び、敬稱は專に從うて殿下と唱ふることゝなれり(皇室典範、皇室婚嫁令、古事類苑帝王部)

クワウタイ・ジングウ　皇大神宮　[illegible]

伊勢國度會郡宇治五十鈴河上の古へ度會宮、磯宮、宇治宮など稱す、また拆鈴(サクスヾ)五十鈴宮とも號し、また伊勢大神宮とも單に大神宮ともいふ、後世は豐受大神宮を外宮と稱するに對して、專ら内宮と呼ぶ、朝廷にては宗廟と稱せらる、豐受神宮と併せて二所大神宮と稱す、現今官幣大社[illegible]天照大神(御靈代弓)、八咫鏡(、相殿神二座、左方を天兒屋根命(御靈代弓)、右方を天太玉命(御靈代劍)[illegible]皇孫瓊々杵尊降臨の時、大神親ら八咫鏡を授け給ひしより後、世世同殿共殿に奉安せしめ給ふ、崇神天皇の六年に至り、皇女豐鍬入媛命に命じて、始めて倭笠縫邑に移し奉り、更に八十餘年を經て、垂仁天皇二十五年、皇女倭姫命に命じて鎮座の地を求めしむ、因て神宮を此地に定めて遷つ、是を創めとなす、初め定めらるゝ時、八尋機殿を建て大神の神衣を織奉り、又有齋(トノ)鳥墓村に神持を造り神政を行はしむ、孝德天皇の御宇、神持を改めて御厨とし、神祭を置きて度會山田原と竹村に屯倉を置く、天智天皇の御宇、また屯倉を置く、凡神界の四至、東は石井朝熊尾垂峯寺を山界とし、北は比奈多島、志摩崎、阿漕眞吹島、都久毛島小島等を海界とし、南は志摩の鵜嶽黨、錦山坂を界とし、西は飯高、下樋小河を神の遠界とし、飯野郡魂部河を神の近界とす、文武天皇大寶八年神戸の

調を大神宮原料に充てしめ、元正天皇養老五年九月、天皇内安殿に御して使を遣し幣帛を奉らしむ、九月奉幣並に始る、此後十一日を例日とす、光仁天皇寶龜十一年五月、神封一千二十三戸を舊に復し、桓武天皇延暦十年八月、神宮正殿及び財殿等造の爲めに燒るゝを以て、奉幣其事を謝さしめ、神宮を修造せしむ、十八年五月、正殿を改作す、平城天皇大同元年大和伊賀等の地、一千百三十戸を神封に充つ、仁明天皇嘉祥二年、二十年一度の齋宴を奉る、卽ち定例なり、光孝天皇仁和元年大神宮を造らしめ、醍醐天皇延喜の制、大神宮及び相殿神二座並に大社に列り、新年月次新嘗の案上官幣に預り、度會多氣飯野を神三郡とし、其他諸國に於て神封三百五十餘戸、神田四十餘町を充奉り、其後朝廷屢々神封奉幣等のこと絶えず、凡歷代天皇大神宮を崇み祭り給ふ時は、敬誠を盡し給ひ、殘缺、大嘗、卽位及び國の大事、流星疾疫ある毎に、必ず太極殿に御して幣使を發遣し、其神宮に至るまで日毎に御拜を行ひ給ふ、其幣神宮には錦綾黃金帛を用ふ、王臣以下職く幣を供ふる事を得ず、皇太子と雖も、朝廷に奏して後ち之を獻る、往時は皇女を以て齋宮(サイグウ)と稱し、祭祀に奉仕せしむ、而して古來品位の際なく、一宮の稱なく、名神の祭に預り給はず、是尊くして加ふべくなく、諸神と伍し給はざるが故なり、凡神宮に入るもの、兵仗を帶ぶる事を許さず、また僧徒は神境に入る事を得ず○遷宮　預め宮地三處を定め置き、二十年毎に正殿寶殿及び外幣殿皆新材を採て造營し、更に遷し奉る、之を式年と云ふ、九月十五日を以て正遷宮の式日と定む、後世に至るまで之を改むることなし、職掌しくは古事類苑神祇部を見るべし○祭祀は、二月十二日を新年といひ、四月九月の十四日を神衣といひ、六月十七日を月次といひ、九月十七日を神嘗といひ、十月十七日を神嘗といひ之を行ふ、其他正月元日、十五日、三月三日、五月五日も、また祭を行ふ○卿官小内人等あり、各條に就て見るべし○別宮に荒祭宮、伊佐奈岐宮、月讀宮、瀧原宮、瀧原並宮、伊雜宮、風日祈宮等あり、各條に述べたり、就て見るべし、攝社四十箇所あり(神宮雜例集、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

クワウタイテイ　皇太弟　天皇の皇弟に

クワウタイフジン　皇太夫人　[illegible]

皇の生母たる夫人、女御の尊稱(藤原宮子を尊びて皇太夫人と稱せるを初見とす、文德天皇嘉祥三年四月母藤原順子を尊びて皇太夫人とせしは女御を尊びし初めなり、後ち幾干もなくして、皇太后の尊稱を用ふること行はるるに及び、其稱亡びて間えざるに至れり、皇太后を國母、クワウハイゼウ、及び國母(コクボ)の條參看、今皇太夫人となりしものの撰やれば左の如し(今義解、祭祀、三代實錄、古事類苑帝王部)

夫人藤原宮子(聖武母)、聖武天皇神龜元年二月

夫人高野高人(桓武母)、桓武天皇延暦元年四月

女御藤原順子(文德母)、文德天皇嘉祥三年四月

女御藤原明子(清和母)、清和天皇天安二年十一月

女御藤原高子(陽成母)、陽成天皇元慶元年正月

女御藤原温子(宇多母)、宇多天皇寛平九年七月

クワウテイ　皇帝　天皇の稱號、今に、皇帝、聯

寰所、稱、義解に謂等、華夏也、寰、宇宙也、皇、大也、帝、諦也、言王者諦審於華夷、稱三皇者、卽華夷之所、稱亦使之也、唐六典見華夷之通稱、天子曰三皇帝、と見え、續紀天平勝寶八年十二月の詔の中に、皇帝敬白、天平寶字元年十一月の勅に、皇帝皇太后如日月之照臨、并治寰國、と見えたり○樂始皇天下を併呑し、自ら以らく德は三皇五帝を兼ねたりとし、皇帝と稱すと史記本紀に見えたり、これより此の稱起る、

クワウトククワン　旋德館　[illegible]

[illegible]中國宮山城三ノ丸四ノ升形内[illegible]安永二年前田利興學館を創立し、三浦衛貞を學頭として子弟を教育す、寛政三年利幹の時學則を改む、天保六年利保、學校を興起し、博物館を設け産物方と稱す、慶應元年利同學則を更正し、文武の業を振興せしめ、師範家には家塾を設けしむ、明治元年九月大災に罹り、更に民舍を假り塾舍を設く、二年十月變則學校を設け英學を教ふ、此時器學校と改め、宮山二番町に移し漢學を專修せしむ、又其支校を同城曲輪の邸舍に設け德聚堂と稱し皇漢洋數學の四部を教ふ、又別に滋武場を同山王町民舍に移し撃劍を專修せしむ、並に於て廣德館の學規及び院内の武使條を發布し、四年七月廢藩に據り全く廢絶す、五年有志者共立義塾を宮山御殿町に興す、是より先き變制中學を同條澤町に設置し、後ち興校合併す、同年七月學制頒布に際し開館す(日本教育史資料)

クワウトククワン　廣德館　[illegible]

[illegible]丹波國桑田郡亀岡城内[illegible]藩主五代松平信庸の時代なるべしといふ、其後盛衰ありと雖も廢絶に至らず、始め文學のみなりしが、十一代信豊の時文武を合して諸生を教育す、維新後に至り廢す(日本教育史資料)

クワウニンチンワウ　光仁天皇　[illegible]

御名は自變、天宗高紹天皇とも稱す（諱）天智天皇の孫にして舒基皇子の第六王子、母は紀諸人の女橡姫、第四十九代の天皇（諱）和銅二年十月十三日御譲を受け、天平九年從四位下に叙し、天平寶字三年六月從三位に陞り、六年十二月中納言に任ず、翌て正三位に叙し、天平神護二年正月大納言と爲る、神護景雲四年八月稱德天皇崩じ、諸嗣いまだ定まらず、藤原永手藤原百川策を定め、遠流と稱して天皇を擁立し、十月朔卽位し給ふ、寶龜三年瓜蘇の故を以て皇后井上内親王及び皇太子他戸親王を廢す、天皇より酒人内親王を太子と爲さんの意志ありしも、權臣藤原百川之を非とし、奏請して山部親王（桓武天皇）を立つ、而して這般の事情たる、舊史の遙ぶる所詳かならざれども、要するに藤氏の一族等が、其權勢を維持し、また發展せんことを目的として、特にかかる活劇を演出したるものにして、井上内親王、他戸親王の如きは、不幸にして其犧牲に供せられたるに過ぎざるがごとし、在位十二年、改元すること二、天應元年四月位を桓武天皇に讓り、同十二月二十三日崩す、壽七十三、大和國添上郡田原村大字日笠田原東陵に葬る（皇胤紹運錄、水鏡、大日本史、陵墓一覽）

クワウハイデン　荒廢田　天災地變に因り、荒れ廢てたる田地、荒損田（クワウソンデン）參看、

クワウハンモン　光範門　（名義）大内裏八會院二十五門の一、延喜式に、西廂門に作る（所在）大極殿の西、壽成門の南方西向門、白虎樓の北廊十一間を隔てゝ位す（大内裏圖考證）

クワウハンモン井ン　光範門院　（名義）藤原資子（藤原隆憲）左大臣資國の女（生涯）後小松天皇の後宮、叔父徳同三司資敎の養女となりて宮中に入る、稱光天皇及び鷹司寺宮を生む、二位に叙す、應永三十二年七月三宮に准じ、光範門院の號を受ゝ、永享五年十月薨、年五十（墓所分所、歷代皇紀、大日本史）

クワウフクジドノ　光福寺殿　藤原冬氏（フヂハラノフユウヂ）をいふ、

クワウベツ　皇別　天皇及び皇子より出でたる氏族、即ち神武天皇以來皇統より被れて臣下の列に入りたる氏族をいふ、蓋し吾國に於ける氏族は神別皇別蕃別の三大別に割するものにして、姓氏錄のごときも、また之に從びて編別したり、新撰姓氏錄の序に、本二其元生、則有三體、別二其詳分、則有三例、天神地祇之胄、謂二之神別、天皇々子之派、謂二之皇別、大蕃三韓之族、謂二之蕃別、所以別二異同、孝前後之是爲、三體一也」と見えたり、

クワウミヤウクワウゴウ　光明皇后（名義）名は安宿媛（アスカヒメ）仁正皇后と稱す（所在）藤原不比等の第二女（生涯）聖武天皇の皇后、幼にして聰慧、帝儲貳の時妃となる、年十六、帝卽位に及び從三位を授け夫人と爲す、孝謙天皇及び皇太子を生む、尊で正三位に叙せらる、天平元年八月立て皇后と爲る、孝謙天皇受禪後皇太后と爲る、天平寶字四年六月七日崩す、年六十、大和國添上郡佐保村大字法蓮佐保山東陵に葬る、光明后體貌殊麗、光彩あるに似たるを以て名づくといふ、天資慈仁、羅閦禮佛あり、敬く佛道を崇信し、天皇に勸めて東大寺を建て、且つ諸國國分寺を創め、悲田施藥兩院を置きて天下の飢病を救養す、又先妣の供養として山階寺に西金堂を造り、或は金字一切經律論を手寫して納む、皇后書を善くし又文を屬す、僧玄昉唐より還り寵を蒙るや頗る隆登ありとの批評を得られたれども、近時田口佐藤兩博士及び久米邦武氏等考證して其誣罔なるを論じ、いまや定說として史家に許さるゝに至れり、史論は載せて當年の史論にあり、詳きて見るべし（大日本史、陵墓一覽）

クワウミヤウジ　光明寺　（所在）山城國乙訓郡乙訓村字里生○金佛三昧院ともいふ（所在）淨土宗西山派の總本山○本尊法然自作の彫像の阿彌陀佛（沿革）安貞元年、延暦寺の衆徒、金佛宗を憎み、時賢大谷に在りし圓光大師（法然）の塔所を破壞す、時賢衆徒の大谷に在りし圓光大師（法然）の塔所を破壞す、時賢衆徒及び隆寛之を奥野郡來迎院に移し、同二年再び今の地に移して一字を建て、金佛三昧院と號す、仁治四年四條天皇光明寺の勅願を賜ひ寺號と爲す、永仁六年正親町天皇、淨土門根元地の綸旨を賜ひ、眞享二年江戸幕府寺祿三十石を附す、塔頭五院、今都心院、安樂院、圓地院の三寺を存し、諸國末寺五百餘寺あり（平安通志）

クワウミヤウジ　光明寺　（所在）伊勢國度會郡山田岩淵町前田○金誠山と號す（沿革）天平十四年聖武天皇の勅によりて前山に創建す、後、後深草天皇及び後醍醐天皇の勅願所となる、當寺、何時頃よりか山田吹上村に移りてより、寺運漸く衰へたり、元應元年に至り、結城宗廣堂宇を再建し、其子月波を中興の祖とし、禪宗に改む、是より道風大に振ひぬ、寛文中本支院ともに火災にかゝり今の地に再築す○南朝の忠臣結城宗廣の自筆もの多し、即ち軍中日記、同夫人の消息、院宣、北畠親房の文書等十數通あり、殊に光明寺殘簡は尤も世に著はれ、南朝に關する史料の價値あるもの〜一たり（名所圖會、五鈴遺響、神都名勝志）

クワウミヤウジ　光明寺　（所在）遠江國豐田郡光明寺村大字山東（沿革）臨濟宗、もと眞言宗○本

隊虛空藏菩薩（所在）薩摩國谷山郡愛宕元年三月僧行基の創建なりといひ傳ふ、天平九年九月笠峰の靈驗に因て、聖武天皇勅願所と爲し給ふ、降りて醍醐天皇深く崇敬ぜられ、金泥紺紙の大乘妙典を納め給ふ、天正三年德川家康、薩摩城に在るや、武田氏此山に陣し竊かに薩松を攻めんとす、寺僧高纓之を知り、家康に告ぐ、家康來りて此に陣を布き武田氏の兵を破る、赤豆坂合戰是なり、是時百姓搗栗を獻ず、家康大に喜び、高名勝栗之碑を建め名字を賜ふ、家康大に此寺を德とし、摩利支天の像一體、陣刀二口、二供鄕一圓の地を與ふ、是より累代德川氏の願所となる（薩江風土記傳、名勝地誌）

クワウミヤウジ　光明寺　（所在）相模國鎌倉郡材木座村○天照山蓮華院と號す（宗旨）淨土宗、關東總本山と稱し、十八檀林の第一位、京都の一條、三條、小轍、關東の白旋、大澤、藤田六派の本寺なり（起源）仁治元年武藏守北條經時佐介谷に淨刹を創立し、蓮華寺と號し、記主禪師眞忠を緣師として供養し、寺領を寄す（沿革）寛元元年今の地に移轉して堂宇を修造す、經時靈夢に感じて光明寺と改め、方丈を蓮華院と號す、時賴相繼で崇信し地を賜ふ、蹟武二年足利尊氏當寺造營修理田一町を賜ふ、管領基氏崇信して上總國鴻井郷を賜ふ、其後衰頽せしが、祐崇住職となり大に寺觀を添ふ、明應四年禁中に入て彌陀經を講じて旨に協ふ、勅して慈覺大師傳來の明聲を諷せしむ、崇衆僧を率ゐて彌陀經及び念佛を誦せしむ、終に善女皇に上人號の勅許あり、崇奏して殿修の式を永世光明寺に行ふ、今に十夜念佛と唱ふるもの是に濫觴すと云ふ、終に勅願寺となる、是を中興の祖とす、後花園、後土御門天皇の御信仰あり勅願を賜ふ、後ち足利氏の信仰を受け、享祿五年七月三浦郡南北の内、一向宗門徒は悉く當寺禮拜たるべきの下知あり、天正十九年德川氏門前永十貫文の地を賜ひ、延寶三年六月三浦郡柏原百石の朱印を賜ふ○寺寶に後宇多、後花園、後土門天皇の勅願、記主禪師畫像、古文書等多し（鎌倉勝覽考、相模國風土記稿）

クワウミヤウシンゴンホフ　光明眞言法　（名義）陀羅尼（ダラニ）を太尊として、滅罪除病息災の爲めに行ふ修法、光明眞言は陀羅尼の名なり、三十卷不空羂索經に、大日爲令不空羂索兒王授二灌頂說一眞言云々」とあり（起源）大原僧都長寛上東門院御所に之を修せしを始めとす、其後報恩寺法勝寺等之を修す（諸法要略記）

クワウミヤウセウ井ンノニフダウサキノ　光明照院入道前關白　光明天皇

クワウミヤウテンワウ　光明峯寺入道前攝政　藤原道家（フヂハラノミチイヘ）を見よ、

クワウモクテンワウ　廣目天王　佛敎に四天王の一、覺語に見宿博叉（ヒルバシヤ）、又は嗔流波叉と云ふ、廣目と譯す、其目廣大なるが故に名づくと云ふ、又

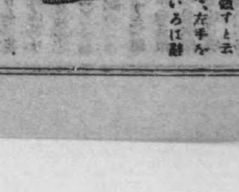

雜語と譯す、能く種々の語を爲す故なり、又非好報とも惡眼とも譯す、四方の主にて四州を守護す、故に四方天と云ふ、須彌山の中、第四層四白銀塔に住す、鬼舍闍鬼宮樓多那等无量百千の諸龍を領すと云ふ、身赤色、甲冑を著く、右手に三股の戟を、左手を股の上に安す（觀譯名義集、佛像圖彙、佛敎いろは辭典、佛語辨釋）

クワウモン　黃門　中納言の唐名、漢百官志に、黃門侍郎六百石、蔡邕曰、黃闥、以二中人一主之、故號曰黃門令云々」とあり、

クワウリンハ　光琳派　尾形光琳の創めたる繪畫の流派をいふ（テガタクワウリン）の條を見よ、

クワウリユウジ　廣隆寺　（所在）山城國葛野郡太秦村○蜂岡山と號す、俗に秦公寺、桂林寺、香楓寺、蜂岡寺、葛野寺等の名あり（沿革）眞言宗、別格本山（起源）推古天皇十二年秦川勝、上宮太子の命を受け經營する所にて、山城第一の古刹なり、同帝三十二年七月、新羅任那二國使臣を使はし佛像を貢す、之を葛野秦寺に安置す、是皇にあるは此寺なり、八今陳の燒帝より贈りし阿彌陀と稱して桂宮院に安置するは是なり）弘仁九年火災に罹り、堂塔、步廊、繼起、公文等悉く燒失す、承和年間常寺別當道昌僧正再興し、久安中にまた罹燒し、保元年間藤原信賴勅を奉じて之を再興せり、寶後許多の稽革あれど

も其詳細を知るに由なし、開基以降殆と一千三百年の星霜を閲し、今尚ほ微妙莊嚴の諸佛と、高雅雄偉の堂宇とを存するは、世に稀なる古名刹といふべし、條関は今猶ほ地名に存し、八角堂の邊に在り○檜門、當寺の總門にして、嵯峨街道の北側に在り、南面す、左右金剛力士は鳥佛師の作なりと傳ふ○講堂、檜門の北に在り、南面す、本尊丈六の阿彌陀、保元中藤原信賴勅命により起工し、永萬元年竣功す、爾後大に修繕を加へたれども、其構造一種の規制を存し、猶ほ看觀を更めず、今特別保護に屬す○太秦殿、講堂の北に在り、秦川勝、漢織女、吳織女を合祀す、○太子堂、太秦殿の北に在り、南面、一に上宮王院といふ、聖德太子手刻の官像を安じ、當初太子在世の時用ひ給ひし古製の冠、黃袍、單衣、下袴、袴を著すといふ、○石燈籠、太子堂の前に立つ、世にこれを太秦形と稱し、石工等の模倣する所なり○假金堂、檜門の西北に在り、東面、元は祖師堂なりしが、天正中金堂燒失の後再建して、祖師佛を移し假金堂と稱す、文明中の建築なり○地藏堂、同所の北に在り、假金堂と同時の再建にして、地藏尊を安す、世に堀木の地藏と稱し、空海の作と傳ふ○桂宮院、太子堂より一町許西に在り、東面、八稜形なるを以て世に八角堂と稱し、又奥の院ともよぶ、推古天皇十二年、太子此勝地を相し宮舍を起し、楓野別宮と命け、其後奉めて精舍となす、此堂は當初の建築にして、今に千二百九十餘年の久しきを經て平安第一の古堂なり、中央に上宮太子(十六歳の官像自作と傳ふ)、左右に如意輪觀音(太子自作)、阿彌陀(開の爲帝の獻ずるところといふ)を安す、正面の欄間に桂宮院三字の額を掲ぐ、前に禮殿一宇あり○什寶は、十二天像(宅磨筆)聖德太子傳像(蒔絵裏)深誠明王、愛染像、準胝佛母像、能惡法師繪卷(土佐行長畫)、叡惡法師繪(土佐行長畫)、南山大師畫像、其他古文記錄も多し、寶財帳の如きは最も重要の物といふべし、就中知恩輪觀會(木造、傳百濟貫勒)、能惡法師繪卷、廣隆等緣起寶財帳(貞觀十五年記)、寶財物交替實錄(寛平二年記)、彌勒菩薩像(塑像)十二神將立像(木造)、藥師如來立像、阿彌陀如來座像、地藏菩薩不空羂索觀音、增長廣目持國三天王、阿彌陀如來、毘沙門天、吉祥天(以上木造立像)等は皆優秀のものにして國寶に屬す○當時の太秦の牛祭は古來京都の一名物なりしが、維新後一時中絶し、後ち再興し、毎年十月十二日夜(舊九月十二日)行ふと云ふ、「カシマツリ」參看(平安通志、京華要誌、京都名勝志)

クワウリヨウシンヤウジ 荒陵寺 四天王寺、シテ見よ、

クワウレイサイ 皇靈祭 祭典 明治時代、歷代天皇の皇靈を祭らるゝを云ふ、春秋二季春分秋分の時にあたれる日)に之を行はる、故に祭日一定せず、而して春季に行ふを春季皇靈祭、秋季に行ふを秋季皇靈祭といふ、此二季に祭を行はるゝは春分秋分は一年の中にて寒暑平分の時なればなり、この皇靈祭は二の禮典を含有す、一は即ち皇靈祭にして、一は神殿祭なり、神殿祭は八神と天神地祇との二祭典なり、明治二年六月二十八日、官(太政官)に行幸ありて、歷朝祖宗の皇靈を御親祭ゼられ、遂に神祇官中に神殿を建ててこれを祭り給ひ、同年十二月八神及び天神地祇と共に歷朝の皇靈を此神殿に鎮祭し給ふ、三年正月三日神殿の前に於て祭典を行はゼられ、鎮祭の詔を下し、四年九月皇靈を賢所に移し奉る、十年一月更に歷朝皇后皇妃皇親の靈を皇靈殿に合祭す(十八年後に尊號を上れる天皇の靈を合祭せしめ給ふ)十一年六月綏靖天皇以下後櫻町天皇迄御式年御正辰祭を廢止し、春分秋分の日に皇靈祭を行ふことと定め、九月秋季皇靈祭に至り始めて殿重なる式を以て御親祭ゼられ、十二年の秋季より皇靈殿神殿共に御親祭と定められ、此より始めて現行の大典となれり(法令全書、官報、祝祭日講義)

クワウロゼン 黃櫨染 染色の名、海松茶(みるちや)のほげたるごとき色なり、延喜縫殿式に綾一匹に櫨十四斤と蘇芳十一斤、礬二升、灰三石、鹽八荷とにて染むる由見えたり、天皇著御の御袍の染色なり、次の條參看すべし、

クワウロゼンノゴハウ 黃櫨染御袍 御儀式の時、天皇常に著御の御袍、黃櫨染に染めたる袍なり、因て名づく、紋は桐、竹、鳳凰、麒麟、縫樣は表に同じ、裏は生、裏なし、冬は綿裏に平絹、色は表に同じ、夏は生、裏なし、冬は綿裏に平絹、色は表に同じ、もと天皇は常の御袍なりしが、弘仁十一年二月詔して黑色は朝日受朝賀日詔敕及び蕃國使表を受る時、奉幣大小諸會には黃櫨袍を用ひらる、其後代々用ひ給ふ、鎌倉時代には常に著御し給はざりしと見え、禁祕抄に、主上常常著御、近代、無其沙汰と云へり(延喜式、北山抄、餝東園式、餝東集成)

クワウエイサンダイキ 花營三代記 歷史 寫本三冊、刊本一卷、群書類從四百五十九、經濟雜誌社本十九輯に收む 歷史 足利義滿將軍の眞治六年より、義量將軍の應永三十二年迄三代の日次記なり、又武家日記とも云ふ、書體粗略なる上に、缺けたる年多ければ、恐らは抄略したる本なり傳へたる者なるべし 國語 宋詳、政所の右筆の記錄したるものならん(花營三代記、國史學案)

クワウエキ 課役 「クワヤク」を見よ、

クワエフイロノシタガサネ 花葉色下襲 下襲の經黃色、織紋冬色の表に、青打の裏を附けたるものを云ふ、三月の頃之を用ふ(餝抄、西三條裝束抄)

グワエン 臥炬(臥筵、瓦烟) 江戸幕府の時(一)火消の中間歲ノ者及び(二)江戸城見附の警固に附屬せる奴僕の稱、其名の起り臥烟の音にて、火消の稱に起るといひ、また寒暑とも筵席に起臥する故に臥筵と名づくとも云ふ、江戸職人歌合臥烟の條に、「ふり廻す纏の露にかげみえて、ひのこまじりに月ぞちりかふ」と見えたり(官中要錄)

クワカイ井ン 華開院 歷史 山城國京都上京區衣衙町 歷史 淨土宗、沸淨華院末に屬す○本尊阿彌陀如來 歷史 應永二年後深草天皇勅して創建す、法逢親王を開基とす、禁裏內道場に准じ、別に山號寺號を附せず、兵部卿守眞親王遷御により、五辻宮と稱し、又後醍醐天皇御位の時、此に御せしことありしにより、華開院御所と稱せりと云ふ、後醍醐、光明、後光嚴、村上四帝の勅願寺たり、當時創建の地を詳かにせず、延文二年千本歡喜寺の西頰に移り、其後慶々轉じ寛文八年今の地に重修す(山城名勝志、山州名跡志、平安通志)

クワクカウ 藿香 藿香の一種、和漢通名、類聚雜要抄に藿香云々、已上香藿衣香用」之香藿吾乙宮納銀壺四口、一口藿香」、大內間答に、老若ともに、くわくかう丁子なば四季共に用ひらるべきなり」、準夷草木考に、須臾國出三藿香、挿二枝便生、葉如二都樂、其花燦夏芳馥、亦木爲」粉以傳」身壽」と見えたり、

クワクキヰン井ンニフダウサキノナイダイジン 廓然院入道前內大臣 正親町三條公兄(オホギマササンデウキンエ)を見よ、

クワクヨク 鶴翼 軍陣の備へ立の一、鶴が翼を左右に張りたる如くに立てたる備にして、敵勢を中に取籠めんとする形勢なり○魚鱗と反する備つものと云ふ、魚鱗と反する備立なり、太平記補出張天王寺出軍の條に、一手は住吉の松の陰より懸出鶴翼に立て開き合す、六波羅の勢を見合すれば、對揚すべき泛もなき大勢なりけれ共、陣の張樣しどろにて、却て小勢に圍れむべくぞ見へたりけるとと見えたり、其形は右圖の如し、

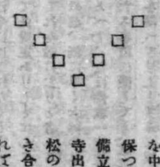

クワクワンブ 火浣布 石綿を以て織れる布を云ふ、和漢語「アミヤントンス」といふ、石綿は輝石、角閃石、蛇紋石等の纖維狀となりて多少屈曲し得べきものゝ稱、紋白くして綿の如き故に名づく、武藏上野信濃越後等に產す、明和元年二月、平賀鳴渓創めて火浣布を製し香敷に作る、銀葉雲母に勝り、質和かにして火氣漸く進る、故に香氣殊かなりしかば、外人之を見て賞賞せりといへり、後ち其香敷を幕府に奉りたりと傳ふ、然れども大抵三四寸に限りしと云ふ、儉調案には、火鼠の毛にて織りたる物と云へり、また支那にては、書隱叢說、述異記に、南方炎火山の木皮にて織るとし、又火雞毛或は火光獸毛或は火蠶の繭にて織ると云へり(和名抄、倭廂、續見聞漫錄、武藏國風土記、儉調案)

クワケイ 火刑 火焙(ヒアブリ)を見よ、

クワコ 課戶 戶內に調庸を輸す男、都て課口一人以上ある戶を云ふ(令義解)

クワコウ 課口 大寶令の制、課役に服すべき義務ある者を云ふ、また課丁とも云ふ、丁とは壯丁の丁にて、口數と訓ず、脚力の强健なるを以て名とす、即ち一人前の男なり、正丁、次丁、中男、老丁、殘疾を以て課口となす、次丁は二人を以て正丁一人に、中男は四人を以て正丁一人に准ず、次丁殘疾は次丁に同じ、其服役に全輸、半輸、見輸、見不輸の別あり、全輸とは調庸雜徭を盡く輸すものにて、通常の正丁次丁を云ひ、半輸とは調を輸して雜役を免ずるを云ふ、健兒、兵士、郡長、侍人、遣喪、殘疾(中男老丁の殘疾は全免)等の類を云ひ、見輸とは全輸半輸を論ぜず、現在に之を輸すものにて、見不輸に對して云ふ、見不輸とは或る期限中、課役を免ずるゝにて衛士、仕丁、防人、徒人、在役中の如き類を云ふ(令義解、延喜式)

グワコウシ 畫工司 歷史 中務省の被官、繪事彩色等のことを掌る 歷史 正一人正六位、佐一人從七位下、令史一人大初位上、畫師四人、畫部六十人、使部十六人、直丁一人 歷史 推古天皇十四年黃書畫師、山背畫師を定め諸寺佛像を繪かしむ、天武天皇六年には倭畫師音檮あり、文武天皇大寶の制始めて畫工司を置き、右の如く職掌職員を定む、大同三年正月畫工司を廢して、內匠寮に併せたり(令義解、三代格、職官志)

クワサ 過差 分限に過ぎたる義にて、奢侈のさまなきいやち時代語、過誤の意にあらず、大鏡に、左大臣時平延喜の世間の作法したゝめさせ給ひしかど、くわさをもえしづめさせ給はざりしに」、明月記に、嘉祿二年四月六日入夜中將來云、殿下仰云、入內御屏風和歌事云々、古今過差、必當不」被」用」唐物」歟、云々」と見えたり、

クワザ

クワザイ　冠者（クワンジヤ）を見よ、

クワザウ　火罪　火焙（ヒアブリ）を見よ、

クワザウ　火葬　【名義】佛葬の一、死體を火して、其遺骨を葬るをいふ、また荼毘とも稱す、釋氏要覽に、圓線、或云荼毘、或耶維闍吠、正覺云闍鼻多比、此云焚燒、と見ゆ【沿革】時代または其人の身分により相違あるはいふまでもなし、今其一例を擧ぐれば、嵯峨天皇の御葬禮の事を述べて「長元九年五月十五日丙申、山作所行事等供、鑪道、（長藤）次御輿長等昇、御棺（中略）兼房朝臣、經輔朝臣、定經朝臣、義通朝臣等、以生絹、結冠帽、擎御棺蓋、押薪、次經輔朝臣取食資通、經長朝臣等所持之火、掃付御棺、奉茶毘、（中略）事畢先破却貴所板敷壁等、以酒滅火、慶命、尋光、延尊、頁圓、清祇等兄、土砂、散御墓所上、其後權大納言、新大納言、前大僧正慶命、權少僧都清祇等給御骨、經輔、兼房朝臣等、採折敷、紙候、以御骨、（一升許）奉納茶垸蓋、加納兄砂、以眞言書一卷、（梵本）結付蓋上、（中略）左中將經輔朝臣奉懸之、奉渡神土寺、（中略）次式部大輔實樂朝臣、美作守定經朝臣等向御墓所、採鑪覆土、其後人夫等從、此役、御墓上立石卒都婆、蘇悉陀羅尼、其裏立釘貫、又右衛門尉季任、令人夫掘、塔其廻、令殖樹云々（下略）」と見え、また後光嚴院崩御記に、東山泉涌寺御葬畿、（中略）火屋には、まはりに假いがきを立て、其中に轜を引く、火屋はうす檜皮なり、御前に鳥居を立、御棚あり、御位牌を立、兩の脇に大香燈に洗をたく、すぐに御棺を入奉て、御輿をばとりのけ、長老よりて又燒香して、薪に火をたい松にてつけられ給、又其間梵唄咒一卷をはりて、先明眞言、さて供奉の人々、火のもゆる程に、なく〳〵かへられけるにや」と見えたるにて其大概を伺ふに足るべし、尚又鎌倉時代には、燃料に薪を以てせずして藁を用ひし事、玉葉、吾妻鏡等に見えたり【他項關聯】起原詳かならず、續紀文武天皇の四年三月の條に、道昭和尚物化（中略）弟子等奉遺教、火葬於粟原、天下火葬從、此而始也」と見ゆ、火葬の事實の史に見えたるは蓋しこれを以てはじめとす、而して異本續足條には、鐵足み火葬せしこと見え、多武峯緣起鎌足改葬の條に掘取遺骨、とも奉、遂に御骨、ともあり、いまだ其是非を詳かにせず、暫く記して疑を存す、今按するに、賦役令に、凡丁匠、役に赴いて其身死すれば棺を給ひ、道に在りて死すれば、所在の國司官物を以て作給し、並に在り路火に埋瘞し、碑を立て、本貫に告げ、もし家人の來り取る者なくばこれを燒くと見え、軍防令にも、凡行軍、兵士以上、病にて死する者あらば、其屍は當所に燒埋すと見えたり、是によりて考ふれば、令撰定の時、既に火葬の風が、社會の一部に行はれしなるべく、然らざれば突如として此新例を開かるべくもおもはれず、令の發布は、大寶元年にして道昭強去の翌年なれば、撰定は其已前たるや論なく、なほ近江令にも此規定存せしや、はたして近江令にはこれなくして大寶の新令撰定の時、はじめて此規定ありしとせんにも、道昭火葬の迹に鑒みてこれを設けたりと考ふるは、頗る不合理なれば、道昭以前、既に早く火葬の風吾國に行はれたりと認め得たる事蹟に徵しても、道昭の時に及ぶまで、火葬の風を傳へさりしとするは疑ふべきなり、蓋し道昭以前は社會の下層のみに行はれ、貴族間には行はれざりしなり、昭の時に至り始めて上流にも其風を及ぼしたるより、續紀の著者「天下火葬從、此而始也」と記したるものなるべし、翌するに六國史をはじめとして吾國の歷史は添く貴族間の出來事讃を銘したるに過ぎざるが故に、下民の習俗の如きは捨て問はざりしならん、また續後紀承和五年五月、藤原吉野奏言の條に、萬道樣邪千、遺敎、して骸骨せしめ給ひしこと見ゆ、もし信なりとせば、或はこれ火葬なりしにあらざるか、天皇の火葬は、持統天皇に始まる（大寶二年）爾來火葬の風上下を通じて行はれ、平安朝以後に及びては佛敎の隆盛と共に益々其流行を來し、殊に上流社會にありては、殆ど火葬ならざるはなきの有樣を呈したり、降りて江戸時代に及びてもまた一般の國俗は火葬を善みしも、將軍並に諸大名の如きは、多くは土葬なりき、而してまた一面にありては儒學の勃興に伴ひて、火葬を非とする說漸く行はれ、土佐の野中兼山、會津の保科正之の如き、皆火葬の弊を深中に布き、水戸藩また儒葬の式上下に行はれ、土葬の風漸く勢を得たれども、こは只或地方または或階級の人に留りて一般は多く火葬なりき、天皇の火葬は持統天皇以來積習となりたりしが、後光明天皇深くこれを厭はせ給ひしかば、其崩御に當り土葬の儀を行はんとしたれども、稜年の餘習改め難く、遂に其式を火葬に藉りて、其實を土葬にするの折衷策を採り、其後も數代此例によられしが、孝明天皇の葬に際しては、全く土葬の式に復されたり、葬式（サウシキ）參資（古事類苑喪式部）

クワザン井ン　花山院　山城國京都近衞の南、東洞院の東一町、今の下立賣の北高倉の西に當る所に在り○眞保元年鄙殿の宮家にて、藤原忠平之々傳領す、時人、東宮と號す、師輔また傳領す、冷泉天皇皇太子の時、東宮御在所と爲る、一名東一條と云、師實の時、大內春宮町に換して遷るといふ、花山院と稱

せしは、四面の築垣の上に、雜夢を植ふたるを以て、花の時色々の樣にて、錦を山におほへるに似たり、因て名づく、吉部秘訓抄に、元是彼法皇御所、爲板檢門、四角植柱、穿、築垣土、植雜夢、四條宮今傳給、京極大殿康平之比令作此舍屋給、常爲在所、稱近衞殿、云々、屋大殿御領也、地四條宮御領也、仍予彼宮遊遙、宇治法定院爲其替給件地、當世無、同緣之緣、所只此事也、と見え、又南方紀傳に、延元元年二月二日山門より遷御、花山院に入せたまひ、此より夜にまぎれて吉野へ御幸あり」と見えたり（平安遺志）

クワザン井ンイヘサダ　花山院家定　【名義】金光院入道と號す、法名理圓【沿革】文保二年八月右大臣に累進し、元應元年四月辭す、元亨三年八月出家、康永元年四月二十八日薨す、年六十（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンイヘスケ　花山院家輔　【名義】法雲院と號す【沿革】弘治三年三月內大臣と爲り、同年九月右大臣に轉ず、天正二年二月辭し、六年三月出家、八年十月二十七日薨す、年六十二（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンウチ　花山院氏　「クワザノキン」ともいふ、姓は藤原、御堂關白道長の孫、宇治關白師實の二男從一位左大臣家忠、始めて花山院と號す、當家は昭宣公基經の居第にして、其殿後世まで存せりと云ふ、世々大臣大將を先途とし、笙を家の業とす、七清華の一、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる、家忠の一族に大炊御門、中山、難波、飛鳥井、野宮、今城諸氏あり、是を花山院家と稱す（尊卑分脈、家譜、有職補忠抄）

○家忠——忠宗——忠雅——兼雅——忠經——定雅【國田】

クワザン井ンサダヒロ　花山院定熙　【名義】霊松院と號す【沿革】元和五年二月內大臣と爲り、同年十二月辭し、七年正月右大臣に轉じ、同月辭む、寛永九年十二月左大臣に任じ、また直に辭む、十一年十月十二日薨す、年七十七（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンサダヒロ　花山院定熙　【名義】文恭院入道と號す【沿革】元禄五年二月剃髮、貴永元年十月二十一日薨す、年六十五（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンサダトモ　花山院定誠　【名義】貞享元年內大臣と爲り、三年三月辭す、元禄五年二月剃髮、貴永元年十月二十一日薨す、年六十五（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンサダツネ　花山院定雅　【名義】花山院前右大臣と稱す【沿革】建永元年三月內大臣と爲り、承元元年二月右大臣に轉じ、二年五月辭す、建保元年十二月出家、寛喜元年八月五日薨す、年五十七（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンサダナガ　花山院忠長　【名義】削髮して淨屋と號す、法名紅雲院了源【沿革】左大臣定熙の二男、野宮家の祖【沿革】官左近衞少將に至り、從四位上に叙す、忠長年少にして容貌美麗なり、慶長十三年の春、飛鳥井雅賢、烏丸光廣、大炊御門頼國、難波宗勝、松木宗信、德大寺實久等と伴を結びて遊蕩し、又宮女と醜聲あり、事覺はれ、翌年十一月蟄禁に流竄せらる、寛永十三年赦に遇うて武藏に居り、髮を削りて淨屋と號す、慶安五年京師に歸り、寛文二年九月二十六日卒す、年七十五（諸家知譜拙記、野史）

クワザン井ンサダマサ　花山院忠雅　【名義】花山院前太政大臣と號す【沿革】仁安二年二月內大臣に任じ、三年八月太政大臣に轉す、嘉應二年六月太政大臣を辭す、元暦二年二月出家、建久四年

クワザン井ンサダマサ　花山院定雅　【名義】栗田口入道、また後花山院と號す【沿革】建長四年七月內大臣に任じ、同年十一月右大臣に轉ず、六年十一月辭す、康元元年十二月出家、永仁二年一月三十日薨す、年七十七（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンサダヨシ　花山院定好　【名義】淨眞院と號す【沿革】慶安二年二月內大臣と爲り尋で辭す、承應二年十一月右大臣に轉ず、三年六月罷む、四年五月左大臣に任ず、寛文三年正月また辭す、十三年七月四日薨す、年七十五（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンサダツネ　花山院忠經　【名義】花山院前右大臣と稱す【沿革】建永元年三月內大臣と爲り、承元元年二月右大臣に轉じ、二年五月辭す、建保元年十二月出家、寛喜元年八月五日薨す、年五十七（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンサダナガ　花山院忠長　【名義】削髮して淨屋と號す、法名紅雲院了源【沿革】左大臣定熙の二男、野宮家の祖【沿革】官左近衞少將に至り、從四位上に叙す、忠長年少にして容貌美麗なり、慶長十三年の春、飛鳥井雅賢、烏丸光廣、大炊御門頼國、難波宗勝、松木宗信、德大寺實久等と伴を結びて遊蕩し、又宮女と醜聲あり、事覺はれ、翌年十一月蟄禁に流竄せらる、寛永十三年赦に遇うて武藏に居り、髮を削りて淨屋と號す、慶安五年京師に歸り、寛文二年九月二十六日卒す、年七十五（諸家知譜拙記、野史）

クワザン井ンサダマサ　花山院忠雅　【名義】花山院前太政大臣と號す【沿革】仁安二年二月內大臣に任じ、三年八月太政大臣に轉す、嘉應二年六月太政大臣を辭す、元暦二年二月出家、建久四年

八月二十六日薨す、年七十(公卿補任、大臣補任)

クワザン井ンツネマサ　花山院常雅

名號顯正院と號す 事蹟享保二十一年正月内大臣と爲り、元文二年六月辭す、三年八月再任、翌年また辭す、寛延二年二月右大臣に任ず、尋で辭す、明和八年二月十六日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

クワザン井ンナガサダ　花山院長定

名號證法院と號す 事蹟寛延二年六月内大臣と爲る、同年九月出家、年三十五(公卿補任、大臣補任)

クワザン井ンノサダイジン　花山院左大臣　藤原家忠(フヂハラノイヘタダ)を見よ、

クワザン井ンマサナガ　花山院政長

名號後鳳栖院と號す、法名覺圓 事蹟文明十七年閏三月内大臣に累進し、十八年辭す、長享元年八月右大臣と爲り、延德二年罷む、明應二年四月左大臣に任じ、五年に辭す、永正十五年五月太政大臣と爲る、大永元年三月罷め、五年二月出家す、同年三月十八日薨す、年七十五(公卿補任、大臣補任)

クワザン井ンミチサダ　花山院通定

名號知住院入道と號す 事蹟歴永元年十二月内大臣と爲り、二年三月右大臣に轉じ、同年六月出家、七年四月十四日薨す(公卿補任、大臣補任)

クワザン井ンモチタダ　花山院持忠

名號鳳栖院と號す 事蹟嘉吉元年十二月内大臣に任じ、三年辭す、文安五年四月出家、文正二年正月七日薨す、年六十三、同日太政大臣を贈らる(公卿補任、大臣補任)

クワザン井ンモロカタ　花山院師賢

名號顯出家の後素眞と號す、謚して文眞といふ 系統内大臣師信の子 事蹟花園天皇に仕へて參議となり、左大辨を兼ね、超えて權中納言に昇す、後醍醐天皇の御代に及びては中宮權大夫、右衛門督、彈正尹等を歴任し、正二位大納言に陞る、天皇の北郷高時を誅して、皇政の復古を圖るや、師賢驚けて北山に時を誅して、皇政の復古を圖るや、師賢驚けて其主謀者の一人たり、既にして謀洩る、師賢遁けて北山に屏居す、尋で高時天皇を捕へて配流せんことを謀る中を出で、三條河原に到り、天皇は變裝して笠置に行幸し、師賢は袞龍の御衣を賜はりて御輿に乘り、詐りて天皇と稱す、即ち公卿等を聞へて延暦寺に遁く、僧徒之を知らず、喜んで奉迎し四塔に居きて衛護する事甚だ殷なり、會々北條氏の兵來り攻めしも僧徒等防戰して之を破り、更に議して本院を以て行宮に宛んとし奮爲を促す、時に一陣の風あり、吹き來りて輿叢を揺れば、師賢衰衣を着し、巍然として坐せり、衆皆愕然、相率ゐて去る、師賢即ち遁れて笠置に如きしが、笠置また陷れるを以て、遂に虜となる、因りて出奔し、路に於て相失し、堅年の夏高時これを下總に流し、千葉貞胤の家に囚ふ、其冬病んで薨ず、年三十二、太政大臣を贈る、後に、下總小御門村に之を祀り、明治十五年別格官幣社に進列す、「コミカドノヲンウヤ」參看(大日本史、法令全書)

クワザン井ンモロツグ　花山院師繼

名號妙光寺と號す 事蹟花山院定雅の弟 事蹟文永八年三月内大臣と爲り、建治元年十二月辭す、弘安四年四月九日薨す、年六十(公卿補任、大臣補任)

クワザン井ンヨシノリ　花山院愛德

名號法名溫恭院 系統中臣鎌足の二子、花山院長淵の後を襲ぐ 事蹟文化十二年九月内大臣に任じ、十三年二月之を辭す、文政三年六月再び右大臣に任ず、尋で辭し、十二年三月十六日薨す、年七十五(公卿補任、大臣補任)

クワザンゲンジ　華山源氏　華山天皇の皇子清仁親王より出づ、清仁、延信を生む、後一條天皇萬壽二年源姓を賜はる、鈴鹿伯となる、子康資王を生む、顯康の子顯廣王鈴鹿伯となる、安藝權守顯親を生む、顯康の子顯廣王鈴鹿伯となる、是より子孫相承けて鈴鹿伯に任ず、伯となるに及びて皆王氏に列す、後世白川氏と稱す、明治に至り、華族に列せられ、伯爵を授けらる(皇胤紹運錄、帝王編年錄、諸皇分脈、華族譜)

○花山天皇―清仁親王―延信―康資―顯康

- 顯廣―仲資―業資―資光―資邦―業顯
- 資清―資英―顯邦―資忠―雅冠―資俊
- 資氏―忠富―雅業―雅朝―顯成―雅陳
- 雅筠―雅光―雅冬―雅富―資顯―資廷
- 雅喬―資敬―資親

クワザンジ　花山寺　元慶寺(ゲンギヤウジ)を見よ、

クワザンテンワウ　華山天皇　名號御名は師真、法諱入道 事蹟冷泉天皇の皇子、母は藤原伊尹の女懷子、第六十五代の天皇 事蹟安和元年十月二十六日御降誕、二年八月圓融天皇の皇太子となる、永觀二年八月受禪、十月即位し給ふ、これより先七月、女御藤原忯子卒す、實に天皇の特寵し給ふ所なり、故を以て追慕の情禁ずる能はず、密に其爲に冥福を修せんとす、時に藤原兼家政柄を專せんとするの志あり、而して天皇が伊尹の女の生む

所なるを以て、伊尹の子義懷外戚として天皇の信任を蒙り、漸く權勢を得るを見て、天皇を疑惑せしめて太子を擁立せんことを企てしが、今や懷子卒して悲哀に沈み給へるに乘じ、子道兼及び僧慶久等に意を含め、人生の無常なるを說き、出家して懷子の冥福を祈るべきを勸め奉る、天皇之が爲めに急々出家入道の念を發し、旨を道兼に傳ふ、道兼我して曰く、陛下の志大だ佳なり、臣不肖と雖も幸に厚恩を蒙う、願くは隨從して共に道に入らんと、即夜天皇を勸めて、密に禁門を出で、花山寺に向ふ、道にして道兼を顧みて曰く、讓位は大事なり、なほ思慮を致さん、道兼曰く、懷刀既に太子に渡る、再び宮中に還幸あるも、また如何ともなしがたし、茲に於て天皇遂に意を決して花山寺に入り出家し給ふ、道兼奏して曰く、臣頃日兼家を見ざること久し、願くはいまだ形を變ぜざる前に家に歸り、父の意を安ぜんとす、願くは暫くの暇を賜へと、即ち坐を起ちて去る、天皇はじめて道兼に欺かれたるを知りて、悔ひ給ひしも、身已に出家入道の後なりしを以て策の施すべきなし、時に年僅に十九、在位二年、年號を立つること一、花山法皇と稱し奉る、出家の後常に律を持する事精嚴なり、また常に名山古刹を遍歴し、其熊野に幸するや、徒步抖擻備さに艱苦を嘗め、病て海濱に臥するに至る、數年の後入京し外祖母の家に居り潛々婦女を近け志操逸に變ず、性好思あり、宮室器翫の類創所にかゝるもの多し、また和歌を好み給ひ、其親撰する處拾遺集あり、寛弘五年二月八日崩ず、齡四十一、山城國島野郡安祥村紙屋上陵に葬る(本朝通鑑、大日本史、陵墓一覽)

クワザンドノ　花山殿　「ハナヤマドノ」を見よ、

クワシ　課試　王朝時代における官吏登庸試驗に相當す、一は國司の推薦によるものにして、今日の高等文官試驗に相當す、一は國司の推薦によるものにして、今日の普通文官試驗に相當す、而して前者は其資格、大學寮の出身者を限ると雖も、後者は白丁即ち庶人よりも出づるを得、京官にしては資人、坊令、里長、外官にては郡司、國博士、醫師等に任ぜらる、又算生、算得業生にも課試あり、算道(サンダウ)の條を見べし(令義解、古事類苑文學部)

クワシ　火事裝束　江戸時代の防備は、所謂貫攝(コヤウし)の條參看)にて今日の高等文官試驗に異ならず、ただ強貫、又は木製なるのみ、中に兜の如く、吹返、眉庇、八幡座、總角の鉄など眞に鐵製に異ならず、ただ強貫、又は木製なるのみ、中に軍陣のかぶとを用ひたるもあり、昔は素縫なりしが、次第に華美となりて、龍頭、白星など金銀を以て打て付けたるもあり、鍬は羅紗を用ひ、長さ凡三尺餘あり、紋所或は龍虎、風鳳、又は水車など種々の繪物をなす【羽織】羅紗又は革あり、明暦の比より士以上の者は必ず羅紗を用ひ、下賤の者のみ革を用ふ、革羽織にも種々の紋樣樣等あり、白羅紗、紫羅紗、黃羅紗は、陪臣の用ふることを許さず【袴】野袴蹈込を用ふ、地は純子の縫子類、常の野袴の如くこれを縫ふ、乞スリピロード又は縫子など、黑色多し、厚さ一寸五六分、又は二寸位、下賤はせまく貴人はひろきを例とす、蹈込を用ふる人は、地は紗綾琥珀又は模留などを用ひ、縁は一寸より一寸五分位、立附は下賤の人の用とす、模留木綿の類、又は脚半を別にしたるもあり、ボタン掛けず、輕衫に袴を付けず、袴を五寸ばかりに括り、又股引をも用ふ、是等の品一定の規則あるにあらず、古へ伊賀袴とて、地を革にて作り、袴に脚半を仕付けたるもあり、是立付と云ふものゝ起りなりと云ふ、小袖、帶下、帶等常の如し、又は火事の羽織の下に上下を着ることもありしと云ふ、足袋は草足袋を用ふる可なるべしと云へり、緒足袋を用ふるもあり、大小刀を用ふるは常の如し、頭巾を用ふるは物頭、又は騎馬の士に限れり、其他の士卒にいたりては塗傘を用ひ、裏を金にすることは、陪臣之を憚れり(武家服制、江戸の花)

クワシ

クワジ

クワジ

**クワジ

郡を統校し、官府に守當し、廳井に築中の鋪設を掌る[illegible]左右官掌各二人、大稱以下之を例補す、職原抄に、太政官長官行二節會一任之、納言以下主典以上者除目任之、史生官掌者判授之官、而太政官者、其寄異他、仍史生官掌尚爲重職、とあり[illegible]文武天皇の大寶元年制定す、後ち世襲となり、左は小野氏岩崎氏(共に祀氏)右は庭田氏、峰氏等り、江戸時代には左に家領三石、右は家領二石を授けられたり(今義解、職原抄、地下職官志)

クワシヨ　過所(過書)　關所路次の煩なきため、朝廷及び幕府より出したる證狀をいふ、其所を過るは官の處分なる故にまか云ふ、王朝時代の制、凡そ關を通過せんとする者は、各本部(本貫)本司(譬ば大舍人にて右京の人、關を越えんとする時先づ大舍寮に申し、寮より右京職に送り、職、判して給ひ、地方にては本部なる郡を經て、郡亦國に申すの類なり)を經て官省に請うて過所を得て證となす、有功親族は三十日なり、船舶も長門攝津等を過ぐる者、同じく過所を得されば進行を許されず、過所を得し船を過所船と云ふ、過所式左の如し、

其事云々度二其關一往二其國一

其官位姓(三位以上稱卿)貴人位姓名、年若干、(年若干庶人稱二本屬一)從人其國其郡其里人姓名年若干(年、奴名年婢名年)其物若干、其毛牡牝馬牛若干匹顯

年　月　日　　主典位　姓　名

大官位姓名　　(關市令

後世關所にのみ限りて過書を用ひ、關所手形とも云ふに至る、路次過書は吾妻鏡文治元年三月十三日源頼朝の發したる過書に

と見えたり、此外路次過書、宿次過書、勘過折紙等あり、何れも通り手形にて其名を異にするのみ、

クワシヨクノシタガサネ　火色下襲　赤色の下襲、臨時客、隨弓、試樂等の時の日、貴人之を著用す、火色とは赤色なり、表裏共に赤色の打物にて中陪を入たるもの、皆綿と其制同じ、只皆綿には紅の張裏をつけ、中陪を省きたるものなり、其區別判然せず、此綿に就ては、古來諸說ありて、未定なり、墨半臂、緋地の平緒を用ふる下襲を著する時は必ず、墨半臂、緋地の平緒を用ふる由なり、飾抄頭書に、嘉祿三年正月三日、臨時客、左大臣、被二著二火色下襲一、後日、案内人曰、面白可二共打一、中陪强張、文面浮線綾織、表裏違如二常云々一、墨半臂、緋地孔雀唐草平緒云々、と見えたり(飾抄、四三條殿東抄、助無智祕抄、世俗淺深鈔)

クワシヨザ　過所座　江戸時代淀川過所船の事を司る所をいふ、慶長八年十月河村與三兵衛、木下、四郎山陽道諸國御家人

可レ令二早無二滯煩一勘過對馬前司上道之事

右被二對馬前司自二任國一所二上道一也、諸國路次之間、無二滯煩一、可レ令二勘過一之狀、所仰如レ件以下、

元暦二年三月十三日

前右兵衛佐源朝臣

と見えたり、後世のは、杉木文書に、

佐々木杉木彌五郎被官人五百人(荷物有之)馬五拾疋(荷駄有之)令二參自二江州一、遠々可二上洛一、諸關渡上下無二其煩一、以二彼印一可二勘過一、後由、所仰如レ件、

延德二年十月五日　　散位三善朝臣等

備前守源朝臣等

クワシヨクノシタガサネ　火色下襲　赤色の下襲、臨時客、隨弓、試樂等の時の日、貴人之を著用す、火色とは赤色なり、表裏共に赤色の打物にて中陪を入たるもの、皆綿と其制同じ、只皆綿には紅の張裏をつけ、中陪を省きたるものなり、其區別判然せず、此綿に就ては、古來諸說ありて、未定なり、墨半臂、緋地の平緒を用ふる下襲を著する時は必ず、墨半臂、緋地の平緒を用ふる由なり、飾抄頭書に、嘉祿三年正月三日、臨時客、左大臣、被二著二火色下襲一、後日、案内人曰、面白可二共打一、中陪强張、文面浮線綾織、表裏違如二常云々一、墨半臂、緋地孔雀唐草平緒云々、と見えたり(飾抄、四三條殿東抄、助無智祕抄、世俗淺深鈔)

クワシヨザ　過所座　江戸時代淀川過所船の事を司る所をいふ、慶長八年十月河村與三兵衛、木村總左衛門を知行代として之を司らしむ、

クワシヨフギヤウ　過書奉行　宿次過書奉行(シクツギクワシヨフギヤウ)を見よ、

クワシヨフネ　過所船　過所(關の切手)を持ちたる船をいふ、また江戸時代平田船に似たる大船にて、山城の淀川を通航するものをいふ、太平後に、過書船なるものは、居恒過書を以て、其過態する所の關津に出し、自在に乞食する船をいふ、後世終に一種の船名となる云々」と見え、和漢三才圖會に「按、過書船、從二西國一、京師運送之貨、通二淀川一、似二艜而大一、凡可レ載二三百斛一者、名レ艜者即過書船之類乎、といへり、

クワセンノクラオホヒ　火氈毯褥　赤き毛氈の鞍覆を云ふ、足利將軍專ら之を用ふ、貞丈雜記に「赤き毛氈の鞍覆の事、又火氈の鞍覆とも云ふ、京都將軍の御物なる故、其の時代禁制なり、赤からず外の色なも强に不レ用なり、此の毛氈と云ふは今世のもうせんにあらず、今世羅紗と云ふ物なり、異國より渡る物ゆゑ平人は用ふる事をゆるされず、御免あれば用レ之となり、御内書引付に云く、

就二白傘袋赤氈毛鞍覆御免之儀一、太刀一腰(家助)馬一疋(茶毛印雷目結)賞嗣五千疋到來目出候也

八月十一日(大永二年ナリ)

三雲源内左衛門どのへ

爲二白傘袋毛氈鞍覆被レ免之禮一、太刀一腰(貞守)馬一疋(河原毛印雷目結)賞嗣五千疋到來目出候也

六月十三日

浦上掃部助どのへ

と見えたり、「クワナホヒ」參看、

クワシウ　族更　宗法(ソウドン)を見よ、

クワシウク　華族　漢華を云ふ、また華胄とも

いふ、大臣大將を兼ねて太政大臣に進む家嚆なを云ふ、文選任彥昇の王文憲集序に、公生レ自二華宗一、と見え、李善の注に、魏志曹植上疏曰、華宗貴族又應二此擧一、とあるより出づ、源平盛衰記に、德大寺左大將實定は一の大納言にて才學人に勝れ、華族の家に傳はり給へり云々、「セイクワ」の條を見よ、

クワゾク　華族　明治時代に於ける臣民の階級の一、鳥族の次、士族の上に位す、明治二年六月、公卿及び諸侯の勝を廢して華族と改稱す、蓋し華族の稱は、公卿の家格なりし清華の別稱なりしを此時之に準擬して、其號を繼襲したるものなり、四年辛酉(武家)の聖、總て東京府の貫屬となさしめ、十年一月、東西京に華族部長局を置き、十五年十一月之を廢し、宮內省中に華族局を置く、十七年七月華族令を制定せられ、爵を分ちて公、侯、伯、子、男の五等に分ち、華族一般其經歷勳功によりて各叙爵し、又維新前後國家に勤勞ある者、及び其嗣子を錄して之に列せしむ、而して士人にて叙爵せられたる者は、墨田清隆、大木喬任、寺島宗則、山縣有朋、伊藤博文、大山巖、佐々木高行、廣澤金次郎、副島種臣、伊地知正治、吉井友實、井上馨、西鄕從道、川村純義、山田顯義、松方正義(以上伯爵)蜷岡泰憲、島尾小彌太、三浦梧樓、中牟田倉之助、谷干城、伊東祐麗、三好重臣、曾我祐準、高島鞆之助、樺山資紀、野津道貫、仁禮景範、土方久元、品川彌二郎(以上子爵)等となす、當時左の詔勅あり、

朕惟フニ華族勳胄ハ國ノ瞻望ナリ宜シク授ケルニ榮爵ヲ以テシ用テ寵光ヲ示スベシ文武諸臣中興ノ偉業ヲ翼贊シ國ニ大勞アル者宜シク均シク優列ニ陞シ用テ祿典ヲ昭ニスベシ授ニ五爵ヲ敕テ其有禮ヲ秩ス勳等發ス爾ノ忠貞ヲ篤クシ爾ノ子孫ヲシテ世々其榮ヲ享サシメヨ

明治十七年七月七日

同時に華族令を發布す、令に、第一條、凡そ爵を授くるは、勅旨を以てし宮內卿之を奉行す、第三條、爵は男子嫡長の順序に依り、之を襲かしむ、女子は爵を襲ぐことを得ず、但現在女戶主の華族は將來相續の男子を定むるときに於て親族中同族の者の遞署を以て宮內卿を經由し、授爵を請願すべし、第四條、罪今有りて爵を褫はれたる者は其子の相續すべき者なきときは華族の榮典を失ふべし、第五條、在爵者の婦は其の夫に均しき禮遇及び名稱を享く、第六條、華族戶主の戶籍に關する親父母父母及妻及繼長子孫及其妻人なして爵を襲がしむることを得ず、但刑法又は懲戒の處分に依り爵を奪ひ又は族籍を削られ、更に特旨を以て相續人に授くる者ば此の例に在らず、第八條、華族の戶籍及身分は宮內卿之を管掌す、第九條、華族及華族の子弟戀姻し、又は養子せんとする者は先づ宮內卿の許可を受くべし、第十條、華族は其子弟をして相當の教育を受けしむるの義務を負ふべし、と見えたり(法令全書)

クワタイ　過怠　[illegible]倉室町幕時代における刑名、錢財を收めて罪を償はしむるをいふ、本義は過失の意にして、轉じて刑名となれるなり、而して辨償、弁償、辨償等と稱したり、贖銅は律令の制度の名なりしたるものなり[illegible]錢貨を收むるを本義とすれど、其他に兵器、布帛、馬匹等を徵することもあり、又其錢貨を以て舞屋の用途に充て、神社、佛寺、樓堂、道路の修繕の用に充つるあり、此徵賞の差に由りて、錢數を異にするあり、例令ば、名主より

クワタイイチヤウ　過怠手鎖　江戸幕府の刑名、手鎖の一、「テヂヤウ」の條を見よ、

クワタイラウ　過怠牢　牢屋(ラウヤ)を見よ、

クワチヤウ　火長　火(クワ)を見よ、

クワチヤウノミヤ　華頂宮　伏見宮邦家親王の第十二王子博經親王より出づ、初め親王御里院に入りて法親王たりしが、明治元年正月復師を仰付けられて華頂宮と稱せしむ、其御殿の名にちなみなり、十六年伏見宮貞愛親王の第一王子博恭王入りて御相續となりしが、三十七年伏見宮に復歸し、第二王博忠王繼承し給へり(法令全書、親王系圖)

○博經親王——博厚親王——博恭王——博忠王

グワツクワウボサツ　月光菩薩　佛教にて菩薩の一、藥師如來の右の脇侍、此界月輪三昧等の德を超證したる所なり、此菩薩具足し給ふが故に名づく(佛像圖彙)

クワツジ　活字　[illegible]を見よ、

村總左衛門を知行代として之を司らしむ、

クワシヨフギヤウ　過書奉行　宿次過書奉行(シクツギクワシヨフギヤウ)を見よ、

クワシヨフネ　過所船　過所(關の切手)を持ちたる船をいふ、また江戸時代平田船に似たる大船にて、山城の淀川を通航するものをいふ、太平後に、過書船なるものは、居恒過書を以て、其過態する所の關津に出し、自在に乞食する船をいふ、後世終に一種の船名となる云々」と見え、和漢三才圖會に「按、過書船、從二西國一、京師運送之貨、通二淀川一、似二艜而大一、凡可レ載二三百斛一者、名レ艜者即過書船之類乎、といへり、

クワセンノクラオホヒ　火氈毯褥　赤き毛氈の鞍覆を云ふ、足利將軍專ら之を用ふ、貞丈雜記に「赤き毛氈の鞍覆の事、又火氈の鞍覆とも云ふ、京都將軍の御物なる故、其の時代禁制なり、赤からず外の色なも强に不レ用なり、此の毛氈と云ふは今世のもうせんにあらず、今世羅紗と云ふ物なり、異國より渡る物ゆゑ平人は用ふる事をゆるされず、御免あれば用レ之となり、御内書引付に云く、

就二白傘袋赤氈毛鞍覆御免之儀一、太刀一腰(家助)馬一疋(茶毛印雷目結)賞嗣五千疋到來目出候也

八月十一日(大永二年ナリ)

三雲源内左衛門どのへ

爲二白傘袋毛氈鞍覆被レ免之禮一、太刀一腰(貞守)馬一疋(河原毛印雷目結)賞嗣五千疋到來目出候也

六月十三日

浦上掃部助どのへ

と見えたり、「クワナホヒ」參看、

クワシウ　族更　宗法(ソウドン)を見よ、

クワシウク　華族　漢華を云ふ、また華胄とも

は三十貫文を收め、百姓よりは五貫文を收め、若しくは其分限に隨ひ、罰を徵せしむるが如きこれなり、又日數に由りて差を立つるあり、大番に遇巡し、及び告げずして休暇するがごとき是なり、又所領を召し放つべきに、之に代ふるに過怠を以てし、或は詐僞を以て人の田畠を爭ふ者に、贖銅を科するがごとき、其多寡亞に地の大小に從ふ、又別に官より令して私人に納れしむるあり、贖償ともいふ、刈田の課により、多く田地を加へて被害者に入れしめ、竊盜の僅に百文二百文に止まれる者なして、一害の錢を以て被盜者に納れしめ、償貸遲辨の期を過つしのなして、過怠分を加へて還さしむるがごときこれなり

○王朝時代には贖銅(ソクトウ)江戸時代には過料(クワリヤウ)あり、就きて見るべし(古事類苑法律部)

クワタイイチヤウ　過怠手鎖　江戸幕府の刑名、手鎖の一、「テヂヤウ」の條を見よ、

クワタイラウ　過怠牢　牢屋(ラウヤ)を見よ、

クワチヤウ　火長　火(クワ)を見よ、

クワチヤウノミヤ　華頂宮　伏見宮邦家親王の第十二王子博經親王より出づ、初め親王御里院に入りて法親王たりしが、明治元年正月復師を仰付けられて華頂宮と稱せしむ、其御殿の名にちなみなり、十六年伏見宮貞愛親王の第一王子博恭王入りて御相續となりしが、三十七年伏見宮に復歸し、第二王博忠王繼承し給へり(法令全書、親王系圖)

○博經親王——博厚親王——博恭王——博忠王

グワツクワウボサツ　月光菩薩　佛教にて菩薩の一、藥師如來の右の脇侍、此界月輪三昧等の德を超證したる所なり、此菩薩具足し給ふが故に名づく(佛像圖彙)

クワツジ　活字　[illegible]を見よ、

クワツジバン 活字版 活版（クワツバン）を見よ、

クワツジボン 活字本 版籍（クワツボン）を見よ、

グワツテンシ 月天子 佛教にて天部の一、梵語薩嚩（サツバ）と云ふ、月神と譯す、即ち月天なり、波坦は玉と譯す、月宮天子、名月天子、寶吉祥天子と云ふ、四天王に屬して、天下を照曜し、萬物を養ふこと日天子に亞げり、琢林に、月天子有り五百光を向ゝ下照、有り五百光を修行面照、是故月天名二千光明、亦復名爲二波冷光明」と見えたり（鐵譯名義集、佛像圖彙、佛教いろは辭典）

クワツバン 活版 [illegible] 一字版または植字版ともいふ、[illegible]我國にて活字を製し、これにて印刷せる事の起因詳かならず、東大寺に寛治中の活字今に存せりといへば、これら蓋し其最も古きものなるべく、また以て當時此術が極めて幾き氣運にあり相違なきも、既に行はれたる事を知るべし、また時慶卿記によるに、文祿二年に活字を選擇して古文孝經を出版せること見えたれど共に傳ほらず、今考ふるに、活字の製は古く支那もしくは朝鮮邊より傳ばりしなるべく、而していまだ發達せずして中絶の勢に至りしを、豐太閤征韓の時、再び彼の風よりこれを傳へて、活版の術更に興りしものゝ如し、右に述べたる時慶卿記中の活字版も、恐らく朝鮮製のものか、然らざれば之を學びて作りしものなるべし、紀伊德川家には、今なほ、文祿二年に、加藤清正の朝鮮より持ち來れりと傳ふる眞鍮製の活字を藏せりと云ふ、然らば當時朝鮮には、木製活字の外、眞鍮製のものをも用ひしと見えたり、而して今日に存する活字版の書籍は、文祿五年の版なる蒙求を以て最も古しと爲す、其後慶長二年銅板活字の錦繡段あり、これ當時朝鮮の法を傳へて摸造せしものなりといへり、琴で德川家康も亦この法に倣ひて圖ゝ原役後足利學校の部講三要に三十餘萬の活字を與へて、遠書を多く印行せしめたり、其活字足利學校に存せり、又三要比假山の龍に圓光寺の創立せしが、この寺にも當時の活字を存す、皆かうらい入木製の活字なりき、家康慶長十九年はじめて銅字二十萬をつくり、林道春に命じ大藏一覽を印行せしめたり、この後幕府においては、銅字をもて、元祿中四書直解、四書集註、周易本義などを印行せしめしが、又享保中六論衍義六論衍義大意、東醫寶鑑、普救類方、增廣太平和劑局方、度量衡考などをも印行せしめたりき、此頃一時民間に於ても、活字をもて印行するものありしが、いづれも木製の活字のみなりしといふ、西洋の製にならひて、鉛製の活字をつくり出しては、長崎の人本木昌造（實名永久といひ號を梧窩、英三、點林堂などいふ）には、はじまる、昌造は和蘭通詞にして、蘭書により、或は蘭人に聞き、嘉永四五年の頃はじめて清人活字を作り、自著の和蘭通辯の事を記したる一書を印行して、これを和蘭に送りしに、蘭人大に其技術を稱賞せしといへり、昌造曾て萬延の初めより、明治維新にわたり、長崎製鐵所に仕へしが、明治二年同志者と謀り、長崎新町に私塾を開き、新街私塾と名づけ、讀書、習字、漢學、洋學の四科を授けしが、其入塾頗大に成して支へ難きより、活字製造をはじめしも、其成績充分ならず、偶々米國の宣教師ヘボン氏、上海に美華書院を建て、自在に活字を鑄造する由を聞き、人を上海に遣して視察せしめしに、美華書院は深く秘して教へざりしかば、空しく歸朝せしといふ、此頃また飯田の御蔵重野厚之丞（今の文學博士重野安繹氏）上海より活字をとりよせ、印刷を試みたれども、技術未熟の爲め用をなさざりしかば、空しく庫中に藏するのみなるを聞き、池原香穡を分して、其機械並に活字を購求せしに、離も、成績未だ充分ならざりき、因りて米國宣教師フルベッキに就いて種々質疑し、この人の紹介にて、上海美華書院活版技師米國人ダンルの滿期歸國の個を以て、長崎に滯在を乞ひ、長崎製鐵所附屬の活版傳習所を、興善町元唐通詞會所跡に設き、活字鑄造及び電氣版のことを研究せしめたり、この傳習生の一部は、本木昌造の設立せし長崎新町活版製造所に入り、一部は製鐵所と共に工部省に屬し、明治五年東京に移され、勤工寮活版所となり、後ち左院中に在りし活版課に合して印刷局書局となり、其後更に大藏省紙幣寮と合して印刷局となれり、明治三年本木昌造製造に從事し、薩士族の授産に供するを目的とし、まづ小幡正藏を大阪に遣し、五代友厚に謀り、同地の大手町に始めて活版所を開く、（後北久太郎町二丁目に移す）四年門人平野富二に、（新町活版製造所の事を一切委任せしが、同年十一月平野富二は活字を携へて上京し、芝神明前の畫錄問田吉兵衛の手を經て、活字製萬圓を左院に納め、（今の印刷局活字の根源）又横濱毎日新聞社、東京瀛田活版所、日就社（小安峻、桑田昌吉編纂の英和字彙に用ひたる漢字これなり）等にも若干圓を賣りて、長崎にかへりしが、翌五年七月平野富二上京して、神田佐久間町孫座堂跡に、長崎出張所をおき、六年七月

築地二丁目に移す（今の東京築地活版製造所）これより國文社、秀英社をはじめ、各地方に於ても、活版業を營むもの續々起れり、かく活版業の普及するや、紙型鑄版術次第に行はれ、紙紙及び膠皮紙を用ひて大に進歩せしが、未だ書體改良のことなかりしかば、十二年東京築地活版製造所は、社員齋田成を上海に遣し、明朝書體の字母を改良せしめたり、この他廿四年二月佐久間貞一主唱して、印刷雜誌を發行し、二十六年七月曲田成、印刷物見本交換をはじめて、新道の爲めに少からざる利益を與へたり、印刷機械の知きも、最初は手控印刷器（ハントプレス）の一種のみなりしが、後國筒印刷器（シリンダー）を輸入して用ひしも、二十二年十一月帝國議院開會にさきだちて、官報局長高橋健三佛國に赴き、二十三年の夏マリノニを購入する輪轉印刷機械を携へて歸朝せしより、朝日新聞をはじめ、其他の新聞社印刷會社等にて購求し、今は蒸汽瓦斯を用ひてこの機械を運轉せしむるにいたれり、活版印刷業のかく隆盛に赴けるは、偏に本木昌造の力なりといふべし（明治八年九月三日稿す）（有文故事、日本工業史）

クワトウ 火頭 王朝時代炊爨の事を取扱ふ者をいふ、即ち廚丁に同じ、職役令義解に、凡役丁匠、皆十人外給二人、宛二火頭（朝火頭者、廚丁也、執炊爨之事、故曰火頭、即給功直、與見役者同也）と見えたり、

クワトウシユウ 裝頭衆 東大、興福、延暦、圓城諸寺の僧徒即ち僧兵を云ふ、裝束にて頭を裝む故に裝頭の大衆と云ふ、聖眞和尚聖武天皇の召に應じて、本朝に渡ちんとしたりしに、弟子等裝束して頭を裝ひ、顏を隱して之を引留めしに起ると云ふ（續平安遺記）、常に武器を携帶し、風暴强橫を極めたり、太刀は多く佩かずして腋に挾みたり、衣服（イフク）の換圖參看、

クワトウラク 裏頭樂 [illegible]唐樂不調二十九曲中の一、一名散手作物と稱す、新樂にて中曲[illegible]唐の李峻詰の作とも、又漢明帝の作とも傳ふ、樂譜に、大國法螺拂之時、以三鼓羅絹綾等、裏頭樂と云ふ、と見えたり、天皇巡幸後宴日、及び皇太子加冠節會に奏するを例とせり、されど其傳來に至りては、今日之を知るによしなし（續樂志、歌舞音樂略史）

クワトクモン 和德門 大內裏の門、拾芥抄及び玉葉に化德、皇昧記及び續歌調抄、類聚雜要抄に花德に作る、內裏の東なる護衛廳の北に在り、禁殿部抄に、公卿のまいる道は、つねに化德門より入て、陣の座にもつく、又北山抄に、（上略）大臣、或自二和德門一退出、一大臣參入時、用二敷政門一、親大臣在二陣座一時、以二朱大臣一可レ入自二和德門一云々」と見えたり、

クワツノクツ 靴 [illegible]省の一種、朝廷の儀式に用ふ、淺沓久豆乃波履也、宮殿浮沈或間に義は履の履、飾足爲レ履也、靴は本字作鞾、所三以鞾レ足、故字從二革靴、化乃久豆乃

たる始めなり、〈按ずるに、日本書紀顯宗天皇二年の條に、冬十月、是時天下安平、民無徭役、歲比登稔、稻斛銀錢一文、馬牛被野」と見えたるなほ以て、當時既に錢貨の行はれし證とするものあり、又これは後漢書によりてかける記者の修飾にて、證とすべからずといふものあり、暫く記して後考を待つ〉、同十二年讃して自今以後銅錢を用ひて、銀錢を用ふることなからしめ、後また銀錢をも并せ用ふべき旨を論されたりき、抑々銅は太古より專ら本邦に産出せるものなれど、之を通貨に用ひたるは、外交稍々起りて、鑄錢の術開けし後の事なるべし、持統天皇の時、直廣參大宅麻呂等を鑄錢司に拜せしことあれども、いまだ其制整ほざりき、文武天皇の三年に至りて、始めて鑄錢司を置き、直大肆中臣朝臣意味麻呂を以て、長官となしたり、しかれどもいかなる錢を鑄たりしかは詳ならず、尋で〈奈良朝時代〉元明天皇の時、武藏國より和銅を獻ぜしかば、元を改めて和銅となす、元年鑄錢司を置き、〈靈鑄錢司とは、諸方にある、鑄錢を監督す義なり〉銀及び銅錢を鑄る、和同開珍錢是なり、爾來錢面には年號を記し、或は美號を含ずるを例とす、また聖武天皇天平二十一年陸奥國より黃金を獻ず、天皇大に悅びたまひ、元を改めて天平感寶元年とす、卽ちその金を以て東大寺盧舍那佛裝飾の料に充つ、淳仁天皇天平寶字四年、勅して開基勝寶、〈金錢〉太平元寶、〈銀錢〉萬年通寶、〈銅錢〉の三錢を鑄、舊錢と並び行はしむ、これ黃金を以て貨幣とし、及び錢文に通寶といへることの始めなり、依て金錢一文を以て、銀錢十文に當て、銀錢一文を以て銅錢十文に當つ、稱德天皇天平神護元年、神功開寶を鑄る、銅錢なり、舊錢と共に世に行はる、光仁天皇寶龜三年、是より先新錢を鑄ることに、必ず一を以て舊錢の十に當つ、此に至り官奏によりて、新舊錢の價を同くす、同十一年勅して、私に錢を鑄るものの罪科を定むること差あり〈平安朝時代〉桓武天皇延曆元年錢價宜しきを得たるを以て、鑄錢司を廢す、同九年復おく、十五年、隆平永寶の銅錢を鑄る、爾來屢々勅して庶民の擅に錢を鑄ふるを禁じ、又錢貨の價なることを論して、普及を計られたり、嵯峨天皇弘仁七年、鑄錢司を廢す、凡山城、河內、備中、豐前等、銅を産する處には、屢々採銅使を置く、其鑄錢司の處置も、また當ならざりき、九年長門の國司を改めて、鑄錢使とし、宮籌神寶の銅錢を鑄る、翌來年々鑄造せり、後ち周防國に移す、仁明天皇承和二年、承和昌寶の銅錢を鑄る、嘉祥元年、長年大寶の銅錢を鑄る、共に一を以て舊錢の十に當つ、淸和天皇貞觀元年、饒益神寶の銅錢を鑄る、同十二年貞觀永寶の銅錢を鑄る、字多天皇寬平二年、寬平大寶の銅錢を鑄る、醍醐天皇延喜七年、延喜通寶の銅錢を鑄る、一を以て舊錢の十に當つ、同延長五年、延喜式を撰し、鑄錢司及び私鑄者に關する制を定む、村上天皇天德二年、乾元大寶の銅錢を鑄る、凡、中古錢貨の沿革、大抵右の如し、その私に鑄る者は、凡庶と共に大敎にあへども猶敎さゃる制なり、王室衰頹してよりは、鑄錢の事も行はれず、銅貨の質も、また次第に下りたり、〈鎌倉時代〉に及びて、錢幣貨賣盛に行はれ、凡獻納贈賂等には卷金、南錄などいふものを用ひ、民の租調を貢するにも、多く錢貨を納む、しかれども終に鑄錢の議に及ばず、而して當時專ら外國錢のみ行はれて其弊多かりしかば、後鳥羽天皇は嚴に之を用ふることを停めたまひしかども、猶やまざりき、後醍醐天皇建武中興の初に、乾坤通寶錢を鑄造せられしかども、また普ねく行はるゝに至らざりき、〈室町時代〉には應永以來國用缺乏し、足利氏明に遵じて、專ら被國の錢を行ふ、之を永樂錢といふ、こは外國のものなれども、其質善良なるがために、大に國內に流布し、遂に永高永勘定などいふこと起り、金銀田賦とも、是を以て準則として、價直を立るに至れり、此他洪武錢、宣德錢等行はれ、又墨錢の流行盛なりしかば、屢々令して、其實の眞否を鑑定せしむ、當時これを鑑錢といへり、〈按するに、此時永樂錢は、關東に專ら行はれ、京には宋元の古錢專に行はる、されば遂に永錢、京錢二樣の相場あるにいたりしなり〉〈桃山時代〉天正十年豐臣秀吉、銀及び銅を以て天正通寶錢を鑄る、明年大判金、及び小判金を造る、天正十六年判といふもの是なり、玆に至りて始めて兩、分、朱の制あり、〈按するに是より先、天正十三年に、秀吉金賦として、大名小名に金銀を輿へしことあれば、大判、小判、丁銀等の稱は、この時より以前にありしなり〉文祿元年、銀及び銅を以て、文祿通寶錢を鑄る、慶長四年又駿河國小判金、及び武藏國小判を鑄造す、同年又駿河國初めて一分判金を造る、〈これは秀吉薨去の後なり〉〈江戸時代〉の初め慶長六年、大判金、小判金、一分判金等の制を改正し、更に京、江戸、駿河、佐渡等に於て之を鑄造す、同十一年、慶長通寶の銅錢を鑄る、永樂錢と並び行はれしが、十三年にいたりて、永樂錢の通行を停む、元和三年、元和通寶錢を鑄る、銀及び銅なり、是よりさき慶長六年、伏見に銀座を設け、後藤庄右衞門、末吉勘兵衞之を掌る、後京都に移し、又江戸にうつす、かくて鑄錢の事も振ほしめしが、此に至りて始めて諸國金銀奉行を設けゐ、又常是座あり、湯淺作兵衞の掌るところにして、江戸及び京都におく、寬永十三年、寬永通寶の銅錢を鑄る、寬文八年又鑄る、所謂文字錢是なり、この後屢

露光量違いの為重複撮影

金銀貨圖（原形）

慶長小判金（面）

全（背）

慶長大判金（面）
（原形四分の三）

慶長大判金（背）
（全前）

元禄丁銀

文政一朱金

文政二分判金

文政一朱銀

嘉永一朱銀

天保一分銀

安政大形二朱銀

豆板銀

明和五匁銀

明和南鐐二朱判

慶長一分判金

元禄二朱判金

露光量違いの為重複撮影

金銀貨圖（原形）

慶長小判金（面）

慶長大判金（面）
（原形四分ノ三）

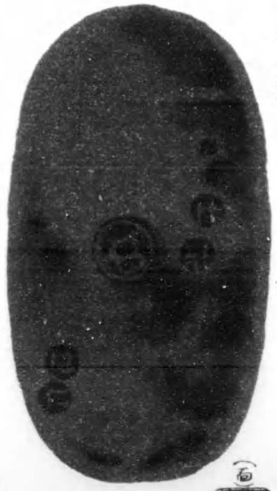

仝（背）

慶長大判金（背）
（仝前）

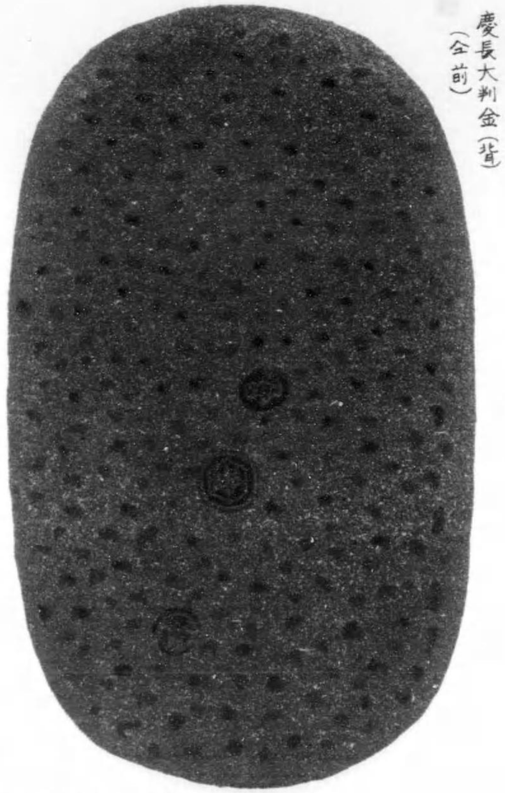

元禄丁銀

豆板銀

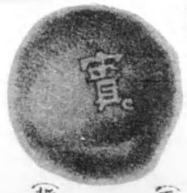

明和五匁銀

明和南鐐二朱判

元禄二朱判金

慶長一分判金

文政一朱金

文政二分判金

文政一朱銀

嘉永一朱銀

天保一分銀

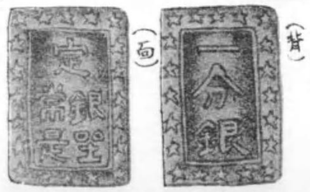

安政大形二朱銀

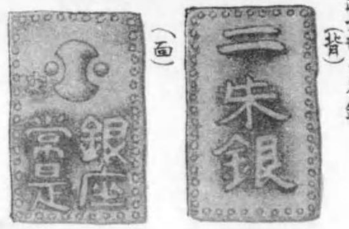

之を鑄る、元文以來は銀をも鑄へ用ふ、元祿八年更に大判、小判、分判、丁銀、豆板銀等を改造す、之を元字金銀といふ、この年令して諸國の鑛山を開かしむ、初め德川家康關八州の大名たりし時、金見役といふものを設け、京師の人、後藤庄三郎光次を召し、金銀の鑒定等を掌らしむ、後江戸及び驗府に金座を設け後藤氏の子孫永く幕府の貨幣を掌ることなれり、寶永五年、寶永通寶の大錢を鑄る、通用不便なるを以て明年之を停止す、正德四年、是よりさき金銀貨惡貨多きを以て、悉く改鑄して慶長の制に復す、享保元年、小判金貨並に壹分判金貨を改鑄す、五年元祿大判金を改鑄す、之を享保判金といふ、元文五年、また金銀貨を改鑄す、之を元文判金といふ、三年銅座を大阪におく、明和五年寛永通寶の眞鍮錢を鑄る、安永九年、南鐐貳朱判を鑄る、九年銀座眞鍮座を大阪におく、寛政元年丁銀を造る、文政元年二分判金貨を鑄る、後ち屢々改鑄す、天保三年、二朱判金貨を鑄造す、六年當百錢を鑄る、八年五兩判金貨を鑄、又舊小判、一分判金貨、丁銀、豆板等を改鑄す、嘉永六年南鐐上銀を以て一朱銀貨を鑄る、安政萬延年中屢々改鑄せり、文久二年江戸長崎に銅座出張所を設け、各地產出の銅を採集す、三年文久永寶錢を鑄る、凡貨幣制度の複雜なる江戸時代を以て第一とす、これ當時金銀の產出最增加せざると、世事の漸く繁雜なりしとに依れるものなるべし、此他、金法馬、甲州金加州金、及び紙幣の制あり、金法馬は慶長中、大阪に於て千枚法馬と稱するものを造りしに始まり、紙幣は後醍醐天皇延武中興の時に始めて造られしが、普く行はれず、慶長元和以來、諸侯皆之をつくり、封內を限りて行ひしものなり、之を藩札といふ、甲州金貨は、甲斐に行はれ、加州金貨は加能越の三國にのみ行はれしものにて、共に天正以後の事なり〔明治時代〕維新後金銀貨並に銅貨の價を定め、金銀座を廢し、造幣局なおきて、大藏省の被管とし、新貨幣の鑄造を命ず、又貨幣僞造者の罪を定め、續いて新貨條例を頒布し、遂に舊貨の通用を停む、此に至りて大に其觀を改めたり、紙幣は明治元年太政官金札を發行して、金銀貨と共に通用せしむ、紙幣寮をおき、新紙幣を發行するに至りて、造幣寮及び諸銀行會社等よりも又之を發行す、明治二十九年三月國立銀行紙幣通用期限を三十二年十二月九日迄として發行を停止し、日本銀行のみ兌換券を發行せしむ、而して紙幣は印刷局にて、金銀銅貨は大阪造幣局にて鑄造す〔日本制度通、法令全書〕金銀貨〔キンギンクワン〕紙幣〔シヘイ〕錢〔セニ〕並に各貨幣の條參看、

クワン　貫　白米の容の知きもの、繩貫とも稱す、雨雪の日に用ふ、江次第大饗の條、大嗣裝束の事な云へる處に、此名見えたり〔江次第、裝束集成〕

クワン　貫　物をはかりていふ目方の名、一貫目は千錢目にて、匁の千に當り、其重錢十貫文の如き義なり、活法十百を十貫と爲すといふ、匁〔モンメ〕の條參看〔書言字考、節用集〕○また知行高にいふ、貫高〔クワンダカ〕の條參看○又錢一千文をいふ稱、

クワン　宮　太政官をいふ、又況く朝廷をいひ、朝廷の諸職を云ふ、また諸官會をも云へり〔和名抄、樣註職原抄、官職知要〕「クワンキ」、「ダイクワヤクワンン」參看、

クワン井　官位　官とは朝廷の諸職をいひ、位は朝廷より親王諸臣に賜ふ位階を云ふ、卽ち大臣以下書吏以上を官、一品以下初位以上を位と云ふなり、又位官とも稱す、官は又職とも云ふ、共に「ツカサ」の義なり、故に又之を連讀して官職とも云ふ、世に攝政關白、按非使、藏人の知きを職とし、其外を官と稱ずるは、本義を誤れるなり、又後世は官は公にのみ稱すれども、職は私にも用ひたり、武家諸職の知し〔官職綱儀、官職知要、令講義〕○而して官には必ず之に相當したる位あり、之を官位相當と云ふ、假令ば大臣は正從二位、大納言は正三位を相當とするの類なり、次頁に表示すれば、就て見るべし、職官制〔クワンセイ〕職制〔シヨクセイ〕參看、

クワン井　冠位　冠によりて表章したる位階をいふ、推古天皇の十一年十二月はじめてこれを制定して十二階となし、みな當色の冠を賜ふ、翌て孝德天皇の大化三年改めて十三階となし、同五年再び十九階となし、天智天皇三年二月また二十六階に改めしが、同十年一位以下五位以上の位階を制定して、親王諸王に賜ふに及び、冠位の制遂に廢す〔ホカイ〕の條參看、

クワンイウチ　官有地　明治時代各所公園地、山林野澤湖沼の類にて、舊來無稅にして官藩に記錄せる地をいふ、此地は、政府の都合、或は人民の願により之を賣買する等、總て大藏省の成規に從ふべし、但地券を發するに及ばずと雖も、其坪數地方官の帳簿に書載すべしといふ、明治六年三月之を制定す、翌年十一月更に改正し、第四種とす、皇室地、神地を第一種とし、地券を發せず、地租を課せず、區入費を賦せざるを法とす、第二種は、皇族賜邸、官用地にて、地券を發し地租を課せず、區入費を賦するを法とす、第三種は山岳林藪河溪流堤道路敷地、電信架柱敷地、燈明臺敷地、各所の寺跡名區公園等〔民有地にあらざるもの〕人民所有の墳墓を失せし土地、民有地にあらざる堂宇墓地及廢墓地、行刑場等にて、地券を發せ

官位		官		省		寮		職		坊	職員	
正一位	從一位	太政大臣	前斯	中務	式部	治部	民部	兵部	刑部	大藏	中務	修理宮
正二位	從二位	左大臣 右大臣 内大臣										
正三位	從三位	大納言 中納言										
正四位	上			卿								
	下	參議			編	編	編		編			
從四位	上	大辨								大夫		
	下		伯									大夫
正五位	上	中辨		大輔							大夫	大夫
	下	少辨					大輔	大丞	大輔			
從五位	上			少輔								
	下	少納言	大副	大監物 侍從	少輔		少輔	少輔	少輔	亮	亮	亮
正六位	上	大外記 大史	少副	大丞 大内記								
	下				大丞	大丞	大丞	中列事	大丞			
從六位	上		大佑	少丞 中監物	少丞	少丞	少丞	少丞	少丞			大進
	下		少佑					少列事	大主鑰	大進	大進	少進
正七位	上	少外記 少史		中内記 大錄	大錄	大錄	大錄	大錄	大錄	少進	少進	
	下			少監物 大主鈴				大屬		主醫 主殿		
從七位	上			主典								
	下			大典鑰				大解部	少主鑰			
正八位	上			少内記 少主鈴 少錄		少錄	少錄	少屬 少解部	少錄			
	下		大史					中解部		大屬	大屬	大屬
從八位	上		少史	少典鑰		少屬	少屬			少屬	少屬	少屬
	下							少解部				
大初位	上											
	下											
少初位	上											
	下											

○本表は令、延喜式、職員抄等を基とし傍ら職官表等を參照して編成したるものにして官位相當の明了なるものゝみを掲げ、他は官制の條に�りたれば同條を併せ見るべし。

| 官位 | | 寮 | | | | | | | | | | |

官位	府			臺	署	監	司									
	太宰	左右衛門督	近衛	彈正	主馬寮	主兵寮	主工寮	主書寮	主殿寮	主藏寮	舍人監	主膳監	內藏寮	內匠寮	主鷹寮	內染寮
從一位																
正一位																
從二位																
正二位																
正三位																
從三位	帥		大將	尹												
正四位 上																
正四位 下																
從四位 上																
從四位 下		督	中將	大弼												
正五位 上		大貳														
正五位 下			少將	少弼												
從五位 上		佐														
從五位 下		少貳					長官									
正六位 上			將監	大忠				奉膳								
正六位 下		大監		少忠												
從六位 上		少監	大尉			正	次官					正	正			
從六位 下	大夫				首						正					
正七位 上	大夫	大典	少尉	大疏					正							
正七位 下	主鈴		將曹				判官									
從七位 上																
從七位 下	博士							典膳								
正八位 上	算師 醫師 陰陽師	少典 少工典		少疏				主膳	主船	佐				佐	佐	
正八位 下			大志			佐						佐	佐			
從八位 上			少志								佐					
從八位 下							主典									
大初位 上	大記							令史								
大初位 下	少記								令史						令史	令史
少初位 上						令史						令史	令史			
少初位 下					令史						令史					

官位	司															
	內匠寮	內藏寮	主殿寮	主水寮	主油寮	內膳寮	內掃部寮	內陶寮	內織部寮	內縫殿寮	內兵庫寮	內工部寮	內女部寮			
從一位																
正一位																
從二位																
正二位																
正三位																
從三位																
正四位 上																
正四位 下																
從四位 上																
從四位 下																
正五位 上																
正五位 下																
從五位 上																
從五位 下																
正六位 上																
正六位 下									正		正					
從六位 上						正		正								
從六位 下					正											
正七位 上			正													
正七位 下																
從七位 上																
從七位 下																
正八位 上									佐		佐					
正八位 下				佐		佐										
從八位 上					佐											
從八位 下																
大初位 上																
大初位 下										位記 機文師		令史				
少初位 上							令史	令史								
少初位 下					令史											

官位	司															
	後宮十二司															
	縫殿	酒殿	膳司	水司	掃司	殿司	闈司	兵司	蔵人所	書司	藏司	內侍				
從一位																
正一位																
從二位																
正二位																
正三位																
從三位											尚藏					
正四位	尚縫		尚膳													
從四位											典藏					
正五位																
從五位	典縫		典膳									尚侍				
正六位		尚酒														
從六位				尚水		尚殿		尚闈		尚書	尚藏	典侍				
正七位							尚兵	尚闈								
從七位					尚掃							掌侍	掌藏			
正八位	掌縫		掌膳													
從八位		典酒		典水	典掃	典殿	典闈	典兵	典藏	典書						
大初位																
少初位											女孺					

官位	家									邸	國					廳
	親王家令						公卿家令			鄙司	國司					勘解由使
	一品	二品	三品	四品	正一	從正二	正三	從三			大國	上國	中國	下國		
從一位																
正一位																
從二位																
正二位																
正三位																
從三位																
正四位 上																
正四位 下																
從四位 上																
從四位 下																長官
正五位 上																
正五位 下																
從五位 上											守					
從五位 下	令											守				次官
正六位 上		令														
正六位 下													守		介	
從六位 上	扶			令					令			介				
從六位 下											守					判官
正七位 上		扶			令											
正七位 下															大掾 少掾	
從七位 上	大從 文學			扶			令					掾				
從七位 下	少從				扶	大從 少從			令							主典
正八位 上		文學從										掾				
正八位 下			文學從					從								
從八位 上				從						大領 少領					大目 少目	
從八位 下	大將 少將						大書吏 少書吏					目				
大初位 上	書吏	書吏														
大初位 下			書吏										目			
少初位 上				將吏			書吏							目		
少初位 下					書吏			大書吏 少書吏								

す、地租、區入費を賦課せざるものとす、第四種は、寺院、大中小學校、試教場、病院、貧民院等(民有にあらざるもの)にて地券を發せず、地租を課せず、區入費を賦するを法とす(大日本租稅志)

クワンエイ　寛永　後水尾天皇御宇の年號、後の十四年は明正天皇に係る、元和十三年二月三十日改元、甲子に依てなり、二十年を經て後水尾天皇正保と改む、詩經毛詩に、考槃在澗、碩人之寬、繼緒繼言永失弗諼とあり、其註に寛廣永長とあるに據る、文章博士菅原長維撰申す(元祿別錄)

クワンエイジ　寛永寺　武藏國江戸上野○東叡山圓頓院ともいふ、天台宗、關東の總本山、元和八年十一月地所を撰定し、寛永二年二月土木の功を興し、四年四月に至て竣る、天海僧正を開山と爲す、初め德川家康武藏湯島波見野山無量寺に天海を招き居らしめ、關東天台宗の總本山とし、東叡山富多院と改む、後ち天海麾下に一寺を新建して居らんことを請ひ、且つ山城國比叡山延暦寺に擬し、江戸城の鬼門方に一寺を建て、國家鎮護天下泰平の祈願所と爲さんと再請す、幕府其議を納れ、四城の資材及び白銀等を與へ、遂に竣工を見るに至る、因て山號を東叡山、寺號を寛永寺と稱す、元祿十五年後水尾天皇の第三皇子守澄法親王を請して天海の法嗣と爲し、正保四年入室す、山內根本中堂及び文殊樓靈木塔輪藏を初め三十六坊あり壯麗を極む、明治戊辰の役兵燹に罹り殆ど烏有に歸せしが、後ち上野國世良田長樂寺の本堂を移大慈院の跡に移して再建し、今日に及べり、舊時は寺領、萬千七百九十石を有したりき(武藏志料、江戸砂子、江戸名所圖會、殿居叢)

クワンエイ・ショカケイフデン　寛永諸家系譜傳　三百七十二卷、寫本百八十六冊、武家諸氏の系譜傳記を記したるもの、頒別して松平氏、源和源氏、平氏、藤原氏、諸氏の五種とし、末に醫者同朋茶道の三類を添ふ、寛永十八年三代將軍家光の時幕府より命じて、大名旗下の系圖を上進せしめ、備中守太田資宗監修し、林道春其子春勝總裁、眞名本假名本の二編に作る、原文に據りて之を起草し、繁簡當を得す、亦深く究めざる者あれと、諸家の世系履歷を總括し、後人をして信據せしむるを得る好著なり(寛永諸家系譜傳)

クワンエイツウハウ　寛永通寶　江戸時代に行はれたる錢貨の一種、寛永の年鑄造し始むるを以てこの名あり、鑄造の年代に因り、或は銅或は鐵或は眞鍮にて造り、形狀圓形孔あり、其徑と重量とは各差あれど、概ね徑八分內外、重壹九分內外とす、其面に寛永通寶の文を上下左右に極印し、裏に文字なし、其貨幣も亦不同なり、類例略要集に、始めて鑄造の時は銅十貫目、錫六貫目、錫四百目の割合といひ、大日本貨幣史に、明和年間の鑄造には、百分算にて銅五十分、白味三十五分、鉛十五分なりといふ、銘文の筆者に、東山長嶺王、藤木甲斐守、佐々木志頭磨、烏丸光榮、南光坊天海などありといへど詳かならず、寛永錢の那類甚だ多し新寛永錢譜に據れば左の如し、詳しくは各條を見よ、

文字錢　島屋錢　丸屋錢
文刻去　耳白錢　萩原錢
元文佐字　安永佐字　享保佐字
七條錢　深川錢　正德佐字
元文仙字　安永仙字　佐無音錢
十字錢　浦水錢　有來錢
鳥羽錢　小字錢　難波錢
筑江錢　若山錢　享保仙字
伏見錢　宇津中島錢　寂光寺錢
勝所錢　四宮錢　藤澤錢
加島錢　押上錢　元字錢
足字錢　因幡錢　長字錢
一字錢　久字錢　千字錢
四年錢　元文亀井戸錢　秋田錢
川字錢　之呂女錢　伏見錢錢
久二錢

鹿原錢譜　寛永十三年六月、銀座役人秋田宗古に命じ、江戸芝濱手及び近江坂本に於て、新に錢座を設て、銅錢を鑄る、是を寛永通寶といふ、爾後屢々諸處に於て鑄造ありと雖も、皆寛永通寶と稱す、凡を鑄造銅錢の類去秤なれど、安政年間百文錢壹に銅錢を以て交換し、官庫に收めたる銅二十一億千四百二十四萬六千二百八拾三枚といふ、又銅小錢は、元文以來慶應三年に至るまで所鑄の額凡を六十三億三千二百六十一萬九千四百零四枚なりと云、今貨幣史に據り鑄造の年代及び其性質を示せば左の如し(貨幣論略、貨幣通考、泉寶、大日本貨幣史)

年代	性質	年代	性質
寛永十三年	銅	寛保 元年	銅
明暦 二年	銅	寛保 二年	銅
寛文 八年	銅	明和 二年	銅
元祿 四年	銅	明和 四年	鐵
元祿十二年	銅	明和 五年	眞鍮錢、銅
寶永 五年	銅	明和 六年	鐵
正德 四年	銅	明和 七年	鐵
享保十一年	銅	天明 四年	銅、鐵
享保十三年	銅	文政 四年	眞鍮錢
元文 元年	銅、鐵	天保 六年	鐵
元文 二年	銅、鐵	安政 四年	眞鍮錢 銅、鐵
元文 三年	銅、鐵		
元文 四年	銅、鐵		

クワンエイノサンポ　寛永三輔　江戸時府にて寛永時代、德川家光を輔佐し能く政事を行ひたる、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、青山伯耆守忠俊の三人を世に稱していふ、

クワンエン　寛延　桃園天皇御宇の年號、延享五年七月十三日改元、三年を經て寶曆と改む、醍醐寺文書に、聖主得賢臣、頌曰、關白寛裕之道、以延天下之英後也、とあるに據る(光藏一覽)

クワンオウ　觀應　北朝崇光天皇御宇の年號、貞和六年(南朝の興國五年)二月二十七日改元す、代始に依てなり、二年を經て文和と改む(醍醐寺文書)、莊子に、古古之君天下、無爲也、故曰、以道進之理、觀應德物之敎(面無谷)とあるに據る、文章博士菅原中介藤原朝臣行光勸申す(元祿別錄)

クワンオン　觀音　觀世音の略稱、クワンゼオンを見よ、

クワンオンク　觀音供　仁壽殿に於て、每年正月十八日に行ふ供養ないふ、同殿には觀音像二體を安置したり、東寺長者之を勤む、里內裏の時には眞言院にて修す、延喜十八年正月之を行ひし事見えたれば、是より先既にありしなるべし、神事の時には之を省せず、天德四年內裏燒失の時、佛像燒失す、應和二年六月再造之を安置す(年中行事祕抄)

クワンオン・ジ　觀音寺　山城國綴喜郡普賢寺村字上○初め息長山普賢寺と號す、醍醐眞言宗新義派○本尊釋迦佛、初め天武天皇勅して除病延命のため一宇を建立し、普賢敎寺と號す、其後聖武天皇の願に依り、僧良辨丈六大獅子像を彫刻し、之を大金堂に安置し、供僧二十口を置き、三論華嚴法相三宗傳學の道場とし、良辨附法の高足實忠を第一世とす、後屢々火災に罹り、僧慈覺大乘院頼實寶信等の白家基大に伽藍を重修す、元亨元年十一月失火の爲め一山燒亡、十一年大小法堂を再造せしも、漸々荒廢し、今僅に本堂庫裏を存するのみ、寺號觀音寺と改む(山城志、京都名所圖會、卒安道志)

クワンオン・ジ　觀音寺　醍醐山城國乙訓郡大山崎町、醍醐眞言宗新義派、金剛峰寺の所轄に屬す○本尊千手觀音、醍醐寺の所轄に屬す、寛和二年創立し、寛平法皇を以て開基とす、其後荒廢し、本尊を同町八幡宮倉南倉內保に移す、延寶九年僧以空佛閣坊舍を再建す、因て之を中興開山となす、又此地開創の時、土中より有銘の石佛を掘出す、是れ聖王の像なり、今命本寺に存す、寛文二年五月金剛著僧の號を賜ふ、後水尾法皇宸筆及び鐵門を建立し、又弟音山三字の額を賜ひ、勅願寺となる、京都要誌には、雍州府志によりて創建詳かなもす、本尊は行基山崎渡の樹を架する時、薪瓶の爲めに彫刻する所にして、俗に機懸觀音と稱する所なり、中世本倉上人之を再興すと云へり、元徳大に荒廢し、中世本倉上人之を再興すと云へり、元治の兵火に罹り、本堂を除くの外悉く燒失せしが、明治二十七年の新築にかかる(卒安道志、京都要誌)

クワンオン・ジ　觀音寺　山城國京都市下京區今熊野、泉涌寺の內北側○今熊野觀音寺と一面觀音と云ふ、三十三所の第十五番札所たり、醍醐眞言宗○本尊千手觀音、或は千手觀音像を彫刻して安置す、其後、藤原補佐加藤信房を遣營す、應仁の兵亂に悉く破壞し、今僅に一堂を存するのみ(山城名勝志、京都要誌)

クワンオン・ジ　觀音寺　觀世音寺(クワンゼオンジ)を見よ、

クワンオン・ジ・ジヤウ　觀音寺城　醍醐近江國蒲生郡老蘇荷大字清水鼻佐々木山、醍醐佐々木氏の城、起原詳かならず、六角氏世々此に居る、氏頼の時延元元年正月蒲田義貞之を陷れしが、後ち氏頼歸城し南朝諸將と戰ひて功多し、高頼に至り將軍義尙其勢威を怒り、長享元年九月自ら之を攻め來らず、將軍歸洛後高頼歸城す、將軍義稙之を沃び歸洛の後復城す、定頼の時永正十七年二月將軍義稙三好氏に逐はれ來寓し、同年五月歸洛、義賢の時永祿十一年九月織田信長義昭を奉じて之を攻め來らせ後ち城廢す(應城考)

クワンオン・ジノニフダウダイ・ジヤウダイジン　觀音寺入道太政大臣　西園寺公名(サイオンジキンナ)を見よ、

クワンオン・ジノミサザキ　觀音寺陵　後堀河天皇の御陵、山城國京都市下京區今熊野町に在り(陵墓一覽)文暦元年八月二十七日、此地に葬る、山陵志に、後鳥羽陵、在今熊野觀音寺地、按泉涌寺來迎院北、觀音寺東丘、是陵所據古鑑、當発、といへり、

クワンオン・ダウ　觀音堂　醍醐桃園郡桃園鎭倉都二階堂村○大慈觀音、或は杉本觀音とも云ふ、醍醐眞言宗古宗○本尊十一面觀音、三體ありて前立は運慶の作にて建久二年源賴朝の敬むる所とす、堂に杉本寺の額をかゝ、延享三十三觀音の第一番の札所、醍醐寺誌に、天平六年行基の創建、文治五年十一月燒失、建久二年九月賴朝再建して破壞を惜み、修理料堂料を寄す、四年九月立願の爲め賴朝參詣す、建暦二年九月實朝參詣す、延元二年十二月陸奥國司北畠顯家鎌倉を攻めし時、斯波家長相馬意胤堂內に遁れて自殺す、天正十九年堂領五石六斗餘の朱印を賜れて自殺す、

クワンオン・ジ　觀音寺　觀世音寺(クワンゼオンジ)を見よ、

クワンオン・ジ・ジヤウ　觀音寺城　醍醐近江國蒲生郡老蘇荷大字清水鼻佐々木山、醍醐佐々木氏の城、起原詳かならず、六角氏世々此に居る、氏頼の時延元元年正月蒲田義貞之を陷れしが、後ち氏頼歸城し南朝諸將と戰ひて功多し、高頼に至り將軍義尙其勢威を怒り、長享元年九月自ら之を攻め來らず、將軍歸洛後高頼歸城す、將軍義稙之を沃び歸洛の後復城す、定頼の時永正十七年二月將軍義稙三好氏に逐はれ來寓し、同年五月歸洛、義賢の時永祿十一年九月織田信長義昭を奉じて之を攻め來らせ後ち城廢す(應城考)

クワンオン・ジノニフダウダイ・ジヤウダイジン　觀音寺入道太政大臣　西園寺公名(サイオンジキンナ)を見よ、

クワンオン・ジノミサザキ　觀音寺陵　後堀河天皇の御陵、山城國京都市下京區今熊野町に在り(陵墓一覽)文暦元年八月二十七日、此地に葬る、山陵志に、後鳥羽陵、在今熊野觀音寺地、按泉涌寺來迎院北、觀音寺東丘、是陵所據古鑑、當発、といへり、

クワンオン・ダウ　觀音堂　醍醐桃園郡桃園鎭倉都二階堂村○大慈觀音、或は杉本觀音とも云ふ、醍醐眞言宗古宗○本尊十一面觀音、三體ありて前立は運慶の作にて建久二年源賴朝の敬むる所とす、堂に杉本寺の額をかゝ、延享三十三觀音の第一番の札所、醍醐寺誌に、天平六年行基の創建、文治五年十一月燒失、建久二年九月賴朝再建して破壞を惜み、修理料堂料を寄す、四年九月立願の爲め賴朝參詣す、建暦二年九月實朝參詣す、延元二年十二月陸奥國司北畠顯家鎌倉を攻めし時、斯波家長相馬意胤堂內に遁れて自殺す、天正十九年堂領五石六斗餘の朱印を賜れて自殺す、

ふ（新編相模國風土記稿）

クワンオンニジフハチブシユウ 観音二十八部衆 「ニヨウフハチブシユウ」を見よ、

クワンガク井ン 勧學院 中古の私立學校、藤原氏の子弟を教育する所（新撰姓氏録）京都左京三條の北壬生の西、山城名勝志に、土人云、勧學院荒廢之後、此地春日社領殘、而在二藪内一、或傳其傍結二草庵一住居、寛永中此地馬二洒井氏一、被二造館亭一之時、彼草庵遷二四條北大宮西一、今號二勧學院一、井春日社遷祭、爲二院鎮守一、とあり（山城名勝志）弘仁十二年十二月藤原冬嗣、一族子弟を教養せんが爲めに、始めて學校を建て勧學院と名づく、大學寮の南に在るを以て南曹と云ふ、曹とは大學寮に東西曹司ありて、菅原大江の兩家之を掌り人を教ふる所とす、帝王編年記に、天長二年、公卿補任に天長三年の條立となす、共に誤なり（新撰姓氏録）藤原氏の隆盛と共に益々盛となり、私立學校中首位たり、治承元年八月京都の大火にて焼失す、後ち藤原基實大に之を憂ひ再興す、後世藤原氏の勢地に落つるに及びて、餘に荒廢に歸せり○本院の學生の學業優等なるものには、學問料を給し、又文章博士學頭の擧により、文章得業生に補し、獻策を請ふ、藤原氏盛時には、昇進も大學生に優るの勢なりき、又藤原氏の長者の一家に大慶事卿ち攝政關白氏長者になりし時又は入内立后皇子誕生の事ある時は、院の學生練歩して拜殿を行ふ、是を氏院拜賀と云ふ、又氏院參賀勧學院歩（クワンガクキン ノ アユミ、參照）とも云ふ（新撰姓氏録）藤氏長者之を管領し、公卿の別當あり、又七餘官の内一人別當となり、春日社興福寺の事を掌る、別當の下に學頭、有官無官別當、知院事等あり（三代格、朝野群載、百練抄、帝王編年記、江次第抄、古事類苑文學部）

クワンガク井ンノアユミ 勧學院歩（新撰姓氏録）藤原氏に關する大慶事ある時、勧學院の學生練歩して拜禮を行ひ祝賀を申すを云ふ、又氏院參賀とも云ふ（新撰姓氏録）江家次第勧學院の事を云へる條に、學生參入、立二取宿廊一、付二家司一奉二見參一、次入二中門一、再拜、雜色擧レ炬、次學生被レ仰可二著座一之由、學生著二一獻（諸大夫）二獻（殿上人）三獻（公卿）學生獻二別飲一、次給レ餌云々」と見えたり（新撰姓氏録）村上天皇の天暦元年四月二十六日藤原師輔右大臣に任ぜられし時、勧學院の學生之を賀せしこと日本紀略に見えたる初見とす、此後天德四年十二月、寛仁元年八月、治安元年八月、白河天皇の永保三年二月此事ありしも、左經記小右記後二條關白記に見え、また文治二年三月十二日勧學院衆參賀せし事は楽しく玉葉に見えたり、

クワンガクエ 勧學會 天台の僧侶二十名、勧學院學生二十名集りて、春は三月、秋は九月の十五日に法華を講じ、詩文を詠作する會なり云ふ、村上天皇康保元年春三月、大内記慶保胤高覺寛尊狂言綺語の罪を亡ぼさんとて、文道先達の學徒を集め行ひしを始めとす、僧侶學生相分れて十四日は僧は法服を著け、書燈を挑げて堂の正面より東に列して、志求佛道者」の偈を誦し、俗は東帯笏を持し、堂正面の西に列して「百千萬劫難遭遇」の句を詠じ、左右より入て講す、翌十五日は僧侶は法華經を講じ金佛を修し、學生は法華經を題として詩を作りし事、委しく本朝文粹勧學會の序文に見えたり、和漢朗詠の註に、眞林寺月輪院にて行へりと云へり、

クワンガクデン 勧學田 （新撰姓氏録）中古學業勧奬の爲めに、奥州寒、勧學院及び大學寮に寄せて、學生の供給に充てたる田地なり、不輸租田とす、

クワンガク井ンノアユミ 勧學院歩（新撰姓氏録）藤原氏に關する大慶事ある時、勧學院の學生練歩して拜禮を行ひ祝賀を申すを云ふ、又氏院參賀とも云ふ（新撰姓氏録）江家次第勧學院の事を云へる條に、學生參入、立二取宿廊一、付二家司一奉二見參一、次入二中門一、再拜、雜色擧レ炬、次學生被レ仰可二著座一之由、學生著二一獻（諸大夫）二獻（殿上人）三獻（公卿）學生獻二別飲一、次給レ餌云々」と見えたり（新撰姓氏録）村上天皇の天暦元年四月二十六日藤原師輔右大臣に任ぜられし時、勧學院の學生之を賀せしこと日本紀略に見えたる初見とす、此後天德四年十二月、寛仁元年八月、治安元年八月、白河天皇の永保三年二月此事ありしも、左經記小右記後二條關白記に見え、また文治二年三月十二日勧學院衆參賀せし事は楽しく玉葉に見えたり、和漢朗詠の註に、眞

クワンガクエ 勧學會 天台の僧侶二十名、勧學院學生二十名集りて、春は三月、秋は九月の十五日に法華を講じ、詩文を詠作する會なり云ふ、村上天皇康保元年春三月、大内記慶保胤高覺寛尊狂言綺語の罪を亡ぼさんとて、文道先達の學徒を集め行ひしを始めとす、僧侶學生相分れて十四日は僧は法服を著け、書燈を挑げて堂の正面より東に列して、志求佛道者」の偈を誦し、俗は東帯笏を持し、堂正面の西に列して「百千萬劫難遭遇」の句を詠じ、左右より入て講す、翌十五日は僧侶は法華經を講じ金佛を修し、學生は法華經を題として詩を作りし事、委しく本朝文粹勧學會の序文に見えたり、和漢朗詠の註に、眞

クワンガタ 管方 雅楽の時、吹物を爲す類の俗稱、近衆抄に、管方左右、上古は東帯」と見えたり、

クワンキ 寛喜 （新撰姓氏録）後堀河天皇御字の年號、安貞三年三月五日改元、三年を經て貞永と改む（帝王編年記、後鏡書）に、右與三溫眞、寛與三寛喜一、とあり、

クワンガクケドクブン 官家功德分 寺に封戸を充て、其租物を以て官家の諸佛事を修行する費用に供せしむるをいふ、官家修行功德分といふべきの略、三代格天平寶字四年四月の勅に、官家修行諸佛事分二千戸」と見え、又延暦十四年閏七月の太政官符に、官家功德分封租事、右被二右大臣宣一�、奉レ勅件封租物、自今以後修二止準官、依例收納」とあり、

クワンケ 官家 （内官家（ウチツミヤケ）を見よ

クワンケイ 關契 軍事を以て關を過ぐる者に授くる契符、軍防令に兵を遣す二人以上なる時は契勅を須て差發す、とありて、義解に、關は契を以てし、餘國は皆勅符を頒つとあれば、只關割ある國を通過する者の爲めに設けらる○木を以て作り割て用ふ（靡遠志稿）木契を出す有横、延久九年正月十一日の三長記に、最も委しく見えたり、

クワンケゴデンキ 菅家御傳記 （新撰姓氏録）一卷、群書類從二十、經濟雜詩社本第一輯に收む、菅原道眞の系統、一生の履歴を漢文にて記したるもの、六國史、姓氏録、菅原本系帳、菅家文草、後草、公卿補任によりて編す（菅家御傳記）

クワンゲン 寛元 （新撰姓氏録）後嵯峨天皇御字の年號、仁治四年二月二十六日改元、代始に依てなり、四年を經て後深草天皇寶治と改む（帝王編年記、後鏡書）に、舞馬之際、五教在レ寛、元元以平」とあるに據る、北二位行大藏卿家式部大輔菅原朝臣爲長之を勘申す（元藪別錄）

クワンゲン 管絃 管笛と絃とを以て奏楽を爲すの通稱、管笛に卽ち吹き物にして、笛、笙、篳篥の類を云ふ、この管樂器のみにて奏樂するを原に管樂といふ、また絃器は彈き物にして、琴、琵琶の類を云ふ、この絃樂器のみにて奏樂するを絃樂といふ、稀に絃を用ふることあり、新儀式、皇太子加元服事の條に、大唐高麗舞各五四曲畢、退出、其後親王公卿各奏す、是年十一月栃木儀の管する所となり、尚任校合なる假り、私費にて保攫し明年三月に至り竣す（日本教育史資料）

る、武部大輔爲長之を勘申す（元藪別錄）

クワンキウラク 還宮樂 （（イトラク）を見よ、

クワンキラン井ンノニフダウサキノセツシヤウ 歡喜園院入道前攝政 （（ホツシ）司藤忠（タダカツ）カサカキ（ガ）を見よ、

クワンギクワウ井ン 歡喜光院 （新撰姓氏録）山城國愛宕郡（新撰姓氏録）院の森東東路の西に在り、元閑の天王社内に在りしが、元弘の亂中吉田に遷るると云ふ（地名辭書）美福門院の建立する所、永治元年二月堂舍成りて供養を行ふ、鳥羽上皇臨幸し給ふ、後に皇女八條院に傳はり、春華門院、安嘉門院等に傳はり、亀山天皇後宇多天皇等傳領し、其庄園三十餘ヶ所あり、後ち後醍醐天皇に傳はりしが、南北以後廢絶詳かならず（山城名勝志、後宇多院御領目錄）

クワンギクワウジ 歡喜光寺 （新撰姓氏録）山城國京都市新京極通中ノ町○紫台山と號す（地名辭書）時宗、六條派の本寺○本尊阿彌陀如來（地名辭書）正應四年（鎌倉郡八幡庄に創立し、善導寺と名づく、聖成を開基とす、後ち六條河原院の舊跡に移り、六條道場と稱し、又紫台山歡喜光寺と改む、天正中今の地に移る、元治元年兵火に罹り堂宇焼失し、後ち再興す○錦天滿宮は舊河原院の鎮守にして、本寺の所屬なりしが、元治元年分離せり（平安通志、京華要誌）

クワンキジ 寛喜寺 （明王院（ミヤウヲウヰキン）を見よ、

クワンギテン寺フ 歡喜天法 （名稱）歡喜天を本尊としての修法を云ふ、此法を持念供養するものは得世出世の安樂歡喜を爲す故に歡喜天と云ふ、水歡喜調和供の祈あり、使咒法經に、我有二微妙法一、世間所一希有一、樂生受持者、皆與二願滿足一、又、上品持

ノ我者、我與二人中王一、中品持ノ我者、我與二帝釋一、下品持ノ我者當貴無ノ窮也」とあり（地名辭書）谷阿闍梨皇慶始めて之を修すと云ふ、世々其門流相承す（諸法要略記）

クワンキャウ 元慶 （新撰姓氏録）陽成天皇御字の年號、貞觀十九年四月十六日改元す、代始に依てなり、又「ゲンケイ」とよむ、八年を經て光孝天皇仁和と改む（帝王編年記）此年備前國白鹿を貢し、「但馬國白蛇を獻じ、尾張國木連理あるを言ふに依て也（三代實錄）

クワンキャウ 還饗 「カヘリダチノアルウ」を見よ、

クワンキヤウジ 元慶寺 （新撰姓氏録）山城國宇治郡醍醐花山○世に花山寺ともいふ、摩德寺、東山寺等の別號あり（地名辭書）眞言宗、初め天台宗○本尊藥師佛（地名辭書）陽成天皇御降誕の時、僧遍昭新願を發し、此地に佛堂を草創し、年號に取り元慶寺と號す、元慶元年十一月勅して定額寺となし、年度三人を置く、後桜天皇遍昭の學德を重んじ、封百戸を賜ふ、寛和二年六月、花山天皇遍昭に宮殿を出で、當寺に於て脫髮落飾あり、其後屢々回祿の災に罹り衰廢し、舊觀に復せず、僅に坊舍を建立し、遍昭の像を安置し、古剥の遺跡を今日に傳へり○勝志、平安通志、京華要誌）

クワンギヨ 還御 天皇の行幸より還らせ給ふをいふ、

クワンクワウクワン 觀光館 薩佐野藩の學校（新撰姓氏録）下野國安蘇郡植野村佐野藩邸内（地名辭書）元治元年十一月、堀田正頌文武の學館を創設し、之を觀光館講藝堂と稱す、明治二年大に更革する所あり、四年七月廢藩置縣の時、薩佐野縣へ交付し授業

管絃などあり、又鞨竹ともいひ、又御遊ともいふ、管絃は朝廷の御遊及び普通の遊樂に用ふるを以てなり、又佛會にも用ふ、管絃の音樂は、通例歌曲二種、催馬楽、或は歌曲一種、樂曲四種を以て組織するものとす、歌は催馬樂朗詠の類を用ひ、樂は唐樂を用ふ、管絃を奏するには、別に定員なしといへども、概ね十二人以上を以て其員に充つ、樂器は笙、篳篥、笛の三管と、琴、琵琶の二絃(或は和琴を加へて三絃)と羯鼓、太鼓、鉦鼓の三鼓と篠拍子とを用ふ、管絃と舞樂とは、共に同曲を奏すれども、管絃は絲竹を以て主とし、舞樂は舞態を以て主とす、故に其の奏法を異にす、要するに舞樂は勇壯にして、管絃は閑雅なり、猿楽能(ガガク)舞樂(アガク)参看すべし(歌舞品目、音樂略解、如圓社誌、芝葛鏡氏說)

クワンケンキ　管見記　[illegible]無卷數十九

[illegible]西園寺家歷代の記錄を集めしもの、左大臣公衡、內大臣實衡、太政大臣公名、左大臣實通、右大臣公蔵、左大臣實宣等の諸氏を敍む、此外院號宣旨類、改元部類等あり(管見記、史籍年表)

クワンコ　官戶　王朝時代における賤民の一種、官人良民間に為して淺官せるもの、又家人奴婢主人家の人を視て生める子の戶を爲すを云ふ、又官奴婢の年六十六以上の者は官戶となり、七十六以上は良となす(令義解、賤者考)

クワンコウ　寬弘　[illegible]一條天皇御字の年號、長保六年、七月二十日改元す、天變地妖に依てなり、八年を經て三條天皇長和と改元す([illegible]末詳(元號別錄))

グワンゴウジ　元興寺　本新兩元興寺を云ふ、「ホシアヌゴウジ」、「シンゲワンゴウジ」を見よ、

グワンゴウジ　元興寺　琵琶の名器、一名切琵琶ともいふ、後冷泉院の御物中にあり、琵琶なり、もと元興寺の寶物にて、元興寺別當修理の用途に充つ、後朱雀院納殿の金を以て之を贖て東宮に獻ず、華梨に木甲なりと云ふ(拾芥抄、樂器錄、樂器考)

グワンゴウシリウ　元興寺流　三論宗の一派、智禪智止の門に道慈律師并に智光、禮光の三上足を出したが、智光、禮光二大德は傍光院を建て此宗を弘め、又深く阿彌陀佛に歸命し、極樂坊を創し、安養の依正を圖して此に安置す、所謂智光受茶羅と稱するもの是なり、智光、禮光の門に寶亮、縱寶ありて、其流元興寺に存す、故に之を元興寺流といふ、「サンロンシュウ」參看(佛教史綱、八宗綱要、十二宗綱要)

クワンゴク　管國　西海道を云ふ、西海道九國二島は太宰府の管轄に屬するを以て然り云ふ、又管內とも云ふ(名目抄、同講義)除目鈔抄に、管國今とあり、民村に大蔵藤原朝臣申受と見えたり、此外玉葉吾妻鏡等に屬々見えたり。

クワンサイ　冠者　「グワンジャ」を見よ、

クワンサウ　關西　三關以四を云ふ、關東に對して云へる詞、吾妻鏡建仁三年八月二十七日の條に、以關西三十八箇國地頭職、被奉讓含弟于權君」とあるを初見とす、三十八箇國は關東(グワントウ)の條に推定したれば就て見るべし、古狀搦の辨度の交に、關西三十三箇國と見えたり、畿內を除きて稱せしか、梘樂集には、關西は須磨の關より以西、關中とは畿內を云へども、微據疏かなざるを以て信へるを見れば、江戶時代にも近江井伊氏を關西の旗頭と云し屢し、

クワンサウ　官莊　古へ國家に功勳ある者に對し、官より租稞調庸、或は賜物を給し、或は人夫を給し、或は有司の士を遣して警衛を警せしめて行ふ莊園ないふ、其朝官の高下に依りて差等あり、現今の國葬と稱する者なり、令義解に、親王及太政大臣、散一位、治部大輔[illegible]喪葬事([illegible]也[illegible]助也)左右大臣及散二位、治部少輔[illegible]喪葬、三位以上及皇親([illegible])資土部示[illegible]制(內親王、女王、及內命婦、赤淮之)凡皇親及五位以上喪者、並給([illegible]時量給)送葬夫、凡親王及三位以上、暑月喪者([illegible]六月、七月)給、氷、凡官人從二位行、及從人所在身喪、皆給[illegible]稞欲調度、同集解に云、古記云、給[illegible]稞欲調度、謂不限高下、給之、其散從、別式(中略)京官六位以下不給[illegible]稞欲調度也、同、外官不限高卑、皆給[illegible]稞欲調度併[illegible]物、京官六位以下給[illegible]物、唯[illegible]稞欲不給、若爲其理、答、外官所以[illegible]稞欲給者、以去家懸遠、故加給耳(中略)問國史生若爲、答同京官史生、不限有位无位、皆給[illegible]稞欲調度也、とあり、

クワンサツシ　觀察使　[illegible]王朝時代五畿七道における國郡司の政績を觀察する爲めに遣はされし臨時官、職掌令條使に同じ([illegible]大同元年五月始めて六道に觀察使を置く、參議を以て之を兼ね、六月詔す、義に延曆五年四月詔す、諸國の庸調等の物、未納ありて國用を闕き、又政に怠み民を治ざる、多く朝委に乖けり、宜しく其狀迹を糾し、事に隱ひて聞すべきにより、所司宜しく綱領を作り奏聞すべしと、公卿朝臣に詔旨に依りて十六例事を上る、厥後年所を經て未だ遵行せず、今十六條を行はん爲めに量りて六道の觀察を置く、道別に一人、列官一人、主典一人、とあり、同二年四月東海道觀察使藤原葛野麻呂以下八人、各參議を停めて單に觀察使と號す、食封各二百戶、弘仁元年觀察使を罷めて參議の職に復す(官制沿革略史)

グワンサン　元三　正月元日を云ふ、三始、三朝、三元とも云ふ、年の始、月の始、日の始、即ち三始の義なり、元は始、又三朝とも云ふ、年の朝、月の朝、日の朝なり、然るに後世元日より三日迄を稱するに至れるは其本義を誤れるなり(古今泰聽稿)

クワンザンコクシ　關山國師　彗玄(エゲン)を見よ、

クワンサンボン　菅三品　菅原文時(スガワラノフミトキ)を見よ、

グワンジツノセチヱ　元日節會　[illegible]天皇紫宸殿に御して、宴を群臣百官に賜ふ朝儀を云ふ、又元日宴會とも云ふ、略して元日宴とも云ふ、節會の中の小儀に屬す、又「トヨノアカリ」とも稱したることは、讃岐の歌に、元日の宴と云ふ題にて、むつきたつけふのまとゐやもゝしきの豐のあかりの始めなるらん」とあるにて明なり[illegible]儀式は江次第以下諸書に見えたれども、公事根源抄なれば之によりて下に示す、其儀小朝拜はてぬれば、內侍の大臣陣の座につきて事を行ふ、一上にあらずして、位次の大臣ならば、內弁に候べきよしを、職事をもて被仰なり、大方よろづの公事を、一上たる人は、前をわたすまじきにや、陣のはしの座にて、藏人を以て、外任奏をもそうす、宮のふたに入たり、藏人內侍につけて奏聞す、これを御覽じて返したまふ、又諸司奏の奏は內侍所につくべきよしを奏す、古へ膳にすゝみて、奏しけるとかや、諸司奏とは七曜の御曆、氷魚、腹赤奏(奏しきことは各條に就て見よ)など內侍所につくべきよし奏す(中略)刻限に望て、御門南殿に渡御なりて、御帳の內につかせ給ふ、內侍陣座を起て、陣のうしろにて、靴をはく、是より先に、諸殿外綱につく、長樂門の東の腦なり、是ほ大內にての事なり、今の代には、便宜の處に、縫の屋を構へてつくなり、內侍宣陽殿の几子につく、其後謝座の儀有て、階を昇て堂上の几子につく、其後謝座の儀有て、階を昇て堂上の几子につく、(中略)關門を抑せて舍人二音召す、大舍人四人唯稱す、少納言に告示せば、少納言諸卿を召す、次第に外弁の上首より進みて、承明門を入て南廷に列立す、(中略)異位重行(イキヂユウギヤウ)の條を見よ)に立定て後、內弁數尹を仰す、數尹は數居なり、堂上數たる座に居よと云ふ心なるべし、群臣謝座謝酒昇殿着座す、內弁御膳を進す、下殿して是を仰す、內膳是を供す、其後やがて鳥の御膳を供す、おほよそ御膳のくさ〴〵(サンケイ)、其名はあれども、其妻いづれと分がたし、餛飩(ウドン)、餺飥、餺燭、桂心などのやうの物なり、餺飥柴餅は、目近き物なれば、誰も見及たる物にや、三獻の儀あり、一獻に國栖歌笛を奏す、(中略)二獻には御酒の勅使の儀有り、三獻に立樂各二曲を奏す、其後實命の拜など云ふ事有り、さのみはくだくしければ、記に不及云々[illegible]持統天皇四年正月朔日公卿を內裏に召して、[illegible]することあり、仁德天皇紀に宴會をトヨノアカリとよみたれば、この時の豐樂は大の大臣ならば、內弁に候べきよしを、職事をもて被仰なり、大方よろづの公事を、一上たる人は、前をわたすまじきにや、陣のはしの座にて、藏人を以て、外任奏をもそうす、宮のふたに入たり、藏人內侍につけて奏聞す、これを御覽じて返したまふ、又諸司奏の奏は內侍所につくべきよしを奏す、古へ膳にすゝみて、奏しけるとかや、諸司奏とは七曜の御曆、氷魚、腹赤奏(奏しきことは各條に就て見よ)など內侍所につくべきよし奏す(中略)刻限に望て、御門南殿に渡御なりて、御帳の內につかせ給ふ、內侍陣座を起て、陣のうしろにて、靴をはく、是より先に、諸殿外綱につく、長樂門の東の腦なり、是ほ大內にて

クワンジンサルガク　勸進猿樂　勸進を目的として興行する猿樂、即ち觀客に對し金錢の淨捨を勸進するものにして、神社佛寺の造立修繕等の費用を集むる爲めに、これを興行す、室町時代は京都四條河原、北河原、祇園廢所等に於て度々行ふ、後世の勸進能、勸進芝居、勸進相撲などと其義同じ、サルガク參看、

クワンシンジ　觀心寺　[illegible]內河國河內郡州士村大字寺元〇山號楠尾山[illegible]眞言宗[illegible]文武天皇大寶年間役小角の創立にして、觀心寺と云ふ、弘仁中空海之を再興して觀心寺と改め、之を實恵に付す、弟子眞紹實嵩の後を受く、嵯峨天皇勅して定額寺となす、淳和天皇の御代伽藍を造營し、仁明天皇承和三年山地一千五百町を賜ひ、當寺の永格となす、建武中興の時、後醍醐天皇楠水正成を奉行として金堂を再建す、是れ即ち現時の堂宇にして、明治三十一年特別保護建造物となる、金堂竣功の後正成大願主となり、三層塔を建てんとし、中ならずして、天下亂れ終に湊河に死せしなり、以て、造營は中止となり、今僅に初層のみ存す、正成建塔塔を稱して著名なり、後醍醐村上兩天皇の御信仰厚く、所領を寄する事屢々にして、正平十五年正月には、裝束の本尊愛染明王を當寺に賜ひ、金堂內に安置し、永代の勅願寺となす、又同年四月內陣常燈料に紀伊國の正稅を以て充つべきの綸旨を下し、其他當に驛舞天下泰平の祈願、天壓地異の祈に至るまで皆當寺に命じたりき、是より先き、正平十四年賊將畠山國清大舉して天野行宮を侵すや、天皇觀心寺を以て行宮とし給ひたりき、二十三年後村上天皇崩御本寺に葬り奉る、室町時代畠山氏此國の守護となりし時も、亦此寺に歸依し、屢々堂鐘以下臨時課役を免除し、寺勢の狐盛を北む、永正三年金堂の棟皮葺を瓦葺となす、天正中織田信長觀心寺七堂の寺領を減じて一郷となす、豐臣秀吉の時二十五石を寄す、慶長十八年豐臣秀頼金堂を修理す、德川氏亦僅の寺領を寄せたる

のみなりしな以て大に衰へたり、明治の初年高野山の所轄となる、今僅に塔頭中院存せり○寶物、古文書數萬通あり、後醍醐天皇以下南朝累代の綸旨、楠木正成正行等の自筆のもの少からず○觀心寺行宮、正平十四年賊將畠山國清大軍にて、天野の行宮を侵すや、天皇金剛山へ遷御すと稱し、本寺を以て行宮とす、此時塔頭總持院を以て行在所に宛て、一山四十六坊の僧徒擧て、天皇を擁護し給へり、幾干もなくして、京都亂れ北軍勢を失ひしを以て、天皇觀心寺より攝津住吉へ行幸す、其遺址今田圃に變ぜり、天皇正平二十三年攝津の行宮に崩するや、當寺に葬り奉る、御陵は金堂の後峰に在り、槍尾觀心寺と云ふ○楠木正成墓、正成の首塚と稱し、金堂の後峰、定慧廟の東の高所に在り、小形の五輪塔高四尺許なり、正成湊川に戰死するや、足利尊氏其首を河内に送る、正行中院淵覺に命じて埋めし所なりと云ふ（河内名所圖會、歷史地理「觀心寺と金剛寺と」）

クワンシンジノカリミヤ　觀心寺行宮　後村上天皇の行在所を云ふ、觀心寺（クワンシンジ）を見よ、

クワンシンジノミサザキ　觀心寺陵　檜尾陵をいふ、「ヒノチノミサザキ」を見よ、

クワンジンスマウ　勸進相撲　名義勸進を目的として興行せる相撲、卽ち觀客に對し金錢の淨捨を勸進するものにして神社佛寺の建立修繕等の費用を集むる爲これを興行す、後世轉じて木戸錢を取りて興行する物は凡て勸進と稱し、其興行元を勸進元と稱するに至る（閑窓自語）華山城國千桑寺八幡宮再建に付き正保二年六月下鴨會式の內十日が間興行す、是京都勸進相撲の初なり、大阪にては元祿五年袋原伊右衛門と云へる者、南堀江高木屋橋筋立花通にて興行せしを初めなりと傳ふ、江戸にては寛永元年明石志賀之助等上野東叡山寛永寺建立の爲、絵書數萬通あり、後醍醐天皇以下南朝累代の綸旨、楠木正成正行等の自筆のもの少からず○觀心寺行宮、正平十四年賊將畠山國清大軍にて、天野の行宮を侵すや、天皇金剛山へ遷御すと稱し、本寺を以て行宮とす、此時塔頭總持院を以て行在所に宛て、一山四十六坊の僧徒擧て、天皇を擁護し給へり、幾干もなくして、京都亂れ北軍勢を失ひしを以て、天皇觀心寺より攝津住吉へ行幸す、其遺址今田圃に變ぜり、天皇正平二十三年攝津の行宮に崩するや、當寺に葬り奉る、御陵は金堂の後峰に在り、槍尾觀心寺と云ふ○楠木正成墓、正成の首塚と稱し、金堂の後峰、定慧廟の東の高所に在り、小形の五輪塔高四尺許なり、正成湊川に戰死するや、足利尊氏其首を河內に送る、正行中院淵覺に命じて埋めし所なりと云ふ（河內名所圖會、歷史地理「觀心寺と金剛寺と」）

クワンシンジノカリミヤ　觀心寺行宮　後村上天皇の行在所を云ふ、觀心寺（クワンシンジ）を見よ、

クワンシンジノミサザキ　觀心寺陵　檜尾陵をいふ、「ヒノチノミサザキ」を見よ、

クワンジンスマウ　勸進相撲　名義勸進を目的として興行せる相撲、卽ち觀客に對し金錢の淨捨を勸進するものにして神社佛寺の建立修繕等の費用を集むる爲これを興行す、後世轉じて木戸錢を取りて興行する物は凡て勸進と稱し、其興行元を勸進元と稱するに至る（閑窓自語）華山城國千桑寺八幡宮再建に付き正保二年六月下鴨會式の內十日が間興行す、是京都勸進相撲の初なり、大阪にては元祿五年袋原伊右衛門と云へる者、南堀江高木屋橋筋立花通にて興行せしを初めなりと傳ふ、江戸にては寛永元年明石志賀之助等上野東叡山寛永寺建立の爲、絵書數萬通あり、後醍醐天皇以下南朝累代の綸旨、楠木正成正行等の自筆のもの少からず○觀心寺行宮、正平十四年賊將畠山國清大軍にて、天野の行宮を侵すや、天皇金剛山へ遷御すと稱し、本寺を以て行宮とす、此時塔頭總持院を以て行在所に宛て、一山四十六坊の僧徒擧て、天皇を擁護し給へり、幾干もなくして、京都亂れ北軍勢を失ひしを以て、天皇觀心寺より攝津住吉へ行幸す、其遺址今田圃に變ぜり、天皇正平二十三年攝津の行宮に崩するや、當寺に葬り奉る、御陵は金堂の後峰に在り、槍尾觀心寺と云ふ○楠木正成墓、正成の首塚と稱し、金堂の後峰、定慧廟の東の高所に在り、小形の五輪塔高四尺許なり、正成湊川に戰死するや、足利尊氏其首を河內に送る、正行中院淵覺に命じて埋めし所なりと云ふ（河內名所圖會、歷史地理「觀心寺と金剛寺と」）

クワンシンジノカリミヤ　觀心寺行宮　後村上天皇の行在所を云ふ、觀心寺（クワンシンジ）を見よ、

クワンジンスマウ　勸進相撲　名義勸進を目的として興行せる相撲、卽ち觀客に對し金錢の淨捨を勸進するものにして神社佛寺の建立修繕等の費用を集むる爲これを興行す、後世轉じて木戸錢を取りて興行する物は凡て勸進と稱し、其興行元を勸進元と稱するに至る（閑窓自語）華山城國千桑寺八幡宮再建に付き正保二年六月下鴨會式の內十日が間興行す、是京都勸進相撲の初なり、大阪にては元祿五年袋原伊右衛門と云へる者、南堀江高木屋橋筋立花通にて興行せしを初めなりと傳ふ、江戸にては寛永元年明石志賀之助等上野東叡山寛永寺建立の爲、絵書數萬通あり、後醍醐天皇以下南朝累代の綸旨、楠木正成正行等の自筆のもの少からず○觀心寺行宮、正平十四年賊將畠山國清大軍にて、天野の行宮を侵すや、天皇金剛山へ遷御すと稱し、本寺を以て行宮とす、此時塔頭總持院を以て行在所に宛て、一山四十六坊の僧徒擧て、天皇を擁護し給へり、幾干もなくして、京都亂れ北軍勢を失ひしを以て、天皇觀心寺より攝津住吉へ行幸す、其遺址今田圃に變ぜり、天皇正平二十三年攝津の行宮に崩するや、當寺に葬り奉る、御陵は金堂の後峰に在り、槍尾觀心寺と云ふ○楠木正成墓、正成の首塚と稱し、金堂の後峰、定慧廟の東の高所に在り、小形の五輪塔高四尺許なり、正成湊川に戰死するや、足利尊氏其首を河內に送る、正行中院淵覺に命じて埋めし所なりと云ふ（河內名所圖會、歷史地理「觀心寺と金剛寺と」）

クワンジンスマウ　勸進相撲　名義勸進を目的として興行せる相撲、卽ち觀客に對し金錢の淨捨を勸進するものにして神社佛寺の建立修繕等の費用を集むる爲これを興行す、後世轉じて木戸錢を取りて興行する物は凡て勸進と稱し、其興行元を勸進元と稱するに至る、勸進能の始めとす、次で寛正五年伊勢長谷寺再興の爲め乱河原にて散樂を催し、觀世音阿彌元重三日間勸めたり、當時世に之を天下賞翫の一端に數へしなり、其經費の莫大なりしを驚くに足る、德川家に於て勸進能を許されしことは、天正中に駿河に於て觀世與三郎、駿濠堂門前五ヶ國の勸進能を興行せしと舊記に見えたれど、其詳細は知り難し、慶長十二年二月觀世今春城內に於て興行せしを、江戸に勸進能のありし始めとなす、爾後一代勸進能を興行すること七度（德川家一代の間は慶長度を加へて八度行へり）卽ち（一）元和二年、觀世、惣進橋外に於て（二）明暦二年、觀世、惣進橋外に於て（三）寛享四年、貴生、本所に於て（四）寛延二年、觀世、惣進橋外に於て（五）宝暦二年、觀世、惣進橋外に於て（六）天保二年、觀世、幸橋外に於て（七）嘉永元年、貴生、惣進橋外に於て執り興行せり、而して興行の日數は、貞享以前は晴天四日間の定めなりしに、寛延以降は、改めて晴天十五日とせし、初日より七日目までは日割なる以て見物する町人入場すれど、武家と雖もまた入來り見物することを得たり、八日目以後は、相對見物となり、何人に依らず心次第に見物せり、常の勸進能は、寛永の頃より八重洲河岸、淺草本所、駿河臺、新大橋等に於て興行ありしこと舊記に見え、他の興行物と同一般のものなりき、見聞集に、江戸紫昌故勸進能毎月惑ることなしとあれば、盛に行はれしこと知るべし（歌舞音樂略史、江戸會詩、勸進能）

クワンジンビクニ　勸進比丘尼　歌比丘尼（カヒビクニ）を見よ、

クワンシンリウ　灌心流　神戸有鱗齋が創めたる柔術の流派○有鱗齋は天明中の人にして、淺野遊軒眞高に從つて超倒流を學び、其眞奥を研めて

遂に一派を開く（武術流祖錄）

クワンシンリウ　貫心流　宍戸司箭家俊が創めたる刀術の流派○家俊は元龜中の人にて、安藝國菊山城主なり、自ら刀術を研めて其妙旨に達し、遂に一流を開く（武術流祖錄）

クワンシヤ　官社　神祇官の神名帳に記載せられ、所年、月次、新嘗等の祭に預る神社をいふ、官幣國幣の別あり、「クワンペイシヤ」「コクヘイシヤ」の條を見よ、

クワンジヤ　冠者　元服したる人をいふ、加冠の人の義、蒲冠者範頼、木曾冠者義仲の如し、クワヂヤ、クワンヂヤ、クワヨヤともいふ、源氏物語に、くわんざの御座、ひきいれのおとゞの御座御前に在り、又もわざの君、ひとつゝところにておひいでたまひしかど云々」と見えたり、平家物語に、辻冠者ばらとあるは賤めたる調なり、「ゲンプク」を看よ、

クワンシヤウ　寛正　年號　後醍醐後花園天皇御宇の年號、後一年は後土御門天皇に係る、長祿四年十二月二十一日改元、六年を經て文正と改む（相模國孔子家語）に、外寬而內正」とあるに據る、權大納言藤原時光之を勸申す（元祿別錄）

クワンジヤウ　官掌　「クワンヤウ」を見よ、

クワンジヤウ　勸請　神佛の靈を他に移して祭るを云ふ、蓋は佛の三懺悔法の一、五悔の一、「入涅槃に臨み佛に久住を勸請する為より轉じたるなり、大藏法數に、勸請有り二、一者謂十方世界有り佛、暫「入涅槃」者、勸「請住」世利「濟衆生」、二者謂十方世界有り佛初成「正覺」者、勸「請轉」法輪「度」諸衆生」、雖「不」轉「法輪」而應「心勸請以迹」歸敬之誠」」と見えたり（佛教いろは辭典）

クワンジヤウ　願狀　願文（グワンモン）を見よ、

クワンジユ　寺獄　「クワンズ」を見よ、

クワンジユ　獄首（貫主）　寺人の頭を云ふ、又天台座主なども云ふ、又「クワンズ」とも云ふ、藏人は殿上にて第一の人、天台座主は叡山第一の人なる故に然か云ふ、孝經序に、顏回閔子騫者孔門三千弟子貫首也」と見えたり（官職要解）

クワンジユジ　勸修寺　（京都市山城國宇治郡醍醐村大字勸修寺○龜甲山と號す、カウヤヤともいへり）（眞言宗、大本山、宮門跡の一○本尊千手觀世音（醍醐山開山眞言宗、大本山、宮門跡の一○本尊千手觀世音）此の地は宇治郡大領宮道彌益の邑なり、內大臣藤原高藤其女を娶り、生む所の女胤子、宇多天皇の妃となりて、醍醐天皇を生む、昌泰三年太后胤子の御願により、承俊律師に勅して、伽藍を創立し、勸修寺と號す、延喜二年濟高僧正を以て別當とす、後には專ら長吏と號す、五年勅して定額となし給ふ、延長三年補曼陀羅灌頂法華經を供養し、贈皇太后胤子の冥福を修む、爾來朝廷の御歸依、藤氏の崇敬厚く、堂塔伽藍安壯精奥を極めたり、幾多の年月を經て、文明二年兵燹に罹り、諸堂灰燼となる、後ち再興せしが、豐臣氏の時、秀吉の心に悖り、大に寺領を減ぜられ、伏見聚城の時宮殿佛閣を排し、氷室池の名池を埋め、當寺境內を橫斷して、關東への新道を造る、茲に於て大に衰亡を損す、德川氏開國の初、家康の舊殿を賜ひ、宸殿書院を造り、延寶中假內侍所を賜ひて、本堂を造立し給ふ、共に現存せり、此外靈明殿並に茶室等あり、是親王の重修する所にして、堂宇安壯頗る淨潔なり、庭園は延喜式に載する所の栗栖野氷室池にして、園內に十五勝あり、天女峰には風神を祀り、柴仙島には水神を祭る○寛胤法親王當寺の長吏となりしより以來、代々法親王の住院する所となり、江戸幕府の時宮門跡と定めらる、二品濟親王入道親王に至り、王政維新に際し、復飾の宣を給ふ、山階宮晃親王是なり、今左に歷代を示す○什寶は則繪釋迦說法圖、仁王經眞眞經（傳弘法大師筆）あり、共に國寶となる、其他普光明藏經（傳光明皇后筆）心經（傳弘法大師筆）紺紙金字三部經十二卷（鳥羽經藏傳來）等頗る多し○勸修寺山上字鳳凰に高藤の墓あり、小野墓と云ふ、貴皇太后胤子陵は四方字大日山に在り（門跡傳、山城名勝志、京都名勝志、勸修寺長老次第）

○承俊—濟高—眞榮—遍覺—雅慶—濟信

深覺—信覺—慶覺—寬信—雅賀（長吏經歷）—成寶

聖基—道寶—勝信—道淨—信惠—教寬

寬胤—尊信—興信—道興—興胤—尊勝

教尊—恒弘—常信（仁王經）—澤覺—寶鈴—聖信

寬海—寬俊—濟深—琢孝—寬寶—濟親（長吏經歷）

慶昭—榮慶—覺岡

クワンジユ・ジウヂ　勸修寺氏　姓は藤原、名家の一、閑院冬嗣六男贈太政大臣眞門の子高藤十三代孫參議實經より出づ、實經の二男經綱、堤城と稱す、三代經顯始めて勸修寺又芝山と號す、經顯內大臣從一位となり、應安六年正月薨ず、子孫相襲さ、明治に至り華族に列せられ伯爵を授けらる（尊卑分脈、家譜、華族譜）

○經顯—經重—經豐—經成—教秀—敬顯

[命顯—尹豐—晴右—晴豐—光豐—經廣]
[經慶(公廉)—尹隆—高顯—顯道—敬明—經逸]
[其顯—經則—頼彩—經理—頼允—經雄]

クワンジユジゲ　勸修寺家　内大臣藤原高藤より出でたる諸氏なり。勸修寺、又「カヅユツ」ともいふ。高藤は冬嗣の孫にして、「眞門の子なり。嘗て勸修寺を創す、因て以て號となす。其族に吉田、甘露寺、萬里小路、清閑寺、中御門、坊城等あり、皆各條に進ぶ、欲て見るべし(尊卑分脈)

クワンジユジタダトヨ　勸修寺尹豐　[系譜]長壽院と號す、法名紹可[系譜]元亀三年閏正月内大臣に任ず、四月辭して出家す、文祿三年二月薨す、年九十二(公卿補任、大臣補任)

クワンジユジツネアキ　勸修寺經顯　[系譜]芝山前内大臣、また花山、後勸修寺と號す[事譜]應安三年三月内大臣に任じ、四年八月辭す、同六年正月五日薨す、年七十六(公卿補任、大臣補任)

クワンジユジユンダイジン　勸修寺淮大臣　勸修寺教秀(クワンジユユツリヒデ)を見よ、

クワンジユジノナイダイジン　勸修寺内大臣　藤原高藤(フヂワラノタカフヂ)を見よ、

クワンジユジノミヤ　勸修寺宮　勸修寺に住職せらるゝ門跡の宮をいふ、「クワンジユジ」參看、

クワンジユジノリヒデ　勸修寺教秀　[系譜]勸修寺淮大臣と稱す[事譜]文明三年四月權大納言となる、延德二年十月辭す、明應五年六月大臣に進ぜられ、翌年出家す、同年七月十一日薨す、年七十一、大永八年七月、天皇の外祖父たるの故を以て左大臣を贈らる(公卿補任、大臣補任)

クワンジユジハルトヨ　勸修寺晴豐　[系譜]晴雲院と號す[事譜]慶長六年正月大臣に進ぜらる、七年十二月八日薨す、年五十九、十九年十二月内大臣を贈る[事譜]時豐日記(公卿補任、大臣補任)

クワンジユジハルミギ　勸修寺晴右　[系譜]高嶺院と稱す、道號松國、法名天勅[事譜]永祿十一年九月幕府の命に遵ふを以て隱居す、官權中納言たり、翌年正月出仕、元亀四年十二月權大納言となる、天正四年六月武命に依て蟄居す、尋でまた出仕す、十二月出家、五年正月朔薨す、年五十五、十四年十二月内大臣を贈らる(公卿補任、大臣補任)

グワンジユジ　願書　願文(グワンモン)を見よ、

クワンジユジヨ　還昇　「ゲンウヨ」を見よ、

クワンジユジヨウヂヤウ　菅丞相　菅原道眞の稱、「スガハラノミチザネ」を見よ、

クワンジユジヨク　官職　官位(クワンキ)を見よ、

クワンジユジヨクナンギ　官職難儀　[系譜]光格天皇御宇の年號、天明九年正月二十五日改元、火災に依てなり、十二年を經て享和と改む[事譜]尚書註に、天下被二寬給之政一、則我民無二遠用一來」とあるに據る。

クワンジユジヨクヒセウ　官職秘抄　[系譜]

一卷、群書類從七十官職部、經濟雜誌社本第四輯に收む[系譜]神祇官太政官八省以下令外官に至る迄補任の例を述べたるもの、官職を研究するには必ず一讀すべき良書なり[系譜]爭基親、基規仕敵人狩を經て從三位兵部卿となり、嘉永元年出家す(官職秘抄、公卿補任)

クワンズ　卷數　依賴に依りて經文陀羅尼等を讀誦したる時、轉讀の數を記して願主におくりたる文書、後世は短冊方の紙に認むること、なりたり。而して此事の書類に見えたるは、朝野群載卷十六なる僧行敎の石清水八幡宮護國寺の緣起中に、爰以二年十一月廿六日、被下宣旨一、左大臣寬、奉讀行敎參二向豐前國宇佐宮一、爲二祈賞一、奉讀三大般若經一、可レ勤二仕御祈願一者、依レ有レ勅、令二事付二人々一、參候彼宮、始レ自二同三年正月一、至二于廿七日一、並廿四日夜、請二僧一百一人、奉レ修二御願一、奉讀二大般若二部、金剛般若經一萬一千六百五十卷、理趣般若經百三十六卷、光明陀羅尼七萬五千遍、誦拳、仙藏經王參數、僧名簿等、言上先畢云々」とあるをはじめとす、今其實例を覺禪抄によりて示す、

自衣觀音、御修法所
奉供
大壇供、一百五ヶ度、
護摩供、同、
請神供、十五ヶ度、
奉念
佛眼眞言、二萬三千遍、
大日眞言、一萬五百遍、
聖觀音眞言、一萬五百遍、
本尊眞言、六千三百遍、
金剛吉祥成就明、一萬五百遍、
妙吉祥破諸宿曜明、同、
成就一切明、同、
馬頭眞言、同、
一字金輪眞言、七萬三千遍、

右奉二爲　太上天皇御息災安穩增長寶壽御願圓滿一、自二九月七日一至二于今日一、豊五七箇日夜之間、率二大口伴僧一、殊致二精誠一、奉修如右、

長承元年十月十二日　阿闍梨權律師法橋上人位寬

また其短冊方に變化したるも早くよりのことにて、源平盛衰記、源氏追討使の條に「自淨衣に立烏帽子著たる老翁六人梅の枝に卷數付て、各捧げて六人の大將軍に奉る、門出よしとて弓を鳥に挾みつゝ、各卷數を披いて讀給ひけるにおもしろさ」とあるにて之を知るべし、なほ竹柳等にも付けたることあり、故に卷數一枝などい記錄中に見えたるも多し、建久三年後七日御修法日記に、其圖見えたり、左の如し、

伴僧所役人炎名杖與卷數間揮之

かく卷數はもと經文を誦したる數を記すものなりしが、後世神職の祭祀を誦して其卷數を記し、願主におくることなども爲し、また之を卷數と稱したり、栖窓自語に、加茂下上社卷數のうつしを出せり、左の如し、

御願皇大神宮
御新禱
奉帶　七座
中臣祓　十二座
三種大祓　百二十度
右奉二爲一天泰平四海靜謐、丹誠奉二祈之狀如レ件
寬政元年七月　日　禰宜奉
別雷皇大神宮　御新禱

(神道目録類聚抄所載)

取分參詣之事
賞祿圖大明神
奉修行中臣祓之事
一月七日箇日參籠之事
右奉二爲神貴體安穩御願圓滿惡靈成就一殊抽二丹誠一、所二奉祈禱一之狀如レ件
寬政元年五月　日　前神主　正三位加茂名

クワンズ

クワンセイ　貫主　「クワンシユ」を見よ、

クワンセイ　寬政　[系譜]光格天皇御宇の年號、天明九年正月二十五日改元、火災に依てなり、十二年を經て享和と改む[事譜]尚書註に、天下被二寬給之政一、則我民無二遠用一來」とあるに據る。

クワンセイ　官制　上代天照大神の天石窟に籠り給ひし時、思兼神深く謀りて、天兒屋根命を女命は神樂を奏し、大神鏡殿に還御し給へる時は、大宮賢命内に侍し、豐磐間戸神、櫛磐間戸神は外を護衛したまへり、天孫降臨の時には、五部神をして、各其職を以て天孫に陪侍せしむること、天上の儀の如くならしむ、官職の制、既に太古に基胚す、神武天皇中州を平定して、天位に卽かゞ給ひし時、天宮命天鹿鏡鉾を奉じ、天穗子命神代の故事を奏し、道臣命、大久米命は、大伴部、久米部を率ゐて宮門を守り、可美眞手命は內物部を率ゐて儀衛せり、功を論じ賞を行ふに及びては、諸國の國造縣主等を任じたまへり、是より後、制度漸く整ひ、崇仁天皇の朝始めて大連あり、成務天皇の朝始めて大臣あり、大臣は世々皇別より出で、大連は世々神別より出づ、並に臣連二姓の宗長として、遂に官職とはなりしなり、(按するに、大臣大連の稱のはやく見えたること、かくのごとしといへども、相並びて朝廷に執政たりしは、雄略天皇の朝、平群眞鳥を以て大臣に、大伴室屋を以て大連とせしに始まれり)此外つぎ〳〵の職も、皆其氏姓につきて、世々其職事に仕へたり、中臣連、齋部首は祭祀を職とし、物部連、大伴連は武事を職とし、商長首は貿易を掌り、鮑臣は船賦を掌り、屯倉首は儲米を掌り、藏部は府庫を掌り、葛公は葛絹を掌る、並に財務の職なり、吉士氏は外蕃に使して蕃客を接遇することを掌り、曰佐氏は通譯を掌るが如きは外交の職なり、田部連は田部を管し、阿曇連は海部を管し、山部公は山部を管するが如きは、山海田牧の職なり、構臣多米連は語部を掌り、水取造は水漿を掌り、酒部君は醸酒を掌り、服部造は衣服を掌り、車持公は車從を掌り、玉作連は玉を攻め、鏡作造は鏡を鑄る、其他馬飼鳥養等百般の技藝まで各其職ありて之を世襲す、其部長たるものには朝廷特に姓を賜ふ、これを伴造或は伴緒といへり、之に屬する部民甚多し、皆其長に統て王事に服す、地方に於ては、國造、縣主、稻置、村主等の職あり、いづれも世襲土着せしめて中國の藩屏とす、國造、縣主は神武天皇の時に始まり、成務天皇の時大に建置かれしが、それより後歷朝增置して、雄略天皇の朝に至るまで、國造の數一百四十四あり、其島なるは島造といふ、臣連伴造より、國造以下に至るまで、大陸墓有るにあらざれば、紀元千二

令制

京

- 神祇官
- 太政官
  - 右辨官局
    - 宮内省
      - 内匠寮
      - 主水司
      - 主殿司
      - 造酒司
      - 主膳司
      - 内掃部司
      - 正親司
      - 典藥寮
      - 大炊寮
      - 主水司
      - 大膳職
    - 大藏省
      - 織部司
    - 刑部省
      - 囚獄司
    - 兵部省
      - 主鷹司
  - 少納言局
    - 外記局
  - 左辨官局
    - 民部省
      - 主計寮
      - 主税寮
    - 治部省
      - 雅樂寮
      - 玄蕃寮
      - 諸陵寮
    - 式部省
      - 大學寮
      - 散位寮
    - 中務省
      - 中宮職
      - 大舍人寮
      - 圖書寮
      - 内藏寮
      - 縫殿寮
      - 陰陽寮
      - 内藥寮
      - 内匠寮
      - 雅樂寮
      - 玄蕃寮
      - 諸陵寮
      - 大學寮
      - 散位寮
      - 民部省
      - 主計寮
      - 主税寮
      - 治部省
      - 式部省

百年代の末に及びて、世職の弊漸く起り、貴族奮勤の人、土地人民を私して法制漸く亡るる、時しも外交漸く繁にして、國家事多く、改新の政いよ〳〵其要を見るに至るを以て、紀元一千三百五年、孝德天皇の大化元年、始めて封建の制を變じて郡縣の治とし、世襲の職を廢して八省百官を建て、國司郡領を置く、左右大臣内臣の三職、百官の長として大政を執り、以て大に朝綱を振肅す、此改革は皇太子中大兄皇子（天智天皇）と中臣連鎌足との專ら計畫せし所なり、此後時々增減ありしが、文武天皇の大寶元年に至りて、官名位號大に定まり、神祇太政の二官、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省、以下諸置諸構備はらざるなく、非違を彈奏するには彈正臺あり、軍衛には衛門府（後に左右近衛）、左右衛士府（後に左右衛門）、左右兵衛府あり、五衛府といふ、後ち治革するに及びて六衛府と稱す、閑馬兵器を掌るには左右馬寮、左右兵庫寮、内兵庫司あり、後宮の職員には、内侍司、藏司、書司、藥司、兵司、闈司、殿司、掃司、水司、膳司、酒司、縫司の十二司あり、東宮の職員には傅、學士、春宮坊あり、地方官には、左右京職、攝津職、太宰府あり、又諸國を品第して大、上、中、下とし國司郡司を置くこと各差あり、軍衛には軍團あり、以上令制の定むる所なれども後世時宜によりて時に廢置あり、其令外におくものを令外官といふ、卽ち内大臣、中納言、參議、院司、齋宮寮、齋院司、修理職、勘解由使、檢非違使、藏人所、記錄所等、地方官にては鎭守府、陸奥出羽按察使、秋田城司、征夷使、押領使、追捕使等、臨時の官には、遣唐使、班田使、問民苦使、疾苦使、檢損田使、賑給使、裝束司、次第司、園源司等これなり、而して内外諸司職掌あるなれば職事といひ職掌なきなれば散官といふ、五衛府、軍團及び諸の帶位者を武官といひ、其餘を文官といふ、在京の諸司を京官といひ、其餘をば外官といふ、又長上官番上官の差別ありて、其官に任ずるには、大納言以上、左右大辨、八省卿、五衛府督、彈正尹、太宰帥を勅任とし、其餘を奏任とす、主殿、主鞆、家令等を判任とし、舍人、史生、使部、伴部、雜戶、賣人等を式部判補とす、淳仁天皇の天平寶字二年、仲麻太保となり、大に官職を改め、太政官を乾政官とし、太政大臣を太師、左大臣を太傅、右大臣を太保、大納言を御史大夫とし、紫微中臺を坤宮官とし、中務省を禮部省とし、式部省を文部省とし、治部省を禮部省とし、民部省を仁部省とし、兵部省を武部省とし、刑部省を義部省とし、大藏省を節部省とし、宮内省を智部省と改めて、彈正臺を糺政臺とす、其他改むるもの多し、皆仲麻の首によりて唐制に擬せしなり、仲麻敗るゝに及びて、國司領家また其職を失ひ、封建の勢なくなすに及び、法王宮職を置く、名分の濫なること甚し、光仁桓武兩朝に至りて、漸く冗濫の官を省き、治否を審にして、賞罰を明にす、清和天皇の時、攝政を置き、字多天皇の時、關白の號起り、爾後遂に藤原氏の常職となりしより、三公は空名を守り、諸司百官は舊規を循守して、故事を奉行するに過ぎず、大寶の制漸く壞ぶる、地方官に至りては、權貴の家多く莊園を占有するを以て、國司の治むる所、百分の一に過ぎず、身京師に在り、代官を置きて國務を掌るなれど國司代といふ、其國司の任に赴かず、僚屬家人を遣はして事を執らしむるなれば目代といふ、武家政を執るに及びては、國司領家また其職を失ひ、封建の勢なくなす、朝廷には議奏傳奏を置き、大事は武家と合議參決して施行せしかば、これより後、朝廷の官職は令内令外を問はず、既に空名に屬せり、猶武家時代の職制は別に「ショクセイ」の條あり、參看すべし（日本制度通）今略覽に便せんが爲め官制表（首頁にあり）を錄して參考に供す、なほ詳しくは各職官の條に就きて見るべし、

クワンセイチヤウシユシヨカフ　寛政重修諸家譜　幕府編纂寫本一千五百三十五卷、今祕閣に存す（諸家主領主以下幕臣目見以上の諸家の本支系譜を詳かにしたる者、國文にて記す、寛政十二年家齊將軍の時堀田正敦に命じて、寛永以後の諸家の系圖書纖を爲さしめしが、享和三年改めて全書重修の體となし、正穀屋代弘賢以下五十餘人編輯に從事し、十四年を經て文政九年に成る、編纂の體は、姓氏條に從ひ、皇別を始めとし、神別蕃別之に次ぐ、總て分流多きを始めに置く、たとへば皇別は清和源氏を始めとし、宇多村上の源氏を列ね、平橘に及ぶ、出所詳かならざるものは神別の下に附錄せり（寛政重修諸家譜）

クワンセイノサンキシン　寛政三奇人　江戸幕府寛政の頃、仙臺の士林子平友直、上野の人高山彦九郎正之、下野の人蒲生君平秀實の三人奇行を以て知らる、世に寛政三奇人と稱す、詳しくは各條を見るべし、

クワンセイノサンスケ　寛政三助　江戸幕府寛政の頃、古賀侗庵（精里）、尾藤孝肇（二洲）、柴野彦輔（栗山）の三人幕府の儒官として名聲あり、共に助の字を有するを以て、世に並び稱して寛政三助といふ、詳しくは各條を見よ、

クワンセイレキ　寛政曆　曆の名、光格天皇寛政十年、江戸の人高橋至時、吉田秀升、山路德風、間重富等、渋川春海の曆象考成に據り、新に造りたる所のもの、其行はるゝこと四十五年間、天保壬寅に曆用ふるに至て廢む、コヨミ、參看（文藝類纂）

クワンゼオンジ　觀世音寺　筑前國筑紫郡水城村大字觀世音寺○單に觀音寺ともいふ、また清水山普門院と云ふ、臨濟宗國泰天合宗○本尊如意輪觀世音、今は奪觀世音菩薩、國泰天合宗○本尊如意輪觀世音、今は奪觀世音菩薩、國泰天皇の勅願所にして、元正天皇養老七年僧滿願を筑紫に遣はし、諸堂の造營を完成せしむ、天平十年封一千戶を寄す、十七年僧玄昉を筑紫に配し、觀世音寺を檢造す、天平勝寶元年墾田五百町を寄せ、天平寶字五年戒壇を築く、造立後四百年を經て、康平七年五月火災に罹り、講堂・法華塔四十二區の僧坊、八十四間の廻廊、寶藏鐘樓等一字も餘さず燒失す、治曆元年、時の太宰府長官藤原師長再興し、二年十一月に成る、其後また災に罹りしが、文明二年宗祇筑紫に下りし時、觀音堂戒壇院の外は諸堂塔廻廊皆跡もなく石のみぞ昔のかたみとなるせる由紀行にしるせり、寛永七年大に顚廢に歸し、元禄元年僧に小字を與し釋讃を存す○戒壇院、觀音寺四十九院の一、律院にて昔は東大寺末なり、本尊釋迦、孝謙天皇天平勝寶六年四月戒壇を設け、唐の僧鑒眞此の壇にて受戒せしを始めとす、四戒壇とも稱して三戒壇の一なり、これより鎭西九國の僧侶は皆本寺にて受戒せしむ、寛文九年崇福寺の舊本尊を修理し、戒壇堂を建つ、元禄十六年六月觀世音寺より分離して、崇福、水天等諸宗四箇寺の所屬となる（筑紫觀音風土記、同拾遺）

クワンゼオンボサツ　觀世音菩薩　佛教にて菩薩の名、略して觀音と云ふ、新譯に觀自在菩薩と云ふ、梵語に婆羅吉低舍（ボラキテイシヤラ）、觀世音と譯す）阿羅盧（アバロキ）、婆低舍婆羅（ボテイシヤバラ）、觀世自在と譯す）盧遮（ルシヤナ）、毘盧遮那（ビルシヤナ）、大日如來と譯す）阿彌陀（アミダ）、無量壽と譯す）阿羅漢（アラカン）、應供と譯す）阿羅漢（アラカン）、應供と譯す）

南海普陀落島に安住すると云ふ、當に大慈大悲を以て、一切衆生を救し、十方諸國土に身を現すと云ふ、阿彌陀如來の侍者として西方極樂界に在り、蓮跏趺坐して身は金色、左手は臍に當て、蓮花を持ち、右手は胸に當て施无畏をなす、而して六觀音、七觀音、三十三觀音の名目を立つ、左の如し（尊容抄、佛教いろは辭典）

【六觀音】大悲　大慈　師子無畏　大光普照　天人丈夫　大梵深遠

【七觀音】千手　馬頭　十一面　聖　如意輪　準胝　不空羂索

【三十三體觀音】龍頭　持經　圓光　遊戲　楊柳　施樂　魚籃　白衣　瀧見　蓮臥　瀧水　一葉　青頸　威德　延命　柔貴　岩戶　能靜　阿耨提　蓮衣　瓔珞　多羅尊　給鋼　六時　普悲　馬郎婦　合掌　一如　不二　持蓮　二　瀧水

クワンゼンクワウ弁ンサキノウダイジン　觀善光院前右大臣　中院通躬（ナカノヰンミチミ）を見よ、

クワンセンジ　官宣旨　太政官よりその被官の諸司、又は寺社等に下せる公文書にして、太政官符と、太政官牒との代用を爲すものを云ふ、起源は平安朝の中葉より行はれしものなるべし、官符は其被官に限りて下せるもの、官牒はその被官なちざる寺社等に渡せるものにして、共に諸印等の手續を要する公文書なるを以て、平安朝に於て輕重なる宣旨の一體を生じ、公文書の制壞るゝに及び、符牒の二者を合せて新に生じたるもの、卽ち官宣旨なる所のもの、其行はるゝこと四十五年間、天保壬寅

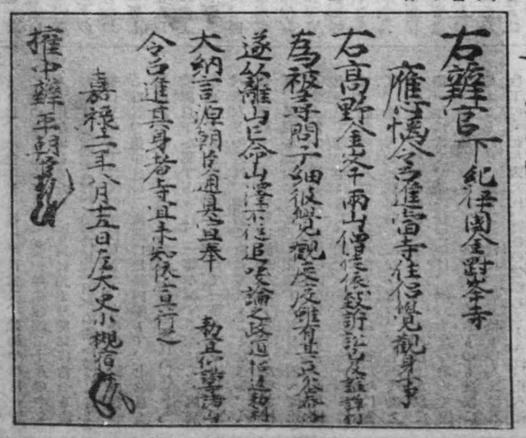

り、然れども請印等の手續を要する儀式的、若しくは大事の場合には、官符官職を出したり、四宮記には、大臣宣し、官草したるものを小宣旨、辨官より在京の諸司に下したるものを小宣旨、(大宣旨に比し、事件の小にして大臣宣を要せざるものにして、大宣旨に對せる稱)辨官より諸國に下したるものを國宣旨と云へど、或る時代を限りたる一時の稱呼に過ぎざるなり、宣宣旨は初に左辨官とあると、右辨官とあるものとの區別あり、もとは左辨官は中務、式部、治部、民部の四省を管し、右大辨は兵部、刑部、大藏、宮內の四省を管したりしが、後には左辨官は吉事に、右辨官は專ら流罪叛逆等の凶事に關せるものゝみに下し、且つ左右辨官を混同したるものもあり、卽ち初に左辨官下とありて、終には右辨官右大史の奉じたるもの、又初に右辨官下とありて、終には左辨官左大史の奉じたるものあり、雜符(ヘフ)宣旨(センジ)參照すべし(黑板博士說)

クワンダイ　貫代　江戸時代、石代の事なり、石代納(ヘコクダイナフ)を見よ、

クワンタウ　官當　王朝時代有位の者が刑に觸れたる場合に、官位勳等を以て罪を贖はしめ、其刑を減するの法なり、官當の法は、私罪を犯すときは、四品以上、三位以上、勳二等以上は、各一官を以て徒三年に、四位、五位、及び勳三等以下六等以上は、二年に、六位以下八位以上、及び勳七等以下十二等以上は、一年に當つ、又公罪を犯すときは、私罪に各々一年を加ふ、卽ち五位以上、及び勳六等以上を以て徒三年に、六位以下八位以上、及び勳七等以下十二等以上を以て二年に當つ、官位勳位の二官あるときは、先づ官位を以て當て、次に勳位を以て當つ、官位は每階一官とす、卽ち正從上下を各一官として計ふ、勳位は正從を各一官とす、例へば勳一等は正三位相當にて一官なり、勳二等は從三位相當にて一官なるが如し、又行幸は各本位を以て當て、其上に見任の職事官を解く、例へば、從五位下の人、正六位上相當なる大內記に任ぜられたる行の如きは、若し徒二年中の私罪を犯すとき、請減一等しても猶ほ徒二年に當れり、其時は本階の從五位を以て二年に當て、大內記の官を解くなり、又正六位上の人從五位下相當なる侍從に任ぜられたる時、卽ち守の場合には、若し徒二年の私罪を犯すときは、例減一等して殘れる徒一年中の內、一年は本位の六位を以て當て、半年の分は徒一年の贖銅二十斤の半なる十斤を納めて贖ひ、侍從の官を解くなり、凡て官當は、官位勳位を以て徒に當てゝ、現任の職事を解く、又贖銅のみを納めて、官位勳位を留め置くことを聽さぬ法なれば、先づ官位勳位を以て罪に當てゝ、其餘罪を贖銅を出して贖ふなり、若し官位勳位を以て罪に當てたる外に、仍ほ餘剩の徒罪あると、官當を棄きたりと雖も、更に法を犯して未だ科斷を經ざるものとは、歷任の降所不至の位記を以て當つることを聽す、降所不至とは、例へば從五位下に叙する法なれば、從五位下以下不至とも云ふなり)又官當は罪輕くして其罪を贖さゝる時と、官少くして其罪を贖さゝる時と、官位を以て徒に當てゝ、現任の職事を解くとの法あり、罪輕くして其官を贖さずとは、五位以上は私罪徒二年に當つべきに、私罪徒二年を犯すときは、請減一等すれど餘徒一年半なり、卽ち罪輕くして五位以上の官位を贖さず、其時は官位を留めて、徒一年半の贖銅三十斤を收むるなり、官少くして其罪を贖さずとは、八位の人が私罪の徒一年半を犯すときは、八位を以て徒一年に當て、餘罪半年は一官に當つるに足らざれば、徒一年の贖銅二十斤の半なる十斤を收むるなり、官當は元より徒罪に當つる法なれば、流刑の爲には別に比徒四年の法を設けたり、徒は三年までにて四年はなきを、官を以て流に當つる時は、遠中近の三流共に比徒四年とす、七位以上及び勳十等以上は、議減、請減、例減の別はあれども、流罪以下を犯すときは、一等を減する法にて、(流刑を減するときは、三流を併せて一等とする法なり)、八逮などの外は、流刑に處せらゝことなきを、八位及び勳十二等十二等は流刑を減することを得ざれば、三流を徒四年に比して官當するなり、例へば正八位上勳十二等の人、私罪の流を犯すとき、正八位上を以て徒一年に當て、勳十一等を以て徒一年に當て、歷任の正八位下と從八位上とを以て徒二年に當のみにて、歷任の位記なきときは、正八位上を以て徒一年に當て、餘の徒三年は、銅六十斤を收めて贖ふ、除名免官の中にて、其罪特に重きものも此法に從ふことあり、此官當の法は、從五位下の人は從五位下の位記を毀たれ、歷任の位記あるときは、正六位上の位記を留め、正六位下となり、菲年卽ち三百六十日を經て、免位に一等を降して正六位上となる、若し官位の外に勳位ありて、官當に用ひざるときは、勳位は留むることを得るなり、又官を用ひて棄したるものは、其叙法免官と同じく、三年の後免位に二等を降して叙す(古事類苑法律部)

クワンタウ　官稻　大寶の調、田租の官に納まりたるを官稻といふ、而して(一)大稅(又大租)とも、正稅とも云ふ、出擧して利を取り、經常の費用

とす(二)租穀(穀にて納め、永く貯へ置きて水旱荒凶の備に充つ)(三)雜稻(雜用臨時の費用に充てん爲めに別に備へ置くなり)の三種に分つ、桓武天皇延曆十八年、官稻をば、正稅、公廨、雜稻の三に分つことゝなり、永く定制となれり、其處分は左表の如し、猶詳しくは、各條參看すべし(日本財政史)

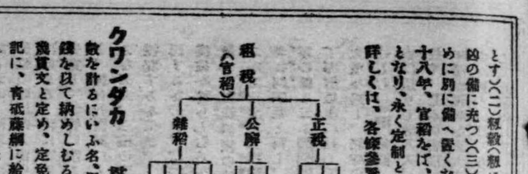

クワンダカ　貫高　鎌倉幕府以後、所領の田畝を計るにいふ名、田地の收納を米納にせずして、價錢を以て納めしむるに因る、卽ち幾町幾段の價、幾十幾貫文と定め、定免にして之を收むるを云ふ、太平記に、青砥藤綱に給したる荘園三萬貫、相模入道高時の領地二十八萬七千貫等あるの類なり(田制篇)田圃類說に、鎌倉將軍家の末、京都の將軍家の初より、田地に貫といふ事始りて、知行、領地など、直に此貫高を用ゐて、東國、西國、四國、一統行はれし事なり、其後關東にて永高といふ事始りしが、世上にて此貫高と同一の事と思ふは誤りなり、といひ、田制篇に、此の收納錢高、作物の豐凶、米價の高低によりて多少の損益あれども、大概、幾貫の田地、幾貫の所領と稱せしなり、加之時世の變遷土地の遠近に關しても自ら差異あれど、幾貫の所領は幾町幾段の田地にて、近世農石に當ること定め難し、町段の數に、分錢高を記したる書類を參考するに、一貫文島地一段半に當るあり、田地二段に當るあり、或は三段に、或は四段半、或は五段又五段半に當るあり、て、各地の收納錢高同じからず、又貫高を以て石高に引合せたる諸稅を參考するに一貫文五斗に當るあり、一石に當るあり、或は二石、或は二石五斗、或は二石七斗七升餘、或は四石、或は四石四斗餘、或は五石、或は五石五斗、或は十石、或は十五石餘、或は二十石、或は百石に當るあり、今分錢一貫の段數を平均して五段とすれば、一段の分錢は二百文なり、まて田畠一段の米價を平均一貫文とし、其內より分錢二百文を除き、一石の收稅を十とすれば、一段一石の收稅なり、一石すとすれば、二公八民の收稅に當る、卽ち貫高一貫の田地は、平均五段にして、石高にすれば五石なり、云々と云ひ、幕府縣治要略に、貫は遙用錢の貫文にあらず、軍役を田園に課せし條例にして、卽ち六貫一疋と云ひ、田園千坪を一貫とし、六千坪六貫の地より、軍役一騎を勤めしむるの法に起因せるものなりと云ふ」と見えたり、

クワンチ　寬治　堀河天皇御宇の年號、應德四年四月七日改元、代始に依てなり、七年を經て嘉保と改む(關東編年記、濃以寬治ゝ民而除ニ其虐ことあるに據る、左大辨大江匡房之を勘申す(國朝年號譜)

クワンチ井ン　觀智院　(京都)(東寺)山城國下京區柳原町(京都)(東寺)眞言宗、別格本寺となす(京都)(東寺)後宇多法皇の創建、僧泉實を以て開祖とす、延慶元年法皇西院遷御の時、他寺の僧は、其寺門に退轉せしめ、東寺に於て純粹成立の僧を留め、更に二十一箇別院を建立し、各院に配して住持を定む、此時當寺を觀智院と號し、鎮三鬼の果實を住持となす、果實研修事相の淵源を究め、密乘の軌範を傳ふ、著書頗る多く、且典籍經藏に充つ、第二世賢寶寺教の學を專にし、特に廣澤の一流を嗣傳す、師實遠紬として五百餘年間斷なく、本堂庫院は創建已來祝融の災なし、住持は東寺の別當職を兼攝し、宗祖將來の靈寶を管領す、東寺第一の塔頭なり、德川家康天下を定め、遺書を歸來するに及び、本寺の書籍を重んじ、觀智院は一宗の勸學院なり、彼の經藏の諸聖教無類本最大切なり、後學の用に供す可しと命ぜしことあり(平安通志)

クワンチノセンジマス　寬治宣旨桝　宣旨桝の一種、堀河天皇寬治中に定められたる斗、升法の桝を云ふ、測背に、寬治宣旨曰、升、方四寸、深二寸、積三十二寸云々、云方四寸者、長廣各一寸者有ゝ四、四々面得十六、以深二寸、累之得三十二寸、問曰方六面各一寸、其積有二千分、故一升積三萬二千分也、斗、寬治宣旨云、斗方一尺、深三寸二分、積三百二十寸云々、方一尺、是長廣十寸也、呼二十々百、得二百寸、以二深三十寸二分、呼之、得三百二十寸、爲二斗積也、斛、寬治宣旨云、斛、方二尺、深八寸、積三千二百寸、爲二斛積、云々、問、方二尺、二尺爲二二百分、長廣二百、呼二二百二四、得二四萬分、以深八寸、(八十分也)呼二四八百二、爲二三千二百寸、若以分言之、三百二十萬分、一斛積也、若欲二半斛斗者、口徑各一尺六寸、底方四寸、深一尺六寸、是爲二五斗量也、とあり、以て其容積大小を知るべしとマス、參看、

クワンチャウ　灌頂　樂曲の絕曲の名、密家祕法の名なりしを、そなかりて、樂曲至極の絕曲をいふ、卽ち萬秋樂なりと、此曲大曲にありされど大曲に準ずるを以て此名ありといふ、一說に、寬序を以

て灌頂と爲せり。安倍季尚說を爲していふ、萬秋樂を灌頂と爲すは、もと天竺樂にして佛說に起したる曲を以て此を名づくと、また國風歌いはく、古は、四曲の大曲（蘇合、萬秋樂、皇帝、國亂旋）を稱傳授して灌頂と爲せり、然るに皇帝、國亂旋の二曲は譜傳はりて其傳斷絕す、故に萬秋樂を以て灌頂と爲し、諸曲の至極と爲すと（樂家錄）

クワンチヤウ　灌頂　密教語佛道に行ふ法にて、香水を人の頂に灌ぐ儀を云ふ、受戒或は修道時造の時にあり、又結緣の時にもあり、之を結緣灌頂と云ふ。灌頂とは梵語アビセカの譯、天竺の國王師位の時に四大海の水を以て頂に灌き祝意を表するに始まる。灌は諸佛の大悲、頂は上の義、菩薩等覺究竟して妙覺に進る時、諸佛大悲の水を以て、頂に灌ぎ、師自行圓滿にして佛果を證する事を得せしめ給ふを云ふ、三種の灌頂あり（一）摩頂灌頂は諸佛摩頂授記するを云ひ、（二）授記灌頂は諸佛言語を以て授記するを云ひ、（三）放光灌頂は諸佛放光して其人に得益を被らしむるを云ふ、我國眞言宗にては此法に倣ひて密法傳授の時に頂を設けて灌頂の式を行ふ、之を傳法灌頂又授職灌頂と云ふ、此の灌頂を受けし者は阿闍梨と稱し、人に向て灌頂するを得、之を灌頂の師と云ふ。地藏菩薩根武天皇延曆二十四年九月丁卯僧最澄に勅して、濟濟峰高雄道場において、都會大壇を起し、諸寺の智行兼備ろ僧を撰び、灌頂を受しむ。道澄、修圓、勤操、正能、延秀、廣圓等同じく此事に預りし者八人、小野朝臣峰守勅を奉て法事を檢校す、是本朝密宮灌の始なりといふ、仁明天皇承和三年灌頂道場を東大寺に置き、十年春秋二季結緣の灌頂を修し、一年春灌頂を修するに至る（傳法灌頂記、眞文雜記、佛教いろは辭典）

クワンチヤウジヤ　官廳地　史（シ）を見よ、明治時代、官省使廳司府縣の本廳及び確定せる支廳裁判所海陸軍本營分營等の地所をいふ、此地は、地券なき其地方官より其省使へ交付し、府縣廳の分は、其坪數を本廳の帳簿に記載す、地租は、出すに及ばずと雖も、區入費は、各地方適宜出金の方法を設くべきなり、明治六年三月制定す、翌年十一月改正して官有地の第二種、官用地と合併せしむ（太政本租視志、法令全書）

クワンチヤウノシ　灌頂師　灌頂の時の阿闍梨を云ふ（クワンチヤウ）を見よ、

クワンチヤザン　菅茶山　「スガチヤザン」を見よ、

クワンティ　官底　辭祇官及び太政官を云ふ、底は正字通に、文蔗曰、底、宗敏案春明退朝錄公案文書處、中書謂之草、樞密院謂之底、三司謂之檢、檢府有、樞朝官底二卷、御眞明中書政院書也、とあり、蓋は安書の寄なるを、我國にては一轉して文書を納め置く所を云ひ、終に專ら官司の事に用ふるに至る、此他八省を省底、諸祭を祭底、諸司を司底と云ふも同じ、三代格貞觀十年六月二十八日の太政官符に、祭日諸社祝部等、理須入祭之廣會、集官底、各請幣帛、云々、とあるは、神祇官を指し、本朝文粹延喜十年四月二十八日の三善清行意見封事の中に、又勘籍解文惣二通進官、其一通留官底、一通加外題、即下式部省、省進季荷之日、與官底解文勘合、とあるは太政官を云へるの類なり、又後請印云々、とあるは太政官を云へるの類なり、又山槐記仁安二年四月二十三日條に、冠良藤年始政始于今年解意、藏底後進之基也、符宣抄に、公變朝臣參入局底、可行、例務、又清方朝臣參入局底云々、又灌頂記、眞文雜記、佛教いろは辭典）

クワンチヤウジヤ　官長者　史（シ）を見よ、

クワンチヤウチ　官地　明治時代、官省使廳司府縣の本廳及び確定せる支廳裁判所海陸軍本營分營等の地所をいふ、此地は、地券なき其地方官より其省使へ交付し、府縣廳の分は、其坪數を本廳の帳簿に記載す、地租は、出すに及ばずと雖も、區入費は、各地方適宜出金の方法を設くべきなり、明治六年三月制定す、翌年十一月改正して官有地の第二種、官用地と合併せしむ（太政本租視志、法令全書）

クワンチヤウノシ　灌頂師　灌頂の時の阿闍梨を云ふ（クワンチヤウ）を見よ、

クワンチヤザン　菅茶山　「スガチヤザン」を見よ、

クワンティ　官底　辭祇官及び太政官を云ふ、底は正字通に、文蔗曰、底、宗敏案春明退朝錄公案文書處、中書謂之草、樞密院謂之底、三司謂之檢、檢府有、樞朝官底二卷、御眞明中書政院書也、とあり、蓋は安書の寄なるを、我國にては一轉して文書を納め置く所を云ひ、終に專ら官司の事に用ふるに至る、此他八省を省底、諸祭を祭底、諸司を司底と云ふも同じ、三代格貞觀十年六月二十八日の太政官符に、祭日諸社祝部等、理須入祭之廣會、集官底、各請幣帛、云々、とあるは、神祇官を指し、本朝文粹延喜十年四月二十八日の三善清行意見封事の中に、又勘籍解文惣二通進官、其一通留官底、一通加外題、即下式部省、省進季荷之日、與官底解文勘合、とあるは太政官を云へるの類なり、又後請印云々、とあるは太政官を云へるの類なり、又山槐記仁安二年四月二十三日條に、冠良藤年始政始于今年解意、藏底後進之基也、符宣抄に、公變朝臣參入局底、可行、例務、又清方朝臣參入局底云々、又灌頂記、眞文雜記、佛教いろは辭典）

クワンデン（官田）　密教語俄御に充つる田地をいふ、御稻田にて、昔の屯田に倣し、後世の墓御料の類なり、不輸租田とす、之を宮內省或民間司に於て營種すれども、皆人に付して飼らし、地子地價等を納めしめて公用に充つるなり（國語辭典）大寶令制定の時、大和攝津に各官田三十町、河內、山背に各二十町を置き、每二町に中一頭を配し、其牛は專々良上の一戶に一頭を養ほしめ、爲に雜徭を免す、官田ありて丁を役すべき地は、每年宮內省より來年種うべき所の稻の色目と町段の多少とに準じ、功を料り官に申して之を支配し、その上役すべき日は役月の閑要に準じて國司より差配す、而して宮內省より雜任を差してその事を掌らしむ、之を田司といふ、國司は每年その人を替ふ、年終に宮內省收藏の多少を校量し考に附けて褒貶す、延喜式に、弘仁五年二月、官田の營造は當時の長官一人をして主當して御ることを爲さしむ、町別に稻五百束と定む、陽成天皇元慶三年十二月、藤原冬緒の奏請に從ひ、山城國に八百町、大和國に一千二百町、河內國に八百町、和泉國に四百町、攝津國に八百町、合せて四千町を割きて官田を置く、延喜の時、官田山城國二十町（宮內省營八町、國營十二町）、大和國十六町（省營九町、國營七町）、河內國十八町（省營八町、國營十町）、和泉國二町（國營）、攝津國三十町（省營十五町、國營十五町）とし、其營種料の稻は、町別に百五十束（和泉國四百束）と爲す、宮內省にて營するを國司にて營するとあり、官田の地子は耕種人をして勢に依りて證として納めしむ、また官田を割きて諸司の要劇料、番上の料に充て三宮の宮主戶座等の月料に給せしことあり、其後變遷詳かならず、鎌倉の時、御料所なるものの出て來れるは、これが變遷せるものなるべし、屯田（トンデン）皇室御領（クワウシツゴリヤウ）を見よ（令集解、三代格、延喜式、田制篇、大日本租稅志）

グワンテン　願轉　私年號、推古天皇九年に相當し、凡四年間擅據す（逸年號考）

クワント　官途　室町時代の詞、官を云ふ、但し諸國受領は官途受領と云ふ、此官途の事を司る官途奉行と云ふ、「クワントブギヤウ」參看（眞文雜記）

クワントウ　關東　密教語三關以東の諸國を指して云ふ、後世には三關以東を指す場合と、坂東を流用して關東と稱する場合との廣狹の二義に用ひらる、又鎌倉時代には鎌倉幕府又は將軍を指して關東と云ひ、室町時代には關東管領を指し、江戶時代には江戶幕府又は將軍を指して關東と云へり（地名辭書）始め詳かならず天武紀及び萬葉集を案ずるに、天武天皇の時には、多く東國と稱して、關東の名目なきを見れば、恐くはこの後起りしものならん、續紀天平十二年十月己卯の條に、朕縁有所意、今月之末暫往三關東云々、壬午行幸伊勢國、とあるは關東の名の見えし初めにして、關東の名が三關以東を指すことを知るべし、蓋し此の時都は大和に在りしを以て、東海道へは、伊勢鈴鹿關を、東山道へは美濃不破關を、北陸道へは愛發關を越えて入りしなり、（後世愛發關を廢して近江逢坂を加ふ、彌三關）また見る、吾妻鏡建仁三年八月二十七日の條に、將軍家御不例絳篤急之間、有三御願、補沙汰、只三關西三十八箇國地頭職、被本、況、奈弟子補君、只三關東二十八箇國地頭職、被守護職、被、充三御長子一幡君、とあるも三關以東なり、安藤圓擧に五畿內に東海東山道を加へ、諸國を指して三關と稱する場合、坂東を指して關東と稱する場合、又坂東を關東と稱する場合、又坂東を關東と稱する場合、又坂東を

曆元年被御付之記云々と見えたり、山陰道三ヶ國を加へし理由詳かならざれども、早に日本全國を兩分して、東西の名稱を用ひしものか、地方凡例錄、內藤耻叟氏の德川臨政大意、安政紀事等によれば、參河以西を上方とし、遠江駿河以東を關東と稱したり、之を要するに、關東は法令によりて、定めたるものにあらざるを以て、初めは專ら三國以東を限りて稱せしが、後には關東二十八國內の一部分、卽ち坂東八國、或は十國を稱し、或は遠江以東を稱し、或は箱根以東を稱して云へるにて、必ずしも一定したるものにあらざるべし、續「アヅマ」「ヤハントウ」參看すべし、

クワントウグンダイ　關東郡代　職制部　江戸幕府の職名、關東に於ける德川領地の事を管す、勘定奉行の下、吟味役の上に班す、伊奈氏の世職にして家臣の中に奉行、手代、下手代等の役員あり、地方凡例錄　德川家康關東入國の時、伊奈氏をして關東の事を掌らしむ、爾後世襲せしが寬政四年伊奈氏罪を以て職を奪はれて後、勘定奉行をして兼ねしめ、又代官をして分治せしむ、續「アンダイ」を見よ（官制沿革略史）

クワントウクワンリヤウ　關東管領　職制部　室町幕府の職名、關東の事を總轄す、職制部評定衆、引付頭人、引付衆、政所執事、問注所執事、侍所所司、越訴奉行、評定奉行、御所奉行、陣奉行、社家奉行、鶴岡總奉行、諸律奉行、箱根奉行、檢物使、造營奉行、御的奉行、燒飯奉行等の稱、舊記に顯る、其職置の年紀、著名なるは各條に揭ぐ　地方凡例　建武二年、北條時行亂を鎌倉に起す、足利尊氏に詔してこれを討たしむ、尊氏征夷將軍となりて、關東八箇國の將士を管領せんと請ふ、管領は許され、將軍の任は勳功に依るべしと命ぜらる、時行敗するに及び、自ら征夷將軍東國の管領と署し、有功を褒賞す、幕朝の意に依り、府治を開置す、是關東管領の始めなり　關東管領考　なして管領せしむ、尊氏叛するに及び、新田義貞の奏により、尊良親王を東國の管領として下向せしむ、軍敗れて京に還る、直義亦上京するに及び、尊氏の長子義詮を以て東國を鎭ぜしむ、又管領と稱す、義詮、上杉民部大輔憲顯を以て鎌倉の執事とす、貞和五年、義詮歸京す、尊氏次子基氏を以てこれに代ふ、上杉憲顯、高師冬を執事とす、基氏より氏綱、滿兼、持氏の三代を經て、世々鎌倉の主師たり、威權將軍に亞ぎ、幕府に擬して諸職を置く、此時に至り、執事上杉氏、常に管領の稱を用ふ、爰に於て主師を御所と稱し、又ほ公方と云ふ、持氏亡びて後、子成氏以來、只公方の名稱を存して、下總の古河に在り、管領は、貞治中より、上杉氏世襲す、憲顯の家を山內氏と云ひ、憲藤の兄の子憲藤の家を、犬懸氏と云ふ、應永中、犬懸氏亡び、山內氏獨職を襲ふ、爾へて憲政に至り、北條氏の爲めに逐られ、越後に出奔し、長尾景虎に依る、景虎請うて義子と爲り、關東管領職を襲ひ、諸將を敵ぐ者なし（武家名目抄、官制沿革略史）

クワントウザイカタガカリ　關東在方　職制部　江戸幕府の職名、安房、上總、下總、常陸、掛、職制部江戸時代、所在の地方開墾、牧場、其他一切の事を管掌せしむ、高二千石の職にして、組頭、留役等に屬す、河津伊豆守なる以て之に充つ（官制沿革略史）

クワントウジフハチダンリン　關東十八檀林　江戸時代、關東に於ける淨土宗十八箇寺の檀林なり、江戸名所圖會に、十八檀林は、武蔵國、常陸、下總、上總、安房、常陸の八箇國に、伊豆、甲斐、出羽、陸奥の四箇國を加へたる、十二箇國なり（地方凡例錄）

クワントウトリシマリヂヤク　關東取

常野等に存在し、阿彌陀佛六八本願の中第十八願を以て最勝とするに因み、德川氏の稱號松平氏の姓の字、木公に從ひ命名に別つときは十八公なり、依て是を彌陀の十八願にかたどり、精舍十八區を建て、永く檀權林として多く英才を育し、法運無窮の誅を設け、子孫の永く安からんことを祈り、守護し奉る旨を爽する爲に作るといふ、といへり、其寺院の名左の如し（和漢三才圖會）

寺名	所在地	寺名	所在地
光明寺	相模鎌倉	大善寺	武蔵淺山
傳通院	武蔵江戸	大巖寺	下總生實
增上寺	同	弘經寺	下總結城
靈巖寺	同	弘經寺	下總飯沼
新知恩寺	同	東漸寺	下總小金
靈山寺	同	大光院	上野新田
勝願寺	武蔵鴻巣	善導寺	上野館林
淨國寺	武蔵岩槻	常福寺	常陸瓜連
蓮馨寺	武蔵川越	大念寺	常陸江戸崎

クワントウジフロクトシン　關東十六渡津　江戸時代、關東筋に在る左の十六箇所の渡場なり、

白井渡　馬橋　五料　一本木
葛和田　川俣　古河　房川
大船渡　境　七里ヶ瀨　神崎
府川　小見川　杉戸　市川

クワントウスヂ　關東筋　江戸時代、館定、所にて關東筋と唱へ、武蔵、相模、上野、下野、上總、下總、安房、常陸の八箇國に、伊豆、甲斐、出羽、陸奥の四箇國を加へたる、十二箇國をいふ（地方凡例錄）

クワントウハツシヤウ　關東八將　室町幕府の時、關東の豪族小山、里見、佐竹、小田、結城、宇都宮、那須の八家を云ふ、小山は上野に、里見は安房に、佐竹、小田は常陸に、結城は下總に、宇都宮、那須は下野に在りて、古河の足利成氏を翼戴せり、

クワントウバンヤク　關東番役　鎌倉大番役（カマクラオホバンヤク）を見よ、

クワントウヒヤウヂヤウデン　關東評定傳　職制部　一卷、群書類從四十九、補任部、經濟雜書社本第三輯に收む　關東評定傳　嘉祿元年北條泰時以來、弘安七年北條時宗に至る迄、每年の條下に鎌倉幕府の執權評定衆及び引付衆等の補任を記したるもの　職制部　未詳（關東評定傳）

クワントウヘイランキ　關東兵亂記　文藝部　四卷、群書類從三百八十四、合戰部、經濟雜誌社本第十三輯に收む、又相州兵亂記ともいふ　文藝部　上卷は關東公方の由來、持氏憲實不和の事より、後北條氏勃興の事跡を載せ、太田道灌後の事を記したるものなり、一は關東公方の由來、持氏憲實不和の事、二は兩上杉氏の不和及び後北條氏早雲の勃興の事、三は後北條氏滅亡の事、小弓御所義明と合戰する事、四は氏康の永祿四年に至る迄關東の騷亂を記したり　文藝部　未詳（關東兵亂記）

クワントク　寬德　職制部　後朱雀天皇御宇の年號、長久五年十一月二十四日改元、疾早疾疫に依て改り、二年を經て後冷泉天皇永承と改む　職制部　後漢書に、上下敬忻、人懷寬德とあるに據る、文章博士平定親朝臣之を勘申す（元祿別錄）

クワントクダウ　觀德堂　大內裏雅樂院九堂の一、次の南堂ともいふ、雅樂院の東方、顯陽堂の南、南面門を隔てゝ在り、長さ十九間、東西各五間所の石階あり、明義堂と相對す、射禮及び節會の時、六位已下の座となす（拾芥抄、儀式、大內裡圖考證）

クワントス井キヨシヤウ　官途推擧狀　武家の任官申狀を云ふ、今左に後醍醐天皇正平十一年北畠顯信官途推擧狀（陸中南部行義所藏）を示せば、其一斑を知るべし、

所被擧申也
申　陸奥守
大炊助源信光
（花押）（顯信）

正平十一年十一月十九日

クワントブギヤウ　官途奉行　職制部　幕府の將士の任官叙爵の事を掌る、幕府の將士の任官は慣例にて其職に備はらず、幕府より執奏し、成功錢を收めて拜任す、拜位も又執奏に依る　職制部　源平盛衰記、平家物語、太平記、義經記、源平盛衰記、吾妻鏡、建武年中行事、建武式目、建武以來追加、建武以來諸法度、建武以來年代記、建武以來年中行事、建武以來年中行事、建武以來年中行事

する職人を云ふ、此職は節毎にヤットコセと囃す故此名あり）等の名目をつくるに至れり、維新前迄は此職市中を徘徊せしも、明治に至りて全く絶えたり（職者考、嬉遊笑覽、江戸繁昌記）

クワンヌノツカサ　官奴司　官職　ミヤツコノツカサ、と訓す。宮内省の官にして官戸奴婢の名籍及び口分田の事を掌る。正一人正六位上、佐部十人、直丁一人（令集解）

クワンノリウ　官奏　太政官にて諸國の田の損亡したる所々を目錄にして、其地の租稅の三分二を減ぜんことを奏請する儀式なり。又不堪佃田奏と稱す。不堪佃田とは作るに堪へざる荒廢田を云ふ。第一度は八月三十日以前諸國より損田の坪付帳を進め、九月一日大弁に申し、五日大臣に申し、七日坪付帳解文を上奏す。勅して諸卿をして年來の言上數に依て勘申せしむ。第二度は諸卿の勘申を奏す。是を不堪佃田並奏或は略して不堪荒奏と云ふ。勅して諸卿をして定め申さしむ。第三度は奏聞の後、日を定めて左大臣以下諸卿著陣して解文を召して議定す。是を不堪定と云ふ。是の決議を上奏す。是を不堪佃田和奏或は略して不堪和奏と云ふ。勅して使を遣して停めて三分の二を免す。仍て勅により諸國に施行し租稅を減免するなり。後世は二度となり、不堪解文を勘申するを不堪荒奏と云ひ、議定を奏するを不堪和奏と云ふ。猶委しき事は西宮記、江次第を見よ（西宮記、江次第、年中行事抄、公事根源）

クワンノチヤウ　官廳　太政官廳を云ふ、「ダイヤウヤクワン」を見よ、

クワンノマツリゴト　官政　外記廳の政を云ふ、西宮記七月の條に、一日有官官政。此日上宣著官請政（二省並に紫宸殿外記皇嘉人所二職人所給二出詔勅次第云々）とあり。

クワンバイ　勸盃　人に酒を飲ますことを云ふ、「クンバイ」と訓みならはせり、同條を見よ、

クワンバウヅエ　冠帽圖會　一卷、故實叢書に收む。故實叢書に收む冠帽圖會は冠實冠遣冠以下烏帽子等三十六冠帽の圖會なり。文化三年二月松岡辰方の著、其子行義の跋あり。天保十一年六月の出版なり（冠帽圖會）

クワンバウノイン　關防印　表書の右肩に押す印を云ふ、條記、條印、長印、長條印とも書す。引首と云ふは本なり、其形多くは長方形、此事何の爲めなるや詳かならず、一說には表紙のとき紙面を區劃する爲なりとも云ふ、今假印今引首印條に、「本邦の人此引首を關防と云ふ、是は關所切手の機を印と見えたり、引首の義には少しも當らざる也、然るに此引首近代用ふる所、多くは條印なる故、その形によりて條記と云より云出せし事にや、若し條記と計云へば、長印と云ふことも聞ゆべけれども、關防と計云ては一向わけなき事也、條印は古制にも有事なれども曾姓名の正式也云云と見えた、五經題に、其非二掌印一而給者謂之關防、印方而關防長、以此爲別耳、菖原詩話に曰く、關防とは姦を防ぐと謂ふ義にて、大家の詩文、或は名家の全幅なることを證せんが爲めに、首に之を押す也、故に關防の印は、自己の手蹟に押すべきものに非ず、然れども近世之を押すの意は、必しも姦を防ぐに勝らず、只だ順初を證むる爲めなり」と見えたり。

クワンバク　關白　天子を補佐して、百官を總べて、萬機の政を行ふ、天下の萬機を關り白すの義、卽ち一切の奏文を天聽に供する前に、此に關白するなり、漢書宣帝紀に諸事皆先關白光、顏師古曰、關白者以事告之、謂言之於後奏御也、とあるより出づ、多くは大臣を以て之に補す、中には大臣の職を去て後補せらるゝもあり、凡て此職に昇れば、特に一座の宣旨を蒙り、官左右大臣と雖も、太政大臣の上に座す、稱て一座又は一人又は一人と稱し、一ノ所とも稱す、禁中にては殿と稱し、殿盛は之を尊びて殿下と稱す、殿上關白とも云ふ、前關白を太閤及び關閤と稱す、またアグカリマツリゴトとも訓す。

[illegible]三代實錄に光孝天皇元慶八年六月五日、太政大臣藤原基經に下されし勅語に、自今日、官廳事及諸大臣藤原政頌行先、入御三候勅、出納百官、總之奏聞、必先關白、然後奏聞、諸事皆如舊、とあり、

[illegible]天皇仁和三年十一月二十一日基經に下されし詔に、萬機巨細、百官總己、皆關白於太政大臣、然後奏下、一如舊事、とあるは、關白の名の始めとす、朱雀天皇天慶四年藤原忠平攝政を辭す、後に還して萬機巨細皆忠平に關白し、然る後奏下すること仁和の故事の如くせしむ、爾來職名となれり。冷泉天皇の朝に實頼、圓融天皇の朝に兼通關白となり、爾來、頼忠、道隆、道兼、相次で關白となり、道長以降は、其子孫のみ相傳へて藤氏世襲し、一座の宣旨、內覽の宣旨、准后宣下、氏長者、隨身兵仗など賜ふ例となり、萬機攝關の權內に歸し、天皇幼主なれば摂政、幼主ならざる時は關白となり、太政大臣、左右大臣は只三位を守るのみ、

後三條天皇の朝、政を親らし給ひ、敎通は只關白の稱あるのみにして、その權昔日の如くならず、次で白河上皇院政を執り給ふに及び、攝政、關白、只その名のみとなり、後ち政權武門に歸し、皇威再び振はざるも、公卿の驕惰尙ほ此一家に存したり、鎌倉時代の中葉、近衛、九條、二條、一條、鷹司の五家に分立し、爾後代る〳〵攝政關白となる、後陽成天皇の朝豐臣秀吉秀次父子關白となる、此後他氏の關白となりしものなく五攝家互に關白となり、明治維新まで傳ふ、今歷代關白となりたる者を示せば左表の如し（西宮記、政事要略、公卿補任、職原抄、百寮訓要抄、職官志）表中を印あるは、攝政に轉ぜし記錄なり、

天皇	姓名	補任日	辭職日
宇多	藤原基經	仁和三年十一月	寬平三年三月
桑雲	同	忠平	天慶四年二月
村上	同	實頼	康保四年六月
冷泉	同	兼通	安和二年八月
圓融	同	天禄三年十月	貞元二年十月
華山	同	頼忠	貞元二年十月
一條	同	道隆	寬和二年五月
一條	同	正暦五年二月	正暦五年六月
一條	同	道兼	長德元年四月
後一條	同	道隆	同元年八月
後朱雀	同	頼通	寬仁三年三月
後冷泉	同	教通	治暦四年十六
後三條	同	敎通	承保三年二月
白河	同	師實	應德三年十八月
堀河	同	師實	寬治四年三月
堀河	同	師通	嘉保元年九月
島羽	同	忠實	長治二年三月
島羽	同	忠通	保安三年正月
崇德	同	忠通	久安六年三月
近衛	同	忠通	保元元年八月
後白河	近衛	基實	保元元年八月
二條	藤原	基房	承安三年三月
高倉	藤原	基房	治承三年十月
安德	近衛	基通	寿永元年十月
後鳥羽	同	忠通	保安三年正月
後鳥羽	九條	兼實	建久元年十月
土御門	近衛	家實	建永元年三月
順德	近衛	家實	承久三年四月
後堀河	九條	道家	安貞二年三月
後堀河	九條	教實	寬喜三年正月
四條	近衛	家經	仁治三年三月
後堀河	九條	教實	寬喜三年正月
四條	近衛	家經	仁治三年三月
四條	一條	實經	寬元四年六月
後嵯峨	二條	良實	寬元四年六月
後嵯峨	一條	實經	文永二年四月
後深草	鷹司	冬平	弘長元年二月
後宇多	近衛	基平	弘安元年三月
龜山	近衛	基平	文永五年三月
龜山	鷹司	基忠	文永十年十月
龜山	九條	忠家	文永十年十月
後宇多	二條	師忠	正應元年正月
後宇多	二條	師忠	弘安元年八月
後宇多	二條	師忠	正應元年正月
後伏見	近衛	家基	正應元年正月
後伏見	九條	忠教	永仁元年二月
後伏見	二條	兼基	正安三年三月
後二條	九條	師教	嘉元元年十二
後伏見	鷹司	冬平	嘉元元年十二
後醍醐	鷹司	冬平	正和四年九月
花園	近衛	家平	正和元年十二
花園	二條	道平	正和四年九月
後醍醐	二條	道平	嘉暦二年二月
花園	一條	內經	文保元年三月
後醍醐	九條	房實	元亨元年三月
後醍醐	近衛	經忠	元德三年九月
後醍醐	近衛	經忠	建武元年八月
後醍醐	鷹司	冬教	延元四年八月
後醍醐	近衛	基嗣	建武四年六月
後醍醐	一條	經通	暦應元年六月
後醍醐	近衛	基嗣	建武四年六月
光明	九條	道教	康永元年九月
光明	九條	道教	康永元年十月
光明	鷹司	師平	康永元年十月
光明	鷹司	冬通	貞和三年九月
崇光	二條	良基	貞和三年九月
崇光	二條	良基	貞治六年八月
後光嚴	九條	經教	延文三年三月
後光嚴	近衛	道嗣	康安元年十月
後光嚴	鷹司	冬通	貞治六年八月
後光嚴	二條	師良	應安三年十月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月
後光嚴	二條	師良	永和元年三月

後圓融　九條忠基　永和元年十二月
後圓融　二條師嗣　康暦元年八月　嘉慶二年十二月
後小松　一條經嗣　永德三年十一月　應永元年十一月　應永六年十月　應永十年十一月　應永十七年十二月
後小松　近衛忠嗣　應永十年四月
後小松　二條持基　應永十年三月
後小松　九條滿教　應永十年三月
稱光　二條持基　應永十年三月　永享元年三月
後花園　近衛房嗣　文安三年十一月
後花園　一條兼良　文安四年六月　應仁元年三月
後土御門　一條兼良　應仁元年三月　享德三年四月
後花園　二條持基　康正元年六月　寛正四年三月
後花園　慶司房平　享德三年七月
後土御門　一條教房　長祿三年三月
後土御門　二條政嗣　文明三年八月
後土御門　九條政基　文明八年三月
後土御門　近衛政家　文明十二年
後土御門　慶司政平　文明十三年三月
後土御門　九條政忠　長享元年三月
後土御門　一條冬良　長享三年八月　明應六年四月
後土御門　近衛尚通　明應三年四月
後柏原　二條尚基　明應六年八月　永正七年七月
後土御門　二條尚基　明應六年八月
後柏原　九條尚經　文龜元年六月

後柏原　慶司政輔　永正十八年九月
後柏原　二條尹房　永正十年四月　天文三年十月
後奈良　近衛稙家　大永四年四月　天文四年十一月
後奈良　九條稙通　天文三年三月
後奈良　慶司忠冬　天文十二年六月
後奈良　一條房通　天文十四年二月
後奈良　二條晴良　天文十七年七月　永禄十年十二月
後奈良　一條兼冬　天文廿三年三月
後奈良　近衛前久　天文廿三年三月
正親町　九條稙孝　天正元年三月　慶長元年十二月
後陽成　一條内基　天正九年四月
正親町　二條昭實　天正十三年二月　天正十五年九月
後陽成　豐臣秀吉　天正十五年七月
正親町　豐臣秀次　天正十九年三月
後陽成　近衛信尹　慶長十年七月
後陽成　慶司信房　慶長十年十二月
後陽成　九條忠栄　慶長十三年六月　慶長十五年十二月
後水尾　慶司信尚　慶長十七年七月
後水尾　近衛信尋　元和元年八月
後水尾　一條教忠　寛永六年八月　慶安四年九月
後水尾　正保四年七月
後光明　近衛尚嗣　慶安四年十二月
後光明　二條光平　承應三年九月　寛文三年六月
後西院　慶司輔熙　寛文八年六月
靈元　一條冬經　天和三年閏八月　元禄三年七月
東山　近衛基熙　元禄三年七月
東山　慶司兼熙　元禄十年七月
東山　近衛家熙　寶永四年十月
中御門　九條輔實　享保元年十二月
中御門　二條綱平　享保七年三月
中御門　近衛家久　享保十一年二月
櫻町　二條吉忠　元文元年八月
櫻町　一條兼香　元文元年八月
桃園　一條道香　延享元年十二月
桃園　近衛内前　寶暦三年六月　安永元年八月
後桃園　九條尚實　安永元年八月　天明元年二月
後桃園　慶司輔平　天明元年二月
後桃園　一條輕良　寛政元年八月
後桃園　慶司政熙　寛政七年二月
後桃園　一條忠良　文化十二年六月
後桃園　慶司政通　文政六年二月
後桃園　九條尚實　文政六年二月
後桃園　二條治孝　文政六年二月
後桃園　慶司輔熙　文久三年閏五

必尾神社　大山咋命
中津島姫命　山城葛野郡松尾町
平野神社　今木神、久度神、古開神、比賣神　同　表笠町
稲荷神社　倉稲魂神、猿田彦神、大宮女神　同紀伊郡深草村稲荷
賀茂別雷神社　別雷神　同愛宕郡上鴨村
賀茂御祖神社　玉依姫命　賀茂建角身命　同　下鴨村
平安神宮　桓武天皇　同京都岡崎町
大神神社　倭大物主命　鄂邑玉神　大和磯城郡三輪町
大和神社　倭大國魂神、御年神、八千戈神　同山邊郡朝和村新泉
石上神宮　布都御魂剱　同同丹波市町
春日神社　鹿御賀神、齋主神、天兒屋根命、比賣神　同奈良市奈良町
廣瀬神社　若宇迦賣神　同廣瀬郡河合村川合
龍田神社　天御柱神　國御柱神　同生駒郡三郷村立野
丹生川上神社　高龗神、闇龗神、罔象神、五十鈴媛命　同吉野郡南芳野村丹生
櫻原神宮　神武天皇　同高市郡白橿村畝火
吉野宮　後醍醐天皇　同吉野郡吉野山
牧岡神社　天兒屋根命、健雷命　河内中河内郡牧岡村
大鳥神社　大鳥連祖神　和泉泉北郡鳳村大鳥
住吉神社　表筒男神、中筒男神、底筒男神、息長帶姫命　摂津住吉郡住吉村
生國魂神社　生島神、足島神　同住吉郡西高津村
廣田神社　撞賢木厳之御魂神、天照向津姫命　同武庫郡大社村廣田

熱田神宮　草薙神劍　尾張愛知郡熱田町
淺間神社　木花咲耶姫命　駿河富士郡大宮町
三島神社　玉櫛入彦命之主神　伊豆田方郡三島町
氷川神社　素盞嗚命、大己貴命、稲田姫命　武蔵北足立郡大宮町高鼻
安房神社　天太玉命　安房安房郡神戸村大神宮
香取神宮　齋主命　下總香取郡香取町
鹿島神宮　健雷神　常陸鹿島郡鹿島町
日吉神社　大山咋神　近江滋賀郡坂本村
建部神社　日本武尊　同栗太郡瀬田村神領
氣比神宮　神功皇后外六神　越前敦賀郡敦賀町
出雲大社　大國主命　出雲能義郡杵築東村杵築
日前神宮　日前大神　紀伊海草郡名草村秋月
國懸神宮　國懸大神　同　同　同
伊弉諾神社　伊弉諾尊　淡路津名郡多賀村
香椎宮　神功皇后　筑前糟屋郡香椎村
宗像神社　多紀理姫命、市杵島姫命、多岐都姫命　同宗像郡田島及大島村沖島
宇佐神宮　誉田別尊、比賣神、大帶姫命　豐前宇佐郡宇佐町
宮崎宮　神武天皇　日向宮崎郡大宮村下北方
鵜戸神宮　鵜葺草葺不合尊　同日向郡鵜戸村宮浦
鹿兒島神宮　彦火々出見命　大隅姶良郡西國分村

鶴島神宮　彦火瓊々杵尊　薩摩揖東郡山崎村開口
札幌神社　大國魂神、大己貴神、少彦名神　石狩札幌郡圓山村
齋藤神社　大國魂神、大己貴神、少彦名神、能久親王　奈河美濃北國内

【官幣中社】

八坂神社　素盞嗚尊、稲田姫、八柱御子神　山城京都市祇園町
白峰宮　崇徳、淳仁兩天皇　同同飛鳥井町
梅宮神社　酒解神、大若子神、小若子神、酒解子神　同葛野郡梅津村
貴船神社　闇神　同愛宕郡鞍馬村貴船
大原野神社　健御雷神、齋主神、天兒屋根神、比賣神　同乙訓郡大原野村
吉田神社　同上　同京都市吉田町
北野神社　菅原道眞　同同馬喰町
赤間神宮　後鳥羽、土御門、順德三天皇　長門豊浦郡赤間關
住田神社　雅女尊　同神戸市下山手通
長田神社　事代主神　同同長田
井伊谷宮　宗良親王　遠江引佐郡井伊谷村
鎌倉宮　護良親王　相模鎌倉郡鎌倉町二階堂
日枝神社　大山咋神　武蔵東京市麹町區永田町
金鑽神社　天照大神、素盞嗚尊　同兒玉郡青柳村二ノ宮
多賀神社　伊弉諾尊、伊弉冊尊　近江犬上郡多賀村
諏訪神社　健御名方宮命、八坂刀賣命　信濃諏訪中洲村及下諏訪町

月山神社　月讀命　羽前東田川郡立谷澤及泉村

金崎宮　尊良親王、恒良親王　越前敦賀郡敦賀町
御神社　底、中、上津綿津見命　摂津明石郡櫛水村四垂水
赤間宮　安德天皇　長門下關市阿彌陀寺町
靈山神社　彦五瀬命　紀伊海草郡三田村和田
篤胤宮　應神天皇　筑前糟屋郡箱崎村
大宰府神社　菅原道眞　同筑紫郡大宰府町
英彦山神社　忍骨命　豐前田川郡彦山村
阿蘇神社　健磐龍命　肥後阿蘇郡宮地村
八代宮　懷良親王　同八代郡八代町

【官幣小社】

大國魂神社　武藏大國魂神　武藏北多摩郡府中町
籠門神社　玉依姫　筑前筑紫郡太宰府及御笠村
波上宮　速玉男神、伊弉冊神、事解男神　琉球那覇若狭町村

【別格官幣社】

豐國神社　豐臣秀吉　山城京都市下京區茶屋町
建勳神社　織田信長　同愛宕郡大宮村東紫竹大門
護王神社　和氣清麿　同京都市上京區櫻鶴圓町
梨木神社　三條實萬　同同上京區染殿町
談山神社　藤原鎌足　大和十市郡多武峰村
四條畷神社　楠木正行　河内北河内郡甲可村南野
湊川神社　楠木正成　摂津神戸市兵庫多聞通

阿部野神社　北畠親房、顯家　摂津東成郡住吉村
結城神社　結城宗廣　伊勢津市藤方村
東照宮　德川家康　駿河安倍郡久能村
靖國神社　維新前後殉國者　武藏東京市麹町區富士見町
小御門神社　藤原師賢　下總香取郡小御門村名古屋
常磐神社　德川光圀、齊昭　常陸水戸市常磐
東照宮　德川家康　下野上都賀郡日光町
唐澤山神社　藤原秀郷　同安蘇郡田沼町栃木
靈山神社　北畠親房、顯家、顯信、守親　岩代伊達郡靈山村大石
上杉神社　上杉謙信　羽前米澤市
藤島神社　新田義貞　越前福井市足羽山
足山神社　前田利家　加賀金澤市
名和神社　名和長年　伯耆西伯郡名和村
豐榮神社　毛利元就　周防吉敷郡上宇野令村
蒲池神社　蒲池武時　肥後菊池郡隈府村
照國神社　島津齊彬　薩摩鹿兒島市山下町

クワンベイダイジングウ　官幣大神宮

宇佐神宮へ調進の官幣を暫く納置く所をいふ。豐前國京都郡草場に在り、官幣を此の宮に納め置くは、田河郡採銅所村なる長光寺に歸送する慣の成るを待つ間とす、斯くて鏡を官幣大神と稱して、勅使の持ち來れる幣帛に添へ、宇佐神宮へ調進し給ふといふ

クワンポ　寛保

元文六年二月二十七日改元、三年を經て延享と改む

出典　園語に、寛所三以保。本也、註云、本位也、寛則得レ衆」とあるに據る。菅原長香勘申す（改元定記）

クワンム　官務

在大臣を云ふ、サダイシ」を見よ、

クワンムテンワウ　桓武天皇

名は山部、日本根子皇珍天皇又は柏原天皇とも稱す

出典　光仁天皇の皇太子他戸親王を廢するや、藤原百川の推擧によりて皇太子となり、天應元年四月踐を受けて位に即く、天皇深く夷狄の叛伏常なきを憂ひ、之を討平するの志あり、延曆四年紀古佐美を征東大使として討たしめしも功なかりしかば、更に十六年坂上田村麿を以て征夷大將軍と爲して之に當はしむ、田村麿勇略にして智略あり、能く其任を完し、蝦夷の地悉く王化に服し、東陸之よりして靜かなるを得たり、天皇また平城の地の規模小にして大帝都たるに適せざるを以て、其地を索めて都を移さんと欲し、一時山城國乙訓郡長岡に定め給ひしも、延曆十二年に至り同國葛野郡宇太村の地を相して新都を經營し、翌年都を移す、平安城といふ、これを當來一千有餘年間の帝都たりし今の京都と爲す、在位二十五年、年號を立つること一、延曆二十五年三月十七日崩ず、壽七十、山城國紀伊郡柏原の陵に葬る（大日本史）

クワンムヘイシ　桓武平氏

皇別、所謂一ならず、桓武天皇の皇子葛原親王、萬多親王、賀陽親王、仲野親王等より出づ（一）葛原親王の嗣最も盛たり、葛原親王二子高棟王、高見王を生む、淳和天皇天

長二年高棟王平朝臣を賜はり左京に貫す、其子惟範中納言、醍醐天皇の時延喜式の撰者たり、子孫多く朝官となり、其後齋安居院、四條院、平松、長谷、交野、石井氏となる、高見王の子高望王、字多天皇の寛平元年平朝臣を賜ふ、六子良望、良將、良兼、良繁、良文、良茂を生む、諸子相繼で上總下總常陸等の介録、鎮守府將軍となる、是より其族國郡に蕃滋す、其最も著しき者は大掾、城、北條、三浦、鎌倉、千葉、上總、畠山、土肥、野與、村山の諸氏となす、良望一名國香、常陸大掾となり、良將の子將門に殺さる、良望の子貞盛、將門を討て之を斬る、功を以て鎮守府將軍となる、平氏の興るは是より始まる、貞盛維衡を生み、維衡正度を生み、正度正衡を生む、正衡の子正盛、堀河天皇の時勅を承けて源義親を討つ、正盛の子忠盛鳥羽天皇の寵遇を受け、始めて内昇殿を聽さる、是より先、平氏世々外官に任じ、朝に顯れず、其族多く伊賀伊勢の間に居る、世に稱して伊勢平氏となす、忠盛の子清盛に至り、時變に際會し、寿永の亂其族盡に滅ぶ、而して清盛の長子内大臣重盛の後、俞存する者あり、はじめ重盛、維盛資盛の二子を生む、維盛左近衛中將たり、四海敗軍の役過れて紀伊熊野に至り、竊り海に投じて死するとなし、匿れて辛滝山中に居る、子孫土人と爲り、小松氏、色川氏を冒す、資盛曾て父の遜ふ所となり、伊勢に屏居し盛國を生み、後ち京師に還り親實を生む、源頼朝特に盛國を宥めて北條氏の臣となす、盛國の二子を實忠盛綱といふ、實忠左近衛將監伊勢國谷邑を食む、關氏と稱し、子孫足利氏に仕ふ、門葉頗る盛なり、其族龜山、神戸、峯、國府、鹿伏苑等の氏あり、盛綱長崎氏を稱し、世世北條氏の執事となる、親實母に從ひ近江の津田に匿る、後ち藤俞繼田神社縁宣氏の養ふ所と爲り、職を繼ぐ、其裔津田繼田の二氏あり(二)萬多親王の子世、基世、家世、益世、是世、經世、尚世、行世の諸王、並に平朝臣を賜ふ、正行王は文章を好み、繁れて鷺馬を愛す、侍從正四位下に至り、仁明天皇の寵遇を蒙ふ、雄風王人となり、沈毅寛裕、進退閑雅、學を好み鷺馬に習ふ、文德天皇に親任せらる、子定相王有相王また平姓を賜ふ、(三)賀陽親王、利基王を生む、利基學を好み史籍に涉る、承和の末年文章生となり、後ち侍從從四位上下野權守たり、男潔行王元慶年中平姓を賜ふ(四)仲野親王の長子を茂世王といふ、從四位上彈正大弼大宰大貳等を經て刑部卿に任ず、子好風真文並に父の請により平姓を賜ふ(尊卑分脈、氏族志)

○桓武天皇——葛原親王——平高棟——惟範

時望——真材——親信——行義——範國——經方

知信——時信——時忠

信範——信基——親輔——範輔

時高——時仲

仲兼——仲高——行高——行兼

行時——時盛——知高——時基——時兼——時顯

時長——時常——時慶——時直

時廣

忠廉

時真

○高見王——平高望——國香——貞盛——維衡

正度——正衡——正盛——忠盛——清盛

——重盛——維盛——妙覺

——資盛——盛國——親實

——宗盛——清宗

——資盛——盛國——親實

——基盛——清宗

——知盛——知章——制盛

——重衡——知忠——知宗

——知度——盛義

○仲野親王——茂世王——平好風——定文

——經盛——敦盛

——忠度——忠行

兼時

時經——保盛

クワンモツ　官物

クワンモン　願文

「グワンブツ」を見よ、佛事を營む時に施主の願意を述べたる敬白文を云ふ、又願書、願狀とも云ふ、後には神佛に起請し願を立つる時、新願の旨を記するものを云ふ、是を新願文と云ふ、左に實例を示す、又起請文に願を込めたるあり、キシヤウモン」參考、

陽成院四十九日御願文（本朝文粹所載）

右去九月廿九日、認出冷泉之寶宮、永謹眞知之導界、七七御忌已當今朝、仍於圓覺道場、奉供養佛經、佛則在世之時、蓮眼早發、經是昇霞之後、金文新成、我尼靈陸下、拋塵願而遇慶、比高乘於殿閣、落靈鷲而入道、尋三明於方丘、姑射山之上、逢八十年之春風、功德林之中、迎四八相之秋月、百年尊儀、送桑世界十善之主、計其寶算、釋迦如來一年之兄、翔大般若經一部六百卷、金剛般若經三百卷、赤縄之區名、無作灰燼、無相之月早歇、願寂滅之經、有爲之悲雖深、不待稱揚之期、今日遺恨、只在此事、縄墨之悲嘉雲、奉飾聖靈、千官衆從、本是請天之愛子、九品微笑、今則三界之慈親、定知食、憐愍明之覺花、豈敢往、還煩惱之火宅、功德之餘、普及、遠近、敬白、

天暦三年十一月十八日　別當前大納言源朝臣
敬光朝臣

尊氏願文（益田文書）

この世は夢のごとくに候、尊氏にたう心たはせ給ひ候て、後生たすけさせをはしまし候べく候、猶々とくとくせいしたく候たう心たはせ給候べく候、今生のくわほうにかへて、後生たすけさせ給候べく候、今生のくわほうなんば直義にたはせ給候て直義あんなんにまもらせ給候べく候、

建武三年八月十七日　尊氏（花押）

清水寺

クワンヨウチ　官用地

明治時代、官省使寮司府縣一時の用に供する地をいふ、此地は、其本縣より所轄の官省使寮司へ地券を交付し、府縣に屬するものは、其坪數を本縣、の機關に記載し、地租免入費は總て法の如く出すべし、若し地租を免さゞるものは官廳地の部に加ふべしといふ、明治六年三月之を制定し、翌年十一月官有地の第二種に屬せしむ（大日本租稅志、法令全書）

クワンラク　歓樂

武家にて戚饗の時病氣と云ふ事を忌憚して稱する忌詞、聖子をアリソミといふと同く其裏ないふなり、吾妻鏡、嘉禎二年丙申正月小一日已未晴、塙飯（相州御沙汰）今日不レ被レ上御願、依二歓樂一無二出御一之故也云々」と見ゆ、又曾じて戚饗の時ならずとも殿中にては此語を用ふるに至れり、殿中申次記に、依二歓樂一不參の時者、發日以二請文狀一可レ稱レ申レ之云々」とあり、なほ殿中日々記寛正六年正月十四日の條にも、殿中御一獻（如二例餝校數盃例侯）入レ夜松御座松囃能在レ之、昨夜被二聞申一、御方々御例侯、其外管領始御例侯、並御供衆如二例年一、御例侯、但一色式部少輔殿細川右馬頭殿此兩所無二其儀一、依二歓樂一歟云々」と見えたり（貞丈雜記）

クワンリウ　願流

松林左馬助が創めたる銀術の流派○左馬助は常陸國島の人にして功より銀術を好み、自ら錄習して其妙を得、遂に一派を開く、初め伊奈半十郎忠治に仕へ、後ち伊達忠宗に仕ふ、難波（武藤小傳、武術流風錄）

敬白

三願事

一天下太平萬民太地可奉無深

一行年高野山千典經宗事

一爲當山佛法紹隆興奉願可奉

田地事

右条々天部證之時不思議之收行

建元元年十二月廿九日　天子

クワンリャウ　管領

幕府の職名、將軍を輔佐し、内外の機務を總ぶ、諫倉幕府の執權の如し、故に始めは執事と稱す、管領とは統轄の義、もとは正しき職名にあらず、一所の長官の稱にて有しなり、故に鎌倉の世、執權の家柴を擔し、足利の世の始、引付頭人を指しても稱せるを見て、一時の稱呼たりしを知るべし、執事高上杉の聖なるも、稱には管領と稱せしことの見えたるも、猶全くの職名にはあらず、斯波義將より以來、正しき職とはなれるなり（細川頼之傳、太平記、建武の始、尊氏、上杉朝定、高師直を以て執事とす、朝定戰死の後、師直獨り事を執る、康應元年八月、尊氏征夷大將軍たるに及び、職掌漸く多事なりと雖も、未だ名稱を改めず、師直誅せられて、仁木頼章、細川清氏、相繼ぎて之に代り、貞治元年七月、斯波義將執事となり、改めて管領と稱す、これ足利の同族として、臣屬と名稱を同くするを嫌ふに依てなり、然れども文書には、なほ執事若くは執權と署する者あり、貞治六年、細川頼之これに代る、爾後屢々義將と交代あり、明德三年、頼之罷め、義將再補す、制整職に在りしを以て、文書には沙彌と署す、應永五年、畠山基國これに代る、爾後、斯波、細川、畠山の三氏迭に任ず、世に三管領と稱せり、應仁の後、足利氏衰ふるに及びて、自ら閑職となれり、但し幕府にて、元服拜賀等の慶儀有る時は、權に之を補すれども、數日にして罷む、三職の家衰頽してより、大内、佐々木、朝倉、三好等の如き、委するに政務を以てすと雖も、全く管領の稱を許さゞりしは、蓋其職を爲せるが故なるべし（武家名目抄、官制沿革略史）

クワンリャウダイ　管領代

幕府の職名、儀式、及び出軍の時など、當職の缺けたるか、又は事故ありて會し難き時、權に子弟を以て代らしむるといふ、故に正職にあらず、細川澄元、畠山尚慶、永三十二年正月焼飯の時、畠山持國管領代として出仕せしを始めとす、天文永祿の際に至りては、吉良義堅れ

たるが故に、六角定頼、朝倉義景の輩も、此稱を聽へり(官制沿革略史)

クワンレキノガ　還暦賀　年齢六十一歳の祝賀をいふ、一に本卦還の祝とも云ふ、生年の干支に還歸するを以て、生誕の日を祝ふ故に名づく、支那にて華甲、或は重逢と稱す([illegible]雅俗)家集に、久しかれつもる六十の一とせに今ゆくすあの千代をかぞへて」とあるを初見とす、其儀尊卑によりて異なれりと雖も、概して當日は、親戚知友を會して詩歌を吟詠して之を祝し、後ち酒宴にうつる、後世は主人自ら赤頭巾、赤き衣服をつけて諸客に會するを例とせり、これぞ元の小兒に若がへりたるの儀なりと云ふ、江戸時代水戸西山公、儒臣人見卜齋の七十歳を賀し、壽酒及び几杖、酒殽を賜ひてより、其他の諸侯これにならひ還暦の祝盛に行はれ、賀詞を張ろに至れり(園田清孝、西山種撰、世事百談、貞丈雜記)

クワンロク　官祿

クワンロク　觀勒　「ロク」を見よ、

古天皇十年十月貢し來る、皇術あり、暦本及び天文地理方術の書を獻ず、三十二年四月、沙門觀勒僧尼を統校す、勅選ばれて此任に當る(元亨釋書)

クワヤク　課役　[illegible]人民より出さしむる調と役とをいふ、後世單に人民を徴發して、公家の工事に使役せしむるをいふ、課、邦言オホス、人民をして貢賦の類を負はしむる義、役、邦言エダチ、役賦の義、凡そ道橋を修築し、池溝を開通し、宮殿を構造する等、皆丁夫を役使す、正丁は歳役十日、其役に服せざる者は、庸物を出して以て之に代ふ、十日以外留役するを繰延と爲す([illegible]上古未だ斯制あらず、意ふに、專に當て民人を役使したるなべし、崇神天皇十二年に至て、始めて人民を校し、長幼の次第、課役の先後を知らしむ、爾來史筆に載る者愈々多し、然れども、未だ以て明徴すべからず、推古天皇十二年、制定の憲法十七條の内に、民を使ふに時を以てするは、古の眞典なり、故に冬月は閑あり、以て民を使ふべし、春より秋に至るまでは農桑の節なり、民を使ふべからず云々と見えたり、文武天皇大寶令制定の時に及で其制備はる、賦役令に、凡正丁歳役、十日、若須ゐ徭庸者、布二丈六尺、一日、二尺六寸、須ゐ留役者、滿三十日、租調俱免、少者、計ゐ見役日、折免、過正役、進不ゐ得、過四十日、次丁二人、同ゐ一正丁、中男、及京畿内、不ゐ在徭庸之例、北丁赴ゐ役之日、長官親自點檢、並留衣服、周備、然後發遣、云々、又、凡春季附者、課役並復、夏季附者、免ゐ課從ゐ役、秋季以後附者、課役俱免、其詐冒隱逃、以免課役、不ゐ限附ゐ之早晩、皆徴ゐ登當年課役、逃亡者附亦同」、とあり、爾後延喜式に至るまで大略之に倣ふ、是より降りて其制漸く變じ、人夫物件に論なく、便宜之を異にし、卽ち內裏社殿の造營、及び城池道橋堤防の修築、驛傳の運輸等、其事あるに臨み、費用を課し、使役するものを總稱す、初め石高に賦して高掛米と稱す、吾妻鏡地方凡例錄等諸書を考ふるに、鎌倉幕府の時課役頗繁にして、諸國段錢を對悟する者少からず、室町時代に至り、天下騷擾し、民或は采組田宅を賣て段錢の未濟を償ふに至る、江戸時代課役多からざるにあらずと雖も、村役を課すれば則ち三役(サンヤク)を免じ、田畠五分以上を損すれば則ち諸役を除く等の定法を設け、以て慶應に至れり、尙ほ、課役の免除につきては免課役(メンカヤク)の條を見よ(大日本租稅志)

クワヨ　火輿　送葬の時靈輿と共に棺の前後に附して中に燈明を點火するもの([illegible]類聚)左經記に、火火輿(輿內立小窟居油坏、於其上明火、寫丁二人布衣烏帽子、著當色、衛ゐ之)云々」と見えたり、

クワヨボロ　鑊丁　田丁をいふ、書紀安閑天皇元年十月の條に、請爲皇后次妃、建立屯倉之地、使ゐ留三後代、今廻(前逃、中略)以三難波屯倉與三鑊丁、郡鑊丁、給三縣宅鑊、以示於後、式闕「早昔」と見えたり、「ロボロ」參看、

クワラ　掛絡　課僧の用ふる袈裟の名、又掛子或は絡子とも云ふ、釋氏要覽に、絡子或呼掛子、蓋此先聖制創之、後僧效之、又云、衣名、見掛絡在身、敬因ゐ之稱也」と見えたり、「ケサ」參看、

クワリン　果隣　弘法大師十哲の一、勅命東大寺に居りて、贊賞、慈恩の二敎を學び、名聲あり、後ち弘法大師の道聲を聞き、往きて受講す、大師兩部密法並に諸儀規を授け、高雄を主らしむ、天長の間、又同じく金剛峯寺に入りて、祕法を繼傳す、大師の滅後、修禪寺に住す、後ち其終る所を知らず(東國高僧傳)

クワレウ　過料　[illegible]江戸時代に於ける庶人の閑刑、錢貨を收めて罪を償はしむるをいふ[illegible]過料の名は早く鎌倉時代より散見せり、卽ち過意料の義にて、過意として收むる料錢の意なりしが、江戸時代八代將軍吉宗の享保三年此刑を設く(種類及處分法)(一)輕過料、罪に過料とも稱す、三貫文又は五貫文を徴收す、(二)重過料、十貫文乃至二十貫を徴收す、(三)身上に壓しての過料、其分

限に應じ、三分、一、三分二、或は四分一等を徴收す、(四)小閑に應じての過料、家屋の間口の間數に應じ、過料高を割り付けて徴收す、(五)村高に應じての過料、村高百石に付き、二貫文の割り合を內て徴收す、(六)連帶の過料、多人數連帶して責任を有する時、全體の人數に對して科するをいふ○王朝時代には驛銅、鎌倉室町兩時代には過怠あり、就きて見るべし(古事類苑法律部)、なほ御定書百ヶ條を按ずるに、測に處せらるべき罪の種類を載せたれば參考として左に揭ぐ、過料卽ち輕過料に相當するものは欠落奉公人を尋出さゞる請人、素人宿にて十人餘請判致すべき者、請合人なき欠落者を圍置く者、離別狀を取らざる女を取持つ者、及び緣付し女の親元、引取し男、三笠附致す者、博奕打者、取退無盡致す者、盜物買に取り或は買取者、物を拾ひ訴出ざる者、預け人を取逃者、知らずして迫放者の請人或は店に置く者、新田地(無斷家作せし者、盜人の宿せしを知らざる、名主組頭五人組の者、隱鐵砲玉藥賣る者、隱鐵砲打者と親み鳥獸を商賣致す者、倒者亜に捨物等あるを押隱す者等にして、重過料に相當するものは、欠落人を隱置く家守、隱鐵砲所持の村方、他所より來り打ちし村方の名主組頭、廻船荷物出賣出買せし者及賣買主、隱賣女の名主及び地主、三鳥派不受不施派に村方の師依せるを知らざる名主、口論の上人殺に荷擔せし者、車にて人を殺せし者の車持主等なりとす、

け

ケ　褻　なれて常とするを云ふ、晴又は公に對する詞、ナレとも云ふ、假令ば褻衣と云へば平常の衣服を云ふが如し、古今集に、朝にけに見べき君をしたのまれぬおもひたちぬる草枕なり」萬葉集に、おほよそにわれしおもはば下にきて、なれにし衣みすきやも」枕草子に、むれつぶゝ物、けどころなるにて、ことに又いちじるしからぬ人の聲聞つけたるほど、後撰法師が秋風ぞ吹白川の關とよみたちん關をば、けなりにて、ひんふくためてはすぎたまほんそ」吉大記文治四年十二月十九日後白河法皇六條殿御移徙の條に、褻御所と見えたるは常なれて常とする意なり、

ケ　偈　佛敎の歌頌を云ふ、贊嘆の詞、古くは四句繪なりしを以て四句を云ふ、梵語、伽陀(伽他、竭陀)の訛なり、又陀を略して單に偈と云ふ、支那に、頌又は諷頌と譯す、頌は美なり、歌なり、頌中の文句極めて美なるを以て之を歌頌する故に云ふ、卽ち言語を美麗し、音調を整へて謠歌するなり、或は偈頌とも云ふ、倶舍寶記に、伽陀爲名爲ゐ偈、此訛略也、訛伽爲ゐ偈、又此云不重頌、法華玄論に、伽陀四句爲ゐ頌如三此間詩頌一也」とあり(根橋長士筆、佛敎

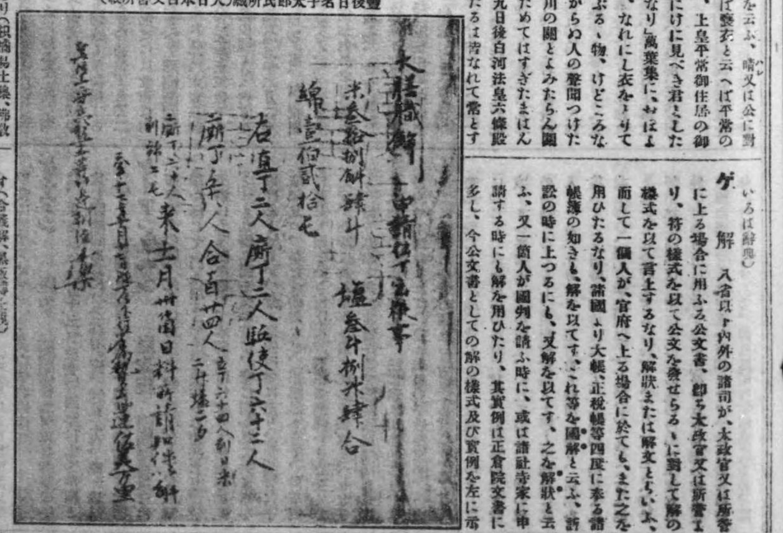

豐後日名子太郎氏所藏(大日本古文書所載)

いろは辭典)

ケ　解　入舍以下內外の諸司が、太政官又は摩官に上る場合に用ふる公文書、卽ち太政官又は所管寮より、符の樣式を以て公文を發せらるゝに對して解の樣式を以て言上するなり、解狀または解文ともいふ、而して一個人が、官府へ上る場合に於ても、また之を用ひたるなり、諸國より大帳、正稅帳等四度に奉る諸帳簿の知きも、解を以てす、これ等を國解と云ふ、訴訟の時に上つるにも、又解を以てす、之を解狀と云ふ、又一箇人が國例を請ふ時に、或は諸社寺家に申請する時にも解を用ひたり、其實例は正倉院文書に多し、今公文書としての解の據式及び實例を左に掲す(令義解、獄令注釋)

式部省解申其事、
其事云々、謂解、
年　月　日　　大録位姓名
弾位姓名　　大丞位姓名
大輔位姓名　　少丞位姓名
少輔位姓名　　少録位姓名
（公式令）

ケイ　啓　皇太子及び三后に進言するを云ひ、進言に用ふる文書をもいふ、又上啓とも云ふ（令義解）天皇に進言する奏と對す、文書としての啓の樣式を示せば左の如し、
春宮坊啓
其事云々謂啓
年　月　日
大夫　位姓名
亮　位姓名
奉令依啓、若不依啓者、卽云令進分云々
（公式令）

亮　位姓
品外箇人より皇太子三后に上申する場合にも用ひられ、上長官に上申する時には、解の代りとして用ひられたり、又箇人書翰の消息にも用ひらる、後世消息に一筆啓上とあるもこれより出でしなり（黒板博士說）
主殿寮式
主殿寮式
主殿寮式

[illegible]郡[illegible]郡[illegible]郡